

相模原市地域防災計画

(修正案)

相模原市防災会議

総則・予防計画編 目 次

第1款 総 則

第1章 地域防災計画の方針	予-1
第2章 自助・共助・公助の基本及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	予-4
第1節 公助の基本	予-4
第2節 自助・共助の基本	予-5
第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	予-7
第3章 市の概要	予-13
第1節 自然的条件	予-13
第2節 社会的条件	予-16
第4章 被害想定	予-17
第1節 本市周辺の地震発生環境	予-17
第2節 地震被害の想定	予-20
第3節 風水害の危険性	予-26
第4節 火山災害の危険性	予-29

第2款 災害予防計画

第1章 災害に強いまちづくり	予-31
第2章 施設構造物・設備の安全化	予-34
第1節 都市施設等の防災対策	予-34
第2節 建造物等災害対策	予-36
第3節 道路・橋りょう整備対策	予-40
第3章 火災・危険物災害等の防止	予-42
第1節 火災等の防止対策	予-42
第2節 危険物等の災害対策	予-47
第4章 風水害等対策	予-51
第1節 浸水被害対策	予-51
第2節 土砂災害対策	予-55
第3節 火山災害対策	予-58
第5章 応急対策への備え	予-59
第1節 情報伝達網の整備	予-59
第2節 情報システム等の整備	予-62
第3節 避難場所等の整備	予-64
第4節 防災資機材等の備蓄及び調達体制の整備	予-67
第5節 救助・医療体制の整備	予-70
第6節 災害時輸送体制の整備	予-71
第7節 災害時における文教・保育体制の整備	予-73

第8節	災害時における建築物に関する対応体制の整備	予-75
第9節	その他の災害対応体制の整備	予-77
第10節	孤立対策	予-80
第11節	帰宅困難者対策	予-81
第6章	災害時要援護者支援	予-83
第1節	災害時要援護者支援	予-83
第2節	災害時医療体制との連携確保	予-87
第7章	災害ボランティア対策	予-88
第8章	防災行動力の向上	予-90
第1節	防災知識の普及対策	予-90
第2節	自主防災組織の育成	予-93
第3節	事業所の防災活動の促進	予-97
第4節	防災訓練の実施	予-98
第9章	調査・研究	予-100

地震災害対策計画編 目 次

第1款 地震災害応急対策

第1章 市災害対策本部活動	地-1
第1節 組織体制	地-1
第2節 動員体制	地-7
第3節 地震情報	地-10
第4節 通信の運用	地-13
第5節 災害情報の収集伝達	地-17
第6節 災害時の広報・広聴	地-20
第7節 応援要請	地-25
第8節 応援派遣等	地-30
第2章 消火・避難誘導対策	地-33
第1節 災害時の消防活動	地-33
第2節 避難誘導対策	地-35
第3章 帰宅困難者対策	地-42
第4章 救出・救助・保健医療救護対策	地-44
第1節 救出・救助活動	地-44
第2節 行方不明者の搜索	地-46
第3節 保健医療救護対策	地-47
第5章 緊急輸送・交通・警備	地-51
第1節 道路啓開及び障害物除去対策	地-51
第2節 輸送車両等の確保対策	地-54
第3節 交通対策	地-57
第4節 警備対策	地-59
第6章 二次災害の防止	地-61
第1節 被災建築物の応急危険度判定	地-61
第2節 被災宅地の危険度判定	地-63
第3節 その他の二次災害防止対策	地-64
第7章 避難所の運営	地-65
第8章 被災生活支援	地-69
第1節 応急給水対策	地-69
第2節 食料供給対策	地-72
第3節 生活必需物資供給対策	地-75
第9章 遺体等の収容・埋火葬等	地-78
第10章 清掃対策	地-80
第11章 トイレ対策	地-83
第12章 防疫・衛生	地-85
第13章 応急住宅対策	地-87
第14章 災害時要援護者支援	地-91

第15章	災害ボランティア対策	地-93
第16章	都市機能等応急対策	地-95
第1節	電気施設の応急対策	地-95
第2節	都市ガス施設の応急対策	地-98
第3節	液化石油ガスの応急対策	地-101
第4節	水道施設の応急対策	地-103
第5節	下水道施設の応急対策	地-104
第6節	電話施設の応急対策	地-105
第7節	東日本旅客鉄道(株)の応急対策	地-108
第8節	小田急電鉄(株)の応急対策	地-111
第9節	京王電鉄(株)の応急対策	地-114
第10節	神奈川中央交通(株)の応急対策	地-116
第17章	文教・保育対策	地-118
第1節	文教対策	地-118
第2節	保育対策	地-120
第18章	孤立対策	地-122
第19章	災害救助法	地-124

第2款 南海トラフ地震対策

第1章	総則	地-127
第1節	基本方針	地-127
第2節	南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策 特別強化地域の指定	地-127
第3節	南海トラフ地震に関連する情報等	地-128
第2章	市災害対策本部の設置等	地-130
第1節	南海トラフ地震臨時情報時の体制	地-130
第2節	市災害対策本部の設置	地-131
第3章	巨大地震警戒時の措置に関する事項	地-132
第1節	南海トラフ地震臨時情報の伝達	地-132
第2節	南海トラフ地震臨時情報の広報	地-134
第3節	事前避難対策	地-136
第4節	児童・生徒等保護対策	地-138
第5節	消防対策	地-139
第6節	警備対策	地-141
第7節	ライフライン・交通対策	地-142
第8節	保健医療救護対策及び社会福祉施設対策	地-143

風水害等対策計画編 目 次

第1款 風水害応急対策

第1章 市災害対策本部活動	風-1
第1節 組織体制	風-1
第2節 動員体制	風-7
第3節 気象警報・注意報	風-9
第4節 土砂災害警戒情報	風-16
第5節 洪水予報等	風-18
第6節 通信の運用	風-22
第7節 災害情報の収集伝達	風-26
第8節 災害時の広報・広聴	風-29
第9節 応援要請	風-34
第10節 応援派遣等	風-39
第2章 水防活動	風-41
第1節 風水害情報連絡体制及び風水害初動体制における活動	風-41
第2節 風水害警戒本部体制における活動	風-42
第3節 災害対策本部体制における活動	風-45
第3章 消火・避難誘導対策	風-46
第1節 災害時の消防活動	風-46
第2節 避難誘導対策	風-48
第3節 帰宅困難者対策	風-57
第4章 救出・救助・保健医療救護対策	風-59
第1節 救出・救助活動	風-59
第2節 行方不明者の捜索	風-61
第3節 保健医療救護対策	風-62
第5章 緊急輸送・交通・警備	風-66
第1節 道路啓開及び障害物除去対策	風-66
第2節 輸送車両等の確保対策	風-69
第3節 交通対策	風-72
第4節 警備対策	風-74
第6章 二次災害の防止	風-76
第7章 避難所等の運営	風-77
第8章 被災生活支援	風-83
第1節 応急給水対策	風-83
第2節 食料供給対策	風-86
第3節 生活必需物資供給対策	風-89
第9章 遺体等の収容・埋火葬等	風-92
第10章 清掃対策	風-94
第11章 防疫・衛生	風-97

第12章 応急住宅対策	風-99
第13章 災害時要援護者支援	風-103
第14章 災害ボランティア対策	風-105
第15章 都市機能等応急対策	風-107
第1節 電気施設の応急対策	風-107
第2節 都市ガス施設の応急対策	風-110
第3節 液化石油ガスの応急対策	風-113
第4節 水道施設の応急対策	風-115
第5節 下水道施設の応急対策	風-116
第6節 電話施設の応急対策	風-117
第7節 東日本旅客鉄道(株)の応急対策	風-120
第8節 小田急電鉄(株)の応急対策	風-123
第9節 京王電鉄(株)の応急対策	風-125
第10節 神奈川中央交通(株)の応急対策	風-127
第16章 文教・保育対策	風-129
第1節 文教対策	風-129
第2節 保育対策	風-131
第17章 孤立対策	風-133
第18章 災害救助法	風-135

第2款 火山災害応急対策

第1章 総則	風-138
第2章 市災害対策本部活動	風-139
第1節 組織体制	風-139
第2節 噴火警報等	風-144
第3節 災害情報の収集伝達	風-147
第4節 災害時の広報・広聴	風-150
第3章 避難誘導対策	風-154
第4章 救出・救助活動	風-162
第5章 火山災害対策	風-164
第1節 溶岩流に伴う消防活動	風-164
第2節 降灰対策	風-166
第6章 避難所等の運営	風-169

第3款 特殊災害対策

第1章 市災害対策本部活動	風-171
第2章 鉄道災害対策	風-173
第3章 道路災害対策	風-176
第4章 航空災害対策	風-178
第5章 危険物等災害対策	風-181
第1節 危険物等応急対策	風-181
第2節 放射性物質災害対策	風-186
第3節 原子力事故災害対策	風-190
第6章 雪害対策	風-197
第7章 大規模な火事対策	風-200

復旧・復興計画編 目 次

第1章 公共施設等の災害復旧事業	復-1
第1節 災害復旧事業計画の策定	復-1
第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画	復-2
第3節 激甚災害の災害復旧事業	復-3
第2章 被災者への生活支援	復-4
第1節 罹災証明書等の発行	復-4
第2節 義援金・義援品の受領配分	復-5
第3節 被災者への経済的支援	復-7
第4節 被災者台帳の整備	復-8
第5節 宅地内土砂混じりがれき対策	復-9
第3章 災害復興計画	復-11
第1節 災害復興体制の確立	復-11
第2節 市街地・都市基盤施設の復興	復-13
第3節 生活再建・地域経済の復興支援	復-14

総則・予防計画編

第1款 総 則

第1章 地域防災計画の方針

1 目的

相模原市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき相模原市防災会議が作成する計画であり、市域に係る災害対策に関し、その防災活動の効果的な実施を図り、災害を防除し、又は被害を最小限度に軽減し、もって地域社会の安全及び市民福祉の確保を図ることを目的とする。

なお、対象とする災害は、災害対策基本法第2条の規定による暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地滑り等の異常な自然現象、大規模な火事や爆発のほか、放射性物質の大量放出等とする。

2 基本理念

災害対策基本法第2条の2及び相模原市防災条例（平成26年相模原市条例第6号）第3条の規定に基づき、災害対策の基本理念は次のとおりとする。

- (1) 地域の自然特性、人口、産業等の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定し、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- (2) 国、県、市及び公共機関等は、適切な役割分担や相互連携を行うこと。また、住民自らの防災活動、自主防災組織等の地域の自発的な防災活動を促進すること。
- (3) 災害に備えた対策を適切に組み合わせ、一体的に講ずること。また、科学的知見や過去の災害の教訓を踏まえ、絶えず改善を図ること。
- (4) 災害の発生直後や情報収集が困難な場合にも、できる限りの確に状況を把握し、住民の生命を守ることを優先した人材、物資等の適切な配分を行うこと。
- (5) 被災者の主体的な取組を促進しつつ、被災者の特性や事情等を踏まえた適切な支援を行うこと。
- (6) 災害発生時は、速やかに、施設の復旧、被災者の援護、災害復興を行うこと。
- (7) 男女共同参画の観点から、防災に関する政策決定及び現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災・復興体制の確立を図ること。
- (8) 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者等の災害時要援護者（災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する「要配慮者」と同義である。以下同じ。）に配慮した防災・復興体制の確立を図ること。

3 構成

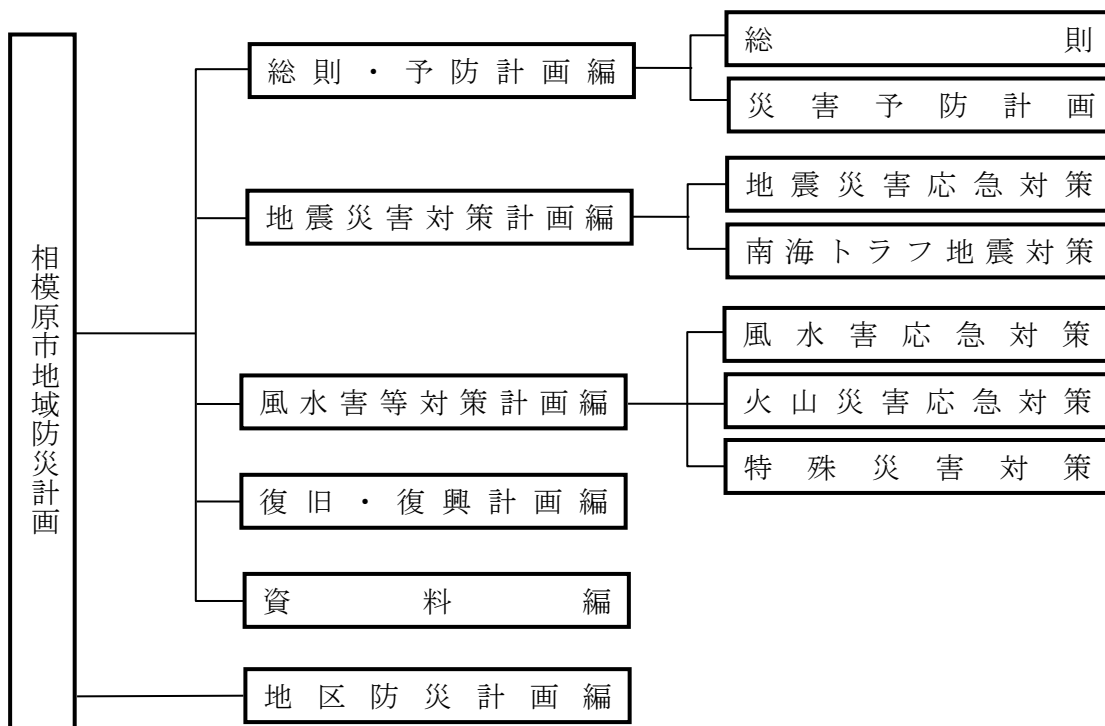
相模原市地域防災計画は、総則・予防計画編、地震災害対策計画編、風水害等対策計画編、復旧・復興計画編、資料編及び地区防災計画編で構成する。

総則・予防計画編においては、災害に強いまちづくりの実現を目指し、事前の対策、役割分担等を示している。地震災害対策計画編及び風水害等対策計画編においては、災害時又は災害発生のおそれのある場合における応急対策の体制・活動規範について、災害事象別に定めている。

復旧・復興計画編においては、本計画で対象とする災害が発生した場合における復旧・復興対策を定めており、これらの災害応急対策や復旧・復興対策を行うに当たり必要な図表、書式、協定等を資料編としてまとめている。

また、地区防災計画編においては、一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が地区の特性や想定される災害等に応じて行う自発的な防災活動に関する防災計画をまとめている。

＜相模原市地域防災計画の構成＞



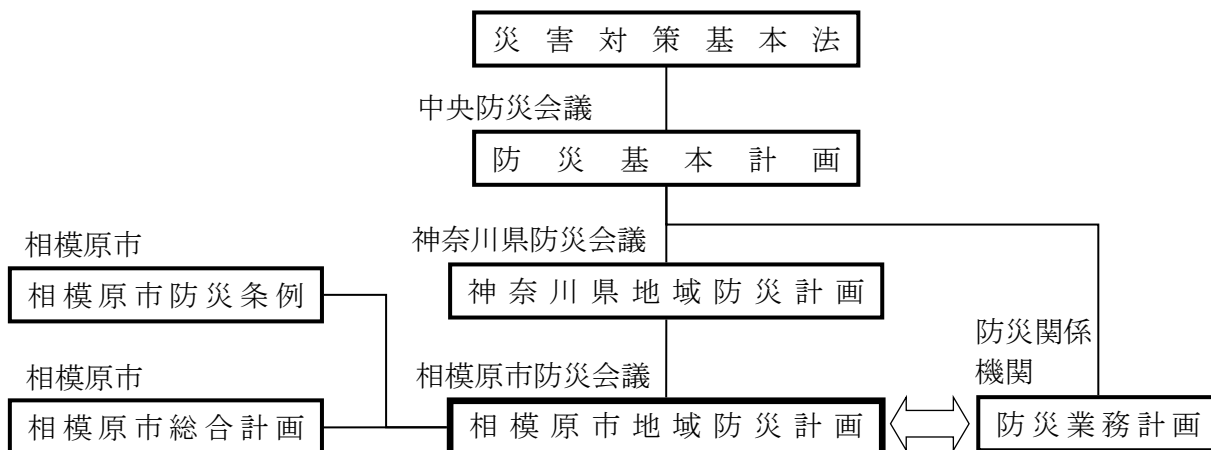
4 相模原市地域防災計画の位置付け

本計画は、相模原市の処理すべき事務又は業務を中心として、市域に係る各防災関係機関の責任を明確にするとともに、各機関及び住民等が防災に関し行う事務又は業務を横断的に記載した計画である。

本計画は、災害対策基本法に基づいて定められる国（中央防災会議）の防災基本計画、神奈川県地域防災計画、災害対策基本法第41条に掲げる防災に関する計画（水防法（昭和24年法律第193号）に基づく水防計画等）及び市域に係る防災関係機関の防災業務計画との整合性及び関連性を有し、また、市の定める相模原市総合計画の基本理念・施策、地域の特性・災害環境を踏まえた地域計画である。

なお、本計画のうち、地震災害対策計画編は、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の基礎となるものである。

＜地域防災計画の位置付け＞



また、市各部及び防災関係機関等の作成する災害対策に係る細部計画は、本計画の基本方針に整合するとともに、必要に応じて修正を加えるなど、災害時に有効な活動が実施できるよう定められるものである。

その他、本市域の一定の地区内の居住者等が、災害対策基本法第42条の2に基づく地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）を提案した場合、防災会議において本計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を本計画に定める。なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

5 計画の推進

防災会議は、防災に関する調査結果、発生した災害の状況、災害対応及び防災訓練等を通じて防災計画の内容を検証、検討するとともに、その時々における防災上の重要事項や課題を把握し、又は審議し、これを本計画に的確に反映させていく。

また、防災計画等の検討段階から、本市独自の地域・社会特性とともに男女共同参画の考え方や自主防災組織等の多様な主体の視点を反映できるよう、必要な体制を確立するものとする。

6 計画の習熟

市、防災関係機関等は、平素から研究、訓練、その他の方法により、本計画及び本計画に関連する他の計画の習熟に努めなければならない。

第2章 自助・共助・公助の基本及び防災関係機関の 処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 公助の基本

1 市

市は、基礎的な地方公共団体として、防災の第一次的責任を有し、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、消防組織の整備、自主防災組織等の充実を図るとともに、住民の自発的な防災活動を促進し、市内のあらゆる防災機能を十分に発揮するように努める。

その他、ボランティアによる防災活動の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

2 神奈川県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

市内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急対策を実施する。また、市、その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 自助・共助の基本

1 市民の役割

相模原市防災条例第7条の規定により、市民は、災害が発生した場合において自己及び家族の安全を確保するため、必要な備えをするよう努めるとともに、必要な知識及び技術の習得に努めなければならない。また、災害が発生した場合において地域とりわけ近隣世帯が相互に協力し防災対策を円滑に行うため、日頃から自主防災組織の活動に参加するよう努めるとともに、市が行う防災対策に協力するよう努めなければならない。

- (1) 「自らの身は自ら守る（自助）」及び「自分たちのまちは自分たちで守る（共助）」という意識を持ち、防災訓練や地域の活動に積極的に参加し、各個人、事業所、自主防災組織等の防災行動力の向上及び相互協力関係の強化、災害時の連絡体制の整備、ルール作りを進め、災害に強い市民と地域を形成する。
- (2) 常に災害に対する備えを怠らず、住居又は所有若しくは使用する建造物等の安全性を確保するとともに、3日分以上の食料、飲料水、生活必需物資等の備蓄、非常持出し品の準備など「自助」の取組に努める。また、過去の災害の教訓を伝承し、災害時には自らの情報を発信するよう努める。
- (3) 災害時には、共助の視点のもと、地域とりわけ近隣世帯、いわゆる「隣近所」が相互に協力して助け合い、情報の把握、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当等に努めるとともに、避難時には、災害時要援護者の支援を行い、冷静かつ積極的に行動する。
- (4) 自主防災組織へ参加し、体制等の整備、教育訓練に協力するとともに、災害時には地域の住民・事業者と連携して各種活動を円滑に実施するよう「共助」の取組に努める。
- (5) その他、県、市及び各防災関係機関の行う防災対策活動に協力する。

2 自主防災組織の役割

- (1) 日頃から、地域内の危険箇所、避難経路、災害時要援護者等の状況等を把握し、地区の防災に係る方針の策定や防災マップの確認、防災活動用資機材の整備、点検に努める。
- (2) 組織の班編成や活動内容を明確にしておき、組織員の教育訓練を推進するとともに、地域住民の参加、地域企業との連携の促進等、地域全体の防災力を向上させる取組に努める。
- (3) 災害時には、情報の収集及び伝達、救出、応急手当、消火、避難誘導、避難所の運営協力、災害時要援護者の支援等に努める。

3 事業者の役割

相模原市防災条例第8条の規定により、事業者は、災害が発生した場合において従業員、来所者等の安全の確保及び事業活動の迅速な回復を図るため、必要な備えをするよう努めるとともに、必要な研修、訓練等を実施するよう努めなければならない。また、地域社会の一員として、市民及び自主防災組織との連携に努めるとともに、市が行う防災対策に協力するよう努めなければならない。

- (1) 日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保、従業員等の発災時の一斉帰宅抑制のための3日分以上の食料及び飲料水等の備蓄、初期消火・救出救助等のための資機材の整備、従業員の安否確認及び従業員と家族の連絡手段の確保、さらに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努める。
- (2) 対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地域住民及び自主防災組織と連携して、地域における防災活動に参加する等、地域の共助に取り組むよう努める。
- (3) 災害が発生した場合には、行政、地域住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、帰宅困難者対策等を積極的に行うよう努める。
- (4) 災害発生時においても、事業者の業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努め、また、BCP等に従業員等の待機及び帰宅の方針を定め、従業員等に周知するよう努める。
- (5) 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、人材等に関わる事業者は、災害時にも事業活動を継続し、市の防災活動への協力に努める。

4 中高層共同住宅管理者等の役割

- (1) 日頃から、建物及び設備の耐震性の維持、確保に努める。
- (2) 地震等によるエレベータや電気、ガス、上下水道等の停止を想定した、居住者の生活支障対策用設備及び資機材の整備並びに共同住宅内の自主防災体制の整備に努める。
- (3) 周辺住民や自主防災組織との連携強化に努める。
- (4) 災害時には、居住者等の防災活動を統括するとともに、高層階居住者の生活支障対策を実施するよう努める。

5 防災市民連絡会議の役割

防災対策の推進体制の確立に資するため、災害対応における自助・共助の考え方を中心とした防災知識の周知及び日頃から防災の取組を行う各種団体相互の情報交換を行い、市民等及び事業者の関心及び理解を深め、団体の会員等に周知するよう努める。

6 防災週間の活用

防災対策への関心及び理解を深める取組が市民等及び事業者に広く周知されるよう、災害に備えた自主的な防災活動の普及のため、防災について話し合い、確認する期間として市独自に防災週間（7月第1土曜日から1週間）を設けるものとする。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関係がある各機関の実施責任及び所掌事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

なお、本計画における法人名の記載に当たっては、協定に法人名が記載されている場合を除き、(株)、(一社)等、略語を使用するものとする。

1 市

- (1) 市防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する調査、研究
- (3) 防災組織の整備
- (4) 防災施設及び設備の整備、点検
- (5) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (6) 自助・共助に関する市民の意識の啓発、防災知識の普及と防災に関する教育及び訓練の実施
- (7) 市域の公共的団体及び自主防災組織の育成指導並びに市民・事業者等の自助及び共助の取組への支援
- (8) 都市防災対策の推進
- (9) 緊急輸送の確保
- (10) 消防、水防活動、その他の応急措置
- (11) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (12) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令及び避難誘導
- (13) 被災者に対する救助及び救護措置
- (14) 災害時における保健衛生、文教及び交通等の対策
- (15) 災害に関する広報の実施
- (16) 被災施設の復旧
- (17) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の事前対策
- (18) 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第9条による警戒宣言(以下「警戒宣言」という。)が発令された場合の事前対策
- (19) 帰宅困難者対策
- (20) その他、自助及び共助の支援、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置

2 神奈川県

- (1) 県央地域県政総合センター
 - ア 災害時における管内県機関に係る応急対策の実施
 - イ 災害時における情報の収集等
 - ウ 県有施設における一時滞在施設の開設に係る連絡調整
- (2) 厚木土木事務所津久井治水センター
 - ア 災害時における管内市域の河川・急傾斜地等の応急措置
 - イ 管内市域の河川・急傾斜地等の被害調査及び復旧
- (3) 企業庁相模原水道営業所・相模原南水道営業所・津久井水道営業所・谷ヶ原浄水場
 - ア 災害時における応急飲料水の確保
 - イ 被災水道施設の調査及び復旧
- (4) 相模原市警察部
市災害対策本部への派遣、市内各警察署との連携調整等
- (5) 相模原警察署・相模原南警察署・相模原北警察署・津久井警察署
災害時における警備・交通対策、各区本部との連携
- (6) 流域下水道整備事務所
市域の流域下水道施設(管きよ)の被害調査及び復旧

3 指定地方行政機関

国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定する機関（災害対策基本法第2条第4号）の業務は次のとおりとする。

- (1) 関東農政局神奈川県拠点
 - ア 農業関係の被害状況の情報収集及び報告に関する業務
 - イ 応急用食料等の支援に関する業務
 - ウ 食品の需給・価格動向等に関する業務
- (2) 関東森林管理局（東京神奈川森林管理署）
 - ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成
 - イ 災害復旧用材（国有林材）の供給
- (3) 相模原労働基準監督署
工場・事業場における労働災害の防止
- (4) 関東運輸局（神奈川運輸支局）
災害時における関係機関、輸送機関との連絡調整
- (5) 関東地方整備局（相武国道事務所）
 - ア 災害時における交通の確保
 - イ 災害時における応急工事
 - ウ 災害復旧工事の施工
 - エ 再度災害防止工事の施工
- (6) 東京管区气象台（横浜地方气象台）
 - ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
 - イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
 - エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
 - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
- (7) 関東財務局（横浜財務事務所）
 - ア 災害発生時における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付け等
 - イ 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請
 - ウ 主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会い
 - エ 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付け
- (8) 関東総合通信局
 - ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
 - イ 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による早期復旧に向けた技術的助言等の災害対応支援
 - ウ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出し
 - エ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施
 - オ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供
- (9) 相模原公共職業安定所
 - ア 応急救助、応急復旧に要する労働力のあっせん対策
 - イ 被災者の就労あっせん対策
- (10) 国土地理院関東地方測量部
 - ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供
 - イ 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言
 - ウ 地殻変動の監視

4 指定公共機関

電気、通信、輸送その他の公益事業を営む法人等で、内閣総理大臣が指定する機関（災害対策基本法第2条第5号）の業務は次のとおりとする。

- (1) 日本銀行（横浜支店）
 - ア 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
 - イ 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
 - ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
 - エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
 - オ 各種措置に関する広報
- (2) 日本郵便（株）（相模原郵便局、橋本郵便局、座間郵便局、津久井郵便局、相模湖郵便局、吉野郵便局）
 - ア 災害時における郵便物の送達の確保
 - イ 救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除
 - ウ 被災者に対する郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - エ 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除
 - オ 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い
 - カ 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害応急融資
- (3) 東日本旅客鉄道（株）（横浜支社、八王子支社）、日本貨物鉄道（株）（関東支社）
 - ア 鉄道、軌道施設の整備、保全
 - イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
 - ウ 災害時の応急輸送対策
 - エ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
 - オ 乗客等の帰宅困難者対策
- (4) 東日本電信電話（株）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）、（株）NTTドコモ
 - ア 電気通信施設の整備及び点検
 - イ 電気通信の特別取扱い
 - ウ 電気通信施設の被災調査及び災害復旧
- (5) KDDI（株）
 - ア 電気通信施設の整備及び保全
 - イ 災害時における電気通信の疎通
- (6) ソフトバンク（株）
 - ア 電気通信施設の整備及び保全
 - イ 災害時における電気通信の疎通
- (7) 楽天モバイル（株）
 - ア 電気通信施設の整備及び保全
 - イ 災害時における電気通信の疎通
- (8) 日本通運（株）、福山通運（株）、佐川急便（株）、ヤマト運輸（株）、西濃運輸（株）
 - ア 災害対策用物資の輸送確保
 - イ 災害時の応急輸送対策
- (9) （株）イトーヨーカ堂、イオン（株）、（株）セブン-イレブン・ジャパン、（株）ローソン、（株）ファミリーマート
 - ア 災害時における生活必需物資の調達
 - イ 生活必需物資の確保
- (10) 東京電力パワーグリッド（株）（相模原支社）
 - ア 電力供給施設の整備及び点検
 - イ 災害時における電力供給の確保
 - ウ 被災施設の調査及び復旧
- (11) 東京ガスネットワーク（株）

- ア ガス供給施設の耐震整備
- イ 被災地に対する燃料供給の確保
- ウ ガス供給施設の被害調査及び復旧
- (12) 日本赤十字社（神奈川県支部）
 - ア 保健医療救護
 - イ こころのケア
 - ウ 救援物資の備蓄及び配分
 - エ 血液製剤の供給
 - オ 義援金の受付及び配分
 - カ その他応急対策に必要な業務
- (13) 日本放送協会（横浜放送局）
 - ア 気象予報、警報等の放送周知
 - イ 災害状況及び災害対策に関する放送
 - ウ 放送施設の保安
- (14) 中日本高速道路（株）（八王子支社）
 - ア 道路の耐震整備
 - イ 災害時の応急復旧
 - ウ 道路の災害復旧
- (15) (独) 国立病院機構（相模原病院）
 - ア 初期災害医療班等の編成及び派遣
 - イ 災害時における被災患者の搬送及び受入れ

5 指定地方公共機関

土地改良区その他の公共的施設の管理者及び県域において輸送、通信その他の公益事業を営む法人で、知事が指定する機関（災害対策基本法第2条第6号）の業務は次のとおりとする。

- (1) 小田急電鉄（株）、京王電鉄（株）
 - ア 鉄道、軌道施設の整備、保全
 - イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
 - ウ 災害時の応急輸送対策
 - エ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
 - オ 乗客等の帰宅困難者対策
- (2) 神奈川中央交通（株）（相模原営業所）
 - ア 被災地の人員輸送の確保
 - イ 災害時の応急輸送対策
- (3) (一社) 神奈川県トラック協会
 - ア 災害対策用物資の輸送確保
 - イ 災害時の応急輸送対策
- (4) 土地改良区（相模川左岸土地改良区、相模川西部土地改良区）
 - ア 土地改良施設の整備
 - イ 農地湛水の防排除活動
 - ウ 農地及び農業施設の被害調査及び復旧
- (5) (公社) 神奈川県医師会（(一社) 相模原市医師会）、(一社) 神奈川県歯科医師会（(公社) 相模原市歯科医師会）、(公社) 神奈川県薬剤師会（(公社) 相模原市薬剤師会）、(公社) 神奈川県看護協会（相模原支部）
 - ア 医療助産等救護活動の実施
 - イ 救護活動に必要な医薬品及び医療機材の提供
- (6) (株) アール・エフ・ラジオ日本、(株) テレビ神奈川、横浜エフエム放送（株）
 - ア 気象予報、警報等の放送の周知
 - イ 災害状況及び災害対策に関する放送
 - ウ 放送施設の保安

- (7) (公社) 神奈川県LPガス協会 (相模原支部、津久井支部)
市が行う防災対策への協力
- (8) (株) ジェイコム湘南・神奈川
災害情報等の放送

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 相模原商工会議所、城山商工会、津久井商工会、相模湖商工会、藤野商工会
 - ア 市が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力
 - イ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
- (2) 相模原市農業協同組合、神奈川つくい農業協同組合
 - ア 市が行う被害調査及び応急対策への協力
 - イ 農作物及び家畜災害応急対策の指導
 - ウ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん
 - エ 被災農家に対する融資あっせん
- (3) (公社) 相模原市防災協会
市が行う防災対策への協力
- (4) (一社) 相模原市建設業協会、相模原市津久井地区建設業連絡協議会
市が行う防災対策への協力
- (5) 相模原市電設協会
市が行う防災対策への協力
- (6) 県北管工事協同組合、相模原市管工事設備協同組合、津久井管工事協同組合、相模原市管工事協会
市が行う防災対策への協力
- (7) 相模原造園協同組合
市が行う防災対策への協力
- (8) 神奈川県震災建築物応急危険度判定士会相模原支部
市が行う防災対策への協力
- (9) 相模原市生活協同組合運営協議会
市が行う防災対策への協力
- (10) 相模原市防災設備協同組合
市が行う防災対策への協力
- (11) 金融機関
被災事業者等に対する資金融資
- (12) (公社) 神奈川県柔道整復師会相模支部
応急手当等に関する協力
- (13) 病院等医療施設の管理者
 - ア 避難施設の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施
 - イ 災害時に入院患者等の保護及び誘導
 - ウ 災害時における病人等の受入れ及び保護
 - エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産
- (14) (公社) 相模原市病院協会
災害時の保健医療救護活動の協力
- (15) (一社) 相模原市獣医師会
災害時の犬猫等の救護の協力
- (16) (学) 麻布獣医学園
被災し負傷した所有者不明の犬猫等の救護の協力
- (17) 社会福祉施設の管理者
 - ア 避難施設の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における入所者の保護及び誘導
- (18) (福) 相模原市社会福祉協議会、相模原災害ボランティアネットワーク
 - ア 災害時要援護者の支援

- イ 災害時におけるボランティア活動の支援
- (19) 学校法人
 - ア 避難施設の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における生徒等の保護
 - ウ 災害時の応急教育対策計画の確立と実施
- (20) 危険物施設、火薬類施設、高圧ガス施設及び液化石油ガス施設の管理者
 - ア 安全管理の徹底
 - イ 防災教育の実施
- (21) (株) エフエムさがみ、(株) ジェイコム湘南・神奈川
 - 災害情報等の放送
- (22) 相模原市印刷広告協同組合
 - 広報活動への協力
- (23) (公財) 神奈川県下水道公社
 - 市域の流域下水道施設（ポンプ場）の被害調査
- (24) さがみはら津久井森林組合
 - ア 市が行う防災対策への協力
 - イ 被災組合員への融資、あっせん
- (25) 京王バス（株）、富士急バス（株）
 - ア 被災地の人員輸送の確保
 - イ 災害時の応急輸送対策
- (26) 一時滞在施設の管理者（公共施設の指定管理施設にあつては、指定管理者）
 - ア 一時滞在施設の開設、運営の協力
 - イ 帰宅困難者の支援への協力
- (27) 神奈川県土地改良事業団体連合会
 - ア 農地及び農業用施設の被害状況調査及び緊急措置、応急復旧に係る助言等
 - イ 農地及び農業用施設の災害査定設計業務
- (28) (公社) 日本下水道管路管理業協会
 - 市が行う防災対策への協力

7 自衛隊

- (1) 防災関係資料の基礎調査
- (2) 自衛隊の災害派遣に関する計画の作成
- (3) 防災に関する訓練への参加・支援
- (4) 災害派遣による応急救護、応急復旧等の実施
- (5) 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与

8 在日米軍

県への要請又は覚書等に基づく要請により、災害救援活動及び災害対応準備活動並びに消防援助活動の実施

第3章 市の概要

本市は、首都東京から40km圏内の神奈川県北西部に位置し、市域は、相模川と境川に挟まれた平野部から丹沢山地までに広がり、東西35.6km、南北22.0kmで、面積は328.91km²である。市の北部から東部にかけては東京都檜原村、八王子市、町田市に接し、西部は山北町、山梨県上野原市、道志村に、南部は清川村、愛川町、厚木市、大和市、座間市に接している。

市役所の位置	東経：139度22分26秒
	北緯：35度34分16秒
	海拔：124.21m

第1節 自然的条件

1 地形

本市は神奈川県の北西部に位置し、緑区城山地区を境にして西の主に山地が分布する地域と、東の主に台地からなる地域に大別される。

本市東部には、多摩丘陵と相模低地に挟まれた相模原台地が広がっている。北東境の多摩丘陵との間には境川、南西側の相模低地には相模川が流れている。相模原台地は、南北に伸びる台地で、緩やかな起伏を伴って南に傾斜をしている。台地は、数段の平坦面（段丘）で構成されており、その境は比高（平坦面同士の高さ差）数mの傾斜地（段丘崖）となっている。また、台地には、道保川、鳩川、姥川、八瀬川といった小河川が流下する。

本市西部には山地が広がっており、山地を刻む河川としては、相模川のほか、道志川、秋山川、早戸川、串川等がある。これらの河川に沿って細長く段丘や低地が分布する。山地は急峻きゅうしゅんであり、蛭ヶ岳（1,673m）など1,000mを超える山もある。

相模原市を構成する地形とその特徴は次のとおりである。

(1) 山地・扇状地、山麓堆積地形

相模川より北側の山地は小仏山地こぼとけと呼ばれ、中生代白亜紀（6,500万年前以前）に海で堆積した土砂が固結し、隆起した場所である。相模川南側の丹沢山地は新第三紀（2,350万年前～175万年前）の海底火山活動の堆積物からなる。いずれも急峻きゅうしゅんであり、土砂災害警戒区域等が分布している。

山地のへりには崩れてきた土砂が堆積してできた扇状地、山麓堆積地形といった比較的平らかな斜面がある。

これらの地域には人工的に造成した土地もある。

(2) 台地

相模原台地は、上段うわだん、中段なかだん、下段しただんと称される段丘面に区分される。各段丘面の間及び台地と低地の間には段丘崖がある。この段丘崖はかつての川岸であったところである。

ア 上段

本市東部の北東側を占め、地形学上、「相模原面」と呼ばれる。北から南に向かって低くなり、標高は橋本で約140m、麻溝台で約90mである。約5～5.5万年前に相模川から運ばれた砂礫されきで構成され、その上に10m以上の厚さで関東ローム層が覆っている。なお、相模原面には非常に浅い谷地形が見られるところがある。これらは、現在の地図では等高線にも谷として表現されにくい凹地であるが、周囲より低く水が集まりやすい地形である。本市西部においても山地のへりに上段うわだんに当たる段丘面が散在して分布している。

イ 中 段

本市東部の相模川に比較的近い位置にあり、地形学上、「田名原面」と呼ばれる。約2.6～2.8万年前に相模川が相模原面を侵食して形成した平坦面であり、数m以上の厚さで関東ローム層が覆っている。本市西部においても相模川等の各河川に沿って分布している。

ウ 下 段

田名南部から当麻西部の狭い範囲を占め、「陽原面」と呼ばれる。約2万年前に相模川が相模原面を侵食して形成した平坦面であり、数m以上の厚さで関東ローム層が覆っている。

(3) 谷底平野

本市東部の台地には、道保川、鳩川、姥川、八瀬川といった小河川が流下している。これらの河川沿いは谷底平野と呼ばれ、周囲の段丘面よりやや低い地形がある。麻溝台から磯部にかけて、河川は流下していないが台地を侵食して形成された谷底平野が分布している。また、境川沿いにも谷底平野が分布する。これらの谷底平野は、河川が蛇行していることや周囲から低いことにより水が溜まりやすく、低湿な土地である。表層部は主に約1万年前以降に堆積した軟弱な砂や泥で構成されている。関東ローム層が薄く載る所もある。

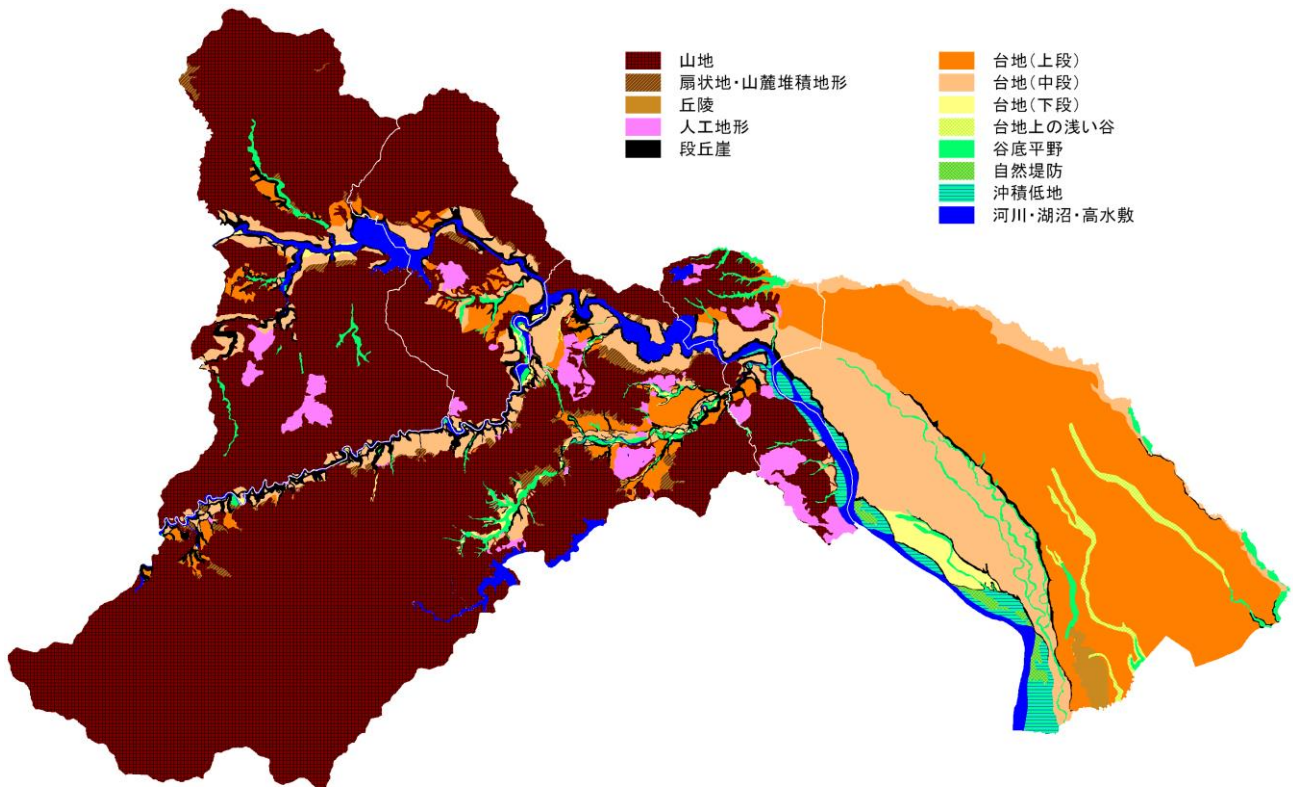
本市西部の串川や沢井川等の山間を流れる河川沿いにも谷底平野が分布する。この地域の河川は比較的流れが速いため、これまで目立った浸水被害は知られていない。

(4) 自然堤防

低地のなかの微高地で、河川によって運搬された土砂が堆積した列状の土地である。低地面より数十cm～1m程度高く、周囲の沖積低地よりは浸水しにくい土地であるため、古くから集落が立地している。相模川沿いの磯部や、当麻中原、田名久所等がこれに当たる。表層部は約1万年前以降に堆積した砂が多くなっている。関東ローム層が薄く載る所もある。

(5) 沖積低地

相模川沿いの低地である。かつては、相模川が氾濫したときに浸水する土地であったが、現在はその危険性は低い。ただし、内水氾濫が発生しやすい土地である。主に、水田等に利用されている。表層部は主に約1万年前以降に堆積した軟弱な砂や泥で構成されている。関東ローム層が薄く載る所もある。



相模原市域の地形分類図

2 地 質

相模原市を構成する地質は、緑区のうち山地が分布する範囲の相模川上流及び支川の道志川・秋山川・沢井川・串川流域は、小仏層群、丹沢層群等の基盤岩類で構成されるほか、河岸段丘分布域では第四紀更新統の寸沢嵐礫層、大沢礫層等の段丘堆積物が分布し、その上位に関東ローム層が堆積している。また、相模原台地では基盤として上総層群、その上に、下位から相模層群、段丘堆積物である相模野礫層、田名原礫層、陽原礫層、さらにその上位に関東ローム層がそれぞれ不整合に堆積している。なお、低地には沖積層が堆積している。

3 気 候

市内の気候は、寒暖の差があまり大きくなく、夏に雨が多く、冬は乾燥する。令和4年の気候（消防局管内設置観測所の観測値）は、最高気温38.2℃（津久井消防署）、最低気温-5.5℃（津久井消防署）で、年平均気温は16.3℃（消防指令センター）及び14.7℃（津久井消防署）であった。また、年間降水量は1,637.5mm（消防指令センター）及び1,404.0mm（津久井消防署）であった。

消防指令センター（中央区中央）では令和元年10月12日に361.5mm、また鳥屋出張所では同日に713.0mmを観測している。

また、平成26年2月14日から15日までの降雪では、消防指令センターで56cm、緑区の中山間地の一部で100cmを超える積雪を観測している。

第2節 社会的条件

1 人口

本市の人口は、昭和29年11月の市制施行当時は約8万人であったが、昭和42年に人口20万人、昭和46年に30万人、昭和52年に40万人、昭和62年に50万人、平成12年に60万人に達し、その後、津久井地域との合併を経て、平成19年に70万人を超えた。

令和2年国勢調査を基礎とした令和5年1月1日現在の推計人口は、726,031人、342,022世帯となっている。年齢別では、年少人口（15歳未満）が11.2%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が62.1%、高齢人口（65歳以上）が26.7%となっている。

また、住民基本台帳に記載されている外国人住民は17,429人であり、市域人口の2.4%を占める。

令和2年国勢調査における市内の昼夜間人口比は88.9%で、昼間人口は夜間人口よりも1割以上少ない。

2 交通

(1) 道路

一般国道は、横浜市の桜木町を起終点とする国道16号と、東京都中央区を起点とし塩尻市を終点とする国道20号、平塚を起点とし緑区橋本を終点とする国道129号、平塚市を起点とし緑区吉野を終点とする国道412号及び富士吉田を起点とし緑区西橋本を終点とする国道413号の5路線である。

令和5年3月31日現在、主要地方道及び一般県道は31路線で総延長約190km、市道は10,835路線で総延長約2,192kmである。

高速道路は、中央自動車道（中央道）と首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が通過している。中央道の市内延長は約9.9kmで、相模湖インターチェンジと相模湖東出口が国道20号に接続する。また、圏央道の市内延長は約9kmで、南区の当麻地区の相模原愛川インターチェンジが国道129号及び県道52号（相模原町田）に接続し、緑区の小倉地区の相模原インターチェンジが県道510号（長竹川尻）に接続する。

(2) 鉄道

市内には、首都圏の環状交通軸であるJR横浜線、放射交通軸である小田急線（小田原線・江ノ島線）及び京王相模原線、県央地区の南北交通軸であるJR相模線、そしてJR中央本線の6路線があり、17の駅が設置されている。

第4章 被害想定

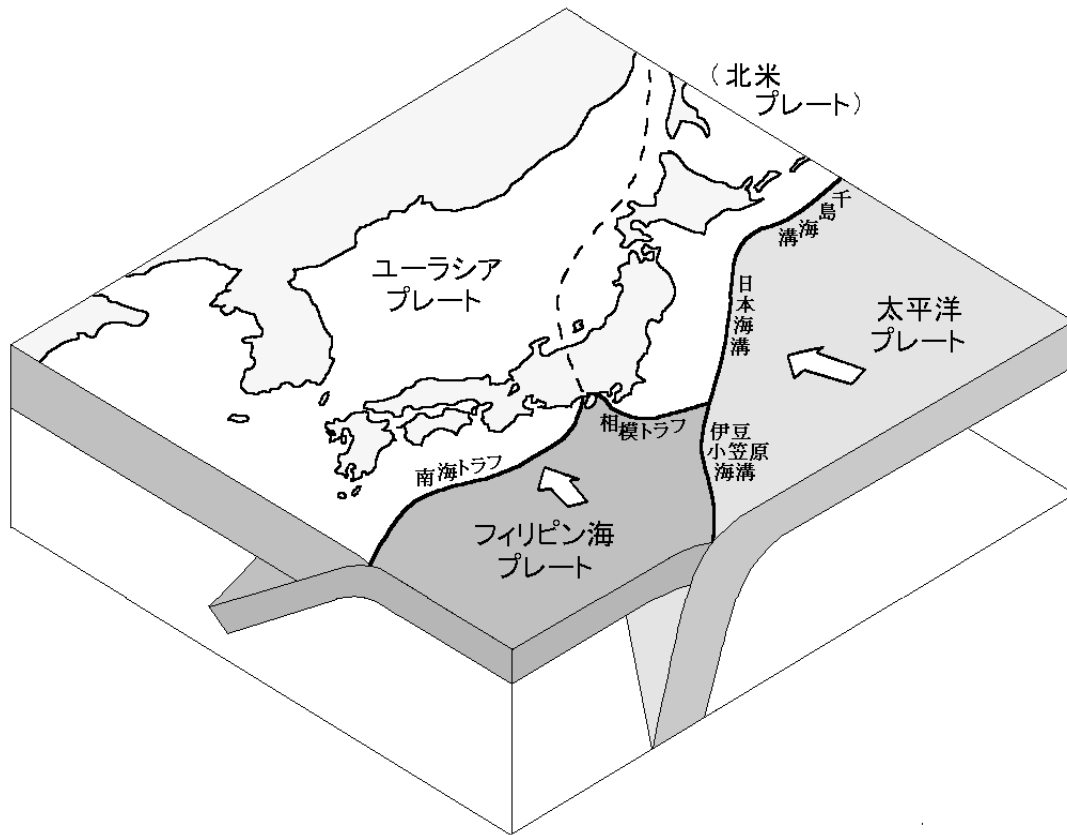
第1節 本市周辺の地震発生環境

1 本市の警戒すべき地震

相模原市を中心とする関東地方の地質構造、活断層の分布、地震の発生状況等の調査結果から、相模原市に被害を及ぼすおそれのある地震は、次表のとおりである。

＜相模原市に影響を及ぼす地震＞

地震のタイプ	発生場所	地震の規模、発生確率等	相模原市への影響
活断層による直下型地震	国府津－松田断層帯	相模トラフ地震の分岐断層と見られる。	百年以上後に、震度6強程度
プレート境界の海溝型の地震	相模トラフ（1923年関東地震の再来）	マグニチュード8程度（中長期的な対策の対象）	
	駿河トラフ（東海地震）、南海トラフ	マグニチュード8程度切迫性がある。	近い将来、震度5強程度
南関東直下の地震	海側と陸側のプレートの境界面	マグニチュード7程度ある程度の切迫性がある。	北関東で発生する可能性
	海側プレート内部		東京都以北で発生する可能性
	地表から浅い場所		どこで起きるか分からないが直下で起これば震度6強程度



＜プレート構造分布図（（独）防災科学技術研究所）＞

中央防災会議の検討結果（2013）によれば、南関東直下の地震は、いずれの地域で発生するかは不明であるが、浅い場所で起こる地震は、モーメントマグニチュード6.8（マグニチュード7.1程度）の地震が5km以上の深さで発生する可能性がある。また、フィリピン海プレート上面で発生する地震については、そこで発生した関東地震から十分なひずみが蓄積される時間がたっていないため、南関東地域での発生の可能性は考えていない。フィリピン海プレート内で発生する地震については大規模な地震が発生する可能性は15kmよりも浅い場所やプレートが十分な厚さを持たない場所では発生する可能性がないものと考え、東京都から埼玉・茨城県にかけての直下でモーメントマグニチュード7.3の地震が発生する可能性があるものとしている。

駿河湾で発生することが懸念されている東海地震及び駿河湾から四国沖にかけて発生する可能性がある南海トラフの地震は、切迫性があるものとして、国の観測態勢が強められているが、本市域では震度6弱には達しないものと予測される。

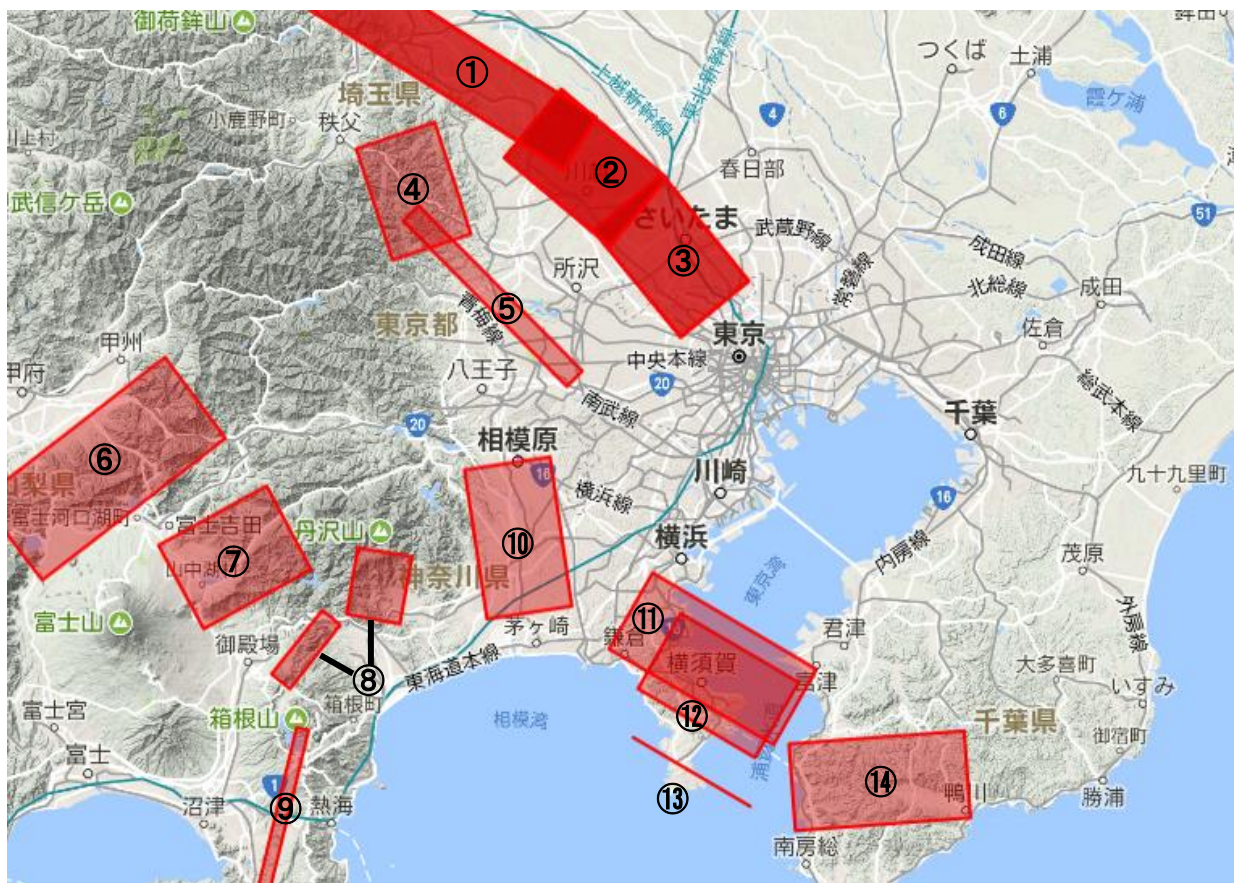
また、神縄・国府津－松田断層は中央防災会議の検討結果（2013）によれば、関東地震タイプの相模トラフの分岐断層として、個別の検討対象から除外されている。

2 本市近傍の活断層の分布

相模原市の周辺には次ページ図（活断層分布図）に示すような活断層が分布する。地震が発生する可能性のある活断層については、神奈川県及び国（地震調査研究推進本部）で調査が進められており、その結果、下表のように評価結果がまとめられる。

＜本市周辺の活断層の評価＞

断 層 名	活 断 層 の 評 価
立川断層帯	平均活動間隔は約1万～1万5千年、最新の地震は1万3千年前～2万年前。今後30年間に地震が発生する可能性はわが国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。
伊勢原断層	平均活動間隔は4千年～6千年程度で、地震発生の可能性は低い。
渋沢断層・秦野断層	平均活動間隔は不明だが、約1万7千年前に活動しており、今後も活動する可能性あり。神縄・国府津－松田断層帯の活動に付随して活動する可能性もある。
三浦半島断層群	詳細は不明であるが、今後30年間に地震が発生する可能性がわが国の主な活断層の中では高いグループに属する。



- | | | |
|------------------|---------------------|----------------|
| ① 深谷断層帯 | ② 綾瀬川断層鴻巣－伊奈区間 | ③ 綾瀬川断層伊奈－川口区間 |
| ④ 越生断層 | ⑤ 立川断層帯 | ⑥ 曾根丘陵断層帯 |
| ⑦ 塩沢断層帯 | ⑧ 平山-松田北断層帯 | ⑨ 北伊豆断層帯 |
| ⑩ 伊勢原断層 | ⑪ 三浦半島断層群主部衣笠・北武断層帯 | |
| ⑫ 三浦半島断層群主部武山断層帯 | ⑬ 三浦半島断層群南部 | ⑭ 鴨川低地断層帯 |

＜南関東付近の主要活断層帯＞

((独) 防災科学技術研究所「J-SHIS MAP」の想定地震地図に加筆)

第2節 地震被害の想定

平成26年度に「相模原市防災アセスメント調査」を実施し、「東部直下地震」「西部直下地震」及び「大正関東タイプ地震」に関する本市域の地震被害予測を実施した。また、神奈川県では、平成25年度から26年度までにかけて、「東海地震」「都心南部直下地震」など本市に影響を与える地震として示した地震被害予測を実施している。

1 想定地震の設定条件及び被害の概要

各想定地震の設定条件及び被害の概要は次表のとおりである。被害数量は、調査年次当時の社会条件を基に予測されたものである。このうち、今後100年以内に発生する可能性が少ない南関東地震を除き、被害量の大きい「直下型地震」を本市の防災体制整備の目標となる想定地震と位置付ける。

＜各想定地震の設定条件＞

想定地震		直下型の地震		大正関東タイプ	東海地震	都心南部直下地震
		相模原市東部	相模原市西部			
調査年次		平成26年5月 相模原市防災アセスメント調査			平成27年3月 神奈川県地震被害想定調査	
設定	マグニチュード	7.1	7.1	8クラス	8.0	7.3
	震源	本市の東部 地域直下	本市の西部 地域直下	相模トラフ	駿河湾	都心南部直下
	ケース	冬2時・夏12時・冬18時、風3m/s			冬5時・夏12時・冬18時	
結果	震度	5強～6強	5強～6強	5弱～6強	4～5強	5弱～6強
	大破（全壊） 建物（棟）	約8,000	約3,600	約1,300	0	6,720
	出火（件）	約20 ^(※1)	約5 ^(※1)	0 ^(※1)	0 ^(※1)	40 ^(※1)
	焼失（棟）	約1,400 ^(※1)	約200 ^(※1)	0 ^(※1)	0 ^(※1)	4,530 ^(※1)
	避難（人）	約61,000	約39,000	約28,400	^(※4)	^(※4)
		約41,000 ^(※2)	約30,000 ^(※2)	約24,000 ^(※2)	10	85,980
	死者（人）	約500 ^(※3)	約200 ^(※3)	約100 ^(※3)	0 ^(※5)	390 ^(※5)
負傷者（人）	約4,400 ^(※3)	約2,800 ^(※3)	約1,500 ^(※3)	50 ^(※5)	6,450 ^(※5)	
主な被害域の 広がり	南区、中央区及び 緑区の中央区寄 りで震度が大き い	緑区の中央区寄 りで震度が大き い	南区の一部で震 度が大きい	静岡県を中心 とする東海地 方から神奈川 県西部一帯	都心南部から 神奈川県中東 部	

(※1) 出火件数は冬18時の場合

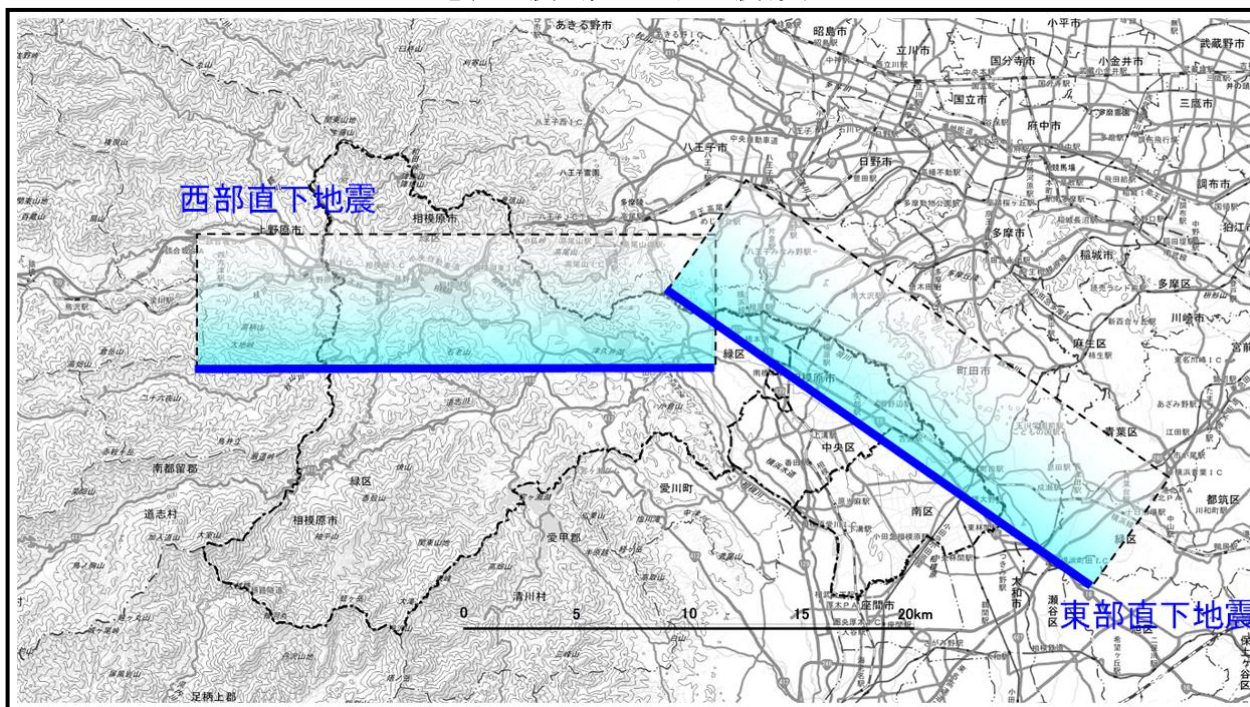
(※2) 冬18時の場合の避難所への避難者数のうち、住家被害はないが、断水により避難する人数
避難者数は、ピークとなる発災から1週間程度の想定

(※3) 冬の深夜2時の場合

(※4) 1日後の避難所への避難者数

(※5) 冬の早朝5時の場合

<想定地震（直下型）の震源域>



2 アセスメントによる被害想定

国における首都直下地震の新たな被害想定の見解や近年の災害履歴等に基づき、本市の地震被害想定である、「相模原市防災アセスメント調査」を更新（平成26年5月）した。

(1) 想定地震と条件

想定地震と発生時刻等の条件は、次のとおりである。

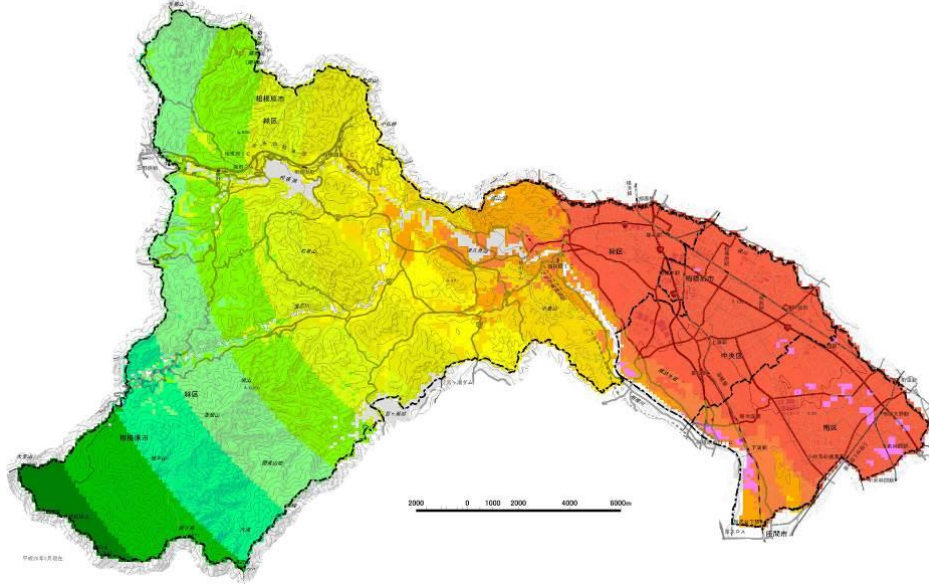
想定地震	相模原市東部直下地震	本市の東部地域直下の地震（マグニチュード7.1）
	相模原市西部直下地震	本市の西部地域直下の地震（マグニチュード7.1）
	大正関東タイプ地震	相模トラフで発生するマグニチュード8クラスの地震
条件	季節・時刻	①夏12時 ②冬18時 ③冬深夜2時
	天候	晴れ、風速3m/s

(2) 地震動・液状化

地震動予測結果は、次のとおりである。

なお、液状化は、いずれの地震においても相模川沿岸の低地部で危険性があると予測された。

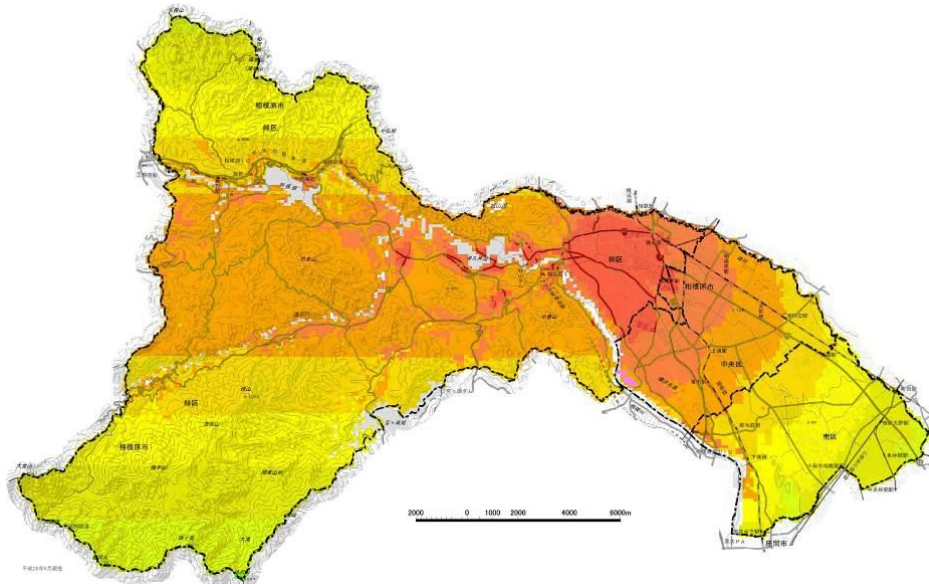
ア 相模原市東部直下地震



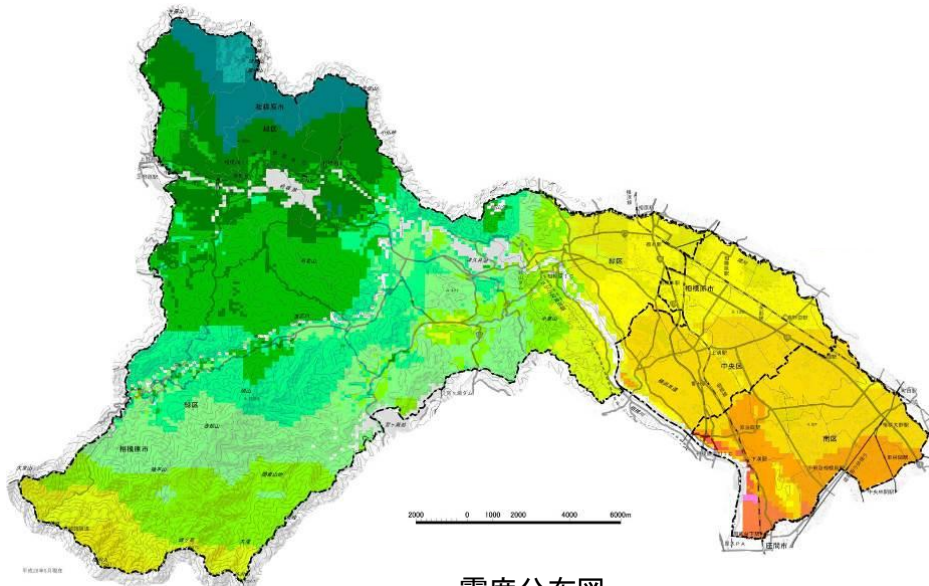
計測震度

- 震度5弱(4.7)
- 震度5弱(4.8)
- 震度5弱(4.9)
- 震度5強(5.0)
- 震度5強(5.1)
- 震度5強(5.2)
- 震度5強(5.3)
- 震度5強(5.4)
- 震度6弱(5.5)
- 震度6弱(5.6)
- 震度6弱(5.7)
- 震度6弱(5.8)
- 震度6弱(5.9)
- 震度6強(6.0)
- 震度6強(6.1)
- 震度6強(6.2)
- 震度6強(6.3)

イ 相模原市西部直下地震



ウ 大正関東タイプ地震



震度分布図

(3) 建物被害・地震火災

建物被害及び地震火災の予測結果は、次のとおりである。

想定条件	区名	建物総数	全壊	焼失	大規模半壊	半壊	全壊・焼失
東部直下地震 夏12時・冬2時 延焼出火なし	中央区	62,987	3,004	0	49	9,254	3,004
	南区	61,172	3,268	0	89	9,598	3,268
	緑区	54,014	1,693	0	10	6,285	1,693
	全市	178,173	7,964	0	148	25,137	7,964
東部直下地震 冬18時 延焼出火 23件	中央区	62,987	3,004	481	49	9,175	3,484
	南区	61,172	3,268	646	89	9,480	3,914
	緑区	54,014	1,693	238	10	6,249	1,931
	全市	178,173	7,964	1,366	147	24,904	9,329
西部直下地震 夏12時・冬2時 延焼出火なし	中央区	62,987	1,273	0	49	6,387	1,273
	南区	61,172	253	0	83	2,867	253
	緑区	54,014	2,095	0	10	7,743	2,095
	全市	178,173	3,621	0	142	16,997	3,621
西部直下地震 冬18時 延焼出火 4件	中央区	62,987	1,273	69	49	6,378	1,342
	南区	61,172	253	37	83	2,865	290
	緑区	54,014	2,095	92	10	7,730	2,187
	全市	178,173	3,621	198	142	16,973	3,819
大正関東タイプ地震 延焼出火 なし	中央区	62,987	398	0	33	3,713	398
	南区	61,172	858	0	90	5,453	858
	緑区	54,014	69	0	3	1,106	69
	全市	178,173	1,324	0	126	10,272	1,324

(注) 表中の数値は概数で示されているため、集計が一致しないことがある。

(4) ライフライン被害

電気、上水道、都市ガスの被害は、次のとおりである。

区名	夜間人口	停電人口率			給水人口	断水人口率			都市ガス供給域内人口	供給停止人口率		
		1日後	3日後	1週間後		1日後	1週間後	1か月後		1日後	1週間後	1か月後
東部直下地震												
中央区	266,988	72%	31%	3%	266,007	81%	63%	14%	265,912	100%	98%	61%
南区	274,364	72%	32%	3%	270,899	81%	64%	14%	270,807	100%	98%	62%
緑区	176,192	62%	25%	2%	172,185	71%	53%	11%	97,972	100%	98%	62%
全体	717,544	69%	30%	3%	709,091	79%	61%	13%	634,691	100%	98%	62%
西部直下地震												
中央区	266,988	59%	20%	1%	266,007	69%	50%	8%	265,912	89%	87%	47%
南区	274,364	37%	9%	0%	270,899	41%	26%	3%	270,807	52%	49%	21%
緑区	176,192	67%	26%	2%	172,185	77%	58%	11%	97,972	100%	98%	59%
全体	717,544	52%	17%	1%	709,091	60%	43%	7%	634,691	75%	72%	37%
大正関東タイプ地震												
中央区	266,988	44%	13%	0%	266,007	50%	34%	5%	265,912	64%	62%	29%
南区	274,364	53%	17%	1%	270,899	61%	43%	6%	270,807	78%	76%	39%
緑区	176,192	28%	6%	0%	172,185	29%	18%	2%	97,972	51%	47%	20%
全体	717,544	43%	13%	1%	709,091	49%	34%	5%	634,691	68%	65%	32%

(注1) 表中の停電域内人口及び停電人口率は、避難等による人口の異動を考慮していない値である。

(注2) 都市ガスについては、ガス供給体制の強靱化きょうじんかが図られ、平成26年の防災アセスメント調査時より、早期の供給再開が可能となっている。

(5) 人的被害

死者、負傷者及び閉込者の予測結果は次のとおりである。

想定条件	区名	人口	死者数	閉込者数	重傷者数	軽傷者数
夏 12 時 (東部直下地震)	中央区	250,817	80	755	136	859
	南区	229,237	92	742	118	728
	緑区	152,321	46	385	93	646
	全市	632,375	219	1,883	347	2,233
冬 2 時 (東部直下地震)	中央区	266,988	185	1,116	224	1,393
	南区	274,364	207	1,226	228	1,366
	緑区	176,192	107	593	147	1,064
	全市	717,544	498	2,935	599	3,823
冬 18 時 (東部直下地震)	中央区	254,983	144	855	143	892
	南区	242,439	163	883	138	832
	緑区	160,521	80	445	94	667
	全市	657,943	386	2,183	375	2,391
夏 12 時 (西部直下地震)	中央区	250,817	33	386	65	534
	南区	229,237	7	78	13	174
	緑区	152,321	57	435	104	727
	全市	632,375	97	899	182	1,435
冬 2 時 (西部直下地震)	中央区	266,988	77	486	98	889
	南区	274,364	15	103	20	342
	緑区	176,192	133	706	177	1,277
	全市	717,544	225	1,295	294	2,507
冬 18 時 (西部直下地震)	中央区	254,983	54	400	65	566
	南区	242,439	11	81	13	206
	緑区	160,521	91	519	111	789
	全市	657,943	156	1,000	189	1,561
夏 12 時 (大正関東タイプ地震)	中央区	250,817	10	113	24	289
	南区	229,237	24	205	35	345
	緑区	152,321	2	26	7	116
	全市	632,375	36	344	66	750
冬 2 時 (大正関東タイプ地震)	中央区	266,988	23	155	33	495
	南区	274,364	53	340	63	688
	緑区	176,192	4	29	7	175
	全市	717,544	80	524	102	1,359
冬 18 時 (大正関東タイプ地震)	中央区	254,983	15	123	22	310
	南区	242,439	35	244	39	411
	緑区	160,521	3	25	5	113
	全市	657,943	53	392	67	834

(注1) 予測結果は概数のため、集計値が一致しない場合がある。

(注2) 「閉込者」は、倒壊建物に閉じ込められて救助を要する者である。

(6) 避難者・応急給水人口

避難者及び応急給水人口の予測結果は次のとおりである。

区名	夜間人口	避難所避難者			応急給水人口				
		当日	1週間後(断水)		1か月後(断水)		当日	1週間後	1か月後
東部直下地震 夏12時・冬2時(延焼火災なし)									
中央区	266,988	8,155	22,762	(15,966)	11,614	(7,537)	207,289	127,728	9,770
南区	274,364	8,894	23,686	(16,274)	12,204	(7,757)	210,805	130,195	10,056
緑区	176,192	4,506	12,511	(8,757)	6,056	(3,803)	117,962	70,053	4,930
全市	717,544	21,554	58,959	(40,997)	29,874	(19,097)	536,056	327,976	24,755
東部直下地震 冬18時(延焼火災あり)									
中央区	266,988	9,063	23,423	(15,870)	12,023	(7,491)	206,047	126,963	9,711
南区	274,364	10,052	24,528	(16,152)	12,724	(7,698)	209,221	129,215	9,979
緑区	176,192	4,908	12,805	(8,715)	6,238	(3,783)	117,417	69,718	4,904
全市	717,544	24,024	60,757	(40,737)	30,985	(18,973)	532,685	325,896	24,595
西部直下地震 夏12時・冬2時(延焼火災なし)									
中央区	266,988	4,177	16,425	(12,944)	6,460	(4,371)	182,354	103,554	5,666
南区	274,364	1,374	8,104	(6,959)	2,475	(1,788)	114,545	55,675	2,318
緑区	176,192	5,377	13,936	(9,456)	6,542	(3,853)	127,236	75,644	4,995
全市	717,544	10,928	38,466	(29,359)	15,477	(10,012)	424,134	234,873	12,979
西部直下地震 冬18時(延焼火災あり)									
中央区	266,988	4,314	16,527	(12,932)	6,524	(4,367)	182,184	103,456	5,660
南区	274,364	1,441	8,157	(6,956)	2,508	(1,788)	114,496	55,651	2,317
緑区	176,192	5,531	14,049	(9,440)	6,612	(3,846)	127,029	75,519	4,986
全市	717,544	11,285	38,733	(29,328)	15,643	(10,001)	423,709	234,626	12,964
大正関東タイプ地震 夏12時・冬18時・冬2時(延焼火災なし)									
中央区	266,988	1,775	10,446	(8,967)	3,535	(2,647)	137,074	71,736	3,432
南区	274,364	3,250	14,125	(11,416)	5,307	(3,682)	165,614	91,331	4,773
緑区	176,192	416	3,380	(3,033)	883	(675)	53,720	24,266	875
全市	717,544	5,441	27,951	(23,417)	9,726	(7,005)	356,408	187,333	9,081

(注1) 予測結果は概数のため、集計値が一致しない場合がある。

(注2) 避難所避難者数の括弧内の数値は、避難者のうち、住家被害はないが断水により避難する人数である。

(注3) 「応急給水人口」は、断水域内で避難せずに留まる者で、断水域内の人口から避難者を差し引いた人口

第3節 風水害の危険性

1 風水害等の履歴

相模原市では、主として、5月～10月に大雨や強風により被害が発生している。これらの被害の原因は、「梅雨前線や秋雨前線と低気圧に伴う大雨」や「台風」によるものがほとんどである。最近では、雷雲による短時間の集中豪雨によって浸水被害が発生している。

相模原市における水害は、台風や梅雨前線の活動など1日以上にわたる大量の降雨によってもたらされるものと、雷雲等の短時間の集中豪雨によってもたらされるものがある。

過去の風水害等による主な被害等は以下のとおりである。

なお、詳細な記録は資料編25-2「相模原市の災害記録」に掲載している。

発生年月日	理由	死傷者	住家等被害等
1982年（昭和57年） 8月1日	台風第10号	死者5名 負傷者7名	床上・床下浸水 69棟（藤野地域） 崖崩れ 66か所（津久井地域）
1986年（昭和61年） 3月23日	大雪	なし	断水 8万戸 停電 6万5千戸
1990年（平成2年） 8月8日	集中豪雨	なし	床上・床下浸水 76棟
1991年（平成3年） 9月19日	台風第18号	斜面崩壊による 負傷者発生	床上・床下浸水 265棟 （非住家 20軒）
2008年（平成20年） 8月28日～29日	大雨	なし	市内全域で床上・床下浸水 144棟
2014年（平成26年） 2月14日～17日	大雪	負傷者 104名	停電 5千軒以上
2016年（平成28年） 8月22日	大雨	死者1名	床上・床下浸水 8棟、崖崩れ 4件 停電 400軒
2019年（令和元年） 10月11日～13日	令和元年 東日本台風 （台風第19号）	死者8名 負傷者3名	床上・床下浸水 356棟、 崖崩れ 216か所（藤野地域・相模湖地 域・津久井地域・城山地域） 停電 3,959軒、断水 3,722戸

《令和3年4月現在》

2 土砂災害の危険性

(1) 土砂災害の発生地域

土砂災害は、相模原台地では、座間丘陵の西側斜面や段丘崖で発生しており、特に、大島、田名、当麻等の低地と下段・中段との境界に当たる段丘崖で発生していることが多い。

相模原市西部では、急傾斜の斜面に敷設された道路ののり面での崩壊や落石、山地斜面の崩壊等が発生している。

(2) 土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、県は、急傾斜地の崩壊、土石流及び地滑りの危険がある区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定している。

本市における指定の状況は以下のとおりである。

	土砂災害警戒区域（箇所）	土砂災害特別警戒区域（箇所）
急傾斜地の崩壊	689	668
土石流	487	363
地滑り	1	0

《令和5年7月28日現在》

3 水害の危険性

(1) 浸水被害の発生地域

相模川沿いの低地は、数千年にわたって相模川が氾濫することにより形成された土地である。明治期以降の堤防やダム建設等の治水対策が進んだため、河川からの氾濫（外水氾濫）の危険性は低下しているが、平成20年8月28日～29日の豪雨の際には、緑区城山地区で集中的な豪雨があり、境川が氾濫して多くの浸水被害が発生している。

一方、台地や低地では、都市的な土地利用によって土地の保水能力が低下し、排水機能の飽和による内水の浸水被害が局所的に発生している。

(2) 河川の氾濫による浸水想定区域

平成27年5月の水防法の改正により、河川の氾濫に係る浸水想定区域については、「河川整備の目標とする降雨」（計画規模降雨）から「想定し得る最大規模の降雨」（想定最大規模降雨）に係る区域に拡充し公表することとされた。この法改正により、神奈川県は、洪水浸水想定区域図の見直しを行い、相模原市においては、対象河川全ての見直しが完了され、洪水予報河川及び水位周知河川の7河川について、おおむね1,000年に1回程度発生する「想定し得る最大規模の降雨」を対象とした浸水想定区域が公表されている。

それぞれの最大浸水深は、相模川は約10m、境川・小松川は約5m、鳩川・道保川は約6m、串川は5m、道志川は約4mの浸水が想定されている。

<指定状況と対象降雨>

河川名	指定	対象降雨	雨量
相模川	平成29年3月31日	(計画規模降雨) 150年に1回程度	460mm/2日
		(最大規模降雨) 1,000年に1回程度	567mm/2日
境川 小松川	《境川》 平成30年1月26日 《小松川》 令和3年5月14日	(計画規模降雨) 100年に1回程度	302mm/24h
		(最大規模降雨) 1,000年に1回程度	632mm/24h
道保川 鳩川上流 (千歳橋～ 鳩川分水路)	平成30年12月21日	(計画規模降雨) 30年に1回程度	74mm/h
		(最大規模降雨) 1,000年に1回程度	333mm/24h
鳩川下流 (鳩川分水路より下流)		(計画規模降雨) 30年に1回程度	74mm/h
		(最大規模降雨) 1,000年に1回程度	326mm/24h
串川	令和元年8月30日	(計画規模降雨) 30年に1回程度	74mm/h
		(最大規模降雨) 1,000年に1回程度	269mm/24h
道志川	令和3年5月14日	(計画規模降雨) 30年に1回程度	74mm/h
		(最大規模降雨) 1,000年に1回程度	432mm/24h

＜浸水深とその地点＞

河川の種類	水系	河川名	最大浸水深	想定箇所
洪水予報河川	相模川水系	相模川	9.9 m	緑区大島地先（32.4キロ付近）
水位周知河川	相模川水系	鳩川	5.8 m	南区下溝地先 （新一之沢橋上流左岸） ^{（※1）}
		道保川		
		串川	5.0 m	緑区根小屋地先 （串川取水堰下流左岸）
		道志川	4.1 m	緑区青根地先（道志ダム下流左岸）
	境川水系	境川	5.1 m	南区古淵4丁目地先 ^{（※2）}
小松川				

（※1）最大浸水深の想定箇所は鳩川流域となる。

（※2）最大浸水深の想定箇所は境川流域となる。

なお、近年国内では1時間に100mmを超えるような豪雨が頻発しているが、市内の地域気象観測所（アメダス）のこれまでの降水量の統計による極値と確率計算による降水量を見ると、相模原中央では100年に一回程度の降雨、相模湖では30年以上に一回程度の雨が実際に観測されている。このような豪雨が広域に発生した場合には、浸水想定のようなこれまでに経験のない豪雨災害が発生するおそれがある。

＜地域気象観測所における降水量の極値と確率計算による降水量＞

地域気象観測所 （アメダス）	1時間降水量（極値）	確率降水量（発生確率）
相模原中央	94.5mm （平成23年8月26日）	91.8mm （100年）
相模湖	68.5mm （令和元年10月12日）	52.4mm （30年）

（注）1時間降水量（極値）は、令和5年9月末時点での観測値である。また、確率降水量は、平成26年5月相模原市防災アセスメント調査時点での確率計算値である。

（3）内水氾濫による水害

一般に水害は台地部よりも低地部で危険性が高いが、中央区と南区は市域の大半が台地であり、しかも広範囲に広がっているため、平坦に見える台地上においても、僅かな凹地があるとそこに雨水が集中し、浸水被害が発生することがある。このような現象は、市街化が進み、地表面がアスファルトやコンクリートによって被覆され、雨水が地中に浸透せずに低い場所へ急速に集まるようになっており、短時間でも集中的な豪雨があると局所的に浸水被害が発生する。

台地上の凹地では大雨の度に浸水被害が発生する箇所がある。浸水区域は1棟～数棟の狭い範囲であるが、繰り返し同じ箇所が発生しているほか、鳩川、八瀬川等の河川沿いや当麻等の低地でも発生している。その他、山間の津久井地区でも、台風時の大雨で浸水が発生しているが発生件数は少ない。

◆ 資料編参照

※8-1 重要水防区域一覧表

※8-7 急傾斜地崩壊危険区域等一覧表

※25-2 相模原市の災害記録

第4節 火山災害の危険性

1 本市への影響が想定される火山

本市の周辺には、富士山や箱根山等の活火山があり、このうち、本市は富士山について、富士山火山防災対策協議会により富士山ハザードマップが改定（令和3年3月）されたことに伴い、令和3年5月31日に、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第3条に基づく火山災害警戒地域に指定された。

富士山の噴火により、本市に影響を及ぼすことが想定される主な火山現象は、溶岩流と降灰である。

また、箱根山については、本市への影響は想定されていないが、噴火の規模や風向によっては、市域への降灰の可能性が考えられる。

2 富士山及び箱根山の概要

(1) 富士山の概要

本市の西南西約60kmの山梨・静岡県境にある。1707年（宝永4年）に発生した宝永噴火以降、分かっている噴火活動はない。宝永噴火は、富士山の噴火史の中でも最大級の噴火であり、大量の降灰を関東平野一面にもたらした。この噴火で相模原市域にも数cmの厚さで灰が降り積もったと推定されている。

(2) 箱根山の概要

本市の南西約45kmの箱根町にある複数のカルデラを持つ活火山である。噴火の歴史記録はないが、約3,000年前、約2,000年前、12～13世紀の短い期間に3回の、計5回の水蒸気爆発の発生が認識されている。

平成27年には、観測史上初めての噴火が起き、噴火警戒レベル3（入山規制）が発表された。

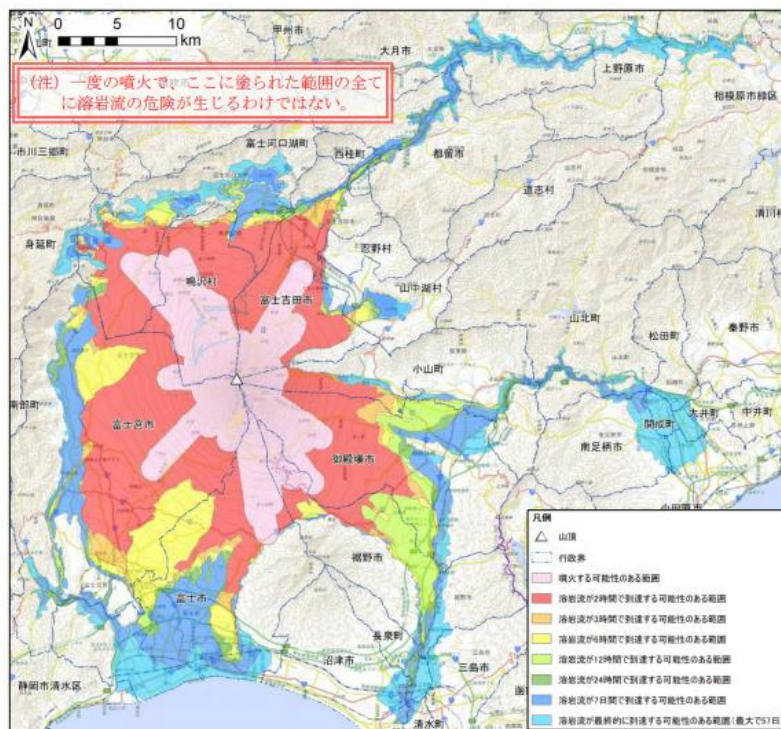
3 富士山の火山現象による被害想定

(1) 溶岩流

溶岩流は、火口から噴出した溶岩が低地へ流下する現象である。流下速度は、比較的遅く、歩行による避難が可能な場合もある。

本市においては、富士山ハザードマップにより、溶岩流が緑区の一部に到達する可能性が示された。

<溶岩流可能性マップ（富士山ハザードマップ）>



(2) 降灰

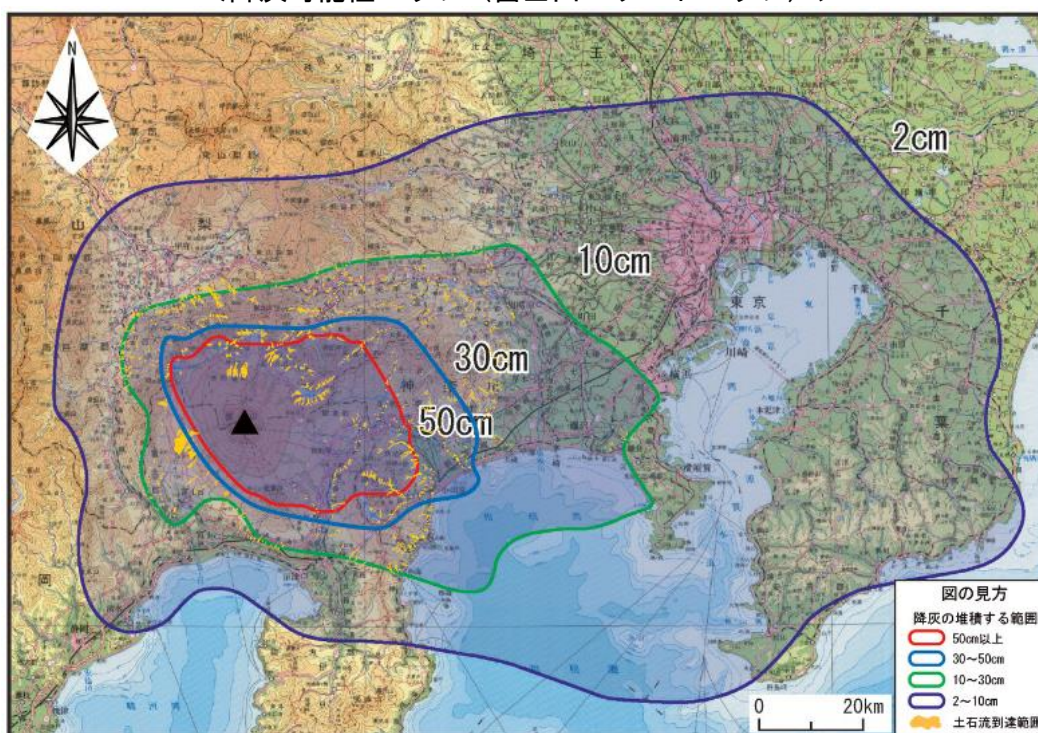
降灰は、噴火によって火口から空中に噴出された火山灰（直径2mm未満）が地表に降下する現象であり、風によって火口から離れた広い範囲にまで拡散する。

本市においては、富士山ハザードマップにより、約2cmから30cmの堆積が想定されている。

降灰により予想される主な影響は次のとおりである。

- ア 呼吸器系の障害を訴える人が増える。
- イ 交通輸送力が落ちる。
- ウ 農作物収穫量に影響が出る。
- エ 山林や立木等が枯れる。
- オ 山間部は除灰できないことから、土石流が発生する。
- カ 家庭の雨どい等が詰まる。
- キ 車のフロントガラス等が傷つく。
- ク 屋内に大量に入り込むと空調機や電算機に障害が出ることもある。
- ケ 鉄道等の公共交通機関の運行に支障が出る。
- コ 降雨時には、30cm以上の堆積厚で木造家屋が火山灰の重みで倒壊するおそれがある。

＜降灰可能性マップ（富士山ハザードマップ）＞



(3) 降灰後の土石流

土石流は、斜面や溪流の土砂が水と一体となって流下する現象であり、降灰の堆積厚が10cm以上となる土砂災害警戒区域（土石流）においては、降灰後の降雨による土石流が発生する可能性が高くなることが想定されている。本市は、土砂災害警戒区域（土石流）のほぼ全域にわたり、10cm前後の降灰の堆積厚が想定されている。

(4) その他の主な火山現象

上記のほか、主な火山現象として次の現象が想定されているが、本市への影響は想定されていない。

- ア 火砕流
- イ 大きな噴石
- ウ 融雪型火山泥流

総則・予防計画編

第2款 災害予防計画

第1章 災害に強いまちづくり

相模原市防災条例第11条に基づき、市は災害に強い都市基盤づくりに向けて、公園、緑地、道路、橋りょう等の整備及び維持保全を適切に行うとともに、防災対策の拠点となる公共施設の安全性を確保するものとする。

1 基本方針

市は、震災時の火災による延焼被害や建物の倒壊を最小限にとどめるため「都市防災基本計画」に基づき、地域の特性に応じて、延焼遮断帯の形成や震災に強い建物の建築などを促進し、市民の生命と財産を守る災害に強いまちづくりを推進する。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市担当	危機管理局	広域避難場所の確保に関する事。
	環境経済局	防災緑地の確保及び都市公園等の整備に関する事。
	都市建設局	広域避難場所周辺の土地利用の誘導等に関する事。 生産緑地地区の保全に関する事。 沿道の建築物の不燃化・耐震化の促進に関する事。 市街地整備事業に関する事。
	都市建設局 (まちづくり推進部) 環境経済局	盛土対策に関する事。
	都市建設局(土木部)	避難路・緊急輸送道路等の整備に関する事。 電線類の地中化に関する事。 道路拡幅・隅切り整備に関する事。 所管する道路・橋りょう等河川の整備に関する事。 下水道・雨水流出抑制施設の機能強化に関する事。
	消防局	消防水利の確保に関する事。
関係関係	神奈川県	治水・治山事業に関する事。
	東京電力パワーグリッド(株)	電線類の地中化に関する事。
	東日本電信電話(株)	

3 広域避難場所の機能の充実等

都市建設局(まちづくり推進部)は、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく防火地域・準防火地域を周辺の土地利用状況に応じて適切に指定することで、広域避難場所の機能の充実を図る。また、危機管理局は、民間の保有するスペースの活用等を含め、広域避難場所の確保拡充に努める。

4 避難場所の整備及び防災空間の確保

(1) 防災緑地の確保

環境経済局は、次のとおり防災機能を有する緑地の保全を図る。

- ア 緑地の保全に当たっては、快適で安全な都市環境づくりの一環として、自然環境、都市景観、レクリエーションや防災機能等を考慮し、各々の特性を踏まえ、都市計画の手法等を活用してその保全に努める。
- イ 特別緑地保全地区や市街地に所在する市民緑地等の樹林地については、地震発生時の火災に対する延焼防止、避難場所としても大きな効果が期待できるため、防災緑地としての保全も併せて図る。

(2) 都市公園等の整備

都市における緑とオープンスペースの中核となる都市公園等は、災害時には、避難場所、火災の延焼防止等の機能を発揮するなど、防災上、重要な役割を持っている。

このため、環境経済局は、公園・緑地等のオープンスペースの計画的な整備を図るとともに、防災機能を高めるための施設整備を行う。

(3) 生産緑地地区の保全

農地等は、雨水の貯留効果や崖崩れ等の防止効果を有し、延焼火災の遮断にも有効である。

このため、都市建設局（まちづくり推進部）は、宅地化が増進されている市街化区域においては、このような防災機能に加え、良好な都市環境の形成と緑地機能及び多目的保留地機能に優れた農地等として、生産緑地地区の保全に努める。

5 避難路、緊急輸送道路等の整備、建築物の不燃化・耐震化

(1) 避難路、緊急輸送道路等の整備

都市建設局（土木部）は、安全で迅速な避難及び輸送ができるよう、都市計画道路等の整備、下水道の耐震補強、橋りょう等の耐震補強、崖崩れ対策等を進め、避難路や緊急輸送道路等のルート確保に努める。

(2) 沿道の建築物の不燃化・耐震化の促進

都市建設局（まちづくり推進部）は、「第3次相模原市耐震改修促進計画」（令和4年3月）に建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第6条第3項第1号及び第2号の適用を受ける路線を位置付け、その沿道の通行障害建築物を対象に耐震化の促進を図る。

また、緊急輸送道路や延焼遮断帯については、沿道の建物倒壊により災害時の輸送及び避難に支障を及ぼさないよう、都市計画法に基づく路線型防火地域の指定等により、建築物の不燃化・耐震化を促進する。

6 市街地整備事業

都市建設局は、特定保留区域、再開発促進地区、都市再生緊急整備地域等の、市街地整備事業を優先的に進めることとされた地区において、市街地の面的な整備や、堅固な共同建築物の建設を推進・促進するとともに、道路や公園、下水道等の公共施設の整備を行い、災害に強い都市構造の形成に努める。

7 電線類の地中化

震災時に電柱の倒壊等による道路の寸断を防止するため、都市建設局（土木部）は、東京電力パワーグリッド（株）、東日本電信電話（株）等の関係機関と密接な連携を図りながら、電線類を地中化することにより、避難路の安全対策、緊急輸送道路の確保を図る。

8 消防水利活用の困難な区域の解消

消防局は、消防水利活用の困難な区域を把握し、同区域における防火水槽等の設置を推進するとともに、河川やプール、池など、地震火災等にも強い消防水利の確保を推進する。

また、^{きょうあい}狭隘道路、消防水利の活用困難等の地域では消防署並びに消防団の可搬ポンプ、高圧送水装置等の有効活用を図る。

9 中山間地域における孤立対策

都市建設局（まちづくり推進部）は、震災時の被害を最小限に抑えるため、適切な土地利用の誘導を行う。

また、都市建設局（土木部）は、土砂災害による道路の寸断を防止するため、斜面崩壊や路面変状及び橋りょう落下等の道路災害の対策を進めるとともに、幹線道路の補完が必要な箇所については代替路線を確保し、道路網の整備を図る。

10 水害・土砂災害に対する対策

都市建設局（土木部）は、次のとおり水害・土砂災害に対する対策を推進する。

(1) 水害に対する対策

局地的な集中豪雨等による浸水被害を防除するため、河川改修と連携を図りながら、下水道、雨水流出抑制施設の機能強化を図る。

(2) 土砂災害に対する対策

地震や風水害による土砂崩壊の発生や、これに伴う交通網の寸断を防ぐため、神奈川県と密接な連携を図りながら、計画的な土砂災害防止対策を進める。また、地質が脆弱な山間部の溪流では、集中豪雨等により土石流発生危険性があるため、砂防工事等の計画的な治水・治山事業を促進し、山地災害の防止に努める。

11 盛土対策

都市建設局（まちづくり推進部）及び環境経済局は、盛土による災害防止のための総点検の結果、災害防止措置が確認できなかった盛土については、必要な調査を行うとともに、適切な災害防止措置を講ずるよう指導を行い、盛土の崩落等による災害の防止に努める。

12 液状化対策

都市建設局（まちづくり推進部）は、防災アセスメント調査結果、e-かなマップ液状化想定図等による市内の液状化危険地区を市民等に周知するとともに、「建築物の液状化対策マニュアル」（神奈川県平成25年度版）等を活用して住宅等の液状化対策の普及・啓発を推進する。

13 宅地の耐震化

都市建設局（まちづくり推進部）は、「大規模盛土造成地の変動予測調査ガイドライン」（国土交通省）に基づき作成した「大規模盛土造成地マップ」を公表し、市民の防災意識の向上を図るとともに、必要に応じ造成宅地防災区域の指定を行い、滑動崩落防止事業を促進する。

第2章 施設構造物・設備の安全化

相模原市防災条例第11条に基づき、建築物その他の工作物の所有者又は管理者は、耐震性及び耐火性の向上を図り、並びに維持保全を適切に行うよう努めるものとする。

第1節 都市施設等の防災対策

1 基本方針

水道、電気、ガス、通信等のいわゆるライフライン施設は、都市生活の基幹を成すものであり、これらの施設が災害により被害を受けた場合、都市機能が混乱し、通常的生活を維持することが困難となるおそれがある。このため各事業者は、施設の耐震化や代替機能の確保を積極的に推進する。

2 実施担当

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	都市建設局（土木部）	簡易水道施設の防災対策に関する事。
	都市建設局（土木部）	下水道施設の防災対策に関する事。
	環 境 経 済 局	農林業施設の防災対策に関する事。
関 係 機 関	東京電力パワーグリッド（株）	電気施設の防災対策に関する事。
	東京ガスネットワーク（株）	都市ガス施設の防災対策に関する事。
	（公社）神奈川県LPガス協会	液化石油ガス施設の防災対策に関する事。
	神 奈 川 県 企 業 庁	上水道施設の防災対策に関する事。
	東日本電信電話（株）	電話施設の防災対策に関する事。
	東日本旅客鉄道（株）	鉄道施設の防災対策に関する事。
	小 田 急 電 鉄（株）	
京 王 電 鉄（株）		

3 電気施設の防災対策

東京電力パワーグリッド（株）は、送電系統の二重三重のネットワーク化や設備の耐震対策等を推進する。

4 都市ガス施設の防災対策

東京ガスネットワーク（株）は、主要施設への緊急遮断装置と各戸へのマイコンメーターの設置完了に伴い、ガス導管の耐震高度化、ブロックごとの供給維持のための対策を推進するとともに、次のとおり施設構造物・設備の安全化を図る。

- （1）大地震発生時にガスの供給を自動的に遮断する仕組みを推進する。
- （2）供給エリアを複数のブロックに分け被害の大きいブロック（地域）のみを遠隔で遮断する仕組みを設け、ガス供給停止地域を最小限に抑えながら二次被害を未然に防ぐ。

5 液化石油ガス施設の防災対策

（公社）神奈川県LPガス協会は、容器の転倒防止、配管やゴム管の耐震化を図るとともに、ガス放出防止器等地震防災機器の設置等の対策を推進する。

6 上水道施設の防災対策

神奈川県企業庁は、主要水道施設の耐震化、水道管路の耐震化を推進する。

7 簡易水道施設の防災対策

都市建設局（土木部）は、市が管理する簡易水道の防災対策を推進する。

8 下水道施設の防災対策

下水道は、その大部分が地下に築造されているため、破損があった場合は、その復旧に長時間を要することとなる。そのため、都市建設局（土木部）は、次のとおり、下水道施設に係る耐震性の強化等の対策を図るほか、発災時には「相模原市下水道事業業務継続計画」（下水道BCP）で定めた災害対応を実行し、下水道施設の機能の早期回復に努める。

（1）ポンプ場等の耐震化及び発電設備等の確保

構造物は、新耐震基準に基づいて耐震設計を行う。

停電時に備え自家発電設備や燃料確保の対策を講ずる。

停電時におけるマンホールポンプの機能保持のため、可搬式の発電機の確保を図る。

（2）管きよの耐震化

重要な幹線等の管きよについては、新耐震基準に基づき耐震補強を図る。

9 電話施設の防災対策

東日本電信電話（株）等の電話通信事業者は、建物や無線鉄塔等の耐震化、主な通信ケーブル専用トンネルの建設、中継ケーブルの複数ルート分散、災害対策機器類の配備等の対策を推進する。

10 鉄道施設の防災対策

東日本旅客鉄道（株）、小田急電鉄（株）、京王電鉄（株）は、構造物の点検を行い、自動列車停止装置や列車無線装置等の保安装置の整備を図ることによって事故の未然防止に努める。また、雨水等の流入により運行の停止等がないようにするとともに、風等により架線への影響がないよう災害防止に努める。

11 農林業施設の防災対策

環境経済局は、農地及び農林業施設について、水害の防止及び耐震化等の防災対策を実施する。

（1）農業用施設等の整備・改修

ア 脆弱化^{ぜいじやく}した水路等の農業用施設の改修工事

イ 農業用工作物の補強工事

ウ 施設の機能保持又は向上のための維持補修

（2）農地保全施設等の整備・維持補修

急傾斜地帯の農地における被災防止のため排水路、農道等の農地保全施設の整備工事

（3）林業施設の整備・改修・維持補修

施設の機能保持又は向上のための維持補修

第2節 建造物等災害対策

1 基本方針

地震による建物の倒壊や損傷は、人的被害を発生させるばかりでなく、火災の発生源となることもあり、建築物の耐震性確保の促進が重要である。特に、公共建物の損傷は、社会経済活動及び市民生活に大きな影響を与え、避難、救護を実施する上で大きな障害となる。

このため、建造物等に係る耐震性及び災害時の拠点機能等の確保を基本とした災害対策を推進する。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	財 政 局	市有施設の災害予防に関すること。
	市 長 公 室	市有電算設備の安全対策に関すること。
	都市建設局（まちづくり推進部）	一般建築物の災害予防に関すること。
	環 境 経 済 局	
	消 防 局	広報、消防法に基づく指導等に関すること。
	教 育 局（生涯学習部）	文化財の防災対策に関すること。
関 係 各 局	所管施設・設備の災害予防及び整備に関する こと。	
関 係 機 関	（公財）相模原市まち・みどり公社	生垣化の奨励に関すること。

3 市有施設等の災害予防

（1）市有施設の耐震性等の強化

財政局及び各施設の管理者は次のとおり、市有施設の耐震性等の強化を進める。

- ア 市有施設は、県が行っている耐震化事業に準じ、耐震診断及び耐震改修を推進する。
- イ 市有施設のブロック塀、給水施設、看板、窓ガラス等の落下防止対策を実施するとともに、施設内の自動販売機、家具・什器類の転倒防止対策を図る。
- ウ 災害対策活動拠点等の耐震性の強化

市役所本庁舎、合同庁舎、総合事務所、総合保健医療センター（ウェルネスさがみはら）、消防指令センター、まちづくりセンター、公民館、消防署所等の災害対策活動拠点及び避難所等となる市立小・中学校や義務教育学校等については、災害発生直後の初動時においてできるだけ平常に近い状態で使用できるよう、非構造部材、設備の耐震性や家具・什器類の固定等に配慮する。

- エ 地下構造のある建築物については、雨水が流入しないように施設整備を図る。

（2）設備等の整備

関係各局は、災害時に市有施設において防災対策の拠点としての機能が維持できるように、次の整備を推進する。

- ア 必要最低限の電力確保に資する電源多重化のための非常用電源設備（燃料等の備蓄を含む。）、ソーラー発電設備、蓄電設備等の整備、電気自動車の配備
- イ 被災者の飲料水等を確保するための、飲料水兼用貯水槽、雨水利用設備、緊急遮断弁付受水槽等の整備
- ウ 本部等との通信を維持するための情報通信機器の配備（第5章「第1節 情報伝達網の整備」予—59参照）

4 防災上重要な施設の災害予防

病院等医療施設、社会福祉施設、学校教育施設等防災上重要な施設の所有者、管理者は耐震診断及び耐震補強工事を推進するものとする。

また、停電時にも必要最低限度の機能を維持できるように、非常用電源設備や蓄電設備の整備、発電用燃料の備蓄、調達体制等の確保に努める。

5 一般建築物の災害予防

都市建設局は、既存建築物の防災対策について、各種防災対策を相互に関連付けた総合的な対策を計画的に推進する。主な内容は次のとおりとする。

(1) 建築物の維持保全対策

定期報告対象建築物の所有者、管理者が維持保全の重要性に対する認識を高め、計画的に維持保全することが経済的かつ効率的であり、総合的な安全性の確保につながることを啓発する。

ア 建築物の所有者、管理者及び建築関係団体に対し、維持保全計画作成の普及・啓発を行う。

イ 防災査察等の機会を利用して、維持保全計画の作成状況の把握や作成内容の指導、助言を行う。

(2) 既存建築物の防火・避難対策

既存不適合の定期報告対象建築物及びいわゆる中小雑居ビル（共同防火管理が必要な複合用途防火対象物等）について、安全な避難経路の確保、火災の延焼・拡大の防止について改修指導を行うことにより、現行法規に適合するよう防災性能の向上を図る。あわせて、定期報告制度及び維持保全計画の的確な運用により自発的な防災の促進を図る。

ア 既存不適合の定期報告対象建築物を中心に防災査察を実施し、防火・避難施設の整備について指導を行う。また、定期報告書が未提出の建築物の所有者等に対しては、提出の指導を行う。

イ 既存不適合の中小雑居ビルについては、各消防署と連携し、合同の防火査察を実施し、当該建築物の所有者に避難の安全性を確保するよう、普及、啓発を図っていく。

ウ 消防局が実施する防火対象物定期点検報告制度、防災管理点検報告制度又は防火基準適合表示制度に基づく表示に際し、消防局と連携して建築構造、防火区画、階段等の安全性について調査するとともに、防火避難施設の改善指導を行う。

(3) 既存建築物の耐震性の向上

「第3次相模原市耐震改修促進計画」（令和4年3月）に基づき、旧耐震基準の建築物（昭和56年（1981年）5月31日以前に新築の工事に着手したもの）の耐震診断や、耐震改修の指導、助言等を行い、建築物の耐震性の向上を図る。

ア 耐震診断、耐震改修の普及・啓発、耐震相談窓口の設置、戸建住宅耐震診断補助制度等により計画的かつ総合的に耐震改修を促進する。

イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律による特定既存耐震不適合建築物については、対象建築物の台帳化を図り、所有者に対し必要な指導、助言を行い、耐震改修の促進を図る。

特に耐震診断とその結果の公表が義務化された要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物については、優先的に耐震改修の促進を図る。

ウ 戸建住宅及び分譲マンションについては、耐震診断等補助制度の活用により、耐震診断・耐震改修の促進を図る。

エ 耐震改修の指導、助言等に当たっては、耐震改修の円滑な実施のための認定制度、税の特別措置等の周知・活用を図る。

(4) 避難の安全性の確保

落下物やブロック塀等の倒壊による被害を防止し、また、避難の安全性を確保するための対策を実施する。

ア 落下物対策

地震の際の繁華街の建築物からの落下物による危険の防止措置等を講じ、避難の安全性を確保する。

イ ブロック塀等の対策

ブロック塀や石塀の技術基準の周知徹底と正しい施工技術の普及に努めることにより安全対策を図る。また、既存のブロック塀等の危険箇所の実態を把握し、修繕、補強等の改修指導をしていく。特に危険なブロック塀等については補助制度の活用により撤去を促進し、環境経済局及び（公財）相模原市まち・みどり公社との連携により、生け垣化等を奨励するなど安全対策を図る。

6 中高層建築物の災害対策

(1) 中高層建築物管理者等の対策

中高層建築物の管理者は、敷地・建物内に防災備蓄スペース、防災対応トイレなど、ライフラインが復旧するまでの間、居住者が自立生活できるための震災対策用設備等を確保するよう努める。

また、新たに中高層建築物を建設する者も、それらの震災対策用設備の整備に努める。

(2) 市の対策

危機管理局は、中高層建築物管理者等への震災対策用設備の整備や、震災対策用施設の適正な維持管理について啓発する。

また、備蓄品の計画的購入や、賞味期限が迫った備蓄食料の自主防災訓練等での活用等が行われるように啓発する。

7 建築設備等の災害対策

各施設の所有者及び管理者は、建築設備、空調設備、給排水設備、消防用設備等について、耐震診断と耐震補強を推進する。地下構造のある施設の管理者は、排水ポンプ設備等について常に点検し、浸水被害発生防止に努める。

あわせて、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、エレベータにおける閉じ込め防止、高層ビルにおける長周期地震動対策等の実施にも努める。

8 家具等の転倒防止対策

阪神・淡路大震災の震度7の地域では、全体の約6割の部屋で家具が転倒したほか、屋内での負傷原因の約半数が家具の転倒であった。

また、福岡県西方沖地震（平成17年3月発生、震度5強から6弱）の中高層共同住宅では、大半の住まいで「棚から置物や小物が落下」（91.5%）、「テレビ・電子レンジ・パソコン等の落下」（42.4%）、「家具等の転倒」（39%）があり、これらが原因となる負傷や、室内散乱による生活への支障が報告された。

さらに、近年発生した地震における家具類の転倒・落下が原因のけが人の割合は、宮城県北部地震（平成15年7月発生、最大震度6強）49.4%、岩手・宮城内陸地震（平成20年6月発生、最大震度6強）44.6%、新潟県中越地震（平成16年10月発生、最大震度7）41.2%、新潟県中越沖地震（平成19年7月発生、最大震度6強）40.7%であった。

また、平成30年に起こった、大阪北部地震（平成30年6月発生、最大震度6弱）及び北海道胆振東部地震（平成30年9月発生、最大震度7）の際にもタンス等の家具の下敷きになり、人命が失われている。

このため、市民及び各施設の管理者等は、家具・什器類、自動販売機等の転倒防止措置を次のとおり行い、地震時の人的被害発生防止に努める。また、危機管理局は、次のとおり家具等の転倒防止措置の実施を呼びかける。

(1) 家具等の転倒防止

ア 地震時の家具類及び備品等の安全対策として、転倒、落下防止のための固定方法の普及、啓発に努める。また、高層共同住宅等の高層階では揺れが特に大きくなりやすいため、共同住宅管理者等は、転倒防止等の取組を推進するよう努める。

イ 建築物の設計に当たっては、家具の固定方法を考慮した設計と固定を考慮した家具の普及を推奨するよう努める。

(2) 自動販売機の転倒防止

自動販売機は、日本工業規格自動販売機の据え付け基準に基づき設置するよう啓発を図る。

9 情報システムの安全対策

地震発生後の応急対策やその後の復旧対策を迅速に進めるには、行政機能支援のための情報システムの継続的な稼働が不可欠である。

市（市長公室、消防局及び関係各局）及び各防災関係機関が保有する各情報システムや関連設備の耐震化及び電子情報のバックアップ等の安全対策について、次の各項目に必要な措置を講ずるとともに、災害時を想定した市民生活の確保に資するシステムの導入を進める。

- (1) データの保護対策
- (2) 非常用電源対策
- (3) 転倒、落下防止対策
- (4) 漏水対策
- (5) 火災対策
- (6) 災害時を想定した市民生活の確保に資するシステムの導入
- (7) その他必要な措置

10 文化財の保護

教育局は、文化財の保護のため、消防局等と協力して、所有者、管理者等に対し、文化財建造物等の耐震対策、火災予防等の指導、普及・啓発に努める。

なお、災害に対する事前の備えについては、「神奈川県文化財防災対策マニュアル」に基づき実施する。

第3節 道路・橋りょう整備対策

1 基本方針

道路・橋りょう等は、災害の拡大を防止するうえで重要な役割を果たすとともに、災害発生後においても救援物資の輸送等の救援活動の根幹を成すものである。

これらの道路等が災害発生時に必要な機能を発揮できるように必要に応じて点検・整備を行う。さらに応急活動を円滑に行うため、神奈川県地域防災計画に位置付けられている緊急輸送道路と整合性を図り、市においても緊急輸送道路（市指定）を定める。

また、台風等の豪雨時に道路冠水等による通行障害の解消を図るとともに、道路から民地への雨水流出防止を図る。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市担当	都市建設局（土木部）	所管する道路・橋りょうの整備に関する事 緊急輸送道路の指定に関する事。
	危機管理局	ヘリコプター臨時離着陸場の指定に関する事。
関係機関	神奈川県	緊急輸送道路の指定に関する事。 ヘリコプター臨時離着陸場の指定に関する事。
	関東地方整備局相武国道事務所	所管する道路・橋りょうの整備に関する事。
	中日本高速道路（株）八王子支社	

3 道路、橋りょうの整備

(1) 道路の整備

ア 都市建設局は、国、県と協力して都市計画道路等の幹線道路や、その他防災上重要な道路の整備を推進する。

イ 各道路管理者（都市建設局、関東地方整備局相武国道事務所、中日本高速道路（株）八王子支社八王子保全サービスセンター）は、各管理道路に係る、のり面等危険箇所調査の実施、工事必要箇所の指定等を行い、災害発生時における道路機能の確保を図る。また、豪雨時に雨水が滞留しないように常に維持管理を行うとともに排水整備に努める。

ウ 各道路管理者は、緊急輸送道路又はこれに準じて指定する道路の整備を行う。また、管理に当たっては電線類の地中化、「相模原市道路施設長寿命化修繕計画」に基づく路面下空洞対策及び沿道占有物についての適切な指導など、防災上の配慮を行う。

エ 都市建設局は、消防活動が困難な地区における生活道路の整備を進める。また、道路から民地へ雨水が入らないよう整備を行う。

(2) 橋りょう・横断歩道橋の整備

ア 国道（指定区間外）、県道、市道の橋りょう・横断歩道橋の防災対策

都市建設局は災害時における道路機能を確保するため、「相模原市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、国道（指定区間外）、県道、市道の橋りょうや横断歩道橋について維持管理・更新や耐震補強など、防災対策を実施する。

イ 国道（指定区間）の橋りょう・横断歩道橋の防災対策

関東地方整備局相武国道事務所、中日本高速道路（株）八王子支社八王子保全サービスセンターは、橋りょうや横断歩道橋の定期的な安全点検・耐震点検及び耐震基準に基づいた補強を各所管の道路について実施する。

4 緊急輸送道路の指定

(1) 県指定の緊急輸送道路

県は、県庁、広域防災活動拠点、市町村災害対策本部等、物資受入れ港等及び隣接都県の主要路線と接続する路線を緊急輸送道路として指定する。

ア 第1次緊急輸送道路

高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワークの重要路線で、緊急輸送の骨格を成す道路

イ 第2次緊急輸送道路

第1次路線を補完し、地域的ネットワークを形成路線及び市町村庁舎に連絡する道路

(2) 市指定の緊急輸送道路

都市建設局は地域内の災害応急活動及び警戒宣言発令時の事前対策活動について、効果的な連携が図られるよう、緊急輸送道路を事前に指定する。

ア 第1次確保路線

市内の緊急輸送に不可欠な路線で防災備蓄倉庫、県指定の広域防災活動拠点、まちづくりセンター、病院、消防署、救護所及びヘリコプター臨時離着陸場から相模原市災害対策本部（以下「市災害対策本部」という。）が設置される場所を結ぶ路線

イ 第2次確保路線

第1次確保路線以外の路線で主に避難所、防災上の拠点となる総合体育館等及び広域防災活動拠点である県立高校等と市災害対策本部を結ぶ路線

(3) ヘリコプター臨時離着陸場

県及び危機管理局は、空路からの物資受入れ拠点としてヘリコプター臨時離着陸場を指定する。また、大型ヘリコプターの離着陸が可能な大型オープンスペース確保及び臨時ヘリポートの確保に努める。

第3章 火災・危険物災害等の防止

第1節 火災等の防止対策

1 基本方針

内陸部における大規模地震発生時に大きな被害が想定されるのは、二次的に発生する火災によるものである。

そこで、火災の防止に関しては、人命の安全確保を最優先とし、出火防止、初期消火の徹底、火災の拡大防止及び避難者の安全確保等の方策を確立し、火災に対処する。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	危 機 管 理 局	自主防災組織の資機材整備に関すること。 感震ブレーカーの普及啓発に関すること。
	都 市 建 設 局	防火・避難施設の整備指導に関すること。
	消 防 局	消防法に基づく指導等に関すること。 出火防止対策に関すること。

3 火災防止の指導

消防局は、消防法(昭和23年法律第186号)等に基づく次の指導等を実施するよう計画し、実践する。

(1) 市民への指導

家庭や職場における出火防止処置の徹底を図るため、市民及び自主防災組織を対象として次の事項について指導に努める。

ア 出火防止に関する備えの主な指導事項

- (ア) 消火器の設置、風呂水のくみ置きや水バケツの備えなど消火準備の徹底
- (イ) 耐震自動消火装置付火気器具、家庭用防災用品等の普及
- (ウ) 火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底
- (エ) カーテン等への防災製品使用の普及
- (オ) 灯油、ベンジン、アルコールなど危険物の安全管理の徹底
- (カ) 住宅用火災警報器の設置

イ 出火防止に関する教育、訓練の主な指導事項

- (ア) 起震車による震度体験訓練の推進
- (イ) 地震直後や避難時の電気ブレーカー、ガス元栓の閉鎖の徹底
- (ウ) 教育局と連携した防火教育の推進

(2) 事業者等に対する指導

ア 防火管理者制度

(ア) 防火管理者

消防法第8条に定める防火管理者制度は、自主管理体制を確立するため重要であることから、防火管理者に対して指導する。

(イ) 消防計画

防火管理者が作成する消防計画には、地震防災に関する規定を設けるよう指導を行う。

(ウ) 統括防火管理

消防法令で定める防火対象物で、その管理について権原が分かれているものは、それぞれの事業で防火管理を適切に行うだけでなく、建物全体の防火管理体制を構築する必要があることから、建物全体の防火管理を行う上で必要な業務が行われるよう、統括防火管理者の選任を指導する。

(エ) 消防計画等に基づく消防訓練の実施

消防計画に基づき、防火対象物の関係者が行う消火、通報及び避難の訓練について内容を把握し、実態に即した訓練が行われるよう指導する。

イ 防災管理者制度

(ア) 防災管理者

消防法第36条に定める防災管理者制度は、地震等の災害による被害の軽減のため重要であることから、防災管理者に対して指導する。

(イ) 消防計画

防災管理者が作成する消防計画には、地震発生時の被害の想定及びその対策、訓練結果等の検証及び検証結果に基づく消防計画の見直し、地震の被害を軽減させるための対策、特殊な災害時の関係機関への通報及び避難誘導に関する項目を設けるよう指導を行う。

(ウ) 統括防災管理

消防法令で定める防災対象物で、その管理について権原が分かれているものは、それぞれの事業で防災管理を適切に行うだけでなく、建物全体の防災管理体制を構築する必要があることから、建物全体の防災管理を行う上で必要な業務が行われるよう、統括防災管理者の選任を指導する。

(エ) 自衛消防組織の設置

多数の者が出入りし、かつ、大規模な建築物の防災管理対象物の管理権原者に自衛消防組織を設置させ、火災その他の災害の被害の軽減のため、具体的な編成や運用体制等について消防計画に定め、災害発生時に迅速かつ的確に組織的活動が行えるよう指導する。

(オ) 消防計画等に基づく消防訓練の実施

消防計画に基づき、防災管理対象物の関係者が行う消火、通報及び避難の訓練について、内容を把握し、実態に即した訓練が行われるよう指導する。

ウ 防火対象物定期点検報告制度の実施

不特定多数の者が出入りする防火対象物の火災による惨事を防止するため、防火対象物定期点検報告制度に基づく「防火優良認定証」及び「防火基準点検済証」の表示を推進し、防火対象物の関係者の防火に対する認識を高め、防火管理業務の適正化を図る。

エ 防災管理点検報告制度の実施

多数の者が出入りする防災管理対象物の地震等の災害による被害の軽減のため、防災管理点検報告制度に基づく「防災優良認定証」及び「防災基準点検済証」の表示を推進し、防災管理対象物の関係者の防災に対する認識を高め、防災管理業務の適正化を図る。

オ 防火基準適合表示制度の実施

旅館・ホテル等における防火安全対策推進のため、防火基準適合表示制度に基づく表示を推進し、防火対象物の関係者の防火に対する認識を高め、防火管理業務の適正化を図る。

カ 立入検査

消防法第4条及び第16条の5の規定に基づく立入検査を、計画的に実施するとともに、立入検査の結果、違反が認められる場合の処置の徹底を図る。

(3) 防火・避難施設の整備

都市建設局は、安全な避難経路の確保、火災の延焼・拡大の防止について改修指導を行うことにより、現行法規に適合させ、防災性能の向上を図る。あわせて、定期報告制度及び維持保全計画の的確な運用により自発的な防災の促進を図る。

ア 既存不適格の定期報告対象建築物を中心に防災査察を実施し、防火・避難施設の整備について指導を行う。また、定期報告書が未提出の建築物の所有者等に対しては、提出の指導を行う。

イ 既存不適格の中小雑居ビルについては、各消防署と連携し、合同の防災査察を実施し、当該建築物の所有者に避難の安全性を確保するよう、普及、啓発を図っていく。

ウ 消防局が実施する防火対象物定期点検報告制度、防災管理点検報告制度又は防火基準適合表示制度に基づく表示に際し、消防局と連携して建築構造、防火区画、階段等の安全性について調査するとともに、防火避難施設の改善指導を行う。

4 出火防止対策の推進

(1) 消防局は、次の出火防止対策を推進する。

ア 火気使用設備・器具の安全化

地震時における出火危険を排除するため、火気使用設備・器具周囲の離隔距離の確保、火気使用設備の固定等の各種安全対策の推進を図る。

イ 立入検査での指導

火気を使用する事業所や不特定多数の者の出入りする施設等の立入検査において、火気使用設備器具の点検、整備の徹底について指導を行う。

ウ 不特定多数収容施設等の出火防止

(ア) 地震が発生した場合、人命に及ぼす影響が極めて高い劇場、百貨店等の防火対象物及び工場、作業場等で多量の火気を使用する防火対象物に対して、重点的に立入検査を実施する。

(イ) 火気使用設備・器具等の固定や当該設備・器具への可燃物の転倒、落下防止処置及び災害発生時における従業員の対応要領等について指導する。

(ウ) その他の事業所について、上記(イ)と同様の指導を行い、地震発生時の出火防止対策を徹底する。

エ 危険物施設等の出火防止

危険物施設等について、立入検査を実施し、適正な貯蔵、取扱いについて指導するとともに、地震時における出火の危険排除のための安全対策について指導を行う。

オ 住宅の出火防止対策の推進

(ア) 住宅からの出火を防止するため、広報やイベント等を通じて市民等に出火防止措置を啓発する。

(イ) 火災からの逃げ遅れによる被害を防ぐため、全ての住宅の寝室等に住宅用火災警報器を設置するよう指導するとともに、適切に点検を実施するよう指導に努める。

カ 林野火災の出火防止

山火事防止看板、ポスター等による啓発や駅舎における火災予防広報の放送を依頼する等により、火災予防思想の普及を図る。

(2) 危機管理局は、次の普及啓発対策を推進する。

地震災害を想定した出火防止策として大きな揺れが発生した際に、自動的に電気の供給を遮断する感震ブレーカーの普及啓発に努める。

5 初期消火体制の推進

(1) 消防用設備の適正化

ア 消防局は、防火対象物に設置される消防用設備が、地震時に十分その機能を発揮し、発生した火災を初期のうちに消火することができるよう、耐震措置の実施について指導を行う。

イ 消防局は、地震時において、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等の消防用設備の確実な機能確保のため、貯水槽、加圧送水装置、非常用電源、配管等の適正な維持、管理を指導する。

ウ 災害時要援護者や不特定多数の人を収容する病院、社会福祉施設、物品販売店等は、特にスプリンクラー設備等の設置促進を図る。

(2) 市民の防災行動力の向上

消防局は、一般家庭における消火器等の初期消火用具の設置を促し、発生した火災を初期のうちに消火できるよう市民に指導する。

(3) 自主防災組織の支援

危機管理局は、火災延焼防止対策として、小型消防ポンプ及びスタンドパイプ等初期消火活動用資機材等の整備を図る。

消防局は、自主防災組織の初期消火活動の充実を図るため、自主防災隊の保有する初期消火資機材を活用し、自主防災組織等に初期消火訓練等を指導する。

(4) 事業所の自衛防災体制の強化

事業所は、各種訓練、指導等を通じて防災行動力の向上を推進し、自衛防災体制の強化を図る。また、事業所相互間の協力体制及び自主防災組織との連携を深めるとともに、保有する資機材を活用し、地域との共同体制作りを推進する。

6 火災拡大防止対策

(1) 消防力の強化

消防局は、都市化する市街地や中山間部における地域特有の災害に対応するため、「相模原市消防力整備計画」に基づき、消防署所、消防車両・装備、消防水利、消防広域応援体制等の充実強化を計画的に推進する。

また、大規模地震時における広域的な火災防御活動及び人命救助活動の適切かつ効果的な実施を図る。

ア 常備消防力の強化

(ア) 地震発生時には、火災や救助を必要とする事故等が多発し、消防局からの管制のとれた指令が困難な状況が予想される。そのため、消防署を中心とした、消防隊、救助隊等の出場の決定や部隊の増強、さらに、消防団や消防広域応援部隊の配置等を決定する指揮体制の強化を図る。

(イ) 毒物、劇物、高圧ガス、放射性物質等の特殊災害に対応する特殊災害対応車両及び消防資機材の整備を図る。

イ 通信体制の強化

地震発生時には、公衆通信網に、輻輳^{ふくそう}や途絶が予想されるため、消防専用の無線通信網の整備を図り、被害情報の収集、伝達、部隊運用体制の強化を図る。

ウ 消防団の充実・強化

地震発生時における消防団の消防力を強化するため、消防団詰所・車庫、消防用資機材、無線設備等の整備・充実を図る。

エ 消防水利の整備

地震やその他の災害で、水道施設の故障等による広範囲の断水等を考慮し、防火水槽の設置を更に推進するとともに、河川等自然水利の活用を検討し、消防水利の整備・充実を図る。

また、消火栓が使用不能な場合にも必要な消防水利を確保するため、公園、広場等の公有地に耐震性貯水槽を整備するほか、河川等の自然水利から送水するための小型高圧遠距離送水装置を整備する。

(2) 地域防災体制の確立

地震発生時には、同時に火災が多発する可能性があり、それぞれの地域で協力して火災の拡大防止を図る必要があることから、地域の防災体制を確立するため、地域の住民、事業所等は、消防署と連携して、次の対策を推進する。

ア 事業所と自主防災組織等の連携

(ア) 事業所の自衛消防組織は、当該事業所の防災活動を目的としているが、地震による火災等に対する初期対応を迅速に行うため、地域の自主防災組織等との連携を図るものとする。

(イ) 自衛消防組織の設置を義務付けられていない事業所については、地域の自主防災組織の一員として活動するものとする。

イ 合同防災訓練の実施

地域の防災行動力は、消防機関をはじめとして消防団、自主防災組織、事業所の自衛消防組織の各組織が協力して初めて効果を発揮することができる。このため、各組織が連携した合同防災訓練を反復、継続的に実施するよう努めるものとする。

7 劇場、百貨店等の出火及び混乱防止

不特定多数の人々が集まる劇場、百貨店等においては、激しい地震動による停電や落下物あるいは火災等のため、人々が出入口に殺到する等の混乱が発生し甚大な人的被害に結び付く可能性がある。このため、これらの事業所においては消防計画等に混乱防止対策を位置付け、その計画に基づく訓練を実施する。

8 非常災害指定時の消防用設備等の基準の検討

著しく異常かつ激甚な非常災害で避難所、応急仮設住宅、臨時医療施設が著しく不足する場合には、災害対策基本法第86条の2又は第86条の3により、消防法第17条又は医療法第4章の規定が除外される災害に指定される場合がある。

消防局は、このような災害時に、臨時の避難所や応急仮設住宅等を速やかに確保できるように、消防法に準ずる消防用設備等の設置・維持基準を検討する。

第2節 危険物等の災害対策

1 基本方針

危険物等は、物質の性質上、災害が発生した場合、燃焼の速さ等から周囲に及ぼす影響が非常に大きく、多大な被害を生じさせる可能性がある。

県及び市は、これらの施設の自主保安体制の充実・強化を指導し、地震・事故対策、防災教育の推進を図る。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	消 防 局	危険物、火薬類、高圧ガス及び液化石油ガスに関すること。
	健康福祉局（保健衛生部）	毒物・劇物に関すること。
	環 境 経 済 局	有害物質の災害予防に関すること。
	関 係 各 局	液化石油ガスの適正な使用に関すること。 放射性物質に関する教育及び知識の普及に関すること。
関 係 機 関	神 奈 川 県 (くらし安全防災局、警察)	放射性物質災害の予防に関すること。

3 危険物取扱事業所、火薬類取扱事業所、高圧ガス取扱事業所及び液化石油ガス取扱事業所の災害予防

(1) 消防局は、危険物取扱事業所、火薬類取扱事業所、高圧ガス取扱事業所及び液化石油ガス取扱事業所の所有者又は管理者に対し、次の対策を実施する。

ア 危険物取扱事業所

- (ア) 保安検査及び立入検査の実施
- (イ) 施設の耐震化の促進指導
- (ウ) 緊急措置基準作成に対する指導
- (エ) 防災教育及び訓練の実施
- (オ) 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等に施設が所在する事業所への必要な措置の検討、応急対策に係る計画作成の指導

イ 火薬類取扱事業所

- (ア) 保安検査及び立入検査の実施
- (イ) 施設の耐震化の促進指導
- (ウ) 緊急保安体制に対する指導
- (エ) 防災教育の実施

ウ 高圧ガス取扱事業所及び液化石油ガス取扱事業所

- (ア) 保安検査及び立入検査の実施
- (イ) 施設の耐震化の促進指導
- (ウ) 緊急保安体制に対する指導
- (エ) 防災教育及び訓練の実施

(2) 各事業所の所有者又は管理者は、自主保安体制の充実のため、次の対策を実施する。

ア 危険物取扱事業所

- (ア) 施設、設備等の耐震性の強化
- (イ) 緊急保安体制の確立
- (ウ) 防災教育及び訓練の実施
- (エ) 防災資機材の整備
- (オ) 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等に施設が所在する事業所における必要な措置の検討、応急対策に係る計画の作成

- イ 火薬類取扱事業所
 - (ア) 施設、設備等の耐震性の強化
 - (イ) 緊急保安体制の確立
 - (ウ) 防災教育の実施
 - (エ) 防災資機材の整備
- ウ 高圧ガス取扱事業所及び液化石油ガス取扱事業所
 - (ア) 施設、設備等の耐震性の強化
 - (イ) 緊急保安体制の確立
 - (ウ) 防災教育及び訓練の実施
 - (エ) 防災資機材の整備

4 毒物及び劇物の災害予防

- (1) 健康福祉局は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）の規制を受ける営業者及び取扱責任者に対し、次の対策を実施する。
 - ア 立入検査
 - イ 毒物劇物危害防止規程の整備に対する指導
- (2) 毒物・劇物取扱施設の営業者及び取扱責任者は、自主保安体制の充実のため、次の対策を実施する。
 - ア 緊急保安体制の確立
 - イ 防災資機材の整備
 - ウ 施設、設備等の耐震性の強化
 - エ 防災教育及び訓練の実施

5 有害物質の災害予防

- (1) 環境経済局は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に係る有害物質を使用する施設等の設置者に対して、水質汚濁防止法に係る事故時の措置の徹底を指導する。
- (2) 当該施設の所有者又は管理者は、自主保安体制の充実のため、次の対策を実施する。
 - ア 緊急保安体制の確立
 - イ 防災資機材の整備
 - ウ 施設、設備等の耐震性の強化
 - エ 防災教育及び訓練の実施

6 放射性物質の災害予防

- (1) 基本方針

原子力の利用、開発及び研究における指導及び監督は、防災対策を含めて、原子力規制委員会等の国の所管となっており、原子力基本法（昭和30年法律第186号）をはじめとする原子力関係法令により国、関係事業者等において対策が講じられているが、核原料物質・核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）による災害の特殊性を考慮し、万一の場合に備えて、国が実施する防災対策に神奈川県及び市が協力・支援して円滑な対策活動が図られるよう、災害対策上必要な事項を定める。

なお、東日本大震災での原発事故による放射性物質の拡散問題を教訓として、市民の安全を確保するため、放射線量及び放射性物質濃度を測定し、その結果をホームページ等で提供する等の取組を必要に応じて実施することとする。
- (2) 放射性物質に関わる防災体制の整備
 - ア 放射性物質の取扱事業者等の体制整備
 - (ア) 災害予防措置等の実施

放射性物質の取扱事業者及び運搬事業者（以下「放射性物質取扱業者等」という。）は、原子力関係法令を遵守し、放射性物質に関わる安全管理に最大の努力を払い、災害防止のために必要な措置をとるものとする。

また、放射性物質取扱業者等は、その職員に対して、防災に関する教育、訓練を積極的に行うとともに、市及び県と連携を図り、放射性物質防災体制の整備に万全を期する。

(イ) 体制の整備

放射性物質取扱業者等は、放射性物質を取り扱う事業所等（放射性物質の事業所外の輸送中を含む。以下同じ。）における火災等の緊急時に、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ次の事項を含む体制の整備に努める。

- a 消防署、警察署等への通報連絡体制
- b 放射性物質の汚染拡大の防止及び除染の体制
- c 放射線防護資機材の整備
- d その他必要な事項

イ 市及び県の体制整備

(ア) 防災体制の整備

- a 市及び県は、放射性物質対策の迅速かつ的確な実施を図るため、連携の強化を図るとともに、放射性物質に関わる防災体制の整備に努める。
- b 消防局は、放射性物質取扱事業所等の火災等の緊急時における円滑な消防活動の確保、消防隊、救助隊等の被ばく防止及び放射能汚染の防止のため、消防活動体制の整備に努める。

(イ) 放射性物質の取扱事業所等の把握

消防局及び県は、放射性物質に関わる防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所等の把握に努める。

(3) 放射性物質の取扱事業所等に対する指導

ア 市の指導

消防局は、放射性物質に関わる安全管理の確保を図るため、放射性物質取扱事業所等の所有者・管理者に対し、次の事項について指導する。

- (ア) 消防用設備の点検による自主保安体制の整備
- (イ) 従業員に対する防火・防災教育の実施
- (ウ) 自衛消防組織の強化
- (エ) 消防計画の作成及び事故発生時の応急措置訓練の実施
- (オ) その他必要な措置

イ 警察本部の指示

神奈川県警察本部は、放射性物質取扱業者等から放射性物質の運搬の届出を受けた場合、災害の防止及び公共の安全を図るため必要があると認めるときは、運搬の日時、経路、その他必要な事項を指示する。

(4) 放射性物質に関する教育及び知識の普及

ア 担当職員の教育

市及び県は、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じて関係職員に対し、次の事項について教育や各種専門研修を実施する。

- (ア) 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- (イ) 放射性物質災害に関わる防災体制及び組織に関すること。
- (ウ) 放射線防護に関すること。
- (エ) その他必要と認める事項

イ 市民に対する知識の普及

市及び県は、市民に対し、放射線及び放射性物質に関する講演会等の開催や広報紙やホームページ等での広報を行い、正しい知識や行動の普及等に努める。

また、学校教育の場においても、正しい知識の理解を進める。

(5) 防災活動用防護資機材等の整備

消防局及び県は、災害応急対策に従事する職員等の安全の確保を図るため、放射線防護資機材等の整備に努める。

- ア 放射性物質等の測定資機材
- イ 体表面汚染を防ぐ防護資機材
- ウ 内部被ばくを防ぐ防護資機材

(6) 安全確保に関する協定等の締結

市は、放射性物質の取扱事業者と次の事項を盛り込んだ安全確保に関する協定等を締結し、災害対策の万全を期すよう努める。

- ア 放射性物質に係る安全確保の計画に関する事項
- イ 事故発生時等の連絡通報体制に関する事項
- ウ 事故発生時等の応急措置に関する事項
- エ その他必要な事項

(7) モニタリング等の実施

ア 神奈川県 の措置

県は、放射能状況を把握するため県内各地域において、関係省庁と連携して観測を実施する。県及び市は、関係機関と連携して、緊急時に備え、モニタリングのための要員及び機器の確保に努める。

イ 市の措置

市は、空間放射線量を継続的にモニタリングするとともに、必要に応じて、市内各地、農地、公共施設、市が管理する簡易水道、食料及び農林産物等の放射線量又は放射性物質濃度を測定し、その結果をホームページ等で迅速に公表する。

また、必要に応じて市民が自ら、身近な生活環境における放射線量の確認ができるような措置を講ずる。

(8) 広域避難体制の確保

市は、放射性物質の拡散による被害に備え、他都市と避難者の相互受入れについて、協定等に基づき広域避難体制を確保する。

第4章 風水害等対策

第1節 浸水被害対策

1 基本方針

台風等の豪雨による一時的な雨量の増加に対処し、浸水被害を未然に防止するため河川の改修及び下水道の整備を行う。また、雨水の排除のための下水道整備計画は、河川の改修計画と連携して行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	都 市 建 設 局（土 木 部）	河川改修に関すること。 下水道整備に関すること。 雨水浸透施設設置促進に関すること。
	危 機 管 理 局	地下空間の浸水被害防止の促進に関すること。
	都 市 建 設 局	
	危 機 管 理 局	浸水被害対策に関すること。
	区 役 所	
	関 係 各 局	
	消 防 局	浸水被害警戒地域対策に関すること。
	危 機 管 理 局	
都 市 建 設 局（土 木 部）		
関 係 関 機 関	神 奈 川 県	河川改修に関すること。
	東 京 都	

3 河川の整備

神奈川県、東京都及び都市建設局は、各管理河川について次のとおり河川改修を実施する。

(1) 相模川（県）

主要地点（磯部頭首工より下流）において、150年に1度の降雨に対応できるよう整備する。

(2) 鳩川

ア 一級河川区間（座間市境～千歳橋）

(ア) 座間市境～鳩川分水路（県）

時間雨量おおむね35mmに対応する改修計画で進めている。

(イ) 鳩川分水路～姥川合流点（県及び市）

時間雨量おおむね57mm対応で改修済み

(ウ) 姥川合流点～千歳橋（県）

時間雨量おおむね57mmに対応する改修計画で進めている。

イ 準用河川区間（市）

時間雨量おおむね47mmに対応する改修計画で進めている。

(3) 鳩川分水路（県及び市）

時間雨量おおむね81mm対応で改修済み

(4) 道保川（県及び市）

時間雨量おおむね74mmに対応する改修計画で進めている。

(5) 八瀬川（市）

時間雨量おおむね47mmに対応する改修計画で進めている。

(6) 境川

時間雨量おおむね60mmに対応する改修計画で進めている。

- (7) 姥川(市)
時間雨量おおむね51mmに対応する改修計画で進めている。
- (8) 串川(県)
時間雨量おおむね50mmに対応する改修計画で進めている。

4 下水道等の整備

- (1) 都市建設局(土木部)は、「第3次相模原市雨水対策基本計画」に基づき、雨水管等の整備を実施する。
- (2) 都市建設局(土木部)は、民間事業者の開発行為等における雨水調整池、雨水浸透施設等の設置を推進する。また、透水性舗装を推進する。
- (3) 都市建設局(土木部)は、側溝や下水道及び河川内堆積物の除去を実施する。
- (4) 都市建設局(土木部)は、側溝、マンホール等の蓋の浮上、飛散防止等を推進する。

5 ハザードマップの作成・周知

危機管理局は、相模川、境川等の外水氾濫について河川管理者が公表した浸水想定区域、風水害時避難場所、避難の際の危険箇所、水害の知識等を記載した洪水ハザードマップを作成し、市民への周知を図る。

都市建設局は、大雨による内水氾濫の浸水想定区域を設定し、避難所、水害の知識等を記載した浸水(内水)ハザードマップを作成し、市民への周知を図る。

6 マイ・タイムライン(防災行動計画)の作成促進

危機管理局は、土砂災害や水害からの逃げ遅れを防ぐため、土砂災害や洪水の危険区域や避難所の情報を周知するとともに、区役所と協力し、市民に対して避難行動を時系列的に整理した「マイ・タイムライン」(防災行動計画)の作成促進に努める。

教育局(学校教育部)は、危機管理局及び区役所と連携し、学校の児童・生徒を対象として「マイ・タイムライン」(防災行動計画)を活用した防災教育の促進に努める。

7 浸水被害対策

危機管理局は、関係各局、区役所その他関係機関と協力して次の取組を推進する。

目的	取組事項
情報の収集・伝達体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ハザードマップや「さがみはら防災マップ」*等による浸水想定区域等の危険区域や風水害時避難場所等の情報提供 ○住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等の収集 ○関係機関からの河川の水位に関する情報等の収集 ○豪雨時の雨量情報、河川の水位に関する情報、風水害時避難場所・避難所開設情報等の提供 ○住民への情報伝達手段の多重化
避難指示等の発令	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅の災害時要援護者、夜間等を考慮し、円滑な避難を確保するための避難指示等発令の判断・伝達
風水害時避難場所、避難所の確保・運用	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅の災害時要援護者等を考慮した身近で安全な公民館等を風水害時避難場所に指定 ○安全な避難先確保が困難な地区における風水害時避難場所の選定 ○洪水ハザードマップ等を活用した実践的な避難訓練(年1回以上)
防災意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○状況に応じた適切な避難行動をとるための洪水、警戒レベル等に関する正しい知識の普及啓発 ○水防月間における広報活動や防災訓練等の実施 ○住民主体の「マイ・タイムライン」(防災行動計画)の作成 ○住民が実施する取組の活発化の支援

ダムの安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ○県と連携し、ダムの安全性や対策、洪水時のダム操作等の県の対策について、ホームページ等での市民への周知 ○あらゆる可能性を考慮した大規模洪水の想定及び避難方策の検討 ○ダムの放流量に応じた洪水予測や必要な警戒避難対策についての調査・研究
---------	--

(※) 安全な避難行動をとるための資料として活用するために、洪水や土砂災害等のハザードマップや避難所等の防災施設の情報を集約し、一元的に表示することができる電子マップであり、ホームページ上で公開している。

8 要配慮者利用施設等における対策

危機管理局は、浸水想定区域内にある地下街等、要配慮者利用施設及び大規模な工場その他の施設でその名称と所在地が本計画に定められている施設については、関係各局と連携して、施設の所有者又は管理者がとるべき対策について周知し、その実施を促進する。また、関係各局及び危機管理局は、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の管理者等と、情報伝達体制の相互確認に努める。

なお、対象施設の名称及び所在地は「資料編」に定める。

施設の種類の	所有者又は管理者の対応
地下街等	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者の避難確保及び浸水防止のための措置に関する計画を作成しなければならない。 ○上記計画に基づく訓練を行わなければならない。 ○自衛水防組織を置かなければならない。
要配慮者利用施設	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者の避難確保のための措置に関する計画を作成し、市へ報告しなければならない。 ○上記計画に基づく訓練を行い、その結果を市へ報告しなければならない。 ○自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
延べ面積 10,000 m ² 以上の工場、作業場又は倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ○浸水の防止に関する計画を作成するよう努めなければならない。 ○上記計画に基づく訓練を行うよう努めなければならない。 ○自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

9 地下空間の浸水被害軽減

(1) 地下空間への浸水により起こる危険性の周知等

危機管理局及び都市建設局は、大雨時の地下空間への水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性や、家屋への水の流入を防ぐための土のうや止水板等の有効性について、周知、啓発に努める。

(2) 地下空間の浸水対策

関係各局は、浸水想定区域内に不特定多数の者が利用する地下空間を有する施設が設置された場合は、市から管理者への洪水情報等の伝達方法を検討する。

また、施設の管理者は、浸水防止のための土のう等の水防資機材の備蓄や出入口のステップアップ、止水板、防水扉等の設置、利用者への情報伝達や避難体制についての計画作成、従業員への防災教育等を行い保安体制の充実を図る。

10 浸水被害警戒地域対策計画

危機管理局、都市建設局（土木部）、消防局は、浸水被害警戒地域における防御活動の円滑化を図り、浸水被害を軽減させるため、市民との連携及び市災害対策本部設置前の防御体制を整備する。

(1) 警戒地域の区分

ア 第1次警戒地域

時間降雨量が計画降雨強度（実績降雨量から定めた降雨強度式により算出する降雨の強さをいう。）を超えない場合において、床上浸水の被害があった地域

イ 第2次警戒地域

時間降雨量が計画降雨強度を超えない場合において、床下浸水の被害があった地域

(2) 警戒地域の指定又は解除

警戒地域の指定又はその解除は、危機管理局、都市建設局（土木部）及び消防局が協議のうえ、毎年決定する。

(3) 現地調査

関係各局は、警戒地域のうち必要な地域について、雨水排水施設等の点検、その他防御活動に必要な措置を確認するため、出水期前に合同で現地調査を行う。

(4) 警戒地域関係者への協力要請

危機管理局長、土木部長及び警防部長は、防御活動が円滑に行われるよう、次の事項について事前に警戒地域関係者に協力を要請する。

ア 被害状況等の通報

イ 土のう置き場及び土のう積み等応急措置の応援

ウ 排水施設等の清掃

エ その他被害の軽減を図るための措置

第2節 土砂災害対策

1 基本方針

市内の地形、地質及び市街地等の実態を調査し、急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りの危険が予想される箇所を把握するとともに、その情報を的確に市民に伝え、市民と行政が協力して安全な土地利用を促進する。

また、土地所有者等に対する保安措置及び崩壊防止工事の実施等の指導を行うとともに、関係機関と緊密な連絡を保ち、災害の未然防止及び被害軽減のための対策を推進する。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	危 機 管 理 局	土砂災害対策の総括及び調整に関すること。
	都 市 建 設 局 (まちづくり推進部、土木部)	土砂災害対策に関すること。
	環 境 経 済 局	
	区 役 所	
関 係 各 局		
関 係 関	神 奈 川 県 厚 木 土 木 事 務 所 津 久 井 治 水 セ ン タ ー	土砂災害危険箇所の調査及び指定等に関すること。

3 急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地及び地すべり防止区域の指定及び県が実施する対策

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）により、県知事が指定基準以上で災害の発生する危険性の高い箇所について、市長の意見を聴いて急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

(2) 砂防指定地の指定

土石流による災害を防止するため、砂防法（明治30年法律第29号）により、国土交通大臣が砂防指定地に指定する。

(3) 地すべり防止区域の指定

地すべりによる災害を防止するため、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）により、国土交通大臣等が地すべり防止区域に指定する。

(4) 指定区域の周知、管理及び保全並びに防災措置の勧告等

神奈川県厚木土木事務所津久井治水センターは、標柱及び標識板等を設置し、地域住民に指定区域を周知するとともに定期的にパトロール等を実施し、指定区域の管理及び保全を行う。また、必要に応じて、地権者等に対する防災措置の勧告や崩壊防止施設の設置等を行う。

(5) 情報の収集及び気象警報等の伝達方法

災害の発生するおそれがある場合に、神奈川県厚木土木事務所津久井治水センターは、関係機関との連絡を密にし、情報の収集、気象警報等の伝達を行う。

4 土砂災害警戒区域等の指定及び県が実施する対策

土砂災害防止法に基づき、県は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に被害が及ぶおそれのある範囲を土砂災害警戒区域に指定する。さらに建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる範囲を土砂災害特別警戒区域に指定し、特定の開発に対する許可や既存建築物の移転等の勧告を行う。

5 ハザードマップの作成・周知

危機管理局は、県が指定した土砂災害警戒区域等について、土砂災害ハザードマップを作成し、市民への周知を図る。

6 マイ・タイムライン（防災行動計画）の作成促進

危機管理局は、土砂災害や水害からの逃げ遅れを防ぐため、土砂災害や洪水の危険区域や避難所の情報を周知するとともに、区役所と協力し、市民に対して避難行動を時系列的に整理した「マイ・タイムライン」（防災行動計画）の作成促進に努める。

教育局（学校教育部）は、危機管理局及び区役所と連携し、学校の児童・生徒を対象として「マイ・タイムライン」（防災行動計画）を活用した防災教育の促進に努める。

7 土砂災害対策

(1) 建築物の構造規制

都市建設局は、土砂災害特別警戒区域における建築物の構造規制を行う。

(2) 事前調査の実施

都市建設局及び消防局は、出水期前等の時期にパトロール等を実施し、危険が予想される箇所の認識を図る。

(3) 警戒避難体制の整備

危機管理局は、関係各局、区役所その他関係機関と協力して次の取組を推進する。

目的	取組事項
情報の収集・伝達体制	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害ハザードマップや「さがみはら防災マップ」等による土砂災害警戒区域等の危険区域や風水害時避難場所等の情報提供 ○住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等の収集 ○関係機関からの土砂災害の危険度に関する情報等の収集 ○豪雨時の雨量情報、土砂災害警戒情報、風水害時避難場所・避難所開設情報等の提供 ○住民への情報伝達手段の多重化
避難指示等の発令	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅の災害時要援護者、夜間等を考慮した避難指示等の判断・伝達 ○避難指示等の判断における土砂災害の専門家等の活用
風水害時避難場所、避難所の確保・運用	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅の災害時要援護者等を考慮した身近で安全な公民館等を風水害時避難場所に指定 ○安全な避難先確保が困難な地区における風水害時避難場所の選定 ○風水害時避難場所、避難所を保全する砂防施設の整備促進 ○土砂災害ハザードマップ等を活用した実践的な避難訓練（年1回以上）
防災意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○状況に応じた適切な避難行動をとるための土砂災害、警戒レベル等に関する正しい知識の普及啓発 ○土砂災害防止月間における広報活動や防災訓練等の実施 ○住民主体の「マイ・タイムライン」（防災行動計画）の作成 ○住民が実施する取組の活発化の支援

8 要配慮者利用施設における対策

都市建設局は、要配慮者利用施設周囲における土砂災害防止工事が進むよう関係者に求める。

危機管理局は、土砂災害警戒区域等内にある要配慮者利用施設で、その名称と所在地が本計画に定められている施設については、関係各局と連携して施設の所有者又は管理者がとるべき対策について周知し、その実施を促進する。

また、関係各局及び危機管理局は、関係者に必要な情報を提供し、避難体制の確立など防災体制の整備に努めるよう指導するとともに施設の管理者等と、情報伝達体制の相互確認に努める。

なお、対象施設の名称及び所在地は「資料編」に定める。

施設の種類	所有者又は管理者の対応
要配慮者利用施設	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者の避難確保のための措置に関する計画を作成し、市へ報告しなければならない。 ○上記計画に基づく訓練を行い、その結果を市へ報告しなければならない。

9 自然災害回避（アボイド）行政の協力、推進

危機管理局及び関係各局は、神奈川県自然災害回避（アボイド）行政について積極的に協力、推進するなど、自然災害等の発生する危険性が高い土地についての情報を的確に市民に伝え、市民と行政が協力して自然災害等を回避するための安全な土地利用を促進する。

また、警戒・避難計画を策定し、避難地区の指定、避難経路の設定、風水害時避難場所、避難所を市民等に周知する。

10 山地の災害防止

(1) 神奈川県は、維持造成を通じて、山地災害から市民の生命や財産を守り、水源かん養等を図るため、山地災害の危険性が高い保安林指定地の治山事業を計画的に進める。

(2) 神奈川県は、地形や地質等の要因により、山地災害で人家や公共施設等に被害を与えるおそれがある箇所を「山地災害危険地区」に設定し、インターネット等を通じて市民に周知を図る。

また、「山地災害危険地区」について、定期的に目視によるパトロールを実施し、林地や治山施設等の状況を把握するとともに、危険性の高い箇所から優先順位を付けて対策を行うことで、山地災害の未然防止に努める。

第3節 火山災害対策

1 基本方針

富士山の噴火により本市に影響があると想定される、溶岩流や降灰の影響想定範囲を把握するとともに、富士山火山に関する正しい知識を市民に普及啓発する。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	危 機 管 理 局	火山災害対策の総括及び調整に関すること。
	区 役 所	火山災害対策に関すること。
	関 係 各 局	
関 係 機 関	神 奈 川 県	火山災害対策に係る広域調整に関すること。

3 ハザードマップの作成・周知

危機管理局は、令和3年3月に富士山火山防災対策協議会が公表した富士山ハザードマップについて、市民への周知を図る。

また、神奈川県その他関係市町と連携して、県内の溶岩流の影響想定範囲、火山災害の知識等を記載した火山防災マップを作成し、市民への周知を図る。

4 火山災害対策

危機管理局は、関係各局、区役所その他関係機関と協力して次の取組を推進する。

目 的	取 組 事 項
情報の収集・伝達体制	<ul style="list-style-type: none"> ○富士山ハザードマップ等による溶岩流や降灰等の影響想定範囲の情報提供 ○「さがみはら防災マップ」等による避難所等の情報提供 ○住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等の収集 ○関係機関からの溶岩流の流下状況や降灰予報及び土砂災害の危険度に関する情報等の収集 ○溶岩流の流下状況や降灰予報に関する情報、土砂災害緊急情報、風水害時避難場所・避難所開設情報等の提供 ○住民への情報伝達手段の多重化
避難指示等の発令	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅の災害時要援護者、夜間等を考慮し、円滑な避難を確保するための避難指示等発令の判断・伝達
風水害時避難場所、避難所の確保・運用	<ul style="list-style-type: none"> ○溶岩流到達範囲からの距離が近い、降灰による土石流の影響が想定される、又は火山灰の堆積による倒壊のおそれのある風水害時避難場所や避難所について、避難者が安全に避難し、又は一定期間滞在することができる代替の場所を選定 ○他市町村から広域避難・広域一時滞在の要請があった場合の避難所等の確保 ○富士山ハザードマップ等を活用した実践的な避難訓練
防災意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○状況に応じた適切な避難行動をとるための、火山災害に関する正しい知識の普及啓発 ○住民が実施する取組の活発化の支援

第5章 応急対策への備え

第1節 情報伝達網の整備

1 基本方針

大規模な地震や風水害が発生した場合、電話の輻輳^{ふくそう}や通信施設等の被災により、被害状況に関する情報収集活動や市民に対する広報活動に支障をきたすことが予想される。

このため、災害時の情報連絡体制を充実・強化するため、無線通信設備を中心とした情報伝達網の整備を推進する。

また、伝達手段の障害等に備えて、複数の手段を併用する体制整備を進める。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	危 機 管 理 局	デジタル地域防災無線、防災行政用同報無線（ひばり放送）、アマチュア無線等に関する事。 災害時優先電話に関する事。 防災関係機関等との通信網の整備に関する事。
関 係 機 関	防 災 関 係 機 関	防災関係機関等との通信網の整備に関する事。

3 市民への情報伝達手段

災害情報の市民への迅速確実な伝達を期すため、消防指令センターに親局を置いた防災行政用同報無線（ひばり放送）設備を整備し、情報伝達手段を確保する。

また、ひばり放送が聞き取りにくい場合には現地調査を行い、屋外拡声器の調整等を実施するとともに、ひばり放送テレホンサービス、テレビ神奈川データ放送や防災メール等の多様な情報伝達手段等を整備し、利用促進のため周知する。

その他土砂災害警戒情報や必要な避難情報等を速やかに伝達するため、携帯電話の緊急速報「エリアメール」及び「緊急速報メール」の活用を図る。

また、戸別受信機の活用等により、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の住民へ、風水害時に、より確実に特別警報や避難情報等を速やかに提供できる情報伝達体制を整備する。

4 一斉情報配信システムの活用

災害情報の市民への迅速かつ確実な伝達を期すため整備した各種伝達手段について、より迅速かつ確実に配信操作を行うため、1回の操作で複数の配信手段に配信できる一斉情報配信システムを整備し、管理運営を行う。

<配信する手段>

- | | | |
|-----------------------|-------------------------|---------|
| ○防災行政用同報無線（ひばり放送） | ○緊急速報「エリアメール」・「緊急速報メール」 | |
| ○防災メール | ○テレビ神奈川データ放送 | ○市災害情報X |
| ○一斉同報FAX（インターネットFAX）等 | | |

5 デジタル地域防災無線設備

消防指令センター、市役所本庁舎、区役所、まちづくりセンター、公民館、避難所、公用車等にデジタル地域防災無線設備を整備し、有線電話不通時の情報伝達手段を確保する。

6 携帯電話等の活用

災害対策に特に必要と認める職員や避難所等に携帯電話を配備し、連絡体制及び動員体制の整備を図る。

また、通信の輻輳^{ふくそう}や孤立地区の発生に備え、孤立が予想される地区への衛星携帯電話の配備を推進する。

7 災害時優先電話の活用

市役所、市出先機関、市立小・中学校及び義務教育学校、防災関係機関等の災害時優先電話を活用し、災害時の情報伝達手段の安定性向上を図る。

また、避難者の安否確認等に利用できるように、災害時にも優先的につながる公衆電話回線を使用した特設公衆電話を避難所に設置する。

8 無線従事者の養成

デジタル地域防災無線、防災行政用同報無線（ひばり放送）の運用に当たり、必要となる無線従事者を計画的に養成し、無線局の運用体制の充実を図る。

9 アマチュア無線局の活用

災害の状況によっては、地域防災無線、防災行政用同報無線（ひばり放送）等の運用のみでは被害情報の収集伝達に困難をきたすことが予想されるため、アマチュア無線局の活用を図る。

10 風水害時の連絡体制の確立

緊急時のダムの放流等について、城山ダムに係る県・市間のホットラインの活用等に努める。

さらに、洪水や土砂災害等に対する避難指示等の発令の判断に当たって、气象台、河川管理者、砂防関係機関からの助言を円滑に得られるように、県の担当部局や气象台担当者との連絡体制の確立に努める。

1.1 防災関係機関等との通信網の整備

国や県、自衛隊のほか、医療機関、電気・ガス・水道等の防災関係機関と連携し、無線等の通信網を整備し、災害時の情報連絡体制の確保に努める。

1.2 通信設備の運用訓練等

市及び防災関係機関は、災害時の情報伝達をより迅速かつ確実にするため、通信設備の点検・保守や定期的な通信訓練等、次の対策を実施する。

- (1) 通信マニュアル、通信訓練計画の策定及び周知
- (2) 災害時の利用を重視した無線設備の定期的な総点検
- (3) 情報通信手段の管理・運用体制の点検
- (4) 災害用の無線・電話等の機器の運用方法等の習熟
- (5) 非常通信^(※)の取扱い、機器の操作の習熟等、防災関係機関等と連携した通信訓練
- (6) 通信の輻輳^{ふくそう}、途絶等を想定した訓練（通信統制、重要通信の確保、非常通信^(※)の活用等）
- (7) 非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検、的確な操作の徹底、耐震性がある施設や災害危険性の低い場所への設置等

(※) 「非常通信」とは、「地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信」をいう（電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号）。無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないとされているが、非常通信は、行うことが可能となっている。

13 民間事業者との連携

災害時等に市が発する情報（避難所開設状況、避難指示等）の伝達に当たっては、災害対策基本法第57条に基づき、インターネット情報ポータルサイト運営事業者（グーグル（株）、LINEヤフー（株））と連携し情報発信を行う。

また、LINEヤフー（株）が提供する防災アプリ「Yahoo! 防災速報」や、三井住友海上保険（株）が提供する防災アプリ「スマ保災害時ナビ」を利用し、市からの災害に関する情報を配信する。

さらに、エフエムさがみやエフエムヨコハマによる緊急ラジオ放送、J:COMによるテロップ放送や専用端末への配信など、民間事業者と連携し情報を配信する。

第2節 情報システム等の整備

1 基本方針

大規模災害時には、同時に多くの被害が発生し、被害情報が飛躍的に増大する。このため、情報システム等を整備し、的確な情報の集約や、関係各局との情報の共有を図る。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	危 機 管 理 局	災害情報共有システムに関すること。
	都 市 建 設 局 (土 木 部)	
	関 係 各 局	
	消 防 局	警防本部システムに関すること。
	危 機 管 理 局	被災者支援システムに関すること。
	関 係 各 局	

3 災害情報共有システム

危機管理局は、災害の初動期において、的確な災害対応を行うため、市内の被害情報等を迅速に収集し、全庁で共有するための災害情報共有システムの管理運営を行う。なお、耐災害性を考慮し、インターネット環境を活用したクラウド型のシステムにより、災害現場等からスマートフォン等により情報の登録が可能なものとする。

4 警防本部システム

消防局は、地震や風水害等が発生した際に、早期に警防本部体制を確立させるため、警防本部システムを導入し、平成30年3月から運用している。

- (1) 119番を受信する指令台と連動することにより、対応する大隊本部が早期に災害事案を把握し、各種災害に対処する。
- (2) ネットワークにより、被害情報を一元管理し、迅速かつ的確な災害対応を行う。

5 気象情報システム

風水害及び地震等の災害に対する応急対策の円滑な運用並びに市民への気象情報の公開のため、降雨予測等の気象情報や震度情報を集約し、情報を提供する気象情報システムを運用する。(主な情報提供内容)

○市内雨量情報	○市内震度情報	○気象庁地震情報	○台風情報
○注意報・警報・特別警報	○市内の天気・天気予報	○竜巻注意情報	等

(雨量及び気象観測所)

気象観測所	2箇所	消防指令センター、津久井消防署
雨量観測所	20箇所	消防指令センター、南消防署、北消防署、津久井消防署、田名分署、淵野辺分署、緑が丘分署、上溝分署、新磯分署、東林分署、大沼分署、相武台分署、大沢分署、相原分署、城山分署、救急隊派出所、藤野分署、青根分署、鳥屋出張所、相模ダム管理事務所

6 震度情報システム

相模原市内での地震発生時の状況をいち早く把握し、早期の対策を講ずることを目的とし、市内に設置された計測震度計からの地震観測データを、消防指令センターの中央監視装置に集約し、市内の震度を即時に表示する震度情報システムを運用する。

地震観測場所	名称	気象庁による発表名称	設置主体
市 役 所	中 央	相模原市中央区中央	気 象 庁 設 置
消 防 局	消 防 局	—	市 設 置
大 沢 分 署	大 沢	相模原市緑区大島	防災科学技術研究所設置
新磯まちづくりセンター	磯 部	相模原市南区磯部	市 設 置
相模川ふれあい科学館	水郷田名	相模原市中央区 水郷田名	市 設 置
田 名 分 署	田 名	—	市 設 置
北 消 防 署	橋 本	相模原市緑区橋本	市 設 置
上 溝 分 署	上 溝	相模原市中央区上溝	市 設 置
城 山 総 合 事 務 所	城 山	相模原市緑区久保沢	神 奈 川 県 設 置
津 久 井 総 合 事 務 所	津 久 井	相模原市緑区中野	神 奈 川 県 設 置
相 模 湖 総 合 事 務 所	相 模 湖	相模原市緑区与瀬	神 奈 川 県 設 置
藤 野 総 合 事 務 所	藤 野	相模原市緑区小淵	防災科学技術研究所設置

—：消防局及び田名分署の地震観測記録は気象庁発表の対象ではない。

7 神奈川県災害情報管理システム

神奈川県が整備したシステムで、県内の防災関係機関が入力した被害情報や応急措置に関する情報を、集計や地図情報として迅速に把握できるほか、避難情報や避難所開設情報をＬアラートに配信することができるシステムである。

8 被災者支援システム

災害時に被害認定調査、罹災証明書発行、義援金等の支給、仮設住宅の入居等の被災者支援を、総合的かつ効率的に行うため、情報を一元管理し、関係部署間で情報を共有できる被災者支援システムを運用する。

第3節 避難場所等の整備

1 基本方針

災害時において、市民の生命と身体の安全を守るため、避難場所及び避難所を事前に指定又は確保するとともに、その施設等の整備を図り、避難者の安全対策を推進する。また、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう「避難計画」を策定し、避難指示等の発令基準、伝達方法等を明確にする。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	危 機 管 理 局	広域避難場所の整備に関すること。
	都 市 建 設 局 (土 木 部)	避難路の整備に関すること。
	環 境 経 済 局	
	市 民 局	避難場所の整備に関すること。
	教育局 (学校教育部、生涯学習部)	避難場所及び避難所の整備に関すること。
	危 機 管 理 局	特命担当員 (避難所担当職員等) の選任に関すること。 避難場所、避難所及び一時滞在施設の指定に関すること。
関 係 各 局	避難場所及び避難所 (所管施設) の整備に関すること。	
関 係 機 関	関 係 機 関	広域避難場所の管理に関すること。

3 いっとき 一時避難場所

(1) 区 分

地震に伴う火災等の災害が近隣に発生した場合、地域住民が一時的に避難し、災害の推移を見守るための空地、小公園、学校等の場所をいう。

(2) 指 定

各自治会において選定する。選定に当たっては、安全適切な場所とし、過密化等危険要因の増大により、適宜変更する。

4 広域避難場所

(1) 区 分

大規模な火災が発生し延焼拡大した場合、その地域内の住民が火煙やふく射熱におかされることなく生命、身体の安全を確保できる場所をいう。

(2) 指 定

災害対策基本法第49条の4の規定に基づき指定する「指定緊急避難場所 (大規模な火事) 」を指し、「神奈川県大震火災避難対策計画」に基づき指定するものとするが、近年の市街化の状況から広域的な面積 (1 h a) の確保が困難となっているため、地域の事情に応じて指定する。

(3) 整 備

- ア 避難関連誘導標識、案内板・標識等の整備に努める。
- イ 防災備蓄倉庫及び防災資機材の整備に努める。

ウ 次のいずれかに該当する広域避難場所に通ずる道路又は緑道については、避難路として使用できるよう避難上必要な対策等を行う。

(ア) 幅員15m以上の道路又は幅員10m以上の緑道

(イ) 土地利用の状況等を勘案し、災害時における避難上必要な機能を有すると認められる(ア)以外の道路又は緑道

5 風水害時避難場所

(1) 区分

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に円滑かつ迅速に避難する施設をいう。なお、風水害に関連する事象の災害ごとに指定する。

(2) 指定

災害対策基本法第49条の4の規定に基づき指定する「指定緊急避難場所(洪水、浸水、崖崩れ、土石流及び地滑り)」を指し、土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域等、災害時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがある区域外に所在する公共施設等から指定する。

ただし、地域の状況により風水害時避難場所が十分に確保できない場合、土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域内に所在する公共施設等であっても、施設の場所や建築物の構造・階数等の状況により、避難者の身の安全が守られる場所が確保できる際は指定できるものとする。

6 避難所

(1) 区分

災害により住家を失い、又は破損等により自ら居住の場所を確保することが困難な市民等を、一時的に滞在させるための施設をいう。

(2) 指定

災害対策基本法第49条の7の規定に基づき指定する「指定避難所」を指し、被災者に対する救援措置を行う施設として、市立小・中学校等を指定する。

本市では平成29年8月に市内全ての避難所が指定済である。

(3) 整備

内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、各避難所の安全性や生活環境等の整備を推進する。

ア 避難所を耐震化する。

イ 防災備蓄倉庫を設置し、食料、毛布、仮設トイレ、マンホールトイレ等の備蓄を行う。備蓄に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者に配慮するとともに、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に配慮するものとする。

ウ 飲料水確保のため、緊急遮断弁付受水槽を計画的に配置し、受水槽への取水口の設置及び給水栓資機材を整備する。

エ 非常用発電設備、防災行政用同報無線(ひばり放送)、戸別受信機、テレビ受信用設備を整備する。

オ 広報のための大型掲示板を設置する。また、災害時要援護者に配慮した情報伝達手段を整備する。

カ 災害時要援護者のためのバリアフリー化や、良好な生活環境を確保するための防寒・防暑対策など、施設の改良等に努める。

7 福祉避難所

災害時に在宅や避難所での生活が著しく困難となった高齢者、障害者等を受け入れる二次的な避難所として位置付けられた施設をいう。

8 避難場所・避難所の周知

ホームページや防災ガイドブック、ハザードマップ等あらゆる機会を通じて、住民に周知するよう努める。

9 ホテル・旅館等の活用

危機管理局は、あらかじめ指定した避難所・避難場所では施設が不足する場合に備え、国、県、独立行政法人等が所有する施設のほか、ホテル・旅館等の民間施設等と協定を締結し、避難所・避難場所の確保に努める。

第4節 防災資機材等の備蓄及び調達体制の整備

1 基本方針

災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備を図るとともに、災害発生時の生活に不可欠な非常用の飲料水、食料及び生活必需物資等の確保に努める。

また、「物資調達・輸送調整等支援システム」等を用いて備蓄状況の管理に努める。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市担当	危 機 管 理 局	家庭備蓄等の普及啓発に関すること。
	区 役 所	備蓄に関すること。
	健 康 福 祉 局	飲料水・医療品・防疫機材等の備蓄等に関すること。
	こ ども ・ 若 者 未 来 局	福祉避難所用資機材の備蓄に関すること。 防疫機材の備蓄に関すること。
	財 政 局	燃料調達体制の整備に関すること。
	総 務 局	活動要員への支援体制の整備に関すること。
	教 育 局 (学 校 教 育 部)	避難所倉庫整備の協力に関すること。
	教 育 局	給食用食材の一時的活用に関すること。
	都 市 建 設 局 (土 木 部)	所管する資機材の備蓄等に関すること。
	環 境 経 済 局	災害時物資調達体制の確立に関すること。 防疫機材の備蓄に関すること。 事業所内備蓄の啓発に関すること。
	消 防 局	所管する資機材の備蓄等に関すること。
関 係 関	(公 社) 相 模 原 市 薬 剤 師 会	医療品等の備蓄等に関すること。
	(一 社) 相 模 原 市 建 設 業 協 会	防災資機材調達体制の協力に関すること。
	相 模 原 市 津 久 井 地 区 建 設 業 連 絡 協 議 会	
	相 模 原 造 園 協 同 組 合	
	相 模 原 市 農 業 協 同 組 合	防疫機材の備蓄に関すること。

3 防災資機材等の整備

(1) 防災備蓄倉庫の整備

危機管理局は、災害時の応急対応を迅速に実施するため、食料、資機材等を分散して配置する防災備蓄倉庫の整備を推進する。

防災備蓄倉庫は、避難所倉庫、広域避難場所対応倉庫及び一般倉庫とする。

(2) 防災資機材の整備

危機管理局及び都市建設局は、災害発生時の救出、救助及び被災地における応急活動用資機材の整備充実に努める。また、都市建設局は、協定締結団体から、緊急時に必要な資機材が迅速に得られるよう調整しておく。

(3) 医療器具、医薬品等の備蓄・調達

健康福祉局は、災害時の保健医療救護活動を迅速確実にを行うため、医療器具、医薬品等の備蓄を計画的に推進する。また、被害の状況に応じて(公社)相模原市薬剤師会及び関係業者から必要な医療器具、医薬品等の調達を行えるよう協力関係を維持する。

- (4) 水防資機材の整備
消防局及び都市建設局は、水防活動の充実を期するため、水防資機材の整備充実に努める。
- (5) 化学消火薬剤の備蓄
消防局は、危険物火災等に対応するため、化学消火薬剤の備蓄に努める。また、神奈川県から貯蔵及び管理を委託されている化学消火薬剤も併せて備蓄する。
- (6) 防疫活動用備蓄機材の管理
健康福祉局、環境経済局及び相模原市農業協同組合は、所管する防疫活動用資機材の備蓄を行う。
- (7) 活動要員への支援体制の整備
総務局は、職員福利厚生施設に休憩等の設備の整備に努めるとともに、応急食料、飲料水、生活資材の備蓄に努める。また、平常時から災害対策活動拠点の運営事務を所掌する班と連携し、同様の体制整備に努める。

4 応急飲料水等の確保

- 危機管理局、健康福祉局、区役所及び教育局は、水道供給停止となる事態に備え、次の対策を行う。
- (1) 市民へ平常時から家庭等における災害時用飲料水の確保（1人1日3リットルで3日分）を行うよう普及啓発を図る。
 - (2) 市民1人1日3リットル、10日間を目標として応急飲料水の確保を図る。
 - (3) 応急飲料水及び医療用の水を確保するため、飲料水兼用貯水槽、緊急遮断弁付受水槽等を計画的に整備する。
 - (4) 市立小・中学校の受水槽の耐震化を進めるとともに緊急遮断弁及び取水口を取り付け、給水栓資機材を整備する。
 - (5) 市立小・中学校等のプールに生活用水の確保を図る。
 - (6) 市有建物内にある受水槽に緊急遮断弁及び取水口を設置し、給水栓資機材を備蓄し飲料水を円滑に利用できるようにする。
 - (7) 応急給水用として給水タンク、給水袋、キャンバス水槽等の整備充実に努める。
 - (8) 市民、事業者等が所有する井戸について、災害時協力井戸の事前登録を促進し、災害時の生活用水（日常生活に利用される飲用以外の水）を確保する。
 - (9) 避難所運営協議会、地域の防災リーダー等の参加のもと、県と協力して飲料水兼用貯水槽、緊急遮断弁付受水槽及び消火栓を活用した臨時給水栓の取扱訓練を行う。

5 食料の備蓄等

- (1) 危機管理局及び区役所は、市民へ平常時から家庭等における非常用食料の備蓄を行うよう普及啓発を図る。
- (2) 危機管理局は、応急食料としてアルファ化米、ビスケット等の備蓄を行う。
- (3) 環境経済局は、食料の一括調達又は大量調達が可能な業者又は団体との協定締結等により調達体制の充実に努める。
- (4) 教育局は、市立学校給食施設（学校給食センターを含む。）の設備等に併せ、可能なものから災害時の米飯の提供体制を確保する。

6 生活必需物資の備蓄

- (1) 危機管理局及び区役所は、市民へ平常時から家庭等における災害時の生活必需物資の備蓄を行うよう普及啓発を図る。
- (2) 危機管理局は、災害時用の毛布、敷きシート、仮設トイレ等を計画的に備蓄する。また、都市建設局（土木部）は、下水道マンホールを利用したマンホールトイレを備蓄する。
- (3) 環境経済局及び財政局は、生活必需物資や避難所で使用する燃料の一括調達又は大量調達が可能な業者又は団体との協定締結等により調達体制の充実及び円滑に協力を得るために必要な措置を講ずる。
- (4) 健康福祉局及びこども・若者未来局は、福祉避難所で必要とする生活必需物資を計画的に備蓄する。

- (5) 市民は、非常用飲食料と併せ、非常用袋等に災害時に必要な物資を備蓄し、持ち出しやすい状態にしておく。
- (6) 事業所は、従業員等の一斉帰宅を抑制し、事業所に留め置くため、また、事業継続のため、従業員の3日分以上の食料、飲料水、毛布及び簡易トイレ等の備蓄に努める。

7 備蓄整備計画の見直し

関係各局は、防災資機材、食料、生活必需物資等の備蓄に際して、必要に応じて品目及び数量を見直し、適切な備蓄に努めるものとする。特に、生活用品や食料についての高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者への配慮がなされるよう適宜見直しを図る。

第5節 救助・医療体制の整備

1 基本方針

地震災害等の突発的かつ多量の救助事象発生の際における迅速かつ効率的な人命救助が図れるよう、平常時医療の強化とともに災害時救助・医療体制の整備を図る。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	健 康 福 祉 局 （ 保 健 衛 生 部 ）	災害時医療体制の整備に関する事 こと。
	消 防 局	救出・救助・救急能力の強化に関する こと。
関 係 機 関	（ 一 社 ） 相 模 原 市 医 師 会	災害時医療体制の整備に関する事 こと。
	（ 公 社 ） 相 模 原 市 歯 科 医 師 会	
	（ 公 社 ） 相 模 原 市 薬 剤 師 会	
	（ 公 社 ） 相 模 原 市 病 院 協 会	
	（ 公 社 ） 神 奈 川 県 看 護 協 会 相 模 原 支 部	
	（ 公 社 ） 神 奈 川 県 柔 道 整 復 師 会 相 模 支 部	

3 初動医療体制の整備

健康福祉局は、地震発生時の保健医療救護体制について、協定締結団体等と、救護所の設置・運営、傷病者の搬送、救護班の編成、物資・要員の調達等の初動医療体制について協議し、初動医療体制を確立しておく。

4 後方医療体制の整備

健康福祉局、消防局及び関係機関は、救護所等に対応できない傷病者に対して、傷病者の程度に応じた、後方医療機関への搬送及び治療が実施できる体制を整備する。

5 救出・救助・救急能力の強化

消防局は、次のとおり救出・救助・救急能力の強化を図る。

- (1) 救急高度化の推進
- (2) 応急手当の普及啓発
- (3) 高度救助体制の強化

第6節 災害時輸送体制の整備

1 基本方針

大規模災害時には、緊急車両の通行のほか大量の救援物資が運び込まれるため、通行路の確保及び輸送車両の確保が重要となる。災害時の輸送体制を迅速かつ効率的に確保できるよう、平常時から関係者の協力体制を築き、車両等の整備及び緊急通行車両の登録を進める。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市担当	財 政 局	車両・燃料の確保に関する事。
	環 境 経 済 局	救援物資受入れ拠点に関する事。
	都 市 建 設 局 (土 木 部)	道路上の障害物の除去に関する事。
	危 機 管 理 局	緊急通行車両等の事前届出に関する事。
	関 係 各 局	
関 係 機 関	(一社) 相模原市建設業協会	道路上の障害物の除去の協力に関する事。
	相模原市津久井地区建設業連絡協議会	
	相模原造園協同組合	
	神奈川県石油商業組合相模原支部	燃料供給の協力に関する事。
	神奈川県石油商業組合津久井支部	
	(一社) 神奈川県トラック協会	災害時輸送力確保の協力に関する事。
	日 本 通 運 (株)	
	東 日 本 旅 客 鉄 道 (株)	
	小 田 急 電 鉄 (株)	
	京 王 電 鉄 (株)	
神 奈 川 中 央 交 通 (株)		

3 市有車両確保体制の整備

財政局は、災害時に使用可能な市有車両について、帰庁時に燃料を確実に補給する（原則としてタンクの3/4以上）等、緊急時に迅速に対応できるよう管理を行う。

4 民間車両確保体制の整備

財政局は、災害の状況に応じた車両を確保できる団体又は業者と協定を締結し、災害発生時の車両の確保、動員及び運用方法を協議し、協力関係を維持・強化する。

また、広域避難を想定した避難者の輸送方法について調整する。

5 緊急通行車両等の確認手続

危機管理局、環境経済局、都市建設局及び消防局は、災害応急対策を円滑に行うため、緊急通行車両及び緊急輸送車両の事前届出を当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会（警察本部、警察署経由）に対し行う。なお、緊急通行車両等であることの事前確認については、該当の公安委員会に対して「緊急通行車両確認申出書」により事前確認を受け、「緊急通行車両確認標章」及び「緊急通行車両確認証明書」の事前交付を受ける。

(1) 緊急通行車両

緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第1項に基づき、同条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

ア 警報の発令及び伝達並びに避難指示等の発令

- イ 消防、水防その他の応急措置
- ウ 被災者の救難、救助その他保護
- エ 被災児童及び生徒の応急保護・支援
- オ 施設及び設備の応急の復旧
- カ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境公衆衛生
- キ 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持
- ク 緊急輸送の確保
- ケ その他災害の発生への防御又は拡大の防止のための措置

(2) 緊急輸送車両

緊急輸送車両は、大規模地震対策特別措置法第21条第2項に規定する地震防災応急対策（警戒宣言発令時対策）の実施責任者又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

- ア 地震予知情報の伝達及び避難指示等の発令
- イ 消防、水防その他の応急措置
- ウ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護
- エ 施設並びに設備の整備及び点検
- オ 犯罪の予防、交通の規制及びその他被災地における社会秩序の維持
- カ 緊急輸送の確保
- キ 地震が発生した場合における食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備
- ク その他地震災害発生への防止又は軽減を図るための措置

6 燃料確保体制の整備

財政局は、石油商業組合、ガソリンスタンド等と協定を締結し、災害時において避難所、市有車両と協定業者に優先的かつ効率的に燃料を供給できる体制の整備に努める。

また、災害時用の燃料備蓄庫の整備を検討する。

7 道路障害物除去体制の整備

都市建設局は、災害時に重機を利用した道路上の障害物除去作業等が迅速に行えるよう、協定団体等との協力関係の維持・強化に努める。

8 救援物資受入れ拠点における運用体制の整備

環境経済局は、財政局と協力し、民間事業者を含む施設管理者と災害時の救援物資受入れ拠点における運用体制を整備し、速やかな物資支援のための準備に努める。

環境経済局は、民間事業者との協定締結や救援物資受入れ拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。

第7節 災害時における文教・保育体制の整備

1 基本方針

地震等の災害に際し教育委員会は、平常時からの防災対策に努めるとともに、災害発生時における児童・生徒及び施設利用者の安全確保、応急的な教育等の災害対策の確立を図る。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	教 育 局	災害時における文教体制の整備に関すること。 防災教育の充実及び応急教育の実施に関すること。 文化財の災害対策に関すること。
	こども・若者未来局	災害時における市立幼稚園、保育所の防災対策に関すること。
	市立小・中学校及び義務教育学校並びに教育機関	災害時における文教体制の整備に関すること。 防災教育の充実及び応急教育の実施に関すること。
関 係 機 関	神 奈 川 県	災害時における文教体制の整備に関すること。
	私 立 学 校 等	

3 教育局の防災対策

- (1) 平常時より、学校等が行う災害発生時における児童・生徒等の安全確保、消防局と連携した防火・防災教育、組織体制等の防災対策について、「神奈川県学校防災活動マニュアル」及び「学校安全の手引（地震編及び風水害・大雪災害編）」を活用し、指導・助言、情報提供を行う。また、各学校における計画的な防災訓練・教育及び災害対策計画の策定並びに体制整備を推進する。
- (2) 耐震対策、浸水対策、防災資機材の整備など学校等の施設・設備の強化を図るとともに、児童・生徒等の留め置きに必要な備蓄等を行う。
- (3) 災害時における学校等との情報受伝達体制の整備を図る。
- (4) 学校の避難所への支援・協力の関わり方について、平常時より指導・助言、情報提供を行う。
- (5) 市立小・中学校及び義務教育学校に、気象庁からの緊急地震速報を即座に受信する緊急地震速報受信システムを設置する。

4 学校（市立小・中学校及び義務教育学校）の防災対策

- (1) 災害発生時における児童・生徒の安全確保、防災教育、情報連絡体制、防災訓練等を内容とした独自の防災計画を定める。
- (2) 独自の防災計画の円滑な実施を図るため、防災組織を設置する。
- (3) 災害時の状況を配慮した、在校中及び登下校中における児童・生徒の安全確保に努める。
- (4) 児童・生徒が災害状況を適正に判断し、的確な行動ができる能力の育成に努める。また、教職員の防災対応能力や応急処置能力の向上に努める。
- (5) 児童・生徒の実践的な防災能力を高めるため、災害の種類、学校教育活動の場面や時間帯等を多様に想定するとともに、当該学校の避難所運営協議会や自治会等と連携し、それぞれの場面における適切な避難行動を体験的に理解させる防災訓練等の実施を推進する。
- (6) 情報連絡が正確かつ迅速に行えるよう、日頃から保護者や児童・生徒、教職員間、教育局との情報連絡体制の整備に努める。

5 教育機関の防災対策

- (1) 相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則（平成19年相模原市教育委員会規則第17号）に定める教育機関の施設管理者は、施設・設備の点検確認、利用者の安全確保、情報連絡体制等を内容とした「社会教育施設等防災計画」を定める。

(2) 教育機関においては、多様な形態があることから、各機関の運営状況に応じた防災訓練を計画的に実施する。

6 児童・生徒保護対策

風水害等の災害が予測される場合には、事前の情報収集に努めるとともに登下校の時間帯の変更など児童・生徒の安全確保に努めることとする。

また、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴い、児童・生徒等の生命・身体的安全確保に万全を期するとともに、緊急事態に備え、迅速、的確に対応できる保護対策として、綿密な地震防災対策を講じなければならない。特に学校長等は、児童・生徒の保護について、次の事項に十分留意し具体的な計画を定めるものとする。

- (1) 児童・生徒の生命、身体的安全確保を最優先とすること。
- (2) 学校の所在する地域の諸条件等を考慮すること。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報の発表に迅速に対応できるものであること。
- (4) 児童・生徒の行動基準並びに学校及び教職員の対応が明確にされていること。
- (5) 学校における教職員の共通理解がなされ、個々の分担が明確にされていること。
- (6) 障害のある児童等については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分に配慮すること。

7 幼稚園、私立学校等の防災対策

こども・若者未来局及び幼稚園、私立学校等の施設管理者は、平常時より、災害発生時における園児、児童・生徒等の安全確保、防災教育、組織体制等の防災対策を適切に行う。

また、各幼稚園の防災マニュアル作成を推進し、園児の避難、保護及び保護者への引渡し体制の整備等を普及するほか、園児の防災教育、防災訓練（避難訓練、引渡し訓練等）の計画的な実施を推進する。

8 保育所等の対策

こども・若者未来局は、市の「保育所防災の手引き」を各保育所に普及し、施設の安全性の確保、災害時の園児の保護、保護者への引渡し及び応急保育等を円滑、適切に実施するための準備等を促進する。

また、市の「児童厚生施設等安全管理マニュアル」を活用し、児童クラブ等における児童の保護、引渡しを円滑、的確に実施できるよう、必要な準備等を推進する。

9 高校、大学の防災対策

高等学校及び大学の管理者は、生徒、学生及び勤務職員等の一斉帰宅を抑制し、施設内に職員等を留め置くための食料、飲料水、毛布及び簡易トイレ等の備蓄に努める。

10 文化財の保護

教育局は、文化財が被災しないように、必要に応じて施設や設置場所の耐震化、火災警報器の設置等の災害対策を実施するとともに、「神奈川県文化財防災対策マニュアル」に基づき、地域における文化財の具体的な災害対策の検討を行う。

第8節 災害時における建築物に関する対応体制の整備

1 基本方針

災害時には建築物の被災状況を確認し、二次災害を防ぐとともに、応急仮設住宅の建設等及び住宅の応急修理を実施する必要がある。効率的にこれらの活動が実践できるよう体制を確立しておく。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市担当	都市建設局（まちづくり推進部）	応急危険度判定実施体制の整備・強化に関する こと。 被災宅地危険度判定実施体制の整備・強化に 関すること。
	財 政 局	災害時の土地活用の調整に関する こと。
	財 政 局	応急仮設住宅に関する こと。
	都市建設局（まちづくり推進部）	
	健康福祉局（生活福祉部）	応急仮設住宅等の入居基準整備の協 力に関する こと。
	関 係 各 局	災害時の土地活用の調整に関する こと。
関 係 関	神 奈 川 県 （県土整備局、健康医療局）	応急危険度判定支援体制の整備に 関すること。 被災宅地危険度判定支援体制の整備に 関すること。
	（一社）相模原市建設業協会	災害時の住宅等の建設・修理の協 力に関する こと。
	相模原市津久井地区建設業連絡協議会	
	相模原市電設協会	

3 被災建築物の応急危険度判定に関する事前対策

大規模地震発生時には、建築物の倒壊による二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定を迅速に行う必要がある。

このため、都市建設局は、平常時から判定実施体制の整備・強化に努める。

(1) 応急危険度判定士

「神奈川県震災建築物応急危険度判定士認定要綱」に基づき認定を受けた者又は他都道府県において応急危険度判定士の認定を受けた者で、市内の者又は神奈川県を通じて派遣を受けた者

(2) 市内判定士の連絡及び参集体制

都市建設局は、市内の応急危険度判定士との連絡及び参集手段のための連絡網を整備しておく。

4 被災宅地の危険度判定

大規模地震発生時には、宅地の崩壊による二次災害を防止するため、被災宅地の危険度判定を迅速に行う必要がある。このため、都市建設局は、平常時から判定実施体制の整備・強化に努める。

(1) 被災宅地危険度判定士

「神奈川県被災宅地危険度判定士認定要綱」に基づき認定を受けた者又は他都道府県において被災宅地危険度判定士の認定を受けた者で、神奈川県を通じて派遣を受けた者

5 災害時における応急仮設住宅等に関する事前対策

財政局及び都市建設局は、災害時における応急仮設住宅の建設等、公営住宅等のあっせん、被災住宅の応急修理が迅速に行えるよう次の事前対策に努める。

(1) 応急仮設住宅建設用地の選定

応急仮設住宅の設置場所は、飲料水が得やすく、保健衛生上好適な場所で、なるべく交通の便がよいなど社会生活上の配慮がなされる場所となる。都市建設局は、平常時から、財政局等の協力のもと、応急仮設住宅の建設用地を選定し、建物配置計画等を定める。

(2) 協力体制の確保

応急仮設住宅の建設用地は、ライフラインの便を考慮し、各局及び国、県等と協力して応急仮設住宅建設用地が確保できるよう調整し、協力関係を維持する。また、災害復旧・復興時の住宅建設・修理のための資材の確保、労力の確保について、協定団体、建築材料業者等との協力関係を確保しておく。

(3) 公営住宅等の把握

災害時に活用できる市営住宅をはじめとする公営住宅等の空き状況等について、県及び神奈川県住宅供給公社等と協力して把握しておく。

(4) 応急仮設住宅等の入居基準・運営方針の確立

応急仮設住宅等の入居基準及び運営等について、神奈川県及び健康福祉局と協力し、事前にマニュアル等を整備しておく。

第9節 その他の災害対応体制の整備

1 基本方針

災害時の応急対策が確実に実行できるよう、災害対応体制を整備し、災害対応の在り方を検討しマニュアル・手引等としてまとめ、訓練等を通じて、各機関、各部署の災害に備えた計画を確立しておく。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市担当	財 政 局	災害時の土地活用の調整に関する事 市有建物の被害調査に関する事 罹災証明書（火災を除く。）の発行に係る住家等の被害調査に関する事
	危 機 管 理 局	広域応援受入れ体制に関する事
	市 民 局	遺体処理体制整備に関する事 罹災証明書及び罹災届出証明書（火災を除く。）の発行に係る調整に関する事
	区 役 所	帰宅困難者の支援に関する事 死体埋火葬許可証の発行に関する事 罹災証明書及び罹災届出証明書（火災を除く。）発行に関する事
	健康福祉局（生活福祉部）	遺体処理体制整備に関する事
	健康福祉局（保健衛生部）	ペット対策の整備に関する事
	環 境 経 済 局	清掃体制整備に関する事
	都市建設局（まちづくり推進部）	帰宅困難者の支援に関する事
	消 防 局	事業所の消防計画作成の指導に関する事 火災に関する被害調査・罹災証明書に関する事
関 係 機 関	関 係 各 局	災害時活動体制等の整備に関する事
	警 察 署	遺体の検視、調査等に関する事
	神 奈 川 県（県土整備局）	災害時の土地活用の調整に関する事
	各 防 災 関 係 機 関	災害時活動体制等の整備に関する事

3 災害時活動体制等の整備

(1) 組織体制の整備

市及び各防災関係機関は、災害発生時又はそのおそれがある場合に災害対策本部等の設置など、災害応急対策のための特別の体制をとる。各局及び各機関は、地域防災計画のもと、そのための体制を整備するとともに、参集のための連絡網の整備、通信設備、非常用電源、非常用飲食料その他の資材等の確保・管理を行い、災害時の活動が的確に行えるよう体制を整備・強化する。

(2) 動員職員名簿の作成

市災害対策本部の部長となる各局長及び各防災関係機関は、あらかじめ、各局等の配備基準に基づき、配備の種別及び参集場所等を明記した動員職員名簿を作成し、所属職員に対して周知徹底を図る。

平常時と異なる業務を行う者等は、その活動の協力者等と平常時より対応方法等について相談する。特に、市災害対策本部における避難所担当職員及び救護所担当職員となる者は、避難所の開設・運営方法を周知するだけでなく、訓練等を通じて地域との連携を深めるとともに、自主防災組織、避難所運営協議会及び救護所と連携して、避難所及びその周辺地域の危険性について把握する。

また、避難所と救護所相互の連携を図る。

(3) 活動要領の整備

各局及び各機関は、地域防災計画のもと、分掌する災害対応事務に係る活動の要領を、活動の手引、マニュアル等の細部実施計画として整備するものとする。また、訓練等による検証を踏まえ、適宜見直すことにより実践性の強化を図るとともに、関係者への周知徹底を行う。

4 災害時における土地利用に関する事前対策

財政局は、大規模災害時においては、応急仮設住宅の建設、廃棄物集積所など様々な用途に対応する土地が必要となることから、これらの用途に利用可能な市有地等を、関係各局及び機関と協力して平常時から把握しておき、災害時に円滑に使用できるよう調整を図る。

災害対策用地確保の優先順位	1. 市有地	2. 国・県有地	3. 民地
---------------	--------	----------	-------

5 被害調査及び罹災証明書発行に関する事前対策

災害後に、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の適用や支援金の支給等の各種支援策と密接に関連する罹災証明書を発行するため、市が実施する被害認定を迅速かつ公正に実施できるよう、財政局は、「住家及び市有建物被害調査実施要領」及び内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、建物被害認定調査を行う体制を確保する。

また、都市建設局の行う応急危険度判定との連携や、被災者台帳の作成並びに罹災証明書の発行及び活用に関わる手続についての関係部署間（調査：財政局及び消防局、被災者台帳の作成：危機管理局及び区役所、罹災証明書の発行：区役所、市民局（発行に係る各区役所との調整）、消防局、罹災証明書の活用：関係各局）での運用方法の調整を行う。

6 広域応援の受入れに関する事前対策

危機管理局は、九都県市や指定都市市長会等の広域応援の枠組み、他自治体との災害応援協定等によって、広域応援を受け入れる場合に必要となる広域応援活動拠点（派遣された職員の活動拠点、宿泊施設等）について指定を行うとともに、応援要請方法、要請業務の選定、受入れ時の連携など総合的な受援体制について検討し、訓練の実施やマニュアル等の整備を行う。

また、本市から市外に市民が広域避難する場合を想定し、災害応援協定を締結した自治体間での避難者の受入れや避難生活の支援方法等の整備を図る。

さらに、「相模原市災害受援計画」に基づき、大規模災害時の円滑な受入れ体制、活動環境及び協力体制を整備するほか、関係各局と連携し、公共施設に対し、ヘリコプターからの識別を容易にするためヘリサインの整備を進める。

7 在日米陸・海軍との相互応援に関する事前対策

危機管理局は、在日米陸・海軍と締結した「災害準備及び災害救援活動に関する相模原市と在日米陸軍基地管理本部との覚書」及び「災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する相模原市と米海軍厚木航空司令部との覚書」による相互応援又は共同活動を円滑、的確に行うため、日頃から次の対策を進める。

(1) 相互に連絡窓口を定め、市域の安全状況及び基地内の安全状況について、平時から相互に情報交換を行う。

(2) 災害や事故等のおそれがある場合の通知及び対策本部や危機行動班を設置する際の連絡を徹底する。

- (3) 災害時の被災状況や対応措置についての情報共有方法を整備する。
- (4) 研修、会議、訓練、演習等を通じて、災害対応の準備、専門技能の育成を推進する。

8 災害時における遺体取扱いに関する事前対策

- (1) 火葬場施設の整備
市民局は、災害時に燃料等を確保し、設備の維持を図る。
- (2) 調達体制の整備
健康福祉局（生活福祉部）は、災害時における埋火葬等に伴う棺、骨つぼ等必要な物品の広域的な調達体制について、協定締結等を検討し、平常時より整備する。
- (3) 各機関の連携体制の整備
健康福祉局は、災害時に遺体の検視・調査を実施する警察署、検案を実施する協力医等と、火葬の実施を担当する市民局及び戸籍等に係る手続を担当する区役所との連携体制を維持・強化し、災害時の遺体処理が的確に行えるように調整する。また、市民局及び健康福祉局は、「神奈川県広域火葬計画」に基づく市外の埋火葬施設との連携についても検討する。

9 災害時におけるペット対策に関する事前対策

健康福祉局（保健衛生部）は、ペットの所有者・管理者に対して、飼い主の明示（鑑札・マイクロチップの装着等）、しつけ、健康管理、ケージ・ペットフード等の避難時の持ち出し品の確保、ペットの預け先の確保等について啓発するとともに、ケージ等の必要となる物資の備蓄及び確保に努める。

また、獣医師会等と、災害時のペットの救護及び一時預かり、ペット同行避難者への適正飼養等の指導について協議し、実施体制の整備に努める。

10 災害時における清掃等に関する事前対策

- (1) 災害時廃棄物処理体制の整備
環境経済局は、災害時に大量に発生する災害廃棄物を処理するためのごみ処理業者等を把握するとともに、収集車両等の確保について検討する。
また、災害廃棄物の推計発生量に基づく必要な仮置場の面積の推計やリサイクルの方針等も含め、災害廃棄物等を処理するための計画を確立する。
- (2) 廃棄物処理能力の拡充
環境経済局は、廃棄物処理施設・処分場の維持管理を徹底し処理能力の維持に努める。
また、地域におけるリサイクルシステム確立を支援し、市民・事業者・行政が一体となった廃棄物の減量化・資源化が行えるよう普及啓発に努める。

11 事業所等の消防計画の作成

学校、病院、大型店舗等多数の人が出入りする施設について施設管理者は、消防法第8条又は第36条の規定により、防火管理者・防災管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検・整備等を行うこととなっている。

また、危険物施設については、消防法第14条の2の規定により危険物の保安に関する業務、取扱いの基準及び地震発生時における措置等を予防規程で定めることとなっている。

消防局は、これらの施設等の出火の防止、初期消火体制の強化、来訪者・入所者に対する避難誘導體制の確立等を指導するとともに、自衛消防隊の育成を図る。複数の用途が存在し、管理権限が分かれている雑居ビル等は、統括防火・防災管理者が中心となった防災体制が執れるよう指導する。

第10節 孤立対策

1 基本方針

津久井地域の中山間地においては、地震あるいは大雨による土砂災害等により、道路や通信網が被災して、交通や通信が途絶する集落が発生することが考えられる。このため、孤立集落の発生に備えた対策について定める。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	危 機 管 理 局	通信手段の確保に関すること。 備蓄に関すること。 ヘリコプター離着陸可能場所に関すること。 救助のための渡河可能地点に関すること。
関 係 関	施 設 の 管 理 者	備蓄に関すること。

3 通信手段の確保

危機管理局は、孤立するおそれのある地区（以下「孤立対策推進地区」という。）との通信を確保するため、道路啓開等により孤立が解消されるまでの間の備えとして、市の公共施設あるいは地区の集会所等へ衛星携帯電話の配備、アマチュア無線の協力体制等を構築する。

4 備蓄の推進

危機管理局は、孤立対策推進地区について、孤立の要因（アクセス道路が土砂災害の危険箇所にかかると、迂回路がない等）が多い地区を優先し、孤立した当初の生活等を確保するため、飲料水等を分散備蓄するほか、救助資機材等の最低限必要な物資を公共施設、集会所等に分散配置する。

また、孤立対策推進地区の住民、社会福祉施設、教育施設、観光施設等の管理者に対し、孤立解消までの間を自活するための物資等の備蓄を行うよう啓発を行う。

5 輸送手段の確保

危機管理局は、孤立対策推進地区の輸送手段を確保するため、ヘリコプターの離着陸等が可能な空気を調査し把握する。また、ヘリコプターによる孤立対策推進地区の情報収集や救助・救援等の訓練を実施する。

相模川沿いは、渡河による避難の可能性もあり、渡河地点の調査・把握を検討する。

6 孤立対策推進地区の避難及び通信等の訓練

危機管理局は、区役所、まちづくりセンターと連携して、災害時の孤立を想定した非常通信、避難、救助・救援等の訓練を実施する。

第11節 帰宅困難者対策

1 基本方針

大地震等により、鉄道、バス等の公共交通機関の機能が停止した場合、多くの通勤・通学者、買い物客及び観光客等が駅前等に滞留し、また、一斉に帰宅した場合には道路が渋滞し、緊急車両の通行障害が発生する等、大きな混乱が予想される。

このため、国が示した「むやみに移動を開始しない」という基本原則を踏まえて、市、関係機関及び事業所等が相互に連携し、災害時の駅前の混乱防止や一斉帰宅の抑制等を円滑かつ効果的に実施するための事前対策を定める。

また、市外で帰宅困難者となった市民への支援についても推進する。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	危 機 管 理 局	帰宅困難者対策の総括に関する事 市民等への帰宅困難者対策の普及に関する事 一時滞在施設の確保に関する事 市外で帰宅困難者となった市民への支援に関する事
	都 市 建 設 局 (まちづくり推進部)	駅前滞留者の誘導及び情報提供体制等の整備に関する事 交通関係機関との情報連絡体制の整備に関する事
	環 境 経 済 局	事業所への帰宅困難者対策の普及に関する事
	区 役 所	駅前滞留者の誘導及び情報提供体制等の整備に関する事 一時滞在施設の運営体制等の整備に関する事
	関 係 各 局	一斉帰宅抑制のための情報伝達に関する事
関 係 関	神 奈 川 県 (くらし安全防災局等)	一時滞在施設(県有施設)の開設体制等の整備に関する事
	東日本旅客鉄道(株)	乗客及び駅利用者等の誘導體制の整備に関する事
	小田急電鉄(株)	
	京王電鉄(株)	
	神奈川中央交通(株)	臨時バス運行体制の整備に関する事
	京王バス(株)	
	富士急バス(株)	

3 市の措置

(1) 危機管理局

首都直下地震帰宅困難者対策協議会が定めた「一斉帰宅抑制の基本方針」等を踏まえて、関係各局と連携し、次の対策を進める。

ア 市民に対して、帰宅困難にならない備えや帰宅困難となった場合の行動及び災害用伝言サービス等による安否確認方法等を、リーフレットの作成、配布等により普及する。

イ 環境経済局と連携し、市商工会議所及び工業団地事務局等を通じて、帰宅困難者を出さないための事業者の備え等を「企業のための帰宅困難者チェックシート」の活用やポスターの配布等により市内事業者に普及する。

- ウ 帰宅困難者を一時的に受け入れるための一時滞在施設を可能な限り多く確保するため、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン（首都直下地震帰宅困難者等対策協議会）」を参考に、駅周辺の公共施設を指定するとともに、大規模集客施設及び事業所等の民間施設と協定の締結を行い、一時滞在施設の指定を進める。
- エ 九都県市等との協定による災害時帰宅支援ステーション^(※)に、「のぼり旗・ステッカー」を配布するとともに、市民や事業所等に支援ステーションの位置や支援内容等を普及する。
(※) 災害時帰宅支援ステーション：徒歩帰宅者に水道水、トイレ、休憩スペース、情報等を可能な範囲で提供する施設
- オ 駅前滞留者対策を円滑に行うため、小田急線相模大野駅、JR橋本駅及び京王橋本駅に配置するデジタル地域防災無線を活用する。
- カ 市外で帰宅困難者となった市民の不安を解消するため、ICT（防災メール、X等）を活用した適切な情報提供体制を確保する。
- キ 関係各局、関係機関、市民、学校及び事業者等と連携して、駅前滞留者対策及び帰宅困難者対策の訓練を実施する。
- ク 関係各局は、市内の事業者、大学、高等学校等へ一斉帰宅抑制のための情報伝達体制を整える。

(2) 都市建設局

各駅長との会議を開催するなど、日頃からの情報交換、災害時の対応方法、体制等の協議を推進する。

また、区役所と連携し、駅前混乱防止対策において収集した情報を、帰宅困難者等に周知する体制や、帰宅困難者が身の安全を守るために避難する駅周辺一時避難場所又は一時滞在施設へ誘導する体制を整備する。

(3) 区役所

一時滞在施設の開設及び運営を円滑に行うため、県央地域県政総合センター等とともに、災害時要援護者等にも配慮した帰宅困難者の受入れ及び支援体制を整備する。

4 鉄道事業者の措置

各鉄道事業者は、旅客、駅利用者等の安全確保体制の整備及び代替輸送体制の整備を行う。

第6章 災害時要援護者支援

第1節 災害時要援護者支援

1 基本方針

災害が発生した場合に、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者に対する適切な応急対応及び救援活動を行うため、日頃から地域のコミュニティの形成や社会福祉活動に積極的に取り組み、災害に備える。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	健 康 福 祉 局	災害時要援護者の安全確保等に関すること。
	こ ども ・ 若 者 未 来 局	災害時要援護者の情報提供・管理に関すること。
	健 康 福 祉 局	避難行動要支援者の個別避難計画の作成等に関すること。
	危 機 管 理 局	
	区 役 所	
	市 民 局	外国人支援体制に関すること。
関 係 各 局		
関 係 機 関	関 係 福 祉 団 体	災害時要援護者の安全確保等に関すること。

3 災害時要援護者の定義

災害時要援護者とは、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、乳幼児、病人、妊産婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難である者であり、災害対策基本法第8条の「要配慮者」と同義である。

4 避難行動要支援者名簿

健康福祉局は、災害時要援護者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を特定するため、市保有情報等から所在を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者名簿は、本市で作成していた災害時要援護者名簿と同義である。

(1) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

- ア 介護保険法（平成9年法律第123号）による要介護度3以上の者
- イ 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者
- ウ 療育手帳A1又はA2の交付を受けている者
- エ 避難行動要支援者名簿への記載について本人又は家族から申出のある者

(2) 避難行動要支援者名簿に記載する事項

避難行動要支援者名簿には次の事項を記載する。

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所又は居所
- 電話番号その他の連絡先
- 避難支援等を必要とする事由
- その他避難支援等の実施に関し必要と認める事項

(3) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿を作成するに当たって、(1)ア～ウに該当する者を把握するために、市保有情報を集約する。

また、(1)エに該当する者については、本人又は家族からの申出に基づき情報を把握する。

- (4) 避難行動要支援者名簿の更新
避難行動要支援者名簿を原則年1回以上更新する。
- (5) 避難行動要支援者名簿の共有
避難行動要支援者名簿を危機管理局、各区役所並びに現地対策班が置かれるまちづくりセンター及び公民館に提供する。
- (6) 避難行動要支援者名簿の管理
避難行動要支援者名簿の提供を受けた関係機関は、名簿情報を適正に管理する。

5 同意者名簿

健康福祉局は、避難行動要支援者名簿に記載された者のうち、地域内の避難行動要支援者を支援する組織（以下「支援組織」という。）への情報提供に同意した者を把握し、同意者名簿を作成・提供することができる。

- (1) 協定の締結
単位自治会等を中心に、地域の実情に応じて、民生委員児童委員協議会等の地域の各種団体で構成する支援組織と「災害時要援護者避難支援事業の実施に関する協定」を締結する。
- (2) 同意者名簿の提供
協定を締結した支援組織が所在する地域内に住所を有する避難行動要支援者に対して、平常時からの支援組織への情報提供について意向を確認し、支援組織への情報提供に同意した者を記載した同意者名簿を支援組織へ提供する。
- (3) 同意者名簿に記載する事項
同意者名簿には次の事項を記載する。

○氏名	○生年月日	○性別	○住所又は居所	○電話番号その他の連絡先
○避難支援等を必要とする事由		○その他避難支援等の実施に関し必要と認める事項		
- (4) 同意者名簿の更新
同意者名簿を原則年1回更新する。
- (5) 情報漏えいを防止するための措置
支援組織は、情報漏えいの防止のために適切な措置を講じ、避難行動要支援者情報を適正に管理する。
- (6) その他必要な事項
同意者名簿の作成及び提供に関し、その他必要な事項は「災害時要援護者避難支援ガイドライン」に定める。

6 個別避難計画

健康福祉局は、避難行動要支援者の避難の実効性を高めるため危機管理局及び区役所並びに庁外の関係機関等と連携し、災害対策基本法第49条の14第1項に規定する個別避難計画（避難行動要支援者の避難支援等を実施するための計画）の作成に努めるものとする。

- (1) 個別避難計画作成の進め方
避難行動要支援者のうち、ハザードマップで危険な区域に住む者など計画作成の優先度が高く、個別避難計画を作成することについて同意が得られた避難行動要支援者から順次個別避難計画を作成するよう努める。
- (2) 個別避難計画に記載する事項
個別避難計画には、避難行動要支援者名簿に記載されている事項のうち必要な情報のほか、次の事項を記載する。

○避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難支援を実施する者の氏名・住所・電話番号等	
○避難場所等	○その他避難支援等の実施に関し必要な事項
- (3) 避難支援等関係者の範囲
避難支援等関係者は、自主防災組織、消防団、近隣住民、その他関係機関又は地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者など当該避難行動要支援者の実情にあわせて必要と思われる者とする。

- (4) 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法
個別避難計画作成に当たっては必要がある場合は、市関係部局で把握している避難行動要支援者に関する情報を集約する。また、必要に応じて、関係都道府県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求める。
- (5) 個別避難計画の更新
避難行動要支援者の心身の状況の変化や避難方法等に変更があった場合等、状況に応じて個別避難計画を更新する。
- (6) 個別避難計画の提供
個別避難計画情報は、危機管理局、各区役所並びに現地対策班が置かれるまちづくりセンター及び公民館等に提供する。
また、平常時からの外部への情報提供に同意した者については、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者等に提供する。
- (7) 情報漏えいを防止するための措置
個別避難計画情報の提供を受けた者は、情報漏えいの防止のために適切な措置を講じ、個別避難計画情報を適正に管理する。
- (8) 避難支援等関係者の安全確保
避難支援等関係者は、安全確保に十分配慮し、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を行う。

7 日常地域活動の充実

- (1) 健康福祉局、こども・若者未来局、事業所、市民、自主防災組織及び民生委員・児童委員等は、災害時要援護者に対する救援活動を円滑に実施するため、日頃から災害時要援護者の把握に努めるとともに、地域の防災訓練等への参加を呼び掛け、地域活動の充実に努める。
また、災害時に自主的な活動ができるよう、地域の関係機関と情報交換を行う。
- (2) 災害時要援護者及びその家族は、地域活動に積極的に参加し、地域住民等との交流を深めるよう努める。また、災害時に救援活動が迅速かつ円滑に行われるように、支援者及び支援団体等へ必要な情報を提供するように努める。

8 地域住民と社会福祉施設等との連携強化

市内の社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、障害者用施設、病院、保育所等）の管理者は、災害時において周辺市民や事業所及び関係機関から速やかに支援を得られるよう、日頃からの交流、連絡網の整備、防災訓練等に努める。

9 関係福祉団体との連携強化

健康福祉局及びこども・若者未来局は、災害時要援護者の災害時の安全及び生活を確保できるよう、関係福祉団体との連携を強化する。

- (1) 関係福祉団体との連携を深め、その活動を通じて災害時要援護者の防災行動力を高める。
- (2) 関係福祉団体を通じて、災害時要援護者の要望等をまとめ、防災対策に反映させるよう努める。
- (3) 災害時における関係福祉団体との連携体制を整備し、必要な支援体制の充実に努める。

10 災害時要援護者に対する事前対策

- (1) 健康福祉局における対策

「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（内閣府、令和3年改定）に基づき、社会福祉施設等との福祉避難所に関する協定を締結し、福祉避難所の整備に努める。また、災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿を作成するなど避難行動要支援者を把握するとともに、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等、地域社会全体で災害時要援護者を支援することができる体制を構築する。

さらに、災害発生後の避難所における支援、福祉避難所の活用、福祉サービスの継続等について、関係機関との連携を図る。

- ア 社会福祉施設等が入所者に対する災害対策を確立し、防災訓練や防災教育の充実がなされるよう指導する。
 - イ 災害時要援護者固有の生活必需物資等を計画的に備蓄する。また、医療的ケアを必要とする者に配慮し、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等に向けた取組を推進する。
 - ウ 市立の社会福祉施設等を福祉避難所として位置付ける。さらに、協定締結等により民間社会福祉施設等についても福祉避難所としての位置付けを図る。
 - エ 一人暮らしや寝たきりの高齢者及び重度身体障害者等に対する災害時の緊急通報サービスを充実する。
 - オ 社会福祉施設間の相互応援体制確立を促進する。
 - カ 災害時要援護者の情報について、災害時活用が可能となるよう整備するとともに、その情報を用いた安否確認や情報提供など、必要な支援が行えるよう努める。
- (2) 市民局における対策
- 市民局は、大規模な災害時にはさがみはら国際交流ラウンジに外国人相談窓口を設置する。また、通訳ボランティア登録を進めるなど、災害時における外国人支援の体制を整備する。
- (3) 関係各局の対策
- ア 関係各局は、災害時要援護者に配慮した防災訓練、防災教育を実施する。
 - イ 多言語による防災パンフレットの作成や避難所の案内板を設置する。
 - ウ 自主防災組織、災害ボランティア等が円滑かつ的確に支援できるように、必要な情報の提供に努める。
- (4) 各機関、各施設管理者の対策
- 関係各局、各機関及び各施設の管理者は、バリアフリーの推進により、災害時要援護者の災害時行動を支援する。

第2節 災害時医療体制との連携確保

1 基本方針

災害時に健康を害しやすい災害時要援護者に対し、適切に医療を行うため、日頃から医療関係者等と協力して効果的な実施体制を確保する。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市担当	健 康 福 祉 局	災害時要援護者の保健・医療ニーズの把握体制及び医療体制の整備のための連携確保に関すること。
	こ ども ・ 若 者 未 来 局	
関 係 機 関	(公 社) 相 模 原 市 薬 剤 師 会	災害時要援護者の受入れ及び医療実施体制の確保に関すること。
	(公 社) 相 模 原 市 病 院 協 会	

3 連携体制の確保

健康福祉局は、避難所や在宅の災害時要援護者の保健医療ニーズを迅速かつ的確に把握するため、支援組織（第1節「5 同意者名簿」予-84参照）、こころのケアチーム及び医療チーム等による調査体制を整備する。

また、(公社)相模原市病院協会、神奈川県精神科病院協会、(公社)相模原市薬剤師会等と連携し、災害時に入院が必要となる災害時要援護者への医療体制について協議し、病院等への搬送、必要な医療器具及び医薬品等の備蓄や調達体制等を整備する。

第7章 災害ボランティア対策

1 基本方針

災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるようにするため、市は、市民、ボランティア団体等との連携を日頃から確立し、ボランティア団体等の主体性を尊重した運営体制の整備を図り、ボランティア活動に参加できる環境づくりに努める。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市担当	健康福祉局 (地域包括ケア推進部)	生活支援ボランティアに関すること。
	教育局 (学校教育部)	学校教育でのボランティア意識啓発に関すること。
	関係各局	専門ボランティアに関すること。 (市民局：相談関係・外国語) (健康福祉局：医療・福祉・保健関係) (都市建設局：建築・土木関係)
関係機関	(福)相模原市社会福祉協議会	生活支援ボランティアに関すること。 (一部専門ボランティアに関することを含む。)
	相模原災害ボランティアネットワーク	
	(公社)相模原青年会議所	
	(公社)津久井青年会議所	

3 災害ボランティアの区分

ボランティアは、その災害時の活動内容から、専門ボランティアと生活支援ボランティアに区分される。専門ボランティアは、活動内容を担当する各局がボランティアの育成・連携強化を進める。生活支援ボランティアは(福)相模原市社会福祉協議会及び相模原災害ボランティアネットワークが担当する。

(1) 専門ボランティアの活動分野

- ア 医療看護 (医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、柔道整復師等)
- イ 福祉 (手話通訳、介護職)
- ウ 無線 (アマチュア無線技士、タクシー無線)
- エ 特殊車両操作 (大型重機等操作資格者)
- オ 通訳 (外国語通訳)
- カ 被災建築物の応急危険度判定 (応急危険度判定士)
- キ 相談業務 (弁護士、会計士、カウンセラー等)
- ク その他専門知識や技能を必要とする分野

(2) 生活支援ボランティアの活動分野

- ア 救援物資の整理、仕分け、配分
- イ 避難所の運営補助
- ウ 救護所の運営補助
- エ 清掃
- オ 災害時要援護者等の生活支援
- カ 広報資料の作成
- キ その他危険のない作業

4 災害ボランティアセンター機能の充実

災害時には、(福)相模原市社会福祉協議会が、協定に基づき、生活支援ボランティア活動の拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。(福)相模原市社会福祉協議会、相模原災害ボランティアネットワーク、(公社)相模原青年会議所及び(公社)津久井青年会議所は、平常時より、運営体制及び次の業務内容について調整を行い、災害時のボランティア活動の強化を図り、災害時にその活動が円滑に行われるよう体制を整備する。

- (1) ボランティアの受入れ
- (2) ボランティアの必要性の把握及び情報提供
- (3) ボランティアの活動情報の集約・管理
- (4) ボランティア活動に関する研修
- (5) 市(健康福祉局)との連絡調整

5 ボランティアの育成

- (1) 研修等

ア 教育局は、児童・生徒が、福祉又は社会貢献について関心を持ち、理解を深めることができるよう学校に対する支援を行う。

イ (福)相模原市社会福祉協議会及び相模原災害ボランティアネットワークは、生活支援等に関するボランティア研修講座を開講する。

- (2) ボランティア活動を調整する者の養成

(福)相模原市社会福祉協議会及び相模原災害ボランティアネットワークは、災害時、ボランティアが混乱なく配置できるようボランティア活動を調整する者の養成を行う。

- (3) ボランティア活動の普及

健康福祉局は、災害時におけるボランティア活動の重要性の普及のため、「防災とボランティアの日」(1月17日)及び「防災とボランティア週間」(1月15日～1月21日)において、(福)相模原市社会福祉協議会、相模原災害ボランティアネットワーク、神奈川県、防災関係機関及び各ボランティア団体と協力して講演会、講習会、展示会等行事の実施を推進する。

6 ボランティア活動への支援

健康福祉局は、(福)相模原市社会福祉協議会、相模原災害ボランティアネットワーク及び(公社)相模原青年会議所と協力し、平常時から市内の地域活動団体やボランティア団体等が地域において相互に交流を深め、それぞれの主体的活動を生かしたネットワークが強化されるよう支援する。

7 活動環境の整備

(福)相模原市社会福祉協議会及び相模原災害ボランティアネットワークは、ボランティア活動の特性である自主性、自発性等を尊重し、広く市民が多くの分野においてボランティア活動に参加できる諸条件の整備に努める。

- (1) ボランティア活動の長期化に伴うボランティアの不足に対処できる体制を構築する。
- (2) ボランティアに対する支援や登録等のマニュアルを作成する。
- (3) ボランティア保険制度を周知する。
- (4) 市と連携してボランティア活動の拠点となる施設を確保する。通信・事務機器の提供など支援体制を構築する。
- (5) ボランティア活動用備品の備蓄を行う。市が備蓄している品を適宜活用していく。

第8章 防災行動力の向上

災害発生時の被害の軽減を図るためには、市及び各防災関係機関が災害対策を推進することはもとより、市民一人ひとりの自発的かつ適切な行動が不可欠であることから、市及び各防災関係機関は、市民に対して防災上必要な知識の普及に努め、防災行動力の向上を図る。

第1節 防災知識の普及対策

1 基本方針

市及び防災関係機関は、それぞれの職員に対して専門的な防災知識を身に付けさせるとともに、市民に対して防災知識の普及に努め、防災意識の高揚を図る。

また、市は、市民、自主防災組織、事業者等が取り組むべき自助・共助の理念について広く周知し、地域防災力の向上を推進する。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	危 機 管 理 局	防災知識の普及に関すること。
	区 役 所	
	関 係 各 局	
関 係 機 関		
	(公 社) 相 模 原 市 防 災 協 会	
	各 防 災 関 係 機 関	

3 防災知識の普及事項

- (1) 地震に関する基礎知識
- (2) 風水害に関する基礎知識
- (3) 土砂災害等の危険箇所
- (4) 災害事例
- (5) 被害想定
- (6) 現行の防災体制
- (7) 避難場所・避難方法
- (8) 平常時の心得
- (9) 災害に備えて用意しておくもの・防災用品
- (10) 災害発生時の心得
- (11) 人命救助の方法
- (12) 消火方法
- (13) 南海トラフ地震に関連する情報に関する知識
- (14) 高齢者、障害者、乳幼児等災害時要援護者への配慮、支援
- (15) 被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- (16) 警報発表時や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令時にとるべき行動
- (17) 自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の知識
- (18) 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (19) 火山災害に関する知識

4 職員に対する教育

危機管理局及び各防災関係機関は、それぞれの職員の災害発生時の対策に万全を期するため、必要な防災教育を実施する。

- (1) 講習会、研修会等の実施
- (2) 災害活動の手引等の作成、配布
- (3) 訓練を通じた災害応急対策活動内容の普及

5 市民に対する防災知識の普及

危機管理局、区役所及び防災関係機関は、市民を対象として、次の手段により自然災害等に関する防災知識の普及を図る。

- (1) 広報紙の活用
- (2) 防災関係冊子の作成、配布
- (3) 動画の活用
- (4) 防災訓練による普及
- (5) 防災講演会・研修会等の開催

6 自動車運転者等に対する防災教育

警察は、自動車等の運転者に対し、災害発生時における次に示す自動車の運行措置について、講習会等により防災教育を実施し、周知徹底を図る。

- (1) 避難のために車を使用しないこと。
- (2) 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させ、カーラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- (3) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。
- (4) やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- (5) 駐車するときは、避難する人の通行や緊急通行車両の通行等災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (6) 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとること。

7 防災上重要な施設の管理者等の教育

関係各局及び各防災関係機関は、危険物を有する施設等、防災上重要な施設の管理者等に対して災害発生時の防災教育を実施する。

- (1) 講演会、研修会等の実施
- (2) 防災訓練の実施

8 ライフライン・交通機関利用者に対する安全対策の周知

鉄道機関、ガス施設、電気施設、電話施設等のライフライン・交通機関は、災害発生時の混乱を防止し、正しい利用が図られるよう広報活動を行う。

9 市民の心得

市民は、「さがみはら防災マップ」等を活用し、「マイ・タイムライン」（防災行動計画）を作成するなど、次の基本的取組を進めるほか、災害時の状況等に応じた以下の心得を理解し、実践するものとする。

- (1) 基本的取組
 - ア 家族等との連絡及び安否確認手段の確保
 - イ 居住地、通勤・通学場所の周辺の危険箇所及び災害履歴の確認
 - ウ 避難の経路、場所及び方法の確認
 - エ 3日分以上の食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄
 - オ 家具等の転倒の防止
 - カ 出火の防止
 - キ 初期消火に必要な資機材の準備
 - ク 大雪に備えた除雪資機材の準備等
 - ケ 富士山等の噴火に備えた火山災害に関する知識の習得

- コ 降灰後の断水や物流停滞に備え、しばらくの間生活を維持するための食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄
 - サ 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、災害教訓の伝承
- (2) 平常時の心得
- ア 家庭での防災会議を開く。
 - イ 地域の避難場所及び家族との連絡方法（災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板サービス等）を確認する。
 - ウ 建物、ブロック塀、石塀等の補強や家具等を固定する。
 - エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意し、消火器等の消火用器具を準備する。
 - オ 非常用食料、飲料水、救急用品、非常用持出品を準備する。
 - カ 地域の防災訓練に進んで参加する。
 - キ 隣近所と災害時の協力について話し合う。
 - ク 居住地周辺の地形等の状況を把握しておく。
 - ケ 屋内、屋外のその場に合った対処の仕方を考えておく。
- (3) 地震発生時の心得
- ア 身の安全を図る。
 - イ 万が一火が出たら、慌てずに消火する。
 - ウ 慌てて戸外に飛び出さず出口を確保する。
 - エ 狭い路地、塀のわき、崖、川べりに近寄らない。
 - オ 崖崩れ、浸水に注意する。
 - カ 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
 - キ 協力し合って、応急救護を行う。
 - ク 正しい情報を得て、流言飛語に惑わされないようにする。
 - ケ 秩序を守り、衛生面に注意を払う。
- (4) 風水害への備えの心得
- ア 避難の障害になる場所など近隣の危険箇所についてチェックしておく。
 - イ 風で飛ばされそうなものは室内に取り込むか、しっかりと固定する。
 - ウ ラジオ・テレビ等で台風や大雨に関する正しい情報を得る。
 - エ 大雨・暴風時にはむやみに外へ出ない。
 - オ 風水害時避難場所では、原則食料等の物資の配布は行われないことから、非常用持出品を持って避難する。
 - カ 土砂災害の形態（急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り）や規模、夜間や大雨等の状況を考慮した適切な警戒避難行動（立退き避難、屋内安全確保等）をとる。
 - キ 「マイ・タイムライン」（防災行動計画）を作成する。
- (5) 火山噴火時の心得
- ア ラジオ・テレビ等で噴火に関する正しい情報を得る。
 - イ 降灰中は外出を控え、やむを得ず外出する場合には、ヘルメット、ゴーグル、マスク等を着用し、身の安全を確保する。また、外出先から帰ったときには灰をよく落とし、うがいをする。
 - ウ 降灰中に車両を運転する場合には、交通情報に留意し、ワイパーを使用せずに、注意して運転する。
 - エ 降灰後の降雨によっては、土石流の発生や家屋倒壊のおそれがあることから、気象情報を確認し、降灰の状況や降雨の状況等を考慮した警戒避難行動（立退き避難等）をとる。
- (6) 雪害への備えの心得
- ア 生活必需品の備蓄はもとより、降雪に備えて雪かき用スコップ等を備えておく。
 - イ テレビ、ラジオ等で大雪に関する正しい情報を得る。
 - ウ 不要不急の外出は控える。
 - エ 車で外出する場合は、冬用タイヤ、タイヤチェーンを装着する。

第2節 自主防災組織の育成

1 基本方針

市民一人ひとりが防災に関する知識や技術を身に付け防災意識を高め、自助・共助の理念に基づき、日頃から十分な準備をしておくことが被害を最小限にとどめることとなり、市民それぞれが組織的に協調して行動することにより、初めてその効果が最大限に発揮できる。

このため、市は地域の人たちが「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識が養えるよう、自治会等を単位とした自主防災組織の育成、指導を推進する。

また、災害時に避難所の運営を円滑に行えるよう、避難所ごとに設置される避難所運営協議会の平時からの活動支援を図る。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	危 機 管 理 局	自主防災組織の育成指導に関すること。
	区 役 所	
	消 防 局	
	消 防 団	
	健 康 福 祉 局	
	環 境 経 済 局	事業所の防災活動の推進に関すること。

3 自主防災組織の育成指導

市は、次のとおり自主防災組織の育成を図る。

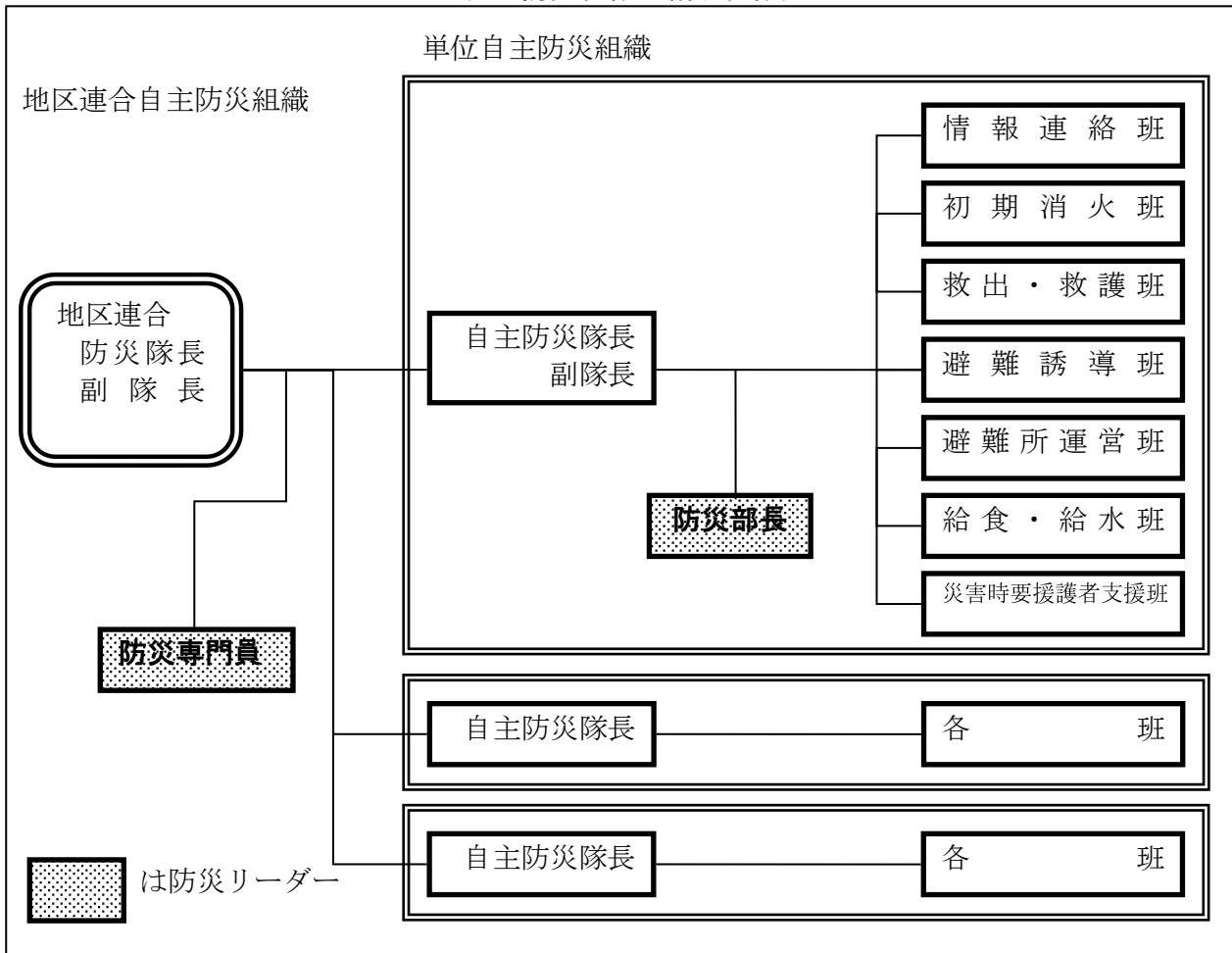
- (1) 危機管理局は、自主防災組織の育成を図るため、地域防災活動の推進を図り、自治会を中心とした自主防災組織の育成を推進するとともに地域の防災リーダーを育成する。その際、女性の参画の促進及び女性リーダーの育成に努めるものとする。
- (2) 危機管理局、区役所、消防局、消防団及び健康福祉局は、自主防災組織が、災害時に有効に活動できるよう組織の充実強化を図るための訓練指導又は支援を実施する。

特に、避難所運営図上訓練の導入、地区別防災カルテの活用促進、地区別防災マップの作成支援等を積極的に推進する。

4 自主防災組織の編成

- (1) 自主防災組織の編成は、「自主防災組織活動基本計画」及び「自主防災組織活動・支援マニュアル」に基づき、おおむね次図のとおりとする。
- (2) 自主防災組織は、市民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織では、いくつかのブロックに分けることも考慮する。
- (3) 他地域への通勤者の多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。
- (4) 地域内の事業所との連携に努める。

＜自主防災組織の編成組織図＞



5 自主防災組織の活動

(1) 平常時の活動

ア 地域情報の把握

災害が発生した場合に、被害の発生及び拡大防止のために、地域内の危険要因や防災設備の調査・確認を行う。

イ 防災知識の普及

集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

ウ 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、災害時に速やかな応急措置をとることができるよう活動に必要な資機材をあらかじめ用意しておくように努める。また、これらの資機材は日頃から取扱訓練や点検を重ねるとともに、非常時に活用できる体制を整えておく。

エ 防災訓練の実施

日頃から訓練を繰り返し実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練は、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とし、個別訓練としては次のようなものなどがあるが、地域の特性を加味した訓練とする。

なお、地区全体の防災力が高まるように、既存の方法や組織の範囲にとらわれず、より実践的でより多くの住民等が参加できる訓練とする。

訓練	概要
情報収集・伝達訓練	防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域市民に伝達し、地域における被害状況等をこれら機関へ通報するための訓練
初期消火訓練	火災の拡大・延焼を防ぐため消火用具等を使用して消火に必要な技術等を習得する訓練
救出・救護訓練	家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する訓練
避難誘導訓練	避難の要領を習得し、避難所等まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する訓練
避難所運営訓練	避難した人の避難所生活が円滑に営まれるように、避難所の開設から運営に関わる要領を習得する訓練
給食・給水訓練	被災生活における給食、給水の方法等を習得する訓練
災害時要援護者支援訓練	地域における災害時要援護者及びその他住民の防災意識向上と、災害時要援護者への避難補助、安否確認等の支援方法習得のための訓練
孤立対策訓練	災害により道路や通信網が被災して、交通や通信に支障が生じ地域が孤立した際の対策を習得する訓練

(2) 災害時の活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の自主防災組織の役割はおおむね次のとおりであり、日頃から周知するとともに対応方法を検討しておく必要がある。

ア 情報の収集伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して地域住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、バケツ等を使い、隣近所が互いに協力して初期消火に努める。また、状況に応じ、小型消防ポンプの活用を図る。

ウ 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった人がいるときは、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。

また、負傷者に対しては、応急手当をするとともに、医師の手当を必要とする人がいるときは、救護所等へ搬送する。

このため、地域ごとに設置される救護所や、病院等医療機関を確認しておくものとする。

エ 避難の実施

市長から避難指示等が出された場合又は警察官等から避難指示等が出された場合には、市民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所へ誘導する。

避難の実施に当たっては、次のことに留意する。

(ア) 危険防止のため複数の避難経路をあらかじめ検討しておく。

(イ) 市民が避難するときに不必要なものを携帯することは、火災による危険性を増大する要因になるので、必要最小限のものにする。

(ウ) 乳幼児、高齢者、病人、その他自力で避難することが困難な者に対しては、地域住民の協力のもとに避難誘導を行う。

オ 食料等・生活必需物資の配布及びその協力

食料等・生活必需物資の配布には、組織的な活動が不可欠であり、自主防災組織として、市が実施する給食、給水、生活必需物資の配布、避難所の運営等の応急対策活動に協力する。

6 避難所運営協議会の活動

避難所の運営は、市の職員、避難所となる施設の管理者、自主防災組織等で構成する避難所運営協議会が主体となってい、市は、避難所運営協議会が行う平常時の活動支援を行う。

- (1) 避難所の運営方法の検討
- (2) 生活ルール等の作成
- (3) 市が作成する避難所運営マニュアル及び避難所ごとの運営ルールに基づく訓練の実施

第3節 事業所の防災活動の促進

1 目的

市は、事業所の防災活動の促進を図るため、防災体制の確立や各種訓練等について支援を行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	環 境 経 済 局	事業所防災体制の確立に関すること。
	消 防 局	

3 事業所の防災体制の確立等

環境経済局は、災害時における顧客、従業員に対する安全確保、地域防災活動への協力、事業所ごとの防災マニュアルや計画の作成、施設の耐震化や機能の分散化、防災資機材や水、食料、毛布等の備蓄など防災体制の確立、各種訓練の実施を消防局等と連携して促進する。

なお、備蓄については、事業継続及び従業員等の一斉帰宅抑制のため、従業員等の事業所内待機に必要な量（3日分以上）を確保するよう努める。

また、相模原市防災条例第10条の規定に基づき、事業者は、災害に備え、次に掲げる事項その他必要な事項について取り組むよう努める。

- (1) 従業員等及び従業員等と家族等との連絡及び安否確認手段の確保
- (2) 事業所周辺の危険箇所及び災害履歴の確認
- (3) 避難の経路、場所及び方法の確認
- (4) 従業員等の一斉帰宅の抑制のための3日分以上の食料、飲料水その他の必要な物資の備蓄
- (5) 初期消火及び救出・救助に必要な資機材の整備
- (6) 事業活動を継続するために必要な事項

4 事業継続計画の作成

事業所は、災害時にも経済活動を維持し、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう事前の備えを行う事業継続計画（BCP）を作成するよう努める。

また、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会の「一斉帰宅抑制の基本方針」を踏まえて、BCP等に従業員等の待機及び帰宅の方針を定め、従業員等に周知するよう努める。

第4節 防災訓練の実施

1 目的

市は、地震災害時等に迅速かつ円滑な災害応急対策が実施できるよう、地域防災計画の習熟及び防災関係機関との連携強化、さらに市民の防災意識の高揚等を図るため、大規模地震発生時等を想定した防災訓練を実施する。

また、訓練の実施に当たっては、他自治体と連携して、図上訓練等の手法を積極的に活用し、より実践的な取組を進める。

防災関係機関は、災害対策基本法第48条に基づいて所掌業務に関する防災訓練を実施する。

市民及び事業者は本計画の総則第2章「第2節 自助・共助の基本」（予-5参照）に基づき、防災訓練の実施又は参加に努める。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	危 機 管 理 局	防災訓練等の実施に関すること。
	関 係 各 局	
	区 役 所	
関 係 機 関	各 防 災 関 係 機 関	防災訓練等の実施に関すること。
	神 奈 川 県	

3 総合防災訓練

市は、大規模地震等の発生を想定し、市民と防災関係機関、その他関係団体の協力を得て、通信、動員、本部運営、消防、警備、避難、救助、応急復旧等の各種訓練を総合的に実施する。

(1) 主な訓練項目の例

- ア 職員非常参集訓練
- イ 災害対策本部運営訓練
- ウ 情報収集伝達訓練
- エ 避難誘導訓練
- オ 避難所・救護所運営訓練
- カ 緊急交通路・道路啓開訓練
- キ 消火訓練
- ク 救出救助訓練
- ケ 救援物資輸送訓練
- コ 給食・給水訓練
- サ ライフライン応急復旧訓練
- シ 孤立対策推進地区対応訓練
- ス 多数遺体取扱訓練
- セ 現地調整本部運営訓練

(2) 参加機関等

- ア 市
- イ 市民（自治会連合会、自治会（自主防災組織）等）
- ウ 警察、自衛隊
- エ その他防災関係機関
- オ 事業所、民間団体等
- カ ボランティア団体

4 個別訓練

地震、風水害等災害発生時における迅速かつ円滑な災害応急対策を実施できるよう、市、市民、防災関係機関等と連携した各種訓練を個別に実施する。

(1) 職員非常参集訓練

市は大規模地震災害の発生に備え、職員非常配備体制の動員指令、参集等を行い、市の迅速な初動体制を確認するための訓練を実施する。

(2) 職員初動対応訓練

市は、災害応急対策を迅速かつ円滑な実施を目的とし、初動期における応急対策活動を検証・確認するための各種訓練を実施する。

(3) 図上訓練

市は、九都県市、防災関係機関等との連携協力体制の強化を図るとともに、市の災害対策及び広域連携に関する課題を抽出するため、総合的かつ実践的な図上訓練を実施する。

(4) 孤立対策推進地区対応訓練

市は、市民、防災関係機関等と連携し、中山間地域における交通や通信が途絶した集落の発生に備えた訓練を実施する。

(5) 通信訓練

市は、災害時における情報の受伝達を迅速かつ適切に行えるよう、各種通信機器の操作方法等の習熟を図るため、関係各局・区役所における定期的な訓練をはじめ、神奈川県及び防災関係機関と連携した実践的な訓練を実施する。

(6) 関係各局・区役所による訓練

関係各局・区役所は、それぞれが策定した各細部計画の更なる充実を図るとともに、所属職員の災害対応力の向上と防災・減災意識の高揚を図るため、自らの分掌事務に応じた各種訓練を実施する。

(7) 地域における訓練

自主防災組織、避難所運営協議会等は、市、事業所、ボランティア等と連携し、地域の特性に応じた自主防災訓練、避難所運営訓練等を実施する。

(8) 帰宅困難者対策訓練

大地震等が発生した場合には、鉄道の運行停止等のために自宅に帰ることが困難になる人が多数発生することが予想され、主要ターミナル駅及び周辺における混乱や一斉帰宅等を抑制するため、関係各局は、県や交通機関・警察等と連携し、これらの機関と一体となった帰宅困難者の誘導、一時滞在及び徒歩帰宅支援等の訓練の実施を定期的に行う。

(9) その他の訓練

必要に応じ、独自に、また各防災関係機関と連携、協力し個別訓練を行う。

各実施主体は、上記訓練のほか、各機関等と連携、協力して必要な訓練を実施する。

5 施設等における防災訓練

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、病院、社会福祉施設等における訓練

各施設管理者は、幼児、児童・生徒、負傷者、障害者、高齢者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、避難訓練を中心とする各種防災訓練を実施する。

(2) 事業所等における訓練

学校、病院、興業場、百貨店及びその他消防法で定められた事業所は、その定めによる消防計画に基づき避難訓練等を毎年2回以上（学校については毎年1回以上）実施する。

また、地域の一員として、市及び自主防災組織等が実施する防災訓練にも積極的に参加するよう努める。

なお、訓練に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者や、被災時の男女のニーズの違い等に配慮して行う。

第9章 調査・研究

1 基本方針

市は、防災関係機関の協力を得て地震等災害に関する調査研究を継続的に実施し、総合的、計画的な防災対策推進体制の整備を進め、災害対応力の向上を図る。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	危 機 管 理 局	防災に関する調査研究全般に関すること。
	市 長 公 室	復興計画についての調査・研究に関すること。
	都市建設局（まちづくり推進部）	
	健康福祉局（生活福祉部）	
	関 係 各 局	各種調査・研究に関すること。 復興事例の調査・研究に関すること。

3 地域防災計画の推進のための調査・研究

関係各局は、地域防災計画を更に推進するため、次の項目についての調査・研究を行う。

- (1) 防災に関する各種調査・研究資料の収集及び分析
- (2) 国、県及び防災関係機関の研究成果との連携
- (3) 市民の意見、意識の把握

4 災害対応力の向上のための調査・研究

危機管理局及び関係各局は、災害時の情報システムの高度化、事務処理システムの効率化の推進など災害対応力の向上を図るため、次の事項について調査・研究を行う。

- (1) 市、庁内における災害情報の共有体制
- (2) 市民への適切な情報提供
- (3) 実践的な防災訓練
- (4) 情報システムの復旧体制及び復旧までの代替策

5 被災地の復興のための調査・研究

市長公室及び都市建設局は、関係各局と連携して、復興計画の策定から実現までの過程における市民参加、合意形成、支援策等について調査・研究を行う。また、関係各局は被災地の復興事例等を参考にし、次のとおり被災地復興支援策について調査・研究を行う。

- (1) 被災者の生活再建策
- (2) 市街地の復興策

地震災害対策計画編

第1款 地震災害応急対策

【注意事項】

各節における実施主体の表において、時期の欄に示された記号は、次の意味である。

- ★ : 災害警戒又は災害初動期：人命救助を行う期間
(災害発生～3日程度)
- : 応急対策期：被災者への救援救護を行う期間
(おおむね4日～2週間程度)
- ▲ : 応急復旧期：施設復旧を行う期間
(おおむね3週間目～)

第1章 市災害対策本部活動

第1節 組織体制

1 基本方針

地震が発生した場合は、地震情報や災害初期情報を迅速に把握し、震度等に応じて地震災害初動体制（レベル1）、地震災害警戒本部体制（レベル2）を整える。大規模な地震の発生、市の総力を挙げて応急対策を実施する必要がある場合は、災害対策基本法に基づき、市災害対策本部を設置し、災害対策本部体制（レベル3）を整える。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	市災害対策本部の設置・運営、各局、国、県、防災関係機関等との連絡調整等に関すること。
	区 本 部 事 務 局		
	市 長 公 室	★	災害情報の広報に関すること。
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	県災害対策本部の設置、連絡等に関すること。
	そ の 他 の 防 災 関 係 機 関	—	各災害対策組織の設置、連絡等に関すること。

3 市災害対策本部設置前の体制

地震に対する災害対策本部設置前の体制は、次のとおりとする。

なお、危機管理監は災害の規模、発生時期、その他の状況により必要と認められるときは、基準と異なる動員を発令することができる。

(1) 地震災害初動体制（レベル1）

危機管理監は、市域に地震が発生した場合において、災害に関する情報収集等を実施することが必要であると認めるときは、次の基準に従って職員を動員し、地震災害初動体制（レベル1）を確立する。

配 備 基 準	参 集 方 法
(1) 市域で震度4の地震を観測したとき。	自動参集
(2) その他危機管理監が必要と認めるとき。	危機管理監の指示により参集

(2) 地震災害警戒本部体制（レベル2）

危機管理監は、市域に地震が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害への警戒活動等を実施することが必要であると認めるときは、次の基準に従って地震災害警戒本部を設置し、職員を動員することができる。なお、地震災害警戒本部の組織、事務等は、災害対策本部に準ずるものとし、地震災害警戒本部長は危機管理監とする。

設 置 基 準	参 集 方 法
(1) 市域で震度5弱の地震を観測したとき。	自動参集
(2) 市域で震度4の地震を観測し、市内に小規模な被害が発生したとき。 (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 (4) その他危機管理監が必要と認めるとき。	危機管理監の指示により参集

(注) 地震災害警戒本部は、大規模地震対策特別措置法に基づき、強化地域に係る自治体が設置するものであるが、本市は強化地域外であり、ここでいう地震災害警戒本部は、同法に基づくものではない。

(3) 市災害対策本部設置前の配備人員

各体制における詳細な配備人員等は、相模原市災害対策本部要綱（平成10年3月1日施行）に定める。

4 市災害対策本部の設置

(1) 市長は、市域に地震災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、災害応急対策を実施することが必要であると認めるときは、次の設置基準に従って市災害対策本部を設置する。

なお、市長は災害の規模、発生時期、その他の状況により必要と認められるときは、基準と異なる動員を発令することができる。

設 置 基 準	参 集 方 法
(1) 市域で震度5強以上の地震を観測したとき。	自動参集
(2) 市域で震度5弱以下の地震を観測し、市内に大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 (4) その他市長が必要と認めるとき。	市長の指示により参集

(2) 市災害対策本部長は、市災害対策本部を設置したときは、その旨を速やかに、次に掲げる者のうち必要と認める者に対して通知するとともに、市長公室は、報道機関へ発表し、併せて市民へ広報する。

ア 県知事（地域県政総合センター）

イ 陸上自衛隊第4施設群（座間駐屯地）の長又は代表者

ウ その他の防災関係機関の長又は代表者

エ 隣接市町村

5 市災害対策本部の組織

市災害対策本部の組織は、相模原市災害対策本部条例（昭和39年相模原市条例第8号）及び相模原市災害対策本部要綱の規定による。

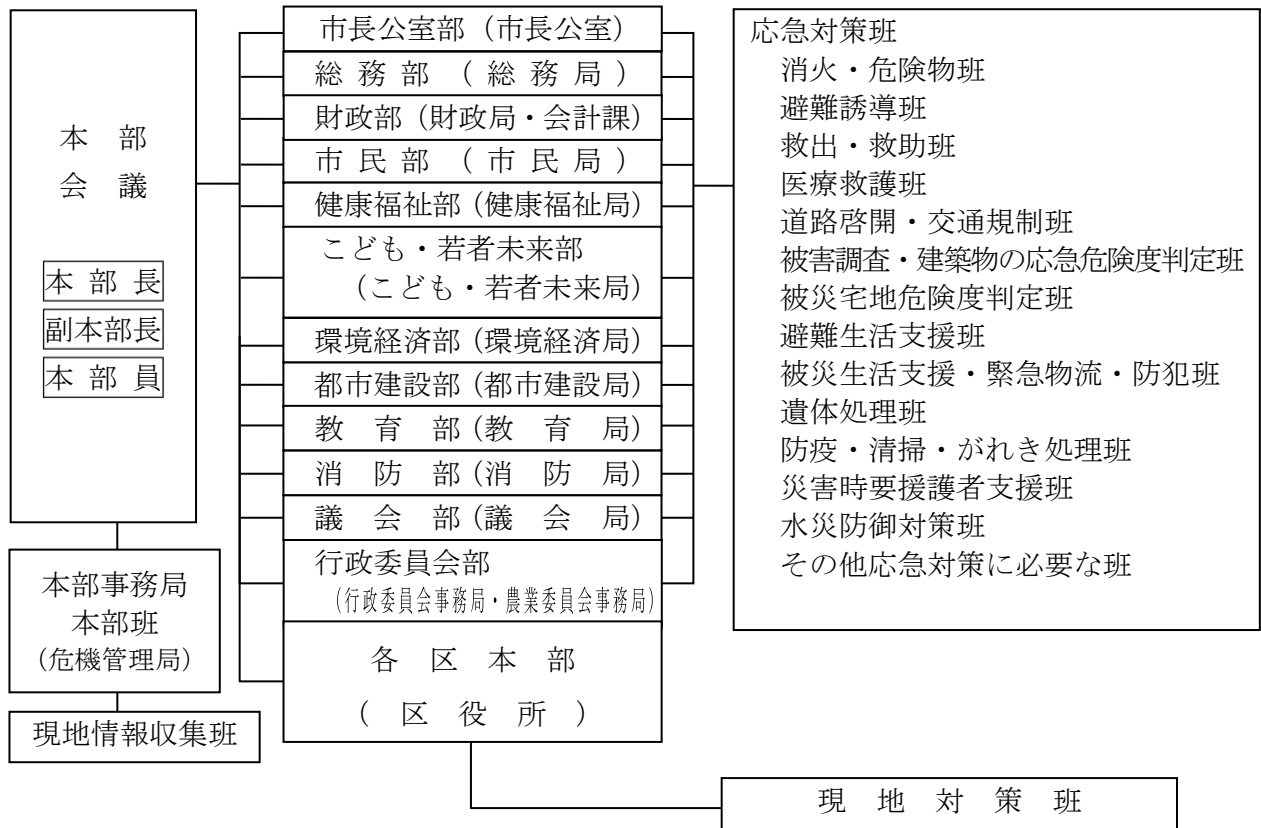
その概要は次のとおりである。

(1) 市災害対策本部は、本部会議、部、区本部、応急対策班、現地対策班、本部班及び本部事務局をもって組織する。

(2) 本部会議は、市災害対策本部長（以下「本部長」という。）、市災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び本部員で構成する。

- (3) 部は、相模原市行政組織条例（平成18年相模原市条例第59号）、相模原市区の設置等に関する条例（平成21年相模原市条例第35号）、相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則（平成19年教育委員会規則第17号）及び相模原市消防局組織等規則（平成19年相模原市規則第67号）に規定する局等並びに相模原市選挙管理委員会規程（昭和34年相模原市選挙管理委員会告示第108号）、相模原市監査委員事務局規程（昭和46年相模原市監査委員告示第2号）、相模原市人事委員会事務局の組織等に関する規則（平成22年相模原市人事委員会規則第3号）、相模原市農業委員会規程（平成22年相模原市農業委員会告示第1号）及び相模原市議会議会局の組織等に関する規程（昭和39年相模原市議会告示第1号）に規定する組織で構成する。
- (4) 区本部は、区役所及び区域内の本庁出先機関（土木事務所を除く。）で構成する。
- (5) 応急対策班は、応急対策項目別の組織体制とし、それぞれの局をもって構成し、あらかじめ責任者及び次順位責任者を明確にしておく。
- (6) 現地対策班は、まちづくりセンター（中央6地区まちづくりセンターを除く。）及び中央区の6公民館（小山、星が丘、清新、中央、横山及び光が丘）に設置し、中央区の6公民館の職員及びあらかじめ指定された職員によって構成する。
- (7) 本部班、本部事務局及び区本部事務局の構成は別に定める。
- (8) 相模原市災害対策本部条例に基づき、本部長（市長）に事故があるとき又は欠けたときは、副本部長（副市長及び教育長）がその職務を代理する。

＜市災害対策本部組織概要図＞



6 区本部の設置

本部長は、地域における総合的な応急対策を行うために、区長を区本部長とした区本部を設置する。

区本部は区役所及び区域内の本庁出先機関（土木事務所を除く。）で構成し、市災害対策本部の本部事務局、各部、各班と相互に連携して業務を行う。とりわけ災害初動期においては、都市建設部及び消防部との連携を図る。

また、管内の避難所及び一時滞在施設・避難施設応援の担当職員並びにその他必要に応じて開設した施設の職員を指揮し、それらの施設を統制する。

区長は、区本部を設置したときは、速やかに本部長に報告する。

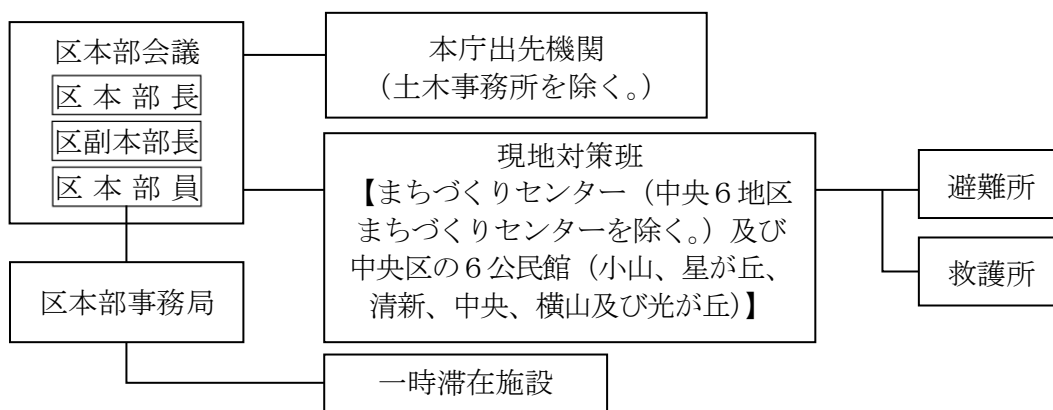
区長の判断により区本部を設置したときは、市長に報告し、市長はその報告を受け、市災害対策本部を設置する。

また、警戒本部を設置した場合は、危機管理監に報告する。

なお、区本部長は、次の行為を行う。

- (1) 災害対策本部設置前の体制の判断
- (2) 警戒本部の設置
- (3) 区本部職員等の動員・配備
- (4) 避難指示等の発令要請
- (5) 警戒区域の設定要請
- (6) 災害時要援護者等への避難支援
- (7) 避難所の開設
- (8) 管内の公共施設（公民館等）の利活用
- (9) その他必要な緊急措置（災害警戒、救助等）
- (10) 一時滞在施設の開設、運営の支援

<区本部組織図>



7 現地対策班の設置

本部長は、地区内での情報収集や応急対策に係る地区調整等をする必要がある場合は、市内22のまちづくり区域を単位として、現地対策班を設置する。

現地対策班は、市災害対策本部の本部事務局、区本部の事務局、各部、各班と相互に連携して業務を行う。

区本部長は、災害の状況等に応じて判断のうえ、現地対策班の設置を現地対策班長に指令することができる。

区本部長が指令を行い、現地対策班を設置した場合は、区本部長は本部長へ速やかに現地対策班を設置した旨を報告する。

8 現地対策所の設置

本部長は、災害現場近くで総合的な応急対策を指揮する必要がある場合は災害現場付近の公共施設等に現地対策所を設置することができる。

現地対策所は、市災害対策本部の本部事務局、各部、各班と相互に連携して業務を行う。

9 地震災害における配備体制の基準

配備体制の基準は、相模原市災害対策本部要綱に定める。

10 市災害対策本部の事務

- (1) 本部会議
市災害対策本部の最高意思決定機関として、全ての事務を統括する。
- (2) 局、区本部
 - ア 別に定めるそれぞれの局、区本部固有の事務の執行に関すること。
 - イ 応急対策班の活動に関すること。
- (3) 応急対策班
それぞれの応急対策の実施に関すること。
- (4) 現地対策班
分掌事務は別に定める。
- (5) 本部事務局、本部班
分掌事務は別に定める。

11 市災害対策本部等の設置場所

- (1) 市災害対策本部は、市役所本庁舎及び消防指令センターに設置する。
- (2) 市役所本庁舎及び消防指令センターが地震等による被害のために使用できないときは、状況に応じて代替施設を確保する。
- (3) 区本部は、各区役所に設置する。区役所が被害により使用できないときは、状況に応じて代替施設を確保する。

12 県災害対策本部との連携

本部長は、県又は県災害対策本部及び県央地域県政総合センターと、広域的な災害対策の推進、広域応援の要請及び調整等の事項に関して常に連携を密にする。

13 防災関係機関の災害対策組織

- (1) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他の防災関係機関は、地震災害が発生した場合又は発生するおそれがあり、必要があると認めるときは、その所管に係る災害応急対策を円滑に行うため、あらかじめ定めてある災害対策組織を設置する。
- (2) 本部長は、災害応急対策の実施に関して防災関係機関と常に連携を図り、必要があるときは、防災関係機関に対して連絡員等の派遣を求め、又は自らの職員を防災関係機関に派遣する。

14 市災害対策本部の廃止等

- (1) 本部長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市災害対策本部を廃止する。
 - ア 市域に災害が発生するおそれが解消したと認めるとき。
 - イ 災害応急対策がおおむね完了したと認めるとき。
- (2) 区本部長は、次の各号のいずれかに該当するときは、本部長と協議し、許可を得て、区本部を廃止する。
 - ア 区域に災害が発生するおそれが解消したと認めるとき。
 - イ 区域の災害応急対策がおおむね完了したと認めるとき。
- (3) 現地対策班長は、次の各号のいずれかに該当するときは、区本部長に連絡のうえ、区本部長を通じて本部長と協議し、許可を得て、現地対策班を廃止する。
 - ア 地区に災害が発生するおそれが解消したと認めるとき。
 - イ 地区の災害応急対策がおおむね完了したと認めるとき。
- (4) 本部長は、市災害対策本部を廃止したときは、その旨を直ちに設置を通知した関係機関に通知するとともに、市長公室は、報道機関に発表し、併せて市民へ広報する。

第2節 動員体制

1 基本方針

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、職員の初動体制を早期に確立する。また、状況に応じて弾力的な職員動員体制をとるとともに、必要に応じて広域応援等による対応力の確保、さらに、活動力の維持・向上のための活動支援対策についても考慮する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	総 務 局	★	職員の動員調整、活動要員の支援等に関すること。
	区 本 部		
	関 係 各 局	★	局内職員の動員配備に関すること。

3 動員の発令

本部長は、相模原市災害対策本部要綱に定める地震災害における配備の基準により動員を発令する。

ただし、地震災害の種類、規模、発生の時期その他の状況により必要と認められるときは、基準と異なる動員を発令することができる。

4 動員対象職員

動員対象職員は、次に掲げる職員を除く全職員とする。

- (1) 災害発生時において入院等により参集が不可能な職員
- (2) その他、休職中、出向中、海外出張中等で、本部長が認める職員

5 動員指令の伝達体制

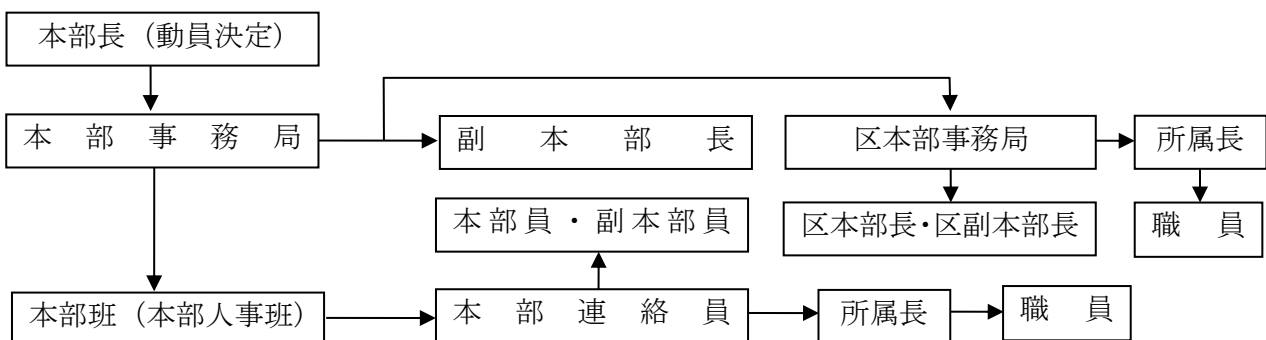
(1) 勤務時間内

- ア 職員参集システム、デジタル地域防災無線、ファクシミリ、庁内電話又は庁内放送による。
- イ 出先機関の職員、出張中の職員等に対しては、あらかじめ各所属において定めた伝達体制により指令を伝達する。

(2) 勤務時間外、週休日等

- ア 職員参集システム、電話等による。
- イ 地震を感じた場合は、防災行政用同報無線（ひばり放送）、テレビ、ラジオ等の情報による自動参集とする。
- ウ 被害の状況により動員する場合は、電話、電子メール等により次の系統で連絡する。

＜動員指令伝達系統図＞



6 参集体制

- (1) 地震災害における動員職員の参集場所は、特段の指示がない場合、災害時における役割分担に基づき、消防指令センター、勤務場所、避難所、救護所等あらかじめ指定された場所とする。
- (2) 動員職員は、災害対策活動に支障のない作業服等を着用し、食料、飲料水、着替えを持参するなど、準備を整えて参集する。

7 初期活動

職員は、「災害発生時等における職員の初動要領」等に基づき、初期活動を行う。

- (1) 勤務時間内に動員が発令された場合の活動
職員は、あらかじめ定められた、又は災害の規模や被害状況等に応じて指示された災害対策活動を実施する。
- (2) 勤務時間外に動員が発令された場合の活動
 - ア 参集及び情報収集活動
動員職員は直ちに指定された場所に参集するとともに参集途上において、家屋の倒壊状況、出火状況、道路や河川の被害状況等を可能な範囲で把握し、市の関係部署又は関係機関への必要な通報を行う。
 - イ 勤務場所又は指示された場所での活動
動員職員は、勤務場所又は指示された場所であらかじめ定められた災害対策業務に従事する。

8 動員名簿の作成

災害時の職員の参集状況は、各参集場所において名簿を作成し、各体制における指揮・統括者（本部長）へ報告する。

9 活動要員への支援体制

総務局は、「災害発生時等における動員職員支援マニュアル」等に基づき、災害時における活動要員の支援を行う。

- (1) 遠方からの動員職員用の応急宿泊施設として、状況に応じて市有施設等を確保する。
- (2) 市役所本庁舎、合同庁舎、総合事務所、総合保健医療センター（ウェルネスさがみはら）、消防指令センター、まちづくりセンター、公民館、消防署所等の災害対策活動拠点及び職員福利厚生施設に休憩等の設備を確保するとともに、応急食料、飲料水、生活資材等を調達、確保する。
- (3) 対策活動が長期間継続する場合、応急対策活動の状況の推移に応じて順次交代制の勤務体制へと移行する。

10 時間的推移等に応じた応急対策における職員の動員調整

総務局は、時間的推移により、短期間に多量の事務を執行する必要があると認める場合には、各体制における各局若しくは各班間における動員又は配置の調整を行い、必要な対策を実施する。ただし、本庁出先機関（土木事務所を除く。）、現地対策班、避難所及び一時滞在施設については、区本部が職員の動員及び配置等の調整並びに指揮命令を行う。

また、総務局と区本部は、各局内及び各区内の対策業務の状況を考慮し、局と区の間での職員の配置を調整し、適切な体制確保に努めるとともに、指揮命令システムを整理、確保する。

11 広域応援による活動要員の確保

- (1) 総務局は、各体制において、各部の職員の参集状況を早期に把握するとともに、災害の規模等から予想される必要人員を推計する。
- (2) 本部長は、動員職員全員をもってしても十分な災害対策活動の実施が困難であると認めるときは、他の地方公共団体等へ応援要請を行い（「第7節 応援要請」地—25参照）、活動要員の確保に努めるとともに、災害ボランティアの活用を指示する（「第15章 災害ボランティア対策」地—93参照）。

(3) 本部長は、消火、救出救助、保健医療救護、道路啓開、応急危険度判定など、専門的な知識及び装備が必要な対策については、可能な限り早い段階で必要な応援要請を行う。

第3節 地震情報

1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	地震情報の収集、伝達に関すること。
	消 防 局		
関 係 機 関	気 象 庁	—	地震情報の発表に関すること。
	そ の 他 の 防 災 関 係 機 関	—	地震情報の伝達に関すること。

2 気象庁からの地震情報

(1) 地震情報等

気象庁が発表する地震動の予報及び警報、地震情報の種類と内容は、次のとおりである。

種 類	発 表 基 準		発 表 内 容
緊急地震速報 (地震動の予 警報)	予報	最大震度3又はマグニチュード3.5以上の揺れを予想した場合又は長周期地震動階級1以上を予想した場合	地震の発生直後に、震源に近い地震計で捉えた観測データを解析して震源や地震の規模(マグニチュード)を直ちに推定し、これに基づいて各地(相模原市は神奈川県西部)での主要動の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く知らせる地震動の予報及び警報並びに特別警報
	警報	最大震度5弱以上の揺れを予想した場合又は長周期地震動階級3以上を予想した場合	
	特別警報	最大震度6弱以上の揺れを予想した場合又は長周期地震動階級4を予想した場合	
震 度 速 報	震度3以上		地震発生約1分半後、震度3以上の全国約190に区分した地域名(相模原市は神奈川県西部)と地震の揺れの検知時刻
震源に関する 情報	震度3以上(津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)		地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加した情報
震源・震度に関する 情報	以下のいずれかを満たした場合 ○震度3以上 ○津波警報又は注意報発表時 ○若干の海面変動が予想される場合 ○緊急地震速報(警報)を発表した場合		○地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名 ○震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名
各地の震度に関する 情報	震度1以上		○震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード) ○震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合

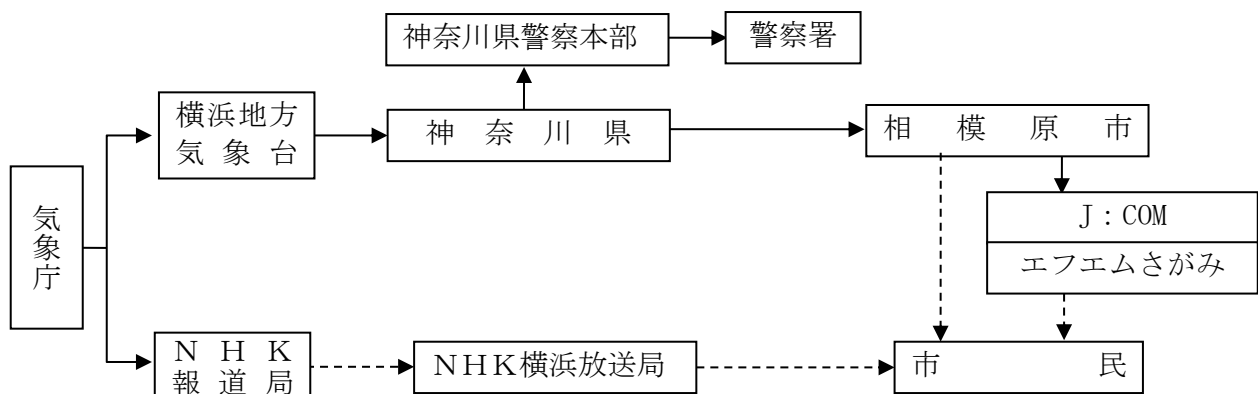
種 類	発 表 基 準	発表内容
		は、その地点名 ○地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	長周期地震動階級1以上を観測した場合	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約10分後に気象庁ホームページ上に掲載）
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ○マグニチュード7.0以上 ○都市部など、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	○地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表 ○日本や国外への津波の影響についても記述して発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせ等

(2) 地震情報の伝達

気象庁が次に掲げるところにより行う地震情報の伝達に基づき、本部事務局及び各機関は、それぞれの業務に応じ、関係機関や市民への伝達など、情報の適切な活用を図る。

なお、特別警報が発表された際には、直ちに住民等へ周知する。

<地震情報の伝達系統図>



3 相模原市震度情報システム等からの震度情報

本部事務局は、相模原市震度情報システムを通じて、市内に設置した次の震度計からの震度情報を迅速に把握し、職員の参集や市民への広報（防災行政用同報無線（ひばり放送））等に活用する。

震度計設置場所 (地震観測場所)	名称	気象庁による発表名称	設置主体
市役所	中央	相模原市中央区中央	気象庁設置
消防局	消防局	—	市設置
大沢分署	大沢	相模原市緑区大島	防災科学技術研究所設置
新磯まちづくりセンター	磯部	相模原市南区磯部	市設置
相模川ふれあい科学館	水郷田名	相模原市中央区水郷田名	市設置
田名分署	田名	—	市設置
北消防署	橋本	相模原市緑区橋本	市設置
上溝分署	上溝	相模原市中央区上溝	市設置
城山総合事務所	城山	相模原市緑区久保沢	神奈川県設置
津久井総合事務所	津久井	相模原市緑区中野	神奈川県設置
相模湖総合事務所	相模湖	相模原市緑区与瀬	神奈川県設置
藤野総合事務所	藤野	相模原市緑区小淵	防災科学技術研究所設置

—：消防局及び田名分署の地震観測記録は気象庁発表の対象ではない。

第4節 通信の運用

1 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	デジタル地域防災無線、防災行政用同報無線（ひばり放送）、簡易無線等の運用に関する事 非常通信の依頼、アマチュア無線局の活用に関する事。
	財 政 局	★	加入電話の確保、運用に関する事。
	消 防 局	★	消防救急無線の運用に関する事。
	本 部 事 務 局	★	衛星携帯電話、簡易無線、災害用スマートフォン等の通信機器の運用に関する事。
	消 防 局		
区 本 部			
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	県防災行政通信網、災害情報管理システムの運用に関する事。
	そ の 他 の 防 災 関 係 機 関	—	非常通信の運用に関する事。

2 通信手段の確保

(1) 災害時の通信連絡

災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、加入電話（有線通信）又は無線若しくはその他の通信により速やかに行う。

加入電話を使用する場合は、財政局が、次の回線を確保する。

災害時優先電話	非常災害時、発信する際にのみ、優先的に回線が確保される電話
一般加入電話	回線に輻輳 ^{ふくそう} のない状況下に使用。非常災害時、通話制限される電話

(2) 通信の統制

地震災害等広域災害発生時においては、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、関係各局は必要に応じ、適切な通信統制を実施する。

(3) 通信施設の応急対策

災害発生時、通信施設の所有者又は管理者は速やかに施設を点検し、被害を受けた部分について応急対策を講じて通信を確保する。また、通信施設の所有者又は管理者は、相互の連携を密にし、必要に応じて相互協力を行う。

3 消防救急無線の運用

消防局は、相模原市消防通信管理運用規程（平成22年相模原市消防局訓令第7号）に基づき、消防局と各消防署所の通信体制を確立し、消防救急無線の無線統制及び運用を行う。

(1) 無線局の種別

種 別		設置・配置場所
基地局		消防指令センター、相武台、三井金沢、鉢岡山、青根橋津原、愛川トンネル、相模原八王子トンネル、小仏トンネル、小仏城山
中継局		三角山（青野原山中）
陸上移動局	可搬型無線装置	各指揮隊及び指令課
	車載型無線装置	各消防車両
	携帯型無線装置	各消防署所、指令課及び消防団部長以上
	署活動用無線局	各消防署所

(2) 通信の統制

基地局は、災害時に無線通信の円滑な運用を期するために、無線通信の統制を行う。

種 別	統制を必要とする場合	統制内容
第1統制	火災の発生に際し、通信が混乱し、又は混乱が予想され、通信統制をする必要があると認められる場合	基地局及び指揮本部並びに各消防署の指定された陸上移動局からの通信以外は行わない。
第2統制	大規模な火災等の発生、又は多数の火災等の同時発生のおそれがある、通信統制をする必要があると認められる場合	基地局及び指揮本部からの通信以外は行わない。
第3統制	特に強力な通信統制をする必要があると認められる場合	基地局からの通信以外は行わない。

4 デジタル地域防災無線の運用

本部事務局は、相模原市防災行政用無線局管理運用規程（平成25年相模原市訓令第16号）に基づき、デジタル地域防災無線の運用を行う。

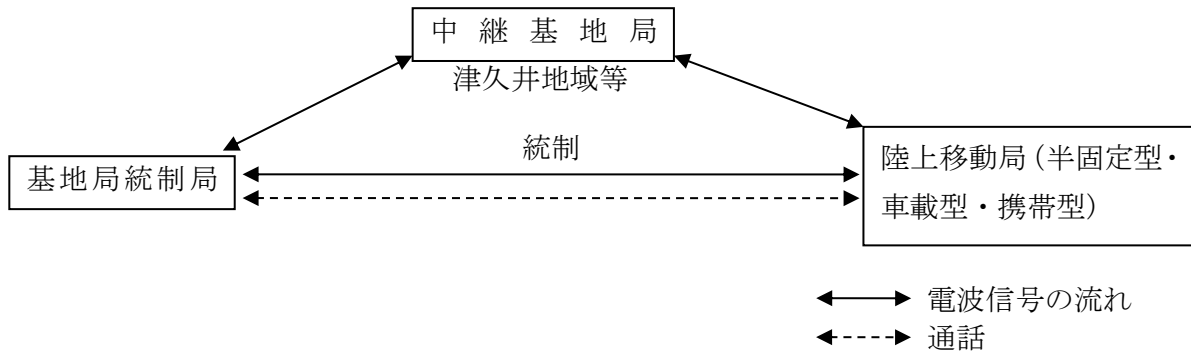
(1) 無線局の種別

種 別		設置・配置場所
基地局統制局		消防指令センター
中継基地局		三井金沢、三角山（青野原山中）、鉢岡山、青根橋津原
中継局		小仏城山
陸上移動局	車載型	公用車両
	半固定型	区役所、まちづくりセンター、公民館、メディカルセンター、小・中学校及び義務教育学校
	携帯型	防災関係機関、財政局、都市建設局ほか

(2) 通信の体系

災害発生時におけるデジタル地域防災無線の運用は、各対策所が移動局からの情報を、無線機を使用して集約することとし、また、基地局統制局が陸上移動局を必要に応じて統制する。

＜システムの概要＞



5 防災行政用同報無線（ひばり放送）の運用

本部事務局は、相模原市防災行政用無線局管理運用規程に基づき、防災行政用同報無線（ひばり放送）の運用を行う。

(1) 無線局の種別

種別	用途
防災行政用同報無線（ひばり放送）親局	子局の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局
同 子局（ひばり放送塔）	親局の通信の相手方となる拡声装置を持つ受信局
同 子局（戸別受信機）	屋内用の受信局

(2) 放送の方法

方法	内容
一斉放送	全市域に放送
一斉放送（A群・B群・C群）	固定系子局をA, B, C群に分け、同一の内容を群別に放送時間をずらして、全市域に放送
群別放送	おおむね各公民館を中心とした特定地域のみ放送
個別放送	子局単独の放送

6 県防災行政通信網の運用

県防災行政通信網は、専用線による「有線系」と地域衛星通信ネットワークによる「衛星系」の2系統の回線が相互にバックアップを行うことにより、災害時においても信頼度の高い通信網を確立しているほか、庁舎外でも使用可能な閉域LTE網を備えている。サーバ等の主要機器をデータセンターに設置しており、県庁基幹局が万一被災した場合でも、代替災害対策本部となる県総合防災センターから、国・県主要機関、ライフライン機関、公共交通機関等との通信も可能となっている。

県防災行政通信網の通信機器について、本市の設置場所は、次のとおりである。

区 分	設 置 場 所
受令端末	消防指令センター ○危機管理局 危機管理課 情報通信室（1台）、災害対策室（1台） ○消防局 指令課 通信指令室（1台）
スマートフォン （閉域LTE・ 庁内sXGP）	消防指令センター ○危機管理局 危機管理課 情報通信室 （閉域1台、庁内1台、庁内＜衛星対応＞1台） ○消防局 警防課（閉域1台）、指令課 通信指令室（庁内1台）
I P 電話	消防指令センター ○消防局 指令課 事務室（＜衛星対応＞1台）、 警防課（1台）、講堂（1台）
共用網電話	消防指令センター ○危機管理局 危機管理課 情報通信室（1台）

7 衛星携帯電話及び簡易無線等の運用

発災時に一般電話や携帯電話がつながりにくい場合や、途絶した場合等に、現地との情報連絡を的確に行うため、区本部、現地対策班、避難所、救護所等に配置した簡易無線、衛星携帯電話（避難所を除く。）等を運用する。

8 その他通信施設の運用

（1）防災関係機関等に対する非常通信の依頼

本部事務局は、災害の状況により、市有の無線が使用不能となり、他に有効な手段がないときは、関東地方非常通信協議会会則（昭和45年4月）に基づき、その構成機関所有の無線局に非常通信（総則・予防計画編第2款「第5章 応急対策への備え」予-59参照）を依頼する。

（2）アマチュア無線局の活用

本部事務局は、災害の状況により、必要に応じて、相模原市役所アマチュア無線クラブを通じて、アマチュア無線局に協力を依頼する。

第5節 災害情報の収集伝達

1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	異常現象の通報、被害状況の取りまとめ及び災害資料の作成、県への被害及び活動状況の報告に関する事。
	消 防 局	★	国・県への災害即報に関する事。
	区 本 部	★	区内の被害状況の取りまとめ及び災害資料の作成、本部への報告に関する事。
	財 政 局	●	罹災証明書（火災を除く。）の発行に係る住家等及び市有建物の被害調査に関する事。
	区 本 部		
	都 市 建 設 局（土 木 部）	★	道路被害調査に関する事。
	関 係 各 局	★	所管施設等の被害調査及び本部への報告に関する事。 被災者台帳の作成・利用、安否情報の確認及び回答に関する事。
区 本 部			
関 係 機 関	防 災 関 係 機 関	—	被害状況等の情報交換に関する事。

2 異常現象の通報

(1) 発見者の通報義務

災害が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに市長又は警察官に通報する。この場合、通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報する。

(2) 市長の処置

異常現象の通報を受けた場合、市長は、県知事及び関係機関に通報する。ただし、その現象が自然現象である場合は、横浜地方気象台に併せて通報する。

3 被害状況等の収集体制の確立

(1) 情報収集・伝達体制の確立

関係各局は、所管事項等の被害状況を調査し、活動状況等と併せて本部事務局へ報告するとともに、応急対策活動に必要な関連情報等は、本部事務局から収集する。本部事務局は、災害の状況により現地情報収集班（オートバイ隊）の運用や協定締結先の無人航空機（ドローン）による支援を要請し、情報収集に努める。

ただし、区本部、現地対策班から提供された地域の被災状況や避難所に関する情報等の総合的な収集は区本部を経て本部事務局が行い、関係各局への仕分けを行う。関係各局等は、情報連絡員等の派遣を通じて、本部事務局から所管事項の関連情報を収集し、各種の対応を行う。

また、防災関係機関は、被害情報等の情報収集体制を確立する。

(2) 情報の報告の手段

ア 被害状況等の報告は、有線、無線等の通信手段のうち、最も迅速・確実な手段を使う。

イ 有線が途絶した場合は、デジタル地域防災無線、消防救急無線、県防災行政通信網、警察無線、関東地方非常通信協議会構成員所属無線局又はその他の無線を利用する。

ウ 通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣するなど、あらゆる手段を活用して報告する。

4 被害調査

(1) 住家等被害調査

財政局は、区本部と連携して被害調査班を編成し、内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき調査を実施する。また、調査結果を取りまとめ、本部事務局及び区本部（罹災証明書発行担当）へ報告する。

なお、必要に応じて、県や応援協定団体等へ調査員等の派遣を要請し、内閣府が定める「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」等を参考に、効果的な調査体制を確保する。

(2) 市有建物被害調査

財政局は、被害調査班を編成し、「住家及び市有建物の被害調査実施要領」に基づき、区本部と連携し市有建物の被害調査を行う。調査は、調査員が行い、市災害対策本部に報告する。

(3) 道路被害調査

都市建設局は、道路被害について、警察、道路管理者等の関係機関と連携して調査・情報収集を行い、市災害対策本部に報告する。

(4) その他の被害調査

関係各局は、その他の所管施設等の被害について、それぞれで定める調査要領等に基づき、調査を行い、市災害対策本部に報告する。

5 被災者台帳の作成

(1) 被災者台帳の作成

本部事務局及び区本部は関係各局と連携し、被災者の援護を総合的かつ効率的に行うために必要と認めた場合、罹災証明書や災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく各種報告書等を活用して次の被災者情報を記載又は記録した被災者台帳の作成に努める（災害対策基本法第90条の3）。

市長は、被災者台帳作成のため、必要があると認めるときは、関係自治体の長等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

<被災者台帳に記載又は記録する被災者情報>

<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 生年月日	<input type="checkbox"/> 性別	<input type="checkbox"/> 住所又は居所
<input type="checkbox"/> 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況	<input type="checkbox"/> 援護の実施状況		
<input type="checkbox"/> 災害時要援護者であるときは、その旨及び災害時要援護者に該当する事由			
<input type="checkbox"/> その他（連絡先、世帯構成、罹災証明書の交付状況など、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第8条の5に定める事項）			

(2) 被災者台帳に記載し、又は記録された情報（台帳情報）の利用及び提供

市長は、被災者に対する援護の実施に必要な限度で、災害対策本部内において被災者台帳を利用することができる。

また、台帳情報の提供について申請があった場合、次のいずれかに該当し、かつ当該申請が不当な目的によるものでないと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより、知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときに、当該申請に係る台帳情報を提供することができる（災害対策基本法第90条の4及び災害対策基本法施行規則第8条の6）。

<台帳情報を提供できる場合>

<input type="checkbox"/> 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
<input type="checkbox"/> 他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への援護に必要な限度で利用するとき。

6 安否情報の確認・提供

市長は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があったときは、災害対策基本法第86条の15に基づいて回答することができる。

このため、区本部は関係各局と連携し、避難者名簿、行方不明者名簿、被災者台帳等を活用し、照会された市民等の安否情報を確認する。

回答の際は、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答し、又は備えるため、必要な限度で当該情報を利用し、必要に応じて関係自治体、警察署等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

なお、特別事情情報対象者等も含まれるため、所在等の個人情報等を伝えることのないよう慎重に対応するものとする。

7 神奈川県等への報告

(1) 危機管理局

次の項目について県防災行政通信網等を利用して、県へ報告する。また、県災害情報管理システムの運用開始の通報を受理した後は、被害速報、被害詳細報告、被害確定報告を逐次県災害情報管理システムで報告する。

なお、通信障害等によりオンラインによる報告が不可能なときは、報告書を作成し、県防災行政通信網等を活用して報告する。

- ア 被害状況等報告
- イ 被害の程度
- ウ 人的・建物被害等（災害発生・被害中間）報告
- エ 公共施設等被害（災害発生・被害中間）報告
- オ 避難状況・救護所開設状況（速報・中間）報告
- カ 確定報告

(2) 消防局

被害状況等を火災・災害等即報要領等に基づき、県に報告する。

ただし、直接即報事案に該当する場合は、直接消防庁へ報告する。

【県への報告先】

消防保安課	電 話	045-210-3436	(平日8:30~17:15)
指令情報室		045-210-3456	(上記以外)
消防保安課	ファクシミリ	045-210-8829	(平日8:30~17:15)
指令情報室		045-201-6409	(上記以外)

【消防庁への報告先】

(NTT回線)	電 話	03-5253-7527	(平日9:30~18:15)
		03-5253-7777	(上記以外)
	ファクシミリ	03-5253-7537	(平日9:30~18:15)
		03-5253-7553	(上記以外)

【消防庁災害対策本部等連絡先】

(NTT回線)	電 話	03-5253-7510
	ファクシミリ	03-5253-7553

8 関係機関等との協力

県、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、必要に応じ相互に被害状況等について情報の交換を行う。

第6節 災害時の広報・広聴

1 基本方針

災害時には、市民の情報に対する必要性が飛躍的に高まることから、市及び防災関係機関は、適切かつ効果的な広報活動を実施し、情報不足による不安や混乱等を防止するとともに、生活関連情報の提供や問合せに適切に対応し、混乱の防止及び人心の安定を図る。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	情報通信システムの活用に関すること。
	市 長 公 室		
	市 長 公 室	★	災害広報及び報道機関との連絡調整に関すること。
	市 長 公 室	★	初期間合せ窓口の設置・対応、災害相談室の設置・運用に関すること。
	区 本 部		
	市 民 局		
	市 長 公 室	★	災害時要援護者への配慮に関すること。
	市 民 局		
	健 康 福 祉 局		
	消 防 局	★	災害広報に関すること。
	消 防 団		
関 係 各 局	★	広報広聴活動への応援協力に関すること。	
関 係 機 関	(株)エフエムさがみ	—	関連事項の広報活動及び相互協力に関すること。
	横浜エフエム放送(株)		
	(株)ジェイコム湘南・神奈川		
	相模原市印刷広告協同組合		
	防 災 関 係 機 関		

3 災害広報の実施

市長公室、消防局及び消防団は、災害発生時に市民に対して、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、市民が適切な行動をとるように広報を実施する。

4 広報事項

- (1) 市長公室、消防局及び消防団は、適切かつ効果的な広報媒体の活用、広報内容等を想定した広報計画に基づき、災害発生後の時間的推移に応じた広報活動を行う。

(2) 時間的推移に応じた主な広報事項

時 期	広報事項	広報媒体
<p>情報収集期 (地震発生からおよそ30分後まで)</p>	<p>(1) 地震関連情報(震度等) (2) 出火防止、初期消火、救出活動の呼びかけ (3) 市災害対策本部の設置等の対応状況 (4) 避難・誘導情報</p>	<p>(1) ひばり放送 (2) CATV (3) ラジオ放送 (4) 防災メール (5) 市災害情報X (6) 緊急時の速報メール (7) 防災アプリ (8) 市ホームページ (9) tvk データ放送 (10) 相模原市 LINE 公式アカウント</p>
<p>被害明確化期 (30分後から数時間後まで)</p>	<p>(1) 消火、救出活動の呼びかけ (2) 避難・誘導情報 (3) 被害状況及び各機関の対応状況 (4) 地震関連情報(震度、規模等) (5) 避難所開設情報 (6) 救護所開設及び誘導情報</p>	<p>(1) ひばり放送 (2) CATV (3) ラジオ放送 (4) 防災メール (5) 市災害情報X (6) 緊急時の速報メール (7) 防災アプリ (8) tvk データ放送 (9) 市ホームページ (10) まちづくりセンター、避難所等での広報 (11) 広報車等 (12) 相模原市 LINE 公式アカウント</p>
<p>市内での災害対応期 (数時間後から1日後まで)</p>	<p>(1) 各機関の対応状況等 (2) 地域ごとの被害状況、被害無し情報、安否情報(災害用伝言ダイヤル171の活用方法等) (3) 全体的な被害状況及び地震関連情報 (4) 食料、飲料水、生活必需品等の状況及び今後の見通し等 (5) 混乱等防止のため流言の打ち消し情報 (6) 全体的な安心情報、励まし等 (7) 不足物資、人員等の応援要請情報</p>	<p>(1) ひばり放送 (2) CATV (3) ラジオ放送 (4) 防災メール (5) 市災害情報X (6) 防災アプリ (7) tvk データ放送 (8) 市ホームページ (9) まちづくりセンター、避難所等での広報及び掲示 (10) 広報車等 (11) 新聞、テレビ等 (13) 相模原市 LINE 公式アカウント</p>
<p>広域的救援期 (1日後から7日後くらいまで)</p>	<p>(1) 各機関の対応状況等 (2) 被害状況、被害無し情報、安否情報(災害用伝言ダイヤル171の活用方法等) (3) 避難所、救護所等の情報 (4) 食料、飲料水、生活必需品等の配布情報 (5) 道路及び交通機関、ライフライン、病院・診療所の復旧等の状況 (6) 各地からの支援状況 (7) 混乱等防止のため流言の打ち消し情報 (8) 全体的な安心情報、励まし等 (9) 救援物資、ボランティアの要請</p>	<p>(1) ひばり放送 (2) CATV (3) ラジオ放送 (4) 防災メール (5) 市災害情報X (6) 防災アプリ (7) tvk データ放送 (8) 市ホームページ (9) まちづくりセンター、避難所、消防署、交番、郵便局等での掲示 (10) 広報車等 (11) 新聞、テレビ等 (12) 広報紙 (13) 相模原市 LINE 公式アカウント</p>

時 期	広報事項	広報媒体
復旧期 (7日後くらいからそれ以降)	(1) 生活関連情報(交通機関、ライフラインの復旧状況、食料・生活必需品の流通情報等) (2) 復旧に必要な各種情報(罹災証明書、仮設住宅、住宅応急修理、税金等の減免及び支払猶予、がれき処理等) (3) 各種行政機能の復旧状況 (4) 相談窓口の紹介	(1) 広報紙 (2) ひばり放送 (3) CATV (4) ラジオ放送 (5) 市災害情報X (6) 防災アプリ (7) tvk データ放送 (8) 市ホームページ (9) 新聞、テレビ等 (10) 郵便局等での掲示等 (11) 相模原市 LINE 公式アカウント

5 広報の方法

(1) 市民への広報

ア 防災行政用同報無線(ひばり放送)

災害発生初期における、出火防止等の二次災害防止の呼びかけ、避難誘導、被害状況及び避難生活関連情報の広報並びに情報伝達媒体の柱とする。

イ 広報紙

(ア) 協定締結団体と連携して、発行体制を早期に整える。

(イ) 個別情報等で情報量が多大になるものについては、情報入手先を明記する等の対応を行い、被災者の情報ニーズ全てに対して対応できる紙面構成とする。

(ウ) 広報紙は、通常の配布手段が活用できない場合、避難所、区役所、まちづくりセンター、公共施設等で掲示、配布を行う。また、民間業者やボランティア等による個別配布や、市外で避難生活を送る被災市民のためにも市ホームページへの掲載等に努める。

ウ 情報システム及びインターネットの活用

(ア) 緊急速報エリアメール、緊急速報メール及び防災メール等を活用し、警報・避難情報等を、携帯電話等へ一斉に即時配信する。

(イ) 市ホームページ及び市災害情報X等を活用し、迅速に各種の災害情報を提供するとともに、X等による情報の随時把握に努める。

(ウ) 「さがみはら防災マップ」を活用し、避難所等の開設状況及び混雑状況に関する情報を提供する。

(エ) その他の情報システムや電子メールを活用し、災害情報の提供や被災者等からの情報収集に努める。

(オ) 市が発令する警報や避難指示等の伝達に際し、インターネット情報ポータルサイト運営事業者(グーグル(株)、LINEヤフー(株))と協力し、インターネットを活用した情報提供に努める。また、LINEヤフー(株)が提供する「Yahoo!防災速報」、三井住友海上保険(株)が提供する「スマ保災害時ナビ」を利用し、市からの災害に関する情報を配信する。

エ 広報車等

特にきめ細かい情報提供や避難誘導を行う必要がある場所に、防災行政用同報無線(ひばり放送)等による情報伝達活動の補助的手段として活用する。

なお、前表中の「市域内での災害対応期」以降において、特にきめ細かな情報提供が必要な場合は、関係各課が公用車等を活用し実施する。

オ 放送機関の活用

(株)エフエムさがみとの「災害情報等の放送に関する協定書」及び横浜エフエム放送(株)との「災害時における放送要請に関する協定」に基づくラジオ放送並びに地上デジタル放送を活用し、ひばり放送や防災メールの情報伝達を補完する。

(ア) 震度4以上の地震が発生した場合及び発生するおそれがある場合等に、エフエムさがみの放送に、緊急放送を割り込ませて放送する。

(イ) テレビのデータ放送を活用し、防災メールや市ホームページの内容を、tvk(テレビ神奈川)に表示する。

(ウ) 災害により、市内に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害情報を J:COM (ジェイコム湘南・神奈川) に表示する。

(2) 報道関係機関等との連携

市長公室は、次のように報道機関との連絡調整等を行う。

ア 放送機関への要請

日本放送協会横浜放送局、(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川への放送要請等については、県地域防災計画による放送協定に基づき県を通じて行う。また、放送協定に基づき災害情報の放送要請を協定締結団体へ行き、市民へ災害情報を提供する。

イ 報道機関との連携

取材への対応は、原則として記者会見、資料提供、掲示板への掲出により行う。

(ア) 記者会見

被害状況に応じて緊急又は定期的に記者会見を行い、市災害対策方針、被害状況等の情報提供を行う。

(イ) 記者会見の場所

記者会見の会場については、応急対策活動の実施に影響しない適切な場所を設定して行う。

ウ 報道機関対応担当者の設置

報道機関への対応は、専任の担当者を置くとともに、情報の提供方法、情報内容及び広報のマニュアルを作成し、定期的に整理し、統一された情報提供を行い、情報の混乱を防止する。

6 防災関係機関の広報活動

(1) ライフライン事業者、交通機関など、その他の防災関係機関は、あらかじめ定める災害時の広報計画に基づいて市民、利用者への広報活動を実施するものとする。

(2) 広報活動の実施に当たっては、市災害対策本部と提供情報の共有化を図る。また、防災関係機関と市災害対策本部は、必要に応じて相互に広報の協力を要請するものとする。

7 初期の問合せ窓口の設置及び対応

市長公室、区本部は、災害発生直後の被災した市民の心理的な安定を図り、混乱の発生を防ぐとともに、災害対策活動が円滑に行えるよう、初期の問合せに対する窓口を設置する。

なお、東日本大震災等の教訓を踏まえ、初期の問合せ等に対して円滑な対応を図れるよう、関連部署においては、あらかじめ災害時等を想定したFAQ (よくある質問と回答) を作成するなど、市コールセンターとの連携体制を整備しておく。

(1) 役割

ア 市長公室は、市民、報道機関、国、他の地方公共団体等の各方面からの問合せに対する一次的な対応及び担当局への振り分けを行う。

イ 区本部は、被災者のニーズ、混乱等の発生危険を察知する情報を入手し、関係各局での対策に反映させる。

(2) 運営体制

ア 市民に公表する情報は、市長公室が準備する。

イ 問合せ窓口の運営は、区本部が中心となって行い、必要に応じて他局からの応援職員を要請して運営に当たる。なお、市長公室は、コールセンターの業務継続に努める。

ウ 運営時間等は、対策活動の推移、被害状況、問合せ状況等から随時体制を見直し、必要な体制を整える。

エ 本部事務局と常に密接な連携体制をとり、最新情報の収集に努めるとともに、情報の適切な取捨選択を行い、効果的な情報提供を行う。

8 広聴活動

(1) 災害相談室の開設

区本部は、災害の状況に応じて、災害相談室を開設し、広聴活動を行う。

市民局は、相談員の確保を行う。

(2) 災害相談室における活動

災害相談室では、各局及び防災関係機関が協力し、総合的に市民の被災及び復旧に係る相談、要望等を聴取する。

(3) 災害相談室の設置場所

ア 災害相談室は、原則として各区役所の市民相談室に設置する。

イ 地震による被害等により市庁舎等が使用できない場合は、復旧までの間、周辺の公共施設に設置する。

(4) 相談及び要望等の受付方法

相談及び要望等の受付は相談室窓口で直接又は電話により行うが、聴覚障害者等に配慮し、電子メール又はファクシミリによる受付も行う。

(5) 要望等の処理

聴取した要望等については、関係局及び防災関係機関に連絡し、必要に応じて相互の調整を行い、復旧計画に反映させるものとする。

9 広報・広聴活動における災害時要援護者への配慮

(1) 聴覚障害、視覚障害者への対応

市長公室は、健康福祉局と連携し、各広報事項について、文字媒体と音声媒体の両方を活用し、聴覚障害者及び視覚障害者への情報提供に配慮する。

(2) 外国人等への対応

市民局は、日本語の理解が困難な外国人のために、理解しやすい日本語で対応するとともに、外国人相談窓口の設置、通訳ボランティア等の派遣等を行う。また、「マイ広報さがみはら」や「カタログポケット」(多言語ユニバーサル情報配信ツール)により多言語化された災害広報紙を外国人等に周知する。

第7節 応援要請

1 基本方針

他の地方公共団体等の応援が必要な場合は、「相模原市災害受援計画」及び各種応援協定に基づき、迅速に応援を要請し、活動体制を強化する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	地方公共団体等（協定先を除く。）への応援要請、自衛隊派遣要請、在日米軍への応援要請に関する事。
	市 長 公 室	★	在日米軍との連絡調整に関する事。
	総 務 局	●	行政応援の受入れ、受入れ施設の確保に関する事。
	消 防 局	★	緊急消防援助隊の応援要請に関する事。
	関 係 各 局	★	協定団体等への応援協力要請に関する事。
関 係 機 関	防 災 関 係 機 関	—	各種の応援協力に関する事。

3 他の地方公共団体等への応援要請

(1) 応援の要請

本部事務局は、災害応急対策を実施するに当たり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められるときは、次の基準に基づき応援を要請する。

ア 各部、各班の対応をもってしても、災害応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められる場合

イ 特別な技術・知識・経験等を要する職員が不足し、他の地方公共団体等の職員の応援を必要とする場合

ウ その他応援の必要があると認めた場合

(2) 応援要請の種別

要 請 先	要請の内容	根拠法令
県知事	応援の要求及び災害応急対策の実施要請	災害対策基本法第 68 条第 1 項
	指定行政機関及び指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣あっせん要請	災害対策基本法第 30 条第 1 項
	他の自治体職員の派遣あっせん要請	災害対策基本法第 30 条第 2 項
	普通地方公共団体（委員会、委員を含む。）の職員の派遣	地方自治法第 252 条の 17
	自衛隊の派遣要請	自衛隊法第 83 条 災害対策基本法第 68 条の 2 第 1 項
	緊急消防援助隊の応援要請	消防組織法第 44 条及び 45 条

要 請 先	要請の内容	根拠法令
他の市町村長	応援の要求及び災害応急対策のための応援の要求	災害対策基本法第 67 条第 1 項
自衛隊	自衛隊の派遣要請 (県知事に派遣要請が出来ない場合の通知)	災害対策基本法第 68 条の 2 第 2 項
指定地方行政機関の長、指定公共機関の長	職員の派遣要請	災害対策基本法第 29 条第 2 項
その他の団体	協定等に定める事項	各種災害時応援協定

4 応援要請の手続

(1) 本部事務局は、次の場合に応援要請を行う。

応援要請に当たっては、要請内容、担当者名、連絡先、集合場所等について明らかにし、文書により行う。ただし、事態が緊急を要する場合は、電話等の手段により要請を行い、事後速やかに正規の手続をとる。

ア 危機管理局が窓口となっている災害時応援協定（行政機関への応援要請含む。）

イ 自衛隊への災害派遣要請

ウ 個別協定に基づかない応援要請（一般ボランティア含む。）

(2) 関係各局は、次の場合に応援要請を行う。

応援要請に当たっては、要請内容、担当者名、連絡先、集合場所等について明らかにし、文書により行う。ただし、事態が緊急を要する場合は、電話等の手段により要請を行い、事後速やかに正規の手続をとるとともに、本部事務局に報告する。

ア 各局・各区内の所管課が窓口となる協定に基づく応援要請

イ 専門職等による国の調整に基づく応援要請

ウ 所管課に直接他機関からの応援の申出があった場合の要請

5 経費の負担

応援を要請した場合に要した経費は、原則として、要請した市が負担する。

6 応援職員の受入れ

関係各局は、応援職員の受入れに当たっては、次のとおり、受入れを行う。なお、総務局は、必要に応じて食料等の調達や宿泊場所の確保など、受入体制を補完する。

(1) 受入れの準備

ア 必要な資機材の準備

イ 活動拠点の確保

ウ 要請する業務内容・手順等の整理

エ 宿泊場所の確保（応援団体による確保が困難な場合）

(2) 受入れ

ア 受付及び業務内容等の説明

イ 情報共有及び業務管理

ウ 業務の実施状況の報告・調整

エ 交代に係る対応

(3) 受入れの終了

応援職員等が従事する業務が終了する場合や、局内調整等により業務に必要な人員が充足された場合など、受入れの必要が無くなる見込みとなった場合は、応援団体と連絡調整を行い、受入れを終了する。

7 広域応援活動拠点等の確保

警察、消防、自衛隊、国土交通省 TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）、ライフライン事業者、他の自治体職員等の応援を受け入れる際には、活動者が市内に進出する際の目標として、一時的に集結する場所となる進出拠点や宿营地、車両置場、資機材置場等として使用する広域応援活動拠点が必要となることから、市、県、民間施設等を活用し、円滑な受入体制の確保を図る。

広域応援活動拠点を指定する際には、「災害時における広域応援活動拠点等指定要綱」（令和2年3月25日施行）に基づき、関係各局や施設管理者と連携し、各区に適切に配置するとともに施設の調査を定期的に行い、広域応援活動拠点等の有効性の確保に努める。

8 消防の広域応援要請

市長は、「神奈川県内消防広域応援実施計画」に基づく応援及び緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、県知事に対し応援要請を行う。なお、緊急消防援助隊について、県知事と連絡を取ることができない場合には、直接、消防庁長官に対して応援要請を行う。

9 自衛隊に対する災害派遣要請

(1) 災害派遣要請の範囲

自衛隊に災害派遣を要請する範囲は、原則として人命及び財産の救護を必要としたときで、おおむね次のような場合とする。

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動

イ 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときの避難者の誘導、輸送等

ウ 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合において、通常他の救援活動に優先して行う捜索救助

エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対する土のう作成、運搬、積込み等の水防活動

オ 消防活動

火災に対して、防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して行う消火活動（消火薬剤等は、原則として市が提供）

カ 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が欠損し、又は障害物がある場合の啓開又は除去

キ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対する応急医療、救護及び防疫（薬剤等は、原則として市が提供）

ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合）

ケ 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水の実施

コ 物資の無償貸付け又は譲与

防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）に基づく、被災者に対する生活必需品等の無償の貸付け又は救じゅつ品の譲与

サ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて実施する火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去

シ その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについての所要の措置

(2) 災害派遣要請要領

- ア 市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条の2第1項に基づき、県知事に対し、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条第1項の規定による要請をするよう求める。
- イ 市長は、通信の途絶等により県知事への要請ができない場合は、災害対策基本法第68条の2第2項に基づき、防衛大臣又はその指定する者に対して、その旨及び災害の状況を通知する。
- ウ 市長は、上記イによる通知をしたときは、速やかに、その旨を県知事に通知する。

エ 要請窓口

- (ア) 県知事への要請先は、県くらし安全防災局防災部危機管理防災課とする。
- (イ) 自衛隊への通知先は、陸上自衛隊第4施設群(座間駐屯地)とする。

オ 要請に必要な事項

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となる事項

(3) 災害派遣部隊の受入体制

自衛隊に対する派遣要請を県に依頼する場合は、次の事項について検討し、受入体制の整備に努める。

ア 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

本部事務局は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう、重点的、効率的な作業分担(各担当局が作成)の作成に努める。

イ 作業計画の作成及び資機材等の準備

本部事務局は、自衛隊に対し作業を要請するに当たっては、作業計画(各担当局が作成)を作成するとともに、作業に必要な資機材等をあらかじめ準備し、かつ諸作業に関係ある管理者と緊密な連絡を図るものとする。

ウ 宿营地等の準備

- (ア) 本部事務局は、自衛隊の活動が円滑に遂行されるようヘリポート及び資機材の受入施設の確保に努める。
- (イ) 本部事務局は、派遣された部隊に対し、必要に応じ宿营地として広域応援活動拠点等を確保する。

エ 現地連絡班の受入れ

現地連絡班が派遣されたときは、市有施設又は自衛隊の指揮連絡に適した場所に連絡所を設置する。

オ 通信要員の派遣

自衛隊の活動中は、通信要員を派遣し、活動状況の把握に努めるとともに、市災害対策本部との連絡調整に努める。

カ 連絡調整窓口の一本化

本部事務局は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、災害状況に応じ連絡窓口を明確にする。

キ 県知事への報告

本部事務局は、自衛隊の活動状況等を随時県知事に報告する。

(4) 災害派遣要請内容の変更

自衛隊の派遣期間、人員等に変更を必要とする場合、その理由を付して県知事に対して依頼する。

(5) 経費の負担

自衛隊の救援及び復旧活動に要した経費は、原則として市が負担し、その内容はおおむね次のとおりとする。

- ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等(自衛隊装備品を除く。)の購入費、借上料及び修繕料
- イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料等

- ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料等
- エ 派遣部隊が救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備品を除く。）の補償
- オ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義がある場合は、派遣部隊等の長と協議する。

(6) 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、派遣部隊の長及び各関係機関等の協議により、市民生活の安定、復興に支障がなく、災害派遣要請の目的が達成されたとき、又はその必要性がなくなったと認められた場合には、県知事に対し撤収要請を行う。

10 海上保安庁に対する応援要請

市長は、災害に対処するに当たり、海上保安庁の航空機等の応援の必要があると認めるときは、県知事（県災害対策本部）に要請を行う。なお、災害による混乱等によって県と連絡が取れない場合は、海上保安庁（横浜海上保安部）に直接要請を行う。

また、海上保安庁に要請を行う事象はおおむね次のとおりとする。

- (1) 航空機等を活用した情報収集活動
- (2) 道路の寸断等による孤立地域の救出・救助活動
- (3) 浸水によって、被災地域から逃げ遅れた被災者の救出・救助活動
- (4) 航空機等による傷病者、医師、避難者及び救援物資等の緊急輸送
- (5) その他市長が必要と認めた場合

11 在日米軍に対する応援要請

(1) 県への要請

市長は、災害に対処するため緊急の必要があると認めるときは、県を通じて在日米軍に対し応援を要請する。また、県が在日米軍に対して応援要請を行った場合は、市は、円滑な活動が行えるように支援を行う。

(2) 覚書等に基づく要請

市長は、災害が発生した際に、必要がある場合は、在日米陸・海軍に対し、市民及び米軍基地（相模総合補給廠、キャンプ座間及び相模原住宅地区並びに厚木海軍飛行場）の勤務者及び居住者の安全を確保するために在日米陸・海軍と締結した「災害準備及び災害救援活動に関する相模原市と在日米陸軍基地管理本部との覚書」、「災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する相模原市と米海軍厚木航空施設司令部との覚書」及び「消防相互援助協約（相模原市及び在日米陸軍基地管理本部）」に基づき、被災者の受入れ等の災害救援活動及び災害対応準備活動並びに消防援助活動を要請する。

12 海外からの支援の受入れ

災害対策基本法第24条による非常災害対策本部等が海外からの支援の受入れを本市に決定した場合には、市は、その受入れと円滑な活動の支援に努めるものとする。

第8節 応援派遣等

1 基本方針

市は、他の地方公共団体の区域内に災害が発生し、応援を求められた場合は迅速に派遣体制を確立する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	応援派遣の総合調整に関する事 被災地復興支援本部の設置及び運営に関する事。
	総 務 局	★	派遣職員等の調整及び派遣職員へのバックア ップに関する事。
	財 政 局	★	派遣に要する資機材・物資・車両等の調達に 関する事。
	関 係 各 局	★	職員の応援派遣に関する事。 その他災害対策本部設置時の所掌業務に準じ た被災地支援業務の実施に関する事。
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	応援派遣の連絡調整等に関する事。 (個別協定や指定都市市長会等の枠組みによ る場合を除く。)

3 初 動

(1) 職員の参集

他の地方公共団体の区域内に震度6弱以上の地震、大規模な津波被害等が発生した場合、本部事務局職員のうちあらかじめ指定された職員は速やかに参集する。

(2) 情報収集活動

本部事務局は、被災した地方公共団体の災害規模、被害状況等の情報の収集活動を行う。

また、総務局は本市から当該被災地方公共団体に派遣している職員の安否確認を行う。

なお、本部事務局は、指定都市市長会の応援派遣の仕組みである「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」を適用する可能性があるとする場合や、災害時における相互応援に関する協定を締結している自治体において大規模な災害が発生し、被災自治体からの情報提供や具体的な要請が困難な状況と予測される場合において、被災地に先遣隊職員を派遣する。

先遣隊派遣職員は、被災地の応援ニーズ等の調査、被災自治体との連絡調整等を行い、その内容を速やかに市に報告する。

4 応援派遣の決定

(1) 市長は、国、県又は被災した地方公共団体からの応援派遣要請があった場合や九都県市、指定都市市長会等において応援の実施が決定された場合、特別な理由がない限り応援派遣を行う。

(2) 市長は、災害時における相互応援に関する協定を締結している自治体において、被害程度が著しく甚大で、緊急の事態と認められる場合は、応援要請を待たずに、自らの判断で応援派遣を決定する。

5 応援派遣の実施

(1) 応援の内容

ア 活動要員の派遣

総務局は、要請のあった人員について、職員を派遣する。

イ 物資・資機材の供与

財政局は、要請のあった物資、資機材について、備蓄物資・資機材から、又は調達して供与する。

ウ その他

総務局は、その他要請のあった事項について、可能な限り応じるよう努める。

(2) 応援の準備

応援派遣に当たっては、食料、飲料水及び車両等活動に必要な装備を準備するとともに、宿泊所等の手配を行うなど自己完結的な活動が行えるよう努める。

(3) 指揮命令

応援派遣部隊は応援を要請した地方公共団体の長等の指揮下において活動する。

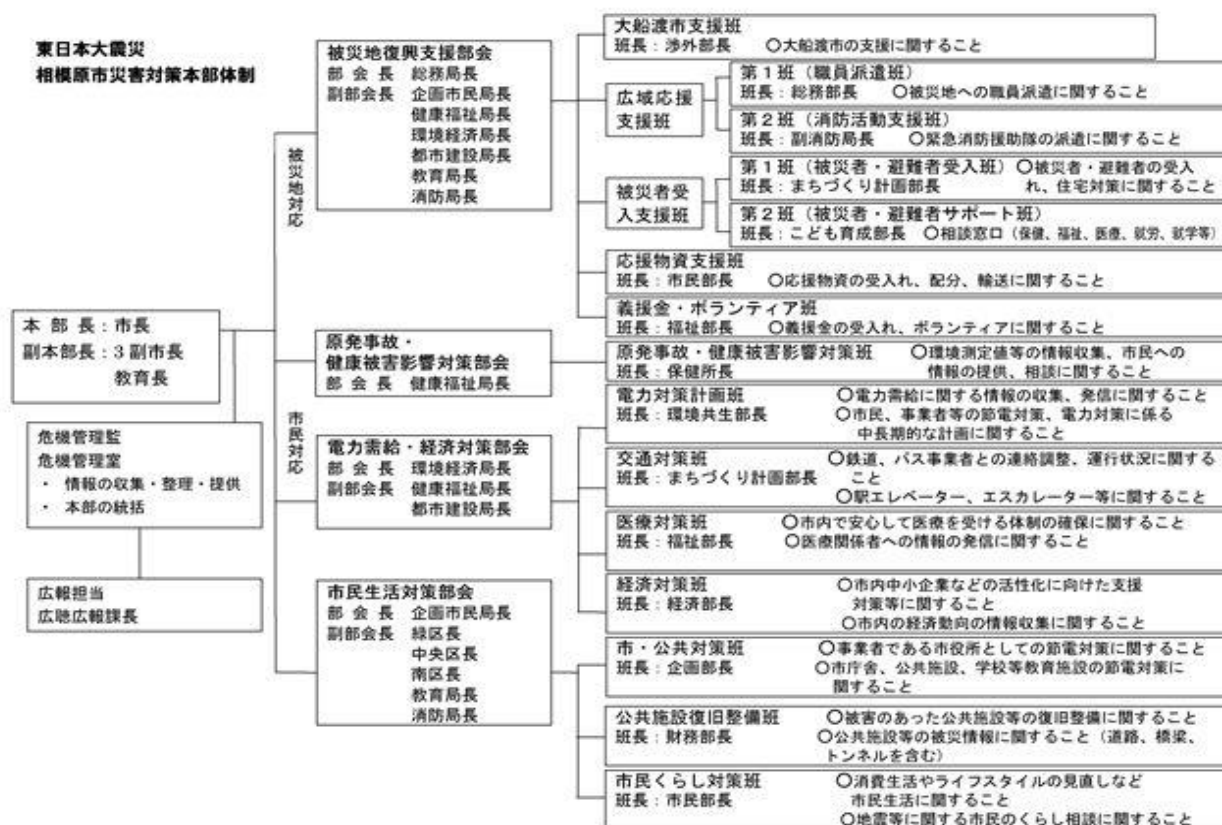
(4) 派遣職員のバックアップ等

派遣職員の疲労やストレスを考慮し、派遣ローテーションの調整やこころのケア対策を適切に行う。

6 総合応援体制の確保

広域的な激甚災害により、職員の派遣のほか、被災者の受入れ、救援物資等の支援など、総合的な被災地支援を必要とする場合は、被災地復興支援本部を設置する。

被災地復興支援本部は、被災地のニーズと本市の対応能力等を踏まえて、適宜組織することとするが、参考として、東日本大震災の際の「東日本大震災相模原市災害対策本部体制」を以下に示す。



(1) 避難者の受入れ

被災地から被災者を受け入れる場合は、一時避難所を開設し、避難生活に関わる相談窓口の設置、生活必需品の提供等の支援に努める。

その他、被災地から市内に避難した被災者についても、その所在を把握し、広報、マスコミ等を通じて情報提供等を行う。

(2) その他

被災地支援のための救援物資、義援金等の募集及び取扱い等は、本市が被災した場合の応急対策に準じて行う。

7 経費の負担

応援派遣に係る経費は、原則として応援を要請した地方公共団体の負担とする。

8 法令又は個別計画に基づく応援派遣

関係法令又は個別計画に基づく応援派遣については、それぞれの法令又は個別計画に基づいて行う。

第2章 消火・避難誘導対策

第1節 災害時の消防活動

1 基本方針

消防活動は、消防局及び消防団の活動方針によるほか、次により行う。

- (1) 災害時の消防活動は、火災の延焼阻止に全消防力を挙げて消火活動を行う。
- (2) 火災の延焼阻止が可能な場合は、消火活動と平行して、救助救急活動及び避難誘導を行う。
- (3) 火災の発生が少なく、救助救急の活動が集中する場合は、消防力を救助救急活動に投入する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	消 防 局	★	消火活動、消防応援部隊の要請・運用、災害情報の収集伝達、警戒・広報活動、救出救護活動、避難誘導等に関すること。
	消 防 団		

3 消防局の活動

(1) 組織

ア 活動体制

消防局は、効率的な部隊運用を図り、災害対策に全力を尽くす。

イ 初動体制

市域に震度4以上の地震が発生した場合は、「地震発生時における消防初動計画」に基づき、初動体制を確立する。

(2) 初期活動

市域に震度4以上の地震が発生した場合、消防局は直ちに次の措置をとる。

ア 情報収集及び伝達、広報活動

イ 消防職員及び消防団員の招集

ウ 車両、機材等の点検及び確保

エ 通信施設の点検及び無線局の開局

オ 火災警戒活動

カ その他必要な事項

(3) 消火活動

災害時の消火活動の効率性を確保するために必要な部隊運用を行う。

ア 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的な防御活動を展開して鎮圧する。

イ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先し、避難誘導を行うとともに、道路、河川、耐火建築物、空地等を延焼阻止線として守勢的な現場活動により延焼を阻止する。

ウ 同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先的に消防活動を行う。

エ 火災の拡大や規模等の状況を判断し、市の消防力での対応が困難と判断した場合は、速やかに消防応援要請を行うとともに、応援部隊の効果的運用を図る。

オ 消防局は、消火栓の使用不能や消火用水が不足する場合は、消防団と連携し、遠距離送水を実施するほか、コンクリートミキサー車による消火用水の搬送を協定締結事業者に要請する。

カ 消防局は、消防活動上支障となる障害物の除去又は消火活動上有効な開口部の設定に大型重機が必要と判断した場合は、協定締結事業者に応援を要請する。

4 消防団の活動

(1) 初動体制

市域に震度4以上の地震が発生した場合は、「地震発生時における消防初動計画」に基づき、消防団員を招集するとともに、初動体制を確立する。

(2) 情報の収集

被害情報の収集と報告を行う。

(3) 警戒及び広報活動

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、地域住民に対して出火防止、初期消火及び飛び火の警戒を呼びかける。

(4) 消火活動

分団の受持区域内を基本として、消火活動に当たる。

(5) 救助救急

火災の発生が少なく、救助救急の活動が集中する場合は、救出、応急措置及び救護所等への搬送を行う。

(6) 避難誘導

避難指示が発令された場合は、市民への伝達及び関係機関との連携による避難誘導を実施する。

5 市民、自主防災組織及び自衛消防隊の活動

(1) 出火防止及び初期消火活動を行う。

(2) 付近で発生した災害情報の収集、通報及び伝達を行う。

(3) 負傷者の救出救護活動を行う。

6 消防応援部隊の要請と受入れ

(1) 消防応援部隊の要請

消防局は、大規模延焼火災が発生し、市の通常の消防体制では対応することが困難な場合は、速やかに「神奈川県下消防相互応援協定」に基づき応援要請を行う。また、「神奈川県内消防広域応援実施計画」に基づく応援及び緊急消防援助隊を必要とする場合は、市長へ応援の要請を進言する。

(2) 消防応援部隊の運用

消防局は、「相模原市消防広域応援実施計画」及び「相模原市緊急消防援助隊受援計画」に基づき、消防応援部隊の効率的な運用を図る。

第2節 避難誘導対策

1 基本方針

災害が発生し、又は発生のおそれがあり、市民の安全確保や災害拡大の防止等に必要があると認められる場合における避難誘導體制の確立を図るため、避難誘導の手順や関係機関の役割分担を明確にする。

市は、災害の切迫により危険となり、避難行動をとる必要があると認める区域内の必要と認める居住者等（「居住者、滞在者その他の者」をいう。以下同じ。）に対し、迅速かつ適切に避難指示を発令する。

また、公共施設や商業施設その他の不特定多数の者が利用する施設における避難対策については、当該施設管理者が避難指示を受けたとき、又は施設管理者自らが必要と認めた場合に所定の計画に基づいて実施する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	避難指示の発令、広報活動、広域避難の要請等に関すること。
	市 長 公 室	★	広報活動に関すること。
	区 本 部	★	避難誘導に関すること。
	消 防 局 消 防 団	★	避難誘導及び広報活動に関すること。
関 係 機 関	警 察 署	—	避難誘導及び広報活動の支援に関すること。

3 来訪者、入所者等の避難

(1) 公共施設及び防災上重要な施設の管理者は、事前に策定した避難計画に基づき、また、緊急地震速報システムを導入、活用して、来訪者、入所者等の安全の確保及び避難誘導を行う。特に、自衛消防組織のある施設は、自衛消防組織の活動内容に来訪者・入所者の避難計画を確立しておく。

(2) 旅客輸送機関、不特定多数の者が出入りする商業施設、事務所、工場等の管理者は、施設内の旅客、従業員、来訪者の安全な避難誘導を行う。

(3) 上記の機関、施設及び事業所は、鉄道等の運行情報を収集し、長期間の運行停止が見込まれる場合は、施設の安全を確認した上で、一斉帰宅による駅前の混乱や道路の渋滞等が緩和するまでの間、施設内に従業員等を待機させる。

また、一時滞在施設の開設状況について情報収集し、必要に応じて旅客等を一時滞在施設に案内する。

4 避難指示

(1) 実施責任者

避難指示は、災害対策基本法第60条第1項に基づき、災害が発生し、又は発生のおそれがあり、市民の安全確保や災害拡大の防止等に必要があると認められる場合において、市長が発令する。なお、市長から要求があった場合や市長が避難のための立退き等を指示することができない場合、関係法令に定められている指示の要件を満たしていると認められる場合においては、次表に掲げる関係機関も避難指示を発令することができる。

<避難指示の実施責任者、根拠法令及び要件>

実施責任者	災害の種類	根拠法令	指示の要件
市長	災害全般	災害対策基本法第 60 条第 1 項	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき。
警察官	災害全般	災害対策基本法第 61 条第 1 項 警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）第 4 条第 1 項	(1) 市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき。 (2) 市長から要求のあったとき。 (3) 市民の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき。
県知事 県知事の命を受けた吏員等	洪水 地滑り	水防法第 29 条 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 25 条	(1) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 (2) 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
水防管理者	洪水	水防法第 29 条	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	自衛隊法第 94 条第 1 項	危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にいらないとき。

(2) 避難指示の判断

市長は、次に掲げるような事象が発生し、避難の必要があると判断したときは、避難指示を発令する。なお、避難のための立退きを行うことがかえって危険であり、かつ事態に照らし緊急を要すると認めるときは、緊急安全確保を発令するものとする。

また、避難指示の解除に当たっては、十分に安全の確認に努めた上で行うこととする。

ア 局地的な災害による場合

- (ア) 河川の上流域（ダムを含む。）が地震被害を受け、下流域に浸水による危険があるとき。
- (イ) 火災が拡大するおそれがあるとき。
- (ウ) 爆発のおそれがあるとき。
- (エ) ガスの流出拡散により、市民に危険が及ぶと予測されるとき。
- (オ) 地滑り、崖崩れ等の土砂災害により著しく危険が切迫しているとき。
- (カ) 大地震により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき。
- (キ) ダムの放流等により、下流域に浸水による危険が通知されたとき。
- (ク) その他市民の生命を守るため、必要と認められるとき。

イ 広域的な災害による場合

- (ア) 火災が延焼拡大するおそれがあるとき。
- (イ) ガスの流出拡散により、広域的に人命の危険が予測されるとき。
- (ウ) 県知事から、避難指示の要請があったとき。
- (エ) その他市民の生命を守るため、必要と認められるとき。

5 避難指示の対象者

避難指示の対象者は、居住者、滞在者、通過者等を含め避難を要すると認められる区域内にいる全ての者を対象とする。

6 避難指示の伝達等

(1) 市民への伝達

本部事務局、市長公室及び消防局は、避難指示を発令した場合又は他機関から避難の指示を行った旨の通知を受けた場合は、防災行政用同報無線（ひばり放送）、広報車、自主防災組織等により次の事項を市民に周知する。

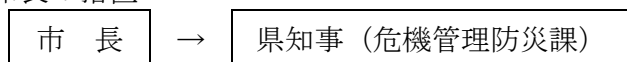
また、災害時要援護者に対しては、より確実に周知されるように、健康福祉局と連携し、避難行動要支援者名簿（総則・予防計画編第2款「第6章 災害時要援護者支援」予-83参照）の活用や、多様な伝達手段の活用により、円滑かつ適切な情報伝達を行う。

- ア 避難対象地区
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 避難指示の理由
- オ その他必要な事項

(2) 関係機関への通知

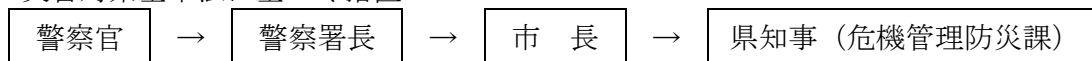
避難指示を発令した者は、次により必要な事項を関係機関に通知する。

ア 市長の措置



イ 警察官の措置

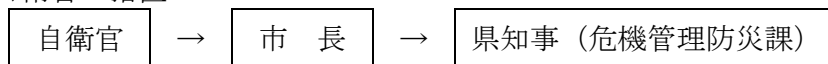
(ア) 災害対策基本法に基づく措置



(イ) 警察官職務執行法に基づく措置



ウ 自衛官の措置



<関係機関に通知する事項>

- 発令者
- 発令の理由及び発令日時
- 避難の対象地区
- 避難地
- その他必要な事項

7 避難誘導

(1) 避難の実施

ア 避難指示を受けた者は、その避難指示に従い避難所等へ避難する。この場合、大規模な火災が発生したときは、火災の状況により広域避難場所に避難する。

イ 避難誘導の実施者は、避難者が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。

(2) 避難の対象地域等

ア 指定地域の避難誘導

(ア) 本部長は、土砂災害防止法及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により指定を受けた地区に避難の必要を認めた場合は、避難指示の発令と同時に、あらかじめ指定した避難所等に避難所担当職員を派遣する。

(イ) 消防署、消防団及び警察署は、災害の状況に応じ、自主防災組織等と連携を図り、避難誘導を実施する。また、避難所運営協議会及び避難所担当職員は、避難者の受入れを行う。

イ その他の地域の避難誘導

避難が必要と認められる地域から避難所等までの避難誘導は、災害の状況に応じ、自主防災組織、市職員（現地対策班・区本部）、消防署・消防団及び現場の警察官が連携して行う。

ウ 学校、事業者等の避難誘導

学校、幼稚園、保育所、認定こども園、社会福祉施設、商業施設等多数の人が集まる場所における避難の誘導は、原則としてその施設の管理者等が、あらかじめ定める避難計画に基

づき実施する。

エ 交通機関等の避難誘導

交通機関等における避難の誘導は、原則としてその事業者があらかじめ定める防災に関する計画に基づき、各事業者により実施する。

(3) 避難及び避難誘導の方法

ア 携行品の準備

携行品は、平常時から非常持出袋等を用意するなど、円滑な避難行動に支障を来さない最小限度のものとする。

なお、自動車による避難、家財の持ち出し等は危険であることから、徒歩による避難を原則とする。

イ 避難誘導の方法

避難誘導者は、避難に際して次の事項に留意し、混乱なく迅速に避難誘導を行う。

(ア) 災害現象の拡大方向を見極め、適切な時期に適切な方向へ避難誘導する。

(イ) できる限り早めに事前避難させるよう努める。

(ウ) 避難経路は、市災害対策本部からの指示が特になければ、避難の誘導に当たる者が関係者と連携をとり、選定する。

(エ) 避難経路の選定は、火災、落下物、危険物、混乱等の起こるおそれのない経路を選定し、また、状況により、あらかじめ経路の現況を確認して行う。

(4) 市及び関係機関の活動

ア 消防局、消防署、消防団

(ア) 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、災害の規模、道路、橋りょうの状況、火災の拡大の経路等現地の状況を速やかに市災害対策本部及び警察署に通報する。

(イ) 市民の避難が開始された場合は、消防車両等を活用した広報活動を実施するとともに避難誘導等の支援に当たる。

(ウ) 被災者の移動が完了するまでの間は、一時避難場所や避難路の安全確保、広域避難場所の周辺からの延焼防止等に努める。

イ 警察

警察官は、消防職員その他避難措置の実施者と連携し、被災者が迅速かつ安全に避難ができるよう避難先への誘導に努める。

ウ 区本部、現地対策班

避難指示が発令された場合の市民への伝達及び関係機関との連携による避難誘導を実施する。

エ 道路管理者

道路被害調査中又は道路啓開作業中の道路管理者は、関係機関が実施する避難誘導を支援する。

オ 自主防災組織

自主防災組織は、市職員、消防職員、消防団員、警察官等の避難誘導員との連携を図りながら避難誘導を行う。また、災害の状況によって、行政側の避難誘導が期待できない場合は、自主防災組織が自主的に避難誘導を実施する。

8 広域避難

本部長は、市域に大規模な災害が発生するおそれがあることを理由に避難指示を発令した場合において、避難先である避難所及び広域避難場所を確保することが困難であり、かつ、立退き避難を指示した居住者等（以下「要避難者」という。）の生命又は身体を災害から保護するために、当該要避難者を一定期間他の自治体に滞在（以下「広域避難」という。）させる必要があると認めるときは、近隣市町村と広域避難に係る協議を行う。

なお、他自治体から本市に対し要避難者の受入れについて要請があった場合においても、同様に協議を行う。

(1) 広域避難の要請

ア 県内他市町村との協議

(ア) 受入要請

本部事務局は、予想される災害の規模等から要避難者の受入れが可能と予想される県内他市町村に、市域の予想される災害の規模、受入れを要する要避難者の数その他必要な事項を示して協議する。なお、協議を行うに当たっては、あらかじめその旨を県に報告するものとするが、事前の報告が困難な場合には、協議開始後に遅滞なく報告する。

(イ) 受入決定に係る公示等

本部事務局は、受入要請に係る協議を行った県内他市町村から受入決定の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。

- a 受入決定の通知の内容に関する公示
- b 受入決定の通知を受けたときに現に要避難者を受け入れている避難所等の管理者のほか、関係地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体等のうち、要避難者の避難支援に関係すると認められる者への通知
- c 県への報告

(ウ) 受入れの解除

本部事務局は、広域避難の必要がなくなったと認めるときは、速やかに次の措置を行う。

- a 要避難者を受け入れている県内他市町村への通知
- b 受入決定の際に通知を行った者への通知
- c 広域避難の必要がなくなった旨の公示
- d 県への報告

イ 県外市町村との協議

(ア) 受入要請

本部事務局は、県外市町村へ広域避難させる必要があると認める場合に、県に対し、当該市町村が属する都道府県と要避難者の受入れについて協議するよう求める。ただし、緊急を要すると認めるときは、市が直接県外市町村に協議することとし、その旨をあらかじめ県に報告するか、事前の報告が困難な場合には、協議開始後に遅滞なく報告する。

なお、いずれの場合においても、市域の予想される災害の規模、受入れを要する要避難者の数その他必要な事項を示した上で、県に協議を求め、又は直接協議を行う。

(イ) 受入決定に係る公示等

本部事務局は、県又は受入要請に係る協議を行った県外市町村から受入決定の通知を受けたときは、速やかに公示等の措置を行う。この場合において、県から受入決定の通知を受けた場合には上記ア(イ)のa及びbの措置を、県外市町村から通知を受けた場合には同aからcまでの措置を行う。

(ウ) 受入れの解除

本部事務局は、広域避難の必要がなくなったと認めるときは、速やかに公示等の措置を行う。この場合において、県から受入決定の通知を受けている場合には上記ア(ウ)のbからdまでの措置を、県外市町村から受入決定の通知を受けている場合には同aからdまでの措置を行う。

(2) 広域避難の受入れ

ア 他市町村から要避難者の受入要請があった場合

本部事務局は、他市町村又は県から要避難者の受入れについて協議を受けた場合は、次の理由に該当しない限り、要避難者を受け入れるものとし、要避難者を受け入れるための施設を提供する。

- (ア) 本市も災害の発生が予想されること。
- (イ) 要避難者の受入れに必要な施設が確保できないこと。
- (ウ) 地域の実情により、災害時要援護者等特段の配慮が必要な要避難者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと。
- (エ) その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること。

イ 受入施設の確保及び通知

他市町村の要避難者を受け入れる施設は、避難所その他の公共施設の中から要避難者の数や想定される滞在期間を踏まえて決定するものとし、受入施設決定後、本部事務局は直ちにその旨を次の者に通知する。なお、県から協議を受けた場合については、(ウ)への通知に代わり、その旨を県に報告する。

(ア) 受入施設の管理者

(イ) 関係地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体等のうち、要避難者の避難支援に関係すると認められる者

(ウ) 本市に要避難者の受入れを要請した他市町村

ウ 受入施設の運営等

他市町村の要避難者を受け入れる施設の運営や必要となる援助物資の提供など、要避難者を受け入れるに当たり必要となる支援については、可能な範囲で本市が行うことを前提に、広域避難を要請した他市町村と協議し決定する。

エ 受入れの解除

本部事務局は、他市町村又は県から広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに上記イ(ア)及び(イ)に通知する。

(3) 費用負担

要避難者の受入れに要した費用は、避難実施市町村が負担する。

9 広域一時滞在

本部長は、大規模な災害が発生し、市内に避難所を確保することが困難となった場合において、被災住民を他の自治体に一時的に滞在(以下「広域一時滞在」という。)させる必要があると認めるときは、他の市町村と広域一時滞中に係る協議を行う。

なお、他自治体から本市に対し被災住民の受入れについて要請があった場合においても、同様に協議を行う。

広域一時滞中に係る要請や受入れに係る手順等については、「8 広域避難」(1)から(3)までの内容を次のとおり用語を読み替えて準用する。

<広域避難の内容を準用するに当たり、読み替える用語>

読替え前の用語	読替え後の用語
予想される災害の規模	被災状況
広域避難	広域一時滞在
要避難者	被災住民
避難支援	支援
災害の発生が予想される	被災している

10 警戒区域の設定

災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、市民の生命を守るために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定して災害応急対策従事者以外の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

実施者	災害の種類	根拠法令	要件
市長	災害全般	災害対策基本法第63条第1項	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。

実施者	災害の種類	根拠法令	要件
消防長、 消防署長	事故	消防法第 23 条の 2	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害 を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定する。
警察官	災害全般	災害対策基本法第 63 条第 2 項	市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。
		警察官職務執行法 第 4 条	人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態があるとき。
自衛官	災害全般	災害対策基本法第 63 条第 3 項	市長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限る。
消防吏員又は消防団員	水災を除く 災害全般	消防法第 36 条において準用する同法第 28 条	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に消防警戒区域を設定する。
消防機関に属する者	洪水	水防法第 21 条	水防上緊急に必要な場所

第3章 帰宅困難者対策

1 基本方針

大地震により、鉄道、バス等の公共交通が停止した場合、多くの通勤・通学者、買い物客及び観光客等が駅前等に滞留し、また、一斉に帰宅した場合には道路が渋滞し、緊急車両の通行障害が発生するなど、大きな混乱が予想される。

このため、国が示した「むやみに移動を開始しない」という基本原則を踏まえて、市、関係機関及び事業所等が相互に連携し、災害時の駅前の混乱防止や一斉帰宅の抑制等を円滑かつ効果的に実施する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	区本部との調整及び災害時帰宅支援ステーションの情報に関する事。
	市 長 公 室	★	情報の提供に関する事。
	都 市 建 設 局 (まちづくり推進部)	★	交通関係機関との連絡調整に関する事。 駅前滞留者の誘導及び情報提供に関する事。
	区 本 部	★	駅前滞留者の誘導及び情報提供に関する事。 一時滞在施設の総括に関する事。
関 係 機 関	神 奈 川 県	★	一時滞在施設(県有施設)の開設に関する事。
	警 察 署	★	駅周辺道路の交通整理に関する事。
	東日本旅客鉄道(株)	★	乗客及び駅利用者等の誘導に関する事。
	小田急電鉄(株)		
	京王電鉄(株)		
	神奈川中央交通(株)	★	臨時バスの運行に関する事。
	京王バス(株)		
富士急バス(株)			

3 安全確保と情報提供

東日本旅客鉄道(株)、小田急電鉄(株)、京王電鉄(株)、神奈川中央交通(株)、京王バス(株)、富士急バス(株)及び大型店舗等の管理者は、災害が発生又は発生するおそれがあるときは、利用者等を適切な場所に誘導し、安全を確保する。

また、駅前混乱の防止のため、一時滞在施設の情報や帰宅に必要な災害時帰宅支援ステーション(コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等)の情報、交通情報等を提供する。

本部事務局及び市長公室は、関係各局及び関係機関と連携し、事業所等に、公共交通機関の運行情報、長期間の運行停止時における施設内での従業員等の待機要請及び一時滞在施設の開設状況並びに災害時帰宅支援ステーションの状況等を、各駅にデジタル地域防災無線で連絡するほか、防災行政用同報無線(ひばり放送)及び防災メール等を利用して広報する。

4 駅前混乱の防止

都市建設局及び区本部は、市内の各鉄道駅及びその周辺の混乱防止のため、誘導員、駅連絡員、一時滞在施設・避難施設応援担当職員を派遣し、情報の収集・提供を行い、駅前滞留者を駅周辺一時避難場所等に誘導する。

また、駅周辺一時避難場所等に情報所を設置し、簡易無線機等を利用して本部から情報を収集し、滞留者に必要な情報を提供する。

その他、交通関係機関や警察署等と連携して、迅速かつ的確に混乱防止活動を実施する。

5 一時滞在施設の開設・運営

区本部は、帰宅困難者の一時滞在が必要な場合、関係各局と連携し、一時滞在施設を開設するとともに、都市建設局、各鉄道会社及び警察署等と連携して、帰宅困難者への広報、誘導を行う。

一時滞在施設では、受け入れた滞在者の名簿を作成し、人数や必要な物資等を区本部に報告するとともに、交通機関の運行開始情報など、帰宅支援に関する情報を提供する。

なお、一時滞在施設の運営が長期化した場合は、滞在者を避難所へ誘導し、避難者と同様の対応を行うこととする。

6 徒歩帰宅者等の支援

市は、一時滞在施設及び災害時帰宅支援ステーションの情報を提供する。

鉄道事業者は、徒歩帰宅が困難な高齢者等の帰宅のため、バス事業者等と協議して輸送体制を確保する。

第4章 救出・救助・保健医療救護対策

第1節 救出・救助活動

1 基本方針

大規模な災害発生時には、建築物や構造物の倒壊及び落下物により、要救出・救助者が多数発生することが予想される。

これらに対処するため、市は、警察、自衛隊、消防応援部隊等の防災関係機関と連携を図り、救出・救助体制を確立し、迅速かつ適切な救出・救助活動に努める。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市担当	本 部 事 務 局	★	救出・救助班の設置、救出・救助の要請情報の集約に関する事。
	消 防 局	★	救出・救助活動に関する事。 各防災関係機関との連絡調整等に関する事。
	消 防 団		
関 係 機 関	警 察 署	—	救出・救助活動に関する事。
	自 衛 隊	—	
	(一社)相模原市建設業協会	—	救出・救助活動への協力に関する事。
	相模原造園協同組合等 相模原市津久井地区 建設業連絡協議会		

3 情報の収集等

(1) 情報収集体制の構築

ア 本部事務局は、発災後、速やかに消防局及び各防災関係機関と連携し、情報収集体制を構築する。

イ 消防局は、救出・救助活動の統制、運営・管理等の調整に当たる。

(2) 情報の収集・集約

本部事務局は、発災後の初期段階において、消防局、消防団、区本部、現地対策班、警察署、被災者等から集められた救出・救助の要請情報を集約する。

(3) 各防災関係機関との調整

消防局は、各防災関係機関との連絡を密にし、情報共有を行う。

4 救出・救助活動の原則

(1) 救出・救助活動は、救命処置を必要とする者を優先する。

(2) 救出・救助の事態が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出・救助を優先する。

(3) 病院や社会福祉施設等の自力避難困難者等が多い施設を優先する。

なお、発生時刻によっては、不特定多数の者を収容している対象物の救助事案にも留意する。

(4) 同時に複数の救助事案が発生した場合は、原則として、少数の隊員で多数の人命を救助できる事案を優先する。

なお、活動隊員に比べて多数の要救助者がある場合は、容易に救出できる者を優先する。

(5) 救出作業について、付近住民等で救出可能な事案は、可能な限り協力を要請し、救出に技術を要する事案は、消防局及び各防災関係機関の救出隊が行うなど役割分担を積極的に行い、活動効果を上げる。

5 応援の要請

(1) 消防応援部隊

市長は、市の救出・救助体制では対応することが困難な場合は、速やかに県知事に緊急消防援助隊等の要請を行う。県知事と連絡を取ることができない場合は、直接、消防庁長官に対して応援要請を行う。

(2) 自衛隊

市長は、市の救出・救助体制では対応することが困難な場合は、速やかに県知事に自衛隊の応援を要請する。

なお、緊急を要し、県知事を経由するいとまがない場合は、直接、自衛隊に対して通知し、事後、速やかにこれを県知事に通知する。

6 救出・救助活動

消防局は、集約した救出・救助の要請情報に基づき、出勤場所、出勤人員、出勤機材等を振り分け、速やかに救出・救助活動を開始する。

(1) 救出・救助体制

ア 各防災関係機関と活動区域等の調整を行い、救出・救助に係る協力体制を構築する。

イ 消防局活動部隊及び各防災関係機関の救出隊に活動場所、災害状況等の情報を伝達するとともに、情報連絡体制の確立を図る。

ウ 各部隊は、自隊の人員及び資機材を有効活用し、効率効果的な救出・救助活動を行うこととし、複数の機関が同一現場で、救出・救助に当たる場合には、相互の連携を強化し、一体となって行う。

エ 各部隊は、災害概要、活動状況等を報告することとし、救出・救助に当たり特殊な機械力を必要とする場合は、本部事務局へ要請する。

(2) 消防局の活動

ア 各防災関係機関と協力して救出・救助活動を行うとともに、応援を必要とする場合は、市災害対策本部に要請する。

イ 救出・救助事案の数、災害概要及び活動状況を可能な限り早期に市災害対策本部に連絡する。

(3) 防災関係機関の活動

ア 警察は、把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊、広域緊急援助隊等の部隊を被災警察署等に出動させ、県、市及び消防等の防災関係機関と協力して、被災者の救出・救助活動を実施する。

イ 自衛隊は、市長の要請により、救出・救助活動を行う。

ウ 自主防災組織及び事業所の自衛消防隊は、発災直後から自主的に救出・救助活動を行う。また、災害時要援護者が入所している施設での救出・救助活動を支援する。

エ 協定締結団体等は、市災害対策本部の要請に基づき救出・救助活動を支援する。

7 救出者の搬送

災害現場において救出された負傷者は受傷機転、傷病程度に応じ、医療機関又は救護所に搬送する。なお、救護所への搬送については、家族、自主防災組織等に協力を要請する。

第2節 行方不明者の搜索

1 基本方針

消防局、消防団は、警察署、自衛隊等と連携し、災害現場において行方が確認できない者に関し、周辺の市民及び事業所等からの情報等により搜索活動を継続し、その発見に努める。

また、公的又は民間の団体による救助犬を伴う搜索活動については、相互に情報共有を図るなどし、状況に応じて連携した活動を行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	消 防 局	●	行方不明者の搜索に関すること。
	消 防 団		
自 衛 隊			
警 察 署			

3 行方不明者の搜索

(1) 対象者

地震災害により所在不明となっていて、かつ死亡の疑いがある者

(2) 搜索方法

消防局、消防団は、地震により行方不明者があるときは、人員及び搜索機器を確保し、その搜索に当たる。搜索は、生存の可能性のある者を優先して行う。

また、行方不明者の搜索は、警察署と連携をとり、状況により自衛隊、自主防災組織、市民の協力を得て実施する。

行方不明者の搜索中に遺体を発見したときは、警察及び市災害対策本部に連絡し、身元確認を依頼する。

(3) 搜索の期間

ア 行方不明者の搜索は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間を定める規程(平成31年相模原市告示第150号)第10条第1号に定める期間を準用するものとする。

イ 災害の規模、罹災地域の状況、経過期間等を踏まえ、アに定める期間を超えて搜索する必要がある場合は、関係機関と協議のうえ、市災害対策本部会議において搜索を延長する期間や搜索体制等を決定する。また、更に搜索を延長する場合についても同様とする。

第3節 保健医療救護対策

1 基本方針

市内に大規模な災害が発生した場合は、市と医療関係団体で策定した「相模原市災害時医療救護マニュアル」に基づき、『一人でも多くの被災傷病者の生命を救う』という基本理念を実現するため、相模原市災害時保健医療調整本部を中心に、傷病者へのトリアージや初期治療を行う救護所等と重傷者に対応する後方医療機関が一体となった保健医療救護活動を展開する。

また、急性期以後は、疾病対策、健康管理、精神保健等の保健対策を展開する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	健 康 福 祉 局 (地 域 包 括 ケ ア 推 進 部 、 保 健 衛 生 部)	★	保健医療救護の全体調整、救護所等の開設・運営、医薬品等の調達、医療機関等との連絡調整並びに医療情報の収集に関すること。
		▲	被災者への保健対策（疾病対策、健康管理、精神保健等）に関すること。
関 係 機 関	(一社) 相 模 原 市 医 師 会	—	医療救護班の派遣、医療の実施に関すること。
	(公社) 相 模 原 市 病 院 協 会		
	(公社) 神 奈 川 県 看 護 協 会 相 模 原 支 部		
	(公社) 相 模 原 市 歯 科 医 師 会	—	医療救護班の派遣、歯科医療の実施に関すること。
	(公社) 相 模 原 市 薬 剤 師 会	—	医療救護班の派遣、医薬品等の管理・確保・提供に関すること。
	神 奈 川 県	—	保健医療救護活動の総合調整・支援に関すること。
	(公社) 神 奈 川 県 柔 道 整 復 師 会 相 模 支 部	—	医療救護班の派遣等による保健医療救護活動の支援に関すること。
	(公社) 神 奈 川 県 医 師 会		
	日 本 赤 十 字 社 神 奈 川 県 支 部		
	自 衛 隊	—	保健医療救護活動の支援に関すること。

3 保健医療救護の対象

(1) 医療の対象

- ア 災害により、負傷した者
- イ 災害により、医療の手段を失った者

(2) 助産の対象

- ア 災害により、助産の手段を失った者
- イ 災害の発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者

4 保健医療救護の範囲

(1) 医 療

- ア 診 療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術、その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看 護

(2) 助産

- ア 分娩の介助
- イ 分娩前、分娩後の処置

5 費用負担

医療及び助産の費用は、原則として医療を必要とする者等の負担とする。ただし、災害救助法が適用された場合は、災害救助法の定めるところによる。

6 保健医療救護体制

(1) 市災害時保健医療調整本部

健康福祉局は、医療関係団体の協力のもと、原則、総合保健医療センター（ウェルネスさがみはら）で保健医療活動に関する総合調整等を行うため、市災害時保健医療調整本部を運営する。

なお、市災害時保健医療調整本部には、同本部長（保健所長）の指揮下で、医療救護に関して必要な判断・調整等を行う市災害医療コーディネーターを配置する。

ア 設置基準

- (ア) 市域で震度5強以上の地震を観測したとき。
- (イ) 市域で震度5弱以下の地震を観測し、市内に大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。
- (ウ) その他市長又は保健所長が必要と認めるとき

イ 主な活動内容

- (ア) 保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の総合調整
- (イ) 市災害対策本部、医療関係団体等との連絡・調整
- (ウ) 広域応援（DMAT・DPAT・DHEAT・派遣保健師等の保健医療活動チーム）等の受入調整
- (エ) 市内医療機関の被害状況及び医薬品等医療資源のニーズ把握・調達
- (オ) 救護所の開設・運営にかかる調整
- (カ) 傷病者の搬送調整（広域搬送調整を含む。）
- (キ) 医療ボランティアチームの派遣調整
- (ク) 保健活動に必要な保健師等の派遣調整

(2) 救護所等

健康福祉局は、医療関係団体の協力のもと、あらかじめ指定している小学校等で救護所等を運営する。

ア 開設基準

- (ア) 拠点救護所
 - a 市域で震度5強以上の地震が発生した場合
 - b 健康福祉局が医療関係団体との協議のうえ、市災害対策本部に拠点救護所の開設を要請し、市災害対策本部が開設を決定した場合
- (イ) 救護所

健康福祉局が医療関係団体と協議のうえ、市災害対策本部に救護所の開設を要請し、市災害対策本部が開設を決定する。

なお、事務スタッフ及び市職員の保健師については、市域で震度5強以上の地震が発生した場合、指定の救護所に参集する。

イ 活動内容

- (ア) トリアージ
- (イ) 後方医療機関等への搬送順位の決定
- (ウ) 傷病者に対する初期治療
- (エ) 死亡診断

(3) 後方医療機関

- ア 後方医療機関の種類

- (ア) 災害拠点病院・・・3病院（県指定）
- (イ) 災害協力病院・・・2病院（県指定）
- (ウ) 地域救護病院・・・12病院（市指定）※2災害協力病院を含む。

イ 活動内容

- (ア) 災害拠点病院
主に救護所においてトリアージの結果、重症（赤タグ）とされた生命の危機を伴う傷病者を受け入れ、処置を行う。
- (イ) 災害協力病院
災害拠点病院のバックアップとして、主に避難所においてトリアージの結果、重症（赤タグ）又は中等症（黄タグ）とされた傷病者を受け入れ、処置を行う。
- (ウ) 地域救護病院
主に救護所においてトリアージの結果、中等症（黄タグ）とされた傷病者を受け入れ、処置を行う。

7 情報連絡体制

	市災害時 保健医療調整 本部	救護所等	後方 医療機関	県 保健医療 調整本部
固定電話	○	○	○	○
F A X	○	○	○	○
デジタル地域防災無線	○	○		
災害用スマートフォン	○	○		
衛星携帯電話	○		○	
衛星・I P無線	○	○		
市災害情報共有システム	○	○（※1）		
M C A無線	○			
M C Aアドバンス無線	○		○（※3）	○
広域災害救急医療情報システム（E M I S）	○		○（※2）	○

（※1）内部システムのため、操作は市職員に限定する。

（※2）発災後、直ちに職員情報、被害情報、患者受診情報等を入力する。

（※3）災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請等に用いる（後方医療機関のうち、北里大学病院のみ）。

8 傷病者の搬送体制

傷病者は、原則として、被災現場から近隣の救護所等に向かい、トリアージを受けるものとし、この際の搬送は、家族をはじめ、地域住民、自主防災組織など地域の防災力によるものとする。

救護所等でのトリアージの結果により、医療機関での処置が必要な傷病者は、救急車等により後方医療機関へ搬送する。ただし、消防局は初期消火対応を優先するため、初期の搬送対応は、市災害時保健医療調整本部において、市災害対策本部や民間企業等への協力要請を行うなど、市内の限られた搬送手段を有効活用するとともに、市外の医療機関へ搬送する場合には、ヘリコプター等の活用を考慮する。

その他、市災害時保健医療調整本部は、ドクターヘリや広域医療搬送を活用する場合は、県保健医療調整本部と十分な調整を行う。

9 医薬品及び医療資機材の確保体制

- (1) 健康福祉局は、総合保健医療センター（ウェルネスさがみはら）及び救護所等に医薬品等を備蓄する。
- (2) 市薬剤師会は、協定に基づき、指定の救護所等に参集する際に、店舗の医薬品等を持参する。
- (3) 後方医療機関は、大規模災害に備えた医薬品等の備蓄に努める。
- (4) 健康福祉局は、救護所等で医薬品等が不足した場合は、未開設の救護所等及び総合保健医療センター（ウェルネスさがみはら）の備蓄医薬品を活用する。
- (5) 健康福祉局は、市内で医薬品等の確保が困難となった場合、県保健医療調整本部に支援を要請する。
- (6) 健康福祉局は、医薬品卸問屋及び外部からの援助による医薬品を総合保健医療センター（ウェルネスさがみはら）に集積し、救護所等の要請に対応する。

10 急性期以後の医療提供体制

- (1) 医療情報の提供
健康福祉局は、人工透析患者など、医療的配慮を必要とする被災者に、必要な医療情報を提供する。
- (2) 疾病の予防
健康福祉局は、被災者に対する感染症や車中泊等の避難所外避難で発症する可能性のあるエコノミークラス症候群の予防のための普及啓発や指導、健康状態の確認や健康相談等を行う。
- (3) 避難所等での巡回医療
健康福祉局は、避難所等の被災者の健康管理を図るため、医療関係団体と連携して医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士等で構成される「巡回医療チーム」を編成し、巡回医療を行う。
- (4) メンタルヘルス対策
健康福祉局は、心身の健康障害の発生防止や在宅療養者の病状悪化等を防ぐため、保健師等による保健活動やメンタルケア等の活動を行う。
また、必要に応じて相模原市精神保健福祉センター診療所（けやき会館1階）に、精神科救護所を開設して、DPAT（災害派遣精神医療チーム）等の保健医療活動チーム、医療機関及び関係機関とともに精神科救護活動を行う。
- (5) 歯科保健対策
健康福祉局は、被災者の口腔衛生状態の悪化に伴う疾患等を防ぐため、歯科衛生士等による歯科保健活動や、歯科健康相談等の活動を行う。
また、口腔内に問題が生じている避難者に対して、歯科医療関係団体と連携して巡回診療の手配や、近隣の歯科医療機関の情報を提供する。

第5章 緊急輸送・交通・警備

第1節 道路啓開及び障害物除去対策

1 基本方針

大地震発生時には、道路の損壊、倒壊した家屋、工作物の転倒落下等により交通障害が発生する。

これらの交通障害は災害応急対策の妨げとなるほか、被災者の生活にも多大な影響を及ぼすため、防災関係機関と連携し、道路啓開及び障害物の除去を迅速に進め、円滑な災害応急対策を実施するとともに、被災者が早期に日常生活に復旧できるよう努める。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	都 市 建 設 局 (土 木 部)	★	緊急輸送道路の確保 (道路啓開) に関する事
		●	道路、河川上の障害物の除去に関する事
	消 防 局	★	消防活動に伴う障害物の除去に関する事
	消 防 団		
	本 部 事 務 局	★	広報活動に関する事
	市 長 公 室		
	環 境 経 済 局	★	撤去物の処分に関する事
	都 市 建 設 局 (土 木 部)		
財 政 局	●	道路、河川上の障害物の仮置場の確保に関する事	
関 係 関 機	関 東 地 方 整 備 局 相 武 国 道 事 務 所	—	緊急輸送道路の確保 (道路啓開)、障害物の除去に関する事
	自 衛 隊		
	警 察 署	—	緊急交通路の確保 (交通規制) に関する事
	(一 社) 相 模 原 市 建 設 業 協 会	—	緊急輸送道路の確保 (道路啓開) 及び障害物の除去への協力に関する事
	相 模 原 造 園 協 同 組 合		
	相 模 原 市 津 久 井 地 区 建 設 業 連 絡 協 議 会		

3 道路啓開

(1) 緊急に道路啓開を行う路線の選定

道路の損壊、倒壊した建物、工作物の転倒落下等による交通障害が発生した場合の緊急通行車両等の通行を確保するため、緊急交通路に指定される道路の道路啓開を優先して実施するほか、市災害対策本部は、都市建設局等の収集した道路被害状況等に基づき、次により緊急に道路啓開を行う路線を選定する。

ア 緊急交通路

イ 緊急輸送道路

ウ 市役所、区役所、まちづくりセンター (中央6地区まちづくりセンターを除く。)、中央区の6公民館 (小山、星が丘、清新、中央、横山及び光が丘)、消防署、警察署等防災対策を実施する上で重要な施設を結ぶ路線

エ その他上記の路線を補完する路線及び消防局、警察署等から緊急に要請があった路線

(2) 道路啓開の実施

ア 実施体制

- (ア) 啓開作業は、都市建設局、各道路管理者、自衛隊、協定締結団体等が連携を図り、効果的かつ迅速に実施する。
- (イ) 消防局及び消防団は、火災、救出・救助等の活動を優先して実施し、消防活動の支障となる場合において障害物の除去を行う。なお、障害物の除去に特殊な機械力を必要とする場合は、市災害対策本部へ要請する。
- (ウ) 啓開作業は、救急・救援活動の状況や、孤立集落の発生状況等を考慮して（「第18章 孤立対策」地-122参照）、啓開路線の優先順位を定め、効率的に実施する。

イ 実施内容

(ア) 応急復旧

都市建設局、各道路管理者は、復旧に先立ち、道路及び橋りょう等の施設の被害状況の把握を行い、緊急車両の走行に支障のない程度に舗装破損箇所の応急復旧を行う。

(イ) 障害物の除去

原則として二車線の車両通行帯が確保できるよう道路上の障害物等を除去する。

(ウ) 車両の移動

放置車両、立ち往生車両等の発生により、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、道路の区間を指定し、運転者等に対し車両等の移動を命令する。また、運転者等が不在の場合等にあつては、道路管理者自ら車両等の移動等を行う。

(エ) 応援の要請

都市建設局は、市が管理する道路において、市の体制では道路啓開が困難な場合、国への応援を検討し要請する。

(3) 情報の伝達

ア 情報の共有

都市建設局は、国土交通省、神奈川県、中日本高速道路（株）等の各道路管理者、警察署、自衛隊等防災関係機関と相互に道路啓開に関する情報を共有し、迅速に道路啓開を実施する。

イ 広報

本部事務局及び市長公室は、速やかに道路啓開に関する情報を市民や運転者等へ広報するとともに報道機関等に情報の提供を行う。

(4) 資機材の確保

都市建設局は、平常時から資機材の整備を行うとともに、協定締結団体等の協力を得て、必要な資機材を確保する。

4 障害物の除去

(1) 障害物除去を行う場合

- ア 市民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- イ 交通の安全と輸送の確保のため除去を必要とする場合
- ウ 河川の氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合
- エ その他、特に除去を必要とする場合

(2) 実施機関

- ア 水防活動を実施するため障害となる工作物等の除去は、水防管理者が指定する者又は消防局、消防団が行う。ただし、除去不能な工作物等については、市災害対策本部へ要請する。
- イ 道路、河川上にある障害物の除去は、原則としてその道路、河川等の管理者が行う。
- ウ その他、施設、敷地内にある障害物の除去及び施設、敷地内から道路、河川に出た障害物の除去は、原則としてその施設、敷地の所有者又は管理者が行う。

(3) 障害物除去の実施

都市建設局は、市災害対策本部により優先度の高い箇所の指定を受け、防災関係機関の意見及び周囲の状況を考慮し、作業班を編成して防災関係機関との連携により実施する。

ア 道路内の障害物の除去

指定に基づき、原則として車両の交互通行が確保できるよう道路上の障害物等を除去する。

イ 河川等の障害物の除去

(ア) 河川等の管理者は、河川等の機能を確保し、市民の生命、財産権を保護するため、防災関係機関等と連携を図り、災害時における管理河川等の巡視を行う。

(イ) 橋脚、暗きょ吐口及び工事箇所の仮設物等につかえ、河川本来の機能を失わせる浮遊物、その他の障害物を発見した場合は、防災関係機関と協力して除去する。

5 粉じん・有害物等の飛散防止

道路啓開及び障害物の除去に当たっては、都市建設局及び関係機関は、倒壊建物等の解体、撤去に伴う粉じん、有害物等の飛散防止など、関係法令等を遵守し適正な作業及び処理に努める。

6 仮置場の確保

財政局は、道路、河川上の土砂、流木の撤去により発生した撤去物の仮置場を、(総則・予防計画編第2款第5章「第9節 4 災害時における土地利用に関する事前対策」予-78参照)に基づき、迅速に確保する。

7 撤去物の処分

環境経済局は、家屋の倒壊等により発生した撤去物(災害廃棄物)を、「第10章 清掃対策」地-80参照)に基づき、迅速に処分するとともに、災害廃棄物の処分先について、関係機関への情報提供を行う。

また、都市建設局は、道路、河川上の土砂、流木の撤去物を迅速に処分する。

第2節 輸送車両等の確保対策

1 基本方針

災害応急対策活動に必要な輸送手段の確保は、県及び関係機関の協力を得て行う。また、緊急車両の運用に際しては、災害発生後おおむね3日間は、救出救助活動に支障がないよう人命優先の輸送活動を実施する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	ヘリコプター、被災者の運送等の要請に関すること。
	財 政 局	★	車両・燃料の確保及び配車（清掃関係を除く。）、輸送に係る協定締結団体等との連絡調整、緊急通行車両の確認手続に関すること。
	関 係 各 局	★	ヘリコプターの臨時離着陸場の管理の状況確認に関すること。
	環 境 経 済 局	★	清掃車両・燃料の確保及び配車に関すること。
	都市建設局（まちづくり推進部）	★	交通関係機関との連絡調整に関すること。
関 係 機 関	県公安委員会（警察署等）	—	緊急通行車両の標章等の交付に関すること。
	日 本 通 運（株）	—	車両輸送の協力に関すること。
	（一社）神奈川県トラック協会		
	神 奈 川 中 央 交 通（株）		
	京 王 バ ス（株）		
	富 士 急 バ ス（株）		
	神奈川県石油商業組合相模原支部	—	燃料の供給の協力に関すること。
	神奈川県石油商業組合津久井支部	—	鉄道輸送の協力に関すること。
	東 日 本 旅 客 鉄 道（株）		
	小 田 急 電 鉄（株）		
京 王 電 鉄（株）			

3 輸送車両等の需要予測

財政局は、災害による被害状況及び応急対策活動の状況から、各応急対策活動に必要な輸送車両等の需要予測を行い、関係機関に協力を要請する。

4 輸送の対象

緊急通行車両による輸送は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね次のとおりとする。

第1段階	(1) 救助、医療活動の従事者及び医薬品等の物資 (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員・物資等 (4) 緊急輸送に必要な輸送施設の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	(1) 上記第1段階の続行 (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地以外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	(1) 上記第2段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品

5 輸送手段の確保

- (1) 車両の確保（財政局。ただし、清掃関係は環境経済局、バスは都市建設局）
 - ア 市保有車両
財政局及び環境経済局は、災害対策を実施するため保有の車両により輸送を行う。
 - イ 民間車両
 - (ア) 乗用車、バス、貨物自動車
輸送車両の協力を、協定締結団体（（一社）神奈川県トラック協会）や日本通運（株）、神奈川中央交通（株）等に要請する。
 - (イ) 特殊自動車
運送業者又は建設業者等に協力を求める。
- (2) 燃料の確保（財政局。ただし、清掃関係は環境経済局、バスは都市建設局）
市保有車両及び応援車両の燃料は、市所有の燃料及び協定締結団体等に要請し確保する。
- (3) 鉄道機関への協力要請
都市建設局は、災害対策の輸送に際し必要があるときは、東日本旅客鉄道（株）、小田急電鉄（株）、京王電鉄（株）に協力を求める。
- (4) ヘリコプターの要請
本部事務局は、応急対策の実施に際し、空中輸送の必要を認めるときは、関係各局にヘリコプター臨時離着陸場に指定されている施設の状況を確認し、県知事を通じてヘリコプターの派遣を要請する。
なお、指定施設以外に適地があるときは、関係各局に状況を確認のうえ、随時に指定する。
- (5) ヘリコプター臨時離着陸場の状況の確認
関係各局は、災害時において救援物資の輸送等にヘリコプターを使用する場合は、ヘリコプター臨時離着陸場に指定されている施設の状況を確認する。
- (6) 要避難者・被災者の運送要請
本部事務局は、広域避難や広域一時滞在等のため、要避難者又は被災者を広域的に緊急輸送する必要がある場合は、指定公共機関（日本通運（株））又は指定地方公共機関（神奈川中央交通（株）等）による運送を神奈川県に要請する。

6 緊急通行車両の確認手続

災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両であることの事前確認（総則・予防計画編第2款第5章「第6節 災害時輸送体制の整備」予-71参照）を受けていない車両については、県知事が確認を行う車両（県保有車両及び調達車両）を除き、県公安委員会（警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊の各本隊、各警察署及び交通検問所）に、「緊急通行車両確認申出書」により申請し、「緊急通行車両確認標章」及び「緊急通行車両確認証明書」の交付を受ける。

なお、令和5年8月31日以前に「緊急通行車両等事前届出済証」及び「緊急通行車両確認証明書」（以下「届出済証等」という。）の交付を受けている車両は、警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊の各本隊、各警察署、交通検問所、県危機管理防災課及び各地域県政総合センターに対して届出済証等の提示及び「緊急通行車両確認申出書」の提出を行うことで、届出済証等の交付を受けていない車両に優先して「緊急通行車両確認標章」の交付を受けることができる。

第3節 交通対策

1 基本方針

警察署は、地震災害の発生後、特に初期には、救急・救助、消火及び保健医療救護活動を迅速に行うため、緊急通行車両の通行を確保する必要がある、そのため一般車両の通行禁止等の交通規制を直ちに実施し、緊急交通路を確保する。

市は、警察署との連絡調整に基づき、交通規制に関する情報収集等を行う。

また、被災状況により国や関係機関と連携し、交通需要の抑制や分散など交通マネジメント施策の実施により、交通及び輸送機能の早期回復を図る。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	都 市 建 設 局（土 木 部）	★	交通規制に係る警察署との連絡調整に関すること。 災害時交通マネジメント検討会の設置要請、施策検討及び実施に関すること。
関 係 機 関	警 察 署	★	交通規制による緊急交通路の確保等に関すること。
	関 東 地 方 整 備 局 相 武 国 道 事 務 所	★	災害時交通マネジメント検討会の設置、 施策検討及び実施に関すること。

3 被災地への流入抑制及び交通規制の実施

(1) 警察署

ア 危険防止及び混雑緩和の措置

大地震発生時には、被害の状況を把握し、被災地への車両の流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を迅速・的確に実施し、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報など、危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

イ 大地震発生時の交通規制等

大地震発生時の交通規制は、被害の規模、地域の道路交通状況等によって弾力的に行う必要がある、被災地又は被災地周辺地域における交通規制は、時系列別に次により対応する。

(ア) 被災地への流入抑制

大地震が発生した直後においては、次により、避難路及び緊急交通路について優先的にその機能の確保を図る。

- a 混乱防止及び被災地への流入抑制のため通行禁止区域又は通行制限区域（以下「通行禁止区域等」という。）を設定し、交通整理又は交通規制を行う。
- b 流入抑制のための交通整理又は交通規制を行う場合は、隣接都県と連絡を取りつつ行う。
- c 高速自動車国道及び自動車専用道路については、通行禁止区域等におけるインターチェンジ等からの流入を禁止する。

(イ) 緊急交通路確保のための交通規制

大地震が発生した直後は、道路交通が混乱し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、住民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となることから、道路交通の実態を把握し、災害対策基本法第76条1項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

(ウ) 道路管理者等への通知及び要請

(イ) による通行の禁止又は制限を行う場合、関係公安委員会、道路管理者等への通知を速やかに行う。

また、緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあるときに必要と認める場合は、道路管理者等に対し、その道路の区間において車両その他の物件を付近の道路外へ移動させる等の措置命令を行うことを要請する。

(エ) 警察官の措置

通行禁止域等において、車両その他物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい障害を生じるおそれがあるときは、必要に応じ当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動させる等の措置命令を行う。

(2) 自衛官及び消防吏員

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、警察官がいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、通行の妨害となる車両その他の物件の所有者に対して移動させるなど必要な措置を命令するほか、相手方が現場にいない場合は、当該措置を行う。当該措置命令をし、又は措置を行った場合は、管轄する警察署長にその旨を通知する。

(3) その他

道路管理者は、「緊急輸送道路管理マニュアル」に基づき、通行規制や応急啓開等必要な対策の実施について、県警察、交通機関への連絡調整を行う。

4 交通情報の収集等

(1) 交通情報の収集

警察署は、被災地の交通混乱の防止及び緊急交通路確保等の交通対策を迅速・的確に実施するため、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用し、情報を収集する。

(2) 交通情報の広報

警察署は、交通規制を実施した場合、規制標識板、立看板、携帯用拡声器等を利用して、積極的な現場広報に努める。また、広報担当者は、テレビ、ラジオ、広報車等あらゆる広報媒体を使用して周知に努めるほか、航空機による広報又は必要に応じて市の協力を求める。

5 交通マネジメント

都市建設局は、大規模災害によって中央自動車道や国道20号等の主要交通網に途絶が生じた場合、緊急輸送の確保や復旧活動等への影響を最小限に留めることを目的に、交通需要の抑制や分散など交通マネジメント施策の包括的な検討及び調整等を行うため、「(仮称)災害時交通マネジメント検討会」の設置を国に要請するとともに、施策の実施に当たっては、国や関係機関と連携を図りながら行う。

第4節 警備対策

1 基本方針

警察署は、大地震の発生に際して、人命の安全を第一とした迅速・的確な災害応急対策を実施することにより、市民の生命・身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期する。

市は、警察署との連絡調整に基づき、交通安全対策及び防犯対策に必要な支援等を行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	市 民 局	●	交通安全対策及び防犯対策に係る警察署との連絡調整に関すること。
	区 本 部		
	関 係 各 局	★	関連する応急対策活動に関すること。
関 係 機 関	警 察 署	★	警備活動による治安の維持等に関すること。

3 警備体制の確立

- (1) 大地震の発生と同時に各警察署に警察署長を長とする警察署災害警備本部を設置し、指揮体制を確立する。
- (2) 警察署は、警備部隊等の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速、的確な部隊運用を行う。

4 災害応急対策の実施

警察は、市災害対策本部等関係機関と連携して次の対策を実施する。

- (1) 情報収集・連絡
災害警備活動上必要な情報を収集し、収集した情報を、必要により関係機関へ連絡する。
- (2) 救出救助活動
把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊、広域緊急援助隊等の部隊を被災現場に出動させ、県、市及び消防等の防災関係機関と協力して、的確な被災者の救出救助活動を実施する。また、警察署長は、防災関係機関と連携を密にするとともに、各関係機関の現場責任者と随時、捜索区割り等現場活動に関する調整を行う。
- (3) 避難指示等
警察官は、災害対策基本法第61条又は現場の状況に応じ、警察官職務執行法第4条により避難の指示や避難の措置を講ずる。
- (4) 交通対策
警察は、被災地における交通の混乱の防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるように、大地震による被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や緊急交通路の確保など必要な交通規制を実施する。
- (5) 危険物等対策
関係各局は、大規模災害発生時に、危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等の危険箇所について、消防と綿密に連携し、速やかに、大規模な火災、有害物質の漏えい、爆発等の発生の有無の調査を行い、状況に応じて施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための措置を行う。
- (6) 防犯対策
警察署は、被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の輸送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。
また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

(7) ボランティア等との連携

警察署は、自主防犯組織、ボランティア団体等の関係組織との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民の不安除去等を目的として行われる活動が円滑に行われるよう必要な支援等を行う。

(8) 広域応援

県公安委員会は、発生した災害の規模に応じて、速やかに広域緊急援助隊の援助要請を行う。

5 被災者等への情報伝達活動

(1) 情報伝達活動の実施

警察は市と連携し、被災者等のニーズを充分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等に関する情報等を、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用して、適切な伝達に努める。

(2) 相談活動の実施

市は警察と連携し、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所、消息確認電話窓口等を設置し、親身な相談活動の実施に努める。

第6章 二次災害の防止

第1節 被災建築物の応急危険度判定

1 基本方針

地震によって建築物が被害を受けた場合、被災建築物の安全性を確保する第一義的責任があるのはその建築物の所有者であるが、被災建築物の所有者又は居住者がその安全性を判定することは容易ではなく、その後の余震等により倒壊等のおそれのある危険な建築物が使用され、また放置される状況が予想される。

そのため、被災建築物による二次災害を防止し住民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定を行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	都 市 建 設 局 (ま ち づ くり 推 進 部)	★	建築物の応急危険度判定(災害対策活動拠点等) に関すること。
		●	建築物の応急危険度判定の総括(一般住宅等) に関すること。
	本 部 事 務 局 市 長 公 室	●	応急危険度判定の広報に関すること。
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	被災建築物応急危険度判定の支援に関すること。
	神奈川県震災建築物応急危険度判定士会相模原支部	—	建築物の応急危険度判定への協力に関すること。

3 市の活動

都市建設局は、地震発生後、建築物の被害程度の概略把握を行い、応急危険度判定の必要性について検討する。その結果に基づき、本部長が応急危険度判定の実施を必要と認めた場合は、都市建設局内に被災建築物応急危険度判定実施本部(以下「判定実施本部」という。)を設置する。

判定実施本部は、判定の実施主体として、判定作業に携わる応急危険度判定士の指揮、監督を行う。

4 応急危険度判定士の活動

応急危険度判定士は、地震により被害を受けた建築物による二次災害を防止するために建物の判定調査を行う。

5 応急危険度判定の方法

(1) 応急危険度判定士の要請

判定実施本部は、市内の応急危険度判定士に参集を要請するとともに、地震災害の規模に応じて、県判定支援本部への応急危険度判定士の派遣要請を行う。

(2) 判定作業の準備

判定実施本部は、判定作業実施の当日までに次の準備を行う。

ア 判定実施計画書の策定(判定実施区域、優先順位、対象建築物の棟数・用途など、判定実施期間、必要な応急危険度判定士数・必要コーディネーター数、必要判定資機材)

イ 応急危険度判定士受入名簿と判定チーム編成

ウ 判定調査票、判定標識等の判定資材の確保

エ ヘルメット、下げ振り等の判定機材の確保

オ 応急危険度判定士等の移動手手段の確保

カ 宿泊場所及び食料等の確保

(3) 判定作業の広報

本部事務局及び市長公室は、広報計画に基づき防災行政用同報無線（ひばり放送）や広報車等を活用して、被災者へ次の判定作業関連の広報を実施する。

また、この応急危険度判定は、人命の安全を確保するために緊急的に実施する作業であり、罹災証明書のための被害調査ではないことを伝達するものとする。

ア 応急危険度判定の重要性と目的

イ 判定作業の内容

ウ 判定対象建築物

エ 判定作業の実施区域と実施期間

オ 判定作業への協力要請

カ その他注意事項

6 応急危険度判定の実施

(1) 被災建築物の判定の優先順位

ア 第一優先判定建築物

市役所本庁舎、合同庁舎、総合事務所、消防指令センター、消防署所、まちづくりセンター、公民館等の災害対策活動拠点及び学校、清掃施設、市営斎場、医療機関等の災害対策上重要となる施設

イ 第二優先判定建築物

住宅等上記以外の施設

(2) 判定結果の表示

応急危険度判定士は応急危険度判定結果を、判定した建築物の入口又は外壁等の見やすい位置に表示する。

(3) 判定結果の集計・報告

応急危険度判定士は、判定作業終了後、当日の判定結果を判定実施本部に報告する。

市災害対策本部は、必要に応じ県に応急危険度判定結果について中間報告を行い、さらに、判定調査完了後に最終確定報告を行う。

第2節 被災宅地の危険度判定

1 基本方針

地震により、造成地等の宅地の擁壁や地盤において亀裂や崩壊等の被害が発生した場合に、その後の余震や降雨等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度判定を行う。被災宅地の危険度判定を行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	都市建設局（まちづくり推進部）	●	被災宅地の危険度判定の総括に関する こと。
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	被災宅地危険度判定の支援に関する こと。

3 判定の実施

都市建設局は、局内に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、被災宅地危険度判定士の確保に努め、必要に応じて県に支援を要請する。

被災宅地の危険度判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）等に基づき行い、判定の結果はステッカー等で表示する。

危険度判定の結果、施設等に著しい被害が生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じて、適切な避難対策の実施及び被災施設や危険箇所等への立入制限を実施する。

第3節 その他の二次災害防止対策

1 基本方針

地震活動や降雨等による二次災害を防止するために、水防活動や土砂災害対策等を行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	水防活動、土砂災害対策、爆破物等及び有害物質対策に関すること。
	区 本 部 事 務 局		
	都 市 建 設 局（土 木 部）		
	消 防 局		
	消 防 団		
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	砂防ボランティア、山地防災ヘルパーへの協力要請に関すること。

3 水防活動

洪水のおそれがある場合、水防活動計画に準じて水防活動を行うが、地震時には河川施設被害の状況に応じて、施設等の監視、操作及び洪水防御活動を行う。

4 土砂災害対策

市は、県や神奈川県砂防ボランティア協会等に対し、砂防ボランティアや山地防災ヘルパーによる土砂災害危険箇所や山地災害危険地区等の点検巡視の協力を要請する。

5 爆発物等及び有害物質等対策

危険物等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検予備応急措置を行う。また、爆発等によって大きな被害が発生するおそれがある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。また、必要に応じ被災施設及びその周辺の危険区域へ立ち入らないよう呼びかける。

第7章 避難所の運営

1 基本方針

大地震が発生した場合、市民の住居が破損、倒壊若しくは焼失又はライフライン機能の損壊等により、日常生活が困難になることが予想される。このため、市は被災した市民が、一時的に生活する場の確保、生活再建の支援に向け、市立小・中学校等に避難所を開設する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	区 本 部	★	避難所の開設・運営の支援の総括、在宅避難者の把握に関すること。
	本 部 事 務 局	★	避難所情報の収集・仕分けに関すること。
	教 育 局 (学 校 教 育 部)	★	避難所の開設・運営の支援に関すること。
	環 境 経 済 局	●	避難所への食料及び生活必需物資の配送に関すること。
	関 係 各 局	★	避難所の運営支援、本部事務局からの避難所情報の収集・対応に関すること。 在宅避難者への各種支援に関すること。
	特 命 担 当 員 (避 難 所 担 当 職 員)	★	避難所の開設、避難所運営の支援に関すること。
関 係 機 関	避 難 所 運 営 協 議 会	★	避難所の自主運営に関すること。

3 避難所の運営体制

(1) 市の体制

区本部は、避難所の開設、運営の支援を総括する。

教育局、関係各局及び避難所担当職員は、避難所運営の支援を行う。

なお、区本部は、避難所に関する情報を収集し、本部事務局へ報告する。関係各局は、情報連絡員の派遣等を通じて、本部事務局から避難所に関する所管事項の情報を収集し、各種の対応を行う。

(2) 施設の体制

避難所に指定された市立小・中学校等の校長等は、避難所運営が円滑に行われるまでの間、避難所の運営について協力、支援する。

(3) 避難所の体制

避難者又はボランティア等は、避難所担当職員、校長、自主防災組織等により設置されている避難所運営協議会に協力し、避難所運営を行う。

<避難所運営協議会の主な役割>

平常時	災害時
<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所運営方法の検討 ○ 生活ルールの作成 ○ 検討及びルールに基づいた訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 円滑な避難所運営 ○ 生活ルールの調整 ○ 様々な組織との連絡調整

4 避難所の開設

(1) 避難所担当職員の参集

ア 勤務時間内の参集体制

地震発生が勤務時間内の場合は、職員参集システム、庁内電話又は庁内放送等により行動する。

イ 勤務時間外の参集体制

(ア) 震度5強以上の地震を観測した場合は、連絡の有無にかかわらず地震の規模等を各自で把握し、あらかじめ指定された参集場所へ参集し、避難所の開設体制を整える。

(イ) 震度5弱以下の地震を観測した場合で、避難所を開設する必要のある場合は、職員参集システム、市災害対策本部又は区本部からの電話等により伝達する。

ウ 参集途上の対応

避難所担当職員は、避難所への参集途上において、家屋の倒壊状況、出火状況、道路や河川の被害状況等を可能な範囲で把握し、市の関係部署又は関係機関への必要な通報を行う。

(2) 避難所の開設

ア 開設の準備

(ア) 震度5強以上の地震を観測した場合は、全ての避難所で開設準備を行う。

(イ) 震度5弱以下の地震を観測した場合は、本部長の指示により開設準備を行う。

イ 開設の判断

本部長は、避難所の開設が必要と判断したときは、避難所を開設する。なお、避難所が不足する場合は、協定を締結した施設や公共施設等の活用を図る。

ウ 区本部の措置

区本部は、避難所を開設した場合、直ちに現地対策班とともに、避難所担当職員の参集状況及び避難者の状況を把握し、必要な対策を行う。

エ その他

避難所の鍵は、区本部（区役所）、現地対策班、消防署所、避難所担当職員等が管理する。

(3) 避難所の開設に係る広報

ア 市民への広報

本部事務局及び市長公室は、避難所を開設した場合、防災行政用同報無線（ひばり放送）又は広報車等により、避難所の開設を市民に周知するとともに、車中泊等の避難所外避難を行っている市民に対しては、避難所へ移動するよう呼びかける。

イ 防災関係機関への連絡

本部事務局は、県、警察署及び必要に応じて自衛隊、その他の防災関係機関に避難所の開設を連絡する。

ウ インターネットの活用

災害時に必要な情報を市民に広くかつ迅速に伝達できるよう、インターネット情報ポータルサイト運営事業者（グーグル（株）、LINEヤフー（株））と連携し、市内の避難所の開設状況等の情報を運営事業者のサイトから確認できるようにする。

5 避難所の運営

避難所では、主に次の事項を行う。

(1) 避難所施設や設備の安全点検、管理

(2) 避難所の設営及び避難者の受入れ

(3) 避難者名簿の作成

(4) 現地対策班等との連絡調整

(5) 負傷者の救護、災害時要援護者への支援

(6) 備蓄食料、物資等の応急配布

(7) 飲料水、食料、生活物資等の現地対策班等への要請、受入れ、配分

(8) 炊き出しの実施

(9) 避難者への被害状況や生活関連情報の提供

(10) 住民等の安否情報の収集、提供

(11) 避難所の生活の場の環境の整備、管理

- (1 2) 避難者の健康状態の把握
- (1 3) 避難所内での感染症対策
- (1 4) その他必要な事項

6 避難所の運営に関する視点

避難所の運営に当たっては、被災者の安全性や良好な生活環境の確保、災害時要援護者支援、性別や年齢等にとらわれない多様な視点への配慮などの観点から、次の点に留意する。

- ア 避難所担当職員及び避難所運営協議会の運営に当たっては、女性の参画に努める。
- イ 高齢者、障害者、病人、妊産婦等はできるだけ環境条件の良い場所に避難させる。
- ウ 視覚障害者、聴覚障害者、外国人への災害情報の提供に配慮する。
- エ 避難所での生活が著しく困難な場合は、福祉避難所又は適切な施設への移動を考慮する。
- オ 男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に配慮し、プライバシーの確保、着替え場所、授乳室や、トイレの確保、物資の確保、女性相談員の配置等に関する配慮を行う。
- カ 避難所担当職員及び校長等は、避難所運営協議会の運営の助言・支援に当たる。
なお、避難所担当職員は、区本部内で動員及び配置等の調整を行い、区本部内でも不足する場合は、総務局が全庁的に避難所担当職員を確保する。
- キ 避難生活の長期化に伴い、セクハラ、高齢者や児童等への虐待等が懸念されるため、状況把握及び相談体制（男女別の相談員）の確保に努める。
- ク 健康福祉局が実施する避難所の巡回医療（被災者の健康管理、診療、保健指導、メンタルケア等）や、防疫のための保健師の巡回等による避難所の衛生指導等に協力する。
- ケ 食料の提供に当たっては食物アレルギーのある避難者に配慮し、原材料表示や献立表の掲示等を行う。
- コ 防火・防犯のため、避難者への出火防止措置の指導、巡回警備等を行う。
- サ ペット同行避難者に対しては、ペット用の食料、水、ペットシート、ケージ等の避難・備蓄用品を持参し、避難する等の指導を行う。
また、ペット区画について、動物アレルギーの方等に配慮し、避難者の居住区画とは離れた場所に設置し、ペットは必ずケージに入れるか、リードによりつなぎとめて飼育するよう指導する。
- シ 感染症拡大防止のため、手洗い・うがい・換気のほか、トイレ・床・手すり等の清掃の励行に努める。
- ス 避難者の定期的な体温測定など体調管理に努める。
- セ 体調不良者は専用スペースへ誘導するなど、感染症拡大防止策を講じる。
- ソ 障害のある方、慢性疾患・アレルギー等の個人的な事情を抱えた方、乳幼児や性的少数者等に可能な限り配慮し、性別や年齢などにとらわれない多様な視点に基づく避難所運営を行う。
- タ 様々な性自認や性的指向があることを踏まえ、本人が公にしていない性自認等を他人に暴露することがないように配慮を行うとともに、男女のみの性を前提としない多様な視点を持つ。
- チ 良好な生活環境の確保のため、必要に応じて専門性を有したNPO等の外部支援者と情報交換を行う。

7 生活関連物資の配布

(1) 食料等の確保

地震発生直後における食料等生活に必要な物資は、避難所等の防災備蓄倉庫に備蓄する物資により対応する。なお、女性用物資の配布に当たっては、女性の担当者から配布を行い、女性専用スペースや女性トイレに常備するなど配慮する。

(2) 炊き出しによる供給体制

市立学校給食施設（学校給食センターを含む。）を利用して炊き出しを行う。

なお、避難所周辺地域の住民への炊き出しに伴う人員確保については、避難所運営協議会と調整を図りながら進める。

(3) 燃料の確保

避難所の非常用発電設備等に必要な燃料は、財政局が調達協定により確保し搬送を依頼する。

8 ボランティアの活用

避難所の運営に当たっては、人的確保が急務となることから、災害ボランティアセンターと連携し、救援物資の搬入、搬出、安否確認、炊き出し及び災害時要援護者の介護生活支援など避難所運営全般にわたってボランティアの協力を得ることとする。

9 避難所以外の被災者への対応

(1) 在宅避難者への対応

在宅避難者とは、被災者の中で「避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者」又は「ライフライン等が途絶した中で自宅で不自由な生活を送っている者」を指すが、在宅避難者の中で支援が必要な人は、避難所にて在宅避難者名簿に登録を行う。

市は、防災行政用同報無線（ひばり放送）等を活用し、支援が必要な在宅避難者に対して、避難所での在宅避難者名簿の登録を行うように広報を実施する。

登録者には、必要な生活関連物資の配布など、生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努め、以下の対応を行う。

ア 避難所運営協議会は自治会等と連携して、在宅避難者名簿の情報から、在宅避難者の所在等を確認し、避難所担当職員は現地対策班にその情報を報告する。

イ 関係各局は、在宅避難者へ必要な保健医療サービス、情報提供等の支援を行う。

ウ 環境経済局は、在宅避難者に関する情報に基づき、在宅避難者の最寄りの避難所へ食料及び生活必需物資を配送する。

エ 在宅避難者は、原則、最寄りの避難所で物資を受け取るものとする。

避難所運営協議会は、配送された食料及び生活必需物資を自治会及び災害ボランティア等と協力しながら、在宅避難者に避難所で配布するものとする。避難所に来ることのできない災害時要援護者については、自治会等と協力して配布の方法を検討し対応する。

(2) 車中泊等の避難所外避難者への対応

車中泊避難は、避難者数等の実態把握が困難であり、またエコノミークラス症候群等の発症による健康被害のおそれがあることから、避難所への避難を誘導するが、やむを得ず車中泊を選ぶ避難者については、支援が必要な在宅避難者と同様に、防災行政用同報無線（ひばり放送）等を活用し、避難所での在宅避難者名簿の登録を行うように広報を実施する。

在宅避難者名簿の登録者には、必要な生活関連物資の配布など、生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努め、上に記載の「(1) 在宅避難者への対応」のアからエを行う。

また、関係各局及び避難所運営協議会は、車中泊等の避難所外避難者に対し、エコノミークラス症候群の健康管理に係る注意喚起を行う。

10 避難所の閉鎖

区本部と関係各局は連携し、次のように避難所の閉鎖を行う。

(1) 応急仮設住宅の建設等、移転先の確保を行い、早期に避難所を閉鎖する。

(2) 避難者数の減少に応じて避難所の統廃合を行い、学校教育の早期再開と学校機能の回復等を図る。

(3) 避難所から避難者が全員退去した場合は、避難所を閉鎖し、関係機関に連絡する。

第8章 被災生活支援

第1節 応急給水対策

1 基本方針

市は、災害発生の際、水道施設の被害等により飲料水を確保できない被災者に対し、応急給水を実施し、神奈川県企業庁は、応急給水を支援する。

2 実施主体

	担当部署	時期	項目
市担当	健康福祉局（保健衛生部）	★	神奈川県企業庁との連絡調整、飲料水輸送に係る協定締結団体等との連絡調整、飲料水の供給（上水道区域）に関すること。
	都市建設局（土木部）	★	飲料水の供給（簡易水道区域）に関すること。 障害物の除去（道路啓開）に関すること。
	関係各局	★	飲料水供給の支援に関すること。
関係機関	神奈川県企業庁	—	上水道区域に係る応急給水支援に関すること。
	（公社）日本水道協会 神奈川県支部	—	簡易水道区域に係る応急給水支援に関すること。
	自衛隊	—	応急給水支援に関すること。 障害物の除去（道路啓開）に関すること。
	県北管工事協同組合	—	給水タンク等の提供支援に関すること。
	相模原市管工事設備協同組合		
	津久井管工事協同組合		
	相模原市管工事協会		
（一社）神奈川県トラック協会			

3 給水需要の予測

上水道区域については健康福祉局が神奈川県企業庁と連携し、簡易水道区域等については都市建設局が、それぞれ給水関連施設等の被災状況の把握に努める。

また、市内の断水被災人口及び応急給水を必要とする病院及び社会福祉施設等について、給水必要量を推計する。

4 災害時の応急給水

市民及び事業者は、災害発生の初期は、あらかじめ備蓄した飲料水を利用する。

健康福祉局及び都市建設局は、被災した市民の生命維持に必要な飲料水として、当面、1人1日3リットルを供給基準とし、避難所運営協議会等と連携して、次により応急給水を実施する。

また、数日後は、生活用水を考慮して給水を実施する。

(1) 緊急遮断弁付受水槽

緊急遮断弁付受水槽から飲料水を供給する。

(2) 飲料水兼用貯水槽

飲料水兼用貯水槽から飲料水を供給する。

(3) 災害用指定配水池等

健康福祉局及び都市建設局は、神奈川県企業庁の災害用指定配水池等に確保された飲料水を、関係機関と連携して、給水車又は給水タンクにより運搬し供給する。

<災害用指定配水池等一覧>

災害用指定配水池	所在地
谷ヶ原浄水場、谷ヶ原配水池	緑区谷ヶ原
中野高区配水池	緑区中野
^{すわらし} 寸沢嵐配水池	緑区 ^{すわらし} 寸沢嵐
落合浄水場	緑区沢井

(4) 各協定先からの飲料水の受入れ

物資供給協定締結事業者に対し、飲料水の提供を依頼する。

(5) 消火栓を利用した応急給水

神奈川県企業庁と消火栓からの応急給水について調整する。

(6) 応急給水の支援

飲料水の不足が予想される場合、健康福祉局は神奈川県企業庁、都市建設局は（公社）日本水道協会神奈川県支部を通じ、他都市の水道事業体に協力を要請する。また、緊急性があり、他に飲料水を供給する手段がない場合には、県知事に応急給水に係る自衛隊の災害派遣要請を要求する。

5 市民への応急給水等の情報の伝達

(1) 上水道区域については、健康福祉局が神奈川県企業庁と連携し、簡易水道区域については、都市建設局が断水情報を収集する。

(2) 健康福祉局及び都市建設局は、応急給水等の情報を以下の方法で市民に的確に周知する。

ア 防災行政用同報無線（ひばり放送）

イ 防災メール

ウ 市災害情報X

エ テレビ神奈川データ放送

オ 相模原市 LINE 公式アカウント

6 給水の方法

(1) 給水の優先順位

ア 病院等医療機関

イ 福祉避難所

ウ 避難所

エ 上記以外の指定する場所

(2) 給水場所及び水量等は、被災状況を考慮して決定する。

(3) 関係機関の協力を得て給水車又は給水用タンク等を積載したトラックにより給水する。

輸送手段については、必要に応じて協定締結団体等に要請する。不足する場合は、他の地方公共団体等へ応援要請を行うほか、緊急性があり、他に輸送する手段がない場合には、県知事に自衛隊の災害派遣要請を要求する。

(4) 広範囲な地域に給水が必要となる場合は、効果的に実施できるよう地区別に給水拠点を定め、事前に市民へ周知を行い、供給体制の迅速化を図る。

7 応急復旧に係る道路啓開

健康福祉局及び都市建設局は、断水の復旧に当たり、土砂や倒木等の障害物により復旧箇所に到達することができない等の情報を得た場合、関係機関との連携のもと、断水の影響範囲など、道路啓開の優先度を判断するために必要な情報を収集し、災害対策本部に報告する。

災害対策本部は、都市建設局や関係部署と協議し、道路啓開の優先順位を決定する。

また、道路啓開に当たり、自衛隊等の協力が必要な場合には、県知事に自衛隊の災害派遣要請を要求する。

第2節 食料供給対策

1 基本方針

災害発生の影響により、食料の流通は混乱状態となることが予想されるため、災害により食料を確保できない被災者に対して速やかに食料の供給が可能となるよう、平常時から災害用食料を備蓄するほか、協定等の締結により緊急に食料を調達し得る措置を講じておき、食料の確保に努める。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	環 境 経 済 局	★	食料に係る協定締結団体等との連絡調整、食料の調達及び輸送・配送に関すること。
	教 育 局	●	炊き出しの実施に関すること。
	関 係 各 局	★	食料供給の支援に関すること。
関 係 関 機	神 奈 川 県	—	食料供給の支援、食料品の輸送・配送の協力に関すること。
	相 模 原 商 工 会 議 所	—	食料品の供給支援に関すること。
	城 山 商 工 会		
	津 久 井 商 工 会		
	相 模 湖 商 工 会		
	藤 野 商 工 会		
	(一社) 相模原市商店連合会		
	相模原市生活協同組合運営協議会		
	神奈川つくい農業協同組合		
	(公社) 神奈川県LPガス協会	—	炊き出し等の支援に関すること。
	日 本 通 運 (株)	—	食料品の輸送・配送の協力に関すること。
	佐 川 急 便 (株)		
	西 濃 運 輸 (株)		
	(一社) 神奈川県トラック協会		
日 本 G L P (株)	—	食料品の受入れ協力に関すること。	

3 給食需要の予測

環境経済局は、災害による被害状況及び水道、ガス等の支障状況の把握に努め、給食必要量を推計する。

4 食料品の応急供給

環境経済局は、災害の状況により食料を確保できない被災者に対し、必要な食料を供給する。

(1) 供給対象者

供給対象は、避難所で生活する者及び電気・ガス・水道等のライフライン施設の支障により炊飯の不可能な在宅被災者等とする。

ア 避難所（福祉避難所を含む。）に受け入れた者

イ 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、床上浸水等で、炊飯のできない者

- ウ 市内を旅行中の者又は一時滞在者
- エ 被害を受け、一時縁故先に避難する者
- オ 電気・ガス・水道等のライフライン施設の支障により炊飯の不可能な在宅被災者
- カ その他市長が必要と認める者

(2) 供給する食料等

ア 食料の品目

備蓄から供給する食料は、アルファ化米、長期備蓄食料、ビスケットなど、また、調達して供給する食料は、パン、弁当、米飯等とする。

イ 食料の供給

食料の供給は、被災状況を勘案し、備蓄食料や協定を締結している者等から調達した弁当等を供給する。また、給食施設の活動体制が整った段階で、可能な範囲で米飯等を供給する。

ウ 乳幼児・高齢者等への給食の配慮

乳児に対する粉ミルク、ベビーフード、幼児・高齢者や病人に対する給食等について配慮する。

(3) 供給の方法

ア 避難所で生活する者への供給は、避難所において供給又は給食を行う。

イ 避難所以外で生活する被災者等への供給は、申出により、原則として指定する避難所等の場所において供給を行う。

5 食料品の調達

(1) 食料品の調達

環境経済局は、災害発生時においては、食料・物資対策センターを市役所本庁舎に設置し、食料品の調達・管理を行う。災害発生後の食料品の調達については、プッシュ型支援により調達することとし、並行して避難所等のニーズの把握に努め、プル型支援による調達に移行する。

ア プッシュ型支援

プッシュ型支援とは、被災地からの要請を待たず、必要と見込まれる物資を調達して輸送する支援方法である。

環境経済局は、国によるプッシュ型支援が行われる場合は、本市に輸送される品目や数量、到着時期等を把握し、食料品の受入れ及び各避難所等への配送を行う。

イ プル型支援

プル型支援とは、被災地からの要請に基づき、物資を調達して輸送する支援方法である。

(ア) 県からの調達

環境経済局は、避難所等での食料品の不足が見込まれる場合は、品目や数量を把握し、県に食料品の要請を行う。

(イ) 協定締結団体等からの調達

環境経済局は、協定締結団体、その他業界団体等から協力を得て、食料品を調達するとともに、原則として避難所等への配送を要請する。

(2) 米穀の調達

ア 環境経済局は、応急用米穀を市内の米穀卸売業者及び米穀小売販売業者から協力を得て調達する。

イ 環境経済局は、災害の状況により市内の団体・業者等から米穀の供給が困難な場合には、県知事に対し応急用米穀の供給を要請する。

ウ 環境経済局は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領 第4章 第10 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例」に基づき、政府所有米穀の供給に関して、県知事に要請することができる。交通、通信の断絶のため、政府所有米穀の引取りに関する県知事の指示を受けられない場合には、農林水産省（農産局農産政策部貿易業務課）に要請する。

(3) 応援要請

環境経済局は、上記（1）、（2）の対策を講じても食料の調達が困難な場合は、必要に応じて広域応援要請をする。

6 食料等の配送

環境経済局は、救援物資受入拠点や県が運営する広域防災活動拠点（県立相模原弥栄高等学校、県津久井合同庁舎）に集められた食料を市保有車両、協定締結団体の車両等により、避難所等へ配送する。

7 米飯の炊き出し

- (1) 教育局は、米飯の炊き出しを、原則として市立学校給食施設（学校給食センターを含む。）及び炊き出し施設を使用して行う。
- (2) 教育局は、自衛隊、自主防災組織、（公社）神奈川県L P ガス協会、ボランティア等の協力を得て、炊き出しを行う。

第3節 生活必需物資供給対策

1 基本方針

災害発生により、物資の流通が停滞又は混乱すると予想されることから、生活必需物資を確保できない被災者に対して速やかに供給が可能となるよう、平常時から生活必需物資を備蓄するほか、協定等の締結により緊急に生活必需物資を調達し得る措置を講ずる。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市担当	環 境 経 済 局	★	生活必需物資に係る協定締結団体等との連絡調整、生活必需物資の調達及び輸送・配送、救援物資の受入れ・供給に関すること。
	市 民 局	●	物価の監視に関すること。
	関 係 各 局	★	生活必需物資供給の支援に関すること。
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	生活必需物資供給の支援に関すること。
	相 模 原 商 工 会 議 所	—	生活必需物資の供給支援に関すること。
	城 山 商 工 会		
	津 久 井 商 工 会		
	相 模 湖 商 工 会		
	藤 野 商 工 会		
	(一社) 相模原市商店連合会		
	相模原市生活協同組合運営協議会		
	神奈川つくい農業協同組合		
	(公社) 神奈川県LPガス協会	—	生活必需物資の輸送・配送協力に関する こと。
	日 本 通 運 (株)		
	佐 川 急 便 (株)		
	西 濃 運 輸 (株)		
	(一社) 神奈川県トラック協会	—	生活必需物資の受入れ協力に関する こと。
日 本 G L P (株)			

3 供給需要の予測

環境経済局は、災害による被害状況を勘案し、生活必需物資の供給品目及び必要量を推計する。

4 給与又は貸与の対象者

給与又は貸与の対象者は、次の各号に該当する者のうち、生活必需物資を直ちに入手することができない状態にあると認められた者とする。

- (1) 住家が全壊、全焼、流失、半壊又は床上浸水等の被災者
- (2) 被服、寝具、その他生活上必要な家財を喪失した者
- (3) 被服、寝具、その他生活必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者

5 供給範囲

災害により供給する生活必需物資は、次に掲げるもののうち必要と認められたものとする。

分 類	物 資
被服、寝具及び身の回り品	洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴、雨具等
日用品	石けん、トイレットペーパー、生理用品、紙おむつ等
炊事用具及び食器	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等
光熱材料	固形燃料、液化石油ガス、使い捨てライター等
その他必要と認めるもの	

6 生活必需物資の調達

(1) 生活必需物資の調達

環境経済局は、災害発生時においては、食料・物資対策センターを市役所本庁舎に設置し、生活必需物資の調達・管理を行う。災害発生後の生活必需物資の調達については、プッシュ型支援により調達することとし、並行して避難所等のニーズの把握に努め、プル型支援による調達に移行する。

ア プッシュ型支援

プッシュ型支援とは、被災地からの要請を待たず、必要と見込まれる物資を調達して輸送する支援方法である。

環境経済局は、国によるプッシュ型支援が行われる場合は、本市に輸送される品目や数量、到着時期等を把握し、生活必需物資の受入れ及び各避難所等への配送を行う。

イ プル型支援

プル型支援とは、被災地からの要請に基づき、物資を調達して輸送する支援方法である。

(ア) 県からの調達

環境経済局は、避難所等での生活必需物資の不足が見込まれる場合は、品目や数量を把握し、県に生活必需物資の要請を行う。

(イ) 協定締結団体等からの調達

環境経済局は、協定締結団体、その他業界団体等から協力を得て、生活必需物資を調達するとともに、原則として避難所等への配送についても要請する。

(2) 広域応援要請

環境経済局は、上記(1)の対策を講じても生活必需物資の調達が困難な場合は、必要に応じて広域応援要請をする。

7 義援品の要請

環境経済局は、生活必需物資が不足し必要と認めるときは、テレビ、ラジオ、新聞等報道機関を通じて全国へ義援品の要請を行う。ただし、義援品の受入れは、原則として、事業者、団体からの物資とする。

義援品の要請を行うに当たっては、必要とする物資の内容、量、送付方法等について明確に情報を提供し、必要がある時期に市災害対策本部からの要請に基づいて配送する体制とする。

また、物資が充足した時点で、報道機関等を通じ要請の打切について情報提供する。

8 救援物資の集積・配送

環境経済局は、被災の状況や物資の輸送経路を踏まえ、あらかじめ指定した施設の中から救援物資受入拠点を開設する。

トラック等で大量に持ち込まれた物資は、救援物資受入拠点へ誘導することとし、救援物資受入拠点において集積された物資は、協定締結団体やボランティア等の協力を得て、仕分け作業を行い、必要に応じて避難所に配送する。

< 救援物資受入拠点の主な役割 >

拠点名		主な役割
地域内 輸送拠点 ^(※)	相模原市救援物資集積・配送センター	○備蓄品の配送 ○調達した物資の集積配送 ○救援物資、義援品の集積配送
	淵野辺公園 (市立相模原球場、銀河アリーナ)	
	G L P アルファリンク相模原	
市立勤労者総合福祉センター (サン・エールさがみはら)	市立北相中学校体育館	○調達した物資の集積配送
市立北相中学校体育館		
市体育館		○救援物資、義援品の保管 (補助)

(※)「地域内輸送拠点」とは、大規模災害時に県が開設する広域物資輸送拠点（国等から供給される物資を受け入れる拠点）から送られてくる物資を受け入れ、避難所へ配送するための拠点をいう。

9 備蓄物資の配送

環境経済局は、市が備蓄管理する物資を、市保有車両、協定締結団体の車両等により、避難所等へ配送する。

10 物資の配分

物資は、原則として、それぞれの世帯構成員実数に応じて被災世帯ごとに配分する。

11 物価の安定・物資の安定供給

市民局は、県と連携して生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買占め・売惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を行う。

第9章 遺体等の収容・埋火葬等

1 基本方針

災害時に多数の死者が発生した場合、死者の尊厳が守られることを第一として、各関係機関は遺体等の収容、検案等から埋火葬まで速やかにかつ厳粛に行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	健 康 福 祉 局 (生 活 福 祉 部)	★	遺体の収容・一時保管に関する事。
		●	身元不明等の遺体の埋火葬に関する事。
	市 民 局	●	市営斎場での火葬に関する事。
	区 本 部	●	死体埋火葬許可証の発行に関する事。
関 係 機 関	警 察 署	—	遺体の検視・調査等に関する事。

3 遺体収容施設の開設

健康福祉局は、災害時に遺体が多数に及ぶ場合、管轄する警察署と協議し、総合体育館、北総合体育館、串川地域センター、千木良公民館のうち、遺体等が多数発生している地域に近い施設から遺体収容施設を開設し、収容、検視・調査など、検案、安置措置等を総合的に行う。

なお、遺体数が開設した遺体収容施設の収容量を上回る場合には、遺体等が多数発生している地域に近い施設から開設することを基本的な考えとして、管轄する警察署と協議する。

4 遺体の取扱い

遺体の取扱いについては、神奈川県広域火葬計画に定める「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に沿った棺の調達、遺体の搬送の手配、遺体の保存のために必要な物資の調達等を実施するとともに、その衛生状態に配慮する。

(1) 広 報

消防局、健康福祉局及び警察署は、災害現場から遺体を発見した場合は、直ちに警察署又は直近の警察官にその旨通報するように広報を徹底する。

(2) 通 報

消防局及び健康福祉局は、捜索により災害現場から遺体を発見又は取り扱った場合は、直ちに警察署又は直近の警察官にその旨通報する。

(3) 遺体の搬送

健康福祉局は、遺体が多数に及ぶ場合、現場に職員及び委託葬儀業者等を直ちに派遣し、捜索により遺体を発見した者の氏名、住所及び遺体を発見した場所、状況等を聴取し、発見された遺体を引き取り、遺体収容施設へ搬送する。

(4) 遺体の引渡し

健康福祉局は、搬送した遺体を遺体収容施設に収容し、現場で聴取した遺体に関する情報を確実に警察署に引継ぐ。

(5) 検視・調査等

警察署は、遺体の検視・調査等を行う。

(6) 検 案

遺体の検案は、法医学専門医、警察協力医、医療救護班又は応援協力により出動した医師が行う。

(7) 遺体の引受け

警察署は、死体検視・調査等及び医師による検案が終了した遺体を健康福祉局に引き継ぐ。

(8) 遺体の処置

健康福祉局は、警察署から市に引き渡された遺体について、必要に応じ、洗浄・縫合・消毒等の処置を行う。

(9) 遺体の一時保管

健康福祉局は、遺体収容施設において一時保管を行う。一時保管に必要な棺、ドライアイス等は、委託葬儀業者や他の地方公共団体から調達・確保するとともに、遺族の心情を考慮して、生花、焼香台等についても配慮する。

また、遺体収容施設においては、遺体取扱台帳を作成し、必要な事項を記録する。

(10) 身元確認、身元引受人の発見

健康福祉局は、警察署、地元自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。

(11) 身元不明遺体の取扱い

健康福祉局は、身元の確認ができない遺体については、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）により取り扱う。

5 遺体の埋火葬

健康福祉局は、市民局及び区役所と連携し、次のように身元不明等の遺体の埋火葬を行う。

(1) 対象者

災害時に死亡した者のうち、遺族がいない場合又はその遺族が混乱のため埋火葬を行うことが困難な場合に応急的な措置として埋火葬を実施する。

(2) 遺体の埋火葬方法

ア 遺体は「死体埋火葬許可証」等に基づき埋火葬を行う。

イ 火葬の終了した遺骨及び遺留品は遺族に引き渡す。ただし、遺族がいない場合は、市営斎場に一時保管する。

ウ 火葬に要する費用は免除とし、棺、骨つぼは、原則として現物支給とする。

(3) 火葬の場所

火葬の場所は、次の施設によって処理する。

施設名	所在地	火葬炉
相模原市営斎場	南区古淵 5-26-1	1 1 基（内死胎炉 1 基）

6 広 報

市長公室は、遺体（死亡者）数、死者の氏名、身元不明遺体数等の広報に当たっては、警察署、消防等機関と協議のうえ、統一的に行う。

7 他の地方公共団体への応援要請

(1) 応援要請

市民局は、市営斎場が地震等の被害により使用できない場合又は火葬を許可された遺体が市営斎場の火葬能力を上回る場合は、他の地方公共団体等へ応援要請を行う。

(2) 遺体の搬送

遺体の搬送は、原則として遺族等により行うこととするが、市外や県外の斎場への搬送は、必要により関係機関へ要請するほかボランティア等の協力を得て行う。

第10章 清掃対策

1 基本方針

地震の発生に起因し、被災地では道路の通行障害等により、一時的に通常の体制によるごみ処理が困難となることが予想される。排出されたごみ等が、無秩序に放置されると、地域の衛生環境を著しく阻害するだけでなく、復旧活動の妨げともなる。

また、地震により倒壊した建築物等から発生する災害廃棄物を速やかに処理することは、市民の安全な生活の確保及び復旧を円滑に進めるためにも必要である。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市担当	環 境 経 済 局	●	ごみの収集・処分に関すること。
		●	災害廃棄物の処分・指導、災害廃棄物の仮置場等用地の調達要請・管理に関すること。
	財 政 局	●	災害対策用地の確保及び利用計画の調整に関すること。
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	ごみ、災害廃棄物等処理の支援に関すること。
	神 奈 川 県 県 央 地 区 廃 棄 物 処 理 業 協 議 会	—	災害廃棄物等処理の協力に関すること。
	(公 社) 神 奈 川 県 産 業 資 源 循 環 協 会 (旧 (公 社) 神 奈 川 県 産 業 廃 棄 物 協 会)		
	(一社) 相模原市建設業協会	—	倒壊家屋の解体撤去の協力に関すること。
	(一社) 神奈川県建物解体業協会		
	相模原市環境事業協同組合	—	ごみ収集運搬の協力に関すること。

3 ごみ処理

環境経済局は、災害廃棄物等の処理計画「相模原市災害廃棄物等処理計画」に基づき被災状況の的確な把握を行うとともに、必要に応じて、県、その他の地方公共団体及び廃棄物処理業者等の協力を得て、その状況に応じて適正かつ迅速にごみ処理を行う。

(1) 収集区域の設定

被災の状況に応じた収集区域等の設定を行う。

ア 通常収集区域

被災程度が軽度で、通常の収集が可能な区域

イ 特別収集区域

被災程度が中度で、通常の収集は困難であるが、状況に応じた収集が可能な区域

ウ 収集困難区域

被災程度が重度で、道路や家屋の損壊が甚だしく、収集が困難である区域

エ 広域避難場所・避難所

指定された広域避難場所・避難所

(2) 収集方法

それぞれの収集区域等における収集方法は、次のとおりとする。

ア 通常収集区域

現行の分別、袋収集とし、収集回数は現行どおりとするが、他の区域の災害の状況によっては、一時延期及び回数の削減を行う。

イ 特別収集区域

(ア) 既存の集積場所が使用できない箇所又は排出量が多く収容しきれない場所等については、臨時の集積場所を確保する。

(イ) 現行の分別・袋収集を原則とし、収集回数については被災状況に応じて対応する。

(ウ) 収集は、市収集を基本とするが、通常を大きく上回るごみの排出量が見込まれるときは、県、他の地方公共団体及び廃棄物処理業者、運送業者等の応援体制を講ずる。

ウ 収集困難区域

区域外に臨時の集積場所を確保し、それぞれの状況に応じた収集を行う。

エ 広域避難場所・避難所

(ア) 臨時集積場所を設置するとともに、袋収集に努める。

(イ) 現行の分別、袋収集を原則とし、収集回数は排出量等の状況に応じて対応する。

(3) 処理方法

ごみの排出量や中間処理施設等の破損状況、道路状況等を把握し、適正な処理方法を決定する。

ア 現行の処理が可能な場合

現行の処理方法により対応するが、排出量が多く見込まれるときは、中間処理施設周辺に一時保管場所の確保に努める。

イ 現行の処理が困難な場合

一時保管場所の確保に努めるとともに、他の地方公共団体等に処理を要請する。

なお、運搬については適地に中継基地を設けるなど、円滑化を図る。

(4) 処理施設

施設名	機能	所在地	処理能力
南清掃工場	ガス化溶融	南区麻溝台 1524-1	破砕機 30t/日 (5 時間) ガス化溶融炉 525t/日 (175t/日×3 炉)
北清掃工場	焼却	緑区下九沢 2074-2	焼却炉 450t/日 (150t/日×3 炉)
北清掃工場 (粗大ごみ処理施設)	破砕選別等	〃	85t/日 (5 時間)
一般廃棄物最終処分場	埋立て	南区麻溝台 3412-2	全体容量 1, 235, 300 m ³

4 災害廃棄物処理

環境経済局は、被災地の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災等による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等の災害廃棄物を適正に処分する。

(1) 処理方法

ア 仮置場の確保

環境経済局は、市災害対策本部に対して仮置場として必要な用地の調達要請を行い、用地に関する市災害対策本部の調整、財政局による確保が行われた後は、その管理を行う。

なお、仮置場の用地選定は、市有地、国・県有地、借上げ民地の順に検討する。

(ア) 仮置場

住民が自ら持ち込む災害廃棄物の仮置場を確保する。

(イ) 破砕作業用地、焼却施設用地

仮設破砕機・焼却炉等の設置及び分別作業等を行う用地を確保する。

(ウ) 保管用地

中間処理施設の能力以上に搬入される災害廃棄物の保管や、危険物を含めた有害廃棄物等を一時的に保管する用地を確保する。

イ 中間処理・再利用・最終処分

搬出された災害廃棄物は、破碎処理等の中間処理を行った後、分別を徹底し、再利用を図る。

再利用が不可能な物に限り焼却熔融処理し、生成される熔融スラグ等の利活用を図り、減容・減量した上で最終処分場に搬入する。

ウ 解体工事・災害廃棄物の運搬

解体工事及び災害廃棄物の運搬は、原則として所有者が行うこととし、市はこれらの廃棄物の処理場の確保及び処理に関する情報の提供等を行う。

なお、災害の規模や状況によっては、公費負担について県等と協議を行う。

(2) 協力体制

処理に当たっては、資機材の提供を含め、県、他の地方公共団体及び民間業者の協力を得て効率的に実施する。

5 有害廃棄物等の処理

環境経済局は、災害に伴い発生した有害廃棄物等の処理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な作業に努めるよう指導等を行う。

6 大規模災害時の措置

環境経済局は、災害対策基本法第86条の5の規定による政令で指定される大規模災害となり、環境大臣により指定災害廃棄物の処理に関する基本的な方針が定められた場合、当該方針に基づいて廃棄物処理を行う。

また、環境大臣により廃棄物処理特例地域に指定された場合で、市が災害廃棄物を処理することが困難であると本部長が認める場合は、環境大臣に処理の代行を要請する。

第 1 1 章 トイレ対策

1 基本方針

地震により上下水道が被災し、トイレが使用できない場合に対応するため、地域の被災状況や避難状況を的確に把握するとともに、仮設トイレやマンホールトイレ等を設置し、し尿を適正かつ迅速に処理することで、環境衛生の保持に努める。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市担当	危 機 管 理 局	—	携帯トイレの備蓄の普及啓発に関する こと。 避難所の組立て式仮設トイレの配備に 関すること。
	環 境 経 済 局	★	公園への仮設トイレ等の配備に関する こと。
	環 境 経 済 局	★	し尿の収集・処分に関すること。
	都 市 建 設 局 （ 土 木 部 ）	★	マンホールトイレの配備に関すること。 下水道施設の応急対策及びトイレ対策 に関すること。

3 災害時に向けた平時からのトイレ対策

- (1) 危機管理局は、市民及び企業に対し、トイレが使用不能になった場合を想定して、携帯トイレ等を備蓄するように普及啓発を行う。
- (2) 危機管理局は、避難所運営協議会に対し、仮設トイレ等の設営訓練の実施を促す。
- (3) 都市建設局は、マンホールトイレが設置可能な公共施設等を選定し、配備を行う。

4 公共下水道等が被災した場合のトイレ対策

- (1) 都市建設局は、市が管理する公共下水道及び高度処理型浄化槽が被災した場合は、「相模原市下水道事業業務継続計画」に基づき、下水道被災地域を特定し、早期復旧を図る。
- (2) 都市建設局は、下水道被災地域の住民に対し、自宅及び事業所のトイレ等の使用の制限並びにトイレの使用が可能な避難所及び公共施設の案内をホームページ及び防災行政用同報無線（ひばり放送）等を使用し、周知を行い、併せて仮設トイレ等の設置について該当する公共施設と調整を行う。

5 避難所のトイレ対策

避難所運営協議会は、避難所となる学校等のトイレの被災状況を確認し、次の対策を行う。

- (1) 既存トイレの活用

避難所に指定されている学校等に設置されているトイレが使用できる場合は、既存トイレを活用する。なお、上水道が断水しているが、河川やプール等の水を活用して既存トイレが使用できる場合も同様とする。
- (2) 仮設トイレ等の設置

避難所の利用人数、使用状況を考慮し、既存トイレでは不足すると判断した場合は仮設トイレ等を設置する。

設置する際に、男女別や車椅子利用者の使用が可能なトイレを適宜設置するほか、女性や子どもの安全面についても考慮して設置する。

(3) マンホールトイレ等の設置

断水等による水洗トイレの使用不能の場合や既存の仮設トイレでは、不足すると判断した場合は、マンホールトイレを設置する。設置する際に、高齢者や体の不自由な利用者が使用可能なトイレを適宜設置するほか、簡単に組立てが可能なトイレを設置する。

6 公園への仮設トイレの設置

環境経済局は、下水道被災地域における都市建設局との調整及びその他必要に応じて、協定に基づき要請するなど、公園の敷地内に仮設トイレ等を設置する。

7 し尿処理

環境経済局は、「相模原市災害廃棄物等処理計画」及び「相模原市災害廃棄物等処理マニュアル」に基づき、被災状況や避難状況の的確な把握を行うとともに、必要に応じて廃棄物処理業者の協力を得て、その状況に応じて適正かつ迅速に、し尿処理を行う。

(1) 収集・処分方法

ア し尿の収集・処分については、避難所・下水道被災地域に設置してある仮設トイレ等を優先して行う。

イ し尿の収集を優先し、浄化槽汚泥の収集は被災状況により対応する。

ウ 収集したし尿は、し尿処理施設に搬入し処分する。

ただし、市の処理施設が使用不可能な場合は、緊急の措置として、他の地方公共団体等に処分の要請をするとともに、他の地方公共団体等のし尿の受入の状況及びし尿の発生量を考慮し、処理能力が不足すると判断した場合は、公共下水道への直接投入を行う。

また、直接投入を行う公共下水道の選定に当たっては、下水道機能への影響や最終的な処分方法を考慮する必要があるため、都市建設局と連携し選定する。

(2) 処理施設

施設名	機能	所在地	処理能力
津久井クリーンセンター し尿処理施設	固液分離処理	緑区青山 3385-2 外	89 キロリットル/日

第 1 2 章 防疫・衛生

1 基本方針

防疫は、災害による非衛生的な生活環境を改善するため薬剤の配布及び薬剤散布を実施し、感染症の媒体となるねずみ族、昆虫等の発生防止と駆除を行うことによって、感染症の発生を未然に防止するとともに、被災者に対する衛生指導の徹底を図り、市民生活の安定を目的とする。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	健康福祉局（保健衛生部）	●	防疫活動、避難所の保健衛生対策、食品衛生対策、ペット対策、入浴支援要請に関すること。
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	防疫活動への支援に関すること。
	（一社）相模原市獣医師会	—	犬猫等の救護活動に関すること。
	（学）麻布獣医学園	—	犬猫等の救護活動に関すること。
	神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合相模原支部	—	入浴支援に関すること。

3 防疫班の編成

健康福祉局は、県と緊密な連携を図り、防疫班を編成し、防疫活動を行う。

- (1) 防疫班は、災害の状況に応じて、班数及び編成人員を適宜増員し、関係機関に協力を要請する。
- (2) 防疫担当員は、指示された場所の防疫を実施する。

4 防疫活動

健康福祉局は、県と緊密な連携をとり、次の防疫活動を行う。

- (1) 被災地及び避難所における感染症患者又は保菌者の早期発見に努めるとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、必要に応じて感染症指定医療機関への入院勧告又は入院措置等の予防措置を行う。
- (2) 感染症予防上の必要に応じて、被災地及び避難所の清潔・消毒及びねずみ族、昆虫等の駆除を行う。
- (3) 被災地の家屋周辺の清掃や井戸水の消毒について指導又は指示を行う。
- (4) ワクチン等の確保を行い予防接種を実施する。
- (5) 厚生労働省の承認を得た上で予防内服薬を投与する。
- (6) 疫学調査を行い、その結果必要があれば健康診断を行う。

5 実施対象

災害により衛生環境が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、下痢患者や有熱患者が多発している地域、避難所、浸水地域など衛生条件が良好でない地域を優先して防疫活動を行う。

6 避難所の保健衛生対策

健康福祉局は、避難者の健康管理及び感染症・食中毒の予防のため、避難所運営協議会等に対して、次のような避難所の衛生管理を徹底するよう指導する。

- (1) 避難者の健康状態の把握
- (2) 避難所居住スペースの清掃
- (3) トイレ・ごみ置き場の清掃・消毒
- (4) 手洗い・うがいの励行

- (5) 食品・飲料水の管理
- (6) 炊事場の清掃
- (7) 炊き出し時の衛生管理等
- (8) ねずみ族、昆虫等の駆除

7 食品衛生対策

健康福祉局は、食品衛生対策として、次のような活動を行う。

- (1) 救援食料の監視指導
- (2) 飲料水の簡易検査
- (3) その他食品に起因する被害発生の防止

8 ペット対策

- (1) 放浪犬等への措置

健康福祉局は、飼い主の被災により放置された又は逃げ出したペットを保護するとともに、速やかな飼い主等への引渡しに努める。

また、特定動物の被災状況を確認するとともに、飼養者に逸走防止の指導を行い、安全を確保する。

- (2) ペットへの措置

避難時のペットの保護及び飼養は、所有者が行うこととし、避難所へのペットの同行避難者がいる場合は、避難者の居住区画とは離れた場所にペット区画を設置する（「第7章 避難所の運営」地—66参照）。

健康福祉局は、避難所においてペットに係る問題等が生じた場合は、ペット同行避難者への適正飼養の指導等を行うとともに、救援物資及びボランティア派遣の調整等を行う。

9 入浴支援要請

健康福祉局は、被災者等の衛生状態の維持を図るため、協定を締結した団体に対して、入浴支援の要請を行う。

第13章 応急住宅対策

1 基本方針

応急仮設住宅の供与、公営住宅等への一時入居及び被災住宅の応急修理など、避難者に対して一時的に住宅を確保する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市担当	財 政 局	●	災害対策用地の確保及び利用計画の調整、応急仮設住宅の建設用地の調達要請、応急仮設住宅の建設の工程管理、住宅の応急修理に関すること。
	都市建設局(まちづくり推進部)	●	応急仮設住宅の管理、応急仮設住宅の入居者認定、公営住宅等のあっせん、住宅の応急修理に関すること。
	関 係 各 局	●	災害時要援護者の住宅支援に関すること。応急住宅の供給支援に関すること。生活必需品の支給に関すること。
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	応急仮設住宅の建設に関すること。
	(一社)相模原市建設業協会	—	応急住宅供給への支援に関すること。
	相 模 原 市 電 設 協 会		
	相 模 原 造 園 協 同 組 合		
	相 模 原 市 津 久 井 地 区 建 設 業 連 絡 協 議 会		
	その他の関係機関・団体		

3 応急仮設住宅

災害救助法が適用された場合は、国や県等と連携を図り、次のとおり行う。

(1) 建設型応急住宅

ア 建設予定戸数の把握

財政局は、災害発生後の被害調査に基づき、必要な建設戸数及び配慮すべき災害時要援護者世帯数の把握に努める。

イ 建設用地の選定

財政局は、応急仮設住宅に必要な建設用地に関する調整、確保を行い、都市建設局は、その管理を行う。

なお、応急仮設住宅の設置場所については、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上好適な地で、交通の便、地域のコミュニティ等をも考慮して、公有地又は私有地から選定する。また、必要な場合には、市外への建設も検討する。

ウ 規模・設計等

(ア) 規模

応急仮設住宅の規模は、1戸当たり29.7平方メートル(9坪)を基準とする。

(イ) 設計

1戸建て又は長屋建てとし、標準となる規格、仕様、間取り等は別に定める。また、迅速、大量に建設でき、かつ、プライバシーが確保できるよう配慮する。

さらに、高齢者や障害者のいる世帯へは、手すり等の付帯設備の設置や段差の解消等に努める。

(ウ) 生活利便施設の併設

ごみ置場、案内板、通路照明、防犯灯、集会施設など被災者の生活利便施設を併設するよう努める。

(エ) 費用

工事費は、原則として災害救助法に基づく限度額以内とする。

エ 着工期間

災害発生の日から原則として20日以内に着工するが、可能な限り早期着工を行う。

オ 建設方法及び建築資材の調達

応急仮設住宅の建設及び建築資材の調達は、協定締結団体、建築材料業者等に要請するとともに県に対しても要請する。

カ 供与期間

供与期間は、完成の日から2年以内とする。

キ 撤去

応急仮設住宅の供与が終了した場合は、撤去を行う。

(2) 賃貸型応急住宅

賃貸型応急住宅（民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の供給）については、都市建設局が実施する。

ア 費用負担

借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

イ 賃料

賃料については、世帯人数に応じて賃料の上限を設定するため、賃料の範囲内で物件を選定する。

ウ 供与期間

賃貸型応急住宅の供与期間は、契約成立日から2年以内とする。

4 応急仮設住宅の入居者の募集及び管理

(1) 入居対象者

応急仮設住宅の入居対象者は、地震災害により被災し、自らの資力では住家を確保できない者であって、次に該当する者とする。

ア 住宅が全壊、全焼又は流失した者

イ 居住する住家がない者

ウ 住宅の応急修理をする被災者のうち、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者

(2) 入居者の募集、受付及び選定

都市建設局は、次のように応急仮設住宅の受付及び選定を行う。

ア 募集方法

応急仮設住宅の入居希望者の募集については広報紙等により行う。その際、入居対象者、入居可能時期及び戸数、建設場所、間取り、募集期間、抽選方法及び応募方法等を明確にする。

イ 応募の受付窓口

受付窓口は、市役所本庁舎、区役所、まちづくりセンター、避難所など、被災者の利便を考慮した場所に設ける。

ウ 受付方法

(ア) 入居希望者の応募の受付は原則として窓口での面接方式による。

(イ) 入居希望者が被災による入院、その他の理由により直接窓口に来場できない場合は代理者又は郵送による応募も受け付ける。

(ウ) 被災世帯の家族構成により、あらかじめ受け付ける住宅のタイプを制限する。

(エ) 必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。

エ 選定方法

(ア) 応募のあった入居対象者の数が募集戸数を超えた場合、入居の順番、希望住宅の割当て等については、抽選とする。

(イ) 抽選に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児のいる世帯等を優先するなど、災害時要援護者に配慮した優先順位を設定する。

オ 入居者決定の周知

原則として、市役所本庁舎、区役所、まちづくりセンター、避難所など、被災者の利便を考慮した場所に掲示して行う。

(3) 生活必需品の支給

環境経済局は応急仮設住宅入居時における生活に最低限必要な被服や日用品等の生活必需品を支給する。

(4) 管理

都市建設局は、関係各局と連携して、次の応急仮設住宅の管理を行う。

ア 管理業務

(ア) 雨水対策、敷地内通路の整備、住宅、共同利用施設の維持管理

(イ) 入退居管理、要望受付・処理、防火安全対策等運営面の管理

(ウ) 一般住宅への転居の促進

イ 応急仮設住宅入居者へのケア

(ア) 援護を要する高齢者や障害者等に対して、保健師、ホームヘルパーの派遣など在宅福祉体制の整備を図る。

(イ) 集会所等での巡回相談の実施やコミュニティの活性化を図るなど被災者の安心感に配慮した対応を図る。

(ウ) 市民による巡回など防犯対策を実施する。

5 公営住宅等のあっせん

都市建設局は、次のように公営住宅等のあっせんを行う。

(1) 公営住宅等のあっせん

ア 市営住宅の空き家等を確保、あっせんする。

イ 県、県住宅供給公社、他の地方公共団体等の協力を得て、広域的に住宅を確保、あっせんする。

(2) 民間住宅の確保とあっせん

一時住宅の確保については、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び公営住宅等の確保とあっせんによるほか、民間住宅や事業者の社宅等の情報を提供するなど、民間住宅の確保とあっせんを行う。

6 住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合、財政局、都市建設局は、国や県等と連携を図り、次のように行う。

(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア 応急修理の対象者

応急修理の対象者は、被災時に市内に在住していた世帯であって、災害のため住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

イ 規模・費用・方法

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、費用は、原則として災害救助法による救助の程度、方法及び期間を定める規程第7条第1号に基づく実費弁償の限度額以内とする。

ウ 応急修理期間

災害発生の日から10日以内とする。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 応急修理の対象者

応急修理の対象者は、被災時に市内に在住していた世帯であって、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

イ 規模・費用・方法

居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分に対し現物をもって行うものとし、費用は、原則として災害救助法による救助の程度、方法及び期間を定める規程第7条第2号に基づく実費弁償の限度額以内とする。

ウ 応急修理期間

災害発生の日から3か月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内）とする。

(3) 住宅の応急修理の受付

ア 受付窓口

受付窓口は、市役所本庁舎、区役所、まちづくりセンター、避難所など、被災者の利便を考慮した場所に設ける。

イ 受付方法

原則として申請者本人が窓口で申請することとするが、申請者が被災による入院、その他の理由により直接窓口に来場できない場合は代理者等による応募も受け付ける。

第 1 4 章 災害時要援護者支援

1 基本方針

災害時において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者等の災害時要援護者に対して、地域住民及び関係機関等の協力を得て、効果的な応急対策を総合的かつ優先的に行うものとする。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	健 康 福 祉 局	★	災害時要援護者支援対策に関すること。
	こ ども ・ 若 者 未 来 局		
	区 本 部		
	市 民 局	★	外国人支援体制に関すること。
	区 本 部		
	関 係 各 局	★	災害時要援護者への各種支援に関すること。
区 本 部	●	災害相談窓口の設置に関すること。	
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	災害時要援護者への各種支援に関すること。
	関 係 福 祉 団 体		

3 災害発生時の対応

(1) 災害時要援護者支援班の設置

ア 健康福祉局及びこども・若者未来局は、災害時要援護者に対する総合的な支援を行うため、災害時要援護者支援班を設置する。

イ 災害時要援護者支援班は、地区災害時要援護者支援担当を現地対策班に配置する。

(2) 情報収集

ア 災害時要援護者支援班は、関係機関等の協力を得て、社会福祉施設等の被災状況の情報収集に努める。

イ 災害時要援護者支援班は、自主防災組織、消防団、福祉団体、その他関係機関等の協力を得て、災害時要援護者の所在把握、安否確認等に努める。

(3) 避難誘導

災害時要援護者支援班は、自主防災組織、消防団、近隣住民、その他関係機関等の協力を得て、自力避難が困難な災害時要援護者の避難誘導、搬送等に努める。

(4) 情報提供

健康福祉局、こども・若者未来局、本部事務局、区本部等は、災害対策基本法第49条の11第3項の規定に基づき、災害時要援護者を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、災害時要援護者の救助救援・支援活動に従事する者に、避難行動要支援者名簿の情報を提供することができる。

また、情報提供に当たっては、情報提供先において、避難行動要支援者情報の適正な管理が図られるよう、情報漏えいの防止のために適切な措置を講ずるよう努める。

4 被災者への生活支援

(1) 避難所の運営

区本部は、関係各局と連携し、災害時要援護者に配慮した避難所の運営を支援するとともに、避難所運営協議会と連携し、緊急物資等を優先的に提供するよう努める。

- (2) 福祉避難所の開設
災害時要援護者支援班は、避難所で被災生活をしている災害時要援護者のうち、特別な援護を必要とする者のため、あらかじめ福祉避難所として位置付けた社会福祉施設等へ福祉避難所運営担当を派遣し福祉避難所の開設を支援する。
- (3) 福祉避難所への支援
災害時要援護者支援班は、福祉避難所の運営を支援するとともに、広域の社会福祉施設への入所等の措置が円滑に行われるよう関係機関と調整を図る。
- (4) 災害時要援護者の搬送
災害時要援護者支援班は、特別な援護を要する災害時要援護者を家族やボランティア及びその他関係機関の協力を得て、福祉避難所や広域の社会福祉施設等に搬送する。
- (5) 食料・飲料水・生活必需物資の供給
災害時要援護者支援班は、関係各局と連携し、福祉避難所及び在宅で生活する災害時要援護者に対し優先的に食料及び飲料水等を供給する。
- (6) 福祉避難所の閉鎖
福祉避難所から避難者が全員退去した場合は福祉避難所を閉鎖し、関係機関に連絡する。

5 応急住宅

- (1) 応急仮設住宅
財政局及び都市建設局は、健康福祉局及びこども・若者未来局と連携し、応急仮設住宅の供与について、国や県と連携を図るとともに、入居については、災害時要援護者を優先とした入居認定基準とする。
また、応急仮設住宅（建設型）の供与に当たっては、災害時要援護者と一般世帯との適正な混在を確保する。
- (2) 住宅のあっせん
健康福祉局及びこども・若者未来局は、都市建設局と連携し、応急仮設住宅に入居した災害時要援護者の健康状態、必要な介護の状況等を考慮し、県や周辺の地方公共団体の協力を得るとともに、公営住宅をはじめとした住宅のあっせンを積極的に行う。

6 情報提供・相談サービス

- (1) 情報の提供
 - ア 健康福祉局、こども・若者未来局、市民局及び区本部は、被災者への情報の提供のため、ファクシミリ、手話通訳、外国語通訳など災害時要援護者のための情報伝達手段の確保に努める。
 - イ 健康福祉局は、人工透析や助産を必要とする者、難病患者等への医療情報の提供を行う。
- (2) 相談サービス
 - ア 災害時要援護者支援班は、区本部が設置する災害相談窓口（災害相談室）と連携して、災害時要援護者の生活相談や健康相談に応じる相談窓口を総合保健医療センター（ウェルネスさがみはら）、地区保健福祉センターに設置する。また、被災地域の避難所を中心に、巡回相談を行う。
 - イ 災害相談窓口（災害相談室）は、災害時要援護者からの相談に応じるため、必要に応じ、手話通訳の配置のほかファクシミリの設置や電子メール等による照会等の対応を行う。
 - ウ 市民局は、外国人のための相談窓口を開設し、多言語による相談サービスを行う。

第15章 災害ボランティア対策

1 基本方針

災害応急対策を迅速かつ的確に実施し、被災者の生活を守るため、各種ボランティアとの連携を図るとともに、活動の必要性を把握するなどボランティアに対する支援を積極的に行う。

2 実施主体

	担当部署	時期	項目
市担当	健康福祉局 (地域包括ケア推進部)	●	災害ボランティアセンターとの連絡調整(ボランティア担当職員の配置等)に関すること。
	市民局	●	専門ボランティアの受入れ・活動支援等に関すること。
	健康福祉局(地域包括ケア推進部、保健衛生部)		
	都市建設局		
その他の関係各局	●	ボランティアの活動要請又は支援に関すること。	
関係機関	(福)相模原市社会福祉協議会	-	災害ボランティアセンターの運営、生活支援ボランティア(一部専門ボランティアを含む。)の受入れ・活動支援等に関すること。
	相模原災害ボランティアネットワーク		
	(公社)相模原青年会議所	-	災害ボランティアについての情報収集や提供、物資の調達・仕分輸送、人的支援に関すること。
	(公社)津久井青年会議所		

3 災害ボランティアセンターの活動支援

健康福祉局は、災害ボランティアセンターの迅速な設置やボランティア活動支援のため、活動の拠点となる施設の確保や、不足する活動用備品の提供など、市が所有する資産の利活用を行うとともに、災害ボランティアセンター等との連絡調整を円滑に行うため、市災害対策本部にボランティア担当職員を配置する。

4 ボランティアの受入れ・支援

(1) 災害ボランティアセンター

ア (福)相模原市社会福祉協議会は、協定に基づき、災害ボランティアセンターを設置し、生活支援ボランティア及び福祉ボランティア(手話通訳、介護士)等の一部の専門ボランティアの受入れを行う。

イ 災害ボランティアセンターは、健康福祉局の協力と支援を得て、(福)相模原市社会福祉協議会と相模原災害ボランティアネットワークが運営する。

ウ 災害ボランティアセンターは、受け入れたボランティアの活動調整、派遣先の指示、活動の集約等を行う。

エ 受け入れたボランティアの派遣を必要とする局は、災害ボランティアセンターと連携を図り、ボランティア活動上必要な情報の提供、支援を行う。

オ (公社)相模原青年会議所及び(公社)津久井青年会議所は、協定に基づき、被災状況や災害ボランティア活動支援に関する情報等の収集及び提供や、災害ボランティア活動支援物資等の調達及び仕分け輸送の協力、災害ボランティアセンターの運営への人的支援を行う。

(2) 専門ボランティア対応窓口

専門ボランティアの窓口担当局は、対応窓口を設置し、専門分野での活動が期待される専門ボランティアを受け入れ、必要な情報の提供、活動調整・支援、派遣先の指示、活動の集約を行う。

＜専門ボランティア対応窓口＞

専門分野	担当局
相談関係・外国語	市民局
医療・福祉・保健関係	健康福祉局
建築・土木関係	都市建設局

(3) ボランティアの募集等

本部長は、必要に応じ、生活支援ボランティアや海外を含む広域の専門ボランティアの募集・派遣等の要請を県知事に行う。

5 ボランティア活動に対する市の支援

関係各局は、災害発生時、専門ボランティア又は生活支援ボランティアの円滑な活動を促進するため、参加証及び活動用腕章の交付、ボランティア活動に必要な資機材の提供等を行う。

6 ボランティアの活動期間

ボランティアの受入れと活動を要請する期間は、災害の状況に応じて定める。

第 1 6 章 都市機能等応急対策

第 1 節 電気施設の応急対策

東京電力パワーグリッド（株）は、大規模な災害の発生に際して、おおむね次の応急対策を実施することとしている。

市は、電力供給に関する情報収集等の連絡調整を行う。

1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	財 政 局	★	電力供給機関との連絡調整に関すること。
	都 市 建 設 局（土 木 部）	★	障害物の除去（道路啓開）に関すること。
関 係 機 関	東京電力パワーグリッド（株）	—	電気施設の応急対策に関すること。
	相 模 原 市 電 設 協 会		
	自 衛 隊		障害物の除去（道路啓開）に関すること。

2 目 的

災害の発生が予想される場合及び災害が発生した場合における電気施設の応急対策等について、市及び東京電力パワーグリッド（株）の役割及び体制等を定める。

市は、市民の生命、身体及び財産を保護し、東京電力パワーグリッド（株）は、電力の安定供給を担い、連携して停電の早期復旧に取り組むことを目的とする。

3 災害対策態勢

地震が発生したとき東京電力パワーグリッド（株）は、次に掲げる非常態勢を編成し、非常災害対策活動等を行う。

非常態勢が発令された場合は災害対策支部が設置され、非常災害対策活動に関する一切の業務は対策支部のもとで行う。

(1) 非常態勢の発令基準

災害が発生した場合に対処するための非常態勢は次のとおりとする。

区 分	情 勢	発令者
第 1 非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した場合 ・災害の発生が予想される場合 ・電力制御システムへのサイバー攻撃によりシステムに異常が発生した場合 ・サイバー攻撃による停電が発生したと想定された場合 	支社長
第 2 非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害が発生した場合 ・大規模な災害の発生が予想される場合 ・電気事故及びサイバー攻撃による突発的な広範囲停電が発生した場合 ・東海地震注意情報が発せられた場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合 	
第 3 非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害が発生し、停電復旧に長期化が予想される場合 ・電力供給区域又は事業所のある都・県内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合 ・警戒宣言が発せられた場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 	

(2) 相模原市域における非常態勢

相模原支社に災害対策支部を設置する。

支社長が支部長となり、「情報班」、「復旧班」、「総務班」、「広報班」を編成し、災害対策活動を行う。

4 災害時の活動体制

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、社内の災害対策規定に基づき災害復旧活動に当たるものとする。

5 市及び関係機関との情報連絡

(1) NTT災害時優先電話等により連絡体制を確保する。

(2) デジタル地域防災無線を活用し、市災害対策本部と連絡を図る。必要に応じて、連絡要員を市災害対策本部に派遣する。

6 応急対策

電力需要の実態に鑑み、震災時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に対する円滑な防災活動のため、警察署、消防署等から要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずるとともに、出火防止、感電防止等の二次災害の発生防止に努める。

(1) 安全確保措置

(2) 被害状況の収集・伝達

(3) 資機材の調達、輸送

(4) 重要施設等への応急対応

(5) 広域応援

(6) 停電等問合せ対応要員の派遣

停電等に係る市民からの問合せに適切に対応するための要員を、必要に応じて市災害対策本部に派遣する。

7 市民への停電情報の伝達

(1) 東京電力パワーグリッド（株）は、停電が発生した際には、ホームページ等により停電情報を周知する。

(2) 市は、東京電力パワーグリッド（株）と連携を図り、停電に関連する情報を以下の方法で市民に的確に周知する。

ア 防災行政用同報無線（ひばり放送）

イ 防災メール

ウ 市災害情報X

エ テレビ神奈川データ放送

オ 相模原市LINE公式アカウント

8 復旧対策

(1) 復旧の基本的方針

ア 災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速適切に実施する。

イ 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから実施する。具体的には、官公庁等の公共機関、病院、避難所、水道、ガス、通信、交通、報道機関及びその他の重要施設に対して優先的に送電する。

(2) 関係機関との調整

ア 復旧工事に当たって、関係機関間の調整が必要な場合は、財政局のもとに調整を行う。

イ 財政局は、停電の復旧に当たり、土砂崩落や倒木等の障害物により道路寸断等の情報を得た場合、関係機関との連携のもと、停電の範囲など道路啓開の優先度を判断するために必要な情報を収集し、災害対策本部に報告する。

災害対策本部は、都市建設局（土木部）や関係部署と協議し、道路啓開の優先順位を決定する。

また、道路啓開に当たり、自衛隊等の協力が必要な場合には、県知事に自衛隊の災害派遣要請を要求する。

第2節 都市ガス施設の応急対策

東京ガスネットワーク（株）は、大規模な災害の発生に際して、おおむね次の応急対策を実施することとしている。

市は、都市ガス供給に関する情報収集等の連絡調整を行う。

1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	財 政 局	★	都市ガス供給機関との連絡調整に関する こと。
関 係 機 関	東京ガスネットワーク（株）	—	都市ガス施設の応急対策に関する こと。

2 目 的

災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急処置を行い、ライフライン施設としての機能を維持する。

このため、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、災害時の活動態勢、応急対策、復旧対策について必要な事項を定める。

3 活動体制

(1) 非常体制の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合（以下「非常事態」という。）に対処するための非常体制の区分は次による。

体制区分	適用条件
第0次非常体制	1 震度5弱の地震が発生した場合、その他必要な場合
第一次非常体制	1 震度5強の地震が発生した場合、その他必要な場合 2 供給支障となる期間が24時間以内の地震以外の自然災害が発生 又は非常事態が発生した場合
第二次非常体制	1 震度6弱以上の地震が発生した場合 2 震度5弱・5強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロックを供給停止した場合 3 地震警戒宣言（東海地震予知情報）が発表された場合 4 供給支障となる期間が24時間以上の地震以外の自然災害の発生 又は非常事態が発生した場合

(2) 通報・連絡の経路

社内及び外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。

(3) 通報・連絡の方法

通報・連絡は、災害時優先電話、社内電話、携帯電話、無線通信等を使用して行う。

4 災害時における情報収集及び広報

(1) 情報収集

災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

ア 気象情報

気象庁の発表する、地震、大雨、洪水等に関する情報

イ 被害情報

(ア) 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部・官公庁・報道機関・お客さま等への対応状況）

(イ) ガス施設等被害の状況及び復旧状況

(ウ) ガス施設等の被害及び復旧に関する情報、復旧作業に必要な資機材・食糧又は応援隊等に関する情報

(エ) その他災害に関する情報

(2) 広報

ア 広報活動

災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。

イ 広報の方法

広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

5 災害時における復旧用資機材の確保

(1) 調達

各班長、各支部長は、予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のような方法により速やかに確保する。

ア 取引先・メーカー等からの調達

イ 被災していない他地域からの流用

ウ 他ガス事業者等からの融通

(2) 復旧用資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

6 非常事態発生時の安全確保

ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

7 災害時における応急工事

応急復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後、可能な限り迅速、適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行う。

8 復旧対策

(1) 復旧計画の策定

非常事態により被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。

ア 災害が発生した場合、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を策定する。

(ア) 復旧手順及び方法

(イ) 復旧要員の確保及び配置

(ウ) 復旧用資機材の調達

(エ) 復旧作業の期間

(オ) 供給停止需要家への支援

(カ) 宿泊施設の手配、食糧等の調達

(キ) その他必要な対策

(2) 復旧作業の実施

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行う。

ア 高・中圧導管の復旧作業

- (ア) 区間遮断
- (イ) 漏えい調査
- (ウ) 漏えい箇所の修理
- (エ) ガス開通

イ 低圧導管の復旧作業

- (ア) 閉栓作業
- (イ) 復旧ブロック内巡回調査
- (ウ) 被災地域の復旧ブロック化
- (エ) 復旧ブロック内の漏えい検査
- (オ) 本支管・供給管・灯外内管の漏えい箇所の修理
- (カ) 本支管混入空気除去
- (キ) 灯内内管の漏えい検査及び修理
- (ク) 点火・燃焼試験（給排気設備の点検）
- (ケ) 開栓

第3節 液化石油ガスの応急対策

(公社)神奈川県L Pガス協会は、大規模な災害の発生に際して、おおむね次の応急対策を実施することとしている。

市は、液化石油ガス供給に関する情報収集等の連絡調整を行う。

1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	財 政 局	★	液化石油ガス供給機関との連絡調整に関すること。
関 係 機 関	(公社)神奈川県L Pガス協会	—	液化石油ガスの応急対策に関すること。

2 目 的

災害発生時の液化石油ガス施設による二次災害の発生を防止するため、緊急措置及びガス供給先の応急措置を実施するとともに、被災市民等へのガスの応急供給を円滑に実施することを計画の目的とする。

3 活動体制

(公社)神奈川県L Pガス協会は、協会に災害対策本部、支部に現地対策本部を設置する。

気象庁から相模原市で震度5強以上の地震の発表がされた場合	協会災害対策本部及び支部現地対策本部
警戒宣言が発令された場合	協会災害対策本部

4 情報連絡体制

- (1) 一般電話、携帯電話、電子メール等により市との通信手段を確保する。
- (2) 通信が途絶した場合等は、連絡要員を市災害対策本部に派遣する。

5 活動組織の機能

(1) 協会災害対策本部の機能

- ア 支部現地対策本部及び防災関係機関との連絡調整
- イ 被害状況及び復旧状況の情報収集、分析、広報
- ウ 県内各支部への応援隊の派遣要請
- エ 他の都道府県協会等からの応援の調整と派遣要請
- オ 応急供給と緊急資材の調達及び輸送の調整
- カ 二次災害防止のための報道機関等を通じた広報活動
- キ 支部現地対策本部の活動支援と調整

(2) 支部現地対策本部の機能

- ア 協会災害対策本部及び市災害対策本部、防災関係機関との連絡調整
- イ 緊急措置と応急措置
- ウ 被害状況及び復旧状況の調査
- エ 応急供給
- オ 協会災害対策本部への応援隊の派遣要請
- カ 緊急資材の受入れ及び応援隊の受入調整と要請
- キ 二次災害防止のための広報活動

6 災害への事前対策

(1) 応急活動関連資料の整備

災害発生時の緊急措置及び応急措置を円滑に行うため、次の書類を整備し、各支部事務所・点検センター及び支部長・副支部長の事務所に保管しておくものとする。

- ア 緊急連絡網（支部会員・官公庁・防災関係機関等）
- イ 災害対策組織図
- ウ 災害発生時の対応表
- エ 応急供給先を含む避難所等重要特定施設の地図及び概要
- オ 緊急資材等の保管場所の案内図等

(2) 教育・訓練

災害対策要員に対する教育及び訓練を実施する。

- ア 地震に関する知識
- イ 支部現地対策本部の設置訓練
- ウ 地震災害緊急措置（初期点検）・応急措置等の訓練
- エ 就業中及び就業時間外における地震発生時の参集訓練
- オ 高圧ガス地震防災緊急措置訓練
- カ 市及び自主防災組織等との防災訓練

7 災害発生時の対策活動

（公社）神奈川県LPガス協会及び液化石油ガス販売店は次のとおり災害発生時の対策活動を行う。

(1) 公共施設への対応

市災害対策本部との連携により、災害対策上必要な関連施設へ優先的に応急供給を行う。

(2) 炊き出し施設等への対応

市災害対策本部との連携により、炊き出し施設に液化石油ガスを応急供給する。

(3) 一般家庭への対応

一般家庭への対応は、支部組織内の地区割り担当に基づき、災害発生後の情報、交通手段の不自由な状況下でも自動的に作業ができる体制を整備している。また、必要に応じて他の地域の支部、他県からの応援隊を配置し対応を図る。

ア 緊急措置

発災直後から48時間以内を目標に二次災害防止のために液化石油ガス容器のバルブ閉止、転倒容器の立て直し、容器の退避等を行う緊急措置作業を行う。

イ 応急措置

緊急措置作業終了後から14日以内を目標に安全確認検査後、使用可能な設備はガス供給を再開する。使用不可能な設備は、ゴムホース等を利用してコンロ用にガス供給する応急措置作業を行う。

ウ 復旧

応急措置作業が終了した後、液化石油ガスを供給している販売店は、使用不可能であった設備を改善して、液化石油ガス供給を全面再開する復旧作業を行う。

第4節 水道施設の応急対策

1 基本方針

神奈川県企業庁及び都市建設局は、地震災害により被災した水道施設に対する速やかな復旧と、需要家に対する正常な供給を図るため、次の具体的な対策を実施する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	財 政 局	★	市有施設内の給水施設の応急復旧に関する事。
	健 康 福 祉 局 (保 健 衛 生 部)	★	神奈川県企業庁との連絡調整に関する事。
	都 市 建 設 局 (土 木 部)	★	簡易水道区域における給水に関する事。 簡易水道施設の応急対策に関する事。
関 係 機 関	神 奈 川 県 企 業 庁	—	県営水道施設の応急対策に関する事。

3 目 的

この計画は、神奈川県企業庁及び都市建設局が地震災害により被災した水道施設に対する速やかな復旧と、需要家に対する正常な供給を図ることを目的とする。

4 災害対策本部の設置

神奈川県企業庁は、地震により大規模な災害が発生した場合及び災害発生のおそれがある場合は、企業庁災害対策本部を設置し、応急対策活動を組織的に進める。

都市建設局は、簡易水道区域において、災害対策本部の設置基準により、配備体制をとる。

5 応急対策

神奈川県企業庁は、企業庁災害対策計画等に基づいて、県営水道施設の応急対策を行う。

都市建設局は、緊急度の高い施設（病院、避難所等）を優先して、簡易水道の応急対策を行う。

なお、消火活動への影響、消火栓への給水栓設置等がある場合は、消防との調整を行うとともに、他のライフライン機関と調整して、各地区のライフラインの復旧予定の整合を図る。

6 水道施設の応急復旧

(1) 神奈川県企業庁及び都市建設局は、各道路管理者と連携を図りながらそれぞれの管理する水道施設の応急復旧を行う。

(2) 財政局は、市有施設内の給水施設について、協定締結団体に要請し、応急復旧を行う。

第5節 下水道施設の応急対策

1 基本方針

災害時に、浸水被害の発生や衛生環境の悪化を防止するため、汚水、雨水の流下等に支障がないよう応急措置等を行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	都 市 建 設 局 （ 土 木 部 ）	★	下水道施設の応急対策に関すること。
関 係 関 機	神 奈 川 県	—	下水道施設の応急対策支援に関すること。
	（一社）相模原市建設業協会	—	下水道施設の応急対策への協力に関すること。
	相模原造園協同組合等		
	相模原市津久井地区建設業連絡協議会		
	（公社）日本下水道管路管理業協会		

3 応急対策

（1）ポンプ場

ア 構造物のクラック、配管の破損等が生じた場合は、漏水を防止するための応急措置を講じ、送水機能の確保を図る。

イ 自家発電機の運転、燃料確保に万全を期する。

（2）管路

管路の破損等によって排水不良となった箇所の復旧を優先し、可搬式エンジンポンプによる強制排水、既設管の応急復旧、仮設排水管の布設等により、早期に排水機能の回復を行う。

4 資機材・車両の確保

（1）下水道施設の応急復旧に当たっては、都市建設局、県、協定締結団体等が連携を図り、効果的かつ迅速に実施する。

（2）応急復旧は、市が備蓄する資機材及び車両により行う。災害規模により多くの資機材又は車両を必要とする場合には、関係機関等に調達協力を要請する。

第6節 電話施設の応急対策

東日本電信電話（株）は、大規模な災害の発生に際して、おおむね次の応急対策を実施することとしている。

市は、情報通信に関する情報収集等の連絡調整を行う。

1 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	市 長 公 室	★	情報通信機関との連絡調整に関する こと。
関 係 機 関	東 日 本 電 信 電 話（株）	—	電話施設の応急対策に関する こと。

2 目 的

震災時における通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因となるとともに、社会的混乱のおそれを生ずるなどその影響は大きい。このため、震災時における通信の途絶を防止するため、各種通信施設の確保、応急対策、復旧等を早期に実施する。

3 活動体制

(1) 体 制

ア 本社の体制

(ア) 大地震に関し警戒宣言が発せられた場合及び地震等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策本部を設置する。

(イ) 災害対策本部は被害状況、通信の疎通状況等情報収集を行い、重要通信を確保し、応急復旧対策、広報活動、その他の業務を行う。

イ 相模原市域における体制

(ア) 東京事業部に災害対策本部を設置する。

(イ) エリアには東京西支店災害対策本部がN T T 錦町別館ビルに設置される。

(ウ) 支店本部長（東京西支店長）のもと、市災害対策本部並びに関係機関と連携を図り災害復旧活動を行う。

(2) 要員確保

ア 相模原市域内における要員確保

(ア) 地震が発生又は発生のおそれがある場合は、社内の災害対策規定等に基づき対応する。

(イ) 相模原市内に「震度5強」以上の地震が発生した場合は、東京事業部で情報収集を行う。

(ウ) 相模原市内に「震度6弱」以上の地震が発生した場合は、東京西支店災害対策本部現地対策班が参集し、情報収集と被災状況により全本部要員に指定ビルへの駆付け指示を行う。

イ 社内における広域応援

全国の支店、関係グループ会社、事業所等への応援要請方法は別に定める。

4 情報収集・連絡体制

(1) 社内の情報連絡体制

ア 地震等により災害の発生又は発生するおそれがある場合は、情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

イ 本社～東京事業部、東京事業部～東京西支店・関係グループ会社及び災害対策本部員、社員への周知等の連絡網を別に定める。

(2) 市及び関係機関との情報連絡体制

ア 災害時優先電話等で情報連絡体制をとる。

イ 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、気象庁から伝達される各種警報については、速やかに関係する区市町村等に通報する。

ウ 市災害対策本部との連絡は、災害時有線電話を活用する。また、通信が途絶した場合等は、連絡要員を市災害対策本部に派遣する。

5 応急対策

(1) 応急措置

ア 災害により通信施設が被災し又は異常^{ふくそう}輻輳が発生した場合に、最低限の通信を確保するため、次のとおり応急措置を実施する。

- (ア) 臨時回線の確保
- (イ) 災害応急復旧用無線電話機等の運用
- (ウ) 中継順路の変更
- (エ) 特設公衆電話の設置
- (オ) 規制等疎通確保
- (カ) 災害用伝言ダイヤル「171」の運用
- (キ) その他必要な措置

イ 地震による災害等が発生した場合又は発生するおそれがある場合、次の設備資機材の点検等を行う。

- (ア) 電気通信設備の巡回・点検及び防護
- (イ) 災害対策用機器及び車両の点検、整備
- (ウ) 応急対策及び応急復旧に必要な資材及び物資の点検、確認並びに輸送手段の確保
- (エ) 災害時措置計画及び施設記録等の点検と確認

ウ 電話をつなぐ交換機等が被災したときは、非常用交換機とそれに電力を供給する移動電源車で電話回線の復旧に当たる。NTTビル間をつなぐケーブルが被災したときは、応急ケーブルやデジタル衛星車等により通信を確保する。

(2) 被害状況の収集、確認

各エリア拠点で収集した状況は、(株)NTT東日本東京事業部に集約する。

(3) 資機材の調達

ア 災害対策用資機材確保のため、支店ごとに前進基地、方面ごとに中間基地を設ける。

イ 陸上運送経路、海上運送の引き揚げ箇所及びヘリポート等の運送ルートは別に定める。

(4) 重要施設等への応急対応

ア 災害救助法が適用された場合(災害救助法の適用が確実と思われる場合を含む。)は、当該地域を受け持つNTTビル、災害対策本部、避難所、救護所等に臨時電話・電報受付所を設置する。

イ 災害時は硬貨を使用せずに通話が可能な特設災害用公衆電話を設置する。

ウ 広域災害時における商用電源停止により、テレホンカードが使用できないこと及びコイン詰まりで使用できなくなることから、災害救助法が適用された地域等で停電中の公衆電話の無料化を交換所単位で実施する。

エ 市及び防災関係機関から、防災活動上重要な施設の通信の復旧要請があった場合は優先的に対応する。

(5) 広域応援

必要に応じて、本社及び各支店から広域応援を行う。

6 復旧対策

(1) 復旧の基本的方針

ア 復旧の手順

区 分	内 容
応急復旧工事	(1) 設備等を応急的に復旧する工事 (2) 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事
現状復旧工事	電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事
本復旧工事	(1) 被害の再発を防止し、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事 (2) 電気通信設備が全く消滅した場合に復旧する工事

イ 復旧の優先順位

地震災害等により被災した電気通信設備の復旧は、次表の順位に従って実施する。

順位	復旧する電気通信設備
1	(1) 気象機関に設置されるもの (2) 水防機関に設置されるもの (3) 消防機関に設置されるもの (4) 災害救助機関に設置されるもの (5) 警察署に設置されるもの (6) 防衛機関に設置されるもの (7) 運送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの (8) 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの (9) 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	(1) ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの (2) 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの (3) 選挙管理機関に設置されるもの (4) 新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの (5) 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの (6) 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(2) 資機材、要員の確保

応急対応と同様に資機材、車両等の確保を行う。

(3) 関係機関との調整

復旧工事に当たって、関係機関間の調整が必要な場合は、市災害対策本部のもとに調整を行う。

(4) 広域応援

必要に応じて、広域応援を要請する。

第7節 東日本旅客鉄道（株）の応急対策

地震災害により、旅客鉄道施設に被害が発生した場合、直接人命にかかわる甚大な被害が発生するおそれがあるため、東日本旅客鉄道（株）はおおむね次の応急対策を実施することとしている。

市は、交通輸送に関する情報収集等の連絡調整を行う。

1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	都市建設局（まちづくり推進部）	★	交通関係機関との連絡調整に関する こと。
関 係 機 関	東 日 本 旅 客 鉄 道 （ 株 ）	—	旅客鉄道施設の応急対策に関する こと。

2 災害時の活動体制

(1) 組織体制

ア 災害対策本部

震度6弱以上の地震の発生若しくは大規模な事故が発生した場合又はおそれがある場合に、災害対策本部を設置し災害対策を実施する。

(ア) 災害対策本部は、横浜支社、八王子支社に設置する。

(イ) 現地対策本部は、地区長（地区長が到着するまでの職務代行は、駅長又は保守区長とする。）を本部長として被災現場に設置する。

(ウ) 復旧は、各施設の担当部門が現地に集結して行う。

(エ) 被害が広域に及ぶ場合又は甚大な場合は、本社に災害対策本部を設置する。

イ 市との連携、調整

(ア) 災害発生時には、帰宅困難者対策等（「第3章 帰宅困難者対策」地-42参照）について、市との連携を強化するとともに的確な対応を図る。

(イ) 市との連絡調整は、各駅長が行う。また、橋本駅、相模原駅、町田駅、藤野駅、相模湖駅等の駅前混乱防止対策については、市が派遣する駅連絡員と十分に調整を行う。

(2) 情報連絡体制

ア 社内における情報伝達

災害情報は、橋本CTCセンターに集約する。

(ア) 列車無線：列車と輸送指令及びCTCセンターとの連絡用

(イ) 専用電話：駅間の連絡用（テレスピ）

(ウ) 専用電話：CTCセンターと駅との連絡用

(エ) トランシーバ：駅構内での連絡用

イ 乗降客、駅利用客への情報提供

(ア) 構内放送を用いて広報を行う。

(イ) 停電時など構内放送が使用できない場合は、拡声器等を用いる。

ウ 市、防災関係機関との連絡

(ア) 市及び防災関係機関との連絡は、一般電話回線、衛星電話、防災無線等を用いて、交通の停止又は途絶が解消されるまで状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有に努め、また、通信が途絶した場合等は、連絡要員を市災害対策本部に派遣する。

(イ) 緊急の場合は、最寄りの交番、消防署へ伝令を送る。

3 発災時の初動措置

(1) 運転規制、乗務員の措置

ア 運転規制

地震状況	運転状況
100ガル以上の場合	列車の運転を中止し、全線の点検を行った後、安全が確認された区間から運転中止を解除する。
60ガル以上100ガル未満の場合	25km/h（貨物列車）又は35km/h（貨物列車以外の列車）以下の徐行運転を行う。施設の点検を行った後、安全を確認した区間から速度規制を解除する。
60ガル未満の場合	特に運転規制は行わない。

※ガル：地震の大きさを加速度で表したもの

イ 乗務員の措置

- (ア) 運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。
- (イ) 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切り取り、橋りょう上又は陸橋下のような場合は、進路の安全を確認のうえ、安全と認められる場所に列車を移動させる。
- (ウ) 列車を停止させた場合、CTCセンター又は最寄りの停車場の駅長と連絡を取り、その指示を受ける。
- (エ) 車内放送により、冷静な行動を呼びかける等の安全措置を図る。

(2) 駅舎内での措置

- ア 構内放送により、冷静な行動を呼びかける等の安全措置を図る。
- イ 駅構内及び自由通路等の施設の安全確認を迅速に行う。
- ウ 駅員を配置し、必要に応じて避難誘導等を行う。

4 混乱防止、避難誘導

(1) 混乱防止のための措置

ア 乗務員、駅員の措置

- (ア) 電車内においては、車内放送により冷静な行動を呼びかける。
- (イ) 駅構内（ホーム、コンコース等）においては、構内放送により冷静な行動を呼びかける。構内放送が使用できない場合は、拡声器等により呼びかける。
- (ウ) 混雑時においては、駅員等をホームやコンコースに配備し、冷静な行動を呼びかける。
- (エ) 出火防止に努める。
- (オ) 駅構内の店舗等では営業を中止するなど必要な措置を講じ、混乱防止に努める。

イ 混乱発生時の対応

- (ア) 入場規制を行う。
- (イ) 構内の安全な場所で乗降客の安全確保を図る。
- (ウ) 状況に応じて構外への避難誘導を行う。
- (エ) 警察との連携のもとに対応を図る。

(2) 避難誘導

- ア 乗降客の誘導は、乗務員が行う。車外に出た後、最寄りの避難場所又は空き地に誘導する。
- イ 駅構内客の誘導は、駅の避難誘導班が行う。駅周辺の避難場所に集合した後、警察官や市が派遣する誘導員と連携して、広域避難場所や開設された一時滞在施設に誘導する。
- ウ 駅を一時滞在場所としての用に供することができると判断した場合は、可能な範囲で帰宅困難者を受け入れる。

5 救出・救護活動

(1) 救出活動

- ア 要救出者が発生した場合は、消防又は警察に通報する。
- イ 安全が確保される範囲で、駅員や乗務員による救出活動を実施する。

(2) 救護活動の体制

- ア 被害の状況により救護所を開設する。
- イ 負傷者が発生した場合は、消防又は警察に通報する。
- ウ 電車内又は駅で可能な限りの応急手当を行う。
- エ 救急車による重傷者の搬送が困難な場合は、駅員等により医療機関に搬送する。
- オ 高齢者、幼児等を優先救護する。

6 代替輸送

他の交通機関が運行している場合、振替輸送の調整を行う。

第8節 小田急電鉄（株）の応急対策

地震災害により、旅客鉄道施設に被害が発生した場合、直接人命に関わる甚大な被害が発生するおそれがあるため、小田急電鉄（株）はおおむね次の応急対策を実施することとしている。市は、交通輸送に関する情報収集等の連絡調整を行う。

1 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	都 市 建 設 局 (ま ち づ くり 推 進 部)	★	交通関係機関との連絡調整に関する事 こと。
関 係 機 関	小 田 急 電 鉄 (株)	—	旅客鉄道施設の応急対策に関する事 こと。

2 災害時の活動体制

(1) 組織体制

ア 災害対策本部の設置

震度6弱以上の地震若しくは大規模な事故が発生した場合又はおそれがある場合に、災害対策本部を設置し災害対策を実施する。

(ア) 対策本部は、現地に駅長を本部長として設置する。

(イ) 本社にも対策本部を設置する。

(ウ) 本社と現地との連絡は、運輸司令所が中継する。

イ 市との連絡、調整

(ア) 災害発生時には、市との連携を強化するとともに的確な対応を図る。

(イ) 市との連絡調整は、相模大野駅が行う。

(2) 情報連絡体制

ア 社内における体制

(ア) 運輸司令所で情報を集約する。

(イ) 駅と運輸司令所との連絡は専用電話を用いる。

(ウ) 駅内の連絡手段としては、一般の電話回線の他に、携帯電話等を用いる。

(エ) 列車とは列車用無線を用いる。

イ 乗客、駅構内客

(ア) 構内放送設備を用いて広報する。

(イ) 停電時は拡声器等を用いる。

ウ 市、防災関係機関

(ア) 市、防災関係機関との連絡は、一般電話回線、衛星電話、携帯電話、防災無線等を用いて、交通の停止又は途絶が解消されるまで状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有に努める。

(イ) 市災害対策本部との連絡は、地域防災無線を活用する。また、通信が途絶した場合等は、連絡要員を市災害対策本部に派遣する。

3 発災時の初動措置

(1) 運転規制、乗務員の措置

ア 運転規制

地震状況	運転状況等
震度4以上かつ40ガル以上を感知したとき、又は列車の運転が危険であると判断したとき。	(1) 全線一斉停止、駅間に列車がある場合は、安全確認の後、25km/h以下の注意運転を指令する。 (2) 注意運転後、異常を認めないときは、平常運転を指令する。

イ 乗務員の措置

(ア) 列車運転中に地震を感知し、列車の運転が危険であると判断したときは、直ちに列車を停止させる。

(イ) 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋りょう上又は陸橋下のような場合は、運輸司令所長又は最寄駅長に通報、その指示を受ける。

ウ その他の措置

(ア) 列車無線を利用して、災害情報、応急活動状況等を報告する。

(イ) 車内放送設備等を活用して、旅客の動揺防止に努める。

(2) 駅舎内での措置

ア 構内放送により、冷静な行動を呼びかける等の安全措置を図る。

イ 駅構内及び自由通路等の施設の安全確認を迅速に行う。

ウ 駅員を配置し、必要に応じて避難誘導等を行う。

4 混乱防止、避難誘導

(1) 混乱防止のための措置

ア 乗務員、駅員の措置

(ア) 電車内においては、車内放送により冷静な行動を呼びかける。

(イ) 駅構内においては、駅員を、ホームやコンコースに配備するとともに、構内放送により冷静な行動を呼びかける。構内放送が使用できない場合は、拡声器等により呼びかける。

イ 混乱発生時の対応

(ア) 入場規制を行う。

(イ) 構内の安全な場所で乗降客の安全確保を図る。

(ウ) 状況に応じて構外への避難誘導を行う。

(エ) 警察との連携のもとに対応を図る。

(2) 避難誘導

ア 駅における避難誘導

(ア) 駅長は、駅員等を指揮し、放送、携帯マイク等を活用して、被害の状況、避難方向、通路等を知らせ、旅客の動揺、混乱を防止するとともに、あらかじめ定められた避難場所に誘導する。

(イ) 駅構内客の誘導は、駅員の避難誘導班が行う。駅周辺の避難場所に集合した後、警察官や市が派遣する誘導員等と連携して、広域避難場所や開設された一時滞在施設へ誘導する。

(ウ) 駅を一時滞在場所としての用に供することができると判断した場合は、可能な範囲で帰宅困難者を受け入れる。

イ 列車乗客の避難

(ア) 列車が駅構内に停止している場合は、駅長の指示により避難誘導する。

(イ) 列車が駅間の途中で停止した場合は、運輸司令所長又は最寄駅長に通報し指示を受ける。状況によりやむを得ず避難誘導を行うときは、隣接線路の歩行は、危険であることを放送等により徹底し、安全の確保に努める。

(ウ) 電車乗客の誘導は、乗務員が行う。車外に出たあと、最寄りの避難場所又は空き地に誘導する。

5 救出・救護活動の対応

(1) 救出活動

ア 要救出者が発生した場合は、消防又は警察に通報する。

イ 安全が確保される範囲で、駅員や乗務員による救出活動を実施する。

(2) 救護活動の体制

ア 駅長は救護班を指揮して負傷者の救護に当たるとともに、救急機関と緊密な連絡を取り、旅客の生命の安全を図る。

イ 負傷者が発生した場合は、消防又は警察に通報する。

ウ 電車内又は駅で可能な限り応急手当を行う。

エ 救急車による重傷者の搬送が困難な場合は、駅員等により最寄りの医療機関に搬送する。

6 代替輸送

- (1) 不通区間において、バスによる代替運転を行う。他の交通機関が運行している場合は、代替輸送の調整を行う。
- (2) 歩いて帰宅する人に対して、情報の提供を行う。

第9節 京王電鉄（株）の応急対策

地震災害により、旅客鉄道施設に被害が発生した場合、直接人命に関わる甚大な被害が発生するおそれがあるため、京王電鉄（株）はおおむね次の応急対策を実施することとしている。
市は、交通輸送に関する情報収集等の連絡調整を行う。

1 実施主体

	担当部署	時期	項目
市担当	都市建設局 (まちづくり推進部)	★	交通関係機関との連絡調整に関する事 こと。
関係 機関	京王電鉄（株）	—	旅客鉄道施設の応急対策に関する事 こと。

2 災害時の活動体制

(1) 組織体制

ア 災害対策本部

震度6弱以上の地震若しくは大規模な事故が発生した場合又はおそれがある場合に、災害対策本部を設置し災害対策を実施する。

(ア) 各駅で現地の対策本部が設置される他、本社に対策本部を設置する。

(イ) 事故現場等にも対策本部を設置する。

イ 市との連絡、調整

(ア) 災害発生時には、市との連携を強化するとともに的確な対応を図る。

(イ) 市との連絡調整は、橋本駅が行う。

(2) 情報連絡体制

ア 社内における体制

(ア) 一斉通信

運転指令からの一斉通信により、駅への情報伝達が行われる。

(イ) その他通信

a 情報連絡は、一般電話回線のほかに、携帯電話等を用いる。

b 列車との連絡は、列車用無線を用いる。

c 事故現場からは、沿線電話及び携帯無線を用いる。

イ 乗客、駅構内

(ア) 構内放送設備を用いる。

(イ) 停電時は、拡声器等を用いる。

ウ 市、防災関係機関

(ア) 市、防災関係機関との連絡は、一般電話回線、衛星電話、防災無線等を用いて、交通の停止又は途絶が解消されるまで状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有に努める。

(イ) 市災害対策本部との連絡は、デジタル地域防災無線を活用する。また、通信が途絶した場合等は、連絡要員を市災害対策本部に派遣する。

3 発災時の初動措置

(1) 運転規制、乗務員の措置

ア 運転規制

地震警報装置（震度3、4、5弱以上に設定）を調布総合指令所に設置し、震度4以上の地震の場合には、無線で直接全列車に連絡し、列車を停止させるとともに、一斉放送装置により社内各所に連絡する（駅でも速やかに列車停止の手配を行う。）。

地震状況	運転状況
震度 5 弱以上の場合	全列車停止し、全線の安全確認を行う。運転を再開する場合は、25km/h の減速運転を行う。
震度 4 の場合	一旦停止して安全確認後、運転を再開する。駅長は、駅の状況を指令所に報告する。
震度 4 未満の場合	25km/h の減速運転で、状況確認後、通常運行に戻る。

イ 乗務員の措置
車内放送により、冷静な行動を呼びかける。

(2) 駅舎内での措置

- ア 構内放送により、冷静な行動を呼びかける等の安全措置を図る。
- イ 駅構内及び自由通路等の施設の安全確認を迅速に行う。
- ウ 駅員を配置し、必要に応じて避難誘導等を行う。

4 混乱防止、避難誘導

(1) 混乱防止のための措置

- ア 乗務員、駅員の措置
 - (ア) 電車内においては、車内放送により冷静な行動を呼びかける。
 - (イ) 駅構内（ホーム、コンコース等）においては、構内放送により冷静な行動を呼びかける。
構内放送が使用できない場合は、拡声器等により呼びかける。
 - (ウ) 混雑時においては、駅員をホームやコンコースに配置し、冷静な行動を呼びかける。
- イ 混乱発生時の対応
 - (ア) 入場規制を行う。
 - (イ) 構内の安全な場所で乗降客の安全確保を図る。
 - (ウ) 状況に応じて構外への避難誘導を行う。
 - (エ) 警察との連携のもとに対応を図る。

(2) 避難誘導

- ア 電車乗客の誘導は、乗務員が行う。車外に出た後、最寄りの避難場所又は空き地に誘導する。
- イ 駅構内内容の誘導は、駅員の避難誘導班が行う。駅周辺の避難場所に集合した後、警察官や市が派遣する誘導員等と連携して、広域避難場所や開設された一時滞在施設へ誘導する。
- ウ 列車が駅間で停止した場合は、高架から乗客を避難させる。
- エ 駅を一時滞在場所としての用に供することができると判断した場合は、可能な範囲で帰宅困難者を受け入れる。

5 救出・救護活動

(1) 救出活動

- ア 要救出者が発生した場合は、消防又は警察に通報する。
- イ 安全が確保される範囲で、駅員や乗務員による救出活動を実施する。

(2) 救護活動の体制

- ア 負傷者の救護を優先的に行う。併発事故の防止に万全を講ずるとともに、必要に応じ関係各所の出動・救護の要請を行い旅客の安全を図る。
- イ 負傷者が発生した場合は、消防又は警察に通報する。
- ウ 電車内又は駅で可能な限り応急手当を行う。
- エ 救急車による重傷者の搬送が困難な場合は、駅員等により最寄りの医療機関に搬送する。

6 代替輸送

- (1) 不通区間において、バスによる代替運転を行う。他の交通機関が運行している場合は、代替輸送の調整を行う。
- (2) バス乗降場所は、橋本駅北口に臨時に設置する。

第10節 神奈川中央交通（株）の応急対策

神奈川中央交通（株）は、大規模な災害の発生に際して、おおむね次の応急対策を実施することとしている。

市は、交通輸送に関する情報収集等の連絡調整を行う。

1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	都市建設局(まちづくり推進部)	★	交通関係機関との連絡調整に関する こと。
関 係 機 関	神 奈 川 中 央 交 通 （ 株 ）	—	旅客輸送の応急対策に関する こと。

2 災害時の初動活動

大地震が発生した場合は、次の措置をとる。

- (1) 電話、ラジオ及び神奈中ハイヤーの無線等による正確かつ迅速な情報の収集と伝達
- (2) 火災を防止するため、電源及び火気の遮断
- (3) 防災体制確立のための要員確保
- (4) 防火用設備及び用品の点検
- (5) 営業用車両の運行中止時期及び方法の決定
- (6) 運行を中止した車両の分散配置
- (7) 市への協力及び応援要請

3 情報連絡体制

市及び防災関係機関との連絡は、デジタル地域防災無線、一般電話回線を用いる。

また、通信が途絶した場合等は市災害対策本部に、緊急の場合は最寄りの消防署等へ、伝令を派遣する。

4 運行中の乗務員の措置

(1) 運転中止の措置

乗務員は、地震を感知した場合直ちに運転を中止し、道路左側の安全な場所に停車させエンジンを止め、乗客に対し冷静な行動を呼びかける。

(2) 停車措置

停車措置は次のような場所を避けるとともに、やむを得ず車内客を乗せたまま移動するときはその旨を乗客に告げるものとする。

ガソリンスタンド	高圧線の真下	崖崩れのおそれのある場所
高圧ガス貯蔵所	交差点	路肩に危険性のある場所
有毒ガスの発生しやすい場所	橋の上又は下、急坂	冠水危険のある場所
崩れやすい建物付近	歩道橋の下	消火栓の付近
電柱、塀の脇	土砂崩れのおそれのある場所	その他危険と思われる場所

5 旅客の避難誘導

旅客の避難誘導に当たっては、次の点に留意し実施するものとする。

- (1) 旅客の避難誘導は沈着冷静に行い、混乱防止に努める。
- (2) 避難誘導は、負傷者、幼児、高齢者等を優先して行う。
- (3) 現場で、警察官、消防吏員等の指示があるときは、それに従い誘導する。

6 旅客の救護

旅客に死傷者等が発生した場合はその救護に努め、最寄りの病院に収容又は安全な場所に一時移すなど最善の措置を講ずるものとする。

7 営業所への連絡

- (1) 乗務員は、被害状況及び措置状況を、電話その他の方法で可能な限り報告し、指示を受けるものとする。
- (2) 被災地以外にあっても、その情報収集に努めるとともに営業所との連絡を図り、また、旅客の不安軽減に努めるものとする。

8 交通規制等への対応

警察官による交通規制又は公的関係機関による他の規制・指示がある場合は、それに従うものとする。

第 17 章 文教・保育対策

第 1 節 文教対策

1 基本方針

教育局及びこども・若者未来局は、地震等の災害発生時における児童・生徒及び施設利用者の安全確保、応急的な教育等の災害対策の確立を図る。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	教 育 局	●	応急教育（所管施設、給食、学用品等、児童・生徒の安全確保、学習指導、教員配置等対策）、施設利用者の安全確保、文化財対策に関すること。
	こども・若者未来局	●	施設利用者の安全確保、保育対策に関すること。
	市立小・中学校及び義務教育学校並びに教育機関	●	児童・生徒の安全確保、文教対策の実施に関すること。
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	文教対策の支援等に関すること。
	私 立 学 校 等	—	児童・生徒の安全確保、文教対策の実施に関すること。

3 学校（市立小・中学校、義務教育学校）及び教育機関の基本的事項

- (1) 災害発生時における学校等の役割は、児童・生徒の安全確保と教育活動の再開に努めることを基本とする。
- (2) 学校は避難所として、また救護所としての機能を併せ持つため、校長等は市が実施する災害対策との連携に努め、避難所の開設・運営について支援、協力を行う。
- (3) 災害発生時における教育機関の役割は、施設利用者の安全確保に努めることを基本とする。

4 災害対応

- (1) 教育局の災害対応
 - ア 災害時における学校及び教育機関が行う児童・生徒及び施設利用者等の安全確保、正常な学校教育活動が実施されるまでの間の応急教育等について、指導・助言、情報提供を行う。
 - イ 早期に学校施設等の復旧整備、教員の確保等を図り、授業の再開に努めるとともに、通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもって授業が行える体制を整える。また、所管する施設の早期復旧に努める。
 - ウ 授業の早期再開を図るため、被災を免れた学校施設を相互に利用する。校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設の設置、公共施設の利用等により授業の早期再開を図る。
 - エ 学校の避難所への支援・協力の関わり方について、指導・助言、情報提供を行う。
 - オ 児童・生徒に対するメンタルケアの対策を講ずる。
 - カ 市災害対策本部が設置されたときは、教育局災害活動本部を設置し、教育局内の連携を図ることで文教対策をより効果的に行う。
- (2) 学校の災害対応

災害時の対応は次のように行うが、具体的な対応は学校防災計画（学校安全計画）及び学校安全の手引（地震編）による。

- ア 災害が発生した場合、在校中及び登下校中における児童・生徒の安全確保に努める。
なお、下校中等は、こどもセンター、児童館、公民館等へ連絡し、児童・生徒等の安否を確認する。
また、保護した児童・生徒は、あらゆる連絡手段をもって保護者へ情報発信し、引渡しカード等を利用して確実に引渡しを行う。
- イ 災害が発生した場合、開校時又は閉校時にかかわらず児童・生徒の安否確認、施設の被害状況を把握し、教育局に報告する。児童・生徒は、保護者へ引き渡すまで学校で保護する。
- ウ 休校、授業の再開について、通学路、施設、児童・生徒の状況や教育局との協議内容を総合的に判断し、授業再開等の時期を決定する。
- エ 児童・生徒に対するメンタルケアの対策を講ずる。

(3) 所管施設における災害対応

- ア 施設管理者は、災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合に、事業を継続することが困難と判断したときは、事業を休止し又は使用を中止し、利用者の安全確保を図る。
- イ 施設管理者は、施設の被害状況を把握し、二次災害防止のための立入禁止措置など状況に応じた応急措置を実施し、被害状況等をそれぞれ所管する教育局及び区本部に報告する。
- ウ 災害時活用施設として位置付けられる施設の管理者は、市災害対策本部の指示に従い、施設を運営する。

(4) その他

- 避難所となる学校における情報伝達手段として、デジタル地域防災無線、災害時優先携帯電話を活用する。

5 幼稚園、私立学校及び児童クラブ等の災害対応

こども・若者未来局及び幼稚園、私立学校及び児童クラブ等の施設管理者は、災害発生時には、園児、児童・生徒等の安全確保、保護者・関係機関等との情報連絡、応急的な教育の実施等の災害対応を適切に行う。

6 文化財

- (1) 文化財が被災した場合に、所有者又は管理者は、教育局に被災状況等を報告する。
- (2) 教育局は、前号の報告を受けた場合、被災状況を確認するとともに被災文化財の被害拡大を防止するための必要な措置を実施するよう所有者又は管理者に対し勧告する。また、指定等の区分に応じ、文化庁又は県教育委員会に文化財の被災状況を報告する。

第2節 保育対策

1 基本方針

こども・若者未来局は、地震等の災害発生時における園児の安全を確保するとともに、災害で保育が困難となった乳幼児の応急的な保育の実施等の災害対策の確立を図る。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	こども・若者未来局	●	園児の安全確保、応急保育の実施に関する事 こと。
関 係 機 関	相模原市私立保育園園長会	●	乳幼児等への応急保育の実施に関する事 こと。

3 保育所の基本的事項

- (1) 災害発生時における保育所の役割は、園児の安全確保と保育の早期再開に努めることを基本とする。
- (2) こども・若者未来局は、各保育所と連携して、災害で保育が困難となった乳幼児等の応急保育体制の整備に努める。

4 保育所の災害対応

災害時においては、次に掲げる対応のほか、保育所における防災マニュアルによる。

- (1) 園児の罹災状況調査
保育園長は、園児の罹災状況を調査する。
- (2) 保育所の施設及び設備の被害状況調査
保育園長は、保育所の施設、設備等の被害状況を調査する。
- (3) 職員及び保護者に対する指示事項の徹底
保育園長は、情報及び指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、職員及び保護者にその指示事項の徹底を図る。
- (4) 園児の引渡し等
保育園長は、安全確認ができるまで園児を保護し、安全かつ確実に園児の引渡しを図る。
- (5) 保育体制の検討
保育園長は、こども・若者未来局と調整を図り、被害状況等に応じた保育体制等の対応方針を検討する。

5 応急保育の実施

こども・若者未来局及び保育所は、災害の応急・復旧期において、保育が困難となった乳幼児等への応急保育を行うため、乳幼児支援ステーションを各保育所と連携を図りながら開設するものとする。

6 育児用品の確保

こども・若者未来局及び保育所は、環境経済局と連携し、関係団体を通じて、粉ミルク、ベビーフード、哺乳瓶、ポット、ベビーベッド、紙おむつ、幼児用肌着など、応急保育の実施及び保育所の早期再開に必要な育児用品を確保する。また、県及び国を通じて、関係業者に提供等を要請する。

7 保育所の早期再開

- (1) 早急な保育再開の措置
こども・若者未来局及び保育所は、関係各局と協議して早急に保育ができるよう必要な措置を講ずる。

(2) 平常保育の再開

保育園長は、災害の推移を把握し、こども・若者未来局と緊密な連絡のうえ、平常保育の再開に努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

第18章 孤立対策

1 基本方針

土砂災害等により中山間地の交通、電話が途絶し集落等が孤立した場合には、ヘリコプター等による輸送等により支援を実施する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	区 本 部	★	孤立状況の情報収集に関すること。
	関 係 各 局	★	孤立地区への支援に関すること。
関 係 関 機	神 奈 川 県	—	ヘリコプターによる支援等に関すること。
	自 衛 隊	—	ヘリコプター及び渡河支援に関すること。
	津 久 井 湖 遊 船 協 会	—	遊船による支援等に関すること。
	相 模 湖 遊 船 協 同 組 合		

3 孤立状況の情報収集

区本部は、各地区に配備した無線の疎通や道路の被災状況等から孤立状況の情報を収集する。

4 ヘリコプター等の要請

本部長は、孤立地区の状況が不明又は支援が必要な場合は、県を通じて自衛隊等へ、ヘリコプターの出動を要請する。

また、ヘリコプター臨時離着陸場を開設するとともに、孤立地区のヘリコプター着陸可能場所の資料等を用いて、県、自衛隊等とヘリコプターの運航計画を協議する。

相模川沿いなど、渡河による避難が可能な場合は、消防・自衛隊にボート又は自走架柱橋の出動を要請する。

5 救出・救助

関係各局は、本部事務局の調整により次の対策を実施する。

(1) 情報の収集

孤立地区内の傷病者、災害時要援護者、観光客等の情報を収集する。要救助者がいる場合は、容態、人数等に関する情報を収集し県に報告する。

(2) 傷病者の救出

傷病者は最優先で救出を行う。あらかじめ、救出された場合の傷病者の搬送先、ヘリポート・渡河地点から医療機関までの搬送手段を準備する。傷病者が多数いる場合は、救護班を現地に派遣する。

(3) 住民・観光客の避難

孤立地区内での生活が困難な場合又は土砂災害等の危険がある場合は、ヘリコプター等による避難活動を行う。

(4) 救助活動

倒壊家屋や崩壊土砂による要救出者がいる場合は、救出要員や資機材をヘリコプター等で搬送し、救助作業に当たる。

(5) 食料・物資等の輸送

道路が応急復旧するまでの間、孤立地区住民の生活の維持のため、ヘリコプター等による食料、物資の輸送を実施する。

災害発生当初は、原則的に地区内の備蓄食料や住民が所有する食料を融通しあって生活することを原則とする。

区本部は、孤立地区の情報を収集し、本部事務局から県を通じてヘリコプター等により必要な物品を輸送する。

(6) 道路の応急復旧

孤立地区に通じている道路の被害状況を把握し、二輪車、自動車の順に、一刻も早い交通確保を行う。

第 19 章 災害救助法

1 基本方針

災害救助法は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力のもとに、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的としている。

市は、災害救助法第2条の2に基づく救助実施市（平成31年4月1日指定）として、その権限と責任を踏まえ、国、神奈川県等との連携を図り、円滑かつ迅速に災害救助法に基づく救助を行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	災害救助法の適用（書類作成等）及び救助の実施等に関すること。
	関 係 各 局	★	各種救助の実施、運用、書類作成等に関すること。
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	災害救助法に基づく被災者の救助に係る資源配分の連絡調整

3 神奈川県等との連携

市は、市域及び市域以外の市町村の区域にわたる大規模な災害が発生した場合は、市の備蓄や市独自の協定等を活用した迅速な救助を行うとともに、神奈川県が定める資源配分計画に基づく連絡調整のもと、神奈川県及び他の救助実施市と連携しながら、円滑かつ迅速に救助を行う。

4 災害救助法の適用

市長は、市域の被害状況や災害救助法の適用基準等を踏まえ、国、神奈川県等との連携を図り、迅速に災害救助法を適用する。災害救助法を適用した場合、その旨を県等に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。なお、危機管理監は、速やかに各局長及び区長にその旨を通知する。

(1) おそれ段階の適用（災害救助法第2条第2項）

災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、本市がその所管区域となり、市内で被害を受けるおそれがある場合に適用する。

(2) 災害が発生した段階の適用（災害救助法第2条第1項）

災害により、住家の滅失（全壊）等の被害が生じ、その被害の程度が災害救助法に定める基準に該当する場合に適用する。

<災害救助法の適用基準>

適用の基準			該当条項
住家等への 危害が生じた 場合	市内（区内）の住家が滅失した世帯の数	150 以上（市内） 100 以上（区内）	施行令第 1 条 第 1 項 第 1 号
	県内の住家が滅失した世帯の数	2,500 以上	施行令第 1 条 第 1 項 第 2 号
	そのうち市内（区内）の住家が滅失した世帯の数	75 以上（市内） 50 以上（区内）	
	県内の住家が滅失した世帯の数	12,000 以上	施行令第 1 条第 1 項第 3 号前段
	そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	多 数	
	災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。		
(内閣府令で定める特別の事情) 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。			内閣府令 第 1 条
生命・身体への 危害が生じた 場合	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準のいずれかに該当するとき。		施行令第 1 条 第 1 項第 4 号
	(内閣府令で定める基準①) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。		内閣府令 第 2 条第 1 号
	(内閣府令で定める基準②) 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は救出について特殊の技術を必要とすること。		内閣府令 第 2 条第 2 号

(注) 滅失世帯数の算定は、全壊・全焼・流失を 1、半壊・半焼を 2分の1、床上浸水・土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態を 3分の1 として換算する。床下浸水、一部破損は換算しない。

5 救助の種類

災害救助法は、災害が発生するおそれがある段階と、災害が発生した段階の 2 つの段階で適用され、それぞれの段階に応じて救助の種類が定められている。

(1) おそれ段階の救助

避難所の供与（避難行動が困難な災害時要援護者を避難所に避難させるための輸送を含む。）

(2) 災害が発生した段階の救助

- ア 避難所及び応急仮設住宅の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 被災者の救出
- カ 被災した住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 死体の捜索及び処理
- サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

6 救助の程度、方法及び期間等

救助の程度、方法及び期間、弁償並びに救助の事務を行うのに必要な費用については、相模原市告示に定める基準による。

ただし、市長は、当該基準によっては救助の適切な実施が困難と認めるときは、必要に応じて神奈川県及び他の救助実施市と連携を図り、適時、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度等の基準を定める。

7 災害救助法適用後の救助の実施

関係各局は、災害救助法に基づく救助を実施するとともに、その実施状況を本部事務局に逐次報告する。

本部事務局は、関係各局の協力を得て、災害救助法に関する運用(報告書類の作成等)を行う。

地震災害対策計画編

第2款 南海トラフ地震対策

第1章 総則

第1節 基本方針

1 背景

従前から切迫性が懸念されてきた東海地震は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震予知を前提として対策が講じられてきたが、平成29年9月、国(中央防災会議)において、予知を前提とした防災情報の発信のあり方等を見直すこととされ、南海トラフ地震を対象とした対策に転換した。

その後、平成31年3月には、内閣府において「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」が公表されたほか、気象庁では「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に基づき、令和元年5月より「南海トラフ地震臨時情報」等の関連情報を発表している。

2 基本方針

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。)においては、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている地域の地方公共団体等が「南海トラフ地震防災対策推進計画」を作成することとなっている。

本市は、当該地域には指定されていないが、想定最大震度5強が予測されており、大規模地震に備える観点から、市独自の計画を作成するものである。

なお、この計画は南海トラフ地震臨時情報に基づく市の対応の基本的な考え方を定めたものであり、本市域内にて震度5弱以上の地震を観測した場合には「第1款 地震災害応急対策」に基づく行動・対応を図っていくこととなる。

第2節 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定

本市域は、南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されていないが、南海トラフ法における2つの地域の指定基準は次のとおりである。

1 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定基準の概要

- (1) 震度6弱以上の地域
- (2) 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- (3) 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮

2 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の基準の概要

- (1) 津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域
 - (2) 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の候補市町村に挟まれた沿岸市町村
 - (3) 同一府県内の市町村が実施する津波避難対策の一体性の確保を図る必要がある地域
- ※浸水深、浸水面積等の地域の実情を踏まえて、津波避難の困難性を考慮

第3節 南海トラフ地震に関連する情報等

1 気象庁が発表する南海トラフ地震に関連する情報について

「南海トラフ地震に関連する情報」は、次の2種類の情報名で気象庁から発表される。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合又は調査を継続している場合 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

2 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

「南海トラフ地震臨時情報」は、情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表される。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	<p>次のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 1カ所以上のひずみ計での有意な変化とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（以下「M」という。） ^{※4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> 監視領域内において、M7.0以上の地震^{※3}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く。） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

※2 M7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでマグニチュード6.8以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

3 防災対応の検討が必要な南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象

南海トラフ沿いの大規模地震は発生形態が多様であり、確度の高い予測は困難であるものの、南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象に関しては、観測される可能性が高く、かつ大規模地震につながる可能性があるとして、防災対応の検討が必要となる3つのケースが想定されている。

(1) 半割れ（大規模地震）／被害甚大ケース（以下「半割れケース」という。）

ア 半割れケースの概要

想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合を想定

イ 基準

想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合

(2) 一部割れ（前震可能性地震）／被害限定ケース（以下「一部割れケース」という。）

ア 一部割れケースの概要

南海トラフ沿いで、大規模地震に比べて一回り小さい、M7.0クラスの地震が発生した場合を想定

イ 基準

(ア) 想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合

(イ) 想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50 km程度までの範囲で発生したM7.0以上の地震が発生した場合

(3) ゆっくりすべり／被害なしケース（以下「ゆっくりすべりケース」という。）

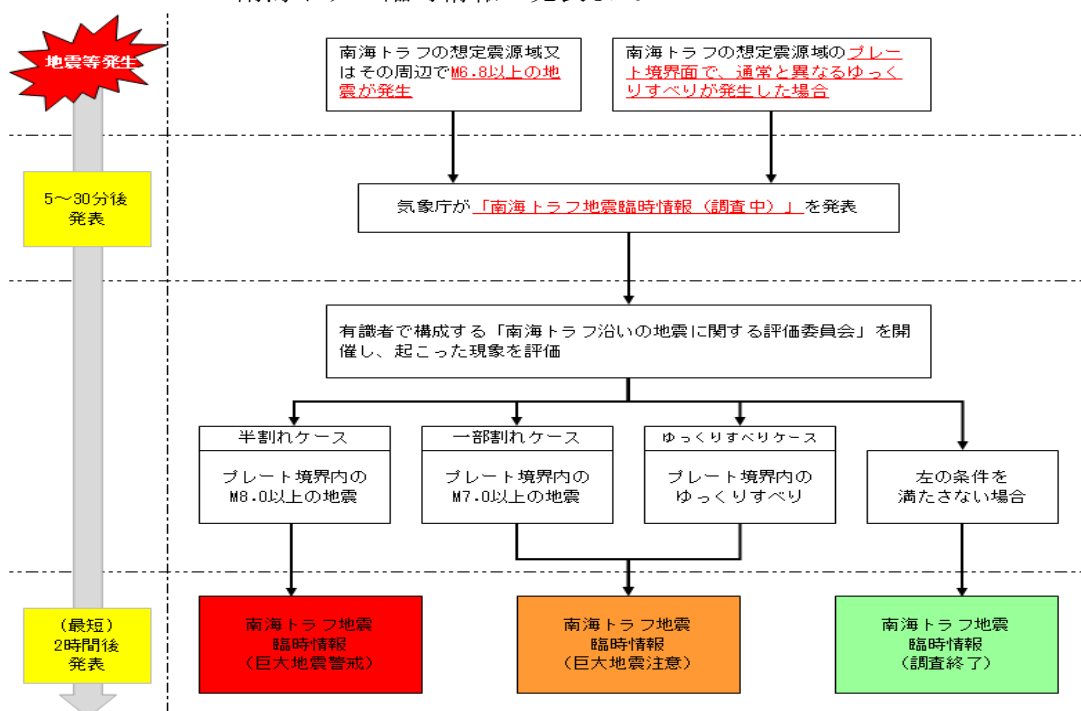
ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合を想定

4 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報

気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出されたマグニチュード 6.8 以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」として発表し、その後、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、発生した現象について評価を行う。

当該評価結果が、前項の3つのケースのいずれかに該当する現象と判断された場合には、気象庁が情報を発表する。

＜南海トラフ臨時情報の発表までのフロー＞



第2章 市災害対策本部の設置等

南海トラフ地震臨時情報が発表され、事前の準備行動等を行う必要があると認められた場合、国はその旨を公表する。その場合、市、県及び防災関係機関は、救急・救助・消火部隊等の受入れ・派遣準備や物資の点検等、後発地震に備え必要な準備行動等を行う。

なお、本情報の解除に係る情報が発表された場合、国は準備体制の解除を発表する。その場合、市、県及び防災関係機関は準備行動を終了する。

第1節 南海トラフ地震臨時情報時の体制

1 基本方針

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、情報の内容を迅速に把握し、情報に付記されるキーワードに応じて体制を整備する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	—	南海トラフ地震臨時情報の把握と体制の整備に関すること。
	関 係 各 局		

3 南海トラフ地震臨時情報時の体制

市は、気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、事態の推移に伴い、速やかに必要な対策が行えるよう、それぞれ体制を整備する。

	キーワード	情報の性質		想定される市の体制
南海 トラフ 地震 臨時 情報	調査中	発生後 5～30分後 発表		【通常体制】 ※必要に応じて情報収集 体制の強化
	巨大地震警戒	発生後 2時間後 発表	半割れケース	【災害対策本部体制】
	巨大地震注意		一部割れケース ゆっくりすべりケース	【地震災害警戒本部体制】
	調査終了			【体制解除】

第2節 市災害対策本部の設置

市は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、情報に付記されるキーワードに応じ市災害対策本部を設置するものとし、その組織・動員及び運営については、次により実施する。

1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市担当	本 部 事 務 局	—	市災害対策本部の設置・運営に関する事。各局、国、県、防災関係機関等との連絡調整等に関する事。
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	県災害対策本部の設置、連絡等に関する事。
	その他の防災関係機関	—	各災害対策組織の設置、連絡等に関する事。

2 市災害対策本部の設置及び廃止

市長は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、情報に付記されるキーワードに応じ市災害対策本部を設置し、災害対策本部体制配備を指令する。また、国から後発地震に対して注意する措置の解除が呼びかけられた場合など、災害の発生のおそれが解消されたと認めるときは、市災害対策本部を廃止する。

3 市災害対策本部の業務

市災害対策本部は、次の業務を実施する。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の受伝達
- (2) 市民への情報提供と呼びかけ
- (3) 応急対策の事前準備
- (4) 地震防災応急対策の実施及び状況の把握
- (5) 防災関係機関の業務に係る連絡調整
- (6) その他必要な事項

4 市災害対策本部の組織及び運営

市災害対策本部の組織及び運営は、相模原市災害対策本部条例及び相模原市災害対策本部要綱に定めるところによる。

5 職員の参集体制

危機管理局は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、情報に付記されるキーワードに応じて、事前の応急対策に要する職員の動員を行う。

ア 勤務時間内

本庁：庁内放送、電話等による。

出先機関：電話、デジタル地域防災無線等による。

イ 勤務時間外、週休日等

勤務時間外の連絡については、職員参集システム、災害対策本部からの電話とする。通信不能の場合には、職員はテレビ、ラジオ、広報車等により情報の収集に積極的に努め、参集する。

第3章 巨大地震警戒時の措置に関する事項

第1節 南海トラフ地震臨時情報の伝達

南海トラフ地震臨時情報の伝達は、次により実施する。

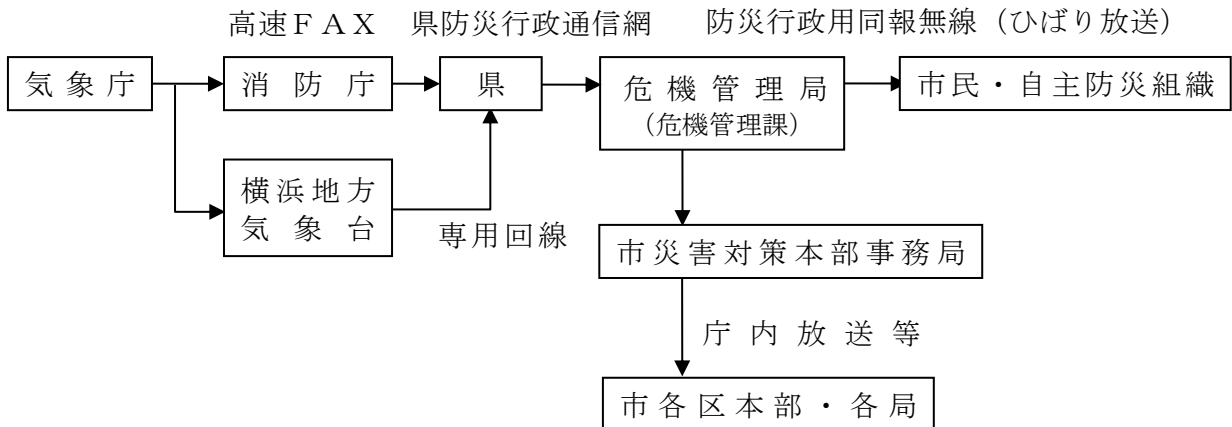
1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	—	南海トラフ地震臨時情報の収集、伝達に関すること。
	消 防 局	—	
関 係 機 関	気 象 庁	—	南海トラフ地震臨時情報の発表に関すること。
	そ の 他 の 防 災 関 係 機 関	—	南海トラフ地震臨時情報の伝達に関すること。

2 南海トラフ地震臨時情報の伝達経路

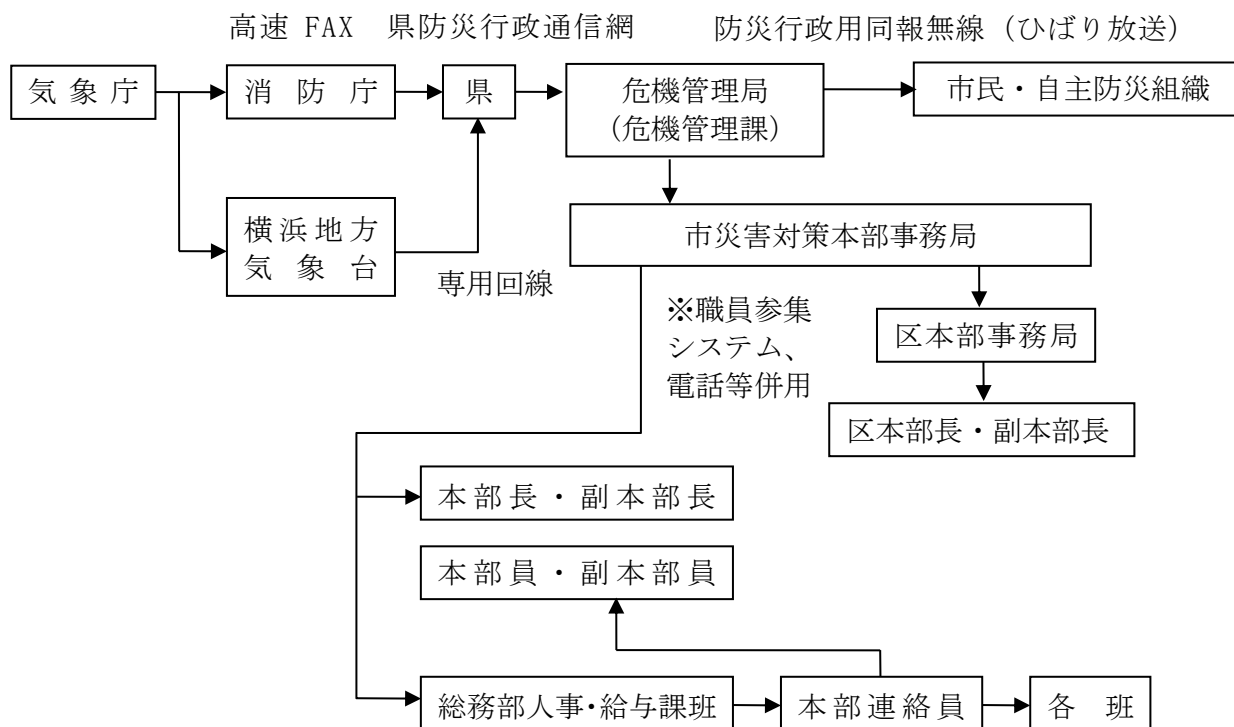
(1) 勤務時間内の伝達経路

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、情報に付記されるキーワードに応じて、次の系統図により行う。



(2) 勤務時間外、週休日の伝達経路

勤務時間外、週休日において南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、情報に付記されるキーワードに応じて、次の系統図により行う。



市災害対策本部の本部員は、勤務時間外等においても遅滞なく職員の参集が行われるよう、あらかじめ、災害時における職員連絡体制を整備する。

第2節 南海トラフ地震臨時情報の広報

1 基本方針

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の広報活動については、市が保有するあらゆる広報手段を活用するとともに、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて市民に正しい情報を提供し、混乱の未然防止に努める。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	—	情報通信システムの活用に関すること。
	市 長 公 室		
	市 長 公 室	—	災害広報及び報道機関との連絡調整に関すること。
	市 長 公 室	—	初期間合せ窓口の設置・対応、災害相談室の設置・運用に関すること。
	区 本 部		
	市 民 局		
	市 長 公 室	—	災害時要援護者への配慮に関すること。
	市 民 局		
	健 康 福 祉 局		
	消 防 局	—	災害広報に関すること。
	消 防 団		
関 係 各 局	—	広報広聴活動への応援協力に関すること。	
関 係 機 関	(株)エフエムさがみ	—	関連事項の広報活動及び相互協力に関すること。
	(株)ジェイコム湘南・神奈川		
	相模原市印刷広告協同組合		
	その他の防災関係機関		

3 広報活動体制

関係各局は、市民及び市内滞在者等に対する広報を確実、迅速かつ広範に伝達するため、次の手段を活用し、広報活動を行う。また、市長公室は、市民に正確かつ迅速な情報の周知を行うため、報道機関へ情報の提供を行う。

- (1) 防災行政用同報無線（ひばり放送）
- (2) 広報車・消防車両
- (3) エフエムさがみ、ケーブルテレビ（(株)ジェイコム湘南・神奈川）等
- (4) 防災メール、市災害情報X、相模原市公式LINEアカウント

4 広報内容

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の内容、市内における災害危険箇所等の周知
- (2) 事業所に対する応急対策の実施の呼びかけ
- (3) 市民がとるべき措置
- (4) 交通規制の状況など、地震防災応急対策の内容と実施状況
- (5) その他状況に応じて、事業所又は市民に周知すべき事項

5 広報の重点事項

市民への広報を実施するに当たっては、視覚・聴覚障害者や外国人への配慮を行い、次の事項に留意して、的確かつ迅速に行う。

- (1) 家族との安否確認手段の確認をすること。
- (2) 家具等の転倒・落下防止措置の確認をすること。
- (3) テレビ、ラジオ等の情報に注意すること。
- (4) 食料品、飲料水等の持ち出しの準備をすること。
- (5) 屋内のできるだけ安全な場所で生活すること。
- (6) 危険な場所にできるだけ近づかないようにすること。
- (7) その他生活関連情報など、市民が必要とする情報を広報すること。

第3節 事前避難対策

1 基本方針

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、後発地震等の発生に備えた防災体制をとる。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	—	事前避難対策に関すること。
	市 長 公 室	—	広報活動に関すること。
	区 本 部	—	避難誘導、避難所の開設に関すること。
	消 防 局	—	避難誘導、広報活動に関すること。
	消 防 団		
	関 係 各 局	—	事前避難対策に関すること。
区 本 部			
関 係 機 関	警 察 署	—	避難路の通行確保、避難誘導、広報活動、避難者の保護等に関すること。

3 市民等における南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、南海トラフの震源域で想定される後発地震の発生を想定し、次のような防災対応を行うよう市民等に周知する。

(1) 巨大地震警戒対応（半割れケース）

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始する。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、最初の地震発生から1週間を基本に、国からの呼びかけに応じ、次のような対応を行う。

（ア）日頃からの地震への備えを再確認する。

（イ）地震発生後の避難では間に合わない可能性のある災害時要援護者は避難、それ以外の者は避難の準備を整え、個々の状況等に応じて避難する。

（ウ）地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の市民は避難する。

ウ 最初の地震発生から1週間経過以降2週間経過までの間、次項の巨大地震注意対応を行う。

エ 2週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う。

(2) 巨大地震注意対応（一部割れケース、ゆっくりすべりケース）

ア 発生直後、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、状況に応じて防災対応を準備・開始する。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出た場合、最初の地震発生から1週間（ゆっくりすべりの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間とおおむね同程度の期間）を基本に、国からの呼びかけに応じ、日頃からの地震への備えの確認等の対応を行う。

ウ 1週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う。

4 後発地震等に備えた事前避難

- (1) 本部長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、ライフラインや流通機能が稼働していることを踏まえ、地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない市民等に対して次の事項の周知に努める。
 - ア 住民の避難は、親戚・知人宅等への避難が基本であること。
 - イ 食料や生活用品等は、避難者が各自で準備するのが基本であること。
- (2) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、後発地震の発生に備え、避難所の確保に努める。

第4節 児童・生徒等保護対策

1 基本方針

教育委員会は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、災害発生時における児童・生徒及び施設利用者の安全確保、応急的な教育等の災害対策の確立を図る。

2 実施主体

	担当部署	時期	項目
市担当	教育局（学校教育部）	—	児童・生徒の安全確保に関すること。
	こども・若者未来局	—	園児の安全確保、応急保育に関すること。
	市立小・中学校及び義務教育学校並びに教育機関	—	児童・生徒の安全確保、文教対策の実施に関すること。
関係機関	私立学校等	—	児童・生徒の安全確保、文教対策の実施に関すること。

3 学校（市立小・中学校及び義務教育学校）及び教育機関の対応

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、次の措置を講ずる。

- （1）学校長等は、南海トラフ地震に関連する情報の把握に努め、的確な指揮に当たる。
- （2）学校の各施設の安全措置をとる。
- （3）初期消火及び救護活動等の防災活動体制を整えておく。
- （4）土砂災害警戒区域及び山地災害危険地区等に近接する学校では、避難準備体制を整える。

4 幼稚園、私立学校等の防災対策

こども・若者未来局及び幼稚園、私立学校等の施設管理者は、平常時より南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における園児、児童・生徒等の安全確保、防災教育、組織体制等の防災対策を適切に行う。

第5節 消防対策

1 基本方針

消防局及び消防団は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、地震発生に伴う出火防止の広報を重点とした消防警備を行い、被害の軽減に努める。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	消 防 局	—	災害情報の収集伝達、警戒・広報活動、避難誘導等に関すること。
	消 防 団		

3 消防警備体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、次の事項について速やかに実施し、総力を挙げて警備体制の強化を図る。

(1) 消防局

- ア 警防本部の強化
- イ 消防職員及び消防団員の動員
- ウ 通信施設の点検確認
- エ 南海トラフ地震臨時情報の収集及び各消防署・消防団への伝達
- オ 機械器具等の点検整備及び予備燃料の確保
- カ 市災害対策本部及び各防災関係機関との連絡調整
- キ その他必要と認められる事項

(2) 消防署

- ア 大隊本部の設置
- イ 消防職員及び消防団員の動員伝達
- ウ 機械器具等の点検整備及び予備燃料の確保
- エ 出火防止等の広報活動の実施
- オ 動員職員の部隊編成
- カ 事前避難対象地区における避難の指示等の伝達、避難誘導等
- キ 高所見張り、警戒巡視等の実施
- ク その他必要と認められる事項

(3) 消防団

- ア 消防団本部・方面隊本部の設置
- イ 消防団員の動員伝達
- ウ 部隊編成及び任務分担の確認
- エ 出火防止等の広報活動の実施
- オ その他必要と認める事項

4 情報の収集

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の管内情勢を的確に把握するため、次により情報の収集を行う。

(1) 収集手段

- ア 消防職員及び消防団員からの報告
- イ 防災関係機関等からの情報収集
- ウ その他

(2) 収集情報

- ア 南海トラフ地震臨時情報
- イ 交通の状況（道路、鉄道、バス等）
- ウ 市民の動向

エ その他必要と認める事項

5 関係機関との調整

その他必要な措置について、警察署及び防災関係機関と事前協議を図る。

第6節 警備対策

1 基本方針

警察署は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、南海トラフ地震に係る市民の危惧、不安等から発生するおそれのある混乱及び各種の犯罪に対処するため、早期に警備体制を確立し、警察署の総力を発揮して迅速、的確な対策を実施することにより、市民の生命、身体、財産の保護活動に努め、治安維持の万全を期するものとする。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	市 民 局	—	交通安全対策及び防犯対策に係る警察署との連絡調整に関すること。
	区 本 部		
	関 係 各 局	—	関連する応急対策活動に関すること。
関 係 機 関	警 察 署	—	警備活動による治安の維持等に関すること。

3 南海トラフ地震臨時情報発表時の対策

警察署が実施すべき南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対策に係る措置については、おおむね次に掲げる事項を基準とする。

(1) 情報の収集・伝達

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、その内容を正確かつ迅速に周知するとともに、これに伴う諸般の情勢を迅速・的確に収集・把握し、民心の安定と混乱の防止を図るため、次の活動を実施する。

ア 市が行う南海トラフ地震臨時情報の伝達への協力

イ 各種情報の収集・伝達

ウ 市及び関係機関との相互連絡

(2) 広 報

民心の安定と混乱の防止のため、次の事項を重点として広報活動を実施する。

ア 南海トラフ地震臨時情報に関する正確な情報

イ 道路交通の状況と交通規制の実施状況

ウ 自動車運転の自粛と自動車運転者のとるべき措置

エ 犯罪の予防等のために住民がとるべき措置

オ 不法事案を防止するための正確な情報

カ その他混乱防止のために必要かつ正確な情報

(3) 社会秩序の維持

南海トラフ地震臨時情報の発表に係る危惧及び物資の欠乏、将来生活に対する不安等に起因する混乱並びに窃盗犯、粗暴犯、集団不法事案等を防止するため、次の活動により社会秩序維持に万全を期する。

ア 正確な情報の収集及び伝達によるパニックの防止及び流言飛語の防止

イ 民心の不安を助長する窃盗犯、暴力犯、経済犯等の予防・取締り

ウ 危険物による犯罪又は被害発生防止のための予防・取締り

エ 避難に伴う混乱等の防止と人命の保護

オ 自主防犯活動等に対する指導

第7節 ライフライン・交通対策

1 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市担当	本 部 事 務 局	—	ライフライン、交通対策に関する情報の伝達に関すること。
	市 長 公 室	—	
	健康福祉局（保健衛生部）	—	神奈川県企業庁との連絡調整、飲料水の確保（上水道区域等）に関すること。
	都市建設局（土木部）	—	飲料水の確保（簡易水道区域）に関すること。 交通規制に係る警察署との連絡調整に関する こと。 交通規制に関する情報の伝達に関する こと。
	都市建設局（まちづくり推進部）	—	交通関係機関との連絡調整に関すること。
関係機関	神 奈 川 県 企 業 庁	—	応急給水支援に関すること。
	警 察 署	—	交通規制による緊急交通路の確保等に関する こと。
	鉄 道 機 関	—	運行情報の連絡体制の整備に関する こと。
	バ ス 機 関	—	
	東 京 電 力 パ ワ ー グ リ ッ ド（株）	—	電気施設の対策に係る連絡体制の整備 に関すること。
	東 日 本 電 信 電 話（株）	—	電話施設の対策に係る連絡体制の整備 に関すること。
	東京ガスネットワーク（株）	—	都市ガス施設の対策に係る連絡体制の 整備に関すること。

2 情報連絡体制の整備

関係各局は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、関係機関との情報連絡体制を整備し、ライフライン等に関する情報を収集する。

本部事務局及び市長公室は、収集した情報を市民へ広報する。

都市建設局は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通規制等の情報についてあらかじめ情報を収集する。

本部事務局及び市長公室は、収集した交通規制等の情報を市民へ広報し、必要に応じて不要、不急な旅行等の自粛を要請する。

警察署は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における交通の混乱と交通事故の発生を防止し、地域住民等の避難の円滑と防災関係機関が南海トラフ地震対策のために実施する緊急輸送の円滑を確保するため、交通規制等の交通対策を実施する。

第8節 保健医療救護対策及び社会福祉施設対策

1 実施主体

	担当部署	時期	項目
市担当	健康福祉局 (保健衛生部)	—	医療機関との調整に関すること。
関係機関	医療機関	—	保健医療救護機能の維持等に関すること。
	社会福祉施設	—	福祉施設利用者の安全確保措置等に関すること。

2 保健医療救護対策

各医療機関は、地震発生に備え、それぞれ地震防災応急対策を実施し、保健医療救護機能の維持に努めるものとする。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の措置

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の周知

医療機関の長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたことについて、医師等の職員及び外来患者等に対して周知徹底を図る。

イ 医療機関の防災指導

医療機関の長は、地震防災対策本部を設置するとともに、消火設備、避難設備及び自家発電装置等の点検並びに医療器械、備品、薬品等の転倒落下、移動の防止及び出火防止対策を実施する。

ウ 入院患者等の安全確保

医療機関の長は、入院患者等の安全確保措置を講ずる。

エ 診療

地域医療の確保のため、施設や設備の安全対策を講じたうえで、診療を継続できるものとする。

(2) 医療救護班の編成待機

救護所スタッフに指定されている医師、看護師等は、救護所への参集に備える。

(3) 医療機関に対する要請

災害の発生に備え、健康福祉局は、市内の医療機関に対し機能の確保と医療活動の継続強化を図るように協力を求めるとともに、次の措置をとるように要請する。

ア 地震災害による救急患者の受入体制の準備

イ 空床の確保

ウ 応急救護体制の編成

3 社会福祉施設の対策

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の措置

社会福祉施設は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、利用者の生命・身体の安全確保に万全を期すため次の措置をとる。

ア 施設設備の点検

イ 落下物等の防止措置

ウ 飲料水、食料等の確保

エ 関係機関、保護者との連絡体制の確保

オ 土砂災害警戒区域及び山地災害危険地区等に近接する施設での避難準備体制の確保

(2) 後発地震への備え

入所者等の保護等については、施設の耐震性、周囲の土砂災害警戒区域及び山地災害危険地区等の分布を考慮し、避難誘導等に配慮する。

風水害等対策計画編

第1款 風水害応急対策

【注意事項】

各節における実施主体の表において、時期の欄に示された記号は、次の意味である。

- ★ : 災害警戒又は災害初動期
- : 応急対策期
- ▲ : 応急復旧期

第1章 市災害対策本部活動

第1節 組織体制

1 基本方針

風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、気象情報や災害初期情報を迅速に把握し、それらの状況に応じて浸水被害警戒地域対策計画に基づく防御体制を整える。また、県水防計画等により情報連絡や水防活動を行う。

市の総力を挙げて風水害対策を実施する必要がある場合は、災害対策基本法に基づき、市災害対策本部を設置し、災害対策本部体制（レベル3）を整える。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局 (危 機 管 理 局)	★	市災害対策本部の設置・運営、各局、国、県、防災関係機関等との連絡調整等に関すること。
	区 本 部 事 務 局		
	市 長 公 室	★	災害情報の広報に関すること。
関 係 関	神 奈 川 県	—	県災害対策本部の設置、連絡等に関すること。
	そ の 他 の 防 災 関 係 機 関	—	各災害対策組織の設置、連絡等に関すること。

3 市災害対策本部設置前の体制

風水害に対する市災害対策本部を設置する前の体制は次のとおりとする。

なお、危機管理監は災害の規模、発生時期、その他の状況により必要と認められるときは、基準と異なる職員の参集を指示することができる。

(1) 風水害情報連絡体制（レベル0）

危機管理監は、気象情報や災害予測情報を迅速に把握し、次の基準に従って職員を動員し、風水害情報連絡体制（レベル0）を確立する。

配 備 基 準	参 集 方 法
(1) 市域に次の警報が発表されたとき。 ①大雨警報 ②暴風警報 ③洪水警報 (2) 市域に次の注意報が発表され、災害発生のおそれがあるとき。 ①大雨注意報 ②強風注意報 ③洪水注意報 ④竜巻注意情報 (3) その他、危機管理監が必要と認めたとき。	危機管理監の指示により参集

(2) 風水害初動体制（レベル1）

危機管理監は、気象情報や災害初期情報を迅速に把握し、次の基準に従って職員を動員し、風水害初動体制（レベル1）を確立する。

配 備 基 準	参 集 方 法
(1) 次の警報が発表され、被害発生のおそれがあるとき。 ①大雨警報 ②暴風警報 ③洪水警報 (2) 局地的な被害が発生し防御が必要なとき。 (3) 氾濫警戒情報が発表されたとき (4) その他、危機管理監が必要と認めたとき。	危機管理監の指示により参集

(3) 風水害警戒本部体制（レベル2）

危機管理監は、気象情報や災害初期情報を迅速に把握し、次の基準に従って職員を動員し、風水害警戒本部を設置し、職員を動員することができる。なお、風水害警戒本部の組織、事務等は、災害対策本部に準ずるものとし、風水害警戒本部長は危機管理監とする。

設 置 基 準	参 集 方 法
(1) 複数箇所で局地的な浸水、その他の被害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき。 (2) 氾濫危険情報が発表されたとき。 (3) 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 (4) その他、危機管理監が必要と認めたとき。	危機管理監の指示により参集

(4) 市災害対策本部設置前の配備人員

各体制における詳細な配備人員等は、相模原市災害対策本部要綱に定める。

4 市災害対策本部の設置

(1) 市長は、風水害により市域に大規模な被害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき、又は市の総力をあげて災害応急対策を実施することが必要であると認めるときは、市災害対策本部を設置する。

なお、市長は災害の規模、発生時期、その他の状況により必要と認められるときは、基準と異なる動員を発令することができる。

設 置 基 準
(1) 市域に、次の特別警報が発表されたとき。 ①大雨特別警報 ②暴風特別警報 (2) 市域に、大規模な被害が発生又は発生のおそれがあるとき。 (3) 氾濫発生情報が発表されたとき。 (4) その他市長が必要と認めたとき。

(2) 市災害対策本部長は、市災害対策本部を設置したときは、その旨を速やかに、次に掲げる者のうち必要と認める者に対して通知するとともに、市長公室は、報道機関へ発表し、併せて市民へ広報する。

ア 県知事（地域県政総合センター）

イ 陸上自衛隊第4施設群（座間駐屯地）の長又は代表者

ウ その他の防災関係機関の長又は代表者

エ 隣接市町村

(3) 市災害対策本部の配備人員

詳細な配備人員等は、相模原市災害対策本部要綱に定める。

5 市災害対策本部の組織

市災害対策本部の組織は、相模原市災害対策本部条例及び相模原市災害対策本部要綱の規定による。

その概要は次のとおりである。

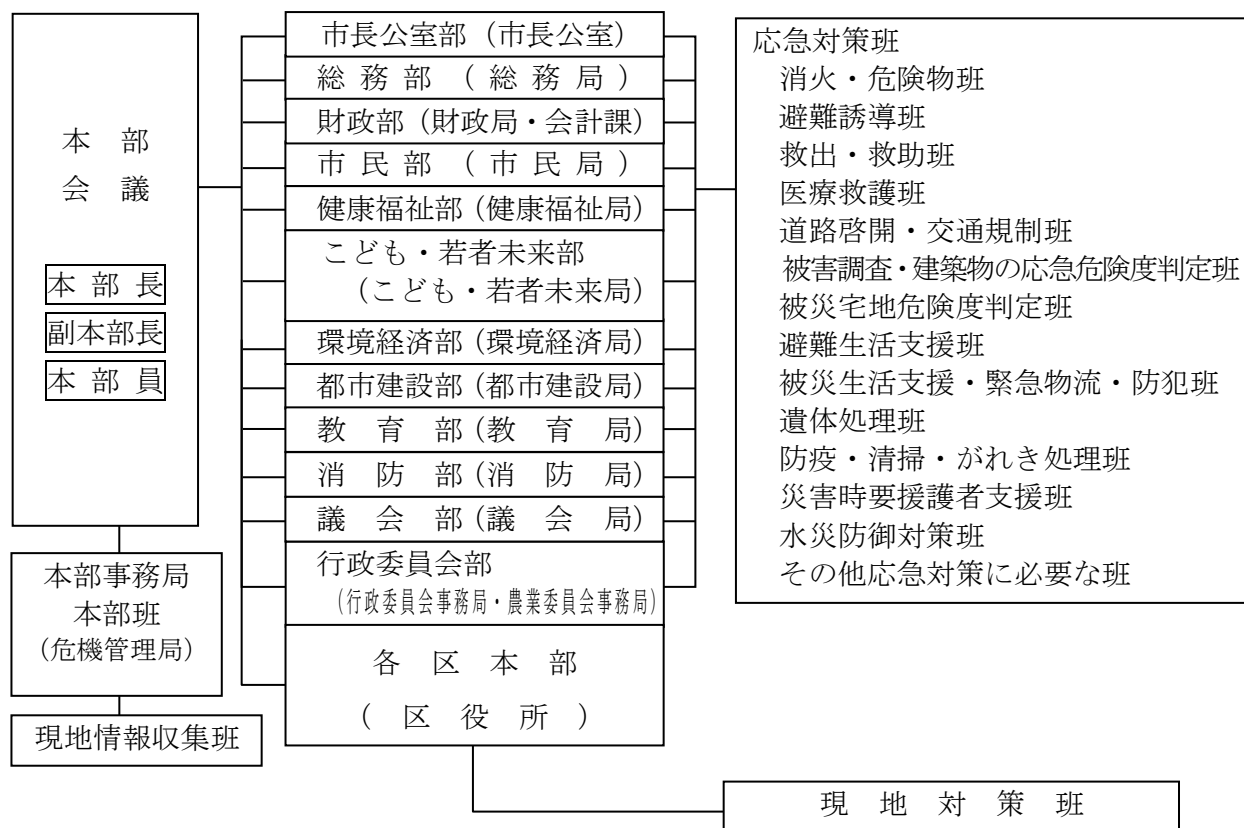
(1) 市災害対策本部は、本部会議、部、区本部、応急対策班、現地対策班、本部班及び本部事務局をもって組織する。

(2) 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

(3) 部は、相模原市行政組織条例、相模原市区の設置等に関する条例、相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則及び相模原市消防局組織等規則に規定する局等並びに相模原市選挙管理委員会規程、相模原市監査委員事務局規程、相模原市人事委員会事務局の組織等に関する規則、相模原市農業委員会規程及び相模原市議会議会局の組織等に関する規程に規定する組織で構成する。

- (4) 区本部は、区役所及び区域内の本庁出先機関（土木事務所を除く。）で構成する。
- (5) 応急対策班は、応急対策項目別の組織体制とし、それぞれの局をもって構成し、あらかじめ責任者及び次順位責任者を明確にしておく。
- (6) 現地対策班は、まちづくりセンター（中央6地区まちづくりセンターを除く。）及び中央区の6公民館（小山、星が丘、清新、中央、横山及び光が丘）に設置し、中央区の6公民館の職員及びあらかじめ指定された職員によって構成する。
- (7) 本部班、本部事務局、区本部事務局の構成は別に定める。
- (8) 相模原市災害対策本部条例に基づき、本部長（市長）に事故があるとき又は欠けたときは、副本部長（副市長及び教育長）がその職務を代理する。

＜市災害対策本部組織概要図＞



6 区本部の設置

本部長は、地域における総合的な応急対策を行うために、区長を区本部長とした区本部を設置する。

区本部は区役所及び区域内の出先機関（土木事務所を除く。）で構成し、市災害対策本部の本部事務局、各部、各班と相互に連携して業務を行う。とりわけ災害初動期においては、都市建設部及び消防部との連携を図る。

また、管内の避難所等及び一時滞在施設・避難施設応援の担当職員並びにその他必要に応じて開設した施設の職員を指揮し、それらの施設を統制する。

区長は、区本部を設置したときは、速やかに本部長に報告する。

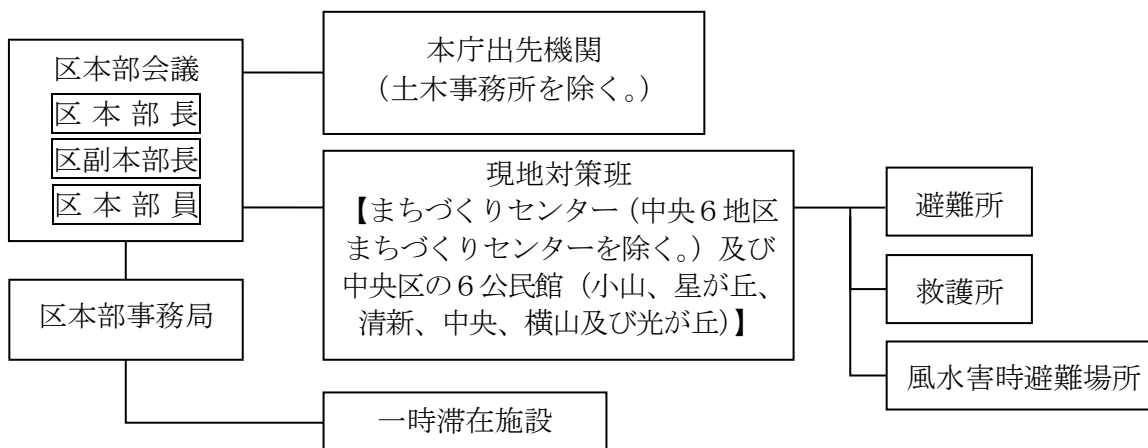
区長の判断により区本部を設置したときは、市長に報告し、市長はその報告を受け、市災害対策本部を設置する。

また、警戒本部を設置した場合は、危機管理監に報告する。

なお、区本部長は、次の行為を行う。

- (1) 災害対策本部設置前の体制の判断
- (2) 警戒本部の設置
- (3) 区本部職員等の動員・配備
- (4) 避難指示等の発令要請
- (5) 警戒区域の設定要請
- (6) 災害時要援護者等への避難支援
- (7) 避難所等の開設
- (8) 管内の公共施設（公民館等）の利活用
- (9) その他必要な緊急措置（災害警戒、救助）
- (10) 一時滞在施設の開設、運営の支援

＜区本部組織図＞



7 現地対策班の設置

本部長は、地区内での情報収集や応急対策に係る地区調整等をする必要がある場合は、市内22のまちづくり区域を単位として、現地対策班を設置する。

現地対策班では、市災害対策本部の本部事務局、区本部の事務局、各部、各班と相互に連携して業務を行う。

区本部長は、災害の状況等に応じて判断のうえ、現地対策班の設置を現地対策班長に指令することができる。

区本部長が指令を行い、現地対策班を設置した場合は、区本部長は本部長へ速やかに現地対策班を設置した旨を報告する。

8 現地対策所の設置

本部長は、災害現場近くで総合的な応急対策を指揮する必要がある場合は災害現場付近の公共施設等に現地対策所を設置することができる。

現地対策所は、市災害対策本部の本部事務局、各部、各班と相互に連携して業務を行う。

9 風水害における配備体制の基準

配備体制の基準は、相模原市災害対策本部要綱に定める。

10 市災害対策本部の事務

- (1) 本部会議
市災害対策本部の最高意思決定機関として、全ての事務を統括する。
- (2) 局、区本部
 - ア 別に定めるそれぞれの局、区本部固有の事務の執行に関すること。
 - イ 応急対策班の活動に関すること。
- (3) 応急対策班
それぞれの応急対策の実施に関すること。
- (4) 現地対策班
分掌事務は別に定める。
- (5) 本部事務局、本部班
分掌事務は別に定める。

11 市災害対策本部等の設置場所

- (1) 市災害対策本部は、市役所本庁舎及び消防指令センターに設置する。
- (2) 市役所本庁舎及び消防指令センターが風水害等による被害のために使用できないときは、状況に応じて代替施設を確保する。
- (3) 区本部は、各区役所に設置する。区役所が被害により使用できないときは、状況に応じて代替施設を確保する。

12 県災害対策本部との連携

本部長は、県又は県災害対策本部及び県央地域県政総合センターと、広域的な災害対策の推進、広域応援の要請及び調整等の事項に関して常に連携を密にする。

13 防災関係機関の災害対策組織

- (1) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他の防災関係機関は、災害が発生した場合又は発生するおそれがあり、必要があると認めるときは、その所管に係る災害応急対策を円滑に行うため、あらかじめ定めてある災害対策組織を設置する。
- (2) 本部長は、災害応急対策の実施に関して防災関係機関と常に連携を図り、必要があるときは、防災関係機関に対して連絡員等の派遣を求め、又は自らの職員を防災関係機関に派遣する。

14 市災害対策本部の廃止等

- (1) 本部長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市災害対策本部を廃止する。
 - ア 市域に災害が発生するおそれが解消したと認めるとき。
 - イ 災害応急対策がおおむね完了したと認めるとき。
- (2) 区本部長は、次の各号のいずれかに該当するときは、本部長と協議し、許可を得て、区本部を廃止する。
 - ア 区域に災害が発生するおそれが解消したと認めるとき。
 - イ 区域の災害応急対策がおおむね完了したと認めるとき。
- (3) 現地対策班長は、次の各号のいずれかに該当するときは、区本部長に連絡のうえ、区本部長を通じて本部長と協議し、許可を得て、現地対策班を廃止する。
 - ア 地区に災害が発生するおそれが解消したと認めるとき。
 - イ 地区の災害応急対策がおおむね完了したと認めるとき。
- (4) 本部長は、市災害対策本部を廃止したときは、その旨を直ちに設置を通知した関係機関に通知するとともに、市長公室は、報道機関に発表し、併せて市民へ広報する。

第2節 動員体制

1 基本方針

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、災害対策本部における職員の初動体制を早期に確立する。また、状況に応じて弾力的な職員動員体制をとるとともに、必要に応じて広域応援等による対応力の確保、さらに、活動力の維持・向上のための活動支援対策についても考慮する。

なお、災害対策本部設置前の風水害警戒本部等の動員体制については、浸水被害警戒地域対策計画及び水防計画の定めによる。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	総 務 局	★	職員の動員調整、活動要員の支援等に関すること。
	区 本 部		
	関 係 各 局	★	局内職員の動員配備に関すること。

3 動員の発令

本部長は、相模原市災害対策本部要綱に定める風水害における配備の基準により動員を発令する。

ただし、災害の種類、規模、発生の時期その他の状況により必要と認められるときは、基準と異なる動員を発令することができる。

4 動員対象職員

動員対象職員は、次に掲げる職員を除く全職員とする。

- (1) 災害発生時において入院等により参集が不可能な職員
- (2) その他、休職中、出向中、海外出張中等で、本部長が認める職員

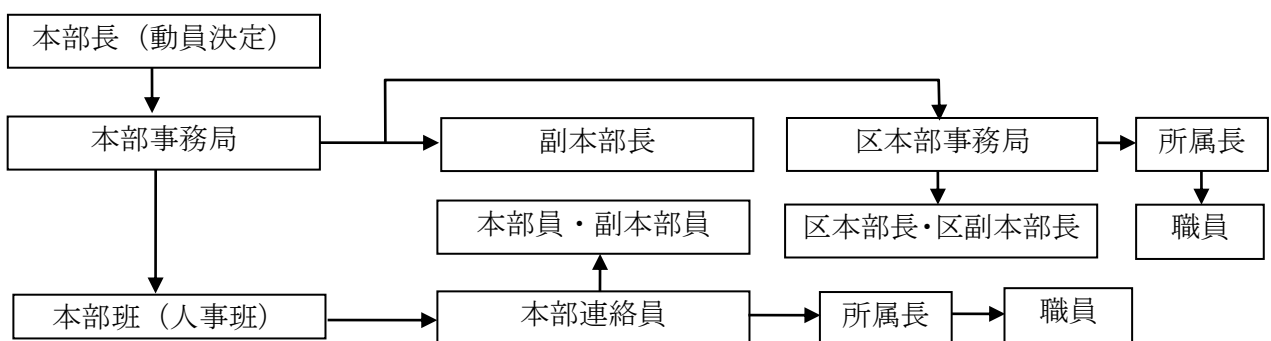
5 動員指令の伝達体制

動員指令は次の系統で伝達する。

勤務時間中は、原則として職員参集システム、デジタル地域防災無線、ファクシミリ、庁内電話又は庁内放送等にて指令を伝達する。

また、勤務時間外は職員参集システム又は状況により電話、電子メール等により連絡する。

<動員指令伝達系統図>



6 参集体制

- (1) 風水害における動員職員の参集場所は、原則として別途指示がない場合は、勤務場所とする。
- (2) 動員職員は、災害対策活動に支障のない作業服等を着用し、食料、飲料水、着替えを持参するなど、準備を整えて参集する。

7 初期活動

職員は、「災害発生時等における職員の初動要領」等に基づき、初期活動を行う。

(1) 勤務時間内に動員が発令された場合の活動

職員は、あらかじめ定められた、又は災害の規模や被害状況等に応じて指示された災害対策活動を実施する。

(2) 勤務時間外に動員が発令された場合の活動

ア 参集及び情報収集活動

動員職員は直ちに指定された場所に参加する。

イ 勤務場所又は指示された場所での活動

動員職員は勤務場所又は指示された場所であらかじめ定められた災害対策業務に従事する。

8 動員名簿の作成

災害時の職員の参集状況は、各参集場所において名簿を作成し、各体制における指揮・統括者（本部長）へ報告する。

9 活動要員への支援体制

総務局は、「災害発生時等における動員職員支援マニュアル」等に基づき、災害時における活動要員の支援を行う。

(1) 遠方からの動員職員用の応急宿泊施設として、状況に応じて市有施設等を確保する。

(2) 市役所本庁舎、合同庁舎、総合事務所、総合保健医療センター（ウェルネスさがみはら）、消防指令センター、まちづくりセンター、公民館、消防署所等の災害対策活動拠点及び職員福利厚生施設に休憩等の設備を確保するとともに、応急食料、飲料水、生活資材等を調達、確保する。

(3) 対策活動が長期間継続する場合、応急対策活動の状況の推移に応じて順次交代制の勤務体制へと移行する。

10 時間的推移等に応じた応急対策における職員の動員調整

総務局は、時間的推移により、短期間に多量の事務を執行する必要があると認める場合には、各体制における各局若しくは各班間における動員又は配置の調整を行い、必要な対策を実施する。

ただし、本庁出先機関（土木事務所を除く。）、現地対策班、避難所等及び一時滞在施設については、区本部が職員の動員及び配置等の調整並びに指揮命令を行う。

また、総務局と区本部は、各局内及び各区内の対策業務の状況を考慮し、局と区の間での職員の配置を調整し、適切な体制確保に努めるとともに、指揮命令システムを整理、確保する。

11 広域応援による活動要員の確保

(1) 総務局は、各体制において、各部の職員の参集状況を早期に把握するとともに、災害の規模等から予想される必要人員を推計する。

(2) 本部長は、動員職員全員をもってしても十分な災害対策活動の実施が困難であると認めるときは、他の地方公共団体等へ応援要請を行い（「第9節 応援要請」風一34参照）、活動要員の確保に努めるとともに、災害ボランティアの活用を指示する（「第14章 災害ボランティア対策」風一105参照）。

(3) 本部長は、消火、救出救助、保健医療救護、道路啓開など、専門的な知識及び装備が必要な対策については、可能な限り早い段階で必要な応援要請を行う。

第3節 気象警報・注意報

1 基本方針

横浜地方気象台は、台風、低気圧、前線等の気象現象がもたらす大雨、強風、高潮等によって災害が発生するおそれがある場合に、災害を防止・軽減するため防災に関する気象警報・注意報又は特別警報を発表し、市民、防災関係機関の注意や警戒を喚起する。

市は、気象警報が発表された場合には、直ちに市民、関係機関等への周知に努め、また、特別警報が発表された場合には、直ちに市民、関係機関等への周知の措置をとる。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局 (危 機 管 理 局)	★	気象情報の収集、伝達に関すること。
	消 防 局		
	関 係 各 局	★	関係機関への伝達に関すること。
関 係 機 関	横 浜 地 方 気 象 台	—	気象情報の発表に関すること。
	そ の 他 の 防 災 関 係 機 関	—	気象情報の伝達に関すること。

3 警報等の定義

市域に関連のある気象警報等の定義は、次のとおりである。

なお、大雨警報及び大雨特別警報については、特に警戒すべき事項（浸水害、土砂災害）を明記して発表される。

種 別	定 義	種 類（市域に関連のある警報等）
注 意 報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報	大雨注意報、洪水注意報、強風注意報、風雪注意報、大雪注意報、雷注意報、濃霧注意報、乾燥注意報、融雪注意報、なだれ注意報、低温注意報、霜注意報、着氷注意報、着雪注意報
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報	大雨警報（浸水害、土砂災害）、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報
特 別 警 報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報	大雨特別警報（浸水害、土砂災害）、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報

(注1) 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

(注2) 地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

4 警戒レベルを用いた防災気象情報等の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて5段階に分類した「居住者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」を関連付けるものであり、市が発令する避難指示等は、居住者等がとるべき行動を直感的に理解できるよう、5段階の警戒レベルを明記して提供する（「第3章 消火・避難誘導対策」風-46参照）。また、居住者等の主体的な避難行動を支援するため、横浜地方気象台及び神奈川県は、各種の防災気象情報等の提供に当たり、参考となる警戒レベル（警戒レベル相当情報）を明記し提供することがある。

＜居住者等がとるべき行動を促す情報と警戒レベル相当情報の関係＞

警戒レベル	居住者等がとるべき行動を促す情報	警戒レベル相当情報	
		洪水に関する情報	土砂災害に関する情報
1	早期注意情報 (気象庁が発表)	—	—
2	大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	○氾濫注意情報 ○洪水キキクル ^(※1) (注意・黄)	○土砂キキクル ^(※2) (注意・黄)
3	高齢者等避難 (市が発令)	○氾濫警戒情報 ○洪水警戒報 ○洪水キキクル(警戒・赤)	○大雨警戒報 (土砂災害) ○土砂キキクル (警戒・赤)
4	避難指示 (市が発令)	○氾濫危険情報 ○洪水キキクル (危険・紫)	○土砂災害警戒情報 ○土砂キキクル (危険・紫)
5	緊急安全確保 (市が発令)	○氾濫発生情報 ○大雨特別警戒報 (浸水害) ○洪水キキクル (災害切迫・黒) ○浸水キキクル ^(※3) (災害切迫・黒)	○大雨特別警戒報(土砂災害) ○土砂キキクル (災害切迫・黒)

(※1) 洪水警戒報の危険度分布(「5 注意報、警戒報等の種類、発表基準等(4)防災気象情報」風-12参照)

(※2) 大雨警戒報(土砂災害)の危険度分布(「5 注意報、警戒報等の種類、発表基準等(4)防災気象情報」風-12参照)

(※3) 大雨警戒報(浸水害)の危険度分布(「5 注意報、警戒報等の種類、発表基準等(4)防災気象情報」風-12参照)

5 注意報、警戒報等の種類及び発表基準等

気象業務法に基づき横浜地方気象台が発表する一般の利用に適合する予報及び警戒報のうち、市域に関連のあるものは次のとおりである。

(1) 注意報、警戒報の種類及び発表基準

種類	基準要素	注意報	警戒報
大雨	表面雨量指数基準 ^(※1)	12 以上	19 以上
	土壌雨量指数基準 ^(※2)	85 以上	129 以上
洪水	流域雨量指数基準 ^(※3)	各流域で以下の基準以上 鳩川＝12.3 串川＝7.2 境川＝14.8	各流域で以下の基準以上 鳩川＝15.4 串川＝9 境川＝18.6
	複合基準 ^(※4)	各流域で以下の基準以上 鳩川＝(6, 12.3) 境川＝(6, 14.8) 相模川＝(10, 43.5) 串川＝(6, 7.2)	各流域で以下の基準以上 境川＝(9, 16.7) 相模川＝(13, 61.2) 串川＝(9, 8.2)
	指定河川洪水予報による基準	相模川中流[上依知]	相模川中流[上依知]
暴風	平均風速(10分間平均)	/	25m/s以上
暴風雪	平均風速(10分間平均)		25m/s以上 雪を伴う
大雪	12時間降雪の深さ	山地：10cm 平地：5cm	山地：30cm 平地：10cm

種 類	基準要素	注意報	警報
強 風	平均風速（10分間平均）	12m/s以上	
風 雪	平均風速（10分間平均）	12m/s以上 雪を伴う	
雷	落雷等により被害が予想される場合		
濃 霧	視 程	100m以下	
乾 燥	湿 度	最小湿度 35%、 実効湿度 55% 以下	
融 雪	現象による災害がきわめて稀であり、 災害との関係が不明確であることから 具体的な基準を定めていない。		
な だ れ			
低 温	最低気温	夏期：最低気温16℃以下 が数日継続 冬期：最低気温-5℃以下	
霜	最低気温	最低気温4℃以下 (発表期間は晩霜期)	
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合		

《出典：警報・注意報発表基準一覧表（相模原市）（令和5年6月8日）》

- (※1) 短時間強雨による浸水害発生の危険性を示す指標で、地表面に溜まっている雨水の量を示す指数
(※2) 降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数
(※3) 河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標
(※4) (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表している。

(2) 特別警報の種類及び発表基準

種 類	発表基準	
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
	《大雨特別警報（浸水害）の発表条件》 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨(1時間におおむね30mm以上の雨)が更に降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報(浸水害)を発表する。 ①表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子がおおむね30個以上まとまって出現 ②流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子がおおむね20個以上まとまって出現 《大雨特別警報（土砂災害）の発表条件》 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子がおおむね10個以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨(おおむね30mm/h以上)が更に降り続けると予想される場合に、その格子が出現している市町村に発表する。	
暴 風	数十年に一度の強度の台風や	暴風が吹くと予想される場合
暴 風 雪	同程度の温帯低気圧により	雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

《令和4年11月24日現在》

(注) 発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

(3) 水防活動の利用に適合する警報及び発表基準

暴風雨、大雨、洪水の現象により、重大な水害又は被害の発生するおそれがある場合に行う水防活動用の気象注意報及び警報は、大雨注意報及び警報の発表をもって代え、水防活動用の洪水に関する注意報及び警報は、洪水に関する注意報及び警報の発表をもって代える。

(4) 防災気象情報

台風や大雨、大雪等の災害をもたらす気象現象が発生したとき、又は発生が予想されるときに、必要に応じて住民や防災関係者に当該現象の状況や今後の見通し、防災の留意点等をまとめて発表する情報

ア 早期注意情報（警報級の可能性）

警報級の現象が5日先までに予測されているときに、その可能性を「早期注意情報（警報級の可能性）」として[高]、[中]の2段階で発表する。大雨に関して[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があるとされる「警戒レベル1」となる。

イ 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、神奈川県気象情報

全国を対象とする「全般気象情報」、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象情報（関東甲信気象情報）」、各都府県を対象とした「府県気象情報（神奈川県気象情報）」がある。特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報の発表中に、現象の経過、予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続く可能性があるとは予測されたときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する神奈川県気象情報」という表題の気象情報により府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表する。

また、「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性のある程度高い場合に、気象庁が気象情報において、半日程度前から地方予報区単位等（例：関東甲信地方）で呼びかけを行う。

ウ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に、キキクルの「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間雨量が100mm以上）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに気象庁から発表する。

エ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等の激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、神奈川県東部、神奈川県西部を対象地域として発表する。情報の有効期間は発表から約1時間で、引き続き注意すべき状況が続く場合には再度発表する。

なお、本市は、神奈川県西部に含まれる。

オ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

警報・注意報が発表されたときに、実際にどこで「指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）」の予測値が警報・注意報の基準に到達すると予想されているのかが一目で分かり、土砂災害、浸水害、洪水の危険度の高まりを面的に確認できる情報

＜キキクル等の種類と概要＞

種 類	概 要	
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。	
	「注意」 (黄)	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
	「警戒」 (赤)	高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	「危険」 (紫)	危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当
	「災害切迫」 (黒)	命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 なお、浸水キキクルにおける「注意」(黄)、「警戒」(赤)、「危険」(紫)については、相当する警戒レベルは設定されていない。	
	「災害切迫」 (黒)	命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。	
	「注意」 (黄)	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
	「警戒」 (赤)	高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	「危険」(紫)	危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当
「災害切迫」 (黒)	命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当	
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。	

6 各種気象通報等

横浜地方気象台及び防災関係機関は、関係協定に基づき、次の気象通報を行う。

(1) 火災気象通報

横浜地方気象台は、消防法第22条の規定により、気象の状況が火災予防上危険と認められたときは、次のいずれかの基準により、神奈川県知事に対して通報する。ただし、通報基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む。）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

ア 実効湿度が55%以下で、最小湿度が35%以下になる見込みのとき。

イ 陸上で毎秒12m以上の平均風速が予想されるとき。

(2) 火災警報

市長は、火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発表することができる。

(3) 鉄道気象通報

横浜地方気象台は、鉄道事業施設の気象災害の防止に資するため、鉄道気象連絡会神奈川地方部会に対して、県内に発表した注意報、警報及び気象情報を通報する。

鉄道気象連絡会神奈川地方部会側の通報受領部局は、東日本旅客鉄道（株）東京地域本社とし、情報伝達にはファクシミリを用いる。

7 警報等の地域細分

特別警報・警報・注意報は、二次細分区域単位で発表される。

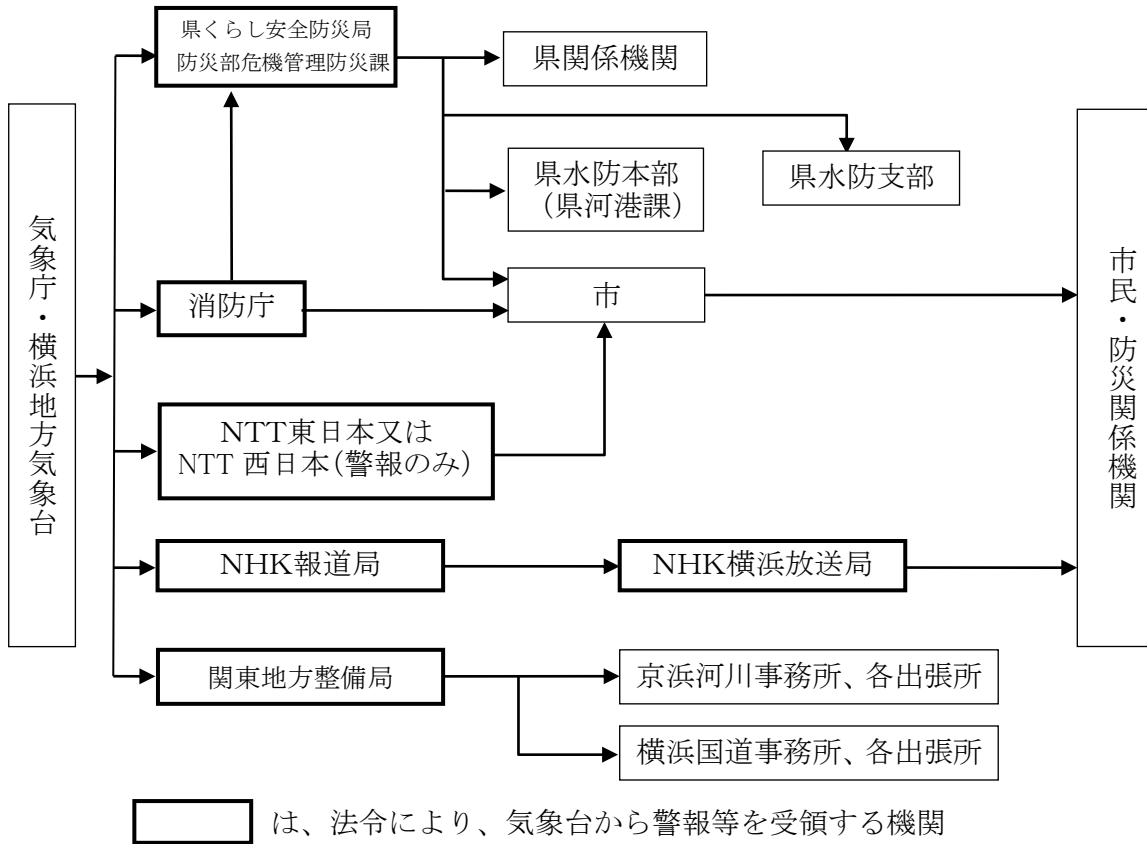
＜神奈川県における特別警報・警報・注意報や天気予報の発表区域＞

	一次細分区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域
神 奈 川 県	東 部	横 浜 ・ 川 崎	横浜市、川崎市
		湘 南	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、大磯町、二宮町
		三 浦 半 島	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
	西 部	相 模 原	相模原市
		県 央	秦野市、厚木市、伊勢原市、愛川町、清川村
		足 柄 上	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
		西 湘	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

8 予報・警報等の伝達系統図

気象庁が発表する気象警報等は、次の系統図に基づき伝達する。

＜予報・警報等の伝達系統図＞



第4節 土砂災害警戒情報

1 基本方針

横浜地方気象台と神奈川県は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長が避難指示を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう共同で土砂災害警戒情報を発表する。

市は、土砂災害警戒情報が発表された場合、市民への周知に努めるとともに、土砂災害警戒区域内の住民等に避難行動を促す。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局 (危 機 管 理 局)	★	土砂災害警戒情報等の収集、伝達に関すること。
	健 康 福 祉 局 こ だ も ・ 若 者 未 来 局 教 育 局 (学 校 教 育 部)	★	要配慮者利用施設への土砂災害警戒情報等の伝達に関すること。
	横 浜 地 方 気 象 台 神 奈 川 県	—	土砂災害警戒情報の発表に関すること。
関 係 関	そ の 他 の 防 災 関 係 機 関	—	土砂災害警戒情報等の伝達に関すること。

3 土砂災害警戒情報の発表・解除基準

土砂災害警戒情報は、警戒レベル4に相当する情報であり、大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が非常に高まったとき（降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標（土壌雨量指数）が土砂災害発生危険基準線に到達することが予測された場合）に発表される。

土砂災害警戒情報は、市町村単位で発表されるが、本市は、西部（緑区）と東部（中央区・南区）に分けて発表される。

発表された土砂災害警戒情報は、気象庁が作成する降雨予測に基づき、あらかじめ定められた監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときに解除される。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の下降状況や土砂災害の発生の情報等を鑑み、横浜地方気象台と神奈川県が協議のうえ解除される。

4 緊急調査の実施及び土砂災害緊急情報の通知

土砂災害緊急情報は、土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水を発生原因とする土砂災害が急迫しており、かつ重大な土砂災害が生ずることが予想される状況があると認められるときに、県又は国土交通省が緊急調査を行い、その結果、一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認められるとき又は土砂災害が想定される区域若しくは時期が明らかに変化したと認められるときに市町村に通知される。

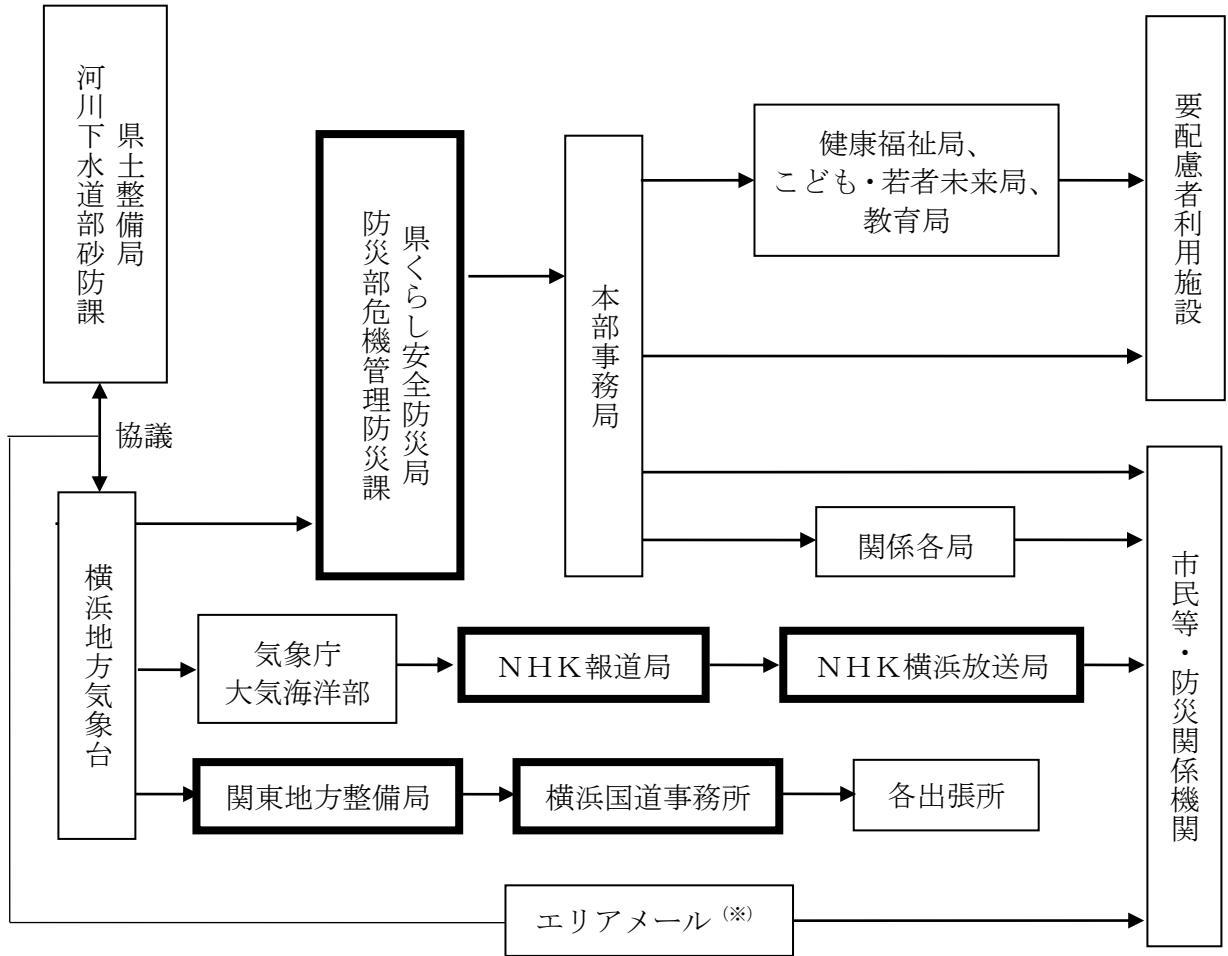
市は、土砂災害緊急情報が通知されたときは、市民への周知に努めるとともに、居住者等に避難行動を促す。

5 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、次の系統図に基づき市民等に伝達する。

また、本部事務局、健康福祉局、こども・若者未来局及び教育局は、土砂災害警戒区域等の危険区域内にある要配慮者利用施設の管理者等へ、その旨を連絡する。

＜土砂災害警戒情報の伝達系統図＞



(※) 神奈川県は土砂災害警戒情報が発表された場合に、対象地域にエリアメールを使用し市民等に伝達する。

は、法令により、気象台から情報を受領する機関

6 土砂災害防止法の対象施設に伝達する手段及び情報

(1) 対象施設への情報伝達方法

土砂災害防止法第8条に規定する対象施設（要配慮者利用施設）への情報伝達手段は、ファクシミリ、防災メール等とする。

本部事務局は、防災メール等を活用し、事前に申出のあった対象施設へ情報を伝達する。健康福祉局、こども・若者未来局及び教育局は、その他の手段を活用し、対象施設へ情報を伝達する。

(2) 対象施設への伝達情報

対象施設に伝達する情報は、次のとおりとする。

土砂災害に関する情報等	(1) 大雨警報（土砂災害）、大雨特別警報（土砂災害） (2) 土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報 (3) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 (4) その他土砂災害対策上有効な情報
-------------	---

第5節 洪水予報等

1 基本方針

横浜地方気象台と神奈川県は、洪水予報河川である相模川の中流（小倉橋から神川橋（平塚市・寒川町）までの区間）で洪水による被害の発生が予測される場合、相模川中流洪水予報を共同発表する。

また、神奈川県は、水位周知河川（境川、小松川、鳩川、串川、道保川及び道志川）で氾濫危険水位（水防法第13条に規定される洪水特別警戒水位）に達した場合等に、水位到達情報を発表する。

市は、発表された洪水予報及び水位到達情報について、市民への周知に努めるとともに、洪水浸水想定区域内の居住者等に避難行動を促す。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市担当	本 部 事 務 局 (危 機 管 理 局)	★	洪水予報等の収集、伝達に関すること。
	消 防 局		
	健 康 福 祉 局	★	要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達に関すること。
	こ ども ・ 若 者 未 来 局 教 育 局 (学 校 教 育 部)		
関 係 機 関	横 浜 地 方 気 象 台	-	洪水予報等の発表に関すること。
	神 奈 川 県		
	そ の 他 の 防 災 関 係 機 関	-	洪水予報等の伝達に関すること。

3 洪水予報等の種類、発表基準等

	種類	発表基準等
洪水予報	氾濫注意情報 (警戒レベル2 相当情報)	○氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。 ○氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。 ○避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき。
	氾濫警戒情報 (警戒レベル3 相当情報)	○氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ○避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき ○氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く。） ○避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く。）
	氾濫危険情報 (警戒レベル4 相当情報)	○氾濫危険水位に到達したとき。 ○氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき。 ○急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれるとき。
	氾濫発生情報 (警戒レベル5 相当情報)	○氾濫が発生したとき。 ○氾濫が継続しているとき。

	種類	発表基準等
水位到達情報	氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報)	○避難判断水位に到達したとき。
	氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報)	○氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達したとき。

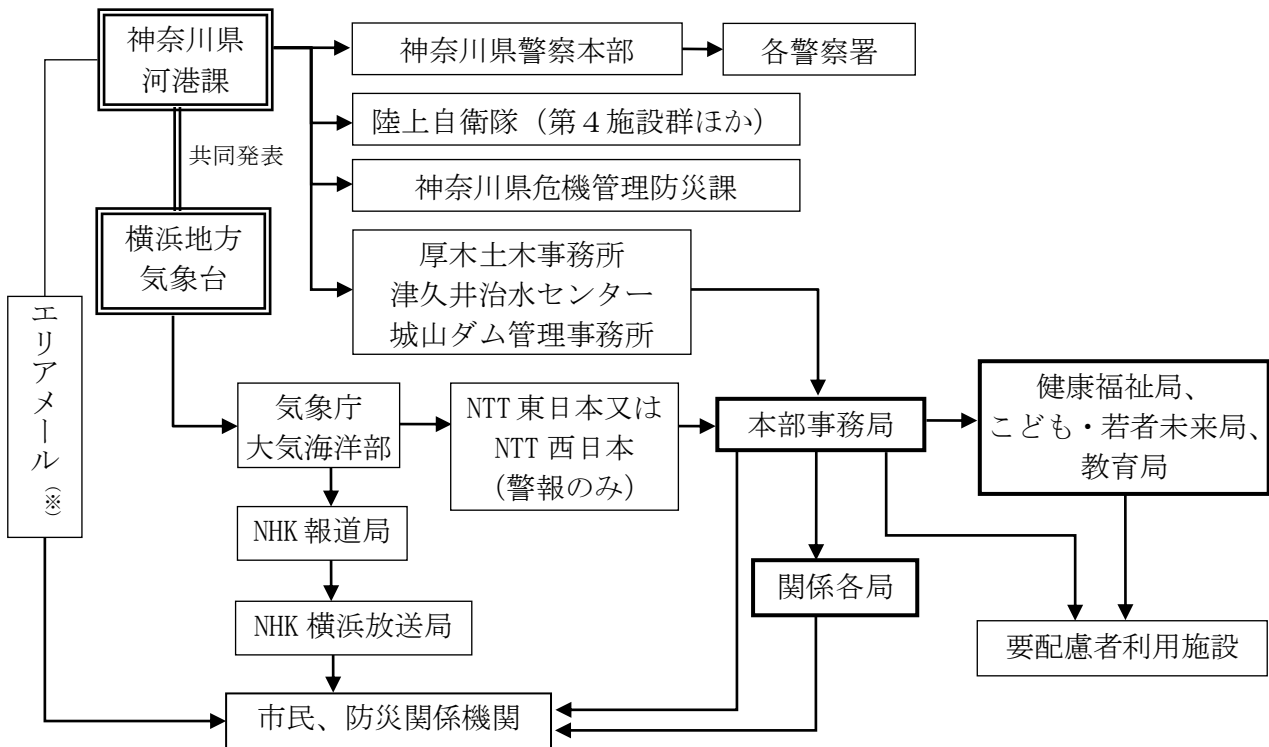
4 洪水予報等の伝達系統

(1) 相模川中流洪水予報

相模川中流洪水予報は、次の系統図に基づき市民等に伝達する。

また、本部事務局、健康福祉局、こども・若者未来局及び教育局は、洪水浸水想定区域等の危険区域内にある要配慮者利用施設の管理者等へ、その旨を連絡する。

＜相模川中流洪水予報伝達系統図＞



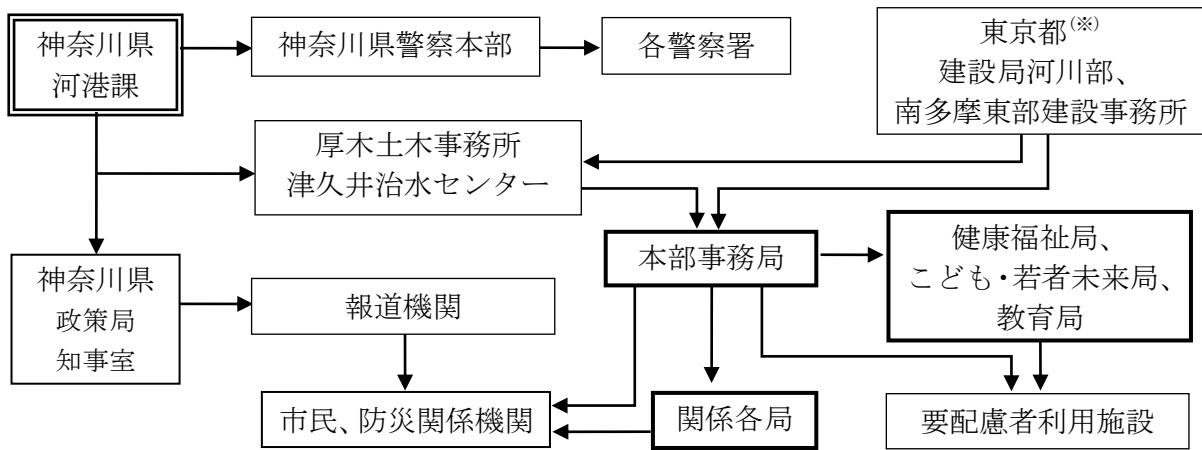
(※) 神奈川県は、氾濫危険情報及び氾濫発生情報を発表した場合に、対象地域にエリアメールを使用し市民等に伝達する。

(2) 水位到達情報

水位周知河川(境川、小松川、鳩川、串川、道保川及び道志川)に係る水位到達情報は、次の系統図に基づき市民等に伝達する。

また、本部事務局、健康福祉局、こども・若者未来局及び教育局は、洪水浸水想定区域等の危険区域内にある要配慮者利用施設の管理者等へ、その旨を連絡する。

＜水位到達情報伝達系統図＞



(※) 東京都は、境川（根岸橋、境橋）に関する氾濫危険情報のみを発表し伝達する。

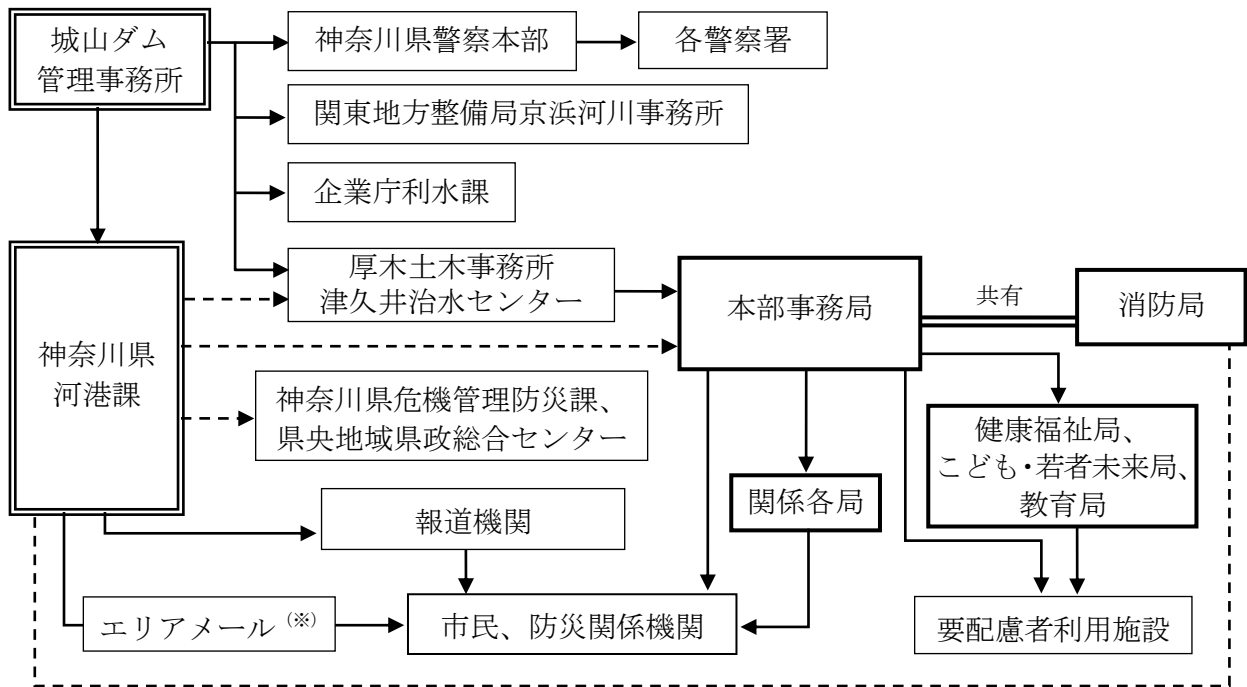
5 城山ダムにおける異常洪水時防災操作（緊急放流）に関する伝達系統

令和元年東日本台風の豪雨により、城山ダムにおいて運用開始以来、初めて異常洪水時防災操作（緊急放流）^(※) が実施されたことを踏まえ、神奈川県は、新たな情報共有の仕組みを構築し、緊急放流に関する情報連絡・共有体制を強化した。

市は、緊急放流に関する情報提供を受けたときは、次の系統図に基づき市民等に伝達し、相模川の洪水浸水想定区域内の住民等に避難行動を促すほか、必要に応じて避難支援を行う。

(※) 「異常洪水時防災操作（緊急放流）」とは、ダム貯水池が満水（貯留の限界）に近づいた段階において、ダムからの放流量をダム貯水池への流入量と同程度になるよう漸増させ、満水に達したときには流入量をそのまま下流に通過（放流）させる操作をいう。

＜城山ダム緊急放流に関する情報伝達系統図＞



---▶ : LINE WORKS、防災行政通信網による一斉情報発信の流れ

(※) 事前情報や解除情報等、緊急放流に関する情報の一部は配信されない。

<神奈川県から伝達される緊急放流に関する情報項目及び伝達のタイミング>

情報項目	情報伝達のタイミング
① 事前情報	緊急放流を実施する可能性が生じたとき（2～3日前）。
② 見込み情報	緊急放流を実施する時刻の見込みが明らかになったとき。
③ 3時間前予告	緊急放流を実施する予定時刻のおおむね3時間前
④ 見送り情報	想定より降雨量が少なかった等により、予定時刻での緊急放流の実施を見送ったとき。
⑤ 1時間前予告	緊急放流を実施する予定時刻のおおむね1時間前
⑥ 中止情報	想定より降雨量が少なかった等により、緊急放流を中止するとき。
⑦ 開始情報	緊急放流を開始したとき。
⑧ 継続情報	緊急放流実施後、更に放流量が増加し、氾濫等による甚大な被害が予測されるとき。
⑨ 解除情報	緊急放流を終了したとき。
⑩ 臨時情報	その他、①～⑨の定形外の情報伝達が必要となったとき。

6 水防法の対象施設に伝達する手段及び情報

(1) 対象施設への情報伝達方法

水防法第15条に規定する対象施設（地下街等、要配慮者利用施設及び延べ面積が1万平方メートル以上である工場、作業場又は倉庫）への情報伝達手段は、ファクシミリ、防災メール等とする。

本部事務局は、防災メール等を活用し、事前に申出のあった対象施設へ情報を伝達する。

健康福祉局、こども・若者未来局及び教育局は、その他の手段を活用し、対象施設へ情報を伝達する。

(2) 対象施設への伝達情報

対象施設に伝達する情報は、次のとおりとする。

洪水に関する 情報等	(1) 大雨特別警報（浸水害） (2) 相模川中流洪水予報（氾濫危険情報、氾濫発生情報） (3) 水位周知河川における水位到達情報（氾濫危険情報） (4) 城山ダムの緊急放流に関する情報 (5) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 (6) その他浸水対策上有効な情報
---------------	---

第6節 通信の運用

1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市担当	本 部 事 務 局	★	デジタル地域防災無線、防災行政用同報無線（ひばり放送）、簡易無線等の運用に関すること。 非常通信の依頼、アマチュア無線局の活用に関すること。
	財 政 局	★	加入電話の確保、運用に関すること。
	消 防 局	★	消防救急無線の運用に関すること。
	本 部 事 務 局	★	衛星携帯電話、簡易無線、災害用スマートフォン等の通信機器の運用に関すること。
	消 防 局		
区 本 部			
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	県防災行政通信網、災害情報管理システムの運用に関すること。
	そ の 他 の 防 災 関 係 機 関	—	非常通信の運用に関すること。

2 通信手段の確保

(1) 災害時の通信連絡

災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、加入電話（有線通信）、又は無線若しくはその他の通信により速やかに行う。

加入電話を使用する場合は、財政局が、次の回線を確保する。

災害時優先電話	非常災害時、発信する際にのみ、優先的に回線が確保される電話
一般加入電話	回線に輻輳 <small>ふくそう</small> のない状況下で使用。非常災害時、通話制限される電話

(2) 通信の統制

広域災害発生時においては、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、関係各局は必要に応じ、適切な通信統制を実施する。

(3) 通信施設の応急対策

災害発生時、通信施設の所有者又は管理者は速やかに施設を点検し、被害を受けた部分について応急対策を講じて通信を確保する。また、通信施設の所有者又は管理者は、相互の連携を密にし、必要に応じて相互協力をを行う。

3 消防救急無線の運用

消防局は、相模原市消防通信管理運用規程（平成22年相模原市消防局訓令第7号）に基づき、消防局と各消防署所の通信体制を確立し、消防救急無線の無線統制及び運用を行う。

(1) 無線局の種別

種 別	設置・配置場所	
基地局	消防指令センター、相武台、三井金沢、鉢岡山、青根橋津原、愛川トンネル、相模原八王子トンネル、小仏トンネル、小仏城山	
中継局	三角山（青野原山中）	
陸上移動局	可搬型無線装置	各指揮隊及び指令課
	車載型無線装置	各消防車両
	携帯型無線装置	各消防署所、指令課及び消防団部長以上
	署活動用無線局	各消防署所

(2) 通信の統制

基地局は、災害時に無線通信の円滑な運用を期するために、無線通信の統制を行う。

種 別	統制を必要とする場合	統制内容
第1統制	火災の発生に際し、通信が混乱し、又は混乱が予想され、通信統制をする必要があると認められる場合	基地局及び指揮本部並びに各消防署の指定された陸上移動局からの通信以外は行わない。
第2統制	大規模な火災等の発生又は多数の火災等の同時発生のおそれがある場合、通信統制をする必要があると認められる場合	基地局及び指揮本部からの通信以外は行わない。
第3統制	特に強力な通信統制をする必要があると認められる場合	基地局からの通信以外は行わない。

4 デジタル地域防災無線の運用

本部事務局は、相模原市防災行政用無線局管理運用規程（平成25年相模原市訓令第16号）に基づき、デジタル地域防災無線の運用を行う。

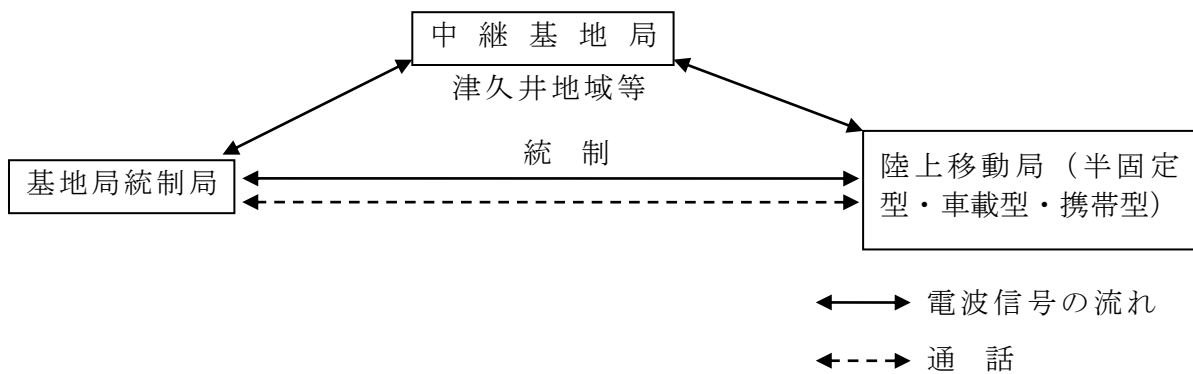
(1) 無線局の種別

種 別	設置・配置場所	
基地局統制局	消防指令センター	
中継基地局	三井金沢、三角山（青野原山中）、鉢岡山、青根橋津原	
中継局	小仏城山	
陸上移動局	車載型	公用車両
	半固定型	区役所、まちづくりセンター、公民館、メディカルセンター、小・中学校及び義務教育学校
	携帯型	防災関係機関、財政局、都市建設局ほか

(2) 通信の体系

災害発生時におけるデジタル地域防災無線の運用は、各対策所が移動局からの情報を、無線機を使用して集約することとし、また、基地局統制局が陸上移動局を必要に応じて統制する。

<システムの概要>



5 防災行政用同報無線（ひばり放送）の運用

本部事務局は、相模原市防災行政用無線局管理運用規程に基づき、防災行政用同報無線（ひばり放送）の運用を行う。

(1) 無線局の種別

種 別	用 途
防災行政用同報無線（ひばり放送）親局	子局の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局
同 子局（ひばり放送塔）	親局の通信の相手方となる拡声装置を持つ受信局
同 子局（戸別受信機）	屋内用の受信局

(2) 放送の方法

方 法	内 容
一斉放送	全市域に放送
一斉放送（A群・B群・C群）	固定系子局をA、B、C群に分け、同一の内容を群別に放送時間をずらして、全市域に放送
群別放送	おおむね各公民館を中心とした特定地域のみ放送
個別放送	子局単独の放送

6 県防災行政通信網の運用

県防災行政通信網は、専用線による「有線系」と地域衛星通信ネットワークによる「衛星系」の2系統の回線が相互にバックアップを行うことにより、災害時においても信頼度の高い通信網を確立しているほか、庁舎外でも使用可能な閉域LTE網を備えている。サーバ等の主要機器をデータセンターに設置しており、県庁基幹局が万一被災した場合でも、代替災害対策本部となる県総合防災センターから、国・県主要機関、ライフライン機関、公共交通機関等との通信も可能となっている。

県防災行政通信網の通信機器について、本市の設置場所は次のとおりである。

区 分	設 置 場 所
受令端末	消防指令センター ○危機管理局 危機管理課 情報通信室（1台）、災害対策室（1台） ○消防局 指令課 通信指令室（1台）
スマートフォン （閉域LTE・ 庁内sXGP）	消防指令センター ○危機管理局 危機管理課 情報通信室 （閉域1台、庁内1台、庁内＜衛星対応＞1台） ○消防局 警防課（閉域1台）、指令課 通信指令室（庁内1台）
IP電話	消防指令センター ○消防局 指令課 事務室（＜衛星対応＞1台）、 警防課（1台）、講堂（1台）
共用網電話	消防指令センター ○危機管理局 危機管理課 情報通信室（1台）

7 衛星携帯電話及び簡易無線等の運用

発災時に一般電話や携帯電話が繋がりにくい場合、途絶した場合等に、現地との情報連絡を的確に行うため、区本部、現地対策班、避難所等、救護所等に配置した簡易無線、衛星携帯電話（避難所を除く。）等を運用する。

8 その他通信施設の運用

（1）防災関係機関等に対する非常通信の依頼

本部事務局は、災害の状況により、市有の無線が使用不能となり、他に有効な手段がないときは、関東地方非常通信協議会会則（昭和45年4月）に基づき、その構成機関所有の無線局に非常通信（総則・予防計画編第2款「第5章 応急対策への備え」予-59参照）を依頼する。

（2）アマチュア無線局の活用

本部事務局は、災害の状況により、必要に応じて、相模原市役所アマチュア無線クラブを通じて、アマチュア無線局に協力を依頼する。

第7節 災害情報の収集伝達

1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	異常現象の通報、被害状況の取りまとめ及び災害資料の作成、県への被害及び活動状況の報告に関する事。
	消 防 局	★	国・県への災害即報に関する事。
	区 本 部	★	区内の被害状況の取りまとめ及び災害資料の作成、本部への報告に関する事。
	財 政 局	●	罹災証明書（火災を除く。）の発行に係る住家等及び市有建物の被害調査に関する事。
	区 本 部		
	都 市 建 設 局（土 木 部）	★	道路被害調査に関する事。
	関 係 各 局	★	所管施設等の被害調査及び本部への報告に関する事。 被災者台帳の作成・利用、安否情報の確認及び回答に関する事。
区 本 部			
関 係 機 関	防 災 関 係 機 関	—	被害状況等の情報交換に関する事。

2 異常現象の通報

(1) 発見者の通報義務

災害が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、遅滞なく市長又は警察官に通報する。この場合、通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報する。

(2) 市長の処置

異常現象の通報を受けた場合、市長は、県知事及び関係機関に通報する。ただし、その現象が自然現象である場合は、横浜地方気象台に併せて通報する。

3 被害状況等の収集体制の確立

(1) 情報収集・伝達体制の確立

関係各局は、所管事項等の被害状況を調査し、活動状況等と併せて本部事務局へ報告するとともに、応急対策活動に必要な関連情報等は、本部事務局から収集する。本部事務局は、災害の状況により現地情報収集班（オートバイ隊）の運用や協定締結先の無人航空機（ドローン）による支援を要請し、情報収集に努める。

ただし、区本部、現地対策班から提供された地域の被災状況や風水害時避難場所・避難所に関する情報等の総合的な収集は区本部を経て本部事務局が行い、関係各局への仕分けを行う。関係各局等は、情報連絡員等の派遣を通じて、本部事務局から所管事項の関連情報を収集し、各種の対応を行う。

また、防災関係機関は、被害情報等の情報収集体制を確立する。

(2) 情報の報告の手段

- ア 被害状況等の報告は、有線又は無線等の通信手段のうち、最も迅速・確実な手段を使う。
- イ 有線が途絶した場合は、デジタル地域防災無線、消防救急無線、県防災行政通信網、警察無線、関東地方非常通信協議会構成員所属無線局又はその他の無線を利用する。
- ウ 通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣するなど、あらゆる手段を活用して報告する。

4 被害調査

(1) 住家等被害調査

財政局は、区本部と連携して被害調査班を編成し、内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき調査を実施する。また、調査結果を取りまとめ、本部事務局及び区本部（罹災証明書発行担当）へ報告する。

なお、必要に応じて、県や応援協定団体等へ調査員等の派遣を要請し、内閣府が定める「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」等を参考に、効果的な調査体制を確保する。

(2) 市有建物被害調査

財政局は、被害調査班を編成し、「住家及び市有建物の被害調査実施要領」に基づき、区本部と連携し市有建物の被害調査を行う。調査は、調査員が行い、市災害対策本部に報告する。

(3) 道路被害調査

都市建設局は、道路被害について、警察、道路管理者等の関係機関と連携して調査・情報収集を行い、市災害対策本部に報告する。

(4) その他の被害調査

関係各局は、その他の所管施設等の被害について、それぞれで定める調査要領等に基づき、調査を行い、市災害対策本部に報告する。

5 被災者台帳の作成

(1) 被災者台帳の作成

本部事務局及び区本部は関係各局と連携し、被災者の援護を総合的かつ効率的に行うために必要と認めた場合、罹災証明書や災害救助法に基づく各種報告書等を活用して次の被災者情報を記載又は記録した被災者台帳の作成に努める（災害対策基本法第90条の3）。

市長は、被災者台帳作成のため、必要があると認めるときは、関係自治体の長等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

<被災者台帳に記載又は記録する被災者情報>

- | | | | |
|--|----------|-----|---------|
| ○氏名 | ○生年月日 | ○性別 | ○住所又は居所 |
| ○住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況 | ○援護の実施状況 | | |
| ○災害時要援護者であるときは、その旨及び災害時要援護者に該当する事由 | | | |
| ○その他（連絡先、世帯構成、罹災証明書の交付状況など、災害対策基本法施行規則第8条の5に定める事項） | | | |

(2) 被災者台帳に記載し、又は記録された情報（台帳情報）の利用及び提供

市長は、被災者に対する援護の実施に必要な限度で、災害対策本部内において台帳情報を利用することができる。

また、台帳情報の提供について申請があった場合、次のいずれかに該当し、かつ当該申請が不当な目的によるものでないと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより、知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときに、当該申請に係る台帳情報を提供することができる（災害対策基本法第90条の4及び同法施行規則第8条の6）。

<台帳情報を提供できる場合>

- | |
|---|
| ○本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。 |
| ○他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への援護に必要な限度で利用するとき。 |

6 安否情報の確認・提供

市長は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があったときは、災害対策基本法第86条の15に基づいて回答することができる。

このため、区本部は関係各局と連携し、避難者名簿、行方不明者名簿、被災者台帳等を活用し、照会された市民等の安否情報を確認する。

回答の際は、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答し、又は備えるため、必要な限度で当該情報を利用し、必要に応じて関係自治体、警察署等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

なお、特別事情情報対象者等も含まれるため、所在等の個人情報を伝えることのないよう慎重に対応するものとする。

7 神奈川県等への報告

(1) 危機管理局

次の項目について県防災行政通信網等を利用して、県へ報告する。また、県災害情報管理システムの運用開始の通報を受理した後は、被害速報、被害詳細報告、被害確定報告を逐次県災害情報管理システムで報告する。

なお、通信障害等によりオンラインによる報告が不可能なときは、報告書を作成し、県防災行政通信網等を活用して報告する。

- ア 被害状況等報告
- イ 被害の程度
- ウ 人的・建物被害等（災害発生・被害中間）報告
- エ 公共施設等被害（災害発生・被害中間）報告
- オ 避難状況・救護所開設状況（速報・中間）報告
- カ 確定報告

(2) 消防局

被害状況等を火災・災害等即報要領等に基づき、県に報告する。

ただし、直接即報事案に該当する場合は、直接消防庁へ報告する。

【県への報告先】

消防保安課	電話	045-210-3436	(平日8:30~17:15)
指令情報室		045-210-3456	(上記以外)
消防保安課	ファクシミリ	045-210-8829	(平日8:30~17:15)
指令情報室		045-201-6409	(上記以外)

【消防庁への報告先】

(NTT回線)	電話	03-5253-7527	(平日9:30~18:15)
		03-5253-7777	(上記以外)
	ファクシミリ	03-5253-7537	(平日9:30~18:15)
		03-5253-7553	(上記以外)

【消防庁災害対策本部等連絡先】

(NTT回線)	電話	03-5253-7510
	ファクシミリ	03-5253-7553

8 関係機関等との協力

県、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、必要に応じ相互に被害状況等について情報の交換を行う。

第8節 災害時の広報・広聴

1 基本方針

災害時には、市民の情報に対する必要性が飛躍的に高まることから、市及び防災関係機関は、適切かつ効果的な広報活動を実施し、情報不足による不安や混乱等を防止するとともに、生活関連情報の提供や問合せに適切に対応し、混乱の防止及び人心の安定を図る。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	情報通信システムの活用に関すること。
	市 長 公 室		
	市 長 公 室	★	災害広報及び報道機関との連絡調整に関すること。
	市 長 公 室	★	初期間合せ窓口の設置・対応、災害相談室の設置・運用に関すること。
	区 本 部		
	市 民 局		
	市 長 公 室	★	災害時要援護者への配慮に関すること。
	市 民 局		
	健 康 福 祉 局		
	消 防 局	★	災害広報に関すること。
	消 防 団		
関 係 各 局	★	広報広聴活動への応援協力に関すること。	
関 係 機 関	(株) エフエムさがみ	-	関連事項の広報活動及び相互協力に関すること。
	横浜エフエム放送(株)		
	(株) ジェイコム湘南・神奈川		
	相模原市印刷広告協同組合		
	防 災 関 係 機 関		

3 災害広報の実施

市長公室、消防局及び消防団は、災害発生時に市民に対して、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、市民が適切な行動をとるように広報を実施する。

4 広報事項

(1) 市長公室、消防局及び消防団は、適切かつ効果的な広報媒体の活用、広報内容等を想定した広報計画に基づき、災害発生後の時間的推移に応じた広報活動を行う。

(2) 注意報・警報等発表時等の主な広報事項

時 期	広報事項	広報媒体
注意報・警報等発表時の広報	(1) 注意報、警報等に関する事項 (2) 災害の防止に関する事項 (3) 災害発生時への準備に関する事項	(1) ひばり放送 (2) CATV (3) ラジオ放送 (4) 防災メール (5) 市災害情報X (6) tvkデータ放送 (7) 市ホームページ等 (8) 相模原市LINE公式アカウント

時 期	広報事項	広報媒体
災害警戒時の広報	(1) 災害に関する情報、気象情報、河川水位、浸水状況等 (2) 避難の準備、指示、要請、規制に関する事項 (3) 出火防止、初期消火、消火活動に関する事項 (4) 市災害対策本部の設置等の対応状況 (5) その他必要な事項	(1) ひばり放送 (2) CATV (3) ラジオ放送 (4) 防災メール (5) 市災害情報X (6) まちづくりセンター、・避難所等での広報 (7) 広報車等 (8) 緊急時の速報メール (9) 防災アプリ (10) 市ホームページ (11) tvkデータ放送 (12) 相模原市LINE公式アカウント
その後の広報	(1) 災害に関する情報、気象情報等 (2) 被害状況及び応急活動の情報 (3) 避難所等、救護所の開設及び避難誘導情報 (4) 生活関連情報 ア 食料、飲料水、生活必需品等の供給状況及び今後の見通し等 イ 道路及び交通機関、ライフライン、病院・診療所の復旧等の情報 (5) 各機関の対応状況等 (6) 地域ごとの被害状況、被害なし情報、安否情報 (7) 混乱等防止のため流言の打ち消し情報 (8) 全体的な安心情報、励まし等 (9) 不足物資、人員等の応援要請情報 (10) 救援物資、ボランティアの要請	(1) ひばり放送 (2) CATV (3) ラジオ放送 (4) 防災メール (5) 防災アプリ (6) 市災害情報X (7) まちづくりセンター、避難所等での広報及び掲示 (8) 新聞、テレビ等 (9) 広報車等 (10) 市ホームページ等 (11) tvkデータ放送 (12) 相模原市LINE公式アカウント
災害復旧・復興期の広報	(1) 生活関連情報(交通機関、ライフラインの復旧状況、食料・生活必需品の流通情報等) (2) 復旧に必要な各種情報(罹災証明書、仮設住宅、住宅応急修理、税金等の減免及び支払猶予、がれき処理等) (3) 各種行政機能の復旧状況 (4) 相談窓口の紹介	(1) ひばり放送 (2) CATV (3) ラジオ放送 (4) 防災メール (5) 防災アプリ (6) 市災害情報X (7) まちづくりセンター、風水害時避難場所・避難所等での広報及び掲示 (8) 新聞、テレビ等 (9) 広報車等 (10) 市ホームページ等 (11) tvkデータ放送 (12) 相模原市LINE公式アカウント

5 広報の方法

(1) 市民への広報

ア 防災行政用同報無線（ひばり放送）

気象情報や大雨、強風等に対する災害防止の呼びかけ、避難誘導、被害状況及び避難生活関連情報の広報並びに情報伝達媒体の柱とする。

イ 広報紙

- (ア) 協定締結団体と連携して、発行体制を早期に整える。
- (イ) 個別情報等で情報量が多大になるものについては、情報入手先を明記する等の対応を行い、被災者の情報ニーズ全てに対して対応できる紙面構成とする。
- (ウ) 広報紙は、通常の配布手段が活用できない場合、避難所等、区役所、まちづくりセンター、公共施設等で掲示、配布を行う。また、民間業者やボランティア等による個別配布や、市外で避難生活を送る被災市民のためにも市ホームページへの掲載等に努める。

ウ 情報システム及びインターネットの活用

- (ア) 緊急速報エリアメール、緊急速報メール及び防災メール等を活用し、警報・避難情報等を、携帯電話等へ一斉に即時配信する。
- (イ) 市ホームページ及び市災害情報X等を活用し、迅速に各種の災害情報を提供するとともに、X等による情報の随時把握に努める。
- (ウ) 「さがみはら防災マップ」を活用し、避難所等の開設状況及び混雑状況に関する情報を提供する。
- (エ) その他の情報システムや電子メールを活用し、災害情報の提供や被災者等からの情報収集に努める。
- (オ) 市が行う警報や避難指示等の伝達に際し、インターネット情報ポータルサイト運営事業者（グーグル（株）、LINE ヤフー（株））と協力し、インターネットを活用した情報提供に努める。また、LINE ヤフー（株）が提供する「Yahoo!防災速報」や三井住友海上火災保険（株）が提供するアプリ「スマ保災害時ナビ」を利用し、市からの災害に関する情報を配信する。

エ 広報車等

特にきめ細かい情報提供や避難誘導を行う必要がある場所に、防災行政用同報無線（ひばり放送）等による情報伝達活動の補助的手段として活用する。

なお、前表中の「その後の広報」及び「災害復旧・復興期の広報」において、特にきめ細かな情報提供が必要な場合は、関係各課が公用車等を活用し実施する。

オ 放送機関の活用

（株）エフエムさがみとの「災害情報等の放送に関する協定書」及び横浜エフエム放送（株）との「災害時における放送要請に関する協定」に基づくラジオ放送並びに地上デジタル放送を活用し、ひばり放送や防災メールの情報伝達を補完する。

- (ア) テレビのデータ放送を活用し、防災メールや市ホームページの内容を、tvk（テレビ神奈川）に表示する。
- (イ) 災害により、市内に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害情報をJ:COM（ジェイコム湘南・神奈川）に表示する。

(2) 報道関係機関等との連携

市長公室は、次のように報道機関との連絡調整等を行う。

ア 放送機関への要請

日本放送協会横浜放送局、（株）アール・エフ・ラジオ日本、（株）テレビ神奈川への放送要請等については、県地域防災計画による放送協定に基づき県を通じて行う。また、放送協定に基づき災害情報の放送要請を協定締結団体へ行い、市民へ災害情報を提供する。

イ 報道機関との連携

取材への対応は、原則として記者会見、資料提供、掲示板への掲出により行う。

(ア) 記者会見

被害状況に応じて緊急又は定期的に記者会見を行い、市災害対策方針、被害状況等の情報提供を行う。

(イ) 記者会見の場所

記者会見の会場については、応急対策活動の実施に影響しない適切な場所を設定して行う。

ウ 報道機関対応担当者の設置

報道機関への対応は、専任の担当者を置くとともに、情報の提供方法、情報内容及び広報のマニュアルを作成し、定期的に整理し、統一された情報提供を行い、情報の混乱を防止する。

6 防災関係機関の広報活動

- (1) ライフライン事業者、交通機関など、その他の防災関係機関は、あらかじめ定める災害時の広報計画に基づいて市民、利用者への広報活動を実施するものとする。
- (2) 広報活動の実施に当たっては、市災害対策本部と提供情報の共有化を図る。また、防災関係機関と市災害対策本部は、必要に応じて相互に広報の協力を要請するものとする。

7 初期の問合せ窓口の設置及び対応

市長公室、区本部は、災害発生直後の被災した市民の心理的な安定を図り、混乱の発生を防ぐとともに、災害対策活動が円滑に行えるよう、初期の問合せに対する窓口を設置する。

- (1) 役割
 - ア 市長公室は、市民、報道機関、国、他の地方公共団体等の各方面からの問合せに対する一次的な対応及び担当部局への振り分けを行う。
 - イ 区本部は、被災者のニーズ、混乱等の発生の危険を察知する情報を入手し、関係各局での対策に反映させる。
- (2) 運営体制
 - ア 市民に公表する情報は、市長公室が準備する。
 - イ 問合せ窓口の運営は、区本部が中心となっており、必要に応じて他局からの応援職員を要請して運営に当たる。なお、市長公室は、コールセンターの業務継続に努める。
 - ウ 運営時間等は、対策活動の推移、被害状況、問合せ状況等から随時体制を見直し、必要な体制を整える。
 - エ 本部事務局と常に密接な連携体制をとり、最新情報の収集に努めるとともに、情報の適切な取捨選択を行い、効果的な情報提供を行う。

8 広聴活動

- (1) 災害相談室の開設
 - ア 区本部は、災害の状況に応じて、災害相談室を開設し、広聴活動を行う。
 - イ 市民局は、相談員の確保を行う。
- (2) 災害相談室における活動
 - ア 災害相談室では、各局及び防災関係機関が協力し、総合的に市民の被災及び復旧に係る相談、要望等を聴取する。
- (3) 災害相談室の設置場所
 - ア 災害相談室は、原則として各区役所の市民相談室に設置する。
 - イ 被害等により市庁舎等が使用できない場合は、復旧までの間、周辺の公共施設に設置する。
- (4) 相談及び要望等の受付方法
 - ア 相談及び要望等の受付は相談室窓口で直接又は電話により行うが、聴覚障害者等に配慮し、電子メール又はファクシミリによる受付も行う。
- (5) 要望等の処理
 - ア 聴取した要望等については、関係局及び防災関係機関に連絡し、必要に応じて相互の調整を行い、復旧計画に反映させるものとする。

9 広報・広聴活動における災害時要援護者への配慮

- (1) 聴覚障害、視覚障害者への対応
 - ア 市長公室は、健康福祉局と連携し、各広報事項について、文字媒体と音声媒体の両方を活用し、聴覚障害者及び視覚障害者への情報提供に配慮する。
- (2) 外国人等への対応
 - ア 市民局は、日本語の理解が困難な外国人のために、理解しやすい日本語で対応するとともに、外国人相談窓口の設置、通訳ボランティア等の派遣等を行う。また、「マイ広報さがみはら」や「カタログポケット」(多言語ユニバーサル情報配信ツール)により多言語化された災害広報紙を外国人等に周知する。

第9節 応援要請

1 基本方針

他の地方公共団体等の応援が必要な場合は、相模原市災害受援計画及び各種応援協定に基づき、迅速に応援を要請し、活動体制を強化する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	地方公共団体等（協定先を除く。）への応援要請、自衛隊派遣要請、在日米軍との応援要請に関する事。
	市 長 公 室	★	在日米軍との連絡調整に関する事。
	総 務 局	●	行政応援の受入れ、受入施設の確保に関する事。
	消 防 局	★	緊急消防援助隊の応援要請に関する事。
	関 係 各 局	★	協定団体等への応援協力要請に関する事。
関 係 機 関	防 災 関 係 機 関	—	各種の応援協力に関する事。

3 他の地方公共団体等への応援要請

(1) 応援の要請

本部事務局は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するに当たり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められるときは、次の基準に基づき応援を要請する。

ア 各部、各班の対応をもってしても、災害応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められる場合

イ 特別な技術・知識・経験等を要する職員が不足し、他の地方公共団体等の職員の応援を必要とする場合

ウ その他応援の必要があると認めた場合

(2) 応援要請の種別

要 請 先	要請の内容	根拠法令
県知事	応援の要求及び災害応急対策の実施要請	災害対策基本法第 68 条第 1 項
	指定行政機関及び指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣あっせん要請	災害対策基本法第 30 条第 1 項
	他の自治体職員の派遣あっせん要請	災害対策基本法第 30 条第 2 項
	普通地方公共団体（委員会、委員を含む。）の職員の派遣	地方自治法第 252 条の 17
	自衛隊の派遣要請	自衛隊法第 83 条 災害対策基本法第 68 条の 2 第 1 項

要 請 先	要請の内容	根拠法令
	緊急消防援助隊の応援要請	消防組織法第 44 条及び 45 条
他の市町村長	応援の要求及び災害応急対策のための応援の要求	災害対策基本法第 67 条第 1 項
自衛隊	自衛隊の派遣要請 (県知事に派遣要請が出来ない場合の通知)	災害対策基本法第 68 条の 2 第 2 項
指定地方行政機関の長、指定公共機関の長	職員の派遣要請	災害対策基本法第 29 条第 2 項
その他の団体	協定等に定める事項	各種災害時応援協定

4 応援要請の手続

(1) 本部事務局は、次の場合に応援要請を行う。

応援要請に当たっては、要請内容、担当者氏名、連絡先、集合場所等について明らかにし、文書により行う。ただし、事態が緊急を要する場合は、電話等の手段により要請を行い、事後速やかに正規の手続をとる。

ア 危機管理局が窓口となっている災害時応援協定（行政機関への応援要請含む。）

イ 自衛隊への災害派遣要請

ウ 個別協定に基づかない応援要請（一般ボランティア含む。）

(2) 関係各局は、次の場合に応援要請を行う。

応援要請に当たっては、要請内容、担当者名、連絡先、集合場所等について明らかにし、文書により行う。ただし、事態が緊急を要する場合は、電話等の手段により要請を行い、事後速やかに正規の手続をとるとともに、本部事務局に報告する。

ア 各局・各区内の所管課が窓口となる協定に基づく応援要請

イ 専門職等による国の調整に基づく応援要請

ウ 所管課に直接他機関からの応援の申出があった場合の要請

5 経費の負担

応援を要請した場合に要した経費は、原則として、要請した市が負担する。

6 応援職員の受入れ

関係各局は、応援職員の受入れに当たっては、次のとおり、受入れを行う。なお、総務局は、必要に応じて食料等の調達や宿泊場所の確保など、受入体制を補完する。

(1) 受入れの準備

ア 必要な資機材の準備

イ 活動拠点の確保

ウ 要請する業務内容・手順等の整理

エ 宿泊場所の確保（応援団体による確保が困難な場合）

(2) 受入れ

ア 受付及び業務内容等の説明

イ 情報共有及び業務管理

ウ 業務の実施状況の報告・調整

エ 交代に係る対応

(3) 受入れの終了

応援職員等が従事する業務が終了する場合や、局内調整等により業務に必要な人員が充足された場合など、受入れの必要が無くなる見込みとなった場合は、応援団体と連絡調整を行い、受入れを終了する。

7 広域応援活動拠点等の確保

警察、消防、自衛隊、国土交通省 TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）、ライフライン事業者、他の自治体職員等の応援を受け入れる際には、活動者が市内に進出する際の目標として一時的に集結する場所となる進出拠点や宿营地、車両置場、資機材置場等として使用する広域応援活動拠点が必要となることから、市、県、民間施設等を活用し、円滑な受入体制の確保を図る。

広域応援活動拠点等を指定する際には、「災害時における広域応援活動拠点等指定要綱」に基づき、関係各局や施設管理者と連携し、各区に適切に配置するとともに施設の調査を定期的に行い、広域応援活動拠点等の有効性の確保に努める。

8 消防の広域応援要請

市長は、「神奈川県内消防広域応援実施計画」に基づく応援及び緊急消防援助隊の応援を受けると認められる場合は、県知事に対し応援要請を行う。なお、緊急消防援助隊について、県知事と連絡を取ることができない場合には、直接、消防庁長官に対して応援要請を行う。

9 自衛隊に対する災害派遣要請

(1) 災害派遣要請の範囲

自衛隊に災害派遣を要請する範囲は、原則として人命及び財産の救護を必要としたときで、おおむね次のような場合とする。

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動

イ 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときの避難者の誘導、輸送等

ウ 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合において、通常他の救援活動に優先して行う捜索救助

エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対する土のう作成、運搬、積込み等の水防活動

オ 消防活動

火災に対して、防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して行う消火活動（消火薬剤等は、原則として市が提供）

カ 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が欠損し、又は障害物がある場合の啓開又は除去

キ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対する応急医療、救護及び防疫（薬剤等は、原則として市が提供）

ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合）

ケ 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水の実施

コ 物資の無償貸付け又は譲与

防衛省所管に属する物品の無償貸付け及び譲渡等に関する省令に基づく、被災者に対する生活必需品等の無償の貸付け又は救じゅつ品の譲与

サ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて実施する火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去

シ その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについての所要の措置

(2) 災害派遣要請要領

ア 市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条の2第1項に基づき、県知事に対し、自衛隊法第83条第1項の規定による要請をするよう求める。

イ 市長は、通信の途絶等により県知事への要請ができない場合は、災害対策基本法第68条の2第2項に基づき、防衛大臣又はその指定する者に対して、その旨及び災害の状況を通知する。

ウ 市長は、上記イによる通知をしたときは、速やかに、その旨を県知事に通知する。

エ 要請窓口

(ア) 県知事への要請先は、県くらし安全防災局防災部危機管理防災課とする。

(イ) 自衛隊への通知先は、陸上自衛隊第4施設群（座間駐屯地）とする。

オ 要請に必要な事項

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となる事項

(3) 災害派遣部隊の受入体制

自衛隊に対する派遣要請を県に依頼する場合は、次の事項について検討し、受入体制の整備に努める。

ア 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

本部事務局は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう、重点的、効率的な作業分担（各担当局が作成）の作成に努める。

イ 作業計画の作成及び資機材等の準備

本部事務局は、自衛隊に対し作業を要請するに当たっては、作業計画（各担当局が作成）を作成するとともに、作業に必要な資機材等をあらかじめ準備し、かつ、諸作業に関係ある管理者と緊密な連絡を図るものとする。

ウ 宿营地等の準備

(ア) 本部事務局は、自衛隊の活動が円滑に遂行されるようヘリポート及び資機材の受入施設の確保に努める。

(イ) 本部事務局は、派遣された部隊に対し、必要に応じ宿营地として広域応援活動拠点等を確保する。

エ 現地連絡班の受入れ

現地連絡班が派遣されたときは、市有施設又は自衛隊の指揮連絡に適した場所に連絡所を設置する。

オ 通信要員の派遣

自衛隊の活動中は、通信要員を派遣し、活動状況の把握に努めるとともに、市災害対策本部との連絡調整に努める。

カ 連絡調整窓口の一本化

本部事務局は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、災害状況に応じ連絡窓口を明確にする。

キ 県知事への報告

本部事務局は、自衛隊の活動状況等を随時県知事に報告する。

(4) 災害派遣要請内容の変更

自衛隊の派遣期間、人員等に変更を必要とする場合、その理由を付して県知事に対して依頼する。

(5) 経費の負担

自衛隊の救援及び復旧活動に要した経費は、原則として市が負担し、その内容はおおむね次のとおりとする。

- ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備品を除く。）の購入費、借上料及び修繕料
- イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料等
- ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料等
- エ 派遣部隊が救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備品を除く。）の補償
- オ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義がある場合は、派遣部隊等の長と協議する。

(6) 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、派遣部隊の長及び各関係機関等の協議により、市民生活の安定、復興に支障がなく、災害派遣要請の目的が達成されたとき、又はその必要性がなくなったと認められた場合には、県知事に対し撤収要請を行う。

10 海上保安庁に対する応援要請

市長は、災害に対処するに当たり、海上保安庁の航空機等の応援の必要があると認めるときは、県知事（県災害対策本部）に要請を行う。なお、災害による混乱等によって県と連絡が取れない場合は、海上保安庁（横浜海上保安部）に直接要請を行う。

また、海上保安庁に要請を行う事象はおおむね次のとおりとする。

- (1) 航空機等を活用した情報収集活動
- (2) 道路の寸断等による孤立地域の救出・救助活動
- (3) 浸水によって、被災地域から逃げ遅れた被災者の救出・救助活動
- (4) 航空機等による傷病者、医師、避難者及び救援物資等の緊急輸送
- (5) その他市長が必要と認めた場合

11 在日米軍に対する応援要請

(1) 県への要請

市長は、災害に対処するため緊急の必要があると認めるときは、県を通じて在日米軍に対し応援を要請する。また、県が在日米軍に対して応援要請を行った場合は、市は、円滑な活動が行えるように支援を行う。

(2) 覚書に基づく要請

市長は、災害が発生した際に、必要がある場合は、在日米陸・海軍に対し、市民及び米軍基地（相模総合補給^{ほきゆうしょう}廠、キャンプ座間及び相模原住宅地区並びに厚木海軍飛行場）の勤務者及び居住者の安全を確保するために在日米陸・海軍と締結した「災害準備及び災害救援活動に関する相模原市と在日米陸軍基地管理本部との覚書」、「災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する相模原市と米海軍厚木航空施設司令部との覚書」及び「消防相互援助協約（相模原市及び在日米陸軍基地管理本部）」に基づき、避災者の受入れ等の災害救援活動及び災害対応準備活動並びに消防援助活動を要請する。

12 海外からの支援の受入れ

災害対策基本法第24条による非常災害対策本部等が海外からの支援の受入れを本市に決定した場合には、市は、その受入れと円滑な活動の支援に努めるものとする。

第10節 応援派遣等

1 基本方針

市は、他の地方公共団体の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応援を求められた場合は、迅速に派遣体制を確立する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	応援派遣の総合調整に関する事 被災地復興支援本部の設置及び運営に関する事。
	総 務 局	★	派遣職員等の調整及び派遣職員へのバックアップに 関する事。
	財 政 局	★	派遣に要する資機材・物資・車両等の調達に関する 事。
	関 係 各 局	★	職員の応援派遣に関する事。 その他災害対策本部設置時の所掌業務に準じた被災 地支援業務の実施に関する事。
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	応援派遣の連絡調整等に関する事。 (個別協定や指定都市市長会等の枠組による場合を 除く。)

3 情報収集

他の地方公共団体の区域内に大規模な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、防災主管課職員のうちあらかじめ指定された職員は、災害の規模、被害状況等の情報収集活動を行う。

なお、本部事務局は、指定都市市長会の応援派遣の仕組みである「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」を適用する可能性があるとする場合や、災害時における相互応援に関する協定を締結している自治体において大規模な災害が発生し、被災自治体からの情報提供や具体的な要請が困難な状況と予測される場合において、被災地に先遣隊職員を派遣する。

先遣隊派遣職員は、被災地の応援ニーズ等の調査、被災自治体との連絡調整等を行い、その内容を速やかに市に報告する。

4 応援派遣の決定

- (1) 市長は、国、県又は被災した地方公共団体からの応援派遣要請があった場合や九都県市、指定都市市長会等の広域応援の枠組において応援の実施が決定された場合、特別な理由がない限り応援派遣を行う。
- (2) 市長は、災害時における相互応援に関する協定を締結している自治体において、被害程度が著しく甚大で、緊急の事態と認められる場合は、応援要請を待たずに、自らの判断で応援派遣を決定する。

5 応援派遣の実施

(1) 応援の内容

ア 活動要員の派遣

総務局は、要請のあった人員について、職員を派遣する。

イ 物資・資機材の供与

財政局は、要請のあった物資、資機材について、備蓄物資・資機材から、又は調達して供与する。

ウ その他

総務局は、その他要請のあった事項について、可能な限り応じるよう努める。

(2) 応援の準備

応援派遣に当たっては、食料、飲料水及び車両等活動に必要な装備を準備するとともに、宿泊所等の手配を行うなど自己完結的な活動が行えるよう努める。

(3) 指揮命令

応援派遣部隊は応援を要請した地方公共団体の長等の指揮下において活動する。

(4) 派遣職員のバックアップ等

派遣職員の疲労やストレスを考慮し、派遣ローテーションの調整やこころのケア対策を適切に行う。

6 総合応援体制の確保

広域的な激甚災害により、職員の派遣のほか、被災者の受入れ、救援物資等の支援など、総合的な被災地支援を必要とする場合は、被災地復興支援本部を設置する。

被災地復興支援本部は、被災地のニーズと本市の対応能力等を踏まえて、適宜組織することとする。

(1) 避難者の受入れ

被災地から被災者を受け入れる場合は、一時避難所を開設し、避難生活に関わる相談窓口の設置、生活必需品の提供等の支援に努める。

その他、被災地から市内に避難した被災者についても、その所在を把握し、広報、マスコミ等を通じて情報提供等を行う。

(2) その他

被災地支援のための救援物資、義援金等の募集及び取扱い等は、本市が被災した場合の応急対策に準じて行う。

7 経費の負担

応援派遣に係る経費は、原則として応援を要請した地方公共団体の負担とする。

8 法令又は個別計画に基づく応援派遣

関係法令又は個別計画に基づく応援派遣については、それぞれの法令又は個別計画に基づいて行う。

第2章 水防活動

第1節 風水害情報連絡体制及び風水害初動体制における活動

1 基本方針

大雨等により被害発生のおそれがある場合、風水害情報連絡体制（レベル0）により情報収集を行い、浸水被害警戒地域対策計画に基づく防御活動の準備を行う。

なお、被害が発生した場合には、状況に応じて風水害初動体制（レベル1）、風水害警戒本部体制（レベル2）又は災害対策本部体制（レベル3）に切り替え、防御活動を行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	防御活動の準備（情報収集、防御資機材の点検準備・雨水排水施設等の点検等）に関する事。
	区 本 部		
	都 市 建 設 局（土 木 部）		
	消 防 局		
	消 防 団		
関 係 機	神 奈 川 県	—	防御活動の準備（情報連絡等）に関する事。
	（一社）相模原市建設業協会	—	防御活動の支援準備（情報連絡等）に関する事。
	相模原市津久井地区建設業連絡協議会		
	相模原造園協同組合等		

3 風水害情報連絡体制及び風水害初動体制における活動

風水害情報連絡体制（レベル0）及び風水害初動体制（レベル1）における防御活動は、別に定める浸水被害警戒地域対策計画によるが、気象等の情報収集、防御資機材の点検準備、雨水排水施設等の点検等を行い、初動体制時には、第1次浸水被害警戒地域、河川及び崖地の巡回、広報活動及び防御活動を行う。

4 風水害情報連絡体制における報告

（1）危機管理課長、道路計画課長、下水道経営課長、警防課長及び指令課長は、実施した活動状況を危機管理監に報告する。

（2）危機管理監は、これらの活動状況を取りまとめ、市長に報告する。

5 風水害初動体制における報告等

（1）副危機管理監、警防部長及び土木部長は、実施した活動状況を危機管理監に報告する。

（2）危機管理監は、これらの活動状況を取りまとめ、市長に報告する。

第2節 風水害警戒本部体制における活動

1 基本方針

大雨等により複数箇所でも局地的な浸水、その他の被害が発生又は発生のおそれがある場合には、風水害警戒本部体制（レベル2）により、市民、防災関係機関等と連携して、浸水被害警戒地域対策計画に基づく防御活動を行う。

また、水防警報が発表され河川による氾濫発生のおそれがある場合には、市は水防管理団体として、県水防計画に基づく水防活動を実施する。県水防計画（各土木事務所実施要領を含む。）における水防警報「出動」以前の体制は、風水害警戒本部がこれに当たる。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	防御活動（情報収集、資材・雨水排水施設の点検、警戒地域・河川・崖地の巡回、警戒地域関係者等との連携、現場での防御活動等）に関すること。
	区 本 部		
	都 市 建 設 局（土 木 部）		
	消 防 局		
	消 防 団		
	関 係 各 局		
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	防御活動（情報連絡等）に関すること。
	警 察 署	—	防御活動（危険箇所の巡視等）に関すること。
	（一社）相模原市建設業協会 相模原市津久井地区建設業連絡協議会 相模原造園協同組合等	—	防御活動の支援（資材・人員提供等）に関すること。

3 風水害警戒本部体制における浸水防御活動

風水害警戒本部体制（レベル2）における防御活動は、別に定める浸水被害警戒地域対策計画によるが、おおむね次の内容である。

- (1) 情報収集
- (2) 広報活動
- (3) 第1次・第2次警戒地域、河川及び崖地の巡回
- (4) 警戒地域関係者等との連携
- (5) 防御活動

4 風水害警戒本部体制における洪水防御活動

(1) 警戒体制

水防警報が発表され河川の氾濫発生のおそれがある場合には、市は水防管理団体として、県水防計画に基づく水防活動を実施する。県水防計画における水防警報「出動」以前の体制は、風水害警戒本部がこれに当たる。

(2) 水防警報

県水防本部長又は県水防支部長は、気象状況に応じて次の水防警報を発表し、市水防管理者に通報する。

＜水防警報の種類、内容及び発表基準＞

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	1 出水又は水位の再上昇が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予警報等及び河川、海岸等の状況により、特に必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報等により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。又は水位流量等、その他河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。
指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川、海岸等の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	洪水警報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。又は氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川、海岸等の状況が解消したと認めるとき。

《出典：神奈川県水防計画（令和5年4月）》

（3）水防活動

関係各局は、水防警報等に基づき、次のような水防活動を行う。

- ア 河川に関する情報収集
- イ 本部要員の確保準備
- ウ 県指定重要水防箇所及び防災上重要地域における河川、堤防等の警戒、巡視
- エ 通信・輸送の確保
- オ 水防資器材の点検、整備
- カ 河川、堤防等の巡視を行い、危険箇所の早期発見
- キ 現場に出動し水防活動を実施

（4）連絡体制

風水害警戒本部は、県水防支部と密接な連絡を取り、水防活動に当たるとともに、防災関係機関に情報を伝達する。

5 風水害警戒本部体制における報告等

- （1）副危機管理監、警防部長及びその他の部長等は、各部が実施した活動状況を風水害警戒本部長に報告する。
- （2）風水害警戒本部長はこれらの活動状況を取りまとめ、市長に報告する。

第3節 災害対策本部体制における活動

1 基本方針

大雨等により大規模な被害が発生又は発生のおそれがある場合は、災害対策本部体制（レベル3）により、市の総力をもって防御活動を行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	防御活動（災害対策本部の設置・運営、連絡調整等）に関する事。
	区 本 部		
	都 市 建 設 局（土 木 部）	★	防御活動（河川等の警戒巡視、浸水被害警戒地域等現場での水防活動等）に関する事。
	消 防 局		
	消 防 団		
そ の 他 の 各 局	★	防御活動（各分掌事務に基づく活動）に関する事。	
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	防御活動（通信連絡、県管理河川における水防活動等）に関する事。
	警 察 署	—	防御活動（警戒巡視等）に関する事。
	（一社）相模原市建設業協会	—	防御活動の支援（資材・人員提供等）に関する事。
	相模原市津久井地区建設業連絡協議会		
	相模原造園協同組合		
	そ の 他 の 防 災 関 係 機 関 等	—	各災害対策組織の設置、連絡、活動等に関する事。

3 災害対策本部体制（レベル3）における防御活動

災害対策本部体制（レベル3）における防御活動は、災害警戒本部体制と同様に、都市建設局及び消防局が警戒巡視、現場での防御活動等の中核的役割を果たしながら、本部事務局との連絡調整等のもと、各局が分掌事務に基づき、広報、保健医療救護、避難誘導、避難者対応等の応急対策活動を行う。

第3章 消火・避難誘導対策

第1節 災害時の消防活動

1 基本方針

消防活動は、消防局及び消防団の活動方針によるほか、次により行う。

- (1) 災害時の消防活動は、火災の延焼阻止に全消防力をあげて消火活動を行う。
- (2) 火災の延焼阻止が可能な場合は、消火活動と平行して、救助救急活動及び避難誘導を行う。
- (3) 火災の発生が少なく、救助救急の活動が集中する場合は、消防力を救助救急活動に投入する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	消 防 局	★	消火活動、消防応援部隊の要請・運用、災害情報の収集伝達、警戒・広報活動、救出救護活動、避難誘導等に関すること。
	消 防 団		

3 消防局の活動

(1) 活動体制

消防局は、効率的な部隊運用を図り、災害対策に全力を尽くす。

(2) 初期活動

- ア 情報収集及び伝達、広報活動
- イ 消防職員及び消防団員の招集
- ウ 車両、機材等の点検及び確保
- エ 通信施設の点検及び無線局の開局
- オ 火災警戒活動
- カ その他必要な事項

(3) 消火活動

災害時の消火活動の効率性を確保するために必要な部隊運用を行う。

- ア 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的な防御活動を展開して鎮圧する。
- イ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先し、避難誘導を行うとともに、道路、河川、耐火建築物、空地等を延焼阻止線として守勢的な現場活動により延焼を阻止する。
- ウ 同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先的に消防活動を行う。
- エ 火災の拡大や規模等の状況を判断し、市の消防力での対応が困難と判断した場合は、速やかに消防応援要請を行うとともに、応援部隊の効果的運用を図る。
- オ 消防局は、消火栓の使用不能や消火用水が不足する場合は、消防団と連携し、遠距離送水を実施するほか、コンクリートミキサー車による消火用水の搬送を協定締結事業者に要請する。
- カ 消防局は、消防活動上支障となる障害物の除去又は消火活動上有効な開口部の設定に大型重機が必要と判断した場合は、協定締結事業者に応援を要請する。

4 消防団の活動

(1) 情報の収集

被害情報の収集と報告を行う。

(2) 警戒及び広報活動

火災等の災害発生が予測された場合は、地域住民に対して出火防止、初期消火及び飛び火の警戒を呼びかける。

(3) 消火活動

分団の受持区域内を基本として、消火活動に当たる。

(4) 救助救急

火災の発生が少なく、救助救急の活動が集中する場合は、救出、応急措置及び救護所等への搬送を行う。

(5) 避難誘導

高齢者等避難又は避難指示が発令された場合は、市民への伝達及び関係機関との連携による避難誘導を実施する。

5 市民、自主防災組織及び自衛消防隊の活動

(1) 出火防止及び初期消火活動を行う。

(2) 付近で発生した災害情報の収集、通報及び伝達を行う。

(3) 負傷者の救出救護活動を行う。

6 消防応援部隊の要請と受入れ

(1) 消防応援部隊の要請

消防局は、大規模延焼火災が発生し、市の通常の消防体制では対応することが困難な場合は、速やかに「神奈川県下消防相互応援協定」に基づき応援要請を行う。また、「神奈川県内消防広域応援実施計画」に基づく応援及び緊急消防援助隊を必要とする場合は、市長へ応援の要請を進言する。

(2) 消防応援部隊の運用

消防局は、「相模原市消防広域応援実施計画」及び「相模原市緊急消防援助隊受援計画」に基づき、消防応援部隊の効率的な運用を図る。

第2節 避難誘導対策

1 基本方針

災害が発生し、又は発生のおそれがあり、市民の安全確保や災害拡大の防止等に必要があると認められる場合における避難誘導體制の確立を図るため、避難誘導の手順や関係機関の役割分担を明確にする。

市は、風水害による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動をとる必要があると認める区域内の必要と認める居住者等に対し、迅速かつ適切に避難指示等を発令する。また、夜間に避難指示及び緊急安全確保を発令する可能性がある場合や、高齢者、障害者等の避難行動に時間を要する居住者等に対し、早めの段階で避難行動を開始することを求める必要があると認める場合には、避難行動をとりやすい時間帯の高齢者等避難の発令に努める。

なお、避難指示等の発令の際には、風水害時避難場所を開設していることが望ましいが、局地的かつ短時間の豪雨の場合など、避難のための時間が少ない状況においては、風水害時避難場所の開設が完了していない状況であっても、躊躇なく避難指示を発令する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令、広報活動、広域避難の要請等に関すること。
	市 長 公 室	★	広報活動に関すること。
	区 本 部	★	避難誘導に関すること。
	消 防 局	★	避難誘導及び広報活動に関すること。
	消 防 団		
関 係 機 関	警 察 署	—	避難誘導及び広報活動の支援に関すること。

3 来訪者、入所者等の避難

- (1) 公共施設及び防災上重要な施設の管理者は、事前に策定した避難計画に基づき、来訪者、入所者等の安全の確保及び避難誘導を行う。特に、自衛消防組織のある施設は、自衛消防組織の活動内容に来訪者・入所者の避難計画を確立しておく。
- (2) 旅客輸送機関、不特定多数の者が出入りする商業施設、事務所、工場等の管理者は、施設内の旅客、従業員、来訪者の安全な避難誘導を行う。
- (3) 上記の機関、施設及び事業所は、鉄道等の運行情報を収集し、長期間の運行停止が見込まれる場合は、施設の安全を確認した上で、一斉帰宅による駅前の混乱や道路の渋滞等が緩和するまでの間、施設内に従業員等を待機させる。

また、一時滞在施設の開設状況について情報収集し、必要に応じて旅客等を一時滞在施設に案内する。

4 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保

- (1) 避難情報の種類及び実施責任者

ア 高齢者等避難

高齢者等避難は、災害対策基本法第56条第2項に基づき、災害発生のおそれがある場合において、高齢者や障害者等の避難に時間を要する災害時要援護者に対し、災害に関する情報を着実に伝達し、時間的余裕をもって避難を開始することができるよう、また、災害時要援護者以外の者に対し、必要に応じて普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかけるために、市長が発令する。

イ 避難指示

避難指示は、災害対策基本法第60条第1項に基づき、災害が発生し、又は発生のおそれがあり、市民の安全確保や災害拡大の防止等に必要があると認められる場合において、市長が発令する。なお、市長から要求があった場合や市長が避難のための立退き等を指示することができない場合、関係法令に定められている指示の要件を満たしていると認められる場合においては、警察官や県知事等も避難指示を発令することができる。

ウ 緊急安全確保

緊急安全確保は、災害対策基本法第60条第3項に基づき、災害が発生又は切迫している状況で、風水害時避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険となるおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認める場合に、高所への移動や屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避等、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動する等の「緊急安全確保措置」を指示するために、可能な範囲で市長が発令する。なお、市長から要求があった場合や市長が緊急安全確保を指示することができない場合においては、警察官も発令することができる。

<避難指示の実施責任者、根拠法令及び要件>

実施責任者	災害の種類	根拠法令	指示の要件
市長	災害全般	災害対策基本法第60条第1項	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき。
警察官	災害全般	災害対策基本法第61条第1項 警察官職務執行法第4条第1項	(1) 市長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき。 (2) 市長から要求のあったとき。 (3) 市民の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき。
県知事 県知事の命を受けた吏員等	洪水 地滑り	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	(1) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 (2) 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
水防管理者	洪水	水防法第29条	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	自衛隊法第94条第1項	危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にはいないとき。

(2) 発令の判断

避難指示等は、自ら収集した情報や関係機関からの情報をもとに発令する。

洪水等に対する避難指示等の発令に当たっては、洪水予報や水位到達情報、河川水位を目安に、土砂災害に対する避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を目安に判断するが、これらの判断に当たっては、上流域の雨量、河川水位の状況、気象台、河川管理者、砂防関係機関の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行うこととし、具体的な判断基準は別に定める。

また、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全の確認に努めた上で行うこととするが、災害が発生した後等において、立退き避難を継続的に求める必要があると認められる地域がある場合には、避難指示等を解除後、必要に応じ、再度避難指示を発令する。

(3) 警戒レベルを用いた避難指示等の発令

避難指示等の発令に当たっては、住民等がとるべき避難行動がわかるよう、警戒レベルを明記して行う。

＜警戒レベルと避難指示等発令の目安＞

警戒レベル	避難情報	発令される状況	居住者等がとるべき行動	発令の目安
警戒レベル3	高齢者等避難	災害のおそれがある状況	<ul style="list-style-type: none"> 避難に時間を要する高齢者等^(※1)は、危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保^(※2)）する。 高齢者等以外の住民等も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。 	<p>【洪水等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 氾濫警戒情報が発表されたとき。 河川の水位が避難判断水位に到達したとき。 <p>【土砂災害】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂災害警戒情報の発表が見込まれるとき。
警戒レベル4	避難指示	災害のおそれが高い状況	<ul style="list-style-type: none"> 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保^(※2)）する。 	<p>【洪水等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険情報が発表されたとき。 河川の水位が氾濫危険水位に到達したとき。 <p>【土砂災害】</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表されたとき。
警戒レベル5	緊急安全確保	既に災害が発生した状況又は切迫している状況（可能な範囲で発令）	<ul style="list-style-type: none"> 風水害時避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。 	<p>【洪水等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 氾濫発生情報が発表されたとき。 大雨特別警報（浸水害）が発表されたとき。 堤防の決壊や越水・溢水が確認されたとき。 <p>【土砂災害】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき。 土砂災害の前兆現象が確認されたとき。 土砂災害の発生が確認されたとき。

(※1) 「高齢者等」は、避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者をいう。

(※2) 「屋内安全確保」とは、浸水想定区域等の危険区域内に自宅や施設が所在していても、ハザードマップ等で自ら災害の危険性を確認し、上階への移動や高層階に留まること（退避）等により、計画的に身の安全が確保できると判断した場合にとる避難行動をいう。

5 避難指示等の対象者

避難指示等は、浸水想定区域や土砂災害（特別）警戒区域等の避難行動をとる必要があると認める区域内の居住者等のうち、立退き避難又は屋内安全確保をとる必要があると認める者を対象とする。

6 避難指示等の伝達等

(1) 市民への伝達

本部事務局、市長公室及び消防局は、避難指示等を発令した場合又は他機関から避難の指示を行った旨の通知を受けた場合は、防災行政用同報無線（ひばり放送）、広報車、自主防災組織等により次の事項を市民に周知する。

また、災害時要援護者に対しては、より確実に周知されるように、健康福祉局と連携し、避難行動要支援者名簿（総則・予防計画編第2款「第6章 災害時要援護者支援」予-83参照）の活用や、多様な伝達手段の活用により、円滑かつ適切な情報伝達を行う。

さらに、浸水想定区域又は土砂災害警戒区域等の住民に対しては自治会、自主防災組織等を通じて伝達するほか、同区域内の要配慮者利用施設へは当該施設を所管する関係各局から施設の管理者等へ伝達する。

ア 避難対象地区

イ 避難先

ウ 避難経路

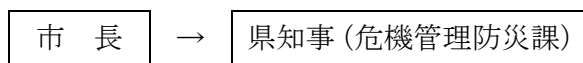
エ 避難指示等の理由

オ その他必要な事項

(2) 関係機関への通知

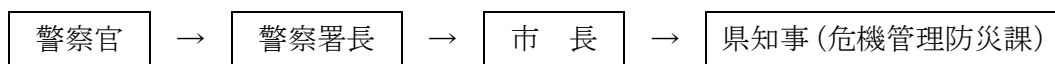
避難指示等を発令した者は、次により必要な事項を関係機関に通知する。

ア 市長の措置



イ 警察官の措置

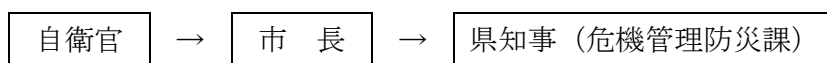
(ア) 災害対策基本法に基づく措置



(イ) 警察官職務執行法に基づく措置



ウ 自衛官の措置



<関係機関に通知する事項>

- 発令者 発令の理由及び発令日時 避難の対象地区 避難地
その他必要な事項

7 避難誘導

(1) 避難誘導の実施者

ア 避難誘導は、風水害時避難場所や避難経路等の安全を確認しつつ、消防、警察、市職員、道路管理者、自主防災組織等が連携して実施する。

イ 避難誘導の実施者は、避難指示等を受けた者が立退き避難をするに当たり、避難者が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。

(2) 避難誘導の対象者、施設等

ア 災害時要援護者の避難誘導

(ア) 災害時要援護者のうち、自力避難が困難な市民については、災害時要援護者支援班（「第13章 災害時要援護者支援」風-103参照）が、自主防災組織、消防団、近隣住民、その他関係機関等の協力を得て、避難誘導を行う。

(イ) 土砂災害（特別）警戒区域及び浸水想定区域内にある要配慮者利用施設については、施設の所有者又は管理者が、当該施設に係る避難確保計画の定めるところにより円滑かつ迅速な避難誘導を行う。

(ウ) 避難行動要支援者に係る個別避難計画（総則・予防計画編第2款「第6章 災害時要援護者支援」予-83参照）が作成されている場合は、個別避難計画に定めるところにより、避難支援等実施者が避難誘導及び支援を行う。

イ 事業所等の避難誘導

事業所や商業施設等の多数の人が集まる場所・施設における避難の誘導は、原則としてその施設の管理者等が、あらかじめ定める避難計画に基づき実施する。

ウ 交通機関等の避難誘導

交通機関等における避難の誘導は、原則としてその事業者があらかじめ定める防災に関する計画に基づき実施する。

エ その他の居住者等の避難誘導

アからウまでを除く居住者等については、自らが身の安全を守るように避難行動をとることを前提とするが、災害の状況に応じて、自主防災組織、市職員（現地対策班・区本部）、消防署・消防団及び現場の警察官が連携して避難誘導を行う。

(3) 避難及び避難誘導の方法

ア 携行品の準備

携行品は、平常時から非常持出袋等を用意するなど、円滑な避難行動に支障を来さない最小限度のものとし、風雨の状況により適切な避難方法を選定する。

イ 避難誘導の方法

避難誘導者は、避難に際して次の事項に留意し、混乱なく迅速に避難誘導を行う。

(ア) 災害現象の拡大方向を見極め、適切な時期に適切な方向へ避難誘導する。

(イ) できる限り早めに事前避難させるよう努める。

(ウ) 避難経路は、市災害対策本部からの指示が特にない場合は、避難の誘導に当たる者が関係者と連携を取り、選定する。

(エ) 避難経路の選定は、浸水、冠水及び土砂災害のおそれのない経路を選定し、また、状況により、あらかじめ経路の現況を確認して行う。

(4) 市及び関係機関の活動

ア 消防局、消防署、消防団

(ア) 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、災害の規模、道路、河川水位の状況等、現地の状況を速やかに市災害対策本部及び警察署に通報する。

(イ) 高齢者等避難又は避難指示が発令された場合は、消防車両等を活用した広報活動を実施するとともに、必要に応じて避難誘導等の支援に当たる。

イ 警察

消防職員その他避難措置の実施者と連携し、避難者が迅速かつ安全に避難ができるよう、風水害時避難場所等への誘導に努める。

ウ 区本部、現地対策班

高齢者等避難又は避難指示が発令された場合の市民への伝達及び関係機関との連携による避難誘導を実施する。

エ 道路管理者

関係機関が実施する避難誘導を支援する。

オ 自主防災組織

市職員、消防職員、消防団員、警察官等の避難誘導員との連携を図りながら避難誘導を行う。また、災害の状況によって、行政側の避難誘導が期待できない場合は、自主防災組織が自主的に避難誘導を実施する。

8 広域避難

本部長は、市域に大規模な災害が発生するおそれがあることを理由に避難指示を発令した場合において、避難先である風水害時避難場所を確保することが困難であり、かつ、要避難者の生命又は身体を災害から保護するために、当該要避難者を広域避難させる必要があると認めるときは、近隣市町村と広域避難に係る協議を行う。

なお、他自治体から本市に対し要避難者の受入れについて要請があった場合においても、同様に協議を行う。

(1) 広域避難の要請

ア 県内各市町村との協議

(ア) 受入要請

本部事務局は、予想される災害の規模等から要避難者の受入れが可能と予想される県内各市町村に、市域の予想される災害の規模、受入れを要する要避難者の数その他必要な事項を示して協議する。なお、協議を行うに当たっては、あらかじめその旨を県に報告するものとするが、事前の報告が困難な場合には、協議開始後に遅滞なく報告する。

(イ) 受入決定に係る公示等

本部事務局は、受入要請に係る協議を行った県内各市町村から受入決定の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。

a 受入決定の通知の内容に関する公示

b 受入決定の通知を受けたときに、現に要避難者を受け入れている風水害時避難場所等の管理者のほか、関係地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体等のうち、要避難者の避難支援に関係すると認められる者への通知

c 県への報告

(ウ) 受入れの解除

本部事務局は、広域避難の必要がなくなると認めるときは、速やかに次の措置を行う。

a 要避難者を受け入れている県内各市町村への通知

b 受入決定の際に通知を行った者への通知

c 広域避難の必要がなくなった旨の公示

d 県への報告

イ 県外各市町村との協議

(ア) 受入要請

本部事務局は、県外市町村へ広域避難させる必要があると認める場合に、県に対し、当該市町村が属する都道府県と要避難者の受入れについて協議するよう求める。ただし、緊急を要すると認めるときは、市が直接県外市町村に協議することとし、その旨をあらかじめ県に報告するか、事前の報告が困難な場合には、協議開始後に遅滞なく報告する。

なお、いずれの場合においても、市域の予想される災害の規模、受入れを要する要避難者の数その他必要な事項を示した上で、県に協議を求め、又は直接協議を行う。

(イ) 受入決定に係る公示等

本部事務局は、県又は受入要請に係る協議を行った県外市町村から受入決定の通知を受けたときは、速やかに公示等の措置を行う。この場合において、県から受入決定の通知を受けた場合には上記ア（イ）の a 及び b の措置を、県外市町村から通知を受けた場合には同 a から c までの措置を行う。

(ウ) 受入れの解除

本部事務局は、広域避難の必要がなくなると認めるときは、速やかに公示等の措置を行う。この場合において、県から受入決定の通知を受けている場合には上記ア（ウ）の b から d までの措置を、県外市町村から受入決定の通知を受けている場合には同 a から d までの措置を行う。

(2) 広域避難の受入れ

ア 他市町村から要避難者の受入要請があった場合

本部事務局は、他市町村又は県から要避難者の受入れについて協議の求めを受けた場合は、次の理由に該当しない限り、要避難者を受け入れるものとし、要避難者を受け入れるための施設を提供する。

- (ア) 本市も災害の発生が予想されること。
- (イ) 要避難者の受入れに必要な施設が確保できないこと。
- (ウ) 地域の実情により、災害時要援護者等特段の配慮が必要な要避難者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと。
- (エ) その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること。

イ 受入施設の確保及び通知

他市町村の要避難者を受け入れる施設は、風水害時避難場所、避難所その他の公共施設の中から要避難者の数や想定される滞在期間を踏まえて決定するものとし、受入施設決定後、本部事務局は直ちにその旨を次の者に通知する。なお、県から協議の求めを受けた場合については、(ウ)への通知に代わり、その旨を県に報告する。

- (ア) 受入施設の管理者
- (イ) 関係地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体等のうち、要避難者の避難支援に関係すると認められる者
- (ウ) 本市に要避難者の受入れを要請した他市町村

ウ 受入施設の運営等

他市町村の要避難者を受け入れる施設の運営や必要となる援助物資の提供など、要避難者を受け入れるに当たり必要となる支援については、可能な範囲で本市が行うことを前提に、広域避難を要請した他市町村と協議し決定する。

エ 受入れの解除

本部事務局は、他市町村又は県から広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに上記イ(ア)及び(イ)に通知する。

(3) 費用負担

要避難者の受入れに要した費用は、避難実施市町村が負担する。

9 広域一時滞在

本部長は、大規模な災害が発生し、市内に避難所を確保することが困難となった場合において、被災住民を他の自治体に広域一時滞在させる必要があると認めるときは、他の市町村と広域一時滞りに係る協議を行う。

なお、他自治体から本市に対し被災住民の受入れについて要請があった場合においても、同様に協議を行う。

広域一時滞りに係る要請や受入れに係る手順等については、「8 広域避難」(1)から(3)までの内容を次のとおり用語を読み替えて準用する。

＜広域避難の内容を準用するに当たり、読み替える用語＞

読替え前の用語	読替え後の用語
広域避難	広域一時滞在
予想される災害の規模	被災状況
要避難者	被災住民
風水害時避難場所等	避難所等
避難支援	支援
災害の発生が予想される	被災している

10 警戒区域の設定

災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、市民の生命を守るために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定して災害応急対策従事者以外の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

実施者	災害の種類	根拠法令	要件
市長	災害全般	災害対策基本法第63条	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。
警察官	災害全般	災害対策基本法第63条第2項	市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。
		警察官職務執行法第4条	人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。
自衛官	災害全般	災害対策基本法第63条第3項	市長等、警察官及び海上保安官がその場に行かない場合に限る。
消防吏員又は消防団員	水災を除く災害全般	消防法第36条において準用する同法第28条	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に消防警戒区域を設定する。
消防機関に属する者	洪水	水防法第21条	水防上緊急に必要な場所

11 市民の避難行動

市民は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令される前であっても、警戒レベル相当情報等（第1章「第3節 気象警報・注意報」風-9参照）を踏まえ、自らの判断で主体的に避難行動をとるものとし、市は、災害発生の危険度に応じた避難指示等の発令等、避難行動を支援する情報の提供や避難誘導を行う。

<避難行動の分類>

<p>(1) 立退き避難</p> <p>ハザードマップに掲載されている洪水浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域のほか、そのような区域に指定されていないものの災害リスクがあると考えられる地域の居住者等が、その場を離れ、対象とする災害に対し安全な場所に移動する行動で、避難行動の基本となる。</p> <p>(2) 屋内安全確保</p> <p>災害リスクのある区域等に自宅等が所在していても、ハザードマップ等で自ら災害の危険性を確認し、上階への移動や高層階に留まること（退避）等により、計画的に身の安全を確保できると判断した場合にとる避難行動で、以下の条件が満たされている場合に、居住者等が自ら確認・判断する。</p> <p>①自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと。</p> <p>②自宅等に浸水しない居室があること。</p> <p>③自宅等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障（水・食料の不足等）を許容できること。</p> <p>(3) 緊急安全確保</p> <p>「立退き避難」を行うことがかえって危険を伴う場合に、近隣の堅固な建物への退避や、自宅の2階以上の高い場所への移動、窓等の開口部から離れた屋内の場所での待避など、命の危険から身の安全を可能な限り確保するためにとる行動</p>
--

第3節 帰宅困難者対策

1 基本方針

大規模な風水害が予想される場合は、学校、事業者等が公共交通機関の停止に備えて従業員等の帰宅を促進し、滞留者の発生を防止する。

ただし、公共交通機関の停止により多数の滞留者が発生した場合には、地震対策に準ずる一斉帰宅の抑制措置等を講ずる。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	区本部との調整及び災害時帰宅支援ステーションの情報に関すること。
	市 長 公 室	★	情報の提供に関すること。
	都 市 建 設 局 (まちづくり推進部)	★	交通関係機関との連絡調整に関すること。 駅前滞留者の誘導及び情報提供に関すること。
	区 本 部	★	駅前滞留者の誘導及び情報提供に関すること。 一時滞在施設の総括に関すること。
関 係 機 関	神 奈 川 県	★	一時滞在施設（県有施設）の開設に関すること。
	警 察 署	★	駅周辺道路の交通整理等に関すること。
	東日本旅客鉄道(株)	★	乗客及び駅利用者等の誘導に関すること。
	小田急電鉄(株)		
	京王電鉄(株)		
	神奈川中央交通(株)	★	臨時バスの運行に関すること。
	京王バス(株)		
富士急バス(株)			

3 安全確保と情報提供

東日本旅客鉄道(株)、小田急電鉄(株)、京王電鉄(株)、神奈川中央交通(株)、京王バス(株)、富士急バス(株)及び大型店舗等の管理者は、災害が発生又は発生するおそれがあるときは、利用者等を適切な場所に誘導し、安全を確保する。

また、駅前混乱の防止のため、一時滞在施設の情報や帰宅に必要な災害時帰宅支援ステーション（コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等）の情報、交通情報等を提供する。

本部事務局及び市長公室は、関係各局及び関係機関と連携し、事業所等に、公共交通機関の運行情報、長期間の運行停止時における施設内での従業員等の待機要請及び一時滞在施設の開設状況等を、各駅にデジタル地域防災無線で連絡するほか、防災行政用同報無線（ひばり放送）及び防災メール等を利用して広報する。

4 駅前混乱の防止

都市建設局及び区本部は、市内の各鉄道駅及びその周辺の混乱防止のため、誘導員、駅連絡員、一時滞在施設・避難施設応援担当職員を派遣し、情報の収集・提供を行い、駅前滞留者を駅周辺一時避難場所等に誘導する。

また、駅周辺一時避難場所等に情報所を設置し、簡易無線機等を利用して本部から情報を収集し、滞留者に必要な情報を提供する。

その他、交通関係機関や警察署等と連携して、迅速かつ的確に混乱防止活動を実施する。

5 一時滞在施設の開設・運営

区本部は、帰宅困難者の一時滞在が必要な場合、関係各局と連携し、一時滞在施設を開設するとともに、都市建設局、各鉄道会社及び警察署等と連携して、帰宅困難者への広報、誘導を行う。

一時滞在施設では、受け入れた滞在者の名簿を作成し、人数や必要な物資等を区本部に報告するとともに、交通機関の運行開始情報など、帰宅支援に関する情報を提供する。

なお、一時滞在施設の運営が長期化した場合は、滞在者を避難所へ誘導し、避難者と同様の対応を行うこととする。

6 徒歩帰宅者等の支援

市は、一時滞在施設及び災害時帰宅支援ステーションの情報を提供する。

鉄道事業者は、徒歩帰宅が困難な高齢者等の帰宅のため、バス事業者等と協議して輸送体制を確保する。

第4章 救出・救助・保健医療救護対策

第1節 救出・救助活動

1 基本方針

風水害においては、浸水、土砂崩れ、樹木の倒壊、建物の損壊等により、要救出・救助者が多数発生することが予想される。

これらに対処するため、市は、警察、自衛隊、消防応援部隊等の防災関係機関と連携を図り、救出・救助体制を確立し、迅速かつ適切な救出・救助活動に努める。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	救出・救助班の設置、救出・救助の要請情報の集約に関する事。
	消 防 局	★	救出・救助活動に関する事。 各防災関係機関との連絡調整等に関する事。
	消 防 団		
関 係 機 関	警 察 署	—	救出・救助活動に関する事。
	自 衛 隊		
	(一社)相模原市建設業協会	—	救出・救助活動への協力に関する事。
	相模原造園協同組合		
	相模原市津久井地区建設業連絡協議会		

3 情報の収集等

(1) 情報収集体制の構築

ア 本部事務局は、発災後、速やかに消防局及び各防災関係機関と連携し、情報収集体制を構築する。

イ 消防局は、救出・救助活動の統制、運営・管理等の調整に当たる。

(2) 情報の収集・集約

本部事務局は、発災後の初期段階において、消防局、消防団、区本部、現地対策班、警察署、被災者等から集められた救出・救助の要請情報を集約する。

(3) 各防災関係機関との調整

消防局は、各防災関係機関との連絡を密にし、情報共有を行う。

4 救出・救助活動の原則

(1) 救出・救助活動は、救命処置を必要とする者を優先する。

(2) 救出・救助の事態が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出・救助を優先する。

(3) 病院や社会福祉施設等の自力避難困難者等が多い施設を優先する。

なお、発生時刻によっては、不特定多数の者を収容している対象物の救助事案にも留意する。

(4) 同時に複数の救助事案が発生した場合は、原則として、少数の隊員で多数の人命を救助できる事案を優先する。

なお、活動隊員に比べて多数の要救助者がある場合は、容易に救出できる者を優先する。

(5) 救出作業について、付近住民等で救出可能な事案は、可能な限り協力を要請し、救出に技術を要する事案は、消防局及び各防災関係機関の救出隊が行うなど役割分担を積極的に行い、活動効果を上げる。

5 応援の要請

(1) 消防応援部隊

市長は、市の救出・救助体制では対応することが困難な場合は、速やかに県知事に緊急消防援助隊等の要請を行う。県知事と連絡を取ることができない場合は、直接、消防庁長官に対して応援要請を行う。

(2) 自衛隊

市長は、市の救出・救助体制では対応することが困難な場合は、速やかに県知事に自衛隊の応援を要請する。

なお、緊急を要し、県知事を経由するいとまがない場合は、直接、自衛隊に対して通知し、事後、速やかにこれを県知事に通知する。

6 救出・救助活動

消防局は、集約した救出・救助の要請情報に基づき、出勤場所、出勤人員、出勤機材等を振り分け、速やかに救出・救助活動を開始する。

(1) 救出・救助体制

ア 各防災関係機関と活動区域等の調整を行い、救出・救助に係る協力体制を構築する。

イ 消防局活動部隊及び各防災関係機関の救出隊に活動場所、災害状況等の情報を伝達するとともに、情報連絡体制の確立を図る。

ウ 各部隊は、自隊の人員及び資機材を有効活用し、効率的な救出・救助活動を行うこととし、複数の機関が同一現場で、救出・救助に当たる場合には、相互の連携を強化し、一体となって行う。

エ 各部隊は、災害概要、活動状況等を報告することとし、救出・救助に当たり特殊な機械力を必要とする場合は、本部事務局へ要請する。

(2) 消防局の活動

ア 各防災関係機関と協力して救出・救助活動を行うとともに、応援を必要とする場合は、市災害対策本部に要請する。

イ 救出・救助事案の数、災害概要及び活動状況を可能な限り早期に市災害対策本部に連絡する。

(3) 防災関係機関の活動

ア 警察は、把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊、広域緊急援助隊等の部隊を被災警察署等に出動させ、県、市及び消防等の防災関係機関と協力して、被災者の救出・救助活動を実施する。

イ 自衛隊は、市長の要請等により、救出・救助活動を行う。

ウ 自主防災組織及び事業所の自衛消防隊は、発災直後から自主的に救出・救助活動を行う。また、災害時要援護者が入所している施設での救出・救助活動を支援する。

エ 協定締結団体等は、市災害対策本部の要請に基づき救出・救助活動を支援する。

7 救出者の搬送

災害現場において救出された負傷者は受傷機転、傷病程度に応じ、医療機関又は救護所に搬送する。なお、救護所への搬送については、家族、自主防災組織等に協力を要請する。

第2節 行方不明者の捜索

1 基本方針

消防局、消防団は、警察署、自衛隊等と連携し、災害現場において行方が確認できない者に関し、周辺の市民及び事業所等からの情報等により捜索活動を継続し、その発見に努める。

また、公的又は民間の団体による救助犬を伴う捜索活動については、相互に情報共有を図るなどし、状況に応じて連携した活動を行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	消 防 局	●	行方不明者の捜索に関すること。
	消 防 団		
関 係 機 関	自 衛 隊		
	警 察 署		

3 行方不明者の捜索

(1) 対象者

風水害により所在不明となっていて、かつ死亡の疑いがある者。

(2) 捜索方法

消防局、消防団は、行方不明者があるときは、人員及び捜索機器を確保し、その捜索に当たる。捜索は、生存の可能性のある者を優先して行う。

また、行方不明者の捜索は、警察署と連携を取り、状況により自衛隊、自主防災組織、市民の協力を得て実施する。

行方不明者の捜索中に遺体を発見したときは、警察及び市災害対策本部に連絡し、身元確認を依頼する。

(3) 捜索の期間

ア 行方不明者の捜索は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間を定める規程第10条第1号に定める期間を準用するものとする。

イ 災害の規模、罹災地域の状況、経過期間等を踏まえ、アに定める期間を超えて捜索する必要がある場合は、関係機関と協議のうえ、市災害対策本部会議において捜索を延長する期間や捜索体制等を決定する。また、更に捜索を延長する場合についても同様とする。

第3節 保健医療救護対策

1 基本方針

市内に大規模な災害が発生した場合は、市と医療関係団体で策定した「相模原市災害時医療救護マニュアル」に基づき『一人でも多くの被災傷病者の生命を救う』という基本理念を実現するため、相模原市災害時保健医療調整本部を中心に、傷病者へのトリアージや初期治療を行う救護所等と重傷者に対応する後方医療機関が一体となった保健医療救護活動を展開する。

また、急性期以後は、疾病対策、健康管理、精神保健等の保健対策を展開する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	健 康 福 祉 局 (地 域 包 括 ケ ア 推 進 部 ・ 保 健 衛 生 部)	★	保健医療救護の全体調整、救護所等の開設・運営、医薬品等の調達、医療機関等との連絡調整並びに医療情報の収集に関すること。
		▲	被災者への保健対策（疾病対策、健康管理、精神保健等）に関すること。
関 係 機 関	(一社)相模原市医師会	—	医療救護班の派遣、医療の実施に関すること。
	(公社)相模原市病院協会		
	(公社)神奈川県看護協会 相 模 原 支 部		
	(公社)相模原市歯科医師会	—	医療救護班の派遣に関すること。 歯科医療の実施に関すること。
	(公社)相模原市薬剤師会	—	医療救護班の派遣に関すること。 医薬品等の管理・確保・提供に関すること。
	神 奈 川 県	—	保健医療救護活動の総合調整・支援に関すること。
	(公社)神奈川県柔道整復師会 相 模 支 部	—	医療救護班の派遣等による保健医療救護活動の支援に関すること。
	(公社)神奈川県医師会		
	日本赤十字社神奈川県支部		
	自 衛 隊	—	保健医療救護活動の支援に関すること。

3 保健医療救護の対象

(1) 医療の対象

- ア 災害により、負傷した者
- イ 災害により、医療の手段を失った者

(2) 助産の対象

- ア 災害により、助産の手段を失った者
- イ 災害の発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者

4 保健医療救護の範囲

(1) 医 療

- ア 診 療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術、その他の治療及び施術

エ 病院又は診療所への収容

オ 看護

(2) 助産

ア 分娩の介助

イ 分娩前、分娩後の処置

5 費用負担

医療及び助産の費用は、原則として医療を必要とする者等の負担とする。ただし、災害救助法が適用された場合は、災害救助法の定めるところによる。

6 保健医療救護体制

(1) 市災害時保健医療調整本部

健康福祉局は、医療関係団体の協力のもと、原則、総合保健医療センター（ウェルネスさがみはら）で、保健医療活動に関する総合調整等を行うため、市災害時保健医療調整本部を運営する。

なお、市災害時保健医療調整本部には、同本部長（保健所長）の指揮下で、医療救護に関して必要な判断・調整等を行う市災害医療コーディネーターを配置する。

ア 設置基準

(ア) 次の特別警報が発表されたとき。

①大雨特別警報

②暴風特別警報

(イ) 大規模な被害が発生又は発生のおそれがあるとき。

(ウ) 氾濫発生情報が発表されたとき。

(エ) その他市長又は保健所長が必要と認めたとき。

イ 主な活動内容

(ア) 保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の総合調整

(イ) 市災害対策本部、医療関係団体等との連絡・調整

(ウ) 広域応援（DMA T・DPAT・DHEAT・派遣保健師等の保健医療活動チーム）等の受入調整

(エ) 市内医療機関の被害状況及び医薬品等医療資源のニーズ把握・調達

(オ) 救護所の開設・運営にかかる調整

(カ) 傷病者の搬送調整（広域搬送調整を含む。）

(キ) 医療ボランティアの派遣調整

(ク) 保健活動に必要な保健師等の派遣調整

(2) 救護所等

健康福祉局は、医療関係団体の協力のもと、あらかじめ指定している小学校等で救護所等を運営する。

ア 開設基準

(ア) 市災害対策本部が開設を決定した場合

(イ) 健康福祉局が医療関係団体と協議のうえ、市災害対策本部に救護所の開設を要請し、市災害対策本部が開設を決定した場合

イ 活動内容

(ア) トリアージ

(イ) 後方医療機関等への搬送順位の決定

(ウ) 傷病者に対する初期治療

(エ) 死亡診断

(3) 後方医療機関

ア 後方医療機関の種類

- (ア) 災害拠点病院・・・3病院（県指定）
- (イ) 災害協力病院・・・2病院（県指定）
- (ウ) 地域救護病院・・・12病院（市指定）※2災害協力病院を含む。

イ 活動内容

- (ア) 災害拠点病院
主に救護所においてトリアージの結果、重症（赤タグ）とされた生命の危機を伴う傷病者を受け入れ、処置を行う。
- (イ) 災害協力病院
災害拠点病院のバックアップとして、主に救護所においてトリアージの結果、重症（赤タグ）又は中等症（黄タグ）とされた傷病者を受け入れ、処置を行う。
- (ウ) 地域救護病院
主に救護所においてトリアージの結果、中等症（黄タグ）とされた傷病者を受け入れ、処置を行う。

7 情報連絡体制

	市災害時 保健医療調整本 部	救護所等	後方 医療機関	県保健医 療調整本 部
固定電話	○	○	○	○
F A X	○	○	○	○
デジタル地域防災無線	○	○		
災害用スマートフォン	○	○		
衛星携帯電話	○		○	
衛星・I P無線	○	○		
市災害情報共有システム	○	○（※1）		
M C A無線	○			
M C Aアドバンス無線	○		○（※3）	○
広域災害救急医療情報システム（E M I S）	○		○（※2）	○

（※1）内部システムのため、操作は市職員に限定する。

（※2）発災後、直ちに職員情報、被害情報、患者受診情報等を入力する。

（※3）災害派遣医療チーム（D M A T）の派遣要請等に用いる（後方医療機関のうち、北里大学病院のみ）。

8 傷病者の搬送体制

傷病者は、原則として、被災現場から近隣の救護所等に向かい、トリアージを受けるものとし、この際の搬送は、家族をはじめ、地域住民、自主防災組織など地域の防災力によるものとする。

救護所等でのトリアージの結果により、医療機関での処置が必要な傷病者は、救急車等により後方医療機関へ搬送する。ただし、消防局は初期消火対応を優先するため、初期の搬送対応は、市災害時保健医療調整本部において、市災害対策本部や民間企業等への協力要請を行うなど、市内の限られた搬送手段を有効活用するとともに、市外の医療機関へ搬送する場合には、ヘリコプター等の活用を考慮する。

その他、市災害時保健医療調整本部は、ドクターヘリや広域医療搬送を活用する場合は、県保健医療調整本部と十分な調整を行う。

9 医薬品及び医療資機材の確保体制

- (1) 健康福祉局は、総合保健医療センター（ウェルネスさがみはら）及び救護所等に医薬品等を備蓄する。
- (2) 市薬剤師会は、協定に基づき、指定の救護所等に参集する際に、店舗の医薬品等を持参する。
- (3) 後方医療機関は、大規模災害に備えた医薬品等の備蓄に努める。
- (4) 健康福祉局は、救護所等で医薬品等が不足した場合は、未開設の救護所等及び総合保健医療センター（ウェルネスさがみはら）の備蓄医薬品を活用する。
- (5) 健康福祉局は、市内で医薬品等の確保が困難となった場合、県保健医療調整本部に支援を要請する。
- (6) 健康福祉局は、医薬品卸問屋及び外部からの援助による医薬品を総合保健医療センター（ウェルネスさがみはら）に集積し、救護所等の要請に対応する。

10 急性期以後の保健医療体制

- (1) 医療情報の提供
健康福祉局は、人工透析患者など、医療的配慮を必要とする被災者に、必要な医療情報を提供する。
- (2) 疾病の予防
健康福祉局は、被災者に対する感染症や車中泊等の避難所外避難で発症する可能性のあるエコノミークラス症候群の予防のための普及啓発や指導、健康状態の確認や健康相談等を行う。
- (3) 避難所等での巡回医療
健康福祉局は、避難所等の被災者の健康管理を図るため、医療関係団体と連携して医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士等で構成される「巡回医療チーム」を編成し、巡回医療を行う。
- (4) メンタルヘルス対策
健康福祉局は、心身の健康障害の発生防止や在宅療養者の病状悪化等を防ぐため、保健師等による保健活動やメンタルケア等の活動を行う。
また、必要に応じて相模原市精神保健福祉センター診療所（けやき会館1階）に、精神科救護所を開設して、DPAT等の保健医療活動チーム、医療機関及び関係機関とともに精神科救護活動を行う。
- (5) 歯科保健対策
健康福祉局は、被災者の口腔衛生状態の悪化に伴う疾患等を防ぐため、歯科衛生士等による歯科保健活動や、歯科健康相談等の活動を行う。
また、口腔内に問題が生じている避難者に対して、歯科医療関係団体と連携して巡回診療の手配や、近隣の歯科医療機関の情報を提供する。

第5章 緊急輸送・交通・警備

第1節 道路啓開及び障害物除去対策

1 基本方針

風水害においては、土砂崩れ、樹木の倒壊、建物の損壊、工作物の転倒落下等により、大量の障害物が発生する場合がある。これらの障害物は、緊急車両の通行及び被災者の日常生活の障害となるため、防災関係機関と連携し、道路啓開及び障害物の除去を迅速に進める等、被災者が一日も早く通常の生活を営むことができるよう努める。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市担当	都市建設局（土木部）	★	緊急輸送道路の確保（道路啓開）に関すること。
		●	道路、河川上の障害物の除去に関すること。
	消防局	★	消防活動に伴う障害物の除去に関すること。
	消防団		
	本部事務局	★	広報活動に関すること。
	市長公室		
	環境経済局	★	撤去物の処分に関すること。
都市建設局（土木部）			
財政局	●	道路、河川上の障害物の仮置場の確保に関すること。	
関係機関	関東地方整備局相武国道事務所	—	緊急輸送道路の確保（道路啓開）、障害物の除去に関すること。
	自衛隊		
	警察署	—	緊急交通路の確保（交通規制）に関すること。
	（一社）相模原市建設業協会	—	緊急輸送道路の確保（道路啓開）及び障害物の除去への協力に関すること。
	相模原造園協同組合		
	相模原市津久井地区建設業連絡協議会		

3 道路啓開

（1）緊急に道路啓開を行う路線の選定

土砂、倒木等の障害物により交通障害が発生した場合の緊急通行車両等の通行を確保するため、緊急交通路に指定される道路の道路啓開を優先して実施するほか、市災害対策本部は、都市建設局等の収集した道路被害状況等に基づき、次により緊急に道路啓開を行う路線を選定する。

ア 緊急交通路

イ 緊急輸送道路

ウ 市役所、区役所、まちづくりセンター（中央6地区まちづくりセンターを除く。）、中央区の6公民館（小山、星が丘、清新、中央、横山及び光が丘）、消防署、警察署等防災対策を実施する上で重要な施設を結ぶ路線

エ その他上記の路線を補完する路線及び消防局、警察署等から緊急に要請があった路線

(2) 道路啓開の実施

ア 実施体制

- (ア) 啓開作業は、都市建設局、各道路管理者、自衛隊、協定締結団体等が連携を図り、効果的かつ迅速に実施する。
- (イ) 消防局及び消防団は、火災、救出・救助等の活動を優先して実施し、消防活動の支障となる場合において障害物の除去を行う。なお、障害物の除去に特殊な機械力を必要とする場合は、市災害対策本部へ要請する。
- (ウ) 啓開作業は、救急・救援活動等の状況や、孤立集落の発生状況等を考慮して（「第17章 孤立対策」風-133参照）、啓開路線の優先順位を定め、効率的に実施する。

イ 実施内容

(ア) 応急復旧

都市建設局及び各道路管理者は、復旧に先立ち、道路及び橋りょう等の施設の被害状況の把握を行い、緊急車両の走行に支障のない程度に舗装破損箇所の応急復旧を行う。

(イ) 障害物の除去

原則として二車線の車両通行帯が確保できるよう道路上の障害物等を除去する。

(ウ) 車両の移動

放置車両、立ち往生車両等の発生により、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、道路の区間を指定し、運転者等に対し車両等の移動を命令する。また、運転者等が不在の場合等にあつては、道路管理者自ら車両等の移動等を行う。

(エ) 応援の要請

都市建設局は、市が管理する道路において、市の体制では道路啓開が困難な場合、国への応援を検討し要請する。

(3) 情報の伝達

ア 情報の共有

都市建設局は、国土交通省、神奈川県、中日本高速道路（株）等の各道路管理者、警察署、自衛隊等防災関係機関と相互に道路啓開に関する情報を共有し、迅速に道路啓開を実施する。

イ 広報

本部事務局及び市長公室は、速やかに道路啓開に関する情報を市民や運転者等へ広報するとともに報道機関等に情報の提供を行う。

(4) 資機材の確保

都市建設局は、平常時から資機材の整備を行うとともに、協定締結団体等の協力を得て、必要な資機材を確保する。

4 障害物の除去

(1) 障害物除去を行う場合

- ア 市民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- イ 交通の安全と輸送の確保のため除去を必要とする場合
- ウ 河川の氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合
- エ その他特に除去を必要とする場合

(2) 実施機関

- ア 水防活動を実施するため障害となる工作物等の除去は水防管理者が指定する者又は消防局及び消防団が行う。ただし、除去不能な工作物等については、市災害対策本部へ要請する。
- イ 道路、河川上にある所有者の不明な障害物の除去は、原則としてその道路、河川の管理者が行う。
- ウ その他、施設、敷地内にある障害物の除去及び施設、敷地内から道路、河川に出た障害物の除去は、原則としてその施設、敷地の所有者又は管理者が行う。

(3) 障害物除去の実施

都市建設局は、市災害対策本部により優先度の高い箇所の指定を受け、防災関係機関の意見及び周囲の状況を考慮し、作業班を編成して防災関係機関との連携により実施する。

ア 道路内の障害物の除去

指定に基づき、原則として車両の交互通行が確保できるよう道路上の障害物等を除去する。

イ 河川等の障害物の除去

(ア) 河川等の管理者は、河川等の機能を確保し、市民の生命、財産権を保護するため、防災関係機関等と連携を図り、災害時における管理河川等の巡視を行う。

(イ) 橋脚、暗きょ吐口及び工事箇所の仮設物等につかえ、河川本来の機能を失わせる浮遊物、その他の障害物を発見した場合は、防災関係機関と協力して除去する。

5 粉じん・有害物等の飛散防止

道路啓開及び障害物の除去に当たっては、都市建設局及び関係機関は、倒壊建物等の解体、撤去に伴う粉じん、有害物等の飛散防止など、関係法令等を遵守し適正な作業及び処理に努める。

6 仮置場の確保

財政局は、道路、河川上の土砂、流木の撤去により発生した撤去物の仮置場を（総則・予防計画編第2款第5章「第9節 4 災害時における土地利用に関する事前対策」予-78参照）に基づき、迅速に確保する。

7 撤去物の処分

環境経済局は、家屋の倒壊等により発生した撤去物（災害廃棄物）を（「第10章 清掃対策」風-94参照）に基づき、迅速に処分するとともに、災害廃棄物の処分先について、関係機関への情報提供を行う。

また、都市建設局は、道路、河川上の土砂、流木の撤去物を迅速に処分する。

第2節 輸送車両等の確保対策

1 基本方針

災害応急対策活動に必要な輸送手段の確保は、県及び関係機関の協力を得て行う。また、緊急車両の運用に際しては、救出救助活動に支障がないよう人命優先の輸送活動を実施する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	ヘリコプター、被災者の運送等の要請に関すること。
	財 政 局	★	車両・燃料の確保及び配車（清掃関係を除く。）、輸送に係る協定締結団体等との連絡調整、緊急通行車両の確認手続に関すること。
	関 係 各 局	★	ヘリコプターの臨時離着陸場の管理の状況確認に関すること。
	環 境 経 済 局	★	清掃車両・燃料の確保及び配車に関すること。
	都市建設局（まちづくり推進部）	★	交通関係機関との連絡調整に関すること。
関 係 機 関	県公安委員会（警察署等）	—	緊急通行車両の標章等の交付に関すること。
	日 本 通 運 (株)	—	車両輸送の協力に関すること。
	(一社)神奈川県トラック協会		
	神 奈 川 中 央 交 通 (株)		
	京 王 バ ス (株)		
	富 士 急 バ ス (株)		
	神奈川県石油商業組合相模原支部	—	燃料供給の協力に関すること。
	神奈川県石油商業組合津久井支部		
	東 日 本 旅 客 鉄 道 (株)	—	鉄道輸送の協力に関すること。
	小 田 急 電 鉄 (株)		
京 王 電 鉄 (株)			

3 輸送車両等の需要予測

財政局は、災害による被害状況及び応急対策活動の状況から、各応急対策活動に必要な輸送車両等の需要予測を行い、関係機関に協力を要請する。

4 輸送の対象

緊急通行車両による輸送は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね次のとおりとする。

第1段階	(1) 救助、医療活動の従事者及び医薬品等の物資 (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員・物資等 (4) 緊急輸送に必要な輸送施設の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	(1) 上記第1段階の続行 (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地以外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	(1) 上記第2段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品

5 輸送手段の確保

(1) 車両の確保（財政局。ただし清掃関係は環境経済局、バスは都市建設局）

ア 市保有車両

財政局、環境経済局は、災害対策を実施するため保有の車両により輸送を行う。

イ 民間車両

(ア) 乗用車、バス、貨物自動車

輸送車両の協力を、協定締結団体（（一社）神奈川県トラック協会）や日本通運（株）、神奈川中央交通（株）等に要請する。

(イ) 特殊自動車

運送業者又は建設業者等に協力を求める。

(2) 燃料の確保（財政局。ただし、清掃関係は環境経済局、バスは都市建設局）

市保有車両及び応援車両の燃料は、市所有の燃料及び協定締結団体に要請し確保する。

(3) 鉄道機関への協力要請

都市建設局は、災害対策の輸送に際し必要があるときは、東日本旅客鉄道（株）、小田急電鉄（株）、京王電鉄（株）に協力を求める。

(4) ヘリコプターの要請

本部事務局は、応急対策の実施に際し空中輸送の必要を認めるときは、関係各局にヘリコプター臨時離着陸場に指定されている施設の状況を確認し、県知事を通じてヘリコプターの派遣を要請する。

なお、指定施設以外に適地があるときは、関係各局に状況を確認のうえ、随時に指定する。

(5) ヘリコプター臨時離着陸場の状況の確認

関係各局は、災害時において救援物資の輸送等にヘリコプターを使用する場合は、ヘリコプター臨時離着陸場に指定されている施設の状況を確認する。

(6) 要避難者・被災者の運送要請

本部事務局は、広域避難や広域一時滞在等のため、要避難者又は被災者を広域的に緊急輸送する必要がある場合は、指定公共機関（日本通運（株））又は指定地方公共機関（神奈川中央交通（株）等）による運送を神奈川県に要請する。

6 緊急通行車両の確認手続

災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両であることの事前確認（総則・予防計画編第2款第5章「第6節 災害時輸送体制の整備」予71参照）を受けていない車両については、県知事が確認を行う車両（県保有車両及び調達車両）を除き、県公安委員会（警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊の各本隊、各警察署及び交通検問所）に、「緊急通行車両確認申出書」により申請し、「緊急通行車両確認標章」及び「緊急通行車両確認証明書」の交付を受ける。

なお、令和5年8月31日以前に「緊急通行車両等事前届出済証」及び「緊急通行車両確認証明書」（以下「届出済証等」という。）の交付を受けている車両は、警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊の各本隊、各警察署、交通検問所、県危機管理防災課及び各地域県政総合センターに対して届出済証等の提示及び「緊急通行車両確認申出書」の提出を行うことで、届出済証等の交付を受けていない車両に優先して「緊急通行車両確認標章」の交付を受けることができる。

第3節 交通対策

1 基本方針

警察署は、風水害の発生に際して、緊急通行車両の通行を確保するため一般車両の通行禁止等の交通規制を直ちに実施し、緊急交通路を確保する。

市は、警察署との連絡調整に基づき、交通規制に関する情報収集等を行う。

また、被災状況により国や関係機関と連携し、交通需要の抑制や分散など交通マネジメント施策の実施により、交通及び輸送機能の早期回復を図る。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	都 市 建 設 局（土 木 部）	★	交通規制に係る警察署との連絡調整に関すること。 災害時交通マネジメント検討会の設置要請、施策検討及び実施に関すること。
関 係 機 関	警 察 署	★	交通規制による緊急交通路の確保等に関すること。
	関 東 地 方 整 備 局 相 武 国 道 事 務 所	★	災害時交通マネジメント検討会の設置、施策検討及び実施に関すること。

3 被災地への流入抑制及び交通規制の実施

(1) 警察署

ア 危険防止及び混雑緩和の措置

災害発生時には、被害の状況を把握し、被災地への車両の流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を迅速・的確に実施し、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報など、危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

イ 災害発生時の交通規制等

災害発生時の交通規制は、被害の規模、地域の道路交通状況等によって弾力的に行う必要があり、被災地又は被災地周辺地域における交通規制は、時系列別に次により対応する。

(ア) 被災地への流入抑制

災害が発生した直後においては、次により、避難路及び緊急交通路について優先的にその機能の確保を図る。

- a 混乱防止及び被災地への流入抑制のため通行禁止区域又は通行制限区域（以下「通行禁止区域等」という。）を設定し、交通整理又は交通規制を行う。
- b 流入抑制のための交通整理又は交通規制を行う場合は、隣接都県と連絡を取りつつ行う。
- c 高速自動車国道及び自動車専用道路については、通行禁止区域等におけるインターチェンジ等からの流入を禁止する。

(イ) 緊急交通路確保のための交通規制

災害が発生した直後は、道路交通が混乱し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、住民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となることから、道路交通の実態を把握し、災害対策基本法第76条1項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

(ウ) 道路管理者等への通知及び要請

(イ) による通行の禁止又は制限を行う場合、関係公安委員会、道路管理者等への通知を速やかに行う。

また、緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあるときに必要と認める場合は、道路管理者等に対し、その道路の区間において車両その他の物件を付近の道路外へ移動させる等の措置命令を行うことを要請する。

(エ) 警察官の措置

通行禁止域等において、車両その他物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい障害を生じるおそれがあるときは、必要に応じ当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動させる等の措置命令を行う。

(2) 自衛官及び消防吏員

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、警察官がいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、通行の妨害となる車両その他の物件の所有者に対して移動させるなど必要な措置を命令するほか、相手方が現場にいない場合は、当該措置を行う。当該措置命令をし、又は措置を行った場合は、管轄する警察署長にその旨を通知する。

(3) その他

道路管理者は、「緊急輸送道路管理マニュアル」に基づき、通行規制や応急啓開等必要な対策の実施について、県警察、交通機関への連絡調整を行う。

4 交通情報の収集等

(1) 交通情報の収集

警察署は、被災地の交通混乱の防止及び緊急交通路確保等の交通対策を迅速・的確に実施するため、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用し、情報を収集する。

(2) 交通情報の広報

警察署は、交通規制を実施した場合、規制標識板、立看板、携帯用拡声器等を利用して、積極的な現場広報に努める。また、広報担当者は、テレビ、ラジオ、広報車等あらゆる広報媒体を使用して周知に努めるほか、航空機による広報又は必要に応じて市の協力を求める。

5 交通マネジメント

都市建設局は、大規模災害によって中央自動車道や国道20号等の主要交通網に途絶が生じた場合、緊急輸送の確保や復旧活動等への影響を最小限に留めることを目的に、交通需要の抑制や分散など交通マネジメント施策の包括的な検討及び調整等を行うため、「(仮称)災害時交通マネジメント検討会」の設置を国に要請するとともに、施策の実施に当たっては、国や関係機関と連携を図りながら行う。

第4節 警備対策

1 基本方針

警察署は、風水害の発生に際して、人命の安全を第一とした迅速・的確な災害応急対策を実施することにより、市民の生命・身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期する。

市は、警察署との連絡調整に基づき、交通安全対策及び防犯対策に必要な支援等を行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	市 民 局	●	交通安全対策及び防犯対策に係る警察署との連絡調整に関すること。
	区 本 部		
	関 係 各 局	★	関連する応急対策活動に関すること。
関 係 機 関	警 察 署	★	警備活動による治安の維持等に関すること。

3 警備体制の確立

- (1) 警察署は、台風・低気圧の接近に伴って、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察署長を長とする警察署災害警備本部を設置して、指揮体制を確立する。
- (2) 警察署は、警備部隊等の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速、的確な部隊運用を行う。

4 災害応急対策の実施

警察は、市災害対策本部等関係機関と連携し、次の対策を実施する。

- (1) 警報等の伝達
災害に関する警報等を認知した場合には、その内容、情勢等を分析検討し、必要がある場合には、地域住民に対する広報を行う。
また、当該警報等の緊急性、市の体制等を勘案し、要請のあった場合又は災害警備上必要がある場合は、市が行う地域住民に対する警報等の伝達に協力する。
- (2) 情報の収集・連絡
災害警備活動上必要な情報を収集し、収集した情報を必要により関係機関へ連絡する。
- (3) 救出救助活動
把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊、広域緊急援助隊等の部隊を被災現場に出動させ、県、市及び消防等の防災関係機関と協力して、的確な被災者の救出救助活動を実施する。また、警察署長は、防災関係機関と連携を密にするとともに、各関係機関の現場責任者と随時、搜索区割り等現場活動に関する調整を行う。
- (4) 避難指示等
警察官は、災害対策基本法第61条又は現場の状況に応じ、警察官職務執行法第4条により、避難の指示や避難の措置を講ずる。
- (5) 交通対策
警察は、被災地における交通の混乱の防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるように、被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や緊急交通路の確保など必要な交通規制を実施する。

(6) 防犯対策

警察署は、被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や援助物資の輸送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。

また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

(7) ボランティア等との連携

警察署は、自主防犯組織、ボランティア団体等の関係組織との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民の不安除去等を目的として行われる活動が円滑に行われるよう必要な支援等を行う。

(8) 広域応援

県公安委員会は、発生した災害の規模に応じて、速やかに広域緊急援助隊の援助要請を行う。

5 被災者等への情報伝達活動

(1) 情報伝達活動の実施

警察は市と連携し、被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等に関する情報等を、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用して、適切な伝達に努める。

(2) 相談活動の実施

市は警察と連携し、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所、消息確認電話窓口等を設置し、親身な相談活動の実施に努める。

第6章 二次災害の防止

1 基本方針

災害により造成地等の宅地で擁壁や地盤で、亀裂や崩壊等の被害が発生した場合に、その後の降雨や地震等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度判定を行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	都市建設局（まちづくり推進部）	●	被災宅地の危険度判定の総括に関する こと。
	本 部 事 務 局 市 長 公 室	●	被災宅地危険度判定の広報に関する こと
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	被災宅地危険度判定士の派遣・後方 支援活動に関すること。

3 判定の実施

都市建設局は、局内に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、被災宅地危険度判定士の確保に努め、必要に応じて県に支援を要請する。

被災宅地の危険度判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）等に基づき行い、判定の結果はステッカー等で表示する。

危険度判定の結果、施設等に著しい被害が生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じて適切な避難対策の実施及び被災施設や危険箇所等への立入制限を実施する。

第7章 避難所等の運営

1 基本方針

台風や豪雨等により、洪水や土砂災害が発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための一時的な避難先として小・中学校及び義務教育学校並びに公民館等に風水害時避難場所を開設する。また、風水害による被害が長期化、家屋の倒壊及び浸水等により生活が困難になった被災者に対し、生活の再建の支援に向け、小・中学校等に避難所を開設する。

この章では、風水害時避難場所及び避難所を「避難所等」という。また、風水害情報連絡体制及び風水害初動体制配備時に風水害時避難場所の開設、運営及び閉鎖を行う場合においては、本部事務局を危機管理局に、区本部を区役所に、現地対策班をまちづくりセンター（中央6地区まちづくりセンターを除く。）及び中央6公民館に読み替えるものとする。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	区 本 部	★	避難所等の開設・運営の支援の総括及び在宅避難者の把握に関すること。
	本 部 事 務 局	★	避難所等の情報の収集・仕分けに関すること。
	教 育 局 (学校教育部、生涯学習部)	★	避難所等の開設・運営の支援に関すること。
	環 境 経 済 局	●	避難所への食料及び生活必需物資の配送に関すること。
	関 係 各 局	★	避難所等の運営支援、本部事務局からの避難所等の情報の収集・対応、在宅避難者への各種支援に関すること。
	特 命 担 当 員 (避難所担当職員、風水害時避難場所担当職員、一時滞在施設・避難施設応援担当職員)	★	避難所等の開設、運営又は運営の支援に関すること。
関 係 機 関	避 難 所 運 営 協 議 会	★	避難所の自主運営に関すること。

3 避難所等の運営体制

(1) 市の体制

風水害時避難場所担当職員は、風水害時避難場所の開設と運営を行う。また、風水害による被害が長期化する場合等に開設される避難所にあつては、避難所担当職員がその開設と運営の支援を行う。

区本部はこれを総括し、避難所等に関する情報を収集し、本部事務局へ報告する。

教育局は、避難所等の施設管理者として、避難所等の開設と運営に協力する。

関係各局は、情報連絡員の派遣等を通じて、本部事務局から避難所等に関する所管事項の情報を収集し、必要な対応を行う。

(2) 施設の体制

避難所等に指定された施設の管理者は、避難所等の運営が円滑に行われるまでの間、避難所等の運営について協力、支援する。

(3) 避難所の体制

自主防災組織等により設置されている避難所運営協議会は、避難所担当職員、校長等の施設管理者と協力し、避難所運営を行う。

また、避難者やボランティア等は、避難所運営協議会の避難所運営に協力する。

＜避難所運営協議会の主な役割＞

平常時	災害時
<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所運営方法の検討 ○ 生活ルールの作成 ○ 検討及びルールに基づいた訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 円滑な避難所運営 ○ 生活ルールの調整 ○ 様々な組織との連絡調整

4 避難所等の開設

(1) 避難所担当職員等の参集

ア 勤務時間内の参集体制

災害の発生が勤務時間内の場合は、職員参集システム、庁内電話又は庁内放送等により行動する。

イ 勤務時間外の参集体制

災害の発生が勤務時間外の場合は、別に定める非常配備基準に基づき、原則として各避難所等に参集する。

なお、避難所等への参集の対象となる職員については、職員参集システム及び市災害対策本部又は区本部の指示により行う。

(2) 風水害時避難場所の開設

ア 開設の準備

危機管理監は、災害の発生するおそれのあるときには、必要により風水害時避難場所の開設の準備を指示する。

イ 開設の判断

危機管理監は、風水害時避難場所の開設が必要と判断したときは、風水害時避難場所を開設する。なお、風水害時避難場所が不足する場合は、協定を締結した施設や公共施設等の活用を図る。

ウ 区本部の措置

区本部は、風水害時避難場所を開設した場合、直ちに現地対策班とともに、避難所担当職員等の参集状況及び避難者の状況を把握し、必要な対策を行う。

エ その他

風水害時避難場所の鍵は、区本部、現地対策班、消防署所、風水害時避難場所担当職員、施設管理者等が管理する。

(3) 避難所の開設

ア 開設の準備

本部長は、災害が発生した場合には、必要により避難所の開設の準備を指示する。

イ 開設の判断

本部長は、避難所の開設が必要と判断したときは、避難所を開設する。なお、避難所が不足する場合は、協定を締結した施設や公共施設等の活用を図る。

ウ 区本部の措置

区本部は、避難所を開設した場合、直ちに現地対策班とともに、避難所担当職員の参集状況及び避難者の状況を把握し、必要な対策を行う。

エ その他

避難所の鍵は、区本部、現地対策班、消防署所、避難所担当職員等が管理する。

(4) 避難所等開設の広報

ア 市民への広報

本部事務局及び市長公室は、避難所等を開設した場合、防災行政用同報無線（ひばり放送）又は広報車等により、避難所等の開設を市民に周知するとともに、車中泊等の避難所外避難を行っている市民に対しては、避難所等へ移動するよう呼びかける。

イ 防災関係機関への連絡

本部事務局は、県、警察署及び必要に応じて自衛隊、その他の防災関係機関に避難所等の開設を連絡する。

ウ インターネットの活用

本部事務局は、災害時に必要な情報を市民に広くかつ迅速に伝達できるよう、インターネット情報ポータルサイト運営事業者（グーグル（株）、LINE ヤフー（株））と連携し、市内の避難所等の開設状況等の情報を運営事業者のサイトから確認できるようにする。

5 避難所等の運営

（1）風水害時避難場所の運営

風水害時避難場所では、主に次の事項を行う。

- ア 避難者の受入れ
- イ 避難者名簿の作成
- ウ 現地対策班等との連絡調整
- エ 災害時要援護者への支援
- オ 避難者への気象情報等の提供
- カ 風水害時避難場所内での感染症対策
- キ その他円滑に風水害時避難場所を運営するために必要な事項

（2）避難所の運営

避難所では、主に次の事項を行う。

- ア 避難所施設や設備の安全点検、管理
- イ 避難所の設営及び避難者の受入れ
- ウ 避難者名簿の作成
- エ 現地対策班等との連絡調整
- オ 負傷者の救護、災害時要援護者への支援
- カ 備蓄食料、物資等の応急配布
- キ 飲料水、食料、生活物資等の現地対策班等への要請、受入れ、配分
- ク 炊き出しの実施
- ケ 避難者への被害状況や生活関連情報の提供
- コ 住民等の安否情報の収集、提供
- サ 避難所の生活の場の環境の整備、管理
- シ 避難者の健康状態の把握
- ス 避難所内での感染症対策
- セ その他円滑に避難所を運営するために必要な事項

6 避難所等の運営に関する視点

（1）風水害時避難場所の運営に関する視点

風水害時避難場所の運営に当たっては、避難者の安全性や災害時要援護者支援、性別や年齢等にとらわれない多様な視点への配慮などの観点から、次の点に留意する。

- ア 高齢者、障害者、病人、妊産婦等はできるだけ環境条件の良い場所に避難させる。
- イ 風水害時避難場所の混雑状況を市ホームページ等を活用して随時提供する。
- ウ 避難者に対し、気象に関する情報や避難指示等の発令状況、河川の水位、土砂災害の危険度等の災害情報を随時提供する。
- エ 視覚障害者、聴覚障害者、外国人への災害情報の提供に配慮する。
- オ 男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に配慮し、プライバシーの確保、着替え場所、授乳室やトイレの確保等に関する配慮を行う。
- カ ペット同行避難者に対しては、ペットをケージに入れるよう指導する。また、ペット区画について、動物アレルギーの方等に配慮し、避難者が滞在する区画とは離れた場所に設置する。
- キ 感染症拡大防止のため、手洗い・うがい・換気のほか、トイレ・床・手すり等の清掃の励行に努める。
- ク 避難者の定期的な体温測定など体調管理に努める。
- ケ 体調不良者は専用スペースへ誘導するなど、感染症拡大防止策を講じる。

- コ 障害のある方、慢性疾患・アレルギー等の個人的な事情を抱えた方、乳幼児や性的少数者等に可能な限り配慮し、性別や年齢などにとらわれない多様な視点に基づく運営を行う。
 - サ 様々な性自認や性的指向があることを踏まえ、本人が公にしていない性自認等を他人に暴露することがないよう配慮を行うとともに、男女のみの性を前提としない多様な視点を持つ。
- (2) 避難所の運営に関する視点
- 避難所の運営に当たっては、被災者の安全性や良好な生活環境の確保、災害時要援護者支援、性別や年齢等にとらわれない多様な視点への配慮などの観点から、次の点に留意する。
- ア 避難所担当職員及び避難所運営協議会の運営に当たっては、女性の参画に努める。
 - イ 高齢者、障害者、病人、妊産婦等はできるだけ環境条件の良い場所に避難させる。
 - ウ 視覚障害者、聴覚障害者、外国人への災害情報の提供に配慮する。
 - エ 避難所での生活が著しく困難な場合は、福祉避難所又は適切な施設への移動を考慮する。
 - オ 男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮し、プライバシーの確保、着替え場所、授乳室やトイレの確保、物資の確保、女性相談員の配置等に関する配慮を行う。
 - カ 避難所担当職員及び校長等は、避難所運営協議会の運営の助言・支援に当たる。
なお、避難所担当職員は、区本部内で動員及び配置等の調整を行い、区本部内でも不足する場合は、総務局が全庁的に避難所担当職員を確保する。
 - キ 避難生活の長期化に伴い、セクハラ、高齢者や児童等への虐待等が懸念されるため、状況把握及び相談体制（男女別の相談員）の確保に努める。
 - ク 健康福祉局が実施する避難所の巡回医療（被災者の健康管理、診療、保健指導、メンタルケア等）や、防疫のための保健師の巡回等による避難所の衛生指導等に協力する。
 - ケ 食料の提供に当たっては食物アレルギーのある避難者に配慮し、原材料表示や献立表の掲示等を行う。
 - コ 防火・防犯のため、避難者への出火防止措置の指導、巡回警備等を行う。
 - サ ペット同行避難者に対しては、ペット用の食料、水、ペットシート、ケージ等の避難・備蓄用品を持参し、避難する等の指導を行う。また、ペット区画について、動物アレルギーの方等に配慮し、避難者の居住区画とは離れた場所に設置し、ペットは必ずケージに入れるか、リードにより繋ぎとめて飼育するよう指導する。
 - シ 感染症拡大防止のため、手洗い・うがい・換気のほか、トイレ・床・手すり等の清掃の励行に努める。
 - ス 避難者の定期的な体温測定など体調管理に努める。
 - セ 体調不良者は専用スペースへ誘導するなど、感染症拡大防止策を講じる。
 - ソ 障害のある方、慢性疾患・アレルギー等の個人的な事情を抱えた方、乳幼児や性的少数者等に可能な限り配慮し、性別や年齢などにとらわれない多様な視点に基づく運営を行う。
 - タ 様々な性自認や性的指向があることを踏まえ、本人が公にしていない性自認等を他人に暴露することがないよう配慮を行うとともに、男女のみの性を前提としない多様な視点を持つ。
 - チ 良好な生活環境の確保のため、必要に応じて専門性を有したNPO等の外部支援者と情報交換を行う。

7 生活関連物資の配布

- (1) 風水害時避難場所における生活関連物資等の配布
- 風水害時避難場所は、避難者が食料、水等の避難に必要な物品等を用意することとし、原則生活関連物資等の配布を行わない。
- ただし、避難が長時間にわたる場合や、避難者の状況によっては、避難所等の防災備蓄倉庫に備蓄する物資により対応する。
- (2) 避難所における生活関連物資等の配布
- ア 食料等の確保
- 災害発生直後における食料等生活に必要な物資は、避難所等の防災備蓄倉庫に備蓄する物資により対応する。なお、女性用物資の配布に当たっては、女性の担当者から配布を行い、女性専用スペースや女性トイレに常備するなど配慮する。

イ 炊き出しによる供給体制

市立学校給食施設（学校給食センターを含む。）を利用して炊き出しを行う。

なお、避難所周辺地域の住民への炊き出しに伴う人員確保については、避難所運営協議会と調整を図りながら進める。

ウ 燃料の確保

避難所の非常用発電設備等に必要な燃料は、財政局が調達協定により確保し、搬送を依頼する。

8 ボランティアの活用

避難所の運営に当たっては、人的確保が急務となることから、災害ボランティアセンターと連携し、救援物資の搬入、搬出、安否確認、炊き出し及び災害時要援護者の介護生活支援など避難所運営全般にわたってボランティアの協力を得ることとする。

9 避難所以外の被災者への対応

(1) 在宅避難者への対応

在宅避難者とは、被災者の中で「避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者」又は「ライフライン等が途絶した中で自宅で不自由な生活を送っている者」を指すが、在宅避難者の中で支援が必要な人は、避難所にて在宅避難者名簿に登録を行う。

市は、防災行政用同報無線（ひばり放送）等を活用し、支援が必要な在宅避難者に対して、避難所での在宅避難者名簿の登録を行うように広報を実施する。

登録者には、必要な生活関連物資の配布など、生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努め、以下の対応を行う。

ア 避難所運営協議会は自治会等と連携して、在宅避難者名簿の情報から、在宅避難者の所在等を確認し、避難所担当職員は現地対策班にその情報を報告する。

イ 関係各局は、在宅避難者へ必要な保健医療サービス、情報提供等の支援を行う。

ウ 環境経済局は、在宅避難者に関する情報に基づき、在宅避難者の最寄りの避難所へ食料及び生活必需物資を配送する。

エ 在宅避難者は、原則、最寄りの避難所で物資を受け取るものとする。

避難所運営協議会は、配送された食料及び生活必需物資を自治会、災害ボランティア等と協力しながら、在宅避難者に避難所で配布するものとする。避難所に来ることのできない災害時要援護者については、自治会等と協力して配布の方法を検討し対応する。

(2) 車中泊等の避難所外避難者への対応

車中泊避難は、避難者数等の実態把握が困難であり、またエコノミークラス症候群等の発症による健康被害のおそれがあることから、避難所への避難を誘導するが、やむを得ず車中泊を選ぶ避難者については、支援が必要な在宅避難者と同様に、防災行政用同報無線（ひばり放送）等を活用し、避難所での在宅避難者名簿の登録を行うように広報を実施する。

在宅避難者名簿の登録者には、必要な生活関連物資の配布など、生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努め、上記「(1) 在宅避難者への対応」のアからエを行う。

また、関係各局及び避難所運営協議会は、車中泊等の避難所外避難者に対し、エコノミークラス症候群の健康管理に係る注意喚起を行う。

10 避難所等の閉鎖

(1) 風水害時避難場所の閉鎖

本部事務局、区本部及び関係各局は連携し、次のとおり風水害時避難場所を閉鎖し、関係機関に連絡する。

ア 風水害による被害発生のおそれなくなった場合

イ 風水害時避難場所から避難者が全員退去した場合

ウ 風水害による被害が長期化し、避難所が開設された場合。避難所を兼ねない風水害避難場所については、避難者全員が避難所に移動した場合

(2) 避難所の閉鎖

本部事務局、区本部及び関係各局は連携し、次のとおり避難所を閉鎖し、関係機関に連絡する。

ア 避難者が全員退去した場合

イ 避難者の減少や学校教育の早期再開の必要性から、避難所の統廃合がされた場合

ウ 応急仮設住宅の建設等、避難者の移転先が確保された場合

第8章 被災生活支援

第1節 応急給水対策

1 基本方針

市は、災害発生の際、水道施設の被害等により飲料水を確保できない被災者に対し、応急給水を実施し、神奈川県企業庁は、応急給水を支援する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	健康福祉局（保健衛生部）	★	神奈川県企業庁との連絡調整、飲料水輸送に係る協定締結団体等との連絡調整、飲料水の供給（上水道区域）に関する事。
	都市建設局（土木部）	★	飲料水の供給（簡易水道区域）に関する事。 障害物の除去（道路啓開）に関する事。
	関 係 各 局	★	飲料水供給の支援に関する事。
関 係 機 関	神 奈 川 県 企 業 庁	—	上水道区域に係る応急給水支援に関する事。
	（ 公 社 ） 日 本 水 道 協 会 神 奈 川 県 支 部	—	簡易水道区域に係る応急給水支援に関する事。
	自 衛 隊	—	応急給水支援に関する事。 障害物の除去（道路啓開）に関する事。
	県 北 管 工 事 協 同 組 合	—	給水タンク等の提供支援に関する事。
	相 模 原 市 管 工 事 設 備 協 同 組 合		
	津 久 井 管 工 事 協 同 組 合		
	相 模 原 市 管 工 事 協 会		
（ 一 社 ） 神 奈 川 県 ト ラ ッ ク 協 会			

3 給水需要の予測

上水道区域については健康福祉局が神奈川県企業庁と連携し、簡易水道区域等については都市建設局が、それぞれ給水関連施設等の被災状況の把握に努める。

また、市内の断水被災人口及び応急給水を必要とする病院及び社会福祉施設等について、給水必要量を推計する。

4 災害時の応急給水

市民及び事業者は、災害発生の際、あらかじめ備蓄した飲料水を利用する。

健康福祉局及び都市建設局は、被災した市民の生命維持に必要な飲料水として、当面、1人1日3リットルを供給基準とし避難所運営協議会等と連携して、次により応急給水を実施する。

また、数日後は、生活用水を考慮して給水を実施する。

(1) 緊急遮断弁付受水槽

緊急遮断弁付受水槽から飲料水を供給する。

(2) 飲料水兼用貯水槽

飲料水兼用貯水槽から飲料水を供給する。

(3) 災害用指定配水池等

健康福祉局及び都市建設局は、神奈川県企業庁の災害用指定配水池等に確保された飲料水を、関係機関と連携して、給水車又は給水タンクにより運搬し供給する。

<災害用指定配水池等一覧>

災害用指定配水池	所在地
谷ヶ原浄水場、谷ヶ原配水池	緑区谷ヶ原
中野高区配水池	緑区中野
<small>すわらし</small> 寸沢嵐配水池	緑区 ^{すわらし} 寸沢嵐
落合浄水場	緑区沢井

(4) 各協定先からの飲料水の受入れ

物資供給協定締結事業者に対し、飲料水の提供を依頼する。

(5) 消火栓を利用した応急給水

神奈川県企業庁と消火栓からの応急給水について調整する。

(6) 応急給水の支援

飲料水の不足が予想される場合、健康福祉局は神奈川県企業庁、都市建設局は（公社）日本水道協会神奈川県支部を通じ、他都市の水道事業体に協力を要請する。また、緊急性があり、他に飲料水を供給する手段がない場合には、県知事に応急給水に係る自衛隊の災害派遣要請を要求する。

5 市民への応急給水等の情報の伝達

(1) 上水道区域については健康福祉局が神奈川県企業庁と連携し、簡易水道区域については都市建設局が断水情報を収集する。

(2) 健康福祉局及び都市建設局は、応急給水等の情報を以下の方法で市民に的確に周知する。

ア 防災行政用同報無線（ひばり放送）

イ 防災メール

ウ 市災害情報X

エ テレビ神奈川データ放送

オ 相模原市 LINE 公式アカウント

6 給水の方法

(1) 給水の優先順位

ア 病院等医療機関

イ 社会福祉施設

ウ 避難所

エ 上記以外の指定する場所

(2) 給水場所及び水量等は、被災状況を考慮して決定する。

(3) 関係機関の協力を得て給水車又は給水用タンク等を積載したトラックにより給水する。

輸送手段については、必要に応じて協定締結団体等に要請する。不足する場合は、他の地方公共団体等へ応援要請を行うほか、緊急性があり、他に輸送する手段がない場合には、県知事に自衛隊の災害派遣要請を要求する。

(4) 広範囲な地域に給水が必要となる場合は、効果的に実施できるよう地区別に給水拠点を定め、事前に市民へ周知を行い、供給体制の迅速化を図る。

7 応急復旧に係る道路啓開

健康福祉局及び都市建設局は、断水の復旧に当たり、土砂や倒木等の障害物により復旧箇所に到達することができない等の情報を得た場合、関係機関との連携のもと、断水の影響範囲など、道路啓開の優先度を判断するために必要な情報を収集し、災害対策本部に報告する。

災害対策本部は、都市建設局や関係部署と協議し、道路啓開の優先順位を決定する。
また、道路啓開に当たり、自衛隊等の協力が必要な場合には、県知事に自衛隊の災害派遣要請を要求する。

第2節 食料供給対策

1 基本方針

災害発生の影響により、食料の流通は混乱状態となることが予想されるため、災害により食料を確保できない被災者に対して速やかに食料の供給が可能となるよう、平常時から災害用食料を備蓄するほか、協定等の締結により緊急に食料を調達し得る措置を講じておき、食料の確保に努める。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	環 境 経 済 局	★	食料に係る協定締結団体等との連絡調整、食料の調達及び輸送・配送に関すること。
	教 育 局	●	炊き出しの実施に関すること。
	関 係 各 局	★	食料供給の支援に関すること。
関 係 関 機	神 奈 川 県	—	食料供給の支援、食料品の輸送・配送の協力に関すること。
	相 模 原 商 工 会 議 所	—	食料品の供給支援に関すること。
	城 山 商 工 会		
	津 久 井 商 工 会		
	相 模 湖 商 工 会		
	藤 野 商 工 会		
	(一社) 相模原市商店連合会		
	相模原市生活協同組合運営協議会		
	神奈川つくい農業協同組合		
	(公社) 神奈川県LPガス協会	—	炊き出し等の支援に関すること。
	日 本 通 運 (株)	—	食料品の輸送・配送の協力に関すること。
	佐 川 急 便 (株)		
	西 濃 運 輸 (株)		
	(一社) 神奈川県トラック協会		
日 本 G L P (株)	—	食料品の受入れ協力に関すること。	

3 給食需要の予測

環境経済局は、災害による被害状況並びに水道、ガス等の支障状況の把握に努め、給食必要量を推計する。

4 食料品の応急供給

環境経済局は、災害の状況により食料を確保できない被災者に対し、必要な食料を供給する。

(1) 供給対象者

供給対象は、避難所で生活する者及び電気・ガス・水道等のライフライン施設の支障により炊飯の不可能な在宅被災者等とする。

ア 避難所（福祉避難所を含む。）に受け入れた者

イ 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、床上浸水等で、炊飯のできない者

ウ 市内を旅行中の者又は一時滞在者

エ 被害を受け、一時縁故先に避難する者

オ 電気・ガス・水道等のライフライン施設の支障により炊飯の不可能な在宅被災者

カ その他市長が必要と認める者

(2) 供給する食料等

ア 食料の品目

備蓄から供給する食料はアルファ化米、長期備蓄食料、ビスケットなど、また、調達して供給する食料は、パン、弁当、米飯等とする。

イ 食料の供給

食料の供給は、被災状況を勘案し、備蓄食料や協定を締結している者等から調達した弁当等を供給する。また、給食施設の活動体制が整った段階で、可能な範囲で米飯等を供給する。

ウ 乳幼児・高齢者等への給食の配慮

乳児に対する粉ミルク、ベビーフード、幼児・高齢者や病人に対する給食等について配慮する。

(3) 供給の方法

ア 避難所で生活する者への供給は、避難所において供給又は給食を行う。

イ 避難所以外で生活する被災者等への供給は、申出により、原則として指定する避難所等の場所において供給を行う。

5 食料品の調達

(1) 食料品の調達

環境経済局は、災害発生時においては、食料・物資対策センターを市役所本庁舎に設置し、食料品の調達・管理を行う。災害発生後の食料品の調達については、プッシュ型支援により調達することとし、並行して避難所等のニーズの把握に努め、プル型支援による調達に移行する。

ア プッシュ型支援

プッシュ型支援とは、被災地からの要請を待たず、必要と見込まれる物資を調達して輸送する支援方法である。

環境経済局は、国によるプッシュ型支援が行われる場合は、本市に輸送される品目や数量、到着時期等を把握し、食料品の受入れ及び各避難所等への配送を行う。

イ プル型支援

プル型支援とは、被災地からの要請に基づき、物資を調達して輸送する支援方法である。

(ア) 県からの調達

環境経済局は、避難所等での食料品の不足が見込まれる場合は、品目や数量を把握し、県に食料品の要請を行う。

(イ) 協定締結団体等からの調達

環境経済局は、協定締結団体、その他業界団体等から協力を得て、食料品を調達するとともに、原則として避難所等への配送を要請する。

(2) 米穀の調達

ア 環境経済局は、応急用米穀を市内の米穀卸売業者及び米穀小売販売業者から協力を得て調達する。

イ 環境経済局は、災害の状況により市内の団体・業者等から米穀の供給が困難な場合には、県知事に対し応急用米穀の供給を要請する。

ウ 環境経済局は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領 第4章 第10 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例」に基づき、政府所有米穀の供給に関して、県知事に要請することができる。交通、通信の断絶のため、政府所有米穀の引取りに関する県知事の指示を受けられない場合には、農林水産省（農産局農産政策部貿易業務課）に要請する。

(3) 広域応援要請

環境経済局は、上記（1）、（2）の対策を講じても食料の調達が困難な場合は、必要に応じて広域応援要請をする。

6 食料等の配送

環境経済局は、救援物資受入拠点や県が運営する広域防災活動拠点（県立相模原弥栄高等学校及び県津久井合同庁舎）に集められた食料を市保有車両、協定締結団体の車両等により、避難所等へ配送する。

7 米飯の炊き出し

- (1) 教育局は、米飯の炊き出しを、原則として市立学校給食施設（学校給食センターを含む。）及び炊き出し施設を使用して行う。
- (2) 教育局は、自衛隊、自主防災組織、（公社）神奈川県LPガス協会、ボランティア等の協力を得て、炊き出しを行う。

第3節 生活必需物資供給対策

1 基本方針

災害発生により、物資の流通が停滞又は混乱すると予想されることから、生活必需物資を確保できない被災者に対して速やかに供給が可能となるよう、平常時から生活必需物資を備蓄するほか、協定等の締結により緊急に生活必需物資を調達し得る措置を講ずる。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市担当	環 境 経 済 局	★	生活必需物資に係る協定締結団体等との連絡調整、生活必需物資の調達及び輸送・配送、救援物資の受入れ・供給に関すること。
	市 民 局	●	物価の監視に関すること。
	関 係 各 局	★	生活必需物資供給の支援に関すること。
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	生活必需物資供給の支援に関すること。
	相 模 原 商 工 会 議 所	—	生活必需物資の供給支援に関すること。
	城 山 商 工 会		
	津 久 井 商 工 会		
	相 模 湖 商 工 会		
	藤 野 商 工 会		
	(一社) 相模原市商店連合会		
	相模原市生活協同組合運営協議会		
	神奈川つくい農業協同組合		
	(公社) 神奈川県LPガス協会	—	生活必需物資の輸送・配送協力に関すること。
	日 本 通 運 (株)		
	佐 川 急 便 (株)		
	西 濃 運 輸 (株)		
	(一社) 神奈川県トラック協会	—	生活必需物資の受入協力に関すること。
日 本 G L P (株)			

3 供給需要の予測

環境経済局は、災害による被害状況を勘案し、生活必需物資の供給品目及び必要量を推計する。

4 給与又は貸与の対象者

給与又は貸与の対象者は、次の各号に該当する者のうち、生活必需物資を直ちに入手することができない状態にあると認めたとする。

- (1) 住家が全壊、全焼、流失、半壊及び床上浸水等の被災者
- (2) 被服、寝具、その他生活上必要な家財を喪失した者
- (3) 被服、寝具、その他生活必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者

5 供給範囲

災害により供給する生活必需物資は、次に掲げるもののうち必要と認めたとする。

品 目	物 資
被服、寝具及び身の回り品	洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴、雨具等
日用品	石けん、トイレットペーパー、生理用品、紙おむつ等
炊事用具及び食器	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等
光熱材料	固形燃料、液化石油ガス、使い捨てライター等
その他必要と認めるもの	

6 生活必需物資の調達

(1) 生活必需物資の調達

環境経済局は、災害発生時においては、食料・物資対策センターを市役所本庁舎に設置し、生活必需物資の調達・管理を行う。災害発生後の生活必需物資の調達については、プッシュ型支援により調達することとし、並行して避難所等のニーズの把握に努め、プル型支援による調達に移行する。

ア プッシュ型支援

プッシュ型支援とは、被災地からの要請を待たず、必要と見込まれる物資を調達して輸送する支援方法である。

環境経済局は、国によるプッシュ型支援が行われる場合は、本市に輸送される品目や数量、到着時期等を把握し、生活必需物資の受入れ及び各避難所等への配送を行う。

イ プル型支援

プル型支援とは、被災地からの要請に基づき、物資を調達して輸送する支援方法である。

(ア) 県からの調達

環境経済局は、避難所等での生活必需物資の不足が見込まれる場合は、品目や数量を把握し、県に生活必需物資の要請を行う。

(イ) 協定締結団体等からの調達

環境経済局は、協定締結団体、その他業界団体等から協力を得て、生活必需物資を調達するとともに、原則として避難所等への配送についても要請する。

(2) 広域応援要請

環境経済局は、上記(1)の対策を講じても生活必需物資の調達が困難な場合は、必要に応じて広域応援要請をする。

7 義援品の要請

環境経済局は、生活必需物資が不足し必要と認めるときは、テレビ、ラジオ、新聞等報道機関を通じて全国へ義援品の要請を行う。ただし、義援品の受入れは、原則として、事業者、団体からの物資とする。

義援品の要請を行うに当たっては、必要とする物資の内容、量、送付方法等について明確に情報を提供し、必要がある時期に市災害対策本部からの要請に基づいて配送する体制とする。

また、物資が充足した時点で、報道機関等を通じ要請の打切について情報提供する。

8 救援物資の集積・配送

環境経済局は、被災の状況や物資の輸送経路を踏まえ、あらかじめ指定した施設の中から救援物資受入拠点を開設する。

トラック等で大量に持ち込まれた物資は、救援物資受入拠点へ誘導することとし、救援物資受入拠点において集積された物資は、協定締結団体やボランティア等の協力を得て、仕分け作業を行い、必要に応じて避難所に配送する。

< 救援物資受入拠点の主な役割 >

拠点名		主な役割
地域内 輸送拠点 ^(※)	相模原市救援物資集積・配送センター	○ 備蓄品の配送 ○ 調達した物資の集積配送 ○ 救援物資、義援品の集積配送
	淵野辺公園 (市立相模原球場、銀河アリーナ)	
	GLPアルファリンク相模原	
市立勤労者総合福祉センター (サン・エールさがみはら)	○ 調達した物資の集積配送	
市立北相中学校体育館		
市体育館	○ 救援物資、義援品の保管 (補助)	

(※) 「地域内輸送拠点」とは、大規模災害時に県が開設する広域物資輸送拠点 (国等から供給される物資を受け入れる拠点) から送られてくる物資を受け入れ、避難所へ配送するための拠点をいう。

9 備蓄物資の配送

環境経済局は、市が備蓄管理する物資を、市保有車両、協定締結団体の車両等により、避難所等へ配送する。

10 物資の配分

物資は、原則として、それぞれの世帯構成員実数に応じて被災世帯ごとに配分する。

11 物価の安定・物資の安定供給

市民局は、県と連携して生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買占め・売惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を行う。

第9章 遺体等の収容・埋火葬等

1 基本方針

災害時に多数の死者が発生した場合、死者の尊厳が守られることを第一として、各関係機関は遺体等の収容、検案等から埋火葬まで速やかにかつ厳粛に行う。

2 実施主体

	担当部署	時期	項目
市担当	健康福祉局 (生活福祉部)	★	遺体の収容・一時保管に関する事。
		●	身元不明等の遺体の埋火葬に関する事。
	市民局	●	市営斎場での火葬に関する事。
	区本部	●	死体埋火葬許可証の発行に関する事。
関係機関	警察署	—	遺体の検視・調査等に関する事。

3 遺体収容施設の開設

健康福祉局は、災害時に遺体が多数に及ぶ場合、管轄する警察署と協議し、総合体育館、北総合体育館、串川地域センター、千木良公民館のうち、遺体等が多数発生している地域に近い施設から遺体収容施設を開設し、収容、検視・調査など、検案、安置措置等を総合的に行う。

なお、遺体数が開設した遺体収容施設の収容量を上回る場合には、遺体等が多数発生している地域に近い施設から開設することを基本的な考えとして、管轄する警察署と協議する。

4 遺体の取扱い

遺体の取扱いについては、「神奈川県広域火葬計画」に定める「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に沿った棺の調達、遺体の搬送の手配、遺体の保存のために必要な物資の調達等を実施するとともに、その衛生状態に配慮する。

(1) 広報

消防局、健康福祉局及び警察署は、災害現場から遺体を発見した場合は、直ちに警察署又は直近の警察官にその旨通報するように広報を徹底する。

(2) 通報

消防局及び健康福祉局は、捜索により災害現場から遺体を発見又は取り扱った場合は、直ちに警察署又は直近の警察官にその旨通報する。

(3) 遺体の搬送

健康福祉局は、遺体が多数に及ぶ場合、現場に職員及び委託葬儀業者等を直ちに派遣し、捜索により遺体を発見した者の氏名、住所及び遺体を発見した場所、状況等を聴取し、発見された遺体を引き取り、遺体収容施設へ搬送する。

(4) 遺体の引渡し

健康福祉局は、搬送した遺体を遺体収容施設に収容し、現場で聴取した遺体に関する情報を確実に警察署に引継ぐ。

(5) 検視・調査等

警察署は、遺体の検視・調査等を行う。

(6) 検案

遺体の検案は、法医学専門医、警察協力医、医療救護班又は応援協力により出動した医師が行う。

(7) 遺体の引受け

警察署は、死体検視・調査等及び医師による検案が終了した遺体を健康福祉局に引き継ぐ。

(8) 遺体の処置

健康福祉局は、警察署から市に引き渡された遺体について、必要に応じ、洗浄・縫合・消毒等の処置を行う。

(9) 遺体の一時保管

健康福祉局は、遺体収容施設において一時保管を行う。一時保管に必要な棺、ドライアイス等は、委託葬儀業者や他の地方公共団体から調達・確保するとともに、遺族の心情を考慮して、生花、焼香台等についても配慮する。

また、遺体収容施設においては、遺体取扱台帳を作成し、必要な事項を記録する。

(10) 身元確認、身元引受人の発見

健康福祉局は、警察署、地元自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。

(11) 身元不明遺体の取扱い

健康福祉局は、身元の確認ができない遺体については、行旅病人及行旅死亡人取扱法により取り扱う。

5 遺体の埋火葬

健康福祉局は、市民局及び区役所と連携し、次のように身元不明等の遺体の埋火葬を行う。

(1) 対象者

災害時に死亡した者のうち、遺族がいない場合又はその遺族が混乱のため埋火葬を行うことが困難な場合に応急的な措置として埋火葬を実施する。

(2) 遺体の埋火葬方法

ア 遺体は「死体埋火葬許可証」等に基づき埋火葬を行う。

イ 火葬の終了した遺骨及び遺留品は遺族に引き渡す。ただし、遺族がいない場合は、市営斎場に一時保管する。

ウ 火葬に要する費用は免除とし、棺、骨つぼは、原則として現物支給とする。

(3) 火葬の場所

火葬の場所は、次の施設によって処理する。

施設名	所在地	火葬炉
相模原市営斎場	南区古淵 5-26-1	11基 (内死胎炉1基)

6 広報

市長公室は、遺体(死亡者)数、死者の氏名、身元不明遺体数等の広報に当たっては、警察署、消防等機関と協議のうえ、統一的に行う。

7 他の地方公共団体への応援要請

(1) 応援要請

市民局は、市営斎場が地震等の被害により使用できない場合又は火葬を許可された遺体が市営斎場の火葬能力を上回る場合は、他の地方公共団体等へ応援要請を行う。

(2) 遺体の搬送

遺体の搬送は、原則として遺族等により行うこととするが、市外や県外の斎場への搬送は、必要により関係機関へ要請するほかボランティア等の協力を得て行う。

第10章 清掃対策

1 基本方針

災害の発生に起因し、被災地では道路の通行障害等により、一時的に通常の体制によるごみ処理が困難となることが予想される。排出されたごみ等が、無秩序に放置されると、地域の衛生環境を著しく阻害するだけでなく、復旧活動の妨げともなるため、これを速やかに処理することは、市民の安全な生活の確保及び復旧を円滑に進めるためにも必要である。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市担当	環 境 経 済 局	●	ごみの収集・処分に関すること。
		●	災害廃棄物の処分・指導、災害廃棄物の仮置場等用地の調達要請・管理に関すること。
	財 政 局	●	災害対策用地の確保及び利用計画の調整に関すること。
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	ごみ、災害廃棄物等処理の支援に関すること。
	神 奈 川 県 県 央 地 区 廃 棄 物 処 理 業 協 議 会	—	災害廃棄物等処理の協力に関する こと。
	(公 社) 神 奈 川 県 産 業 資 源 循 環 協 会 (旧 (公 社) 神 奈 川 県 産 業 廃 棄 物 協 会)		
	(一 社) 相 模 原 市 建 設 業 協 会	—	倒壊家屋の解体撤去の協力に関する こと。
	(一 社) 神 奈 川 県 建 物 解 体 業 協 会		
	相 模 原 市 環 境 事 業 協 同 組 合	—	ごみ収集運搬の協力に関すること。

3 ごみ処理

環境経済局は、災害廃棄物等の処理計画「相模原市災害廃棄物等処理計画」に基づき被災状況の的確な把握を行うとともに、必要に応じて、県、その他の地方公共団体及び廃棄物処理業者等の協力を得て、その状況に応じて適正かつ迅速にごみ処理を行う。

(1) 収集区域の設定

被災の状況に応じた収集区域等の設定を行う。

- ア 通常収集区域
被災程度が軽度で、通常の収集が可能な区域
- イ 特別収集区域
被災程度が中度で、通常の収集は困難であるが、状況に応じた収集が可能な区域
- ウ 収集困難区域
被災程度が重度で、道路や家屋の損壊が甚だしく、収集が困難である区域
- エ 避難所
指定された避難所

(2) 収集方法

それぞれの収集区域等における収集方法は、次のとおりとする。

- ア 通常収集区域
現行の分別、袋収集とし、収集回数は現行どおりとするが、他の区域の災害の状況によっては、一時延期及び回数削減を行う。

イ 特別収集区域

(ア) 既存の集積場所が使用できない箇所又は排出量が多く収容しきれない場所等については、臨時の集積場所を確保する。

(イ) 現行の分別・袋収集を原則とし、収集回数については被災状況に応じて対応する。

(ウ) 収集は、市収集を基本とするが、通常を大きく上回るごみの排出量が見込まれるときは、県、他の地方公共団体及び廃棄物処理業者、運送業者等の応援体制を講ずる。

ウ 収集困難区域

区域外に臨時の集積場所を確保し、それぞれの状況に応じた収集を行う。

エ 避難所

(ア) 臨時集積場所を設置するとともに、袋収集に努める。

(イ) 現行の分別、袋収集を原則とし、収集回数は排出量等の状況に応じて対応する。

(3) 処理方法

ごみの排出量や中間処理施設等の破損状況、道路状況等を把握し、適正な処理方法を決定する。

ア 現行の処理が可能な場合

現行の処理方法により対応するが、排出量が多く見込まれるときは、中間処理施設周辺に一時保管場所の確保に努める。

イ 現行の処理が困難な場合

一時保管場所の確保に努めるとともに、他の地方公共団体等に処理を要請する。

なお、運搬については適地に中継基地を設けるなど、円滑化を図る。

(4) 処理施設

施設名	機能	所在地	処理能力
南清掃工場	ガス化溶融	南区麻溝台 1524-1	破砕機30t/日 (5時間) ガス化溶融炉525t/日 (175t/日×3炉)
北清掃工場	焼却	緑区下九沢 2074-2	焼却炉450t/日 (150t/日×3炉)
北清掃工場 (粗大ごみ処理施設)	破砕選別等	〃	85t/日 (5時間)
一般廃棄物最終処分場	埋立て	南区麻溝台 3412-2	全体容量1,235,300m ³

4 災害廃棄物処理

環境経済局は、被災地の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、建物の倒壊、浸水及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等の災害廃棄物を適正に処分する。

(1) 処理方法

ア 仮置場の確保

環境経済局は、市災害対策本部に対して仮置場として必要な用地の調達要請を行い、用地に関する市災害対策本部の調整、財政局による確保が行われた後は、その管理を行う。

なお、仮置場の用地選定は、市有地、国・県有地、借上げ民地の順に検討する。

(ア) 仮置場

住民が自ら持ち込む災害廃棄物の仮置場を確保する。

(イ) 破砕作業用地、焼却施設用地

仮設破砕機・焼却炉等の設置及び分別作業等を行う用地を確保する。

(ウ) 保管用地

中間処理施設の能力以上に搬入される災害廃棄物の保管や、危険物を含めた有害廃棄物等を一時的に保管する用地を確保する。

イ 中間処理・再利用・最終処分

搬出された災害廃棄物は、破砕処理等の中間処理を行った後、分別を徹底し、再利用を図る。

再利用が不可能な物に限り焼却熔融処理し、生成される熔融スラグ等の利活用を図り、減容・減量した上で最終処分場に搬入する。

ウ 解体工事・災害廃棄物の運搬

解体工事及び災害廃棄物の運搬は、原則として所有者が行うこととし、市はこれらの廃棄物の処理場の確保及び処理に関する情報の提供等を行う。

なお、災害の規模や状況によっては、公費負担について県等と協議を行う。

(2) 協力体制

処理に当たっては、資機材の提供を含め、県、他の地方公共団体及び民間業者の協力を得て効率的に実施する。

5 有害廃棄物等の処理

環境経済局は、災害に伴い発生した有害廃棄物等の処理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な作業に努めるよう指導等を行う。

6 大規模災害時の措置

環境経済局は、災害対策基本法第86条の5の規定による政令で指定される大規模災害となり、環境大臣により指定災害廃棄物の処理に関する基本的な方針が定められた場合、当該方針に基づいて廃棄物処理を行う。

また、環境大臣により廃棄物処理特例地域に指定された場合で、市が災害廃棄物を処理することが困難であると本部長が認める場合は、環境大臣に処理の代行を要請する。

第 1 1 章 防疫・衛生

1 基本方針

防疫は、災害による非衛生的な生活環境を改善するため薬剤の配布及び薬剤散布を実施し、感染症の媒体となるねずみ族、昆虫等の発生防止と駆除を行うことによって、感染症の発生を未然に防止するとともに被災者に対する衛生指導の徹底を図り、市民生活の安定を目的とする。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	健 康 福 祉 局 (保 健 衛 生 部)	●	防疫活動、避難所の保健衛生対策、食品衛生対策、ペット対策、入浴支援要請に関すること。
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	防疫活動への支援に関すること。
	(一 社) 相 模 原 市 獣 医 師 会	—	犬猫等の救護活動に関すること。
	(学) 麻 布 獣 医 学 園	—	
	神 奈 川 県 公 衆 浴 場 業 生活衛生同業組合相模原支部	—	入浴支援に関すること。

3 防疫班の編成

健康福祉局は、県と緊密な連携を図り、防疫班を編成し、防疫活動を行う。

- (1) 防疫班は、災害の状況に応じて、班数及び編成人員を適宜増員し、関係機関に協力を要請する。
- (2) 防疫担当員は、指示された場所の防疫を実施する。

4 防疫活動

健康福祉局は、県と緊密な連携を図り、次の防疫活動を行う。

- (1) 被災地及び避難所における感染症患者又は保菌者の早期発見に努めるとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、必要に応じて感染症指定医療機関への入院勧告又は入院措置等の予防措置を行う。
- (2) 感染症予防上の必要に応じて、被災地及び避難所の清潔・消毒及びねずみ族、昆虫等の駆除を行う。
- (3) 被災地の家屋周辺の清掃や井戸水の消毒について指導又は指示を行う。
- (4) ワクチン等の確保を行い予防接種を実施する。
- (5) 厚生労働省の承認を得た上で予防内服薬を投与する。
- (6) 疫学調査を行い、その結果必要があれば健康診断を行う。

5 実施対象

災害により衛生環境が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、下痢患者や有熱患者が多発している地域、避難所、浸水地域など衛生条件が良好でない地域を優先して防疫活動を行う。

6 避難所の保健衛生対策

健康福祉局は、避難者の健康管理及び感染症・食中毒の予防のため、避難所運営協議会等に対して、次のような避難所の衛生管理を徹底するよう指導する。

- (1) 避難者の健康状態の把握
- (2) 避難所居住スペースの清掃
- (3) トイレ・ごみ置場の清掃・消毒
- (4) 手洗い・うがいの励行

- (5) 食品・飲料水の管理
- (6) 炊事場の清掃
- (7) 炊き出し時の衛生管理等
- (8) ねずみ族、昆虫等の駆除

7 食品衛生対策

健康福祉局は、食品衛生対策として、次のような活動を行う。

- (1) 救援食料の監視指導
- (2) 飲料水の簡易検査
- (3) その他食品に起因する被害発生の防止

8 ペット対策

- (1) 放浪犬等への措置

健康福祉局は、飼い主の被災により放置された又は逃げ出したペットを保護するとともに、速やかな飼い主等への引渡しに努める。

また、特定動物の被災状況を確認するとともに、飼養者に逸走防止の指導を行い、安全を確保する。

- (2) ペットへの措置

避難時のペットの保護及び飼養は、所有者が行うこととし、避難所へのペットの同行避難者がいる場合は、避難者の居住区画とは離れた場所にペット区画を設置する（「第7章 避難所等の運営」風一77参照）。

健康福祉局は、避難所又は風水害時避難場所においてペットに係る問題等が生じた場合は、ペット同行避難者への適正飼養の指導等を行うとともに、救援物資及びボランティア派遣の調整等を行う。

9 入浴支援要請

健康福祉局は、被災者等の衛生状態の維持を図るため、協定を締結した団体に対して、入浴支援の要請を行う。

第 1 2 章 応急住宅対策

1 基本方針

応急仮設住宅の供与、公営住宅等への一時入居及び被災住宅の応急修理など、避難者に対して一時的に住宅を確保する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市担当	財 政 局	●	災害対策用地の確保及び利用計画の調整、応急仮設住宅の建設用地の調達要請、応急仮設住宅の建設の工程管理、住宅の応急修理に関すること。
	都市建設局(まちづくり推進部)	●	応急仮設住宅の管理、応急仮設住宅の入居者認定、公営住宅等のあっせん、住宅の応急修理に関すること。
	関 係 各 局	●	災害時要援護者の住宅支援に関すること。 応急住宅の供給支援に関すること。 生活必需品の支給に関すること。
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	応急仮設住宅の建設に関すること。
	(一社)相模原市建設業協会	—	応急住宅供給への支援に関すること。
	相 模 原 市 電 設 協 会		
	相 模 原 造 園 協 同 組 合		
	相 模 原 市 津 久 井 地 区 建 設 業 連 絡 協 議 会		
	その他の関係機関・団体		

3 応急仮設住宅

災害救助法が適用された場合は、国や県等と連携を図り、次のとおり行う。

(1) 建設型応急住宅

ア 建設予定戸数の把握

財政局は、災害発生後の被害調査に基づき、必要な建設戸数及び配慮すべき災害時要援護者世帯数の把握に努める。

イ 建設用地の選定

財政局は、応急仮設住宅に必要な建設用地に関する調整、確保を行い、都市建設局は、その管理を行う。

なお、応急仮設住宅の設置場所については、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上好適な地で、交通の便、地域のコミュニティ等をも考慮して、公有地又は私有地から選定する。また、必要な場合には、市外への建設も検討する。

ウ 規模・設計等

(ア) 規 模

応急仮設住宅の規模は、1戸当たり29.7平方メートル(9坪)を基準とする。

(イ) 設 計

1戸建て又は長屋建てとし、標準となる規格、仕様、間取り等は別に定める。また、迅速、大量に建設でき、かつ、プライバシーが確保できるよう配慮する。

さらに、高齢者や障害者のいる世帯へは、手すり等の付帯設備の設置や段差の解消等に努める。

(ウ) 生活利便施設の併設

ごみ置場、案内板、通路照明、防犯灯、集会施設など被災者の生活利便施設を併設するよう努める。

(エ) 費用

工事費は、原則として災害救助法に基づく限度額以内とする。

エ 着工期間

災害発生の日から原則として20日以内に着工するが、可能な限り早期着工を行う。

オ 建設方法及び建築資材の調達

応急仮設住宅の建設及び建築資材の調達は、協定締結団体、建築材料業者等に要請するとともに県に対しても要請する。

カ 供与期間

供与期間は、完成の日から2年以内とする。

キ 撤去

応急仮設住宅の供与が終了した場合は、撤去を行う。

(2) 賃貸型応急住宅

賃貸型応急住宅（民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅の供給）については、都市建設局が実施する。

ア 費用負担

借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

イ 賃料

賃料については、世帯人数に応じて賃料の上限を設定するため、賃料の範囲内で物件を選定する。

ウ 供与期間

賃貸型応急住宅の供与期間は、契約成立日から2年以内とする。

4 応急仮設住宅の入居者の募集及び管理

(1) 入居対象者

応急仮設住宅の入居対象者は、風水害により被災し、自らの資力では住家を確保できない者であって、次に該当する者とする。

ア 住宅が全壊、全焼又は流失した者

イ 居住する住家がない者

ウ 住宅の応急修理をする被災者のうち、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者

(2) 入居者の募集、受付及び選定

都市建設局は、次のように応急仮設住宅の受付及び選定を行う。

ア 募集方法

応急仮設住宅の入居希望者の募集については広報紙等により行う。その際、入居対象者、入居可能時期及び戸数、建設場所、間取り、募集期間、抽選方法及び応募方法を明確にする。

イ 応募の受付窓口

受付窓口は、市役所本庁舎、区役所、まちづくりセンター、避難所など、被災者の利便を考慮した場所に設ける。

ウ 受付方法

(ア) 入居希望者の応募の受付は原則として窓口での面接方式による。

(イ) 入居希望者が被災による入院、その他の理由により直接窓口に来場できない場合は代理人又は郵送による応募も受け付ける。

(ウ) 被災世帯の家族構成により、あらかじめ受け付ける住宅のタイプを制限する。

(エ) 必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。

エ 選定方法

(ア) 応募のあった入居対象者の数が募集戸数を超えた場合、入居の順番、希望住宅の割当て等については、抽選とする。

(イ) 抽選に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児のいる世帯等を優先するなど、災害時要援護者に配慮した優先順位を設定する。

オ 入居者決定の周知

原則として、市役所本庁舎、区役所、まちづくりセンター、避難所など、被災者の利便を考慮した場所に掲示して行う。

(3) 生活必需品の支給

環境経済局は応急仮設住宅入居時における生活に最低限必要な被服や日用品等の生活必需物資を支給する。

(4) 管理

都市建設局は、関係各局と連携して、次の応急仮設住宅の管理を行う。

ア 管理業務

(ア) 雨水対策、敷地内通路の整備、住宅、共同利用施設の維持管理

(イ) 入退居管理、要望受付・処理、防火安全対策等運営面の管理

(ウ) 一般住宅への転居の促進

イ 応急仮設住宅入居者へのケア

(ア) 援護を要する高齢者や障害者等に対して、保健師、ホームヘルパーの派遣など在宅福祉体制の整備を図る。

(イ) 集会所等での巡回相談の実施やコミュニティの活性化を図るなど被災者の安心感に配慮した対応を図る。

(ウ) 市民による巡回など防犯対策を実施する。

5 公営住宅等のあっせん

都市建設局は、次のように公営住宅等のあっせんを行う。

(1) 公営住宅等のあっせん

ア 市営住宅の空き家等を確保、あっせんする。

イ 県、県住宅供給公社、他の地方公共団体等の協力を得て、広域的に住宅を確保、あっせんする。

(2) 民間住宅の確保とあっせん

一時住宅の確保については、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び公営住宅等の確保とあっせんによるほか、民間住宅や事業者の社宅等の情報を提供するなど、民間住宅の確保とあっせんを行う。

6 住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合、財政局、都市建設局は、国や県等と連携を図り、次のように行う。

(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア 応急修理の対象者

応急修理の対象者は、被災時に市内に在住していた世帯であって、災害のため住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

イ 規模・費用・方法

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、費用は、原則として災害救助法による救助の程度、方法及び期間を定める規程第7条第1号に基づく実費弁償の限度額以内とする。

ウ 応急修理期間

災害発生の日から10日以内とする。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 応急修理の対象者

応急修理の対象者は、被災時に市内に在住していた世帯であって、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

イ 規模・費用・方法

居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分に対し現物をもって行うものとし、費用は、原則として災害救助法による救助の程度、方法及び期間を定める規程第7条第2号に基づく実費弁償の限度額以内とする。

ウ 応急修理期間

災害発生の日から3か月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内）とする。

(3) 住宅の応急修理の受付

ア 受付窓口

受付窓口は、市役所本庁舎、区役所、まちづくりセンター、避難所など、被災者の利便を考慮した場所に設ける。

イ 受付方法

原則として申請者本人が窓口で申請することとするが、申請者が被災による入院、その他の理由により直接窓口に来場できない場合は代理者等による応募も受け付ける。

第 1 3 章 災害時要援護者支援

1 基本方針

災害時において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者等の災害時要援護者に対して、地域住民及び関係機関等の協力を得て、効果的な応急対策を総合的かつ優先的に行うものとする。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市担当	健 康 福 祉 局	★	災害時要援護者支援対策に関すること。
	こ ども ・ 若 者 未 来 局		
	区 本 部		
	市 民 局	★	外国人支援体制に関すること。
	区 本 部		
	関 係 各 局		
区 本 部	●	災害相談窓口の設置に関すること。	
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	災害時要援護者への各種支援に関すること。
	関 係 福 祉 団 体		

3 災害発生時の対応

(1) 災害時要援護者支援班の設置

- ア 健康福祉局及びこども・若者未来局は、災害時要援護者に対する総合的な支援を行うため、災害時要援護者支援班を設置する。
- イ 災害時要援護者支援班は、地区災害時要援護者支援担当を現地対策班に配置する。

(2) 情報収集

- ア 災害時要援護者支援班は、関係機関等の協力を得て、社会福祉施設等の被災状況の情報収集に努める。
- イ 災害時要援護者支援班は、自主防災組織、消防団、福祉団体、その他関係機関等の協力を得て、災害時要援護者の所在把握、安否確認等に努める。

(3) 避難誘導

災害時要援護者支援班は、自主防災組織、消防団、近隣住民、その他関係機関等の協力を得て、自力避難が困難な災害時要援護者の避難誘導、搬送等に努める。

(4) 情報提供

健康福祉局、こども・若者未来局、本部事務局、区本部等は、災害対策基本法第49条の11第3項の規定に基づき、災害時要援護者を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、災害時要援護者の救助救援・支援活動に従事する者に、避難行動要支援者名簿の情報を提供することができる。

また、情報提供に当たっては、情報提供先において、避難行動要支援者情報の適正な管理が図られるよう、情報漏えいの防止のために適切な措置を講ずるよう努める。

4 被災者への生活支援

(1) 避難所の運営

区本部は、関係各局と連携し、災害時要援護者に配慮した避難所の運営を支援するとともに、避難所運営協議会と連携し、緊急物資等を優先的に提供するよう努める。

- (2) 福祉避難所の開設
災害時要援護者支援班は、避難所で被災生活をしている災害時要援護者のうち、特別な援護を必要とする者のため、あらかじめ福祉避難所として位置付けた社会福祉施設等へ福祉避難所運営担当を派遣し福祉避難所の開設を支援する。
- (3) 福祉避難所への支援
災害時要援護者支援班は、福祉避難所の運営を支援するとともに、広域の社会福祉施設への入所等の措置が円滑に行われるよう関係機関と調整を図る。
- (4) 災害時要援護者の搬送
災害時要援護者支援班は、特別な援護を要する災害時要援護者を家族やボランティア及びその他関係機関の協力を得て、福祉避難所や広域の社会福祉施設等に搬送する。
- (5) 食料・飲料水・生活必需物資の供給
災害時要援護者支援班は、関係各局と連携し、福祉避難所及び在宅で生活する災害時要援護者に対し優先的に食料及び飲料水等を供給する。
- (6) 福祉避難所の閉鎖
福祉避難所から避難者が全員退去した場合は福祉避難所を閉鎖し、関係機関に連絡する。

5 応急住宅

- (1) 応急仮設住宅
財政局及び都市建設局は、健康福祉局及びこども・若者未来局と連携し、応急仮設住宅の供与について、国や県と連携を図るとともに、入居については、災害時要援護者を優先とした入居認定基準とする。
また、応急仮設住宅（建設型）の供与に当たっては、災害時要援護者と一般世帯との適正な混在を確保する。
- (2) 住宅のあっせん
健康福祉局及びこども・若者未来局は、都市建設局と連携し、応急仮設住宅に入居した災害時要援護者の健康状態、必要な介護の状況等を考慮し、県や周辺の地方公共団体の協力を得るとともに、公営住宅をはじめとした住宅のあっせんと積極的にを行う。

6 情報提供・相談サービス

- (1) 情報の提供
 - ア 健康福祉局、こども・若者未来局、市民局及び区本部は、被災者への情報の提供のため、ファクシミリ、手話通訳、外国語通訳など災害時要援護者のための情報伝達手段の確保に努める。
 - イ 健康福祉局は、人工透析や助産を必要とする者、難病患者等への医療情報の提供を行う。
- (2) 相談サービス
 - ア 災害時要援護者支援班は、区本部が設置する災害相談窓口（災害相談室）と連携して、災害時要援護者の生活相談や健康相談に応じる相談窓口を総合保健医療センター（ウェルネスさがみはら）、地区保健福祉センターに設置する。また、被災地域の避難所を中心に、巡回相談を行う。
 - イ 災害相談窓口（災害相談室）は、災害時要援護者からの相談に応じるため、必要に応じ、手話通訳の配置のほかファクシミリの設置や電子メール等による照会等の対応を行う。
 - ウ 市民局は、外国人のための相談窓口を開設し、多言語による相談サービスを行う。

第14章 災害ボランティア対策

1 基本方針

災害応急対策を迅速かつ的確に実施し、被災者の生活を守るため、各種ボランティアとの連携を図るとともに、活動の必要性を把握するなどボランティアに対する支援を積極的に行う。

2 実施主体

	担当部署	時期	項目
市担当	健康福祉局 (地域包括ケア推進部)	●	災害ボランティアセンターとの連絡調整(ボランティア担当職員の配置等)に関すること。
	市民局	●	専門ボランティアの受入れ・活動支援等に関すること。
	健康福祉局(地域包括ケア推進部、保健衛生部)		
	都市建設局		
その他の関係各局	●	ボランティアの活動要請又は支援に関すること。	
関係機関	(福)相模原市社会福祉協議会	-	災害ボランティアセンターの運営、生活支援ボランティア(一部専門ボランティアを含む。)の受入れ・活動支援等に関すること。
	相模原災害ボランティアネットワーク		
	(公社)相模原青年会議所	-	災害ボランティアについての情報収集や提供、物資の調達・仕分輸送、人的支援に関すること。
	(公社)津久井青年会議所		

3 災害ボランティアセンターの活動支援

健康福祉局は、災害ボランティアセンターの迅速な設置やボランティア活動支援のため、活動の拠点となる施設の確保や、不足する活動用備品の提供など、市が所有する資産の利活用を行うとともに、災害ボランティアセンター等との連絡調整を円滑に行うため、市災害対策本部にボランティア担当職員を配置する。

4 ボランティアの受入れ・支援

(1) 災害ボランティアセンター

ア (福)相模原市社会福祉協議会は、協定に基づき、災害ボランティアセンターを設置し、生活支援ボランティア及び福祉ボランティア(手話通訳、介護士)等の一部の専門ボランティアの受入れを行う。

イ 災害ボランティアセンターは、健康福祉局の協力と支援を得て、(福)相模原市社会福祉協議会と相模原災害ボランティアネットワークが運営する。

ウ 災害ボランティアセンターは、受け入れたボランティアの活動調整、派遣先の指示、活動の集約等を行う。

エ 受け入れたボランティアの派遣を必要とする局は、災害ボランティアセンターと連携を図り、ボランティア活動上必要な情報の提供、支援を行う。

オ (公社)相模原青年会議所及び(公社)津久井青年会議所は、協定に基づき、被災状況や災害ボランティア活動支援に関する情報等の収集及び提供や、災害ボランティア活動支援物資等の調達及び仕分け輸送の協力、災害ボランティアセンターの運営への人的支援を行う。

(2) 専門ボランティア対応窓口

専門ボランティアの窓口担当局は、対応窓口を設置し、専門分野での活動が期待される専門ボランティアを受け入れ、必要な情報の提供、活動調整・支援、派遣先の指示、活動の集約を行う。

＜専門ボランティア対応窓口＞

専門分野	担当局
相談関係・外国語	市民局
医療・福祉・保健関係	健康福祉局
建築・土木関係	都市建設局

(3) ボランティアの募集等

本部長は、必要に応じ、生活支援ボランティアや海外を含む広域の専門ボランティアの募集・派遣等の要請を県知事に行う。

5 ボランティア活動に対する市の支援

関係各局は、災害発生時、専門ボランティア又は生活支援ボランティアの円滑な活動を促進するため、参加証及び活動用腕章の交付、ボランティア活動に必要な資機材の提供等を行う。

6 ボランティアの活動期間

ボランティアの受入れと活動を要請する期間は、災害の状況に応じて定める。

第15章 都市機能等応急対策

第1節 電気施設の応急対策

東京電力パワーグリッド（株）は、大規模な災害の発生に際して、おおむね次の応急対策を実施することとしている。

市は、電力供給に関する情報収集等の連絡調整を行う。

1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	財 政 局	★	電力供給機関との連絡調整に関すること。
	都 市 建 設 局（土木部）	★	障害物の除去（道路啓開）に関すること。
関 係 機 関	東京電力パワーグリッド（株）	—	電気施設の応急対策に関すること。
	相 模 原 市 電 設 協 会	—	
	自 衛 隊	—	障害物の除去（道路啓開）に関すること。

2 目的

災害の発生が予想される場合及び災害が発生した場合における電気施設の応急対策等について、市及び東京電力パワーグリッド（株）の役割及び体制等を定める。

市は、市民の生命、身体及び財産を保護し、東京電力パワーグリッド（株）は、電力の安定供給を担い、連携して停電の早期復旧に取り組むことを目的とする。

3 災害対策態勢

災害が発生したとき東京電力パワーグリッド（株）は、次に掲げる非常態勢を編成し、非常災害対策活動等を行う。

非常態勢が発令された場合は災害対策支部が設置され、非常災害対策活動に関する一切の業務は対策支部のもとで行う。

(1) 非常態勢の発令基準

非常態勢の発令基準は、次のとおりとする。

区 分	情 勢	発令者
第1非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した場合 ・災害の発生が予想される場合 ・電力制御システムへのサイバー攻撃によりシステムに異常が発生した場合 ・サイバー攻撃による停電が発生したと想定された場合 	支社長
第2非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害が発生した場合 ・大規模な災害の発生が予想される場合 ・電気事故及びサイバー攻撃による突発的な広範囲停電が発生した場合 ・東海地震注意情報が発せられた場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合 	
第3非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害が発生し、停電復旧に長期化が予想される場合 ・電力供給区域又は事業所のある都・県内で震度6弱以上の地震が発生した場合 ・警戒宣言が発せられた場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 	

(2) 相模原市域における非常態勢

相模原支社に災害対策支部を設置する。

支社長が支部長となり、「情報班」、「復旧班」、「総務班」、「広報班」を編成し、災害対策活動を行う。

4 災害時の活動体制

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、社内の災害対策規定に基づき災害復旧活動に当たるものとする。

5 市及び関係機関との情報連絡

(1) NTT災害時優先電話等により連絡体制を確保する。

(2) 地域防災無線を活用し、市災害対策本部と連絡を図る。必要に応じて、連絡要員を市災害対策本部に派遣する。

6 応急対策

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に対する円滑な防災活動のため、警察署、消防署等から要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずるとともに、出火防止、感電防止等の二次災害の発生防止に努める。

(1) 安全確保措置

(2) 被害状況の収集・伝達

(3) 資機材の調達、輸送

(4) 重要施設等への応急対応

(5) 広域応援

(6) 停電等問合せ対応要員の派遣

停電等に係る市民からの問合せに適切に対応するための要員を、必要に応じて市災害対策本部に派遣する。

7 市民への停電情報の伝達

(1) 東京電力パワーグリッド(株)は、停電が発生した際には、ホームページ等により停電情報を周知する。

(2) 市は、東京電力パワーグリッド(株)と連携を図り、停電に関連する情報を以下の方法で市民に的確に周知する。

ア 防災行政用同報無線(ひばり放送)

イ 防災メール

ウ 市災害情報X

エ テレビ神奈川データ放送

オ 相模原市LINE公式アカウント

8 復旧対策

(1) 復旧の基本的方針

ア 災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速適切に実施する。

イ 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから実施する。具体的には、官公庁等の公共機関、病院、避難所、水道、ガス、通信、交通、報道機関及びその他の重要施設に対して優先的に送電する。

(2) 関係機関との調整

ア 復旧工事に当たって、関係機関間の調整が必要な場合は、財政局のもとに調整を行う。

イ 財政局は、停電の復旧に当たり、土砂崩落や倒木等の障害物により道路寸断等の情報を得た場合、関係機関との連携のもと、停電の範囲など、道路啓開の優先度を判断するために必要な情報を収集し、災害対策本部に報告する。

災害対策本部は、都市建設局（土木部）や関係部署と協議し、道路啓開の優先順位を決定する。

また、道路啓開に当たり、自衛隊等の協力が必要な場合には、県知事に自衛隊の災害派遣要請を要求する。

第2節 都市ガス施設の応急対策

東京ガスネットワーク（株）は、大規模な災害の発生に際して、おおむね次の応急対策を実施することとしている。

市は、都市ガス供給に関する情報収集等の連絡調整を行う。

1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	財 政 局	★	都市ガス供給機関との連絡調整に関する こと。
関 係 機 関	東京ガスネットワーク（株）	—	都市ガス施設の応急対策に関する こと。

2 目 的

災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急処置を行い、ライフライン施設としての機能を維持する。

このため、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、災害時の活動態勢、応急対策、復旧対策について必要な事項を定める。

3 活動体制

(1) 非常体制の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生（以下「非常事態」という。）した場合に対処するための非常体制の区分は次による。

体制区分	適用条件
第0次非常体制	1 震度5弱の地震が発生した場合、その他必要な場合
第一次非常体制	1 震度5強の地震が発生した場合、その他必要な場合 2 供給支障となる期間が24時間以内の地震以外の自然災害が発生 又は非常事態が発生した場合
第二次非常体制	1 震度6弱以上の地震が発生した場合 2 震度5弱・5強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロックを供給停止した場合 3 地震警戒宣言（東海地震予知情報）が発表された場合 4 供給支障となる期間が24時間以上の地震以外の自然災害の発生 又は非常事態が発生した場合

(2) 通報・連絡の経路

社内及び外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。

(3) 通報・連絡の方法

通報・連絡は、災害時優先電話、社内電話、携帯電話、無線通信等を使用して行う。

4 災害時における情報収集及び広報

(1) 情報収集

災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

ア 気象情報

気象庁の発表する、地震、大雨、洪水等に関する情報

イ 被害情報

- (ア) 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部・官公庁・報道機関。お客さま等への対応状況）
- (イ) ガス施設等被害の状況及び復旧状況
- (ウ) ガス施設等の被害及び復旧に関する情報、復旧作業に必要な資機材・食糧又は応援隊等に関する情報
- (エ) その他災害に関する情報

(2) 広 報

ア 広報活動

災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。

イ 広報の方法

広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

5 災害時における復旧用資機材の確保

(1) 調 達

各班長、各支部長は、予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のような方法により速やかに確保する。

- ア 取引先、メーカー等からの調達
- イ 被災していない他地域からの流用
- ウ 他ガス事業者等からの融通

(2) 復旧用資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

6 非常事態発生時の安全確保

ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

7 災害時における応急工事

応急復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後、可能な限り迅速、適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被害者の生活確保を最優先に行う。

8 復旧対策

(1) 復旧計画の策定

非常事態により被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。

- ア 災害が発生した場合、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を策定する。
 - (ア) 復旧手順及び方法
 - (イ) 復旧要員の確保及び配置
 - (ウ) 復旧用資機材の調達
 - (エ) 復旧作業の期間
 - (オ) 供給停止需要家への支援
 - (カ) 宿泊施設の手配、食糧等の調達
 - (キ) その他必要な対策

(2) 復旧作業の実施

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行う。

ア 高・中圧導管の復旧作業

- (ア) 区間遮断
- (イ) 漏えい調査
- (ウ) 漏えい箇所の修理
- (エ) ガス開通

イ 低圧導管の復旧作業

- (ア) 閉栓作業
- (イ) 復旧ブロック内巡回調査
- (ウ) 被災地域の復旧ブロック化
- (エ) 復旧ブロック内の漏えい検査
- (オ) 本支管・供給管・灯外内管の漏えい箇所の修理
- (カ) 本支管混入空気除去
- (キ) 灯内内管の漏えい検査及び修理
- (ク) 点火・燃焼試験（給排気設備の点検）
- (ケ) 開栓

第3節 液化石油ガスの応急対策

(公社)神奈川県LPガス協会は、大規模な災害の発生に際して、おおむね次の応急対策を実施することとしている。

市は、液化石油ガス供給に関する情報収集等の連絡調整を行う。

1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	財 政 局	★	液化石油ガス供給機関との連絡調整に関すること。
関 係 機 関	(公社)神奈川県LPガス協会	—	液化石油ガスの応急対策に関すること。

2 目 的

災害発生時の液化石油ガス施設による二次災害の発生を防止するため、緊急措置及びガス供給先の緊急措置を実施するとともに、被災市民等へのガスの応急供給を円滑に実施することを計画の目的とする。

3 活動体制

(公社)神奈川県LPガス協会は、協会に災害対策本部、支部に現地対策本部を設置する。

4 情報連絡体制

- (1) 一般電話、携帯電話、電子メール等により市との通信手段を確保する。
- (2) 通信が途絶した場合等は、連絡要員を市災害対策本部に派遣する。

5 活動組織の機能

- (1) 協会災害対策本部の機能
 - ア 支部現地対策本部及び防災関係機関との連絡調整
 - イ 被害状況及び復旧状況の情報収集、分析、広報
 - ウ 県内各支部への応援隊の派遣要請
 - エ 他の都道府県協会等からの応援の調整と派遣要請
 - オ 応急供給と緊急資材の調達及び輸送の調整
 - カ 二次災害防止のための報道機関等を通じた広報活動
 - キ 支部現地対策本部の活動支援と調整
- (2) 支部現地対策本部の機能
 - ア 協会災害対策本部及び市災害対策本部、防災関係機関との連絡調整
 - イ 緊急措置と応急措置
 - ウ 被害状況及び復旧状況の調査
 - エ 応急供給
 - オ 協会災害対策本部への応援隊の派遣要請
 - カ 緊急資材の受入れ及び応援隊の受入調整と要請
 - キ 二次災害防止のための広報活動

6 災害への事前対策

- (1) 応急活動関連資料の整備
災害発生時の緊急措置及び応急措置を円滑に行うため、次の書類を整備し、各支部事務所・保安センター及び支部長・副支部長の事務所に保管しておくものとする。

- ア 緊急連絡網（支部会員・官公庁・防災関係機関等）
- イ 災害対策組織図
- ウ 災害発生時の対応表
- エ 応急供給先を含む避難所等重要特定施設の地図及び概要
- オ 緊急資材等の保管場所の案内図等

(2) 教育・訓練

災害対策要員に対する教育及び訓練を実施する。

- ア 災害に関する知識
- イ 支部現地対策本部の設置訓練
- ウ 災害緊急措置（初期点検）・応急措置等の訓練
- エ 就業中及び就業時間外における参集訓練
- オ 高圧ガス防災緊急措置訓練
- カ 市及び自主防災組織等との防災訓練

7 災害発生時の対策活動

（公社）神奈川県LPガス協会及び液化石油ガス販売店は次のとおり災害発生時の対策活動を行う。

(1) 公共施設への対応

市災害対策本部との連携により、災害対策上必要な関連施設へ優先的に応急供給を行う。

(2) 炊き出し施設等への対応

市災害対策本部との連携により、炊き出し施設に液化石油ガスを応急供給する。

(3) 一般家庭への対応

一般家庭への対応は、支部組織内の地区割り担当に基づき、災害発生後の情報、交通手段の不自由な状況下でも自動的に作業が出来る体制を整備している。また、必要に応じて他の地域の支部、他県からの応援隊を配置し対応を図る。

ア 緊急措置

発災直後から48時間以内を目標に二次災害防止のために液化石油ガス容器のバルブ閉止、転倒容器の立て直し、容器の退避等を行う緊急措置作業を行う。

イ 応急措置

緊急措置作業終了後から14日以内を目標に安全確認検査後、使用可能な設備はガス供給を再開する。使用不可能な設備は、ゴムホース等を利用してコンロ用にガス供給する応急措置作業を行う。

ウ 復旧

応急措置作業が終了した後、液化石油ガスを供給している販売店は、使用不可能であった設備を改善して、液化石油ガス供給を全面再開する復旧作業を行う。

第4節 水道施設の応急対策

1 基本方針

神奈川県企業庁及び都市建設局は、風水害等により被災した水道施設に対する速やかな復旧と、需要家に対する正常な供給を図るため、次の具体的な対策を実施する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	財 政 局	★	市有施設内の給水施設の応急復旧に関する こと。
	健康福祉局(保健衛生部)	★	神奈川県企業庁との連絡調整に関する こと。
	都市建設局(土木部)	★	簡易水道区域における給水に関する こと。 簡易水道施設の応急対策に関する こと。
関 係 機	神 奈 川 県 企 業 庁	—	県営水道施設の応急対策に関する こと。

3 目 的

この計画は、台風・大雨等がもたらす風水害等の災害及び偶発的事故並びに長時間の停電等による大規模断水に対して、神奈川県企業庁及び都市建設局の組織及び職員の役割等を明確にし、水道施設等の被害の軽減と復旧の早期対応を図るとともに、応急給水活動時の迅速処理に努めることを目的とする。

4 対策本部の設置

神奈川県企業庁は、風水害等の災害及び事故並びに停電等による大規模断水が発生した場合又は発生のおそれがある場合は、対策本部を設置し、応急対策活動を組織的に進める。

都市建設局は、簡易水道区域において、災害対策本部の設置基準により、配備体制をとる。

5 応急対策

神奈川県企業庁は、「企業庁災害対策計画」等に基づいて、県営水道施設の応急対策を行う。

都市建設局は、緊急度の高い施設(病院、避難所等)を優先して、簡易水道の応急対策を行う。

なお、消火活動への影響、消火栓への給水栓設置等がある場合は、消防との調整を行うとともに、他のライフライン機関と調整して、各地区のライフラインの復旧予定の整合を図る。

6 水道施設の応急復旧

(1) 神奈川県企業庁及び都市建設局は、各道路管理者と連携を図りながらそれぞれの管理する水道施設の応急復旧を行う。

(2) 財政局は、市有施設内の給水施設について、協定締結団体に要請し、応急復旧を行う。

第5節 下水道施設の応急対策

1 基本方針

大雨等による浸水被害の発生・拡大を防止するため、汚水、雨水の流下等に支障がないよう応急措置等を行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市担当	都 市 建 設 局（土 木 部）	★	下水道施設の応急対策に関すること。
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	下水道施設の応急対策支援に関すること。
	（一社）相模原市建設業協会	—	下水道施設の応急対策への協力に関すること。
	相模原造園協同組合等		
	相模原市津久井地区建設業連絡協議会		
（公社）日本下水道管路管理業協会			

3 応急対策

雨水枡、管きょ、雨水調整池等の排水施設にある障害物を除去し、排水機能の回復を行う。また、雨水のマンホールポンプや雨水調整池のポンプ施設等の送水機能の確保を図る。

4 資機材・車両の確保

- (1) 下水道施設の応急復旧に当たっては、都市建設局、県、協定締結団体等が連携を図り、効果的かつ迅速に実施する。
- (2) 応急復旧は、市が備蓄する資機材及び車両により行う。災害規模により多くの資機材又は車両を必要とする場合には、関係機関等に調達協力を要請する。

第6節 電話施設の応急対策

東日本電信電話（株）は、大規模な災害の発生に際して、おおむね次の応急対策を実施することとしている。

市は、情報通信に関する情報収集等の連絡調整を行う。

1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	市 長 公 室	★	情報通信機関との連絡調整に関する こと。
関 係 機 関	東 日 本 電 信 電 話 (株)	—	電話施設の応急対策に関する こと。

2 目 的

風水害等における通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因となるとともに、社会的混乱のおそれを生ずるなどその影響は大きい。このため、風水害等発生時における通信の途絶を防止するため、各種通信施設の確保、応急対策、復旧等を早期に実施する。

3 活動体制

(1) 体 制

ア 本社の体制

(ア) 台風等の災害予報に関し警戒体制が発せられた場合及び台風等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策本部を設置する。

(イ) 災害対策本部は被害状況、通信の疎通状況等情報収集を行い、重要通信を確保し、応急復旧対策、広報活動、その他の業務を行う。

イ 相模原市域における体制

(ア) 東京事業部に災害対策本部を設置する。

(イ) エリアには東京西支店災害対策本部がNTT錦町別館ビルに設置される。

(ウ) 支店本部長（東京西支店長）のもと、市災害対策本部並びに関係機関と連携を図り災害復旧活動を行う。

(2) 要員確保

ア 相模原市域内における要員確保

(ア) 台風等が発生又は発生のおそれがある場合において、業務の運営又は応急対策及び応急復旧に必要な動員を行う。

(イ) 社員の配置、任務、作業内容等は別に定める。

(ウ) 社員を非常招集する場合の連絡方法は別に定める。

イ 社内における広域応援

全国の支店、関係グループ会社、事業所等への応援要請方法は別に定める。

4 情報収集・連絡体制

(1) 社内の情報連絡体制

ア 台風等により災害の発生又は発生するおそれがある場合は、情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

イ 本社～東京事業部、東京事業部～東京西支店・関係グループ会社及び災害対策本部員、社員への周知等の連絡網を別に定める。

(2) 市及び関係機関との情報連絡体制

ア 災害時優先電話等で情報連絡体制をとる。

イ 気象業務法に基づき、気象庁から伝達される各種警報については速やかに関係する区市町村等に通報する。

ウ 市災害対策本部との連絡は、災害時優先電話を活用する。また、通信が途絶した場合等は、連絡要員を市災害対策本部に派遣する。

5 応急対策

(1) 応急措置

ア 災害により通信施設が被災し又は異常^{ふくそう}輻輳が発生した場合に、最低限の通信を確保するため、次のとおり応急措置を実施する。

- (ア) 臨時回線の確保
- (イ) 災害応急復旧用無線電話機等の運用
- (ウ) 中継順路の変更
- (エ) 特設公衆電話の設置
- (オ) 規制等疎通確保
- (カ) 災害用伝言ダイヤル「171」の運用
- (キ) その他必要な措置

イ 台風等による災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、次の設備資機材の点検等を行う。

- (ア) 電気通信設備の巡回・点検及び防護
- (イ) 災害対策用機器及び車両の点検、整備
- (ウ) 応急対策及び応急復旧に必要な資材及び物資の点検、確認並びに輸送手段の確保
- (エ) 災害時措置計画及び施設記録等の点検と確認

ウ 電話をつなぐ交換機等が被災したときは、非常用交換機とそれに電力を供給する移動電源車で電話回線の復旧に当たる。NTTビル間をつなぐケーブルが被災したときは、応急ケーブルやデジタル衛星車等により通信を確保する。

(2) 被害状況の収集、確認

各エリア拠点で収集した状況は、(株)NTT東日本東京事業部に集約する。

(3) 資機材の調達

ア 災害対策用資機材確保のため、支店ごとに前進基地、方面ごとに中間基地を設ける。

イ 陸上運送経路、海上運送の引き揚げ箇所及びヘリポート等の運送ルートは別に定める。

(4) 重要施設等への応急対応

ア 災害救助法が適用された場合（災害救助法の適用が確実と思われる場合を含む。）は、当該地域を受け持つNTTビル、災害対策本部、避難所、救護所等に臨時電話・電報受付所を設置する。

イ 災害時は硬貨を使用せずに通話が可能な特設災害用公衆電話を設置する。

ウ 広域災害時における商用電源停止により、テレホンカードが使用できないこと及びコイン詰まりで使用できなくなることから、災害救助法が適用された地域等で停電中の公衆電話の無料化を交換所単位で実施する。

エ 市及び防災関係機関から、防災活動上重要な施設の通信の復旧要請があった場合は優先的に対応する。

(5) 広域応援

必要に応じて、本社及び各支店から広域応援を行う。

6 復旧対策

(1) 復旧の基本的方針

ア 復旧の手順

区 分	内 容
応急復旧工事	(1) 設備等を応急的に復旧する工事 (2) 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事
現状復旧工事	電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事
本復旧工事	(1) 被害の再発を防止し、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事 (2) 電気通信設備が全く消滅した場合に復旧する工事

イ 復旧の優先順位

風水害等により被災した電気通信設備の復旧は、次表の順位に従って実施する。

順位	復旧する電気通信設備
1	(1) 気象機関に設置されるもの (2) 水防機関に設置されるもの (3) 消防機関に設置されるもの (4) 災害救助機関に設置されるもの (5) 警察署に設置されるもの (6) 防衛機関に設置されるもの (7) 運送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの (8) 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの (9) 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	(1) ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの (2) 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの (3) 選挙管理機関に設置されるもの (4) 新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの (5) 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの (6) 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(2) 資機材、要員の確保

応急対応と同様に資機材、車両等の確保を行う。

(3) 関係機関との調整

復旧工事に当たって、関係機関間の調整が必要な場合は、市災害対策本部のもとに調整を行う。

(4) 広域応援

必要に応じて、広域応援を要請する。

第7節 東日本旅客鉄道（株）の応急対策

風水害等により、旅客鉄道施設に被害が発生した場合、直接人命に関わる甚大な被害が発生するおそれがあるため、東日本旅客鉄道（株）はおおむね次の応急対策を実施することとしている。市は、交通輸送に関する情報収集等の連絡調整を行う。

1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	都市建設局（まちづくり推進部）	★	交通関係機関との連絡調整に関すること。
関 係 機 関	東 日 本 旅 客 鉄 道 （ 株 ）	—	旅客鉄道施設の応急対策に関すること。

2 災害時の活動体制

(1) 組織体制

ア 災害対策本部

大雨等により被害が発生若しくは大規模な事故が発生した場合又はおそれがある場合に、災害対策本部を設置し災害対策を実施する。

(ア) 災害対策本部は、横浜支社、八王子支社に設置する。

(イ) 現地対策本部は、地区長（地区長が到着するまでの職務代行は、駅長又は保守区長とする。）を本部長として被災現場に設置する。

(ウ) 復旧は、各施設の担当部門が現地に集結して行う。

(エ) 被害が広域に及ぶ場合又は甚大な場合は、本社に災害対策本部を設置する。

イ 市との連携、調整

(ア) 災害発生時には、帰宅困難者対策等（第3章「第3節 帰宅困難者対策」風-57参照）について、市との連携を強化するとともに的確な対応を図る。

(イ) 市との連絡調整は、各駅長が行う。また、橋本駅、相模原駅、町田駅、藤野駅、相模湖駅等の駅前混乱防止対策については、市が派遣する駅連絡員と十分に調整を行う。

(2) 情報連絡体制

ア 社内における情報伝達

災害情報は、橋本CTCセンターに集約する。

(ア) 列車無線：列車と輸送指令及びCTCセンターとの連絡用

(イ) 専用電話：駅間の連絡用（テレスピ）

(ウ) 専用電話：CTCセンターと駅との連絡用

(エ) トランシーバ：駅構内での連絡用

イ 乗降客、駅利用客への情報提供

(ア) 構内放送を用いて広報を行う。

(イ) 停電時など構内放送が使用できない場合は、拡声器等を用いる。

ウ 市、防災関係機関との連絡

(ア) 市及び防災関係機関との連絡は、一般電話回線、衛星電話、防災無線等を用いて、交通の停止又は途絶が解消されるまで状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有に努め、また、通信が途絶した場合等は、連絡要員を市災害対策本部に派遣する。

(イ) 緊急の場合は、最寄りの交番、消防署へ伝令を送る。

3 発災時の初動措置

(1) 運転規制、乗務員の措置

ア 降雨によるもの

線区ごとに規制区間を設け、「時雨量」、「連続雨量」又は「時雨量と連続雨量」を基に規制を実施する。

- (ア) 速度規制
 - a 全列車の運転速度を15 km/h以下に制限する。
 - b 列車の運転速度を貨物列車は25 km/h以下、貨物列車以外は35 km/h以下に制限する。
- (イ) 運転中止
 - 運転を見合わせる。
- イ 河川増水によるもの
 - 線区ごとにけた下水位測定橋りょうを定め、けた下水位をもとに規制を実施する。
 - (ア) 速度規制
 - 列車の運転速度を貨物列車は25 km/h以下、貨物列車以外の列車は35 km/h以下に制限する。
 - (イ) 運転中止
 - 運転を見合わせる。
- ウ 乗務員の措置
 - (ア) 運転中に危険を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。
 - (イ) 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切り取り、橋りょう上又は陸橋下のような場合は、進路の安全を確認のうえ、安全と認められる場所に列車を移動させる。
 - (ウ) 列車を停止させた場合、CTCセンター又は最寄りの停車場の駅長と連絡を取り、その指示を受ける。
 - (エ) 車内放送により、冷静な行動を呼びかける等の安全措置を図る。
- (2) 駅舎内での措置
 - ア 構内放送により、冷静な行動を呼びかける等の安全措置を図る。
 - イ 駅構内及び自由通路等の施設の安全確認を迅速に行う。
 - ウ 駅員を配置し、必要に応じて避難誘導等を行う。

4 混乱防止、避難誘導

- (1) 混乱防止のための措置
 - ア 乗務員、駅員の措置
 - (ア) 電車内においては、車内放送により冷静な行動を呼びかける。
 - (イ) 駅構内（ホーム、コンコース等）においては、構内放送により冷静な行動を呼びかける。
構内放送が使用できない場合は、拡声器等により呼びかける。
 - (ウ) 混雑時においては、駅員等をホームやコンコースに配備し、冷静な行動を呼びかける。
 - (エ) 出火防止に努める。
 - (オ) 駅構内の店舗等では営業を中止するなど必要な措置を講じ、混乱防止に努める。
 - イ 混乱発生時の対応
 - (ア) 入場規制を行う。
 - (イ) 構内の安全な場所で乗降客の安全確保を図る。
 - (ウ) 状況に応じて構外への避難誘導を行う。
 - (エ) 警察との連携のもとに対応を図る。
- (2) 避難誘導
 - ア 乗降客の誘導は、乗務員が行う。車外に出た後、最寄りの避難場所又は空き地に誘導する。
 - イ 駅構内客の誘導は、駅の避難誘導班が行う。駅周辺の避難場所に集合した後、警察官や市が派遣する誘導員と連携して、開設された一時滞在施設や風水害時避難場所に誘導する。
 - ウ 駅を一時滞在場所としての用に供することができると判断した場合は、可能な範囲で帰宅困難者を受け入れる。

5 救出・救護活動

- (1) 救出活動
 - ア 要救出者が発生した場合は、消防又は警察に通報する。
 - イ 安全が確保される範囲で、駅員や乗務員による救出活動を実施する。

(2) 救護活動の体制

- ア 被害の状況により救護所を開設する。
- イ 負傷者が発生した場合は、消防又は警察に通報する。
- ウ 電車内又は駅で可能な限りの応急手当を行う。
- エ 救急車による重傷者の搬送が困難な場合は、駅員等により医療機関に搬送する。
- オ 高齢者、幼児等を優先救護する。

6 代替輸送

他の交通機関が運行している場合、振替輸送の調整を行う。

第8節 小田急電鉄（株）の応急対策

風水害等により、旅客鉄道施設に被害が発生した場合、直接人命に関わる甚大な被害が発生するおそれがあるため、小田急電鉄（株）はおおむね次の応急対策を実施することとしている。
市は、交通輸送に関する情報収集等の連絡調整を行う。

1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	都市建設局（まちづくり推進部）	★	交通関係機関との連絡調整に関すること。
関 係 機 関	小 田 急 電 鉄 （ 株 ）	—	旅客鉄道施設の応急対策に関すること。

2 災害時の活動体制

(1) 組織体制

ア 災害対策本部の設置

大雨等により被害が発生若しくは大規模な事故が発生した場合又はおそれがある場合に、災害対策本部を設置し災害対策を実施する。

(ア) 対策本部は、現地に駅長を本部長として設置する。

(イ) 本社にも対策本部を設置する。

(ウ) 本社と現地との連絡は運輸司令所が中継する。

イ 市との連絡、調整

(ア) 災害発生時には、市との連携を強化するとともに的確な対応を図る。

(イ) 市との連絡調整は、相模大野駅が行う。

(2) 情報連絡体制

ア 社内における体制

(ア) 運輸司令所で情報を集約する。

(イ) 駅と運輸司令所との連絡は専用電話を用いる。

(ウ) 駅内の連絡手段としては、一般の電話回線の他に、携帯電話等を用いる。

(エ) 列車とは列車用無線を用いる。

イ 乗客、駅構内客

(ア) 構内放送設備を用いて広報する。

(イ) 停電時は拡声器等を用いる。

ウ 市、防災関係機関

(ア) 市、防災関係機関との連絡は、一般電話回線、衛星電話、携帯電話、防災無線等を用いて、交通の停止又は途絶が解消されるまで状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有に努める。

(イ) 市災害対策本部との連絡は、地域防災無線を活用する。また、通信が途絶した場合等は、連絡要員を市災害対策本部に派遣する。

3 発災時の初動措置

(1) 運転規制、乗務員の措置

ア 運転規制

気象等の状況により警戒体制を確立するとともに、別に定める計画により必要な措置をとる。

イ 乗務員の措置

(ア) 列車運転中に危険を感知し、列車の運転が危険であると判断したときは、直ちに列車を停止させる。

(イ) 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切り取り、橋りょう上又は陸橋下のような場合は、安全と認められる場所に列車を移動させる。

(ウ) 列車を停止させた場合は、運輸司令所長又は最寄駅長に通報し、その指示を受ける。

ウ その他の措置

- (ア) 列車無線を利用して、災害情報、応急活動状況等を報告する。
- (イ) 車内放送設備等を活用して、旅客の動揺防止に努める。

(2) 駅舎内での措置

- ア 構内放送により、冷静な行動を呼びかける等の安全措置を図る。
- イ 駅構内及び自由通路等の施設の安全確認を迅速に行う。
- ウ 駅員を配置し、必要に応じて避難誘導等を行う。

4 混乱防止、避難誘導

(1) 混乱防止のための措置

ア 乗務員、駅員の措置

- (ア) 電車内においては、車内放送により冷静な行動を呼びかける。
 - (イ) 駅構内においては、駅員を、ホームやコンコースに配備するとともに、構内放送により冷静な行動を呼びかける。構内放送が使用できない場合は、拡声器等により呼びかける。
- イ 混乱発生時の対応
- (ア) 入場規制を行う。
 - (イ) 構内の安全な場所で乗降客の安全確保を図る。
 - (ウ) 状況に応じて構外への避難誘導を行う。
 - (エ) 警察との連携のもとに対応を図る。

(2) 避難誘導

ア 駅における避難誘導

- (ア) 駅長は、駅員等を指揮し、放送、携帯マイク等を活用して、被害の状況、避難方向、通路等を知らせ、旅客の動揺、混乱を防止するとともに、あらかじめ定められた避難場所に誘導する。
- (イ) 駅構内客の誘導は、駅員の避難誘導班が行う。駅周辺の避難場所に集合した後、警察官や市が派遣する誘導員等と連携して、開設された一時滞在施設や風水害時避難場所へ誘導する。
- (ウ) 駅を一時滞在場所としての用に供することができると判断した場合は、可能な範囲で帰宅困難者を受け入れる。

イ 列車乗客の避難

- (ア) 列車が駅構内に停止している場合は、駅長の指示により避難誘導する。
- (イ) 列車が駅間の途中で停止した場合は、運輸司令所長又は最寄駅長に通報し指示を受ける。状況によりやむを得ず避難誘導を行うときは、隣接線路の歩行は、危険であることを放送等により徹底し、安全の確保に努める。
- (ウ) 電車乗客の誘導は、乗務員が行う。車外に出たあと、最寄りの避難場所又は空き地に誘導する。

5 救出・救護活動の対応

(1) 救出活動

- ア 要救出者が発生した場合は、消防又は警察に通報する。
- イ 安全が確保される範囲で、駅員や乗務員による救出活動を実施する。

(2) 救護活動の体制

- ア 駅長は救護班を指揮して負傷者の救護に当たるとともに、救急機関と緊密な連絡を取り、旅客の生命の安全を図る。
- イ 負傷者が発生した場合は、消防又は警察に通報する。
- ウ 電車内又は駅で可能な限り応急手当を行う。
- エ 救急車による重傷者の搬送が困難な場合は、駅員等により最寄りの医療機関に搬送する。

6 代替輸送

- (1) 不通区間において、バスによる代替運転を行う。他の交通機関が運行している場合は、代替輸送の調整を行う。
- (2) 歩いて帰宅する人に対して、情報の提供を行う。

第9節 京王電鉄（株）の応急対策

風水害等により、旅客鉄道施設に被害が発生した場合、直接人命に関わる甚大な被害が発生するおそれがあるため、京王電鉄（株）はおおむね次の応急対策を実施することとしている。
市は、交通輸送に関する情報収集等の連絡調整を行う。

1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	都市建設局（まちづくり推進部）	★	交通関係機関との連絡調整に関する こと。
関 係 機 関	京 王 電 鉄（株）	—	旅客鉄道施設の応急対策に関する こと。

2 災害時の活動体制

(1) 組織体制

ア 災害対策本部

大雨等により被害が発生若しくは大規模な事故が発生した場合又はおそれがある場合に、災害対策本部を設置し災害対策を実施する。

(ア) 各駅で現地の対策本部が設置される他、本社に対策本部を設置する。

(イ) 事故現場等に対策本部を設置する。

イ 市との連絡、調整

(ア) 災害発生時には、市との連携を強化するとともに的確な対応を図る。

(イ) 市との連絡調整は、橋本駅が行う。

(2) 情報連絡体制

ア 社内における体制

(ア) 一斉通信

運転指令からの一斉通信により、駅への情報伝達が行われる。

(イ) その他通信

a 情報連絡は、一般電話回線のほかに、携帯電話等を用いる。

b 列車との連絡は、列車用無線を用いる。

c 事故現場からは、沿線電話及び携帯無線を用いる。

イ 乗客、駅構内

(ア) 構内放送設備を用いる。

(イ) 停電時は、拡声器等を用いる。

ウ 市、防災関係機関

(ア) 市、防災関係機関との連絡は、一般電話回線、衛星電話、防災無線等を用いて、交通の停止又は途絶が解消されるまで状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有に努める。

(イ) 市災害対策本部との連絡は、デジタル地域防災無線を活用する。また、通信が途絶した場合等は、連絡要員を市災害対策本部に派遣する。

3 発災時の初動措置

(1) 運転規制、乗務員の措置

ア 運転規制

気象等の状況により警戒体制を確立するとともに、別に定める計画により必要な措置をとる。

イ 乗務員の措置

車内放送により、冷静な行動を呼びかける。

(2) 駅舎内での措置

ア 構内放送により、冷静な行動を呼びかける等の安全措置を図る。

- イ 駅構内及び自由通路等の施設の安全確認を迅速に行う。
- ウ 駅員を配置し、必要に応じて避難誘導等を行う。

4 混乱防止、避難誘導

(1) 混乱防止のための措置

ア 乗務員、駅員の措置

(ア) 電車内においては、車内放送により冷静な行動を呼びかける。

- (イ) 駅構内（ホーム、コンコース等）においては、構内放送により冷静な行動を呼びかける。
構内放送が使用できない場合は、拡声器等により呼びかける。

(ウ) 混雑時においては、駅員をホームやコンコースに配置し、冷静な行動を呼びかける。

イ 混乱発生時の対応

(ア) 入場規制を行う。

(イ) 構内の安全な場所で乗降客の安全確保を図る。

(ウ) 状況に応じて構外への避難誘導を行う。

(エ) 警察との連携のもとに対応を図る。

(2) 避難誘導

ア 電車乗客の誘導は、乗務員が行う。車外に出た後、最寄りの避難場所又は空き地に誘導する。

イ 駅構内内容の誘導は、駅員の避難誘導班が行う。駅周辺の避難場所に集合した後、警察官や市が派遣する誘導員等と連携して、開設された一時滞在施設や風水害時避難場所へ誘導する。

ウ 列車が駅間で停止した場合は、高架から乗客を避難させる。

エ 駅を一時滞在場所としての用に供することができると判断した場合は、可能な範囲で帰宅困難者を受け入れる。

5 救出・救護活動

(1) 救出活動

ア 要救出者が発生した場合は、消防又は警察に通報する。

イ 安全が確保される範囲で、駅員や乗務員による救出活動を実施する。

(2) 救護活動の体制

ア 負傷者の救護を優先的に行う。併発事故の防止に万全を講ずるとともに、必要に応じ関係各所の出動・救護の要請を行い旅客の安全を図る。

イ 負傷者が発生した場合は、消防又は警察に通報する。

ウ 電車内又は駅で可能な限り応急手当を行う。

エ 救急車による重傷者の搬送が困難な場合は、駅員等により最寄りの医療機関に搬送する。

6 代替輸送

(1) 不通区間において、バスによる代替運転を行う。他の交通機関が運行している場合は、代替輸送の調整を行う。

(2) バス乗降場所は、橋本駅北口に臨時に設置する。

第10節 神奈川中央交通（株）の応急対策

神奈川中央交通（株）は、大規模な災害の発生に際して、おおむね次の応急対策を実施することとしている。

市は、交通輸送に関する情報収集等の連絡調整を行う。

1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	都市建設局（まちづくり推進部）	★	交通関係機関との連絡調整に関すること。
関 係 機 関	神 奈 川 中 央 交 通 （ 株 ）	—	旅客輸送の応急対策に関すること。

2 災害時の初動活動

大規模な災害が発生した場合は、次の措置をとる。

- (1) 電話、ラジオ及び神奈中ハイヤーの無線等による正確かつ迅速な情報の収集と伝達
- (2) 火災を防止するため、電源及び火気の遮断
- (3) 防災体制確立のための要員確保
- (4) 防火用設備及び用品の点検
- (5) 営業用車両の運行中止時期及び方法の決定
- (6) 運行を中止した車両の分散配置
- (7) 市への協力及び応援要請

3 情報連絡体制

市及び防災関係機関との連絡は、デジタル地域防災無線、一般電話回線を用いる。

また、通信が途絶した場合等は市災害対策本部に、緊急の場合は最寄りの消防署等へ、伝令を派遣する。

4 運行中の乗務員の措置

(1) 運転中止の措置

乗務員は、災害による危険を感知した場合直ちに運転を中止し、道路左側の安全な場所に停車させエンジンを止め、乗客に対し冷静な行動を呼びかける。

(2) 停車措置

停車措置は次のような場所を避けるとともに、やむを得ず車内客を乗せたまま移動するときはその旨を乗客に告げるものとする。

ガソリンスタンド	高圧線の真下	崖崩れのおそれのある場所
高圧ガス貯蔵所	交差点	路肩に危険性のある場所
有毒ガスの発生しやすい場所	橋の上又は下、急坂	冠水危険のある場所
崩れやすい建物付近	歩道橋の下	消火栓の付近
電柱、塀の脇	土砂崩れのおそれのある場所	その他危険と思われる場所

5 旅客の避難誘導

旅客の避難誘導に当たっては、次の点に留意し実施するものとする。

- (1) 旅客の避難誘導は沈着冷静に行い、混乱防止に努める。
- (2) 避難誘導は、負傷者、幼児、高齢者等を優先して行う。
- (3) 現場で、警察官又は消防吏員等の指示があるときは、それに従い誘導する。

6 旅客の救護

旅客に死傷者等が発生した場合はその救護に努め、最寄りの病院に収容又は安全な場所に一時移すなど最善の措置を講ずるものとする。

7 営業所への連絡

- (1) 乗務員は、被害状況及び措置状況を、電話その他の方法で可能な限り報告し、指示を受けるものとする。
- (2) 被災地以外にあっても、その情報収集に努めるとともに営業所との連絡を図り、また、旅客の不安軽減に努めるものとする。

8 交通規制等への対応

警察官による交通規制又は公的関係機関による他の規制・指示がある場合は、それに従うものとする。

第16章 文教・保育対策

第1節 文教対策

1 基本方針

教育局及びこども・若者未来局は、風水害等の災害発生時における児童・生徒及び施設利用者の安全確保、応急的な教育等の災害対策の確立を図る。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	教 育 局	●	応急教育（所管施設、給食、学用品等、児童・生徒の安全確保、学習指導、教員配置等対策）、施設利用者の安全確保、文化財対策に関すること。
	こども・若者未来局	●	施設利用者の安全確保、保育対策に関すること。
	市立小・中学校及び義務教育学校並びに教育機関	●	児童・生徒の安全確保、文教対策の実施に関すること。
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	文教対策の支援等に関すること。
	私 立 学 校 等	—	児童・生徒の安全確保、文教対策の実施に関すること。

3 学校（市立小・中学校、義務教育学校）及び教育機関の基本事項

- (1) 災害発生時における学校等の役割は、児童・生徒の安全確保と教育活動の再開に努めることを基本とする。
- (2) 学校は避難所として、また救護所としての機能を併せ持つため、校長等は市が実施する災害対策との連携に努め、避難所の開設・運営について支援、協力を行う。
- (3) 災害発生時における教育機関の役割は、施設利用者の安全確保に努めることを基本とする。

4 災害対応

- (1) 教育局の災害対応
 - ア 災害時における学校及び教育機関が行う児童・生徒及び施設利用者等の安全確保、正常な学校教育活動が実施されるまでの間の応急教育等について、指導・助言、情報提供を行う。
 - イ 早期に学校施設等の復旧整備、教員の確保等を図り、授業の再開に努めるとともに、通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもって授業が行える体制を整える。また、所管する施設の早期復旧に努める。
 - ウ 授業の早期再開を図るため、被災を免れた学校施設を相互に利用する。校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設の設置、公共施設の利用等により授業の早期再開を図る。
 - エ 学校の避難所への支援・協力の関わり方について、指導・助言、情報提供を行う。
 - オ 児童・生徒に対するメンタルケアの対策を講ずる。
 - カ 市災害対策本部が設置されたときは、教育局災害活動本部を設置し、教育局内の連携を図ることで文教対策をより効果的に行う。
- (2) 学校の災害対応

災害時の対応は次のように行うが、具体的な対応は学校防災計画（学校安全計画）及び学校安全の手引（風水害・大雪災害編）による。

- ア 災害が発生した場合、在校中及び登下校中における児童・生徒の安全確保に努める。
なお、下校中等は、こどもセンター、児童館、公民館等へ連絡し、児童・生徒等の安否を確認する。
また、保護した児童・生徒は、あらゆる連絡手段をもって保護者へ情報発信し、引渡しカード等を利用して確実に引渡しを行う。
- イ 災害が発生した場合、開校時又は閉校時にかかわらず児童・生徒の安否確認、施設の被害状況を把握し、教育局に報告する。児童・生徒は、保護者へ引き渡すまで学校で保護する。
- ウ 休校、授業の再開について、通学路、施設、児童・生徒の状況や教育局との協議内容を総合的に判断し、授業再開等の時期を決定する。
- エ 児童・生徒に対するメンタルケアの対策を講ずる。

(3) 所管施設における災害対応

- ア 施設管理者は、災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合に、事業を継続することが困難と判断したときは、事業を休止し又は使用を中止し、利用者の安全確保を図る。
- イ 施設管理者は、施設の被害状況を把握し、二次災害防止のための立入禁止措置など状況に応じた応急措置を実施し、被害状況等をそれぞれ所管する教育局又は区本部に報告する。
- ウ 災害時活用施設として位置付けられる施設の管理者は、市災害対策本部の指示に従い、施設を運営する。

(4) その他

避難所となる学校における情報伝達手段として、デジタル地域防災無線、災害時優先携帯電話を活用する。

5 幼稚園、私立学校及び児童クラブ等の災害対応

こども・若者未来局及び幼稚園、私立学校及び児童クラブ等の施設管理者は、災害発生時には、園児、児童・生徒等の安全確保、保護者・関係機関等との情報連絡、応急的な教育の実施等の災害対応を適切に行う。

6 文化財

- (1) 文化財が被災した場合に、所有者又は管理者は、教育局に被災状況等を報告する。
- (2) 教育局は、前号の報告を受けた場合、被災状況を確認するとともに被災文化財の被害拡大を防止するための必要な措置を実施するよう所有者又は管理者に対し勧告する。また、指定等の区分に応じ、文化庁又は県教育委員会に文化財の被災状況を報告する。

第2節 保育対策

1 基本方針

こども・若者未来局は、風水害等の災害発生時における園児の安全を確保するとともに、災害で保育が困難となった乳幼児の応急的な保育の実施等の災害対策の確立を図る。

2 実施主体

	担当部署	時期	項目
市担当	こども・若者未来局	●	園児の安全確保、応急保育の実施に関する事。
関係機関	相模原市私立保育園園長会	●	乳幼児等への応急保育の実施に関する事。

3 保育所の基本的事項

- (1) 災害発生時における保育所の役割は、園児の安全確保と保育の早期再開に努めることを基本とする。
- (2) こども・若者未来局は、各保育所と連携して、災害で保育が困難となった乳幼児等の応急保育体制の整備に努める。

4 保育所の災害対応

災害時においては、次に掲げる対応のほか、保育所における防災マニュアルによる。

- (1) 園児の罹災状況調査
保育園長は、園児の罹災状況を調査する。
- (2) 保育所の施設及び設備の被害状況調査
保育園長は、保育所の施設、設備等の被害状況を調査する。
- (3) 職員及び保護者に対する指示事項の徹底
保育園長は、情報及び指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、職員及び保護者にその指示事項の徹底を図る。
- (4) 園児の引渡し等
保育園長は、安全確認ができるまで園児を保護し、安全かつ確実に園児の引渡しを図る。
- (5) 保育体制の検討
保育園長は、こども・若者未来局と調整を図り、被害状況等に応じた保育体制等の対応方針を検討する。

5 応急保育の実施

こども・若者未来局及び保育所は、災害の応急・復旧期において、保育が困難となった乳幼児等への応急保育を行うため、乳幼児支援ステーションを各保育所と連携を図りながら開設するものとする。

6 育児用品の確保

こども・若者未来局及び保育所は、環境経済局と連携し、関係団体を通じて、粉ミルク、ベビーフード、哺乳瓶、ポット、ベビーベッド、紙おむつ、幼児用肌着など、応急保育の実施及び保育所の早期再開に必要な育児用品を確保する。また、県及び国を通じて、関係業者に提供等を要請する。

7 保育所の早期再開

- (1) 早急な保育再開の措置
こども・若者未来局及び保育所は、関係各局と協議して早急に保育ができるよう必要な措置を講ずる。

(2) 平常保育の再開

保育園長は、災害の推移を把握し、こども・若者未来局と緊密な連絡のうえ、平常保育の再開に努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

第 17 章 孤立対策

1 基本方針

土砂災害等により中山間地の交通、電話が途絶し集落等が孤立した場合には、ヘリコプター等による輸送等により支援を実施する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	区 本 部	★	孤立状況の情報収集に関すること。
	関 係 各 局	★	孤立地区への支援に関すること。
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	ヘリコプターによる支援等に関すること。
	自 衛 隊	—	ヘリコプター及び渡河支援に関すること。
	津 久 井 湖 遊 船 協 会	—	遊船による支援等に関すること。
	相 模 湖 遊 船 協 同 組 合		

3 孤立状況の情報収集

区本部は、各地区に配備した無線の疎通や道路の被災状況等から孤立状況の情報を収集する。

4 ヘリコプターの要請

本部長は、孤立地区の状況が不明又は支援が必要な場合は、県を通じて自衛隊等へ、ヘリコプターの出動を要請する。

また、ヘリコプター臨時離着陸場を開設するとともに、孤立地区のヘリコプター着陸可能場所の資料等を用いて、県、自衛隊等とヘリコプターの運航計画を協議する。

相模川沿いなど、渡河による避難が可能な場合は、消防・自衛隊にボート又は自走架柱橋の出動を要請する。

5 救出・救助

関係各局は、本部事務局の調整により次の対策を実施する。

(1) 情報の収集

孤立地区内の傷病者、災害時要援護者、観光客等の情報を収集する。要救助者がいる場合は、容態、人数等に関する情報を収集し県に報告する。

(2) 傷病者の救出

傷病者は最優先で救出を行う。あらかじめ、救出された場合の傷病者の搬送先、ヘリポート・渡河地点から医療機関までの搬送手段を準備する。傷病者が多数いる場合は、救護班を現地に派遣する。

(3) 住民・観光客の避難

孤立地区内での生活が困難な場合又は土砂災害等の危険がある場合は、ヘリコプター等による避難活動を行う。

(4) 救助活動

倒壊家屋や崩壊土砂による要救出者がいる場合は、救出要員や資機材をヘリコプター等で搬送し、救助作業に当たる。

(5) 食料・物資等の輸送

道路が応急復旧するまでの間、孤立地区住民の生活の維持のため、ヘリコプター等による食料、物資の輸送を実施する。

災害発生当初は、原則的に地区内の備蓄食料や住民が所有する食料を融通しあって生活することを原則とする。

区本部は、孤立地区の情報を収集し、本部事務局から県を通じてヘリコプター等により必要な物品を輸送する。

(6) 道路の応急復旧

孤立地区に通じている道路の被害状況を把握し、二輪車、自動車の順に、一刻も早い交通確保を行う。

第 18 章 災害救助法

1 基本方針

災害救助法は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力のもとに、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的としている。

市は、災害救助法第2条の2に基づく救助実施市（平成31年4月1日指定）として、その権限と責任を踏まえ、国、神奈川県等との連携を図り、円滑かつ迅速に災害救助法に基づく救助を行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	災害救助法の適用（書類作成等）及び救助の実施等に関する事。
	関 係 各 局	★	各種救助の実施、運用、書類作成等に関する事。
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	災害救助法に基づく被災者の救助に係る資源配分の連絡調整

3 神奈川県等との連携

市は、市域及び市域以外の市町村の区域にわたる大規模な災害が発生した場合は、市の備蓄や市独自の協定等を活用した迅速な救助を行うとともに、神奈川県が定める資源配分計画に基づく連絡調整のもと、神奈川県及び他の救助実施市と連携しながら、円滑かつ迅速に救助を行う。

4 災害救助法の適用

市長は、市域の被害状況や災害救助法の適用基準等を踏まえ、国、神奈川県等との連携を図り、迅速に災害救助法を適用する。災害救助法を適用した場合、その旨を県等に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。なお、危機管理監は、速やかに各局長及び区長にその旨を通知する。

(1) おそれ段階の適用（災害救助法第2条第2項）

災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、本市がその所管区域となり、市内で被害を受けるおそれがある場合に適用する。

(2) 災害が発生した段階の適用（災害救助法第2条第1項）

災害により、住家の滅失（全壊）等の被害が生じ、その被害の程度が災害救助法に定める基準に該当する場合に適用する。

<災害救助法の適用基準>

適用の基準		該当条項	
住家等への危害が生じた場合	市内（区内）の住家が滅失した世帯の数	150 以上（市内） 100 以上（区内）	施行令第 1 条 第 1 項 第 1 号
	県内の住家が滅失した世帯の数	2,500 以上	施行令第 1 条 第 1 項 第 2 号
	そのうち市内（区内）の住家が滅失した世帯の数	75 以上（市内） 50 以上（区内）	
	県内の住家が滅失した世帯の数	12,000 以上	施行令第 1 条第 1 項第 3 号前段
	そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	多 数	
	災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。		施行令第 1 条 第 1 項第 3 号後段
(内閣府令で定める特別の事情) 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。		内閣府令 第 1 条	
生命・身体への危害が生じた場合	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準のいずれかに該当するとき。	施行令第 1 条 第 1 項第 4 号	
	(内閣府令で定める基準①) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。	内閣府令 第 2 条第 1 号	
	(内閣府令で定める基準②) 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は救出について特殊の技術を必要とすること。	内閣府令 第 2 条第 2 号	

(注) 滅失世帯数の算定は、全壊・全焼・流失を 1、半壊・半焼を 2分の1、床上浸水・土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態を 3分の1 として換算する。床下浸水、一部破損は換算しない。

5 救助の種類

災害救助法は、災害が発生するおそれがある段階と、災害が発生した段階の 2 つの段階で適用され、それぞれの段階に応じて救助の種類が定められている。

(1) おそれ段階の救助

避難所の供与（避難行動が困難な災害時要援護者を避難所に避難させるための輸送を含む。）

(2) 災害が発生した段階の救助

- ア 避難所及び応急仮設住宅の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 被災者の救出
- カ 被災した住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 死体の捜索及び処理
- サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

6 救助の程度、方法及び期間等

救助の程度、方法及び期間、弁償並びに救助の事務を行うのに必要な費用については、相模原市告示に定める基準による。

ただし、市長は、当該基準によっては救助の適切な実施が困難と認めるときは、必要に応じて神奈川県及び他の救助実施市と連携を図り、適時、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度等の基準を定める。

7 災害救助法の適用手続

関係各局は、災害救助法に基づく救助を実施するとともに、その実施状況を本部事務局に逐次報告する。

本部事務局は、関係各局の協力を得て、災害救助法に関する運用(報告書類の作成等)を行う。

風水害等対策計画編

第2款 火山災害応急対策

【注意事項】

各節における実施主体の表において、時期の欄に示された記号は、次の意味である。

- ★ : 災害警戒又は災害初動期
- : 応急対策期
- ▲ : 応急復旧期

第1章 総則

1 背景

これまで、富士山や箱根山など本市の周辺にある活火山が噴火した場合に、本市に影響を与える火山現象として降灰が想定されていたが、令和3年3月に、富士山火山防災対策協議会により17年ぶりに富士山ハザードマップが見直され、降灰を除く各火山現象における新たな影響想定範囲等が公表された。

これにより、本市に影響を及ぼす火山現象として新たに溶岩流の到達の可能性が示されることとなり、令和3年5月31日、本市は活動火山対策特別措置法第3条に基づく「火山災害警戒地域」に指定され、併せて富士山火山防災対策協議会に参画することとなった。

2 基本方針

活動火山対策特別措置法では、「火山災害警戒地域」に指定されている市町村は、市町村地域防災計画に必要な事項を定める必要があるとされている。このため、同法の規定を踏まえ、本市への影響が想定されている溶岩流及び降灰対策を中心に、火山災害に係る応急対策を定める。

また、火山災害に係る応急対策のうち、特に避難対策については、富士山火山防災対策協議会に参画している関係自治体と連携して対応する必要があることから、同協議会が策定した「富士山火山避難基本計画」（旧「富士山火山広域避難計画」）に基づき実施するものとする。

なお、本款に定めるもののほか、次の事項については、「第1款 風水害応急対策」を準用する。

章	節	項目
第1章	第2節	動員体制
	第6節	通信の運用
	第9節	応援要請
	第10節	応援派遣等
第3章	第3節	帰宅困難者対策
第4章	第2節	行方不明者の搜索
	第3節	保健医療救護対策
第5章	第2節	輸送車両等の確保対策
	第3節	交通対策
	第4節	警備対策
第6章	—	二次災害の防止
第8章	—	被災生活支援
第9章	—	遺体等の収容・埋火葬等
第10章	—	清掃対策
第11章	—	防疫・衛生
第12章	—	応急住宅対策
第13章	—	災害時要援護者支援
第14章	—	災害ボランティア支援
第15章	—	都市機能等応急対策
第16章	—	文教・保育対策
第17章	—	孤立対策
第18章	—	災害救助法

第2章 市災害対策本部活動

第1節 組織体制

1 基本方針

富士山が噴火し、又は噴火するおそれがある場合は、気象情報や火山の活動状況を迅速に把握し、それらの状況に応じて、特殊災害情報連絡体制（レベル0）、特殊災害初動体制（レベル1）、特殊災害警戒本部体制（レベル2）を整える。大規模な噴火が発生し、市の総力を挙げて応急対策を実施する必要がある場合は、災害対策基本法に基づき、市災害対策本部を設置し、災害対策本部体制（レベル3）を整える。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局 (危 機 管 理 局)	★	市災害対策本部の設置・運営、各局、国、県、防災関係機関等との連絡調整等に関すること。
	区 本 部 事 務 局		
	市 長 公 室	★	災害情報の広報に関すること。
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	県災害対策本部の設置、連絡等に関すること。
	そ の 他 の 防 災 関 係 機 関	—	各災害対策組織の設置、連絡等に関すること。

3 市災害対策本部設置前の体制

特殊災害（火山災害）に対する市災害対策本部を設置する前の体制は次のとおりとする。

なお、危機管理監は災害の規模、発生時期、その他の状況により必要と認められるときは、基準と異なる職員の参集を指示することができる。

(1) 特殊災害情報連絡体制（レベル0）

危機管理監は、気象情報や災害予測情報を迅速に把握し、次の基準に従って職員を動員し、特殊災害情報連絡体制（レベル0）を確立する。

配 備 基 準	参 集 方 法
(1) 富士山に「噴火警戒レベル3（入山規制）」が発表されたとき。 (2) その他危機管理監が必要と認めたとき。	危機管理監の指示により参集

(2) 特殊災害初動体制（レベル1）

危機管理監は、気象情報や火山の活動状況を迅速に把握し、次の基準に従って職員を動員し、特殊災害初動体制（レベル1）を確立する。

配 備 基 準	参 集 方 法
(1) 富士山に「噴火警戒レベル4（高齢者等避難）」が発表されたとき。 (2) その他危機管理監が必要と認めたとき。	危機管理監の指示により参集

(3) 特殊災害警戒本部体制（レベル2）

危機管理監は、気象情報や火山の活動状況を迅速に把握し、次の基準に従って職員を動員し、特殊災害警戒本部を設置し、職員を動員することができる。なお、特殊災害警戒本部の組織、事務等は、災害対策本部に準ずるものとし、特殊災害警戒本部長は危機管理監とする。

配 備 基 準	参 集 方 法
(1) 富士山に「噴火警戒レベル4(高齢者等避難)」が発表され、本市に降灰が認められたとき。 (2) その他危機管理監が必要と認めたとき。	危機管理監の指示により参集

- (4) 市災害対策本部設置前の配備人員
各体制における詳細な配備人員等は、相模原市災害対策本部要綱に定める。

4 市災害対策本部の設置

- (1) 市長は、富士山の噴火により市域に大規模な被害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき、又は市の総力をあげて災害応急対策を実施することが必要であると認めるときは、市災害対策本部を設置する。

なお、市長は災害の規模、発生時期、その他の状況により必要と認められるときは、基準と異なる動員を発令することができる。

設 置 基 準
(1) 富士山に「噴火警戒レベル5(避難)」が発表されたとき。 (2) 市域に、堆積厚30cm以上の降灰のおそれがあるとき。 (3) その他市長が必要と認めたとき。

- (2) 市災害対策本部長は、市災害対策本部を設置したときは、その旨を速やかに、次に掲げる者のうち必要と認める者に対して通知するとともに、市長公室は、報道機関へ発表し、併せて市民へ広報する。

- ア 県知事（地域県政総合センター）
- イ 陸上自衛隊第4施設群（座間駐屯地）の長又は代表者
- ウ 富士山火山防災対策協議会構成員
- エ その他の防災関係機関の長又は代表者
- オ 隣接市町村

- (3) 市災害対策本部の配備人員
詳細な配備人員等は、相模原市災害対策本部要綱に定める。

5 市災害対策本部の組織

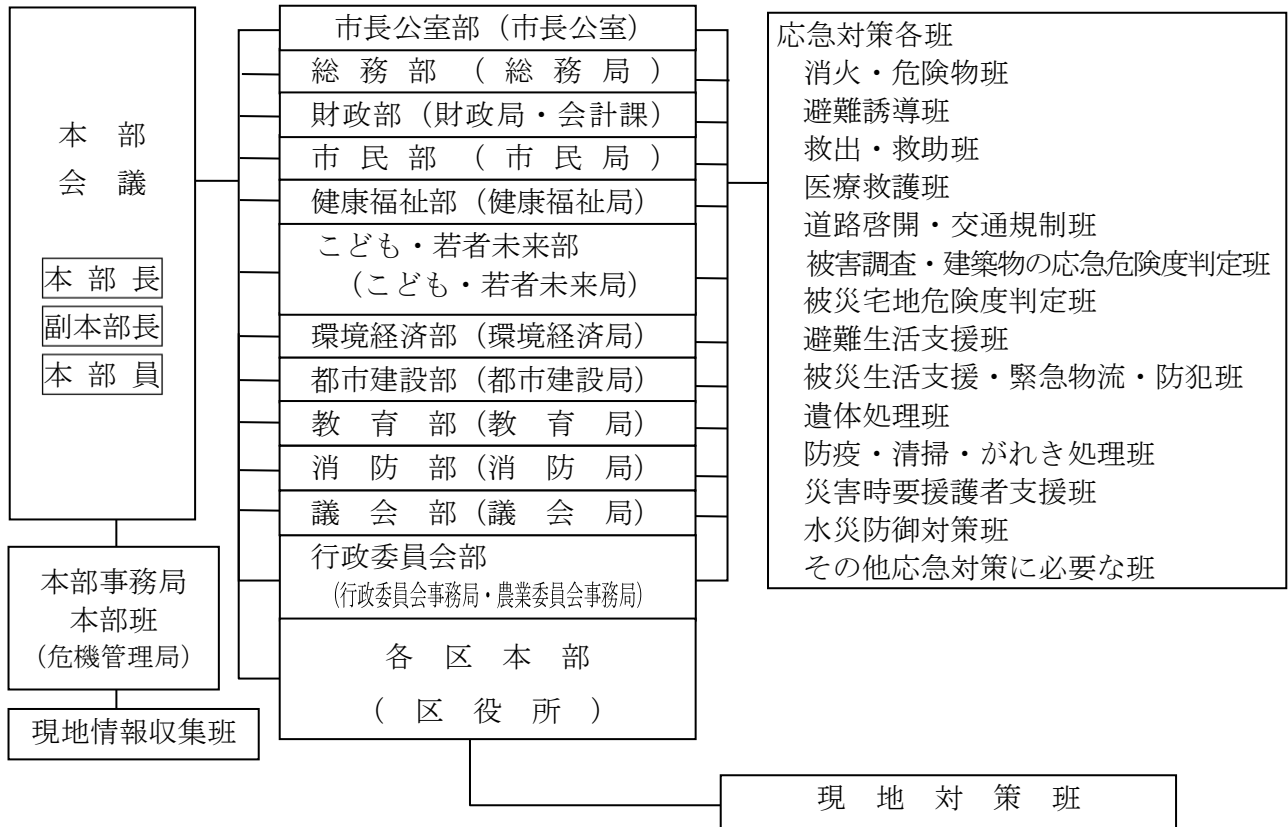
市災害対策本部の組織は、相模原市災害対策本部条例及び相模原市災害対策本部要綱の規定による。

その概要は次のとおりである。

- (1) 市災害対策本部は、本部会議、部、区本部、応急対策班、現地対策班、本部班及び本部事務局をもって組織する。
- (2) 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。
- (3) 部は、相模原市行政組織条例、相模原市区の設置等に関する条例、相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則及び相模原市消防局組織等規則に規定する局等並びに相模原市選挙管理委員会規程、相模原市監査委員事務局規程、相模原市人事委員会事務局の組織等に関する規則、相模原市農業委員会規程及び相模原市議会議会局の組織等に関する規程に規定する組織で構成する。
- (4) 区本部は、区役所及び区域内の本庁出先機関（土木事務所を除く。）で構成する。
- (5) 応急対策班は、応急対策項目別の組織体制とし、それぞれの局をもって構成し、あらかじめ責任者及び次順位責任者を明確にしておく。
- (6) 現地対策班は、まちづくりセンター（中央6地区まちづくりセンターを除く。）及び中央区の6公民館（小山、星が丘、清新、中央、横山及び光が丘）に設置し、中央区の6公民館の職員及びあらかじめ指定された職員によって構成する。
- (7) 本部班、本部事務局、区本部事務局の構成は別に定める。
- (8) 相模原市災害対策本部条例に基づき、本部長（市長）に事故があるとき又は欠けたときは、

副本部長（副市長及び教育長）がその職務を代理する。

〈市災害対策本部組織概要図〉



6 区本部の設置

本部長は、地域における総合的な応急対策を行うために、区長を区本部長とした区本部を設置する。

区本部は区役所及び区域内の出先機関（土木事務所を除く。）で構成し、市災害対策本部の本部事務局、各部、各班と相互に連携して業務を行う。とりわけ災害初動期においては、都市建設部及び消防部との連携を図る。

また、管内の避難所等及び一時滞在施設・避難施設応援の担当職員並びにその他必要に応じて開設した公民館など、防災対策上拠点となる施設の職員を区本部付として指揮し、それらの拠点を統制する。

区長は、区本部を設置したときは、速やかに本部長に報告する。

区長の判断により区本部を設置したときは、市長に報告し、市長はその報告を受け、市災害対策本部を設置する。

また、警戒本部を設置した場合は、危機管理監に報告する。

なお、区本部長は、次の行為を行う。

- (1) 災害対策本部設置前の体制の判断
- (2) 警戒本部の設置
- (3) 区本部職員等の動員・配備
- (4) 避難指示等の発令要請
- (5) 警戒区域の設定要請
- (6) 災害時要援護者等への避難支援
- (7) 避難所等の開設
- (8) 管内の公共施設（公民館等）の利活用
- (9) その他必要な緊急措置（災害警戒、救助）
- (10) 一時滞在施設の開設、運営の支援

- (2) 市役所本庁舎及び消防指令センターが火山災害等による被害のために使用できないときは、状況に応じて代替施設を確保する。
- (3) 区本部は、各区役所に設置する。区役所が被害により使用できないときは、状況に応じて代替施設を確保する。

1 2 県災害対策本部との連携

本部長は、県又は県災害対策本部及び県央地域県政総合センターと、広域的な災害対策の推進、広域応援の要請及び調整等の事項に関して常に連携を密にする。

1 3 防災関係機関の災害対策組織

- (1) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他の防災関係機関は、災害が発生した場合又は発生するおそれがあり、必要があると認めるときは、その所管に係る災害応急対策を円滑に行うため、あらかじめ定めてある災害対策組織を設置する。
- (2) 本部長は、災害応急対策の実施に関して防災関係機関と常に連携を図り、必要があるときは、防災関係機関に対して連絡員等の派遣を求め、又は自らの職員を防災関係機関に派遣する。

1 4 市災害対策本部の廃止等

- (1) 本部長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市災害対策本部を廃止する。
 - ア 市域に災害が発生するおそれが解消したと認めるとき。
 - イ 災害応急対策がおおむね完了したと認めるとき。
- (2) 区本部長は、次の各号のいずれかに該当するときは、本部長と協議し、許可を得て、区本部を廃止する。
 - ア 区域に災害が発生するおそれが解消したと認めるとき。
 - イ 区域の災害応急対策がおおむね完了したと認めるとき。
- (3) 現地対策班長は、次の各号のいずれかに該当するときは、区本部長に連絡のうえ、区本部長を通じて本部長と協議し、許可を得て、現地対策班を廃止する。
 - ア 地区に災害が発生するおそれが解消したと認めるとき。
 - イ 地区の災害応急対策がおおむね完了したと認めるとき。
- (4) 本部長は、市災害対策本部を廃止したときは、その旨を直ちに設置を通知した関係機関に通知するとともに、市長公室は、報道機関に発表し、併せて市民へ広報する。

第2節 噴火警報等

1 基本方針

気象庁は、富士山における噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等を発表し、市民、防災関係機関の注意や警戒を喚起する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局 (危 機 管 理 局)	★	気象情報の収集、伝達に関すること。
	消 防 局		
	関 係 各 局	★	関係機関への伝達に関すること。
関 係 機 関	気 象 庁 ・ 横 浜 地 方 気 象 台	—	気象情報の発表に関すること。
	そ の 他 の 防 災 関 係 機 関	—	気象情報の伝達に関すること。

3 噴火警報等

(1) 噴火警報

噴火警報は、気象業務法第13条の規定により、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流など、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合に、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」を明示して発表される。

(2) 噴火予報

噴火予報は、気象業務法第13条の規定により、火山活動が静穏である場合や火山活動の状況が噴火警報に及ばないと予想される場合に発表される。

(3) 火山の状況に関する解説情報

噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合又は判断に迷う場合に「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が迅速に発表される。また、現時点では噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」が適時発表される。

(4) 噴火速報

噴火速報は、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取ってもらうために発表される。

(5) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と住民、登山者、観光客等が「とるべき防災行動」を5段階に区分したものである。噴火警戒レベルを導入している富士山においては、噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルが発表され、住民、登山者、観光客等に必要な防災対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」、「高齢者等避難」、「入山規制」、「火口周辺規制」、「活火山であることに留意」のキーワードを付けて警戒を呼びかける。

<富士山の噴火警戒レベル>

名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者への対応	想定される現象等
噴火警報（居住地域）	居住地及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、又は切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> 大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定） 顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険）。
		4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている。）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> 小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険）。
噴火警報（火口周辺）	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）噴火が発生、又は発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域防災計画への立入規制等	<ul style="list-style-type: none"> 居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり。
	火口から少し離れた所までの火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）噴火が発生又は発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等	<ul style="list-style-type: none"> 影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等
噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）。	特になし	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む。）

《令和3年12月現在》

- (注) ・ここでの噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。
- ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、2～7億m³を大規模噴火、2千万～2億m³を中規模噴火、2百万～2千万m³を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場所は現時点で特定されておらず、特定できるのは実際に噴火活動が開始した後と考えられており、今後想定を検討する。
 - 火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ（富士山火山防災協議会作成）で示された範囲を指す。

(6) 降灰予報

ア 降灰予報（定時）

噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表される。

18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲が示される。

イ 降灰予報（速報）

噴火の発生を受けて速やかに発表される。

降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表され、未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表される。

噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲が示される。

ウ 降灰予報（詳細）

噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高等）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表される。

降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表され、未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表される。

降灰予報（速報）が発表された場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表される。

噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻が示される。

<降灰量階級表（気象庁）>

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ		人	道路	
		路面	視界			
多量	1mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm ≤ 厚さ < 1mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある。道路の白線が見えなくなるおそれがある (0.1~0.2mmで鹿児島市は除灰作業を開始)	稲等の農作物が収穫できなくなったり※1、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる	降っているのがようやくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する。目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運行不可※1

※1 富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による設定

第3節 災害情報の収集伝達

1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	異常現象の通報、被害状況の取りまとめ及び災害資料の作成、県への被害及び活動状況の報告に関する事。
	消 防 局	★	国・県への災害即報に関する事。
	区 本 部	★	区内の被害状況の取りまとめ及び災害資料の作成、本部への報告に関する事。
	財 政 局	●	罹災証明書（火災を除く。）の発行に係る住家等及び市有建物の被害調査に関する事。
	区 本 部	★	道路被害調査に関する事。
	都 市 建 設 局（土 木 部）		
関 係 各 局	★	所管施設等の被害調査及び本部への報告に関する事。 被災者台帳の作成・利用、安否情報の確認及び回答に関する事。	
区 本 部			
関 係 機 関	防 災 関 係 機 関	—	被害状況等の情報交換に関する事。

2 異常現象の通報

(1) 発見者の通報義務

活動火山に関して、以下の異常現象を発見した者は、ただちに最寄りの市町村又は警察官に通報し、通報を受けた警察官はその旨を最寄りの市町村長に、市町村長は関係機関に速やかに伝達する。

ア 噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、火砕流（熱雲））及びそれに伴う降灰砂等

イ 火山地帯での火映、鳴動の発生

ウ 火山地帯での地震又は地殻変動の発生

エ 火山地帯での山くずれ、地割れ、土地の上昇、沈下、陥没等の地形変化

オ 火口、噴気孔の新生拡大、移動、噴気、噴煙の量、色、温度又は昇華物等の顕著な異常変化

カ 火山地帯での涌泉の新生又は潤濁、量、味、臭、色、濁度、温度の以上等顕著な変化

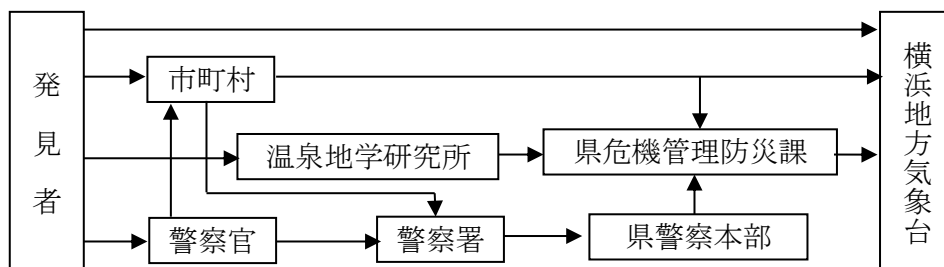
キ 火山地帯での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大又は移動及びそれらに伴う草木の立枯れ等

ク 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭い、色、濁度等の変化、発泡、温度の上昇、軽石、魚類等の浮上等

(2) 市長（本部長）の処置

異常現象の通報を受けた場合、市長は、県知事及び関係機関に通報する。ただし、その現象が自然現象である場合は、横浜地方気象台に併せて通報する。

<異常現象の通報を受けた場合の伝達系統>



3 降灰状況の報告

(1) 本部事務局への報告

区本部は、噴火が発生した場合、まちづくりセンター（中央6地区まちづくりセンターを除く。）の降灰状況を確認し、定期的に本部事務局に報告する。報告内容は次の事項とし、可能な範囲で写真を添付する。

- ア 降灰の有無
- イ 堆積の状況
- ウ 降灰時間
- エ 降灰の強さ
- オ 降灰粒子の特徴

(2) 関係機関への報告

本部事務局は、区本部からの情報を集約し、県等の関係機関へ報告する。

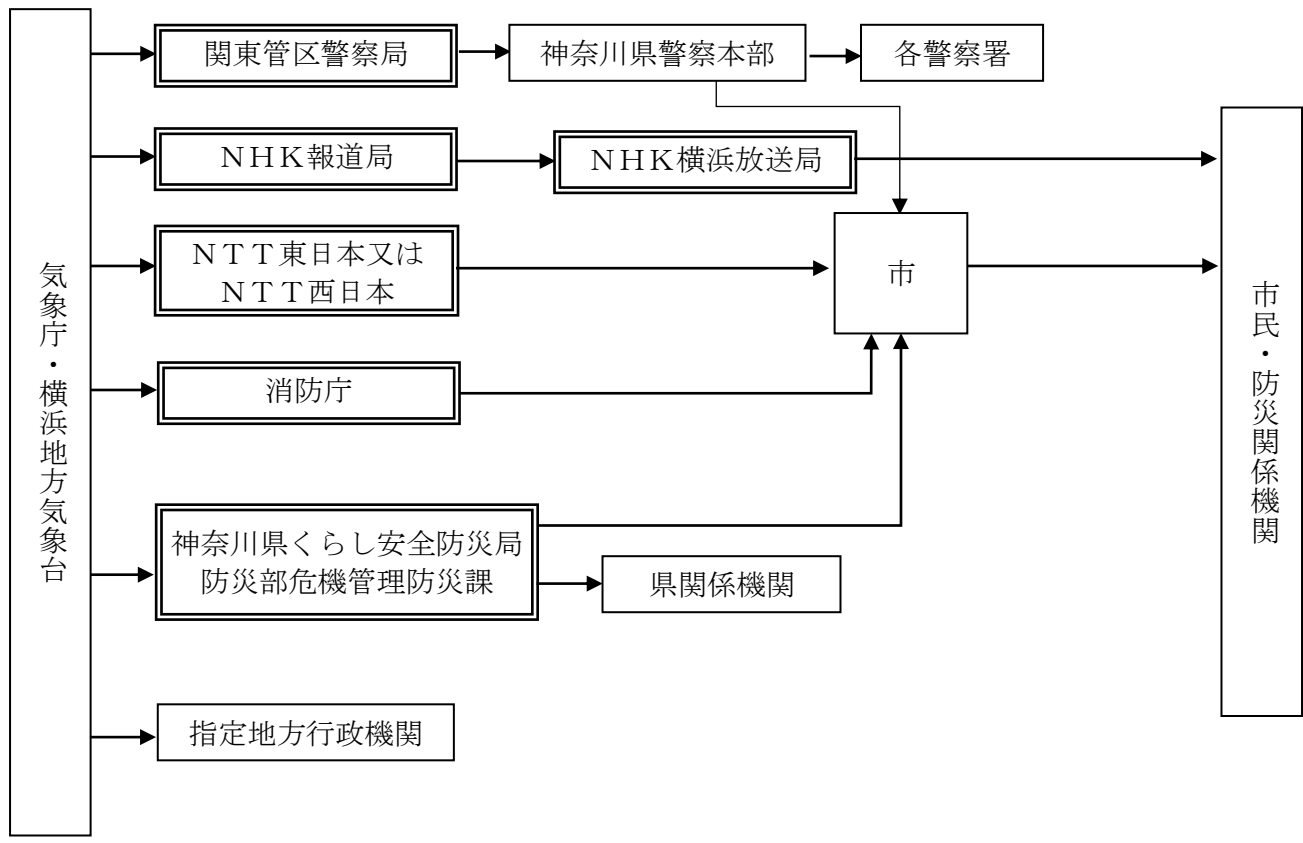
また、本部事務局及び消防局は、横浜地方気象台から依頼があった場合、次の地点における降灰の状況等を報告するとともに、消防局は本部事務局に情報提供を行う。

観測地点	報告内容
消防指令センター	降灰の有無、堆積状況、降灰のあった時刻、降灰の強さ、降灰粒子の特徴（大きさ、種類など）、噴火による被害の有無、降灰の状況を撮影した写真
淵野辺分署	
新磯分署	
城山分署	
津久井消防署	
藤野分署	
鳥屋出張所	

4 噴火警報等の伝達系統図

気象庁が発表する気象警報等は、次の系統図に基づき伝達する。

＜噴火警報等の伝達系統図＞



5 災害情報の収集伝達に係る風水害応急対策の準用

本節に係る災害応急対策のうち、次の事項については、第1款第1章「第7節 災害情報の収集伝達」（風-26～28参照）を準用する。

- | | | |
|----------------|------------|------------|
| ○被害状況等の収取体制の確立 | ○被害調査 | ○被災者台帳の作成 |
| ○安否情報の確認・提供 | ○神奈川県等への報告 | ○関係機関等との協力 |

第4節 災害時の広報・広聴

1 基本方針

災害時には、市民の情報に対する必要性が飛躍的に高まることから、市及び防災関係機関は、適切かつ効果的な広報活動を実施し、情報不足による不安や混乱等を防止するとともに、生活関連情報の提供や問合せに適切に対応し、混乱の防止及び人心の安定を図る。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市担当	本 部 事 務 局	★	情報通信システムの活用に関すること。
	市 長 公 室		
	市 長 公 室	★	災害広報及び報道機関との連絡調整に関すること。
	市 長 公 室	★	初期間合せ窓口の設置・対応、災害相談室の設置・運用に関すること。
	区 本 部		
	市 民 局		
	消 防 局	★	災害広報に関すること。
	消 防 団		
関 係 各 局	★	広報広聴活動への応援協力に関すること。	
関 係 機 関	(株) エフエムさがみ	—	関連事項の広報活動及び相互協力に関すること。
	横浜エフエム放送(株)		
	(株) ジェイコム湘南・神奈川		
	相模原市印刷広告協同組合		
	防 災 関 係 機 関		

3 災害広報の実施

市長公室、消防局及び消防団は、災害発生時に市民に対して、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、市民が適切な行動をとるように広報を実施する。

4 広報事項

(1) 市長公室、消防局及び消防団は、適切かつ効果的な広報媒体の活用、広報内容等を想定した広報計画に基づき、災害発生後の時間的推移に応じた広報活動を行う。

(2) 噴火警報等発表時の主な広報事項

時 期	広報事項	広報媒体
噴火警報等発表時の広報	(1) 噴火警報等に関する事項 (2) 災害の防止に関する事項 (3) 災害発生時への準備に関する事項	(1) ひばり放送 (2) CATV (3) ラジオ放送 (4) 防災メール (5) 市災害情報X (6) tvkデータ放送 (7) 市ホームページ等 (8) 相模原市LINE公式アカウント

時 期	広報事項	広報媒体
災害警戒時の広報	(1) 災害に関する情報、火山現象の情報等 (2) 避難の準備、指示、要請、規制に関する事項 (3) 出火防止、初期消火、消火活動に関する事項 (4) 市災害対策本部の設置等の対応状況 (5) その他必要な事項	(1) ひばり放送 (2) CATV (3) ラジオ放送 (4) 防災メール (5) 市災害情報X (6) まちづくりセンター、避難所等での広報 (7) 広報車等 (8) 緊急時の速報メール (9) 防災アプリ (10) 市ホームページ (11) tvkデータ放送 (12) 相模原市LINE公式アカウント
その後の広報	(1) 災害に関する情報、火山現象の情報等 (2) 被害状況及び応急活動の情報 (3) 避難所等、救護所の開設及び避難誘導情報 (4) 生活関連情報 ア 食料、飲料水、生活必需品等の供給状況及び今後の見通し等 イ 道路及び交通機関、ライフライン、病院・診療所の復旧等の情報 (5) 各機関の対応状況等 (6) 地域ごとの被害状況、被害なし情報、安否情報 (7) 混乱等防止のため流言の打ち消し情報 (8) 全体的な安心情報、励まし等 (9) 不足物資、人員等の応援要請情報 (10) 救援物資、ボランティアの要請	(1) ひばり放送 (2) CATV (3) ラジオ放送 (4) 防災メール (5) 防災アプリ (6) 市災害情報X (7) まちづくりセンター、避難所等での広報及び掲示 (8) 新聞、テレビ等 (9) 広報車等 (10) 市ホームページ等 (11) tvkデータ放送 (12) 相模原市LINE公式アカウント
災害復旧・復興期の広報	(1) 生活関連情報(交通機関、ライフラインの復旧状況、食料・生活必需品の流通情報等) (2) 復旧に必要な各種情報(罹災証明書、仮設住宅、住宅応急修理、税金等の減免及び支払猶予、がれき処理等) (3) 各種行政機能の復旧状況 (4) 相談窓口の紹介	(1) ひばり放送 (2) CATV (3) ラジオ放送 (4) 防災メール (5) 防災アプリ (6) 市災害情報X (7) まちづくりセンター、避難所等での広報及び掲示 (8) 新聞、テレビ等 (9) 広報車等 (10) 市ホームページ等 (11) tvkデータ放送 (12) 相模原市LINE公式アカウント

(3) 降灰時の広報内容

降灰が発生し、又は発生のおそれがある場合においては、以下の事項について広報を行う。

- ア 降灰中の外出の自粛及びやむを得ず外出する場合におけるヘルメット、ゴーグル、マスク等の着用などの留意事項
- イ 運転時の留意事項
- ウ 健康被害防止に関すること
- エ 屋根に堆積した火山灰の除灰

5 広報の方法

(1) 市民への広報

ア 防災行政用同報無線（ひばり放送）

火山現象の情報や溶岩流、降灰等に対する災害防止の呼びかけ、避難誘導、被害状況及び避難生活関連情報の広報並びに情報伝達媒体の柱とする。

イ 広報紙

(ア) 協定締結団体と連携して、発行体制を早期に整える。

(イ) 個別情報等で情報量が多大になるものについては、情報入手先を明記する等の対処を行い、被災者の情報ニーズ全てに対して対応できる紙面構成とする。

(ウ) 広報紙は、通常の配布手段が活用できない場合、避難所等、区役所、まちづくりセンター、公共施設等で掲示、配布を行う。また、民間業者やボランティア等による個別配布や、市外で避難生活を送る被災市民のためにも市ホームページへの掲載等に努める。

ウ 情報システム及びインターネットの活用

(ア) 緊急速報エリアメール、緊急速報メール及び防災メール等を活用し、警報・避難情報等を、携帯電話等へ一斉に即時配信する。

(イ) 市ホームページ及び市災害情報X等を活用し、迅速に各種の災害情報を提供するとともに、X等による情報の随時把握に努める。

(ウ) その他の情報システムや電子メールを活用し、災害情報の提供や被災者からの情報収集に努める。

(エ) 市が行う警報や避難指示等の伝達に際し、インターネット情報ポータルサイト運営事業者（グーグル（株）、LINE ヤフー（株））と協力し、インターネットを活用した情報提供に努める。また、LINE ヤフー（株）が提供する「Yahoo!防災速報」や三井住友海上火災保険（株）が提供するアプリ「スマ保災害時ナビ」を利用し、市からの災害に関する情報を配信する。

エ 広報車等

特にきめ細かい情報提供や避難誘導を行う必要がある場所に、防災行政用同報無線（ひばり放送）等による情報伝達活動の補助的手段として活用する。

なお、降灰の状況によっては、広報車等の運用が困難であることに留意する。

オ 放送機関の活用

(株) エフエムさがみとの「災害時情報等の放送に関する協定書」及び横浜エフエム放送（株）との「災害時における放送要請に関する協定」に基づくラジオ放送並びに地上デジタル放送を活用し、ひばり放送や防災メールの情報伝達を補完する。

(ア) テレビのデータ放送を活用し、防災メールや市ホームページの内容を、tvk（テレビ神奈川）に表示する。

(イ) 災害により、市内に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害情報を J:COM（ジェイコム湘南・神奈川）に表示する。

(2) 報道関係機関等との連携

市長公室は、次のように報道機関との連絡調整等を行う。

ア 放送機関への要請

日本放送協会横浜放送局、(株) アール・エフ・ラジオ日本、(株) テレビ神奈川への放送要請等については、県地域防災計画による放送協定に基づき県を通じて行う。また、放送協定に基づき災害情報の放送要請を協定締結団体へ行い、市民へ災害情報を提供する。

イ 報道機関との連携

取材への対応は、原則として記者会見、資料提供、掲示板への掲出により行う。

(ア) 記者会見

被害状況に応じて緊急又は定期的に記者会見を行い、市災害対策方針、被害状況等の情報提供を行う。

(イ) 記者会見の場所

記者会見の会場については、応急対策活動の実施に影響しない適切な場所を設定して行う。

ウ 報道機関対応担当者の設置

報道機関への対応は、専任の担当者を置くとともに、情報の提供方法、情報内容及び広報のマニュアルを作成し、定期的に整理し、統一された情報提供を行い、情報の混乱を防止する。

6 災害時の広報・広聴に係る風水害応急対策の準用

本節に係る災害応急対策のうち、次の事項については、第1款第1章「第8節 災害時の広報・広聴」（風-29～33参照）を準用する。

- | | | |
|---|--|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 防災関係機関の広報活動 | <input type="checkbox"/> 初期の問合せ窓口の設置及び対応 | <input type="checkbox"/> 広聴活動 |
| <input type="checkbox"/> 広報・広聴活動における災害時要援護者への配慮 | | |

第3章 避難誘導対策

1 基本方針

噴火が発生し、又は発生のおそれがあり、市民の安全確保や災害拡大の防止等に必要があると認められる場合における避難誘導体制の確立を図るため、避難誘導の手順や関係機関の役割分担を明確にする。

市は、富士山が噴火した場合において、避難行動をとる必要があると認める区域内の必要と認める居住者等に対し、迅速かつ適切に避難指示等の避難情報を発令する。また、夜間に避難指示を発令する可能性がある場合や、高齢者、障害者等の避難行動に時間を要する居住者等に対し、早めの段階で避難行動を開始することを求める必要があると認める場合には、避難行動をとりやすい時間帯の高齢者等避難の発令に努める。

溶岩流及び降灰後の土石流に対する避難指示等が発令された場合には、原則としてそれらの危険区域外の避難所等へ避難することとし、必要に応じて広域避難の実施を検討する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	高齢者等避難、避難指示の発令、広報活動、広域避難の要請等に関すること。
	市 長 公 室	★	広報活動に関すること。
	区 本 部	★	避難誘導に関すること。
	消 防 局 消 防 団	★	避難誘導及び広報活動に関すること。
関 係 機 関	警 察 署	—	避難誘導及び広報活動の支援に関すること。

3 溶岩流等避難対象エリアの設定

富士山火山防災対策協議会が定める「富士山火山避難基本計画」において、噴火現象の影響想定範囲は、溶岩流が最終的に到達する可能性がある範囲とし、噴火現象の特性に応じて第1次から第6次までの6つの避難対象エリアに区分するとともに、それぞれの噴火現象別に避難が必要な時期、範囲など、避難の考え方を示している。

本市は、溶岩流が7日間から最大57日間で到達する範囲である「第6次避難対象エリア」に区分されている。

<溶岩流等避難対象エリアの設定>

影響想定範囲	対象とする範囲（可能性マップ※1の示す範囲）
第1次避難対象エリア	想定火口範囲
第2次避難対象エリア	火砕流・火砕サージ※2、大きな噴石が到達する可能性のある範囲
第3次避難対象エリア	溶岩流が3時間以内に到達する可能性がある範囲
第4次避難対象エリア	溶岩流が24時間以内に到達する可能性がある範囲
第5次避難対象エリア	溶岩流が7日間以内に到達する可能性がある範囲
第6次避難対象エリア	溶岩流が最終的（最大で57日間）に到達する可能性がある範囲

（※1）富士山ハザードマップに掲載されている、噴火現象ごとの影響想定範囲を地図上に示したもの（溶岩流可能性マップ：総則・予防計画編第1款第4章第4節「3 富士山の火山現象による被害想定」予-29参照）

（※2）火山灰まじりの爆風であり、火砕流の本体部分よりも遠方に到達することや、高温・高速の流れによる人的被害を発生させる場合がある。

4 来訪者、入所者等の避難

- (1) 公共施設及び防災上重要な施設の管理者は、事前に策定した避難計画に基づき、来訪者、入所者等の安全の確保及び避難誘導を行う。特に、自衛消防組織のある施設は、自衛消防組織の活動内容に来訪者・入所者の避難計画を確立しておく。
- (2) 旅客輸送機関、不特定多数の者が出入りする商業施設、事務所、工場等の管理者は、施設内の旅客、従業員、来訪者の安全な避難誘導を行う。
- (3) 上記の機関、施設及び事業所は、鉄道等の運行情報を収集し、長期間の運行停止が見込まれる場合は、施設の安全を確認した上で、一斉帰宅による駅前の混乱や道路の渋滞等が緩和するまでの間、施設内に従業員等を待機させる。
- また、一時滞在施設の開設状況について情報収集し、必要に応じて旅客等を一時滞在施設に案内する。

5 高齢者等避難及び避難指示

- (1) 避難情報の種類及び実施責任者

ア 高齢者等避難

高齢者等避難は、災害対策基本法第56条第2項に基づき、災害発生のおそれがある場合において、高齢者や障害者等の避難に時間を要する災害時要援護者に対し、災害に関する情報を着実に伝達し、時間的余裕をもって避難を開始することができるよう、また、災害時要援護者以外の者に対し、必要に応じて普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかけるために、市長が発令する。

イ 避難指示

避難指示は、災害対策基本法第60条第1項に基づき、災害が発生し、又は発生のおそれがあり、市民の安全確保や災害拡大の防止等に必要があると認められる場合において、市長が発令する。なお、市長から要求があった場合や市長が避難のための立退き等を指示することができない場合その他関係法令に定められている場合においては、市長以外の者も避難指示を発令することができる。

<避難指示の実施者、根拠法令及び要件>

実施者	災害の種類	根拠法令	指示の要件
市長	災害全般	災害対策基本法第60条第1項	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき。
警察官	災害全般	災害対策基本法第61条第1項 警察官職務執行法第4条第1項	(1) 市長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき。 (2) 市長から要求のあったとき。 (3) 市民の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき。
県知事 県知事の命を受けた吏員等	洪水 地滑り	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	(1) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 (2) 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
水防管理者 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	洪水 災害全般	水防法第29条 自衛隊法第94条第1項	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にいらないとき。

(2) 発令の判断

火山現象に係る高齢者等避難及び避難指示は、次の基準に基づき、自ら収集した情報や関係機関からの情報をもとに発令する。なお、溶岩流に対するこれらの避難情報の発令に当たっては噴火口の位置や流下状況を、降灰に対する避難情報の発令に当たっては降灰可能性マップや気象庁が実施するシミュレーションの結果等を踏まえ、総合的に判断する。

また、これらの避難情報の解除に当たっては、十分に安全の確認に努めた上で行うこととするが、災害が発生した後等において、立退き避難を継続的に求める必要があると認められる地域がある場合には、避難指示を解除後、必要に応じ、再度避難指示を発令する。

<火山現象毎の避難指示発令の基準>

火山現象	基準
溶岩流	溶岩流が市内へ流下又は流下するおそれがある場合
降灰	気象庁の発表する降灰予報等により、市内に30cm以上の降灰が予想される場合
降灰後の土石流	国土交通省が発表する土砂災害緊急情報により、市内に土石流による被害が想定される場合
小さな噴石	気象庁の発表する降灰予報等により、市内に小さな噴石が予想される場合

6 避難情報の対象者

高齢者等避難及び避難指示は、溶岩流の影響想定範囲や降灰堆積厚30cmが想定される範囲等の避難行動をとる必要があると認める区域内的の居住者等のうち、立退き避難を行う必要があると認める者を対象とする。

7 避難情報の伝達等

(1) 市民への伝達

本部事務局、市長公室及び消防局は、避難指示等を発令した場合又は他機関から避難の指示を行った旨の通知を受けた場合は、防災行政用同報無線（ひばり放送）、広報車、自主防災組織等により次の事項を市民に周知する。

また、災害時要援護者に対しては、より確実に周知されるように、健康福祉局と連携し、避難行動要支援者名簿（総則・予防計画編第2款「第6章 災害時要援護者支援」予-83参照）の活用や、多様な伝達手段の活用により、円滑かつ適切な情報伝達を行う。

さらに、溶岩流の影響想定範囲や降灰堆積厚30cmが想定される範囲等の住民に対しては自治会、自主防災組織等を通じて伝達する。

ア 避難対象地区

イ 避難先

ウ 避難経路

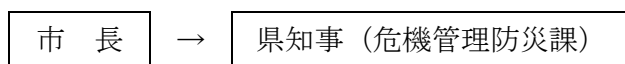
エ 避難指示等の理由

オ その他必要な事項

(2) 関係機関への通知

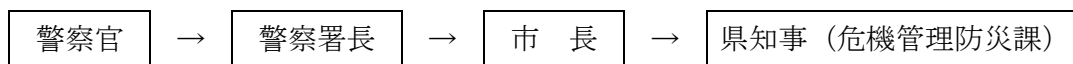
避難指示等を発令した者は、次により必要な事項を関係機関に通知する。

ア 市長の措置



イ 警察官の措置

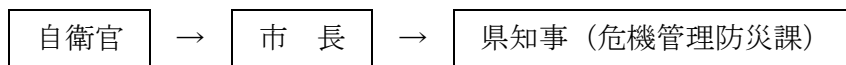
(ア) 災害対策基本法に基づく措置



(イ) 警察官職務執行法に基づく措置



ウ 自衛官の措置



<関係機関に通知する事項>

- 発令者 発令の理由及び発令日時 避難の対象地区 避難地
その他必要な事項

8 避難誘導

(1) 避難誘導の実施者

ア 避難誘導は、避難所や避難経路等の安全を確認しつつ、消防、警察、市職員、道路管理者、自主防災組織等が連携して実施する。

イ 避難誘導の実施者は、避難指示を受けた者が立退き避難をするに当たり、避難者が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。

(2) 避難誘導の対象者、施設等

ア 災害時要援護者の避難誘導

(ア) 災害時要援護者のうち、自力避難が困難な市民については、災害時要援護者支援班が、自主防災組織、消防団、近隣住民、その他関係機関等の協力を得て、避難誘導を行う。

(イ) 避難行動要支援者に係る個別避難計画（総則・予防計画編第2款「第6章 災害時要援護者支援」予-83参照）が作成されている場合は、個別避難計画に定めるところにより、避難支援等実施者が避難誘導及び支援を行う。

イ 事業所等の避難誘導

事業所や商業施設等の多数の人が集まる場所・施設における避難の誘導は、原則としてその施設の管理者等が、あらかじめ定める避難計画に基づき実施する。

ウ 交通機関等の避難誘導

交通機関等における避難の誘導は、原則としてその事業者があらかじめ定める防災に関する計画に基づき実施する。

エ その他の居住者等の避難誘導

アからウまでを除く居住者等については、自らが身の安全を守るように避難行動をとることを前提とするが、災害の状況に応じて、自主防災組織、市職員（現地対策班・区本部）、消防署・消防団及び現場の警察官が連携して避難誘導を行う。

(3) 避難及び避難誘導の方法

ア 携行品の準備

携行品は、平常時から非常持出袋等を用意するなど、円滑な避難行動に支障を来さない最小限度のものとし、溶岩流や降灰の状況により適切な避難方法を選定する。

イ 避難誘導の方法

避難誘導者は、避難に際して次の事項に留意し、混乱なく迅速に避難誘導を行う。

(ア) 災害現象の拡大方向を見極め、適切な時期に適切な方向へ避難誘導する。

(イ) できる限り早めに事前避難させるよう努める。

(ウ) 避難経路は、市災害対策本部からの指示が特でない場合は、避難の誘導に当たる者が関係者と連携を取り、選定する。

(エ) 避難経路は、溶岩流や降雨、降灰の状況等を踏まえ、土石流のおそれのない経路を選定するなど、あらかじめ経路の現況を確認して行う。

(4) 市及び関係機関の活動

ア 消防局、消防署、消防団

(ア) 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、災害の規模、道路、河川水位の状況など、現地の状況を速やかに市災害対策本部及び警察署に通報する。

(イ) 避難指示等が発令された場合は、消防車両等を活用した広報活動を実施するとともに、必要に応じて避難誘導活動等の支援に当たる。

イ 警察

消防職員その他避難措置の実施者と連携し、避難者が迅速かつ安全に避難ができるよう、風水害時避難場所等への誘導に努める。

ウ 区本部、現地対策班

避難指示等が発令された場合の市民への伝達及び関係機関との連携による避難誘導を実施する。

エ 道路管理者

関係機関が実施する避難誘導を支援する。

オ 自主防災組織

市職員、消防職員、消防団員、警察官等の避難誘導員との連携を図りながら避難誘導活動を行う。また、災害の状況によって、行政側の避難誘導が期待できない場合は、自主防災組織が自主的に避難誘導を実施する。

9 広域避難

本部長は、市域に大規模な災害が発生するおそれがあることを理由に避難指示を発令した場合において、避難先を確保することが困難であり、かつ、要避難者の生命又は身体を災害から保護するために、当該要避難者を広域避難させる必要があると認めるときは、近隣市町村と広域避難に係る協議を行う。

溶岩流による避難に当たっては、噴火口の位置や噴火の規模により影響想定範囲が変わるため、気象庁等からの噴火や降灰に関する情報を踏まえ広域避難の必要性を判断する。

なお、他自治体から本市に対し要避難者の受入れについて要請があった場合においても、同様に協議を行う。

(1) 広域避難の要請

ア 県内他市町村との協議

(ア) 受入要請

本部事務局は、予想される災害の規模等から要避難者の受入れが可能と予想される県内他市町村に、市域の予想される災害の規模、受入れを要する要避難者の数その他必要な事項を示して協議する。なお、協議を行うに当たっては、あらかじめその旨を県に報告するものとするが、事前の報告が困難な場合には、協議開始後に遅滞なく報告する。

(イ) 受入決定に係る公示等

本部事務局は、受入要請に係る協議を行った県内他市町村から受入決定の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。

a 受入決定の通知の内容に関する公示

b 受入決定の通知を受けたときに、現に要避難者を受け入れている避難先の管理者のほか、関係地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体等のうち、要避難者の避難支援に関係すると認められる者への通知

c 県への報告

(ウ) 受入れの解除

本部事務局は、広域避難の必要がなくなると認めるときは、速やかに次の措置を行う。

a 要避難者を受け入れている県内他市町村への通知

b 受入決定の際に通知を行った者への通知

c 広域避難の必要がなくなった旨の公示

d 県への報告

イ 県外市町村との協議

(ア) 受入要請

本部事務局は、県外市町村へ広域避難させる必要があると認める場合に、県に対し、当該市町村が属する都道府県と要避難者の受入れについて協議するよう求める。ただし、緊急を要すると認めるときは、市が直接県外市町村に協議することとし、その旨をあらかじめ県に報告するか、事前の報告が困難な場合には、協議開始後に遅滞なく報告する。

なお、いずれの場合においても、市域の予想される災害の規模、受入れを要する要避難者の数その他必要な事項を示した上で、県に協議を求め、又は直接協議を行う。

(イ) 受入決定に係る公示等

本部事務局は、県又は受入要請に係る協議を行った県外市町村から受入決定の通知を受けたときは、速やかに公示等の措置を行う。この場合において、県から受入決定の通知を受けた場合には上記ア(イ)のa及びbの措置を、県外市町村から通知を受けた場合には同aからcまでの措置を行う。

(ウ) 受入れの解除

本部事務局は、広域避難の必要がなくなると認めるときは、速やかに公示等の措置を行う。この場合において、県から受入決定の通知を受けている場合には上記ア(ウ)のbからdまでの措置を、県外市町村から受入決定の通知を受けている場合には同aからdまでの措置を行う。

ウ 避難の手段

車両による避難に当たっては、事故による通行止めや火山灰の影響による視界不良、立ち往生車両の発生などを考慮する。

また、避難が集中することによる渋滞を抑制するため、可能な限り近隣の避難先の確保等に努めるとともに、県や警察署、道路管理者と連携した情報発信に努める。

(2) 広域避難の受入れ

ア 他市町村から要避難者の受入要請があった場合

本部事務局は、他市町村又は県から要避難者の受入れについて協議の求めを受けた場合は、次の理由に該当しない限り、要避難者を受け入れるものとし、要避難者を受け入れるための施設を提供する。

(ア) 本市も災害の発生が予想されること。

(イ) 要避難者の受入れに必要な施設が確保できないこと。

(ウ) 地域の実情により、災害時要援護者等特段の配慮が必要な要避難者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと。

(エ) その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること。

イ 受入施設の確保及び通知

他市町村の要避難者を受け入れる施設は、風水害時避難場所、避難所その他の公共施設の中から要避難者の数や想定される滞在期間を踏まえて決定するものとし、受入施設決定後、本部事務局は直ちにその旨を次の者に通知する。なお、県から協議の求めを受けた場合については、(ウ)への通知に代わり、その旨を県に報告する。

(ア) 受入施設の管理者

(イ) 関係地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体等のうち、要避難者の避難支援に関係すると認められる者

(ウ) 本市に要避難者の受入れを要請した他市町村

ウ 受入施設の運営等

他市町村の要避難者を受け入れる施設の運営や必要となる援助物資の提供など、要避難者を受け入れるに当たり必要となる支援については、可能な範囲で本市が行うことを前提に、広域避難を要請した他市町村と協議し決定する。

エ 受入れの解除

本部事務局は、他市町村又は県から広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに上記イ(ア)及び(イ)に通知する。

(3) 費用負担

要避難者の受入れに要した費用は、避難実施市町村が負担する。

10 広域一時滞在

本部長は、大規模な災害が発生し、市内に避難所を確保することが困難となった場合において、被災住民を他の自治体に広域一時滞在させる必要があると認めるときは、他の市町村と広域一時滞りに係る協議を行う。

溶岩流による避難に当たっては、噴火口の位置や噴火の規模により影響想定範囲が変わるため、気象庁等の情報を踏まえ広域一時滞りの必要性を判断する。

なお、他自治体から本市に対し被災住民の受入れについて要請があった場合においても、同様に協議を行う。

広域一時滞りに係る要請や受入れに係る手順等については、「9 広域避難」(1)から(3)までの内容を次のとおり用語を読み替えて準用する。

<広域避難の内容を準用するに当たり、読み替える用語>

読替え前の用語	読替え後の用語
広域避難	広域一時滞在
予想される災害の規模	被災状況
要避難者	被災住民
避難支援	支援
災害の発生が予想される	被災している

11 警戒区域の設定

災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、市民の生命を守るために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定して災害応急対策従事者以外の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

実施者	災害の種類	根拠法令	要件
市長	災害全般	災害対策基本法第63条	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。
警察官	災害全般	災害対策基本法第63条第2項	市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。
		警察官職務執行法第4条	人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。
自衛官	災害全般	災害対策基本法第63条第3項	市長等、警察官及び海上保安官がその場には限る。
消防吏員又は消防団員	水災を除く 災害全般	消防法第36条において準用する同法第28条	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に消防警戒区域を設定する。
消防機関に属する者	洪水	水防法第21条	水防上緊急に必要な場所

12 市民の避難行動

市民は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示が発令される前であっても、火山の活動状況等を踏まえ、火山現象に応じて、自らの判断で自発的に避難行動をとるものとし、市は災害発生の危険度に応じた避難指示の発令など、避難行動を支援する情報の提供を行うとともに、逃げ遅れの防止や住民の負担軽減を考慮した避難誘導を行う。

(1) 溶岩流の流下により避難指示等が発令された場合の避難行動

溶岩流の影響想定範囲外にある安全な親戚・知人宅・集会所や避難所、ホテル・旅館等への「立退き避難」を行う。

避難方法は原則徒歩又は車両とし、避難行動要支援者は車両により避難を行う。

(2) 降灰により避難指示等が発令された場合の避難行動

溶岩流の流下、降灰後土石流の危険がある場合は、影響範囲外へ避難を行う。

また、降灰堆積厚30cmが想定される範囲の木造家屋等で、火山灰の堆積により建物の歪みやきしみなどがある場合は、近隣の堅固な建物への退避を行うとともに、降灰堆積厚が30cm未満と想定される範囲であっても、自宅や最寄りの建物へ屋内退避を行う。

なお、立退き避難を行う際は、ヘルメット、ゴーグル、マスク等を着用の上、身を守りながら徒歩で避難を行う。

第4章 救出・救助活動

1 基本方針

富士山の噴火により、溶岩流や降灰による孤立、建物の損壊等により、要救出・救助者が多数発生することが予想される。

これらに対処するため、市は、警察、自衛隊、消防応援部隊等の防災関係機関と連携を図り、救出・救助体制を確立し、迅速かつ適切な救出・救助活動に努める。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	救出・救助班の設置、救出・救助の要請情報の集約に関する事。
	消 防 局	★	救出・救助活動に関する事。 各防災関係機関との連絡調整等に関する事。
	消 防 団		
関 係 機 関	警 察 署	—	救出・救助活動に関する事。
	自 衛 隊		

3 情報の収集等

(1) 情報収集体制の構築

ア 本部事務局は、富士山の噴火後、速やかに消防局及び各防災関係機関と連携し、情報収集体制を構築する。

イ 消防局は、救出・救助活動の統制、運営・管理等の調整に当たる。

(2) 情報の収集・集約

本部事務局は、富士山の噴火や降灰が市内に認められた後の初期段階において、消防局、消防団、現地対策班、警察署、被災者等から集められた救出・救助の要請情報を集約する。

(3) 各防災関係機関との調整

消防局は、各防災関係機関との連絡を密にし、情報共有を行う。

4 救出・救助活動の原則

(1) 救出・救助活動は、救命処置を必要とする者を優先する。

(2) 救出・救助の事態が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出・救助を優先する。

(3) 病院や社会福祉施設等の、自力避難困難者等が多い施設を優先する。

なお、発生時刻によっては、不特定多数の者を収容している対象物の救助事案にも留意する。

(4) 同時に複数の救助事案が発生した場合は、原則として、少数の隊員で多数の人命を救助できる事案を優先する。

なお、活動隊員に比べて多数の要救助者がある場合は、容易に救出できる者を優先する。

(5) 救出作業について、付近住民等で救出可能な事案は、可能な限り協力を要請し、救出に技術を要する事案は、消防局及び各防災関係機関の救出隊が行うなど役割分担を積極的に行い、活動効果を上げる。

5 応援の要請

(1) 消防応援部隊

市長は、市の救出・救助体制では対応することが困難な場合は、速やかに県知事に緊急消防援助隊等の要請を行う。県知事と連絡を取ることができない場合は、直接、消防庁長官に対して応援要請を行う。

(2) 自衛隊

市長は、市の救出・救助体制では対応することが困難な場合は、速やかに県知事に自衛隊の応援を要請する。

なお、緊急を要し、県知事を経由するいとまがない場合は、直接、自衛隊に対して通知し、事後、速やかにこれを県知事に通知する。

6 救出・救助活動

消防局は、集約した救出・救助の要請情報に基づき、出動場所、出動人員、出動機材等を振り分け、速やかに救出・救助活動を開始する。

(1) 救出・救助体制

ア 各防災関係機関と活動区域等の調整を行い、救出・救助に係る協力体制を構築する。

イ 消防局活動部隊及び各防災関係機関の救出隊に活動場所、災害状況等の情報を伝達するとともに、情報連絡体制の確立を図る。

ウ 各部隊は、自隊の人員及び資機材を有効活用し、効率的な救出・救助活動を行うこととし、複数の機関が同一現場で、救出・救助に当たる場合には、相互の連携を強化し、一体となって行う。

エ 各部隊は、災害概要、活動状況等を報告することとし、救出・救助に当たり特殊な機械力を必要とする場合は、本部事務局へ要請する。

(2) 消防局の活動

ア 各防災関係機関と協力して救出・救助活動を行うとともに、応援を必要とする場合は、市災害対策本部に要請する。

イ 救出・救助事案の数、災害概要及び活動状況を可能な限り早期に市災害対策本部に連絡する。

(3) 防災関係機関の活動

ア 警察は、把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊、広域緊急援助隊等の部隊を被災警察署等に出動させ、県、市及び消防等の防災関係機関と協力して、被災者の救出・救助活動を実施する。

イ 自衛隊は、市長の要請等により、救出・救助活動を行う。

ウ 自主防災組織及び事業所の自衛消防隊は、発災直後から自主的に救出・救助活動を行う。また、災害時要援護者が入所している施設での救出・救助活動を支援する。

エ 協定締結団体等は、市災害対策本部の要請に基づき救出・救助活動を支援する。

7 救出者の搬送

災害現場において救出された負傷者は受傷機転、傷病程度に応じ、医療機関又は救護所に搬送する。なお、救護所への搬送については、家族、自主防災組織等に協力を要請する。

第5章 火山災害対策

第1節 溶岩流に伴う消防活動

1 基本方針

大規模な噴火が発生し、本市への溶岩流到達により火災が発生した場合又は火災発生のおそれがある場合、延焼阻止のため消防活動を行う。

消防活動は、消防局及び消防団の活動方針によるほか、次により行う。

- (1) 災害時の消防活動は、溶岩流等により発生した火災の延焼阻止に全消防力をあげて消火活動を行う。
- (2) 火災の延焼阻止が可能な場合は、消火活動と平行して、救助救急活動及び避難誘導活動を行う。
- (3) 火災の発生が少なく、救助救急の活動が集中する場合は、消防力を救助救急活動に投入する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	消 防 局	★	消火活動、消防応援部隊の要請・運用、災害情報の収集伝達、警戒・広報活動、救出救護活動、避難誘導等に関すること。
	消 防 団		

3 消防局の活動

(1) 活動体制

消防局は、効率的な部隊運用を図り、災害対策に全力を尽くす。

(2) 初期活動

- ア 情報収集及び伝達、広報活動
- イ 消防職員及び消防団員の招集
- ウ 車両、機材等の点検及び確保
- エ 通信施設の点検及び無線局の開局
- オ 火災警戒活動
- カ その他必要な事項

(3) 消火活動

災害時の消火活動の効率性を確保するために必要な部隊運用を行う。

- ア 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的な防御活動を展開して鎮圧する。
- イ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先し、避難誘導を行うとともに、道路、河川、耐火建築物、空地等を延焼阻止線として守勢的な現場活動により延焼を阻止する。
- ウ 同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先的に消防活動を行う。
- エ 火災の拡大や規模等の状況を判断し、市の消防力での対応が困難と判断した場合は、速やかに消防応援要請を行うとともに、応援部隊の効果的運用を図る。
- オ 消防局は、消火栓の使用不能や消火用水が不足する場合は、消防団と連携し、遠距離送水を実施するほか、コンクリートミキサー車による消火用水の搬送を協定締結事業者に要請する。
- カ 消防局は、消防活動上支障となる障害物の除去又は消火活動上有効な開口部の設定に大型重機が必要と判断した場合は、協定締結事業者に応援を要請する。

4 消防団の活動

- (1) 情報の収集
被害情報の収集と報告を行う。
- (2) 警戒及び広報活動
火災等の災害発生が予測された場合は、地域住民に対して出火防止、初期消火及び飛び火の警戒を呼びかける。
- (3) 消火活動
分団の受持区域内を基本として、消火活動に当たる。
- (4) 救助救急
火災の発生が少なく、救助救急の活動が集中する場合は、救出、応急措置及び救護所等への搬送を行う。
- (5) 避難誘導
高齢者等避難又は避難指示が発令された場合は、市民への伝達及び関係機関との連携による避難誘導を実施する。

5 市民、自主防災組織及び自衛消防隊の活動

- (1) 出火防止及び初期消火活動を行う。
- (2) 付近で発生した災害情報の収集、通報及び伝達を行う。
- (3) 負傷者の救出救護活動を行う。

6 消防応援部隊の要請と受入れ

- (1) 消防応援部隊の要請
消防局は、大規模延焼火災が発生し、市の通常の消防体制では対応することが困難な場合は、速やかに「神奈川県下消防相互応援協定」に基づき応援要請を行う。また、「神奈川県内消防広域応援実施計画」に基づく応援及び緊急消防援助隊を必要とする場合は、市長へ応援の要請を進言する。
- (2) 消防応援部隊の運用
消防局は、「相模原市消防広域応援実施計画」及び「相模原市緊急消防援助隊受援計画」に基づき、消防応援部隊の効率的な運用を図る。

第2節 降灰対策

1 基本方針

大規模な噴火では、市全域に降灰が予想される。道路上に堆積した火山灰は、緊急車両の通行及び市民等の日常生活の障害となるため、防災関係機関と連携し、道路啓開を迅速に進めるとともに、堆積した火山灰の収集体制を整え、市民等が一日も早く通常の生活を営むことができるよう努める。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市担当	都市建設局（土木部）	★	緊急輸送道路の確保（道路啓開）に関する こと。
	消 防 局	★	消防活動に伴う火山灰の除去に関する こと。
	消 防 団		
	本 部 事 務 局	★	広報活動に関する こと。
	市 長 公 室		
	環 境 経 済 局	★	降灰に伴う廃棄物の処分に関する こと。
	財 政 局	●	火山灰の仮置場の確保に関する こと。
関 係 各 局	★	火山灰の収集に関する こと。	
関 係 機 関	関東地方整備局相武国道事務所	—	緊急輸送道路の確保（道路啓開）、火山灰の 除去に関する こと。
	自 衛 隊		
	警 察 署	—	緊急交通路の確保（交通規制）に関する こと。

3 道路啓開

(1) 緊急に道路啓開を行う路線の選定

火山灰の堆積等により交通障害が発生した場合の緊急通行車両等の通行を確保するため、緊急交通路に指定される道路の道路啓開を優先して実施するほか、市災害対策本部は、都市建設局等の収集した道路被害状況等に基づき、次により緊急に道路啓開を行う路線を選定する。

ア 緊急交通路

イ 緊急輸送道路

ウ 市役所、区役所、まちづくりセンター（中央6地区まちづくりセンターを除く。）、中央区の6公民館（小山、星が丘、清新、中央、横山及び光が丘）、消防署、警察署等防災対策を実施する上で重要な施設を結ぶ路線

エ その他上記の路線を補完する路線及び消防局、警察署等から緊急に要請があった路線

(2) 道路啓開の実施

ア 実施体制

(ア) 啓開作業は、都市建設局、各道路管理者、自衛隊、協定締結団体等が連携を図り、効果的かつ迅速に実施する。

(イ) 啓開作業は、救急・救援活動等の状況や、孤立集落の発生状況等を考慮して、啓開路線の優先順位を定め、効率的に実施する。

イ 実施内容

(ア) 応急復旧

都市建設局、各道路管理者は、復旧に先立ち、道路及び橋りょう等の施設の被害状況の把握を行い、緊急車両の走行に支障のない程度に舗装破損箇所の応急復旧を行う。

(イ) 火山灰等の除去

原則として二車線の車両通行帯が確保できるよう道路上の火山灰等を除去する。

(ウ) 車両の移動

放置車両、立ち往生車両等の発生により、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、道路の区間を指定し、運転者等に対し車両等の移動を命令する。また、運転者等が不在の場合等にあつては、道路管理者自ら車両等の移動等を行う。

(エ) 応援の要請

都市建設局は、市が管理する道路において、市の体制では道路啓開が困難な場合、国への応援を検討し要請する。

(3) 情報の伝達

ア 情報の共有

都市建設局は、国土交通省、神奈川県、中日本高速道路(株)等の各道路管理者、警察署、自衛隊等防災関係機関と相互に道路啓開に関する情報を共有し、迅速に道路啓開を実施する。

イ 広報

本部事務局及び市長公室は、速やかに道路啓開に関する情報を市民や運転者等へ広報するとともに報道機関等に情報の提供を行う。

(4) 資機材の確保

都市建設局は、平常時から資機材の整備を行うとともに、協定締結団体等の協力を得て、必要な資機材を確保する。

4 障害物の除去等に係る風水害応急対策の準用

火山災害により発生した障害物の除去及び除去を行うに当たって留意する事項については、「第1款 風水害応急対策 第5章第1節 4 障害物の除去」及び「同5 粉じん、有害物等の飛散防止」(風-67、68)を準用する。

5 消防水利の確保

消防局及び消防団は、降灰時において迅速な消火活動が行えるよう、必要に応じ消防水利確保のための除灰活動を行う。

6 仮置場の確保

財政局は、道路啓開等により収集した火山灰の仮置場を、総則・予防計画編第2款第5章第9節「4 災害時における土地利用に関する事前対策」(予-78参照)に基づき、迅速に確保する。

7 火山灰の収集

(1) 宅地等

堆積した火山灰は、原則として所有者又は管理者が収集し、市が指定する方法により、火山灰の仮置場へ運搬する。

(2) 道路

道路啓開の際に収集した火山灰は、原則として都市建設局が、火山灰の仮置場へ運搬する。

8 降灰に伴う廃棄物の処分

環境経済局は、「第1款 風水害応急対策 第10章 清掃対策」(風-94参照)に基づき、降灰に伴う廃棄物を迅速に処分する。

第6章 避難所等の運営

1 基本方針

富士山火山防災対策協議会が作成する避難計画に基づき、溶岩流の到達等のおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難先として小・中学校等に避難所を開設する。

この章では、風水害時避難場所及び避難所を「避難所等」という。

また、この章に記載されている事項以外の避難所等の運営については、第1款「第7章 避難所等の運営」(風一77～82参照)を準用する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	区 本 部	★	避難所等の開設・運営の支援の総括、在宅避難者の把握に関すること。
	本 部 事 務 局	★	避難所等の情報の収集・仕分けに関すること。
	教 育 局 (学校教育部、生涯学習部)	★	避難所等の開設・運営の支援に関すること。
	環 境 経 済 局	●	避難所への食料及び生活必需物資の配送に関すること。
	関 係 各 局	★	避難所等の運営支援、本部事務局からの避難所等の情報の収集・対応、在宅避難者への各種支援に関すること。
	避難所担当職員等 (避難所担当職員、風水害時避難場所担当職員、一時滞在施設・避難施設応援担当職員)	★	避難所等の開設、運営又は運営の支援に関すること。
関 係 機 関	避 難 所 運 営 協 議 会	★	避難所の自主運営に関すること。

3 火山現象別の避難所等の開設・運営

(1) 溶岩流

ア 開設の考え方

溶岩流の影響を受けない場所の避難所を開設する。避難指示を発令した地域の避難所を開設することができない場合は、近隣の避難所を開設することを基本とするが、避難者数や物資の円滑な配送の実施の可否等に応じて、市内全域の避難所その他公共施設の中から開設する避難所を選定する。

イ 運営主体

避難指示を発令した地域の避難所を開設することができない場合は、地域コミュニティを考慮した上で、避難先となる避難所その他公共施設を別途指定することとし、運営に当たっては、避難者で運営組織を立ち上げて運営するものとする。

この場合、避難の初動段階においては、避難先となる避難所の避難所運営協議会や公共施設が所在する地区の自主防災組織等に支援・協力を求める。

(2) 降灰

ア 開設の考え方

避難に当たっては、降灰の影響が少ない地域への避難が望ましいが、本市においては、市内全域に降灰が想定されることから、避難指示を発令した地域の避難所を開設することを基本とする。なお、30cm以上の降灰堆積厚が想定され、降雨により建物倒壊のおそれがある避難所については、開設せず、近隣の避難所を別途開設する。また、降灰後の土石流により被害を受ける可能性があることを踏まえ、土砂災害警戒区域（土石流）のおそれがある区域内又はその近傍に所在する避難所についても、原則開設しない。

イ 運営主体

避難所運営協議会が主体となり運営するが、近隣の避難所を別途開設した場合は、避難者で運営組織を立ち上げて運営するものとする。

この場合、避難の初動段階においては、避難先となる避難所の避難所運営協議会に支援・協力を求める。

(3) 降灰後の土石流

降灰後の土石流に対しては、国土交通省が発表する土砂災害緊急情報等を踏まえ、降雨が想定される際に、風水害時避難場所を開設する。

なお、土砂災害警戒区域（土石流）内の降灰の堆積量による影響を踏まえ、土石流のおそれがある区域内又はその近傍に所在する風水害時避難場所は、原則開設しない。

4 広域避難者受入れのための避難所の体制

他市町村からの広域避難者を受け入れる場合においては、富士山火山防災対策協議会が定める避難計画により、原則、避難元の市町村の職員及び町内会等が避難所の運営を行うこととされているが、避難元の市町村による避難所運営体制が整うまでの間、市が避難所運営協議会や自主防災組織、ボランティア等に支援・協力を求め、円滑な避難所運営ができるように支援を行う。

風水害等対策計画編

第3款 特殊災害対策計画

【注意事項】

各節における実施主体の表において、時期の欄に示された記号は、次の意味である。

- ★ : 災害警戒又は災害初動期
- : 応急対策期
- ▲ : 応急復旧期

第1章 市災害対策本部活動

1 基本方針

鉄道、道路、航空、危険物等の特殊災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、必要と認めるときは、市は、特殊災害情報連絡体制（レベル0）、特殊災害初動体制（レベル1）、特殊災害警戒本部体制（レベル2）、災害対策本部体制（レベル3）を状況に応じて確立する。特殊災害における配備体制等の概要は、次に記載する。

2 市災害対策本部設置前の体制

市災害対策本部設置前の体制は、次のとおりである。

(1) 特殊災害情報連絡体制（レベル0）の確立

危機管理監は、気象情報や災害予測情報等を迅速に把握し、必要な職員を動員し、特殊災害情報連絡体制（レベル0）を確立する。

配備基準
(1) 市域に次の警報が発表されたとき。 ①火災警報 ②大雪警報 ③暴風雪警報 (2) その他危機管理監が必要と認めたとき。

(2) 特殊災害初動体制（レベル1）の確立

危機管理監は、市域に特殊災害が発生した場合において、災害に関する情報収集等を実施することが必要であると認めるときは、その指示により職員を動員し、特殊災害初動体制（レベル1）を確立する。

配備基準
(1) 警報が発表され、災害発生のおそれがあるとき。 (2) 局地的な被害が発生したとき。 (3) その他危機管理監が必要と認めたとき。

(3) 特殊災害警戒本部体制（レベル2）の確立

危機管理監は、市域に特殊災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害への警戒活動等を実施することが必要であると認めるときは、その指示により特殊災害警戒本部を設置し、職員を動員する。

設置基準
(1) 複数箇所で局地的な被害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき。 (2) その他危機管理監が必要と認めたとき。

3 市災害対策本部の設置

市長は、市域に特殊災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、災害応急対策を実施することが必要であると認めるときは、次の基準に従って市災害対策本部を設置する。

設置基準
(1) 市域に次の特別警報が発表されたとき。 ①大雪特別警報 ②暴風雪特別警報 (2) 大規模な被害が発生又は発生のおそれがあるとき。 (3) その他市長が必要と認めたとき。

4 現地対策所の設置

本部長は、災害現場近くで総合的な応急対策を指揮する必要がある場合、災害現場付近の公共施設等に現地対策所を設置することができる。

現地対策所は、市災害対策本部の本部事務局、各部、各班と相互に連携して業務を行う。

5 動員の発令

市長又は危機管理監は、特殊災害に対して相模原市災害対策本部要綱に定める特殊災害における配備の基準により動員を発令する。ただし、特殊災害の種類、規模、発生の時期、その他により必要と認められるときは、基準と異なる動員を発令することができる。

6 各体制の配備人員等

各体制における詳細な配備人員等は、相模原市災害対策本部要綱に定める。

第2章 鉄道災害対策

1 基本方針

列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害が発生した場合は、市、鉄道事業者、警察署、県等の関係機関は相互に連携し、救出・救助、保健医療救護、消火活動、広報等の対策を実施する。

2 実施主体

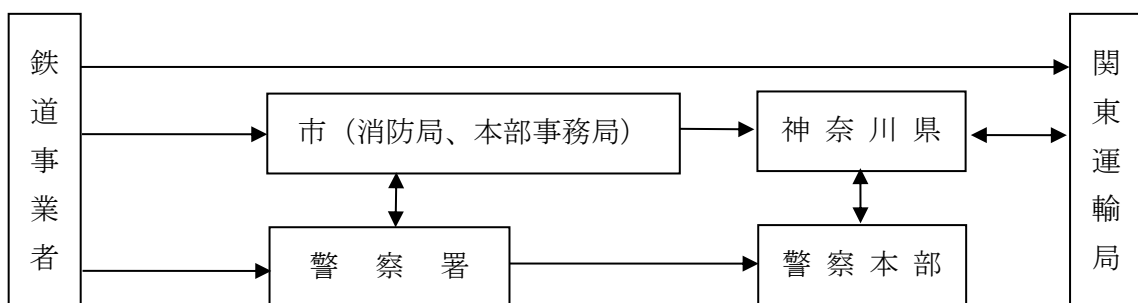
	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	都市建設局（まちづくり推進部）	★	鉄道事業者との連絡調整等に関する事。
	消 防 局	★	情報伝達、消防活動等に関する事。
	消 防 団		
	本 部 事 務 局	★	情報伝達に関する事。
	区 本 部 事 務 局		
関 係 各 局	★	関連する応急対策活動に関する事。	
関 係 機 関	東 日 本 旅 客 鉄 道 (株)	—	鉄道災害の防止対策に関する事。
	小 田 急 電 鉄 (株)		
	京 王 電 鉄 (株)		
	神 奈 川 県		
	警 察 署		

3 災害情報の収集・連絡

(1) 事故情報等の連絡

大規模な鉄道災害が発生した場合、鉄道事業者は、速やかに国土交通省（関東運輸局）、警察署及び市に連絡し、本部事務局は県に連絡する。

<事故発生時の連絡系統図>



(2) 被害情報の収集・連絡

本部事務局及び消防局は、人的被害の状況等の情報を収集する。また、本部事務局は被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から、直ちに県へ報告する。

県へ報告できない場合及び次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、消防局は「火災・災害等即報要領」に基づき、総務省消防庁へも報告を行う（覚知後30分以内）。

ア 直接即報基準に該当する災害（列車火災）を覚知した場合

イ 通信の途絶等により県に報告することができない場合

ウ 119番通報が殺到した場合にその状況を報告

(3) 応急対策活動情報の連絡

本部事務局は、応急対策等の活動状況を県に報告し、応援の必要性等を連絡する。

4 市の対策活動

(1) 活動体制

大規模な鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、必要と認めるときは、危機管理監は、特殊災害初動体制（レベル1）、特殊災害警戒本部体制（レベル2）、市長は災害対策本部体制（レベル3）を状況に応じて確立する。

(2) 応急対策活動

関係各局は、被害情報等に基づき、必要な措置を講ずる。

- ア 負傷者の救出・救助及び保健医療救護
- イ 消火活動及び消防相互応援協定に基づく応援要請の実施
- ウ 周辺市民への災害広報の実施及び避難誘導の実施
- エ 関係機関等と連携し、被災者の家族等関係者からの問合せ対応や各種情報提供
- オ その他必要な措置

5 県の対策活動

(1) 活動体制

県は、災害の状況に応じて事故対策本部、災害対策本部、現地災害対策本部等を設置し、必要な措置を講ずる。

(2) 応急対策活動

県は、被害情報等に基づき、必要な措置を講ずる。

- ア 広域的な応援要請
- イ 自衛隊の災害派遣要請
- ウ 救護班の派遣及び関係機関への協力要請
- エ 車両、ヘリコプター等の輸送手段の確保
- オ 災害広報の実施
- カ その他必要な措置

6 警察の対策活動

(1) 活動体制

警察は、災害の状況に応じて県警察災害警備本部、警察署長を長とする警察署災害警備本部等を設置し、必要な措置を講ずる。

(2) 応急対策活動

- ア 負傷者の救出・救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。
- イ 被害が拡大するおそれがある場合には、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導活動を迅速に行う。
- ウ 危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施する。

7 鉄道事業者の対策活動

(1) 活動体制

鉄道事業者は、災害の状況に応じて事故対策本部、現地対策本部等を設置し、必要な措置を講ずる。

(2) 応急対策活動

鉄道事業者は、被害情報等に基づき、必要な措置を講ずる。

- ア 続発事故の防止
- イ 負傷者の救出・救助及び救急措置
- ウ 警察署、消防機関、関係機関等への救援要請
- エ 初期消火活動及び消火活動への協力
- オ 他路線への振替輸送、バス代行輸送等の代替交通手段の確保

カ 利用者への災害広報の実施
キ その他必要な措置

第3章 道路災害対策

1 基本方針

道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害が発生した場合は、市、各道路管理者、警察署、県等の関係機関は相互に連携し、救出・救助、保健医療救護、消火活動、広報等の対策を実施する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	都 市 建 設 局（土 木 部）	★	道路管理者との連絡調整等に関すること。
	消 防 局	★	情報伝達、消防活動等に関すること。
	消 防 団		
	本 部 事 務 局	★	情報伝達に関すること。
	区 本 部 事 務 局		
関 係 各 局	★	関連する応急対策活動に関すること。	
関 係 機 関	道 路 管 理 者	—	道路災害の防止対策に関すること。
	神 奈 川 県		
	警 察 署		

3 災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報等の連絡

大規模な道路災害が発生した場合、各道路管理者は、速やかに国土交通省に連絡する。県は、国土交通省から受けた情報を、市及び関係機関等に連絡する。

(2) 被害情報の収集・連絡

各道路管理者は、被災状況を国土交通省に連絡する。

本部事務局及び消防局は、人的被害の状況等の情報を収集する。また、本部事務局は被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から、直ちに県へ報告する。

県へ報告できない場合及び次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、消防局は「火災・災害等即報要領」に基づき、総務省消防庁へも報告を行う（覚知後30分以内）。

ア 直接即報基準に該当する災害（トンネル内車両火災）を覚知した場合

イ 通信の途絶等により県に報告することができない場合

ウ 119番通報が殺到した場合にその状況を報告

(3) 応急対策活動情報の連絡

各道路管理者は、応急対策等の活動状況、対策本部設置状況を国土交通省に連絡する。

本部事務局は、応急対策等の活動状況を県に報告し、応援等の必要性の有無を連絡する。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況を、市に連絡する。

4 市の対策活動

(1) 活動体制

大規模な道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、必要と認めるとき、危機管理監は、特殊災害初動体制（レベル1）、特殊災害警戒本部体制（レベル2）、市長は災害対策本部体制（レベル3）を状況に応じて確立する。

(2) 応急対策活動

関係各局は、被害情報等に基づき、必要な措置を講ずる。

ア 負傷者の救出・救助及び保健医療救護

イ 消火活動及び消防相互応援協定に基づく応援要請の実施

- ウ 周辺市民への災害広報の実施
- エ 関係機関等と連携し、被災者の家族等関係者からの問合せ対応や各種情報提供
- オ 危険物流出時の防除活動、避難誘導
- カ その他必要な措置

5 県の対策活動

(1) 活動体制

県は、災害の状況に応じて事故対策本部、災害対策本部、現地災害対策本部等を設置し、必要な措置を講ずる。

(2) 応急対策活動

県は、被害情報等に基づき、必要な措置を講ずる。

- ア 広域的な応援要請
- イ 自衛隊の災害派遣要請
- ウ 救護班の派遣及び関係機関への協力要請
- エ 車両、ヘリコプター等の輸送手段の確保
- オ 災害広報の実施
- カ その他必要な措置

6 警察の対策活動

(1) 活動体制

警察は、災害の状況に応じて県警察災害警備本部、警察署長を長とする警察署災害警備本部等を設置し、必要な措置を講ずる。

(2) 応急対策活動

- ア 負傷者の救出・救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。
- イ 交通量の多い道路で災害が発生し、被害が拡大するおそれがある場合には、立入禁止区域を設定するとともに、通行者、通行車両等に対する交通規制及び避難誘導を迅速に行う。
- ウ 危険物の流出が認められた場合、直ちに警戒線を設定し、避難誘導活動を行う。

7 道路管理者の対策活動

(1) 活動体制

道路管理者は、災害の状況に応じて事故対策本部、現地対策本部等を設置し、必要な措置を講ずる。

(2) 応急対策活動

道路管理者は、被害情報等に基づき、必要な措置を講ずる。

- ア 状況に応じた通行規制及び警察署、交通機関への連絡等
- イ 道路障害物の除去、仮設等の応急復旧による道路交通の確保
- ウ 道路施設の応急復旧
- エ 災害広報の実施
- オ 危険物流出時の防除活動、避難誘導
- カ その他必要な措置

第4章 航空災害対策

1 基本方針

航空機の墜落等による多数の死傷者等の発生といった航空災害が発生した場合は、市、航空運送事業者、警察署、県等の関係機関は相互に連携し、救出・救助、保健医療救護、消火活動、広報等の対策を実施する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	市 長 公 室	★	航空運送事業者との連絡調整等に関する事。
	消 防 局	★	情報伝達、消防活動等に関する事。
	消 防 団		
	本 部 事 務 局	★	情報伝達に関する事。
	区 本 部 事 務 局		
関 係 各 局	★	関連する応急対策活動に関する事。	
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	航空災害の防止対策に関する事。
	警 察 署		

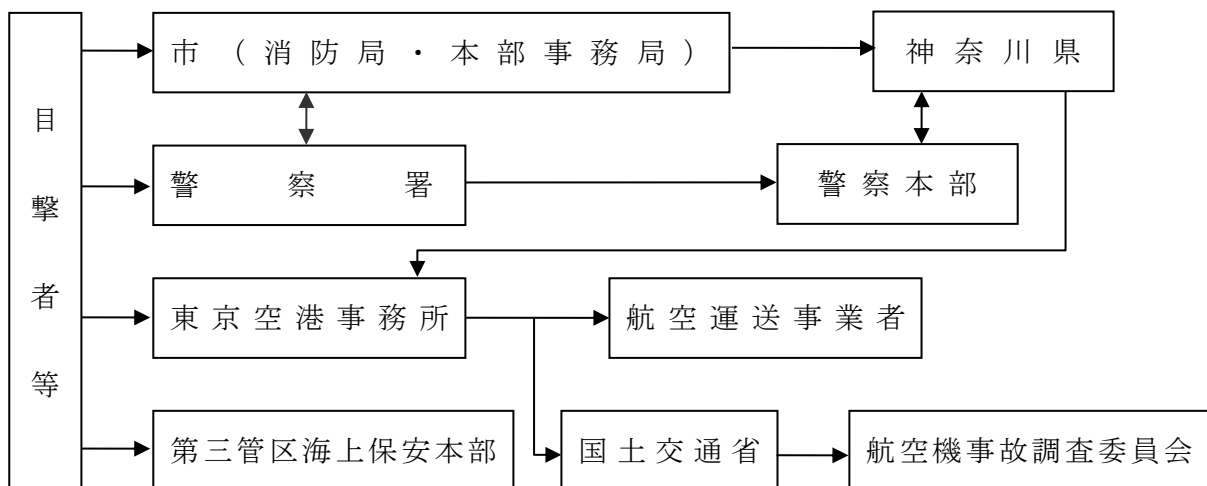
3 災害情報の収集・連絡

(1) 事故情報等の連絡

ア 民間航空機の場合

航空災害が発生した場合、目撃者等は、速やかに市、警察等に連絡し、本部事務局は、県に連絡する。

＜民間航空機における事故情報等の連絡系統図＞



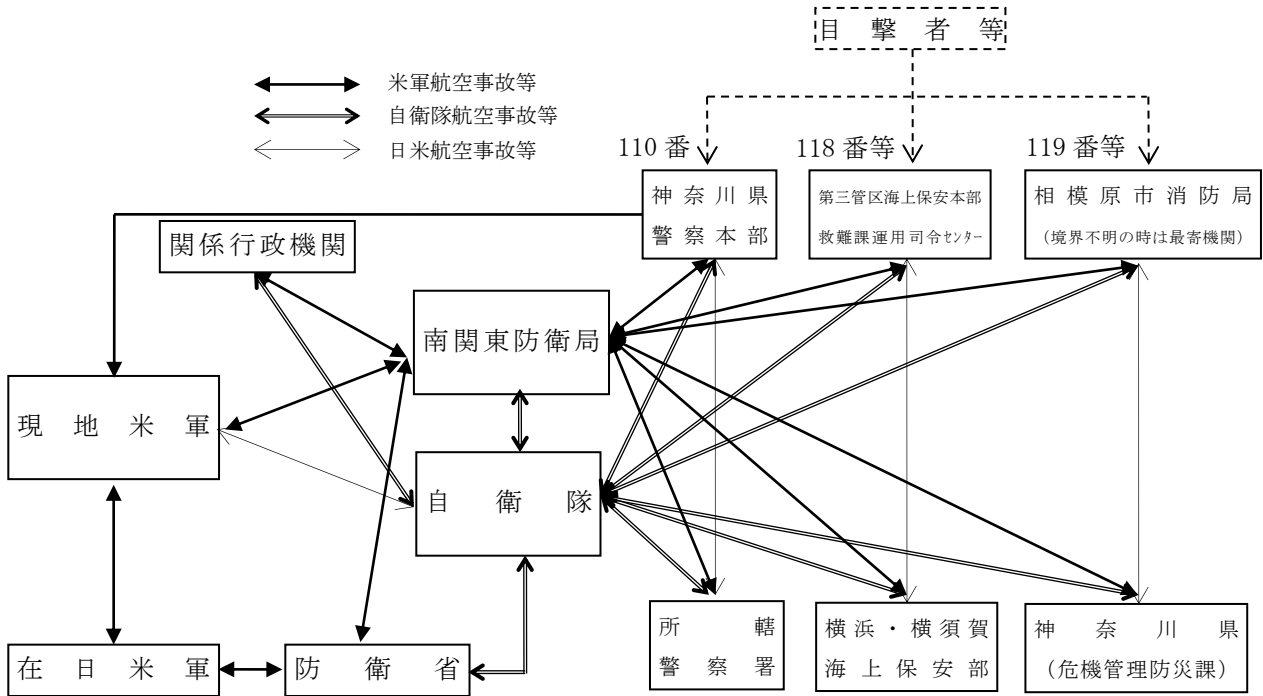
前記によるほか、航空運送事業者は、自己の運行する航空機について事故等が発生した場合は、直ちに国土交通省に連絡し、国土交通省は、事故情報等を関係省庁、県等に連絡する。

県は、国土交通省から事故等の情報を受けたとき、市、関係機関等に連絡する。

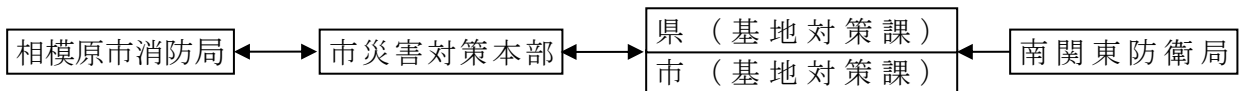
イ 米軍機の場合

航空事故等連絡協議会による航空事故等に係る緊急措置要領に基づき、連絡等を行う。

＜米軍機、自衛隊機に係る航空事故等緊急連絡経路図＞



※関係各局及び目撃者から米軍機の航空事故等の報告があった場合は消防局と連携し、以下のとおり各局と連携を図る。



ウ 自衛隊機の場合

上記「イ 米軍機の場合」に準じて自衛隊の各部隊が主となり連絡等を行う。

(2) 被害情報の収集・連絡

本部事務局及び消防局は、人的被害の状況等の情報を収集する。また、本部事務局は被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から、直ちに県へ報告する。

県へ報告できない場合及び次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、消防局は「火災・災害等即報要領」に基づき、総務省消防庁へも報告を行う（覚知後30分以内）。

ア 直接即報基準に該当する災害（航空機火災）を覚知した場合

イ 通信の途絶等により県に報告することができない場合

ウ 119番通報が殺到した場合にその状況を報告

(3) 応急対策活動情報の連絡

本部事務局は、応急対策等の活動状況を県に報告し、応援等の必要性の有無を連絡する。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況を、市に連絡する。

4 市の対策活動

(1) 活動体制

大規模な航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、必要と認めるとき、危機管理監は、特殊災害初動体制（レベル1）、特殊災害警戒本部体制（レベル2）、市長は災害対策本部体制（レベル3）を状況に応じて確立する。

(2) 応急対策活動

関係各局は、被害情報等に基づき、必要な措置を講ずる。

ア 負傷者の救出・救助及び保健医療救護

イ 消火活動及び消防相互応援協定に基づく応援要請の実施

ウ 周辺市民への災害広報の実施

エ 関係機関等と連携し、被災者の家族等関係者からの問合せ対応や各種情報提供

オ その他必要な措置

5 県の対策活動

(1) 活動体制

県は、災害の状況に応じて事故対策本部、災害対策本部、現地災害対策本部等を設置し、必要な措置を講ずる。

(2) 応急対策活動

県は、被害情報等に基づき、次に掲げる必要な措置を講ずる。

- ア 広域的な応援要請
- イ 自衛隊の災害派遣要請
- ウ 救護班の派遣及び関係機関への協力要請
- エ 車両、ヘリコプター等の輸送手段の確保
- オ 災害広報の実施
- カ その他必要な措置

6 警察の対策活動

(1) 活動体制

警察は、災害の状況に応じて県警察災害警備本部、警察署長を長とする警察署災害警備本部等を設置し、必要な措置を講ずる。

(2) 応急対策活動

- ア ヘリコプターなど多様な手段を活用して捜索を実施する。
- イ 負傷者の救出・救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。
- ウ 航空機が人家密集地へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導活動を迅速に行う。
- エ 危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施する。

7 関係事業者等の対策活動

(1) 関係事業者

関係事業者は、発災後速やかに事故対策本部等を設置し、災害の拡大防止に必要な措置を講ずる。

(2) 東京空港事務所

航空保安業務処理規程及び東京空港事務所各業務処理規程により捜索救難措置を行う。

(3) 海上自衛隊第4航空群（自衛隊機）

航空事故等連絡協議会規約に基づく、航空事故等に係る緊急措置要領により、応急救助活動を行う。

(4) 南関東防衛局（米軍機）

連絡所を設置し、通信・輸送対策等を実施する。

第5章 危険物等災害対策

第1節 危険物等応急対策

1 基本方針

石油類等の危険物、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物又は有害物質（以下「危険物等」という。）の漏えい、流出、飛散又は危険物等による火災、爆発が発生した場合は、市、関係事業者、警察署、県等の関係機関は相互に連携し、救出・救助、保健医療救護、消火活動、広報等の対策を実施する。

2 実施主体

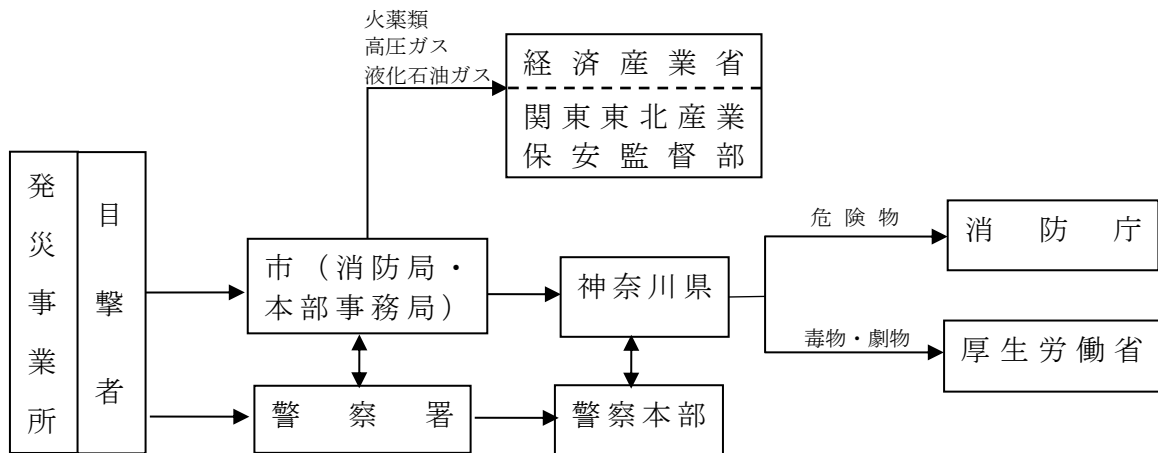
	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	健康福祉局（保健衛生部）	★	毒物・劇物の災害防止対策に関すること。
	環 境 経 済 局	★	有害物質の状況把握・情報提供等に関すること。
	消 防 局	★	危険物施設等の情報伝達、消防活動等に関すること。
	消 防 団		
	本 部 事 務 局	★	危険物施設等の情報伝達に関すること。
	区 本 部 事 務 局		
関 係 各 局	★	関連する応急対策活動に関すること。	
関 係 機 関	警 察 署	—	危険物施設等の災害防止対策に関すること。
	神 奈 川 県	—	毒物劇物施設等の情報伝達に関すること。

3 災害情報の収集・連絡等

(1) 事故情報等の連絡

危険物等による災害発生時の連絡は、それぞれの管轄官庁により定められているが、原則は次のとおりであり、関係事業者等は、市及び警察署に連絡し、本部事務局は県に連絡する。

＜災害発生時の連絡系統図＞



(2) 被害情報の収集及び連絡

本部事務局及び消防局は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集する。また、本部事務局は被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から、直ちに県へ報告する。

県へ報告できない場合及び次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、消防局は「火災・災害等即報要領」に基づき、総務省消防庁へも報告を行う（覚知後30分以内）。

- ア 直接即報基準（危険物等に係る事故）（資料編3－5参照）に該当する災害を覚知した場合
- イ 通信の途絶等により県に報告することができない場合
- ウ 119番通報が殺到した場合にその状況を報告

(3) 応急対策活動情報の連絡

本部事務局は、応急対策等の活動状況を県に報告し、応援等の必要性を連絡する。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況を、市に連絡する。

(4) 関係者等への情報提供等

本部事務局は、関係機関等と連携し、被災者の家族等関係者からの問合せ対応や各種情報提供を行う。

4 石油類等危険物対策

石油類等危険物による災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、事業者、市、警察署等は、対策本部を設置するなどして、必要な措置を講ずる。

(1) 事業者

- ア 発火源の除去、石油類の流出、拡散防止策等の応急措置をとるとともに、警察署及び消防署へ直ちに通報する。
- イ 貯蔵容器等が危険な状態になったときは、直ちに安全な場所に移動する。
- ウ 上記の措置を講ずることができないときは、従業員を避難させるとともに、必要に応じて施設周辺の市民の避難誘導を行う。
- エ 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなどして進入を容易にし、かつ、災害の状況及び石油類等の品名、保有量、位置、消火設備等について消防隊に報告する。

(2) 消防局及び消防団

- ア 危険物の流出、爆発等のおそれのある作業及び移送を停止させるとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置を行うよう、状況に応じて指導する。
- イ 混触火災による出火防止措置と初期消火活動を実施するとともに、タンク破壊等による流出及び異常反応、広域拡散の防止措置と応急対策を行うよう、状況に応じて指導する。
- ウ 被害の拡大を防止するため、関係機関と連携を密にして、消防活動を実施する。
- エ 警戒区域を設定し、施設周辺の市民の避難誘導及び広報など、必要な措置を講ずる。
- オ 危険物が大量流出した場合、関係機関と協力して直ちに防除活動を行う。
- カ 負傷者の救出・救助活動及び救急活動の実施

(3) 環境経済局

- ア 危険物が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力して汚染区域の状況を把握する。
- イ 危険物が河川に流出し、市域外に影響を及ぼし、又はそのおそれがあるときは、「公共用水域における汚水、廃液等による水質事故対策要綱」に基づき、県及び関連市町村への情報提供を行う。

(4) 警察署

- ア 負傷者の救出・救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。
- イ 危険物等が漏えい又は飛散した場合には、直ちに立入禁止区域を設定するとともに、関係機関と緊密に連携して地域住民の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を行う。

5 火薬類対策

火薬類による災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、事業者、市、警察署等は、対策本部を設置するなどして、必要な措置を講ずる。

- (1) 事業者
- ア 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張り人を付けて、関係者以外の者が近づくことを禁止するとともに、警察署及び消防署へ直ちに通報する。
 - イ 道路が危険であるか又は搬出の余裕がない場合は、火薬類を水中に沈める等の安全措置を講ずる。
 - ウ 搬出の余裕がない場合は、爆発により危害を受けるおそれのある地域は、全て立入禁止の措置をとり、危険区域内の市民を避難させるための措置を講ずる。
 - エ 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなどして進入を容易にし、かつ、災害の状況及び事業所内の火薬類の保有量、保有位置等について報告する。
- (2) 消防局及び消防団
- ア 火災に際しては、引火爆発防止のため、延焼拡大を阻止する消防活動を行う。
 - イ 警戒区域を設定し、施設の周辺の市民の避難誘導、広報等、必要な措置を講ずる。
 - ウ 施設の責任者に対して、危害防止のための応急措置を講ずるよう指示する。
 - エ 警察署と協力して、交通遮断、避難誘導、広報活動等の必要な措置をとる。
- (3) 警察署
- ア 負傷者の救出・救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。
 - イ ガス爆発の危険性がある場合には、直ちに立入禁止区域を設定するとともに、関係機関と緊密に連携して地域住民の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を行う。

6 高圧ガス及び液化石油ガス対策

高圧ガス及び液化石油ガス（以下「高圧ガス等」という。）による災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、事業者、市、警察署等は、対策本部を設置するなどして、必要な措置を講ずる。

- (1) 事業者
- ア 必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移動し、又は安全に放出し、この作業に必要な作業員の他は待避させる等の安全措置をとるとともに、警察署及び消防署に直ちに通報する。
 - イ 貯蔵所又は充填容器が危険な状態になったときは、直ちに充^{じゅうてん}填容器を安全な場所に移動する。
 - ウ 上記の措置を講ずることができないときは、従業者を避難させるとともに、必要に応じて施設周辺の市民の避難誘導を行う。
 - エ 充^{じゅうてん}填容器が外傷又は火災を受けた場合には、充填されている高圧ガス等を安全な場所で廃棄し、又はその容器とともに被害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。
 - オ 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなどして進入を容易にし、かつ、災害の状況及び高圧ガス等の品名、保有量、位置、消火設備の状況等について消防隊に報告する。
- (2) 消防局及び消防団
- ア 事業所に対し、必要に応じた保安措置等について指導する。
 - イ 施設の破損等に伴う被害の拡大を防止するため、関係機関と連携を密にして、消防活動を実施する。
 - ウ 警戒区域を設定し、施設の周辺の市民の避難誘導、広報、その他必要な措置を講ずる。
 - エ 負傷者の救出・救助活動及び救急活動を実施する。
 - オ 施設の責任者に対して、危害防止のための応急措置を講ずるよう指示する。
 - カ 警察署と協力して、交通遮断、避難誘導、広報活動等の必要な措置をとる。
- (3) 警察署
- ア 負傷者の救出・救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。
 - イ ガス爆発の危険性がある場合には、直ちに立入禁止区域を設定するとともに、関係機関と緊密に連携して地域住民の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を行う。

7 毒物・劇物対策

毒物、劇物による災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、事業者、市、警察署、県等は、対策本部を設置するなどして、必要な措置を講ずる。

(1) 事業者

- ア 発火源の除去、毒物・劇物の安全な場所への移動、漏えい防止及び除毒措置等の安全措置を講ずるとともに、警察署及び消防署に直ちに通報する。
- イ 上記の措置を講ずることができないとき、又は必要と認められるときは、従業員及び施設周辺の市民に対して、避難の誘導を行う。
- ウ 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなどして進入を容易にし、かつ、災害の状況及び事業所内の毒物・劇物の品名、保有量並びに保有位置等について報告する。

(2) 消防局及び消防団

- ア 火災に対しては、事業者と連携を密にして、施設の延焼阻止、汚染区域の拡大を防止する。
- イ 警戒区域を設定し、毒物・劇物の保管施設周辺の市民の避難誘導及び広報など、必要な措置をとる。
- ウ 毒物・劇物が大量流出した場合は、関係機関と連携し、その防除活動を行う。
- エ 負傷者の救出・救助活動及び救急活動

(3) 健康福祉局

- ア 毒物・劇物製造（輸入）業者以外の事業者（販売業者、特定毒物使用者、特定毒物研究者、届出事業者、その他の業務上取り扱う事業者）の監視指導権限は市長であり、この保管施設の責任者に対して、危害防止のための応急措置を講ずるよう指示する。
- イ 災害の状況により、住民健康被害相談の実施及びその広報等を行う。

(4) 警察署

- ア 負傷者の救出・救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。
- イ 毒物・劇物が漏えい又は飛散した場合には、直ちに立入禁止区域を設定するとともに、関係機関と緊密に連携して地域住民の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を行う。

(5) 県

- ア 毒物・劇物製造（輸入）業者の保管施設の責任者に対して、危害防止のための応急措置を講ずるよう指示する。
- イ 毒物・劇物が河川等に大量流出した場合は、国、市とともに関係機関の協力を得て、その処理など必要な措置を講ずる。

8 有害物質対策

有害物質による災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、事業者、市、警察署等は、対策本部を設置するなどして、必要な措置を講ずる。

(1) 事業者

- ア 発火源の除去、有害物質の安全な場所への移動又は流出・拡散防止対策等の応急措置をとるとともに、警察署、消防局、環境経済局に直ちに報告する。
- イ 上記の措置を講ずることができないとき、又は必要と認められるときは、従業員及び施設周辺の市民に対して、避難の誘導を行う。
- ウ 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなどして進入を容易にし、かつ、災害の状況及び事業所内の有害物質の品名、保有量、保有位置等について報告する。

(2) 消防局及び消防団

- ア 火災に対しては、事業者と連携を密にして、施設の延焼防止、有害物質による汚染区域の拡大を防止する。
- イ 警戒区域を設定し、有害物質取扱施設等周辺の市民の避難誘導及び広報活動など、必要な措置をとる。
- ウ 有害物質が大量流出した場合は、関係各部と連携し、その防除活動を行う。
- エ 負傷者の救出・救助活動及び救急活動の実施

(3) 環境経済局

- ア 関係機関と連携を密にして、有害物質の流出・拡散状況の把握を行う。

イ 有害物質が河川に流出し、市域外に影響を及ぼし、又はそのおそれがあるときは、「公共用水域における汚水、廃液等による水質事故対策要綱」に基づき、県及び関連市町村への情報提供を行う。

(4) 警察署

ア 負傷者の救出・救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

イ 有害物質が漏えい又は飛散した場合には、直ちに立入禁止区域を設定するとともに、関係機関と緊密に連携して地域住民の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を行う。

第2節 放射性物質災害対策

1 基本方針

放射性物質の取扱事業所における事故又は原子力事業者等による核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合は、国の関係省庁において安全対策がとられる。市は、国が実施する安全対策に県とともに協力、支援して、円滑な対策活動を実施する。

2 実施主体

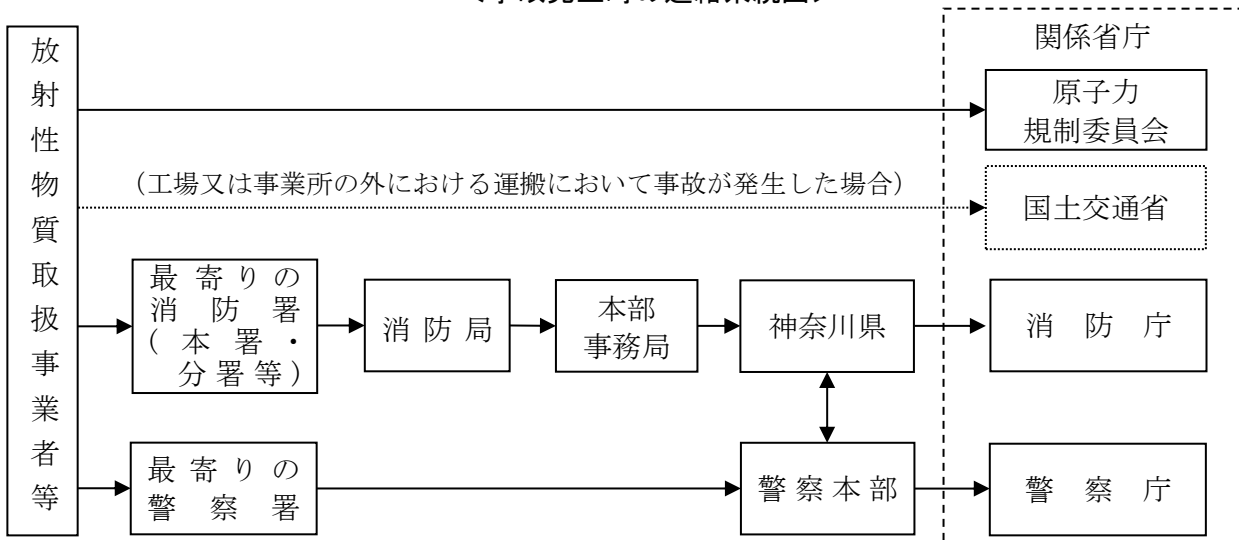
	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	被害状況等の情報収集、国・県との連絡調整に関すること。
	消 防 局	★	事故発生時の通報受理、被害状況の把握、情報伝達、消防活動等に関すること。
	区 本 部 事 務 局	★	情報伝達に関すること。
	関 係 各 局	★	関連する応急対策活動に関すること。
関 係 機	神 奈 川 県	—	放射性物質災害の防止対策に関すること。
	警 察 署		
	原 子 力 規 制 委 員 会		

3 災害情報の収集・連絡

(1) 事故情報等の連絡

放射性物質取扱事業者等は、事故が発生した場合、速やかに原子力規制委員会、消防局及び警察署に連絡する。なお、工場又は事業所の外における運搬において事故が発生した場合は、国土交通省にも連絡する。

＜事故発生時の連絡系統図＞



(2) 被害情報の収集・連絡

放射性物質取扱事業者等は、被害状況を消防局、警察署及び原子力規制委員会に連絡する。なお、工場又は事業所の外における運搬において事故が発生した場合は、国土交通省にも連絡する。

本部事務局及び消防局は、人的被害の状況等の情報を収集する。また、本部事務局は被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から、直ちに県へ報告する。

県へ報告できない場合及び次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、消防局は「火災・災害等即報要領」に基づき、総務省消防庁へも報告を行う（覚知後30分以内）。

ア 直接即報基準（原子力災害）に該当する災害を覚知した場合（資料編3-5参照）

イ 通信の途絶等により県に報告することができない場合

ウ 119番通報が殺到した場合にその状況を報告

(3) 応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業者等は、原子力規制委員会（工場又は事業所の外において事故が発生した場合は国土交通省）及び関係市町村に、応急対策等の活動状況、被害状況等を定期的に文書により連絡する。

本部事務局は、応急対策等の活動状況を県に報告し、応援の必要性等を連絡する。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況を、市に連絡する。

4 応急対策活動

市及び県は、放射性物質による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、関係省庁と十分に連携し、その指導、助言及び協力を受けるとともに、必要に応じて、次の応急対策活動を実施する。

(1) 市の措置

本部長は、災害応急対策上必要と認めるときは、県とともに事態に対処できる体制を確立し、次の応急対策を実施する。

なお、本部事務局は、必要に応じて専門家の助言及び指導を得るため、関係省庁に対して原子力関係の専門家又は専門知識を有する職員の派遣を求めるとともに、原子力関係機関に対し、必要な人員及び資機材の応援を要請する。

ア 救出・救助、救急活動

イ 消火活動

ウ 保健医療救護活動

エ 周辺市民等に対する災害広報

オ 警戒区域の設定

カ 周辺市民等に対する屋内待避又は避難指示、避難誘導

キ 避難所の開設、運営

ク 関係機関等と連携し、被災者の家族等関係者からの問合せ対応や各種情報提供

ケ その他必要な措置

(2) 県の措置

県は、災害応急対策上必要と認めるときは、事態に対処できる体制を確立し、次の応急対策を講ずる。

なお、県は、必要に応じて専門家の助言及び指導を得るため、関係省庁に対して原子力関係の専門家又は専門知識を有する職員の派遣を求めるとともに、原子力関係機関に対し、必要な人員及び資機材の応援を要請する。

ア 広域的な応援要請

イ 保健医療救護活動の実施

ウ 県指定緊急被ばく医療施設への搬送調整

エ その他必要な措置

(3) 警察の措置

警察は、災害の状況に応じて県警察災害警備本部、警察署長を長とする警察署災害警備本部等を設置し、関係機関と連携して、次の応急対策を実施する。

- ア 周辺住民等への情報伝達
- イ 避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け
- ウ 交通の規制及び緊急輸送の支援
- エ 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持
- オ その他必要な措置

5 傷病者等の受入れ

(1) 体制

県は、原子力災害対策指針に基づき、原子力災害時に専門的医療等を提供する「神奈川県原子力災害拠点病院」を指定している。

原子力災害拠点病院は、原子力災害時においては、傷病者を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。また、平時においては、放射線医学に関する教育・研修・訓練を行う。

(2) 市内の指定医療機関

医療機関名	所在地
(学) 北里研究所北里大学病院	南区北里 1-15-1

6 広報活動

(1) 市の措置

市長公室は、火災等により周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「緊急時」という。)に防災行政用同報無線(ひばり放送)、(株)エフエムさがみ、(株)ジェイコム湘南・神奈川、広報車等あらゆる広報手段を用い、周辺住民に対して広報活動を行う。

- ア 事故等の状況及び今後の予測
- イ 被害状況と応急対策の実施状況
- ウ 市民のとるべき措置及び注意事項
- エ 他の機関からの広報依頼事項のうち必要と認められる事項
- オ その他必要な措置

(2) 県の措置

ア 市への情報提供

県は、緊急時は、市が行う広報活動に必要な情報を随時提供する。

イ 報道機関への放送要請

(ア) 県は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会横浜放送局、(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川及び横浜エフエム放送(株)に対し、次の広報を要請する。

- a 事故等の状況及び今後の予測
- b 被害状況と応急対策の実施状況
- c 県民のとるべき措置及び注意事項
- d 他の機関からの広報依頼事項のうち必要と認められる事項
- e その他必要な事項

(イ) 県は、「災害時における報道協力に関する協定」に基づき、テレビ局、ラジオ局、新聞社に対し、被害状況、応急対策の実施状況等について、広報を要請する。

(3) 防災関係機関の措置

防災関係機関は、周辺住民のニーズを把握し、それぞれが定めた広報計画に基づき、住民及び利用者に対して、交通・ライフライン等に関する広報を行うとともに、必要があるときは、市及び報道機関に広報を要請する。

(4) 住民からの問合せに対する対応

市及び県は、関係機関と連携して、住民等からの問合せに対応するための専用電話を備えた窓口を設置する。

7 測定体制の強化

(1) 市の措置

市は、放射能測定資機材の整備に努める。

(2) 県の措置

県は、必要に応じ国等の専門家の助言・指導を得て、関係機関とともに緊急時のモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境への影響について把握するとともに、その結果を速やかに公表する。

8 災害復旧

(1) 汚染物の除去

災害発生に係る放射性物質取扱事業者等は、放射性物質による汚染を除去する。

(2) 各種制限措置の解除

市、県、その他関係機関は、環境放射線モニタリング等による地域の汚染状況の調査等の措置が行われたのち、国の専門家の助言を踏まえ、各種制限措置の解除を行う。

(3) 安全の確認

市及び県は、各種制限措置の解除を待って、放射性物質災害対策を終息する。

第3節 原子力事故災害対策

1 基本方針

市、県、国等の防災関係機関は、原子力事業所等の事故による放射性物質の拡散又は放射線の影響から住民の生命、身体、財産を保護するため、できる限り早期に的確な応急対策を実施する。

なお、相模原市内に原子力事業所は存在せず、原子力災害に関する「予防的防護措置を準備する区域（PAZ：原子力事業所からおおむね5km以内）」及び「緊急防護措置を準備する区域（UPZ：同30km以内）」に本市域は含まれない。

しかし、東日本大震災における原子力災害では放射性物質が広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしたことを踏まえ、市外周辺に立地する原子力発電所や原子力事業所等の事故により放射性物質若しくは放射線の影響が広範囲に及び、原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となった場合、又はそのおそれのある場合を想定して災害応急対策を定める。

また、大規模自然災害と原子力発電所に係る事故等が同時期に発生した場合には、情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることを踏まえて対応する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	情報の収集・伝達、避難指示等に関すること。
	区 本 部 事 務 局		
	関 係 各 局	★	関連する応急対策活動に関すること。
関 係 関 機	神 奈 川 県	—	国との連携、市町村間の調整等に関すること。
	警 察 署	—	通行規制、緊急交通路の確保等に関すること。
	関 係 機 関	—	関連する応急対策活動に関すること。

3 情報の収集・連絡

(1) 情報の収集

本部事務局は、市外周辺に立地する原子力発電所や原子力事業所等で原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条に規定する特定事象が発生した場合、国、県等から事故の発生状況、放射線量の測定情報及び拡散予測、避難対応等の情報を入手する。

<県内の原子力事業所>

事業所名（所在地）	原子力施設の種類の種類	原子力災害対策重点区域 ^(※)
(株) グローバル・ニュークリア・ フュエル・ジャパン (横須賀市内川2丁目)	核燃料加工施設	原子力施設から 半径約500m
東芝エネルギーシステムズ(株) 原子力技術研究所 (川崎市川崎区浮島町)	試験研究用原子炉施設等	原子力災害対策重点区域を設定することは要しない。

(※)「原子力災害対策重点区域」とは、重点的に原子力災害に特有な対策が講じられる区域をいう。

(2) 対策の協議

本部事務局は、原子力事業所等の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、本市域が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、原子力災害合同対策協議会^(※1)や原子力事業所等の状況、緊急時モニタリング^(※2)の情報、住民避難・屋内退避等の状況と併せて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、県等と応急対策について協議する。

(※1)原子力災害合同対策協議会は、原子力緊急事態宣言が発出されたときに、原子力災害現地対策本部及び関係する都道府県及び市町村の災害対策本部が、情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するために、原則として緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）に組織される。

(※2)緊急時モニタリングは、原子力施設において、放射性物質又は放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に、周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報を得るために実施される。

(3) 連絡手段の確保

本部事務局は、必要に応じて原子力災害合同対策協議会、県、原子力事業者、国等の防災関係機関との情報連絡のための通信手段を確保する。

4 活動体制の確保

本部事務局は、原子力災害が発生した場合、県と連携を密にし、速やかに職員の非常招集、情報収集・連絡体制の確立及び災害警戒本部又は災害対策本部の体制をとる。

種類	設置基準
特殊災害警戒本部	ア 原子力事業所等の事故により放射性物質の拡散が広範囲に及ぶおそれがあるとき、又は発生することが予想され、市域に影響するおそれがあるとき。 イ その他危機管理監が必要と認めるときとき。
特殊災害対策本部	ア 市域が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になったとき。 イ 市域に甚大な被害が発生したとき、又は発生することが予想されるとき。 ウ その他市長が必要と認めるとき。

5 モニタリング等

(1) 緊急時モニタリングへの協力

環境経済局及び本部事務局は、県等が実施する緊急時モニタリングにおいて、県から求められる場合には、職員の派遣等の協力を行う。

(2) 空間放射線量のモニタリングの実施・公表

環境経済局は、県等が設置したモニタリングポストの観測データの確認や、必要に応じてモニタリングポストの設置、市内各地及び公共施設等で空間放射線量のモニタリングを実施し、その結果等をホームページ等で公表する。

なお、県内においては、原子力施設が所在する川崎、横須賀市内に計13局、広域的な放射線監視のために相模原市、横浜市、逗子市、海老名市、茅ヶ崎市及び小田原市に各1局モニタリングポストが設置されており、平常時から放射線量のモニタリングが行われている。本市に設置されているモニタリングポストは次のとおりであり、測定結果は原子力規制委員会のウェブサイトリアルタイムで公表されていることから、適時確認を行う。

設置場所	所在地	測定項目
相模川発電管理事務所	緑区谷ヶ原2丁目	ガンマ線（低線量）

(3) 放射性物質の測定

健康福祉局、環境経済局、都市建設局及び教育局は、県等と連携して、水道水、流通食料、農林畜産物等の放射性物質を測定し、結果をホームページ等で公表する。

6 健康被害の防止

健康福祉局は、県と連携して、必要に応じて人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保、健康相談を実施する。

7 広報・問合せ対応等

住民等への広報及び問合せへの対応は、第2節「6 広報活動」（風-188参照）に準じて行う。

なお、情報提供に当たっては、災害時要援護者、一時滞在者等にも伝わるように配慮するとともに、県、国と連携して情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう留意して継続的な情報提供に努める。

また、必要に応じて相談窓口を設置して、関係各局、国及び県が連携して、住民等からの放射線に関する健康相談、食料の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等に対応する。

8 防護措置の実施

原子力施設等で緊急事態が発生し、広範囲に放射性物質の放出が予測される場合は、緊急時モニタリングの結果を踏まえ、避難や簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等）、飲食物摂取制限等の必要な防護措置を行う。

防護措置は、原子力災害対策指針で示されている「空間放射線量率や環境試料中の放射性物質等の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下「OIL」という。）」に基づき実施する。

＜防護措置を実施する判断基準＞

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^(※1)			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間以内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^(※2))			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000cpm ^(※3) (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
β 線：13,000cpm ^(※4) 【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)						
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^(※5) の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^(※2))			1日以内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施
取飲 制食 限物 ※摂	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^(※6) (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^(※2))			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
摂飲 取食 制物	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^(※7)	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超える

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^(※1)		防護措置の概要	
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^(※8)	ものにつき摂取制限を迅速に実施
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

(※1)「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

(※2)本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

(※3)我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

(※4)(※3)と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

(※5)「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

(※6)実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

(※7)その他の核種の設定については、その必要性も含めて原子力規制委員会で今後検討される。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。

(※8)根菜、芋類を除く野菜類が対象

(※9)IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

《出典：原子力災害対策指針》

9 屋内退避、避難等の防護措置

本部長は、内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長の指示があったとき、又はモニタリングの結果や専門家の助言・指導等に基づき必要があると認めるときは、市民等に対して、屋内退避、避難又は一時移転のための指示を行う。

屋内退避、避難又は一時移転のための指示を行った場合は、速やかに国の原子力災害対策本部長及び県知事に報告する。

(1) 屋内退避

屋内退避は、遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋等の屋内に退避することにより、被ばくの低減を図る防護措置であり、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合等に行う。

なお、全面緊急事態^(※)に至った時点で、必要に応じて市民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行うとともに、屋内退避の実施期間が長期にわたる可能性が生じた場合には、避難への切替えを検討する。

(※)原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し、又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階

(2) 避難及び一時移転

避難及び一時移転は、いずれも市民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより被ばくの低減を図る防護措置であり、O I L 1及びO I L 2を超える地域を特定して行う。

ア 避難

空間放射線量率が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施する措置

イ 一時移転

緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域であるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施する措置

(3) 屋内退避、避難又は一時移転に関する指示の内容

屋内退避、避難又は一時移転に関する指示を行う場合は、原則として次の内容を明示して行う。

ア 避難等を要する理由

イ 屋内退避、避難又は一時移転の対象地域

ウ 避難先等とその場所

エ 避難経路

オ 注意事項

(4) 屋内退避、避難又は一時移転に関する指示の伝達

本部事務局及び市長公室は、屋内退避、避難又は一時移転の指示を行った場合は、県及び警察署と連携して、市民等に次の方法等で情報を提供するとともに、避難状況の把握に努める。なお、避難等の必要がなくなったときも同様とする。

ア 報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞等による報道

イ 警察署・交番等での情報提供、パトロールカーによる巡回、広報活動

ウ 消防局の広報車等による広報活動

エ 市の防災行政用同報無線や広報車等による広報活動

オ 教育委員会等を通じた小・中学校等への連絡

カ 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動

キ インターネット、ホームページ、緊急速報メールを活用した情報提供

(5) 避難計画の作成及び避難所の開設

本部事務局は、屋内退避、避難又は一時移転の指示を行う場合において、国、県等と協力して避難計画を作成し、避難対象地域外に避難所を開設する。避難所は、避難対象者や災害時要援護者の人数を把握した上で、避難対象地域からの移動距離、地域コミュニティの維持等を考慮し、あらかじめ指定している避難所や公共施設等を開設する。

なお、避難所の運営に当たっては、第1款「第7章 避難所等の運営」(風-77参照)に準じて行う。

(6) 避難退域時検査及び簡易除染

本部事務局及び関係各局は、避難又は一時移転の指示を行う場合において、避難対象地域から避難所に移動するまでの間に、国、県等の協力のもと、汚染程度を把握するために避難退域時検査を実施し、O I L 4の基準を超えた避難者、携行物品等に対し、簡易除染を実施する。

(7) 避難対象地域等における交通規制等

本部長は、屋内退避、避難又は一時移転を指示した区域に、外部から車両等が進入しないように、警察署に交通規制及び立入制限等必要な措置をとるよう要請する。

(8) 広域避難等

本部事務局は、市外への避難又は一時移転の必要が生じた場合、他自治体に対し広域避難又は広域一時滞在を要請する。広域避難又は広域一時滞在の要請に当たっては、第1款第3章「第2節 避難誘導対策」(風-48参照)に準じて行う。

なお、周辺市町村も含む広域避難により、輸送体制、手段の不足、輸送路の渋滞等が予想される場合は、県に市町村間の調整及び広域応援体制の確保を要請する。

(9) 防災業務関係者の防護措置

災害応急対策に従事する消防職員、医療従事者、市職員等の防災業務関係者に対しては、直読式個人線量計(ポケット線量計等)、防護マスク、保護衣を配布し、各種応急対策実施後に内部被ばく測定等を行う。

なお、防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、放射線業務従事者に対する線量限度を参考とするが、被ばく線量をできる限り少なくするよう努める。

10 飲食物の摂取制限等

(1) 飲食物の摂取制限

健康福祉局、環境経済局及び都市建設局は、国及び県からの指示があったとき、又は緊急時モニタリングの結果や食品衛生法上の基準値を踏まえ、放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。

(2) 農林畜水産物の採取及び出荷制限

環境経済局は、国及び県からの指示があったとき、又は緊急時モニタリングの結果や食品衛生法上の基準値を踏まえ、放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

11 傷病者等の受入れ

(1) 体制

県は、原子力災害対策指針に基づき、原子力災害時に専門的医療等を提供する「神奈川県原子力災害拠点病院」を指定している。

原子力災害拠点病院は、原子力災害時においては、傷病者を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。また、平時においては、放射線医学に関する教育・研修・訓練を行う。

(2) 市内の指定医療機関

医療機関名	所在地
(学) 北里研究所北里大学病院	南区北里 1-15-1

12 広域避難等の受入れ

他自治体から直接又は県を通じて、本市に避難又は一時移転の受入要請に係る協議の要請を受けた場合は、県等と調整した上で受け入れるものとし、受け入れる避難者の人数を踏まえ、避難所その他の公共施設の中から避難又は一時移転を受け入れるための施設を提供する。

なお、中部電力（株）浜岡原子力発電所（静岡県御前崎市）における原子力災害に備え、静岡県が定めた「浜岡地域原子力災害広域避難計画」において、神奈川県はUPZ内に所在する藤枝市及び焼津市の住民の一部を受け入れる想定となっている。

13 災害復旧

(1) 放射性物質による汚染の除去等

関係各局は、国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。

また、事故由来放射性物質を放出した原子力事業者は、環境の汚染への対処に関し、必要な措置を講ずる。

(2) その他災害後の対応

ア 防護・制限措置の解除

関係各局は、災害時モニタリング等の調査、専門家の意見等を踏まえ、災害応急対策として実施された屋内退避、避難、一時移転、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等各種防護・制限措置の解除を行う。

イ モニタリング

環境経済局は、関係各局及び関係機関と協力して、空間放射線量のモニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。

ウ 風評被害の防止

環境経済局は、原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響軽減のため、国、県、関係団体等と連携し、かつ報道機関等の協力を得て、農林水産業、地場産業等の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行う。

(3) 健康被害の相談

健康福祉局は、住民等からの心身の健康に関する相談に応じる体制を整備する。

第6章 雪害対策

1 基本方針

大雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による孤立等が発生した場合又は発生のおそれがある場合は、自助・共助の取組による除雪活動とともに、市、各道路管理者、警察署等の関係機関は相互に連携し、救出・救助、広報等の対策を実施する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	情報収集、避難指示等に関すること。
	区 本 部 事 務 局		
	消 防 局	★	救助活動等に関すること。
	消 防 団		
	都 市 建 設 局 (土 木 部)	★	道路雪害対策に関すること。
関 係 各 局	★	関連する応急対策活動に関すること。	
関 係 機 関	道 路 管 理 者	—	道路雪害対策に関すること。
	神 奈 川 県		
	警 察 署		
	相 模 原 市 建 設 関 連 団 体 連 絡 協 議 会		
	東 日 本 旅 客 鉄 道 (株)	—	鉄道雪害対策に関すること。
	小 田 急 電 鉄 (株)		
	京 王 電 鉄 (株)		
	横 浜 地 方 気 象 台	—	気象情報に関すること。

3 ライフライン施設等の機能の確保

市及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、雪害に対する安全性の確保を図る。

4 災害情報の収集・連絡・提供

(1) 災害情報等の連絡

市は、横浜地方気象台から市内に大雪警報又は暴風雪警報が発表された場合は、情報連絡体制に入り、情報収集等を行い必要な措置を講ずる。

また、なだれ注意報及び融雪注意報が発表された場合は、市民等に適切な情報提供や注意喚起を行う。

(2) 被害情報の収集・連絡

本部事務局は、ライフラインや交通機関の障害、孤立状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から、直ちに県へ報告する。

(3) 応急対策活動情報の連絡

本部事務局は、応急対策等の活動状況を県に報告し、応援等の必要性の有無を連絡する。県は、自ら実施する応急対策の活動状況を、市に連絡する。

5 通信手段の確保

市及び防災関係機関は、所管の通信設備の機能を維持し、関係者間の通信手段を確保する。所管する通信設備の被災、機能低下等により、災害対策に著しい支障が生じる場合は、次の方法で代替手段を確保する。

- (1) 非常通信の利用（関東地方非常通信協議会構成員の協力）
- (2) 放送機関への放送要請（災害対策基本法第57条）
- (3) 自衛隊への要請

6 市の対策活動

(1) 活動体制

警報が発表され、大規模な雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、必要と認めるとき、危機管理監は、特殊災害初動体制（レベル1）、特殊災害警戒本部体制（レベル2）、市長は災害対策本部体制（レベル3）を状況に応じて確立する。

なお、雪害対策は道路等の除雪の長期化、積雪に伴う私生活への支障、なだれの危険性等があることから、大雪警報等の解除や天候回復等にかかわらず、適切な活動体制のもと、必要な措置を集中して実施するものとする。

(2) 応急対策活動

市は、降積雪状況や被害情報等に基づき、必要な措置を講ずる。

- ア 救出・救助活動の実施
- イ 災害時要援護者への支援
- ウ 避難指示等の発令、避難誘導
- エ 緊急輸送
- オ 除雪等の協力
- カ 市民への適切な情報提供、注意喚起
- キ 孤立した地区の把握と対応
- ク 県への自衛隊の災害派遣要請等
- ケ その他必要な措置

7 県の対策活動

(1) 活動体制

県は、災害の状況に応じて災害対策本部、現地災害対策本部等を設置し、必要な措置を講ずる。

(2) 応急対策活動

県は、被害情報等に基づき、必要な措置を講ずる。

- ア 広域的な応援要請
- イ 自衛隊の災害派遣要請
- ウ 関係機関への協力要請
- エ 車両、ヘリコプター等の輸送手段の確保
- オ 災害広報の実施
- カ その他必要な措置

8 警察署の対策活動

(1) 活動体制

警察署は、災害の状況に応じて警察署長を長とする警察署災害警備本部等を設置し、関係機関と連携して必要な措置を講ずる。

(2) 応急対策活動

- ア 道路の危険箇所の表示、迂回路の指示
- イ 交通情報の収集及び提供、広報
- ウ 緊急交通路の確保（交通規制）
- エ その他必要な措置

9 道路管理者の対策活動

(1) 活動体制

道路管理者は、災害の状況に応じて対策本部、現地対策本部等を設置し、必要な措置を講ずる。

(2) 応急対策活動

道路管理者は、被害情報等に基づき、必要な措置を講ずる。

- ア 状況に応じた通行規制及び警察署、交通機関への連絡等
- イ 除雪、道路障害物の除去、車両等の移動、仮設等の応急復旧による道路交通の確保
- ウ 道路施設の応急復旧
- エ 災害広報の実施
- オ その他必要な措置

10 鉄道事業者の対策活動

(1) 活動体制

鉄道事業者は、災害の状況に応じて対策本部、現地対策本部等を設置し、必要な措置を講ずる。

(2) 応急対策活動

鉄道事業者は、被害情報等に基づき、必要な措置を講ずる。

- ア 除雪
- イ 鉄道施設の応急復旧
- ウ 警察署、消防機関、関係機関等への救援要請
- エ 他路線への振替輸送、バス代行輸送等の代替交通手段の確保
- オ 利用客への災害広報の実施、駅周辺帰宅困難者への対応
- カ その他必要な措置

第7章 大規模な火事対策

1 基本方針

大規模な火事又は火事により発生した煙等の影響で多数の避難者が発生した場合や、林野火災により広範囲にわたる林野の焼失等が発生した場合は、市、消防、警察署等の関係機関は相互に連携し、消火活動、避難、広報等の対策を実施する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	情報収集、避難指示等に関すること。
	区 本 部 事 務 局		
	消 防 局	★	消火活動、救助活動等に関すること。
	消 防 団		
	環 境 経 済 局	★	林業関係者との連絡に関すること。
関 係 各 局	★	関連する応急対策活動に関すること。 避難・誘導等に関すること。	
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	広域応援体制の確保、空中消火等に関すること。
	警 察 署	—	交通規制等に関すること。
	さがみはら津久井森林組合	—	林野火災対策への協力に関すること。

3 災害情報の収集・連絡

(1) 被害情報の収集・連絡

本部事務局及び消防局は、火事や人的被害の状況等の情報を収集する。また、本部事務局は、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から、直ちに県へ報告する。

(2) 応急対策活動情報の連絡

本部事務局は、応急対策等の活動状況を県に報告し、応援等の必要性の有無を連絡する。県は、自ら実施する応急対策の活動状況を、市に連絡する。

4 市の対策活動

(1) 活動体制

火事により多数の避難者が発生した場合や、大規模な林野火災が発生した場合で、必要と認めるとき、危機管理監は、特殊災害情報連絡体制（レベル0）、特殊災害初動体制（レベル1）、特殊災害警戒本部体制（レベル2）、市長は災害対策本部体制（レベル3）を状況に応じて確立する。

(2) 応急対策活動

関係各局は、被害情報等に基づき、必要な措置を講ずる。

- ア 負傷者の救出・救助活動の実施
- イ 医師会等との連携による保健医療救護
- ウ 関係機関等との連携による消火活動、消防警戒区域・防火線の設定
- エ 消防相互応援協定に基づく応援要請、緊急消防援助隊の出動要請
- オ 消火用水として、湖、ダム等の水源管理者への協力要請
- カ 県へのヘリコプターの出動要請（偵察及び空中消火等）、自衛隊の派遣要請要求
- キ 避難指示等の発令、避難誘導
- ク 一時的な避難先の開設及び市職員の動員
- ケ 緊急輸送

- コ 火事による荒廃地域の二次災害（土石流等）防止措置の協力
- サ その他必要な措置

5 県の対策活動

(1) 活動体制

県は、災害の状況に応じて災害対策本部、現地災害対策本部等を設置し、必要な措置を講ずる。

(2) 応急対策活動

県は、被害情報等に基づき、必要な措置を講ずる。

- ア 広域的な応援要請
- イ 自衛隊の災害派遣要請
- ウ 関係機関への協力要請
- エ 車両、ヘリコプター等の輸送手段の確保
- オ 災害広報の実施
- カ 火事による荒廃地域の二次災害（土石流等）防止措置
- キ その他必要な措置

6 警察署の対策活動

(1) 活動体制

警察署は、災害の状況に応じて警察署長を長とする警察署災害警備本部等を設置し、関係機関と連携して必要な措置を講ずる。

(2) 応急対策活動

- ア 道路の危険防止、応急対策のための交通規制
- イ その他必要な措置

復旧・復興計画編

【注意事項】

各節における実施主体の表において、時期の欄に示された記号は、次の意味である。

- ★ : 災害警戒又は災害初動期
- : 応急対策期
- ▲ : 応急復旧期

第1章 公共施設等の災害復旧事業

第1節 災害復旧事業計画の策定

1 基本方針

被災した公共施設については、災害応急対策による応急復旧の終了後、被災施設の復旧と併せ、災害の再発を防止するため、被害の程度を検討して、必要な施設の新設又は改良等を行う。実施に当たっては、被害の状況に応じて適切な災害復旧事業計画を策定する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	関 係 各 局	▲	災害復旧事業計画の策定に関すること。

3 復旧事業計画の対象

災害復旧事業は、次の事業計画を定め実施する。

分 野	主な事業項目
公共土木施設の復旧等	<ul style="list-style-type: none"> 河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道、公園等の復旧事業 砂防事業
都市施設の復旧等	<ul style="list-style-type: none"> 街路、都市排水施設の復旧事業 堆積土砂排除事業、湛水排除事業
公営住宅の復旧等	<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅の補修、建設事業
農林漁業施設の復旧等	<ul style="list-style-type: none"> 農地、農業用施設、林道、漁業用施設等の復旧事業 共同利用施設の復旧事業 天災融資の特例措置 森林組合の堆積土砂排除事業、土地改良区<small>たんすい</small>の湛水排除事業 森林災害復旧事業、治山事業、地滑り対策事業
厚生施設の復旧等	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護施設、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者福祉施設、婦人保護施設、感染症指定医療機関の復旧事業 感染症予防事業 医療施設、廃棄物処理施設の復旧事業 災害廃棄物処理事業 水道復旧事業
文教施設の復旧等	<ul style="list-style-type: none"> 公立学校施設、公立社会教育施設、私立学校施設の復旧事業
その他	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道施設復旧事業 水防資材の復旧事業 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例措置 事業協同組合等施設の災害復旧事業に対する補助等

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画

1 基本方針

法律等により国が費用の全部又は一部を負担若しくは補助する災害復旧事業について、その事業費の決定に当たっては、主務大臣が県知事からの報告、その他関係地方公共団体からの資料及び実地調査の結果等に基づき行うこととしている。

このため、関係各局は災害復旧事業の計画及び実施に当たっては、関係法令の定めるところにより資料の収集・作成、実地調査等に十分配慮し、災害復旧事業を行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	関 係 各 局	▲	災害復旧事業の実施等に関すること。
関 係 機 関	関 係 機 関	—	災害復旧事業の実施支援等に関すること。

3 法律等により国が負担又は補助する事業

国が全部又は一部を負担し、又は補助をする法律等は次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
- (3) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
- (4) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- (7) 予防接種法（昭和23年法律第68号）
- (8) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和37年建設省都市局長通達第194号）
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
- (10) 災害時における廃家電製品の取扱いについて（平成13年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知第398号）

第3節 激甚災害の災害復旧事業

1 基本方針

大規模な災害が発生した場合は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）の指定を受けるよう手続を行い、指定後は、激甚法に基づき災害復旧事業を進める。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	関 係 各 局	▲	激甚法による指定手続及び復旧事業の実施等に関すること。
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	激甚法による指定手続及び復旧事業の実施支援等に関すること。
	そ の 他 の 防 災 関 係 機 関		

3 激甚災害の指定の手続

大規模な災害が発生した場合、地方公共団体の長の報告を受けた内閣総理大臣が、激甚法に基づき、政令でその災害を「激甚災害」として指定する。

指定に当たっては、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づき判断され、中央防災会議への諮問・答申、閣議決定を経て、政令が公布・施行される。

4 調査報告

市長は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等を県知事に報告する。県知事は、激甚災害に関する調査及び資料の作成を行い内閣総理大臣に報告する。

5 特別財政援助の交付に係る手続

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県担当部局に提出し、災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるように努める。

6 激甚法に定める事業

(1) 激甚法に定める財政援助措置の対象は、次のとおりである。

- ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- イ 農林水産業に関する特別の助成
- ウ 中小事業者に関する特別の助成
- エ その他の特別の財政援助及び助成

(2) 上記以外の復旧事業においても、単独災害復旧事業等として地方債の発行が認められているものもあるので、事業の執行に当たっては、次の資料を可能な限り確保するものとする。

- ア 被災状況のわかる写真
- イ 設計書・工事図面等
- ウ 工事写真
- エ 完成写真
- オ その他復旧事業の概要を把握できる資料

第2章 被災者への生活支援

第1節 罹災証明書等の発行

1 基本方針

罹災証明書及び罹災届出証明書は、災害救助法による各種施策や市税等の減免・徴収猶予措置、各種保険の請求等を行うに当たって必要とされるため、早期かつ適切に発行する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	区 役 所	●	罹災証明書及び罹災届出証明書の発行（火災を除く。）に関すること。
	財 政 局	▲	罹災証明書の発行における調査・説明（火災を除く。）に関すること。
	消 防 局	▲	罹災証明書の発行（火災に限る。）に関すること。

3 罹災証明書等の対象

罹災証明書は、建物被害について証明を行う。建物以外の被害は、必要に応じて罹災届出証明書を発行するなどの対応を行う。

4 罹災証明書等の発行

罹災証明書及び罹災届出証明書は、その対象となる建物等の所有者、占有者等の申請により、財政局による被害調査の結果や申請者が撮影した写真等に基づき、区役所が発行（発行状況の整理については市民局）する。なお、火災による罹災証明書は、消防局による火災調査の結果に基づき、消防局が発行する。

(1) 申請及び発行窓口

罹災証明書、罹災届出証明書の申請及び発行の窓口は、区役所、まちづくりセンター（橋本まちづくりセンター、中央6地区まちづくりセンター、大野南まちづくりセンターを除く。）、出張所とする。ただし、火災による罹災証明書の発行は、各消防署・分署等で行う。

(2) 申請方法

申請は、原則として窓口で直接行うものとする。なお、災害による負傷等のため直接申請できない場合は、郵送等による申請を受け付ける。

(3) 再調査の申出

ア 被災者は、罹災証明書の内容に不服があった場合に再調査を申し出ることができるものとし、申出は罹災証明書の申請及び発行窓口で受け付ける。

イ 財政局は、再調査の申出があった建物に対し、原則として申出者が立会いのもと、速やかに再調査を行い、申出を受け付けた部署が財政局からの再調査結果の報告を受け、申出者にその結果を示す。

5 罹災証明書等の発行に関する広報

罹災証明書及び罹災届出証明書の発行は、広報紙、防災行政用同報無線（ひばり放送）等により周知する。

第2節 義援金・義援品の受領配分

1 基本方針

市及び関係機関は、寄せられた義援金品を受け付けて、迅速、確実かつ適正に被災者に配分するよう努める。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	会 計 課	▲	義援金の管理に関すること。
	健 康 福 祉 局（生 活 福 祉 部）	▲	義援金の受領・配分に関すること。
	環 境 経 済 局	▲	義援品の受領・配分に関すること。
関 係 関 機	神 奈 川 県	—	義援金の配分等に関すること。
	関 係 団 体	—	義援金品の受領配分への協力に関すること。

3 義援金の受領・配分計画

(1) 義援金の受付及び管理

健康福祉局は、市民及び他都市等から拠出された義援金で市に寄託されたものについて受け付ける。受け付けた義援金は、会計課が管理する口座に速やかに入金する。

(2) 義援金の配分計画

ア 県が、市及び日本赤十字社等の関係団体を構成員とする義援金配分委員会を設置した場合は、市が保管する義援金は、県の義援金配分委員会に送付する。ただし、寄託者が使途を明確にしたものについては、この限りでない。

イ 健康福祉局は、必要に応じて関係団体を構成員とする市の義援金配分委員会を設置し、次の事項を審議、決定する。

- (ア) 義援金の配分計画の策定
- (イ) 義援金の受付・配分に係る広報活動
- (ウ) その他義援金に関する必要事項

(3) 義援金の配分

健康福祉局は、県又は市が設置した義援金配分委員会が決定した配分計画に基づき義援金を配分する。

4 義援品の受領・配分計画

(1) 義援品の受付

環境経済局は、他都市等から拠出された義援品について、あらかじめ指定された場所で受け付ける。

(2) 義援品の集積・配送

環境経済局は、義援品について、災害の状況等を勘案し、救援物資受入拠点で集積・配送を行う。

< 救援物資受入拠点の主な役割 >

拠点名		主な役割
地域内 輸送拠点 ^(※)	相模原市救援物資集積・配送センター	○ 備蓄品の配送 ○ 調達した物資の集積配送 ○ 救援物資、義援品の集積配送
	淵野辺公園 (市立相模原球場、銀河アリーナ)	
	GLPアルファリンク相模原	
市立勤労者総合福祉センター (サン・エールさがみはら)		○ 調達した物資の集積配送
市立北相中学校体育館		
市体育館		○ 救援物資、義援品の保管 (補助)

(※) 「地域内輸送拠点」とは、大規模災害時に県が開設する広域物資輸送拠点 (国等から供給される物資を受け入れる拠点) から送られてくる物資を受け入れ、避難所へ配送するための拠点をいう。

(3) 義援品等の配分計画

環境経済局は、健康福祉局と連携し、生活必需物資供給対策と併せて義援品の活用を図る。

(4) 義援品受付の留意事項

個人等から寄せられる義援品は、仕分けや処分に過大な時間と労力を要することから、原則として受け付けないものとする。環境経済局は、災害時に市ホームページ等を活用してその旨を広く周知する。

5 関係団体との協力

環境経済局及び健康福祉局は、義援金品の受領・配分について、県、日本赤十字社等の関係団体と連携を図り、相互に協力する。

第3節 被災者への経済的支援

1 基本方針

市、県及び関係機関等は、被災者への経済的支援として、関係法令等に基づき、災害弔慰金や被災者生活再建支援金等の支給を行うとともに、災害援護資金や住宅復興資金の貸付け等を行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	健康福祉局（生活福祉部）	▲	災害弔慰金等の支給、被災者生活再建支援金の窓口業務、災害援護資金の貸付け等に関すること。
関 係 機 関	県 社 会 福 祉 協 議 会	—	生活福祉資金の貸付けに関すること。
	神 奈 川 県	—	被災者生活再建支援金の支給に関すること。

3 災害弔慰金等の支給

(1) 災害弔慰金の支給

健康福祉局は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）、相模原市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年10月相模原市条例第39号）に基づき、災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金の支給

健康福祉局は、災害弔慰金の支給等に関する法律、相模原市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害障害見舞金を支給する。

(3) 被災者生活再建支援金の支給

県から委託を受けた被災者生活再建支援法人（（公財）都道府県会館）は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により被災した市民に対し支援金を支給する。

健康福祉局は、この被災者生活再建支援金の支給申請等に係る窓口業務を行う。

(4) 災害見舞金の支給

健康福祉局は、相模原市小災害見舞金支給要綱（昭和40年10月1日施行）に基づき、災害救助法の適用を受けない災害を対象に、災害見舞金を支給する。ただし、被災世帯に属する世帯員の故意又は重大な過失により被災した者に対しては、見舞金を支給しないことができる。

4 災害援護資金等の貸付け

(1) 災害援護資金の貸付け

健康福祉局は、災害弔慰金の支給等に関する法律、相模原市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害援護資金の貸付けを行う。

(2) 生活福祉資金の貸付け

県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、低所得者世帯を対象に、生活福祉資金の貸付けを行う。

5 住宅復興資金の融資

住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律82号）に基づき、大規模災害により住宅が滅失又は損傷した者に対し、住宅の建設、購入、補修、移転及びそれに伴う宅地の整備、土地の購入、借地権の取得を行うのに必要な災害復興住宅資金の融資を行うことができる。

市は、被災者に対し、この融資制度に関する情報提供を行う。

第4節 被災者台帳の整備

1 基本方針

罹災証明書及び罹災届出証明書発行や義援金の支給等の被災者支援業務を効率的に実施するため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を集約した被災者台帳を整備する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市担当	区 役 所	●	罹災証明書及び罹災届出証明書の発行（火災を除く。）に関すること。
	財 政 局		罹災証明書の発行における調査・説明（火災を除く。）に関すること。
	健康福祉局（生活福祉部）		義援金及び支援金等に関すること。
	都 市 建 設 局 （まちづくり推進部）		応急仮設住宅の管理、応急仮設住宅の入居者認定に関すること。
	危 機 管 理 局		被災者支援システムの管理に関すること。
	関 係 各 局		罹災証明書及び罹災届出証明書、被害認定調査及び義援金等の応援等に関すること。

3 被災者支援システムの活用

被災者台帳の整備に当たっては、関係各局に配備された被災者支援システムを活用する。

被災者支援業務を行う関係各局が、個々の被災者について、それぞれの業務にかかる情報を同システムに入力し、被災状況全般についての共有化、一元化を図ることで、総合的な被災者支援を効率的に実施する。

第5節 宅地内堆積土砂混じりがれき対策

1 基本方針

被災者の生活再建に著しい支障を及ぼしている私有宅地内に流入した土石、竹木等（以下「宅地内堆積土砂混じりがれき」という。）について、宅地所有者が自力で撤去が困難な場合、または道路への二次災害など公益上の支障を及ぼすおそれがある場合、災害救助法に基づき市長が撤去を行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	都 市 建 設 局（土 木 部）	●	宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去に係る申請会場確保等の事前準備に関する事。
		▲	宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去に関する事。
	財 政 局	●	宅地内堆積土砂混じりがれきの仮置場の確保に関する事。
	環 境 経 済 局	▲	撤去した廃棄物の処分に関する事。
関 係 機 関	（一社）相模原市建設業協会	—	宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去への協力に関する事。
	相模原造園協同組合		
	相模原市津久井地区建設業連絡協議会		

3 宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去

(1) 宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去を行う場合

ア 原則

災害により、土石流等を原因として流れ出した流木や岩石が混じった土砂等が堆積している地区については、原則として、宅地所有者等において撤去する。

イ 市が行う場合

市災害対策本部で把握した被災地区の被災状況や、防災関係機関の意見及び周囲の状況等を考慮した上で、「1 基本方針」に従い市が撤去する。

(2) 実施機関

宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去は、都市建設局が行う。

(3) 宅地内堆積土砂混じりがれき撤去の実施

撤去に当たっては、被災状況に応じてその都度実施要綱を作成し、その要綱に基づき法面崩落等の二次被害に遭わないよう、関係機関と連携しながら、作業員等の安全を十分に確保した上で実施する。

ア 広報

宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去申請に関する情報は、広報紙、防災メール等により周知する。

イ 私有宅地等の所有者による申請

宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去を希望する者は、撤去申請書により申請を行う。

ウ 職員による現地確認及び審査

申請書受付後、撤去対象の私有宅地の詳細な被害状況を把握するために、職員による現地確認を行い、把握した被害状況等をもとに申請内容の審査を行う。

エ 撤去の実施

宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去を行うこととした場合は、関係機関と連携して撤去を実施する。

4 仮置場の確保

財政局は、撤去した宅地内堆積土砂混じりがれきの仮置場を（総則・予防計画編第2款第5章第9節「4 災害時における土地利用に関する事前対策」予一78参照）に基づき、迅速に確保する。

5 撤去した廃棄物の処分

環境経済局は、撤去した宅地内堆積土砂混じりがれきを（地震災害対策計画編第1款「第10章 清掃対策」地一80及び風水害等対策計画編第1款「第10章 清掃対策」風一94参照）に基づき、迅速に処分する。

6 ボランティアとの連携

宅地内堆積土砂混じりがれきの撤去に当たっては、災害ボランティアセンターと連携して事業の速やかな実施に努める。

第3章 災害復興計画

第1節 災害復興体制の確立

1 基本方針

大規模な災害により市内に甚大な被害が発生した場合、被災地域を防災性の高い快適で活力あるまちとして復興するために、市街地及び都市基盤施設の復興を行うとともに、生活再建及び地域経済の復興支援が必要である。

そのために、迅速に災害復興体制を確立して被災状況調査を行い、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、復興計画を策定する。

なお、復興体制の確立及び復興計画の策定に当たっては、『災害復興計画策定マニュアル』に基づき行うものとする。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	市 長 公 室	▲	復興本部の設置・運営に関すること。 復興計画の策定に関すること。
	都市建設局（まちづくり推進部）	▲	被災状況調査、復興本部での活動に関すること。 復興整備事業の調整に関すること。
	関 係 各 局	▲	被災状況調査、復興本部での活動に関すること。 復興整備事業及びその他復興に必要な事業の実施に関すること。
関 係 機 関	関 係 機 関	—	被災状況調査の報告・支援に関すること。

3 復興計画のための被災状況調査

関係各局は、復興計画を策定するために、その事業対象地域の被災状況について、次のような項目を把握する。

- (1) 市街地復興に係る調査
建築物等の被災状況、特定の復興地区に関する従前の土地利用状況等
- (2) 生活再建支援に係る調査
罹災証明書の根拠となる住宅の被災状況、離職者数等
- (3) 地域経済の復興に係る調査
工場及び商店街、産業基盤施設等の物的被害状況、業種別被害額、事業停止期間、地域経済への影響等
- (4) 復興モニタリング
復興対策や事業の修正の必要性等を検討するための復興状況の調査

4 復興計画の策定

被災状況等から、大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定被災市となった場合は、復興整備事業及び復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業、地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業の実施等を行うため、復興計画を策定する。

市は、復興に係る総合的措置を講じ、速やかな復興を図るために、災害復興本部を設置する。災害復興本部は市災害対策本部の構成員を中心とした組織とし、災害復興本部各部の連絡調整は、市長公室が担当する。

復興計画策定においては、市長公室が全庁的な調整を行い、そのうち復興整備事業については都市建設局が取りまとめる。また、関係各局はその他復興に必要な個別具体的な事業を担当する。

なお、特定被災市とならない場合であっても、被害の影響、態様、その他の状況から、市民の生活再建や地域経済の復興など、被災地域の円滑、迅速な復興支援が必要な場合もあることから、「相模原市災害復興計画策定マニュアル」を活用し、関係各局の役割に基づき復興事業を担当する。

(1) 復興計画の策定

市長公室は、市民の理解のもとに都市将来像を明らかにして、災害防止はもとより、快適な都市環境の創造に向けた防災都市づくりを進められるよう、復興計画を策定する。

復興計画で規定すべき事項は、次のとおりである。

なお、都市復興、産業復興など、個別具体的な計画が必要な分野については、分野別復興計画を策定し、相互の整合性を確保する。

ア 復興計画の区域

イ 復興計画の目標

ウ 人口の現状及び将来の見通し、土地利用に関する基本方針及びその復興に関して基本となるべき事項

エ 復興計画の目標を達成するために必要な事業（復興整備事業）

オ 復興整備事業と一体となって効果を増大させるために必要な事業又はその他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業

カ 復興計画の期間

キ その他復興整備事業の実施に関する必要な事項

(2) 計画策定のプロセス

復興計画の策定に際しては、県及び近隣自治体等と広域的な連携を図るものとする。

災害復興本部では、市としての方針を定め、学識経験者、市民の意見反映、庁内各局、県、国等との調整に基づき、復興計画の策定を行う。

なお、復興計画を策定していく過程においては、復興施策等は報道機関等の協力を得て広報し、市民への周知と施策の実行を促進する。

また、市民の意見集約に当たっては、男女共同参画の考え方及び災害時要援護者をはじめとした多様な主体の視点に立った具体的な提案を出しやすい環境を整備する。

5 他自治体からの派遣職員の活用

総務局は、大規模災害からの復旧・復興を円滑に進めるために他自治体からの中長期の職員派遣が必要な場合は、「総務省、全国市長会及び全国町村会による被災市町村に対する中長期の職員派遣制度」や、「復旧・復興支援技術職員制度」の活用を図る。

第2節 市街地・都市基盤施設の復興

1 基本方針

大規模な災害により市街地に甚大な被害が発生した場合、被災市街地復興特別措置法に基づき、市街地及び都市基盤施設の復興を行う。

また、大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定被災市となった場合には、市が策定する復興計画に即した復興を行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	都市建設局（まちづくり推進部）	▲	市街地、都市基盤施設の復興に関する総合調整に関すること。
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	市街地、都市基盤施設の各種復興及び支援対策に関すること。
	そ の 他 の 関 係 機 関		

3 市街地の復興

(1) 市街地復興の流れ

都市建設局は、市街地の復興に関して、おおむね次の流れで実施する。

- ア 建築制限の実施
- イ 都市復興基本方針の策定
- ウ 復興対象地区の設定
- エ 都市復興基本計画の策定・事業の実施
- オ 地区計画等の作成支援

(2) 防災都市づくり

都市建設局及び県は、市街地の整備改善に際して、市民の合意形成に努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、都市計画マスタープランの方針を踏まえた良好な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

4 都市基盤施設の復興

都市基盤施設の復旧・復興は、災害応急対策として行われる機能回復を目的とした応急復旧及び施設自体を被災前に戻す復旧又は更に防災性を高めて計画的に整備するという本格的な復興の3つの段階に分けられる。

市及び関係機関等は、次の都市基盤施設の整備について、防災に関わるそれぞれの方針等を踏まえた復旧・復興を行う。

- (1) 避難路、避難地、延焼遮断帯、幹線道路、都市公園及び河川等の骨格的都市基盤の整備
- (2) 防災安全街区の整備
- (3) ライフラインの地中化等の耐震性の強化
- (4) 建築物や公共施設の耐震・不燃化

第3節 生活再建・地域経済の復興支援

1 基本方針

大規模災害が発生した場合は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みを構築することに加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要があることから、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、相談の機会や被災者台帳を活用した一人ひとりに寄り添った個別の支援を行う。

また、復興計画を策定した場合は、復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業、地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業を行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	関 係 各 局	▲	復興に必要な事業の実施に関すること。 地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業の実施に関すること。
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	生活再建、地域経済の各種復興及び支援対策に関すること。
	そ の 他 の 関 係 機 関		

3 生活再建支援

関係各局は、被災者の生活再建支援のために、関係機関・団体と連携して次のような施策を検討又は実施する。また、施策の実施に当たっては、個別訪問による実態調査等を通じ、被災者一人ひとりの置かれた状況に応じて、住まい、就労、心のケア等の幅広い分野にわたる実効性のある支援をきめ細やかに行うよう努める。

(1) 住宅・宅地を失った人に対する支援

関係各局及び県は、住宅復興に関する情報提供、自己再建の支援、災害公営住宅の供給等を行う。また、公営住宅の入居対象外の住民に対して、民間賃貸住宅の供給促進及び入居支援を行う。

(2) 雇用を失った人に対する支援

県は、国・労働関係団体等と連携して雇用対策を実施し、市は、雇用対策に関する情報提供を行う。

(3) 被災者への経済的再建支援

関係各局及び県は、前述した災害弔慰金の支給等のほかに、税や保険料、公共料金・使用料等の納期の延長、徴収猶予、減免等を行う。

(4) 精神的支援

健康福祉局及び県は、被災者の精神保健活動支援のため、訪問相談や地域拠点の設置等を行う。

(5) 災害時要援護者を対象とした支援

健康福祉局、市民局及び県は、高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者等の被災状況を把握し、ホームヘルプサービスやショートステイ等の在宅サービスの実施、入所施設等への受入れ、福祉ボランティアの確保等を実施するとともに、仮設住宅、義援金など各種交付金の手続といった被災後の生活情報や、罹災証明書、就労、労働、住宅等に関する相談、帰国手続に関する相談等、必要な各種支援を行う。

4 地域経済の復興支援

関係各局は、経済基盤が脆弱^{ぜいじやく}な中小事業者等の自立支援、地域経済全体の活性化の支援等を行うために、次のような施策を検討又は実施する。

(1) 個々の事業者を対象とした施策

- ア 被災中小事業者や農林業者への公的融資制度の紹介など総合相談体制の整備（環境経済局）
- イ 金融・税制面での各種支援（財政局、環境経済局）
- ウ 仮設賃貸工場の設置、仮設店舗の建設補助など事業の場の確保（環境経済局）
- エ 農林業施設の災害復旧事業等の推進（環境経済局）
- オ 既存融資制度の活用促進（環境経済局）
- カ 物流ルートに関する情報提供（環境経済局）

(2) 地域全体に波及効果を及ぼす施策

- ア 被災地全体を対象としたイベント実施やプロジェクト誘致（市長公室、環境経済局）
- イ 観光・地場産業の広報活動（市長公室、環境経済局）
- ウ 地域特性に応じた新産業の創出・育成（環境経済局）
- エ 既存産業の高度化促進（環境経済局）

相模原市地域防災計画

発行 令和 年 月 相模原市防災会議
(昭和39年策定)

事務局 相模原市危機管理局危機管理課
